

## 目標の変更関係資料（「デジタル社会の実現に向けた重点計画」関連（一括変更））

## &lt;内閣府&gt;

1. (中) 北方領土問題対策協会…………… 4
2. (研) 日本医療研究開発機構…………… 18

## &lt;消費者庁&gt;

3. (中) 国民生活センター…………… 46

## &lt;総務省&gt;

4. (研) 情報通信研究機構…………… 86

## &lt;財務省&gt;

5. (中) 酒類総合研究所…………… 88

## &lt;文部科学省&gt;

6. (中) 国立特別支援教育総合研究所…………… 90
7. (中) 大学入試センター…………… 108
8. (中) 国立青少年教育振興機構…………… 111
9. (中) 国立女性教育会館…………… 132
10. (中) 国立科学博物館…………… 135
11. (特研) 物質・材料研究機構…………… 138
12. (研) 防災科学技術研究所…………… 141
13. (研) 量子科学技術研究開発機構…………… 144
14. (中) 国立文化財機構…………… 147
15. (中) 教職員支援機構…………… 150
16. (中) 日本学術振興会…………… 168
17. (特研) 理化学研究所…………… 171
18. (中) 日本スポーツ振興センター…………… 175
19. (中) 日本芸術文化振興会…………… 178
20. (中) 日本学生支援機構…………… 181
21. (研) 海洋研究開発機構…………… 185
22. (中) 国立高等専門学校機構…………… 188
23. (中) 大学改革支援・学位授与機構…………… 191
24. (準) 日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）…………… 194

<厚生労働省>

25. (中) 勤労者退職金共済機構	198
26. (中) 高齢・障害・求職者雇用支援機構	224
27. (中) 福祉医療機構	264
28. (中) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	281
29. (中) 労働者健康安全機構	295
30. (中) 国立病院機構	317
31. (中) 医薬品医療機器総合機構	332
32. (中) 地域医療機能推進機構	347
33. (中) 年金積立金管理運用独立行政法人	363
34. (研) 国立がん研究センター	379
35. (研) 国立循環器病研究センター	393
36. (研) 国立精神・神経医療研究センター	408
37. (研) 国立国際医療研究センター	423
38. (研) 国立成育医療研究センター	440
39. (研) 国立長寿医療研究センター	455

<農林水産省>

40. (中) 家畜改良センター	470
41. (研) 農業・食品産業技術総合研究機構	492
42. (研) 国際農林水産業研究センター	514
43. (研) 森林研究・整備機構	528
44. (研) 水産研究・教育機構	547
45. (中) 農畜産業振興機構	562
46. (中) 農業者年金基金	579
47. (中) 農林漁業信用基金	594

<経済産業省>

48. (中) 経済産業研究所	611
49. (中) 工業所有権情報・研修館	615
50. (特研) 産業技術総合研究所	618
51. (研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構	633
52. (中) 日本貿易振興機構	636
53. (中) 情報処理推進機構	640
54. (中) 中小企業基盤整備機構	645

<国土交通省>

55. (研) 海上・港湾・航空技術研究所	648
56. (中) 海技教育機構	652
57. (中) 航空大学校	654
58. (中) 自動車技術総合機構	657
59. (中) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	660
60. (中) 国際観光振興機構	662
61. (中) 空港周辺整備機構	675
62. (中) 都市再生機構	678
63. (中) 奄美群島振興開発基金	700
64. (中) 住宅金融支援機構	716

<環境省>

65. (研) 国立環境研究所	732
66. (中) 環境再生保全機構	770

府北対第54号  
4水漁第477号  
令和4年6月23日

独立行政法人評価制度委員会

委員長 澤田道隆 殿

内閣総理大臣 岸田文雄

農林水産大臣 金子原二郎

独立行政法人北方領土問題対策協会の中期目標の変更について（諮問）

標記について、別紙のとおり変更したいので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第3項の規定に基づき、独立行政法人評価制度委員会の意見を求めます。

独立行政法人北方領土問題対策協会の中期目標 新旧対照表（関係部分）

中期目標変更後（第4期）	中期目標（第4期）
<p>6. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 内部統制の充実・強化</p> <p>法人としての説明責任を十分に果たすため、理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化、文書主義の徹底を進める。</p> <p>業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、財務報告等の信頼性を確保する内部統制の充実・強化のため、監事と内部統制推進部門との連携等による監事機能の実効性の更なる向上や、前中期目標期間中に整備した内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を通じた不断の見直しに取り組む。</p> <p>(2) 公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策</p> <p>内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護、情報公開について、法令等に基づき、適正に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を十分に踏まえ、規程の整備や組織としての意識・対応力を向上させるための措置をとる。</p> <p>情報セキュリティ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、関係規程類を適時適切に見直し、整備する。これに基づき、情報セキュリティ対策を講じ、情報</p>	<p>6. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 内部統制の充実・強化</p> <p>法人としての説明責任を十分に果たすため、理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化、文書主義の徹底を進める。</p> <p>業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、財務報告等の信頼性を確保する内部統制の充実・強化のため、監事と内部統制推進部門との連携等による監事機能の実効性の更なる向上や、前中期目標期間中に整備した内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を通じた不断の見直しに取り組む。</p> <p>(2) 公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策</p> <p>内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護、情報公開について、法令等に基づき、適正に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を十分に踏まえ、規程の整備や組織としての意識・対応力を向上させるための措置をとる。</p> <p>情報セキュリティ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、関係規程類を適時適切に見直し、整備する。これに基づき、情報セキュリティ対策を講じ、情報</p>

システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより対策の改善を図る。

### (3) 人事・労務管理

情勢変化に柔軟に対応するとともに、常に新たな発想をもって業務を遂行していくため、また、組織としての国際的なコミュニケーション能力を向上するため、研修への参加の奨励や外部組織との人材交流の検討等を含め、計画的な人材の確保・育成の取組を進める。また、上述の業務の大胆な効率化と相まって、長時間労働の防止、育児・介護等との両立支援等の働き方改革を進め、職員の士気の向上、働きやすい職場環境の整備を行う。

### (4) デジタル化による業務運営の効率化

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PMO(ポートフォリオ・マネジメント・オフィス)の設置等の体制整備を行う。また、情報システムについては、投資対効果を精査した上で整備する。

システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより対策の改善を図る。

### (3) 人事・労務管理

情勢変化に柔軟に対応するとともに、常に新たな発想をもって業務を遂行していくため、また、組織としての国際的なコミュニケーション能力を向上するため、研修への参加の奨励や外部組織との人材交流の検討等を含め、計画的な人材の確保・育成の取組を進める。また、上述の業務の大胆な効率化と相まって、長時間労働の防止、育児・介護等との両立支援等の働き方改革を進め、職員の士気の向上、働きやすい職場環境の整備を行う。

## 独立行政法人北方領土問題対策協会中期目標（案）

### 1. 政策体系における法人の位置付け及び役割

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島は、70年以上にわたり今もなおロシアが法的な根拠なく占拠し続けている。

我が国は、北方四島の帰属の問題を解決して日露平和条約を締結し、両国間に真の相互理解に基づく安定的な関係を確立することを一貫した基本方針としており、首脳間の協議を始め、外交努力が重ねられている。

粘り強い外交交渉には、北方領土問題の解決を求める国民世論の結集が不可欠であり、国民運動の一層の高揚と裾野の拡大が求められている。

そうした中で、独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は、国民世論の啓発、四島交流事業、元島民の援護、北方地域旧漁業権者等への融資等について、その政策実施機関として具体的な事業に取り組み、北方領土問題の解決の促進等を図っていく使命を負うものである。

現在、北方領土問題については、「新しいアプローチ」に基づく北方四島における共同経済活動に関する協議の進展、航空機による特別墓参の実施といった日露関係の動きや、平均80歳を超えた元島民の一層の高齢化など、大きな変化の時期を迎えている。

協会が、理事長のリーダーシップの下、そうした情勢変化を的確に見極め、知恵を絞り、政策目的や目標に立ち返って大胆かつ不断に取組の改善を重ねるとともに、政府の方針に基づき機動的な対応を可能とする体制の整備を図りながら、政策実施機関としての機能を最大化することを主眼として、この目標を定める。

（別添）政策体系図

### 2. 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。

### 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項<sup>1</sup>

以下のとおり、各業務(一定の事業等のまとめ<sup>2</sup>)における目標を定める。このほか、個別の事業・業務のPDCAサイクルを実効的に機能させるために必要な指標については、「4. 業務運営の効率化に関する事項(1)業務の見直し」に定める初年度における業務の見直しの中で併せて検討した上で、各年度の実施計画等において設定することとし、毎年度、その達成度を検証する。

#### (1) 国民世論の啓発

北方領土返還要求運動の中核を担う方々の一層の高齢化を踏まえ、広く国民一般の北方領土問題に対する関心と理解を得て、国民運動としての運動の活性化という観点から、本中期目標期間中に目に見える効果を上げる。そのため、全国における活動の推進、青少年及び教育関係者に対する啓発等を通じた運動の担い手としての後継者育成の強化に加え、これまで啓発の効果が必ずしも十分に及んでいなかった世代、地域などの関心や理解の底上げを図ることに重点を置く。特に若年層への情報発信に徹底的に取り組む。また、民間企業等(例えば、先の大戦の関連資料等を保有する機関なども含む。)と連携した取組も進める。

その前提として、PDCAサイクルの実効性を確保し、効果的な事業を実施するため、国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度などを定量的に把握する。本中期目標期間初年度において、内閣府と連携しつつ、事業の有効性や費用対効果の検証を行い、その結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を徹底的に行う。

#### ① 北方領土返還要求運動の推進

全国各地の大会、署名活動、北方領土に触れる機会を提供する企画など北方領土返還要求運動に係る取組については、若年層など参加者の裾野の拡大や、取組の波及効果の増大に重点を置く。

北方領土返還要求全国大会については、運動における中核的な行事と捉え、協会の関与の在り方を見直しつつ、大会の成果の効果的な情報発信などを通じ、北方領土問題に対する国民の関心度や理解度を高める。

都道府県等における取組の推進については、取組事例の情報収集・発

<sup>1</sup> 協会の業務に関連する政策評価の平成29年度事前分析表は「内閣府29-56(政策19-施策①)」

<sup>2</sup> 「国民世論の啓発」、「四島交流事業」、「調査研究」、「元島民等の援護」及び「北方地域旧漁業権者等への融資」



信の強化などにより、全国各地の取組の見える化、地域間の取組の情報共有・連携を進める。

② 青少年や教育関係者に対する啓発

全国の青少年が、元島民等を交え、北方領土問題に対する積極的な意見交換を行う機会づくりやその成果の発信強化などにより、青少年の主体的な問題意識や活動への参加意欲を醸成する。

また、学習指導要領の改訂を踏まえ、協会が作成する学習教材集の利活用、教育関係者による指導方法に関する研究や情報共有、その実践などを促進する。

③ 国民一般に対する情報発信

民間企業等とも連携しながら、北方領土問題に関する情報発信を大胆に強化することにより、国民一般の関心と理解を広げる。その際、情報発信の対象は若年層に重点化するとともに、地域ごとの特性なども考慮した発信を行う。新たなSNSの活用を始め発信ツールの多様化・高度化に積極的に対応するなど、効果的な発信方法を不断に検討する。具体的情報発信に当たっては、訴求対象を明確にした上で、それに応じた啓発内容や媒体をきめ細かく検討し、実施する。

これらの取組に当たっては、協会の愛称を定めるなど、これまで運動に参加したことのない国民が接しやすいような啓発の在り方を検討し、実施する。

また、北方領土隣接地域の事業と連携するなどにより、北方領土を直接見る機会の増加も含め、実感を伴った理解の浸透にも取り組む。北方館等の啓発施設についても、情報発信の強化などにより、集客力を向上させる。

【指標】

- ・ P D C Aサイクルの実効性を確保し、効果的な事業を実施するための調査として、国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度、運動への参加意欲、それらへの協会事業の寄与度などを測定する調査を初年度に実施する。このほか、本中期目標期間中に少なくとも2回の調査を実施する。
- ・ 北方領土返還要求全国大会や都道府県等の北方領土返還要求運動に係る取組その他北方領土問題等に関するSNS等による各年度の情報発信の件数を前中期目標期間最終年度比20%増とする。[参考 平成28年度実績：205件]

- ・ SNS等による情報発信について、読者数又は反応数（媒体・ツールごと）を前中期目標期間最終年度比 10%増とする。[参考 平成 28 年度協会 SNS（2種）読者数：10,900 件／5,955 件]
- ・ 各年度における県民大会等各地の事業への参加者のうち、若年層の割合及び初参加者の割合が前中期目標期間最終年度の水準を上回るよう、協会は、若年層の参加及び初参加者の拡大に向けた対策を毎年度実施する。[参考 平成 28 年度の県民大会平均：若年層参加割合 20%、初めての参加者割合 55%]
- ・ 全国の青少年が、元島民や隣接地域の地方自治体等を交え、主体的に意見交換を行う事業を毎年度実施する。
- ・ 協会HPに掲載する学習教材集のダウンロード数を前年度比増とする。
- ・ 啓発グッズの設置やイメージキャラクター「エリカちゃん」とのコラボレーション、啓発イベントの連携など、毎年度新たに民間企業等から協会の取組への協力を得る。
- ・ 北方館、別海北方展望塔及び羅臼国後展望塔の各年度の集客数について、前中期目標期間の年度平均の水準を上回るものとする。[参考 平成 25 年度～平成 28 年度実績平均：北方館 13.8 万人、別海北方展望塔 7.4 万人、羅臼国後展望塔 2.9 万人]

#### [指標設定の考え方]

- ・ 元島民の一層の高齢化を踏まえ、北方領土問題の解決に向けた意志を次代に引き継ぐためには、国民運動として運動を活性化していくことが重要。取組のPDCAサイクルを実効的に機能させるため、北方領土問題の解決に向けた国民世論が全体としてどの程度形成されているか、国民一般の理解度や関心度に関連する指標を設定し、それらの到達度について評価することを基本とする。ただし、中期目標策定時において、そうした指標を十分に有していないことから、初年度に必要な調査を実施し、それらの結果を踏まえ、指標の追加・修正等を行う。
  - ＜参考：「北方領土問題に関する特別世論調査」（内閣府）＞
    - 「北方領土問題について聞いたことがあり、問題の内容も知っている」  
39.2%（平成 20 年）→40.5%（平成 25 年）
    - 「北方領土返還要求運動に参加したい」  
34.5%（平成 20 年）→36.1%（平成 25 年）等
- ・ また、これまで啓発の効果が必ずしも十分に及んでいなかった世代、地域などへの啓発の重点化に伴い、SNS等による情報発信量や運動への若年層の参加、啓発の波及効果を高めるための民間企業等との連携に

関する指標を設定しているほか、協会の取組成果等が利活用されているかという観点での指標を設定。

【重要度：高】これまで北方領土返還要求運動の中核を担ってきた元島民の高齢化が一層進む中で、北方領土問題の解決に向けた強い意志が世代を超えて共有されることが必要。そのため、あらゆる地域、世代の国民、とりわけ次代を担う若い世代の北方領土問題に対する理解を深め、関心を高めていくことが急務であり、目に見える効果を上げることが必要。

【難易度：高】問題への関心が相対的に低い層に情報を届け、関心と理解の底上げを図ることは容易なことではない。北方領土問題に対する関心や理解の度合いなどは、その時々社会情勢など外部要因による影響も想定される。評価においてそうしたことも考慮することを前提に、本中期目標期間において目に見える効果を上げていく必要から、チャレンジングな目標を設定。

## (2) 四島交流事業

北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、問題の解決に寄与するため、関係機関・団体と連携し、北方四島在住ロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を着実に実施する。特に、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。

加えて、国民世論の啓発への波及効果を高める観点から、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な者の参加や交流プログラムの工夫を図るとともに、事業成果についての徹底的かつ継続的な情報発信（事業参加者による積極的な発信の推進を含む。）、事業参加者による事後活動を推進する。

交流プログラムについては、参加者のニーズも踏まえつつ、学術・文化・スポーツなどの専門家・団体とも連携し、相互理解の一層の増進につながる内容とする。

毎年度の事業のPDCAサイクルをより実効的に機能させるため、関係団体等の意見を聞きながら、課題と改善策をとりまとめて内閣府に報告し、改善の実現を図る。

### 【指標】

- ・ 各年度の計画に基づき、各事業を適切に実施する（日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的に対

応することを含む。外部要因により中止される場合を除く。)

- ・ 各事業に関連する情報発信（協会による発信に加え、事業参加者による発信も含む。）が積極的に行われるよう（SNSによる発信であれば一事業当たり550件<sup>3</sup>以上。他の方法による発信の場合はこれに準ずる。）、協会は必要な措置を講ずる。
- ・ 国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な参加者について検討し、それらの者が参加する交流事業を毎年度実施する。
- ・ 交流プログラムについて、相互理解の増進に加え、国民世論の啓発への波及効果の増大にも資する企画を毎年度検討し、実施する。[参考 平成28年度実績：1回]
- ・ 事業参加者による事後活動について発信する仕組みを検討し、本中期目標期間第4年度から本格実施する。

#### [指標設定の考え方]

- ・ 本事業については、毎年度運用の細部も含めて事業を検証し、改善を行うこととしているが、その改善策を講じていく中で、各年度の計画に基づいて事業を適切に実施していくことが第一の目標である。特に、本中期目標期間においては、内閣府等の方針に基づき、日露関係などの情勢変化に柔軟に対応していくことが肝要。
- ・ その上で、相互理解の増進のため、交流プログラムの更なる工夫に関する指標に加え、国民一般の関心や理解の広がりにもつながるよう、参加者の事後活動を含めた事業の情報発信の強化などに関する指標を設定。

### (3) 調査研究

北方領土の現状や北方領土問題の経緯などに関する情報・資料を保有する機関として、これまでの調査研究成果を整理し、それに対するアクセスの利便性向上を進める。また、北方領土や北方領土問題の最新動向を踏まえ、関係機関等にとって最も関心の高いテーマを選定して調査研究を実施する。各調査研究成果については、積極的に発信し、利活用を促進する。

#### 【指標】

- ・ 本中期目標期間第2年度までに、これまでの調査研究結果を整理し、一覧化して協会ホームページに掲載する。
- ・ 本中期目標期間第3年度までに、調査研究結果を利活用した者から調

<sup>3</sup> 協会による発信50件／事業参加者による発信500件（一事業当たりの参加者を50人と想定）

- 査研究内容についての評価を得る方策を導入し、次年度から実施する。
- ・ 各年度における調査研究結果の引用・利活用の件数を測定し、その翌年度以降、各年度において最初の測定年度以上の水準とする。

[指標設定の考え方]

- ・ 調査研究の内容が関係機関等において役立つものとなっているか、また、より多く利活用されているかという点に関する指標を設定。

(4) 元島民等の援護

元島民等が置かれている特殊な事情に鑑み、元島民等が行う返還要求運動や資料収集等の活動について、より効果的な実施のための助言を含めた支援を行う。

北方四島へのいわゆる自由訪問への支援について着実に実施する。特に、航空機による特別墓参など、その時々の日露関係の変化等に応じた内閣府等からの方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。

【指標】

- ・ 元島民等の活動支援について、活動ごとに効果的な実施等のための助言を実施する。
- ・ 自由訪問への支援について、各年度の計画に基づき、各回、適切に実施する（日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的に対応することを含む。外部要因により中止される場合を除く。）。

[指標設定の考え方]

- ・ 元島民等の活動支援については、元島民等の北方領土や北方領土問題への思いを多くの人々や次世代に伝えていくため、財政的支援のみならず、効果的な実施等のための助言を行うことを目標として明示。
- ・ 自由訪問への支援については、各年度の計画に基づいて着実に実施することが重要であり、特に、本中期目標期間においては、航空機を利用した墓参を中心とする自由訪問（いわゆる航空機による特別墓参）など、その時々の内閣府等の方針に基づき、日露関係などの情勢変化に適切に対応していくことが必要。

(5) 北方地域旧漁業権者等への融資

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第

162号)に基づき、融資事業を適切に行う。その際、北方地域旧漁業権者等が置かれている特殊な地位等に鑑み、親身になってきめ細かな相談やサービスを行う。

融資メニューについては、社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、必要に応じ、見直しを行う。

また、関係金融機関との連携を強化し、制度利用の活性化・円滑化を進める。

#### 【指標】

- ・ 個別の融資対象者の事業の経営と生活の安定に向けた相談等の件数を前中期目標期間最終年度比増とする。[参考 平成 28 年度融資相談件数：405 件]
- ・ 社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、必要に応じ、融資メニューの見直しを実施する。

#### [指標設定の考え方]

- ・ 北方地域旧漁業権者等が置かれている特殊な地位等に鑑み、親身になって事業の経営や生活の安定に向けてきめ細かく相談等に応じることにより、政策金融としての信頼を向上させていくことが必要。
- ・ 融資事業が、北方地域旧漁業権者等の事業経営や生活の安定に資するものであるため、社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、必要に応じ、融資メニューの見直しを行うことを明示。

## 4. 業務運営の効率化に関する事項

### (1) 業務の見直し

本中期目標期間初年度において、理事長がリーダーシップを発揮し、国民世論の啓発を中心に、事業の有効性や費用対効果の検証を行う。検証結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を徹底的に行う。なお、本中期目標が設定している指標等において行うこととしている業務も含めて見直しを行うこととし、見直しの結果に基づき、必要に応じ、指標の修正等を行う。

また、各事業のPDC Aサイクルを毎年度実効的に機能させていく。

効果的な事業の実施のため、委託事業については、実施内容やその効果検証に主体的に関与するとともに、助成事業については、所期の目的が達成されているか等の観点から事後的な確認を着実にを行う。

## (2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等

運営費交付金を充当する業務について、業務の効率化を進めることなどにより、一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）は、本中期目標期間最終年度における当該経費の総額を、前中期目標期間最終年度に対して、7%削減する。また、業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。）については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。

## (3) 給与水準の適正化

役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与の在り方について検証した上で適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、職員の勤務成績を給与等に反映することにより、職員の士気を向上させ、より効率的な業務運営を図る。

## (4) 調達合理化等

公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。契約は原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によることとし、一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。

一者応札の縮減のため、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図る。また、国民世論の啓発等の事業の実施に係る調達に当たって、受託先に対しても事業の目標設定を求める手法について検討し、実施する。

## 5. 財務内容の改善に関する事項

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。

財務内容等の透明性を確保し、協会の活動に対する理解促進を図る観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を進める。

更なる自己収入の確保のための方策について、具体的な検討を行う。

## 6. その他業務運営に関する重要事項

### (1) 内部統制の充実・強化

法人としての説明責任を十分に果たすため、理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化、文書主義の徹底を進める。

業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、財務報告等の信頼性を確保する内部統制の充実・強化のため、監事と内部統制推進部門との連携等による監事機能の実効性の更なる向上や、前中期目標期間中に整備した内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を通じた不断の見直しに取り組む。

### (2) 公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策

内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護、情報公開について、法令等に基づき、適正に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を十分に踏まえ、規程の整備や組織としての意識・対応力を向上させるための措置をとる。

情報セキュリティ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、関係規程類を適時適切に見直し、整備する。これに基づき、情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより対策の改善を図る。

### (3) 人事・労務管理

情勢変化に柔軟に対応するとともに、常に新たな発想をもって業務を遂行していくため、また、組織としての国際的なコミュニケーション能力を向上するため、研修への参加の奨励や外部組織との人材交流の検討等を含め、計画的な人材の確保・育成の取組を進める。また、上述の業務の大胆な効率化と相まって、長時間労働の防止、育児・介護等との両立支援等の働き方改革を進め、職員の士気の向上、働きやすい職場環境の整備を行う。

### (4) デジタル化による業務運営の効率化

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PMO(ポートフォリオ・マネジメント・オフィス)の設置等の体制整備を行う。また、情報システムについては、投資対効果を精査した上で整備する。



(独) 北方領土問題対策協会の政策体系図

北方領土問題解決への道筋 (イメージ) <国の政策、協会業務の背景>

北方四島の帰属の問題を解決して日露平和条約を締結するという一貫した基本方針

北方領土をめぐる外交交渉

北方領土返還に向けた環境整備 (本土・四島)

- ・ 国民世論の啓発
  - ・ 元島民等の援護
  - ・ 交流等事業の推進
  - ・ 隣接地域の振興 等
  - 「新しいアプローチ」
  - ・ 共同経済活動
- (北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律)  
(北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律)

北方領土問題対策協会が果たすべき役割 (独立行政法人北方領土問題対策協会法)

- 国民世論の啓発、四島交流事業、調査研究、元島民等の援護及び旧漁業権者等への融資について、政策実施機関として具体的な事業に取り組み、北方領土問題の解決の促進等を図る。

<本中期目標のポイント>

理事長のリーダーシップの下、日露関係や元島民の高齢化など情勢変化を的確に見極めつつ、政策目的や目標に立ち返って取組の改善を重ね、政策実施機関としての機能を最大化

国民世論の啓発

- 真の国民運動として若年層など運動の裾野の拡大
- 情報発信の大胆な強化

四島交流事業

- 情勢変化にも対応しつつ、計画等に基づき着実に実施
- 世論啓発にも資する参加者やプログラムの検討、発信強化

調査研究

- 関係機関等にとって最も関心の高いテーマの選定
- これまでの調査研究成果の整理

元島民等援護

- 助言を含めた元島民の活動支援
- 情勢変化にも対応しつつ、自由訪問支援を着実に実施

元島民等への低利融資

- きめ細かな相談等対応
- 必要に応じた融資メニューの見直し

府 医 第 1 5 号  
4 文 科 振 第 231 号  
厚生労働省発科 0616 第 29 号  
20220616 商 第 2 号  
令和 4 年 6 月 23 日

独立行政法人評価制度委員会

委員長 澤田 道隆 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄

文部科学大臣 末松 信介

厚生労働大臣 後藤 茂之

経済産業大臣 萩生田 光一

( 公 印 省 略 )

国立研究開発法人日本医療研究開発機構の  
中長期目標（第 2 期）の変更について

標記について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 第 3 項の規定に基づき、別紙について貴委員会の意見を求めます。

国立研究開発法人日本医療研究開発機構の中長期目標 新旧対照表

(主務府省：内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

第 2 期 (新)	第 2 期 (旧)
<p style="text-align: center;">＜中長期目標＞</p> <p><u>I. 政策体系における法人の位置付け及び果たすべき役割</u> (略)</p> <p><u>II. 中長期目標の期間</u> (略)</p> <p><u>III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</u> (略)</p> <p><u>IV. 業務運営の効率化に関する事項</u>            (1) 業務改善の取組に関する事項 (略)            (2) 業務の電子化に関する事項  <u>「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PMO(ポートフォリオ・マネジメント・オフィス)の設置等の体制整備を行う。また、電子化の促進等により事務手続の簡素化・迅速化を図るとともに、AMEDの制度利用者の利便性の向上に努める。さらに、幅広いICT需要に対応できるAMED内情報ネットワークの充実を図る。情報システム及び重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、震災等の災害時への対策を確実にすることにより、業務の安全性及び信頼性を確保する。</u></p> <p><u>V. 財務内容の改善に関する事項</u> (略)</p> <p><u>VI. その他業務運営に関する重要事項</u> (略)</p>	<p style="text-align: center;">＜中長期目標＞</p> <p><u>I. 政策体系における法人の位置付け及び果たすべき役割</u> (略)</p> <p><u>II. 中長期目標の期間</u> (略)</p> <p><u>III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</u> (略)</p> <p><u>IV. 業務運営の効率化に関する事項</u>            (1) 業務改善の取組に関する事項 (略)            (2) 業務の電子化に関する事項            電子化の促進等により事務手続の簡素化・迅速化を図るとともに、AMEDの制度利用者の利便性の向上に努める。また、幅広いICT需要に対応できるAMED内情報ネットワークの充実を図る。情報システム及び重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、震災等の災害時への対策を確実にすることにより、業務の安全性及び信頼性を確保する。</p> <p><u>V. 財務内容の改善に関する事項</u> (略)</p> <p><u>VI. その他業務運営に関する重要事項</u> (略)</p>

第 2 期 (新)	第 2 期 (旧)
別紙：政策体系図 (略) 別紙：使命等と目標の関係 (略)	別紙：政策体系図 (略) 別紙：使命等と目標の関係 (略)

令和2年8月31日変更

令和4年2月28日変更

令和4年 月 日変更

## 国立研究開発法人日本医療研究開発機構

### 中長期目標（第2期）

令和2年2月

内閣府

文部科学省

厚生労働省

経済産業省

## 目次

I. 政策体系における法人の位置付け及び果たすべき役割.....	2
II. 中長期目標の期間.....	5
III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項.....	5
(1) AMED に求められる機能を発揮するための体制の構築等.....	5
(2) 基礎から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施.....	7
(3) 基金等を活用した中長期的な研究開発の促進等.....	14
(4) 疾患領域に関連した研究開発.....	16
IV. 業務運営の効率化に関する事項.....	18
V. 財務内容の改善に関する事項.....	19
VI. その他業務運営に関する重要事項.....	19

※III. (1) ~ (4) の各項目を一定の事業等のまとめりとする。

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 の規定により、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定める。

## **I. 政策体系における法人の位置付け及び果たすべき役割**

### **<法人の設立経緯>**

我が国は、世界最高水準の平均寿命を達成し、人類誰もが願う長寿社会を現実のものとした。世界に先駆けて超高齢社会を迎える我が国にあって、国民が更に健康な生活及び長寿を享受することのできる社会（健康長寿社会）を形成することが急務となっている。

このような背景から、「日本再興戦略- JAPAN is BACK-」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、医療分野の研究開発の司令塔機能を創設することとされ、基礎から実用化まで切れ目ない研究管理の実務を行う独立行政法人の創設等の措置を講ずることが明記された。平成 26 年 5 月の独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成 26 年法律第 49 号）の成立を経て、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）が設立された。

### **<法人の使命>**

AMED は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発まで一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化並びに医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、健康・医療戦略推進本部が決定する医療分野研究開発推進計画（以下「推進計画」という。）に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備等の業務を行うことを目的としている。

### **<法人の現状と課題>**

AMED は、推進計画において、医療分野の研究開発及びその環境整備の実施・助成について中核的な役割を担う機関として位置付けられている。医療分野の研究開発関連予算（国が定めた戦略に基づくトップダウンの研究を行うために、研究者や研究機関に配分される研究費等）を統合プロジェクトとして集約し、基礎から実用化まで切れ目ない研究支援を実施してきたところである。

第 1 期中長期目標期間（平成 27 年 4 月から令和 2 年 3 月まで）においては、AMED 設立以降、AMED において基礎から実用化まで一貫した研究開発を推進する体制が構築され、それによりアカデミアのシーズが実用化に至るなど優れた研究開発成果が多数創出された。

一方、課題として、様々な疾患に展開可能なモダリティ（技術・手法）等の開発が疾患別の統合プロジェクトにより特定の疾患に分断されていたこと、「予防／診断／治療／予後・QOL（生活の質）」といった開発目的が必ずしも明確になっていないことなどが挙げられる。

### <政策を取り巻く環境の変化>

また、世界的に医療分野や生命科学分野で研究開発が加速するとともに AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用の分野のイノベーションが加速し、医療分野への展開が見込まれているとされている。我が国の疾病構造をみると、生活習慣病や老化に伴う疾患といった多因子疾患が国民に大きな影響を与えるようになっており、こうした疾患への対応として、診断や治療に加え、予防や共生の取組も重要である。

さらに、新型コロナウイルス感染症のパンデミックを契機として、これまでのワクチン研究開発・生産体制等における課題、内在する要因を踏まえ、政府が一体となって必要な体制を再構築し、長期継続的に取り組む国家戦略として「ワクチン開発・生産体制強化戦略」（以下「ワクチン戦略」という。）が令和3年6月1日に閣議決定された。同戦略では、感染症ワクチンの緊急時の迅速な開発を念頭においた、平時からの研究開発・生産体制を強化することが必要とされている。

### <第2期中長期目標期間における取組等>

これら AMED の使命や現状と課題等を踏まえ、第2期中長期目標期間においては、

- AMED は、健康・医療戦略推進本部の下、医療分野の研究開発において中核的な役割を果たす機関として、推進計画に基づき、産学官の中心となり、大学、研究開発法人その他の研究機関等と連携し、基礎から実用化まで切れ目ない研究支援を引き続き実施していく。
- この目的に資するため、適切な組織・人員体制を構築するとともに、第1期中長期目標期間中にあった統合プロジェクトについて、疾患を限定しないモダリティ等の統合プロジェクトに集約・再編し、6つの統合プロジェクト（①医薬品②医療機器・ヘルスケア③再生・細胞医療・遺伝子治療④ゲノム・データ基盤⑤疾患基礎研究⑥シーズ開発・研究基盤）とした上で、基礎から実用化まで一貫した研究開発支援を行う。
- 6つの統合プロジェクトについては、モダリティ等を軸とした統合プロジェクトとし、AI などデジタル技術の活用を図りつつ、新たな医療技術等を様々な疾患に効果的に展開する。その際には、「予防／診断／治療／予後・QOL」といった開発目的を明確にしつつ研究開発を進める。
- 疾患領域に関連した研究開発はモダリティ等の統合プロジェクトの中で推進するが、プロジェクト間の連携を常時十分に確保し、特定の疾患ごとに柔軟にマネジメントを行う。
- 加えて、より速やかな研究成果の実用化・医療への展開のため、統合プロジェクト間の研究成果の展開を進めるとともに、他の資金配分機関、インハウス研究機関や民間企業など、関連する研究を実施している研究機関や産業界等との連携・分担を図りつつ、研究開発を推進する。
- さらに、感染症への対応については、緊急時においては国策としてワクチン開発を迅速に推進するために、AMED 内に、平時からの研究開発の推進を主導する体制を整備し、一体的かつ機動的な予算の配分を通じ、新規モダリティや感染症ワクチンへの応用等の研



究開発について、基礎研究から実用化まで産学官が連携して実施する。

このような AMED に期待されている役割が十分発揮され、世界最高水準の医療の提供、ひいては、健康長寿社会の形成に資することを期待しているものである。

なお、評価に当たっては、下記の目標を踏まえ別途定める評価軸等に基づき実施するが、医療分野の研究開発は、長期性や不確実性等といった特性に加え、ヒトを研究対象として健康へ悪影響を及ぼしかねない臨床研究や医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく承認申請が必要であるなど、他の研究分野にはない特殊性があることを十分踏まえ、目標の達成度のみならず、達成に向けた過程や成果の影響度等を総合的に評価する。

※政策体系図は別紙のとおり。

## II. 中長期目標の期間

AMED の中長期目標の期間は、令和2年4月から令和7年3月までの5年間とする。

## III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

### (1) AMED に求められる機能を発揮するための体制の構築等

#### ① 医療に関する研究開発のマネジメント

疾患を限定しないモダリティ等の6つの統合プロジェクト毎に、関係府省の医療分野の研究開発関連予算を集約し、基礎から実用化までの研究開発を一元的かつ一貫してマネジメントする体制を構築する。

具体的には、世界の最新の情勢を把握したプログラムディレクター (PD)、プログラムスーパーバイザー (PS)、プログラムオフィサー (PO) 等を配置し、研究開発のマネジメント体制を構築する。配置された PD 等が、研究の実施、研究動向の把握・調査、シーズの探査・育成研究の強化 (スクリーニングや最適化研究)、優れた基礎研究成果を臨床研究、治験及び産業化へつなげるためのマネジメント (進捗管理・助言、規制対応等) 並びに適切な研究実施のための監視・管理機能などのマネジメント機能を果たす。

各統合プロジェクトにおいて、「予防／診断／治療／予後・QOL」という開発目的を明確にし、ライフステージを俯瞰した健康寿命延伸を意識した取組となるようマネジメントを行う。また、患者や医療現場、研究者、産業界等からのニーズを理事長の下においたアドバイザリーボード等で把握しつつ、AMED Management System (AMS) の活用、トランスレーショナル・リサーチ (TR) やリバーズ・トランスレーショナル・リサーチ (rTR) による基礎と実用化の橋渡し、研究成果の有効活用や他領域への展開のためのデータシェアの促進などの事業間連携を推進する。

さらに、各統合プロジェクト間の連携を十分に確保する。特に(2)④ゲノム・データ基盤プロジェクト、⑤疾患基礎研究プロジェクト及び⑥シーズ開発・研究基盤プロジェクトについては、他の研究の基礎・基盤となる性格のプロジェクトであることから、情報の共有や研究成果の他の研究への展開を図る。また、他の資金配分機関、インハウス研究機関や民間企業の研究開発とも連携して統合プロジェクトを推進する。科学研究費助成事業等で生まれたシーズも活用しつつ統合プロジェクトを推進する。融合領域については、他の資源配分機関とも適切に連携・分担を図る。

疾患領域に関連した研究開発は上記の統合プロジェクトの中で実施する。その際、多様な疾患への対応が必要であること、感染症対策など機動的な対応が必要であることから、統合プロジェクトの中で行われる研究開発を特定の疾患ごとに柔軟にマネジメントできるように推進する。特に、2040年の人口動態を見据え、現在及び将来の我が国において社会課題となる疾患分野(がん、生活習慣病(循環器、糖尿病等)、精神・神経疾患、老年医学・認知症、難病、成育、感染症(AMRを含む。)等)について、戦略的・体系的な研究開発が推進されるよう、具体的な疾患に関するプロジェクト間の連携を常時十分に確保するとともに、研究課題採択後に予算規模や研究状況等を把握・検証し、対外的

に明らかにするほか、関係府省において事業の検討等の参考にする。

このため、統合プロジェクト横断的に対応できる体制の下で、特定疾患ごとのマネジメントを行う。特に、現在及び将来の我が国において社会課題となる上記の疾患分野については、それぞれの疾患領域に豊富な知見を有するコーディネーターの下で、疾患ごとのマネジメントを行う。その際、難病やがん等の疾患領域については、病態解明等の基礎的な研究から医薬品等の実用化まで一貫した研究開発が推進されるよう、十分に留意する。

特に、難病については、その種類が多い一方で症例数が少ないという制約の中で病態解明や治療法の開発を行う特性を踏まえる必要がある。厚生労働科学研究における難病の実態把握、診断基準・診断ガイドライン等の作成等に資する調査及び研究から、AMEDにおける実用化を目指した基礎的な研究、診断法、医薬品等の研究開発まで、切れ目なく実臨床につながる研究開発が行われるよう、厚生労働省と連携し、患者の実態とニーズを十分に把握したうえで、研究開発のマネジメントを行う。

個別研究課題の選定においてピア・レビューを行うための評価委員会を設置し、評価の質及び公正性・透明性の一層の向上を図り、将来的な成果につながるシーズの育成や人材育成等の視点にも留意しつつ、成果が見込まれる研究課題を選定する。ピア・レビューの方法等について、国内外の知見の収集を行い、これまで各分野で異なっていた評価システムの共通化・最適化を進める。

学会、産業界、他の政府機関等の外部の知見も活用し、国内外の技術開発動向を把握し、シンクタンク機能を果たす。

## ② 研究不正防止の取組の推進

基礎研究及び臨床研究における不正防止の取組を推進するため、専門の部署を置き、自らが配分する研究費により実施される研究に対して、公正かつ適正な実施の確保を図るとともに、他の関係機関と連携を図りながら、業務を通じた医療分野の研究開発に関する研究不正の防止に関するノウハウの蓄積及び専門的な人材の育成等に努める。

## ③ 研究データマネジメント

研究の進捗状況の把握、研究データの管理（データ入力、集計、解析）、研究成果や知的財産の管理等の研究マネジメントを効率的に実施する。

AMEDが実施した研究開発から得られたデータが持続的に共有されるよう、研究データ基盤のクラウド化をはじめとするデータ共有の取組を推進する。(2)④ゲノム・データ基盤プロジェクトにおいてデータの共有を推進し、その実施状況を踏まえつつ他の統合プロジェクトへの展開を検討する。

## ④ 実用化に向けた支援

研究成果の実用化に向け、戦略的な知財管理を行うとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）や官民の支援機関等とも連携して、インキュベ

ーション機能や産学官連携のマッチング機能を果たす。

具体的には、令和2年度までに研究成果が実用化につながった事例の要因分析や成果活用実績の把握を行い、研究開発マネジメント手法や実用化の支援手法の改善に活用する。また、研究機関の知的財産取得への支援、ホームページ等を活用した研究成果と企業のニーズとのマッチング支援を行う。さらに、PMDA や株式会社 INCJ 等との連携を通じた実用化を促進する取組を行う。これらの取組を実施することにより、第1期中長期目標期間の実績等を踏まえ、令和6年度までの達成目標として、

- ・研究機関の知財取得件数 100 件
- ・企業とのマッチング成立（協力協定締結、企業導出等）件数 290 件

を目指す。ただし、上記の目標の達成に向けて、知的財産取得への支援、マッチング支援を行う際には、支援対象の質に十分配慮する。

## ⑤ 国際戦略の推進

最先端分野における欧米等の研究開発先進国との協力、ゲノム研究におけるアジア諸国との連携をはじめとする国際貢献及び協力は、我が国の研究開発にとっても必要であり、ひいては世界の持続可能な発展につながるものである。加えて、産業化の視点では、真に相手国の医療の発展に寄与する持続的な事業展開を意識しつつ、日本の産業競争力の強化を図る必要がある。

このような認識の下、研究開発の推進に当たり、海外の主要なファンディング機関等の関係機関や専門人材とのネットワーキングを活用するなど適切な国際連携を図る。また、グローバルなデータシェアリングへの戦略的な対応を行う。さらに、海外事務所も活用し国際共同研究の推進・調整や情報収集・発信等を行う。

## (2) 基礎研究から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施

推進計画に基づき、疾患を限定しないモダリティ等の6つの統合プロジェクトに再編し、統合プロジェクト毎にプロジェクトを推進する。また、6つの統合プロジェクトの中で、(4)に記載するような疾患領域に関連した研究開発も行う。

### ① 医薬品プロジェクト

医療現場のニーズに応える医薬品の実用化を推進するため、創薬標的の探索から臨床研究に至るまで、モダリティの特徴や性質を考慮した研究開発を行う。このため、新たなモダリティの創出から各モダリティのデザイン、最適化、活性評価、有効性・安全性評価手法や製造技術等の研究開発まで、モダリティに関する基盤的な研究開発を行う。さらに、様々なモダリティに関する技術・知見等を疾患横断的に活用して新薬創出を目指す。また、創薬デザイン技術や化合物ライブラリー、解析機器の共用など創薬研究開発に必要な支援基盤の構築に取り組む。

特に、以下のようなテーマの研究開発に重点的に取り組む。

- ・ 疾患メカニズムに関するタンパク質間相互作用等に着目した創薬標的の探索
- ・ 化合物の構造解析技術や計算科学を活用した創薬デザイン
- ・ 抗体医薬の高機能化・低分子量化や、核酸・中分子医薬のデザイン・合成・評価など、新たなモダリティに関する基盤的な技術
- ・ 新規ドラッグ・デリバリー・システムや、新たなモダリティの活性・物性等評価技術などの周辺技術
- ・ DNA ワクチン等の予防・治療用ワクチン、アジュバント技術
- ・ バイオ医薬品の連続生産技術などの医薬品製造技術
- ・ 免疫チェックポイント阻害剤等の患者層別化に資する、免疫細胞解析とパスウェイ解析等との統合解析による新規バイオマーカー探索技術

これらの取組を実施することにより、令和6年度までの成果目標（KPI）<sup>1</sup>を以下のとおり設定する。

#### <アウトプット>

##### ○シーズ研究に関する指標

- ・ 非臨床POCの取得件数 25件
- ・ 創薬支援ネットワークの活動による有望創薬シーズの企業導出件数 10件

##### ○実用化に関する指標

- ・ 臨床POCの取得件数 5件

##### ○新たなモダリティや先進的な創薬手法に関する指標

- ・ 新モダリティ・先進手法に関する採択課題の割合 75%

（その他管理指標）

##### ○シーズ研究に関する指標

- ・ 創薬支援ネットワークの活動状況
  - 3独法（国立研究開発法人理化学研究所/国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所/国立研究開発法人産業技術総合研究所）による支援の状況
  - 支援継続／終了の状況

##### ○新たなモダリティや先進的な創薬手法に関する指標

- ・ 創薬等の効率化に資する先進手法の開発状況

#### <アウトカム>

##### ○実用化に関する指標

<sup>1</sup> 研究開発の直接的な成果に関する指標（アウトプット）及び当該プロジェクトによる波及効果も含めた成果に関する指標（アウトカム）を設定する。それぞれにつき、数値目標に加え、数値目標は置かないもののPDCAサイクルの中で適時適切に状況を把握し検証の参考とする指標（その他管理指標）を必要に応じて置く。

- ・シーズの企業への導出件数 60件
- ・薬事承認件数（新薬、適応拡大） 10件
- 新たなモダリティや先進的な創薬手法に関する指標
  - ・創薬等の効率化に資する先進手法の企業導出件数 120件
 （その他管理指標）
- 実用化に関する指標
  - ・研究成果を活用した臨床試験・治験への移行状況

## ② 医療機器・ヘルスケアプロジェクト

AI・IoT 技術や計測技術、ロボティクス技術等を融合的に活用し、診断・治療の高度化のための医療機器・システム<sup>2</sup>、医療現場のニーズが大きい医療機器や、予防・高齢者のQOL 向上に資する医療機器・ヘルスケアに関する研究開発を行う。また、医療分野以外の研究者や企業も含め適切に研究開発を行うことができるよう、必要な支援に取り組む。特に、以下のようなテーマの研究開発に重点的に取り組む。

- ・ 計測、微細加工、生体親和性の高い素材等、医療分野への応用を目指した要素技術
- ・ 検査・診断の簡易化や、精度向上・常時計測等の早期化に関する技術
- ・ 診断・治療の高度化や一体化のための、デジタル化・データ利活用や複数機器・システムの統合化等に関する技術
- ・ 生活習慣病等の予防のための行動変容を促すデバイス・ソフトウェア
- ・ 高齢化により衰える機能の補完や QOL 向上のための機器

これらの取組を実施することにより、令和6年度までの成果目標（KPI）を以下のとおり設定する。

### <アウトプット>

- シーズ研究に関する指標
  - ・非臨床 POC の取得件数 25 件
- 医療機器の開発に関する指標
  - ・クラスⅢ・Ⅳ医療機器の開発を計画する採択課題の割合 25%
- ヘルスケア関連機器等の開発に関する指標
  - ・ヘルスケア関連機器等の実証完了件数 35 件

### <アウトカム>

- シーズ研究に関する指標
  - ・シーズの他事業や企業等への導出件数 15 件

<sup>2</sup> 医療機器プログラム（治療アプリ等）を含む。

○医療機器の開発に関する指標

- ・クラスⅢ・Ⅳ医療機器の薬事承認件数 20件

○ヘルスケア関連機器等の開発に関する指標

- ・ヘルスケア関連機器等の上市等の件数 10件

(その他管理指標)

○医療機器の開発に関する指標

- ・研究成果を活用した臨床試験・治験への移行状況

### ③ 再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト

再生・細胞医療の実用化に向け、細胞培養・分化誘導等に関する基礎研究、疾患・組織別の非臨床・臨床研究や製造基盤技術の開発、疾患特異的 iPS 細胞等を活用した病態解明・創薬研究及び必要な基盤構築を行う。また、遺伝子治療について、遺伝子導入技術や遺伝子編集技術に関する研究開発を行う。さらに、これらの分野融合的な研究開発を推進する。

特に、以下のようなテーマの研究開発に重点的に取り組む。

- ・ 再生医療技術の研究段階から臨床実装への一層の推進
- ・ 幹細胞の特性に応じた細胞株の樹立、培養、分化誘導等に関する基礎的な技術
- ・ 疾患特異的 iPS 細胞の適応拡大に資する研究開発、灌流培養を用いた臓器チップの開発、及びこれらを応用した難病等の病態解明・創薬研究や薬剤代謝等の前臨床試験
- ・ 再生・細胞医療や創薬研究等に用いる細胞原料を含む生体材料や研究資源の品質管理・供給基盤構築
- ・ 細胞組織の三次元化等の臓器再生に関する技術
- ・ 遺伝子治療に関する安全で高生産かつ安価な国産ホスト細胞樹立及び標準的なウイルスベクターの構築
- ・ オフターゲットでの変異発現等の既存の技術課題への対応可能な遺伝子編集技術、及び免疫細胞機能の強化や幹細胞を経ない分化誘導等の、再生・細胞医療と遺伝子治療の融合研究を進めるための基礎的な技術
- ・ 大量培養や精製、品質評価・管理手法等の製造関連技術

これらの取組を実施することにより、令和6年度までの成果目標（KPI）を以下のとおり設定する。

#### <アウトプット>

○シーズ研究に関する指標

- ・ 非臨床POCの取得件数 25件（うち遺伝子治療 5件）
- ・ 研究成果の科学誌（インパクトファクター5以上）への論文掲載件数 400件

○実用化に関する指標

- ・ 治験に移行した研究課題数 20件（うち遺伝子治療 2件）

（その他管理指標）

○シーズ研究に関する指標

- ・ 研究成果の科学誌（インパクトファクター5未満等の他の科学誌）への論文掲載状況

○実用化に関する指標

- ・ 臨床研究に移行した研究課題数（うち遺伝子治療の研究課題数）

<アウトカム>

○シーズ研究に関する指標

- ・ シーズの他事業への導出件数 30件

○実用化に関する指標

- ・ 企業へ導出される段階に至った研究課題数 10件  
（うち遺伝子治療 2件）（うち企業へ導出された件数 2件）
- ・ 薬事承認件数（新薬、適応拡大） 2件以上

（その他管理指標）

○シーズ研究に関する指標

- ・ 関連する国際的なガイドライン等策定への参画状況

○実用化に関する指標

- ・ 研究成果を活用した臨床試験・治験への移行状況
- ・ 遺伝子治療の製造に関する要素技術の研究開発の進展状況

#### ④ ゲノム・データ基盤プロジェクト

健常人及び疾患のバイオバンク・コホート等の情報に加え、臨床研究等を行う際のコホート・レジストリ、臨床情報等を統合し、研究開発を推進するために必要なデータ基盤を構築する。また、一人ひとりの治療精度を格段に向上させ、治療法のない患者に新たな治療を提供するといったがんや難病等の医療の発展や、個別化医療の推進など、がんや難病等患者のより良い医療の推進のため、全ゲノム解析等実行計画に従い、全ゲノム解析等を推進する。特にがんの全ゲノム解析は、臨床実装を見据え、がんの再発分野等の課題を明確に設定した上で推進する。その際、詳細で正確な臨床情報等が得られる検体を重点的に解析するとともに、個人情報等に配慮しつつ研究開発や創薬等に活用できるデータシェアリングを進め、研究成果として得られたデータを共有する。

ゲノム・データ基盤の整備を推進するとともに、全ゲノム解析等実行計画に従い実行した全ゲノム解析結果等のデータの利活用を促進することで、ライフステージを俯瞰して遺伝子変異・多型と疾患の発症との関連等から疾患の発症・重症化予防、診断、治療等に資する研究開発を推進し、病態解明を含めたゲノム医療、個別化医療の実現を目指す。



また、レジストリ等の医療データを活用した新たな診断・介入法の実装に向けた研究、無形の医療技術やそれに関連するシステムの改善、改良を目指したデータ収集等の研究を行う。

特に、以下のようなテーマの研究開発に重点的に取り組む。

- ・ 全ゲノム解析を活用したがんの新規原因遺伝子等の探索や、さらにオミックス解析も活用した難病等の新規原因遺伝子等の探索による、病態解明、早期診断に資する研究
- ・ ゲノム解析等を活用した糖尿病、認知症等の多因子疾患に関する予防、早期診断及び治療最適化に資する研究

これらの取組を実施することにより、令和6年度までの成果目標（KPI）を以下のとおり設定する。

#### <アウトプット>

##### ○データ基盤を活用した研究に関する指標

- ・ 非臨床POCの取得件数 5件
- ・ 臨床POCの取得件数 10件
- ・ 研究成果の科学誌（インパクトファクター5以上）への論文掲載件数 900件
- ・ 新たな疾患発症メカニズム解明件数 10件
- ・ 新たな疾患関連遺伝子・薬剤関連遺伝子の同定数 25件

（その他管理指標）

##### ○データ基盤構築・活用に関する指標

- ・ データ基盤構築の状況（連携、解析体制を含む。）
- ・ アカデミア及び企業によるデータ基盤の利活用実績

##### ○データ基盤を活用した研究に関する指標

- ・ 研究成果の科学誌（インパクトファクター5未満等の他の科学誌）への論文掲載状況

#### <アウトカム>

##### ○データ基盤を活用した研究に関する指標

- ・ シーズの他の統合プロジェクトや企業等への導出件数 25件
- ・ 臨床的に実用可能なバイオマーカー等の開発件数 15件
- ・ 疾患の原因となる遺伝子変異に基づく新規の診断・治療法の開発件数 5件

### ⑤ 疾患基礎研究プロジェクト

医療分野の研究開発への応用を目指し、脳機能、免疫、老化等の生命現象の機能解明や、様々な疾患を対象にした疾患メカニズムの解明等のための基礎的な研究開発を行う。これらの研究開発成果を臨床研究開発や他の統合プロジェクトにおける研究開発に結び

付けるとともに、臨床上の課題を取り込んだ研究開発を行うことにより、基礎から実用化まで一貫した循環型の研究を支える基盤を構築する。

これらの取組を実施することにより、令和6年度までの成果目標（KPI）を以下のとおり設定する。

#### <アウトプット>

##### ○シーズ研究に関する指標

- ・研究成果の科学誌（インパクトファクター5以上）への論文掲載件数 400件  
（その他管理指標）

##### ○シーズ研究に関する指標

- ・研究成果の科学誌（インパクトファクター5未満等の他の科学誌）への論文掲載状況

#### <アウトカム>

##### ○シーズ研究に関する指標

- ・シーズの他の統合プロジェクトや企業等への導出件数 10件

## ⑥ シーズ開発・研究基盤プロジェクト

アカデミアの組織・分野の枠を超えた研究体制を構築し、新規モダリティの創出に向けた画期的なシーズの創出・育成等の基礎的研究を行うとともに、国際共同研究を実施し、臨床研究開発や他の統合プロジェクトにおける研究開発に結び付ける。

また、橋渡し研究支援拠点や臨床研究中核病院において、シーズの発掘・移転や質の高い臨床研究・治験の実施のための体制や仕組みを整備するとともに、リバーズ・トランスレーショナル・リサーチ（rTR）、実証研究基盤の構築を推進し、基礎研究から臨床研究まで一貫した循環型の研究支援体制や研究基盤を整備する。

特に、異分野・モダリティ融合的なシーズの研究開発や、上記①～④のプロジェクトに将来的につながりうるシーズの継続的発掘及び育成に取り組む。

これらの取組を実施することにより、令和6年度までの成果目標（KPI）を以下のとおり設定する。

#### <アウトプット>

##### ○シーズ研究に関する指標

- ・研究成果の科学誌（インパクトファクター5以上）への論文掲載件数 550件

##### ○研究基盤に関する指標

- ・医師主導治験届の提出件数（体外診断用医薬品については臨床性能試験の申請件数） 170件

(その他管理指標)

○シーズ研究に関する指標

- ・研究成果の科学誌（インパクトファクター5未満等の他の科学誌）への論文掲載状況

<アウトカム>

○シーズ研究に関する指標

- ・シーズの他の統合プロジェクトや企業等への導出件数 125件

○研究基盤に関する指標

- ・医薬品等の薬事承認申請の件数 30件

### (3) 基金等を活用した中長期的な研究開発の促進等

#### ① 政府出資を活用した産学官共同での医薬品・医療機器の研究開発の促進等

政府出資を活用し、革新的な医薬品・医療機器等の創出に向けて、産学官が連携して取り組む研究開発及びその環境の整備を促進する。

当該事業を進めるに当たっては、実用化が困難な革新的医薬品・医療機器等の実用化開発の不確実性を踏まえ、研究開発に係る事業計画・事業目標を含む事業採択のための審査、事業の進捗状況の確認や進捗過程における課題の相談、事業終了時の事業目標等の達成状況等の評価など、政府出資を活用して研究開発等を支援するために必要な実施体制を構築する。また、その進捗状況については、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省（以下「所管府省」という。）に適宜報告するとともに、所管府省から改善を求められた場合には、これに適切に対応する。

#### ② 健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発等

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設けた。これを活用した同項に規定する特定公募型研究開発業務として、ムーンショット型研究開発制度の下で、ムーンショット型研究開発制度に係る戦略推進会議等を通じて、総合科学技術・イノベーション会議で定める目標とも十分に連携しつつ、ビジョナリー会議の助言等を踏まえて健康・医療戦略推進本部が決定する目標の実現のため、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を、AMEDの業務内容や目的に照らし所管府省と連携して推進するとともに、基金と企業原資の研究費を組みあわせ、医療上の必要性が高く特に緊要となった医薬品・医療機器等の研究開発を、産学官共同により推進する。また、研究開発の推進においては、その途中段階において適時目標達成の見通しを評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。

#### ③ 新型コロナウイルスワクチンの開発支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を根本的に解決するため、有効なワクチンの開発・普及は最優先の課題であり、基礎研究から臨床試験、薬事申請、生産に至る全過程の加速化により実用化を目指す必要がある。

このため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2第1項に基づき造成された基金を活用した同項に規定する特定公募型研究開発業務として、ワクチン開発推進事業において、新型コロナウイルスワクチンの実用化に向けた研究開発を産学官共同により推進する。また、研究開発の推進においては、適時目標達成の見通しを評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。

#### ④ ワクチン・新規モダリティの研究開発

今後脅威となりうる感染症有事に備え、ワクチンの迅速な開発・供給を可能とするため、ワクチン開発に資する革新的な新規モダリティや感染症ワクチンへの応用等の研究開発を推進する必要がある。

このため、先進的研究開発戦略センター（Strategic Center of Biomedical Advanced Vaccine Research and Development for Preparedness and Response：SCARDA、以下「SCARDA」という。）<sup>3</sup>において、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2第1項に基づき造成された基金を活用した同項に規定する特定公募型研究開発業務として、ワクチン・新規モダリティ研究開発事業を推進する。同事業においては、ワクチン戦略を踏まえ、国内外における関連分野の研究開発状況を把握・分析し、戦略的な資金配分等を通じた革新的な新規モダリティの研究開発を推進するとともに、ワクチンに関する応用研究や第Ⅱ相までの臨床試験のための研究開発を推進する。また、研究開発の推進においては、適時目標達成の見通しを評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。

#### ⑤ ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成

感染症有事における迅速なワクチン開発のため、独立性・自律性を確保した柔軟な運用を実現し、世界の研究者を惹きつける、これまでにない世界トップレベルの研究開発拠点を中核として、平時から感染症分野に留まらない多様な研究開発及びその環境の整備を促進する必要がある。

このため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2第1項に基づき造成された基金を活用した同項に規定する特定公募型研究開発業務として、ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業を推進する。同事業においては、ワクチン戦略を踏まえ、研究開発拠点（フラッグシップ拠点とシナジー効果が期

---

<sup>3</sup> SCARDAには、平時・緊急時を通じたマネジメント及び全体調整を行うセンター長や、国内外の研究開発動向等を踏まえ研究開発の進捗管理を行うプロボスト等を配置し研究開発のマネジメントを行うとともに、ワクチン戦略に基づいて実施されるワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業及び創薬ベンチャーエコシステム強化事業と有機的な連携が可能となるようマネジメントを行う。

待できる拠点)としての体制整備等を行うとともに、出口を見据えた関連研究を強化・促進する。また、研究開発の推進においては、適時目標達成の見通しを評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。

## ⑥ 創薬ベンチャーエコシステムの強化

大学等の優れた研究成果や創薬シーズを実用化につなげるため、創薬ベンチャーへの長期的な育成・支援が必要であるが、疾患や対象市場によっては期待される収益率が低く、また、投資の回収までに長期間を要する創薬分野に持続的な投資を呼び込むためには、これまでベンチャーキャピタル (VC) 出資の増大に効果のあったベンチャー支援策を参考にしつつ支援を行っていくべきである。具体的には、VC等の目利き力を活かした優良ベンチャーの発掘・育成、VC等の投資能力・規模の拡大、リターンの向上、連続起業家 (シリアルアントレプレナー) の育成を含め、我が国における創薬ベンチャーエコシステム全体の底上げを図る必要がある。

このため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2第1項に基づき造成された基金を活用した同項に規定する特定公募型研究開発業務として、創薬ベンチャーエコシステム強化事業を推進する。同事業においては、ワクチン戦略を踏まえ、認定VCの目利き力を活かして、感染症ワクチン・治療薬開発に転用できる可能性のある革新的なモダリティの実用化開発を行う創薬ベンチャーに対して支援を行う。また、実用化開発の推進においては、適時目標達成の見通しを評価し、実用化開発の継続・拡充・中止などを決定する。

## (4) 疾患領域に関連した研究開発

Ⅲ (1) ①で述べた、現在及び将来の我が国において社会課題となる疾患分野については、以下のようなテーマをはじめとして研究開発を推進する。

(がん)

- ・ がんの生物学的本態解明に迫る研究開発や、患者のがんゲノム情報等の臨床データに基づいた研究開発
- ・ 個別化治療に資する診断薬・治療薬の開発や免疫療法や遺伝子治療等をはじめとする新しい治療法の開発

(生活習慣病)

- ・ 個人に最適な糖尿病等の生活習慣病の重症化予防方法及び重症化後の予後改善、QOL 向上等に資する研究開発。AI 等を利用した生活習慣病の発症を予防する新たな健康づくりの方法の確立
- ・ 循環器病の病態解明や革新的な予防、診断、治療、リハビリテーション等に関する方法に資する研究開発
- ・ 慢性腎臓病の診断薬や医薬品シーズの探索及び腎疾患の病態解明や診療エビデンス

スの創出に資する研究開発

- ・ 免疫アレルギー疾患の病態解明や予防、診断、治療法に資する研究開発

(精神・神経疾患)

- ・ 可視化技術導入等による慢性疼痛の機序解明、QOLの向上に資する治療法や、画期的な治療法開発に向けた慢性疼痛の定量的評価の確立に資する研究開発
- ・ 精神・神経疾患の克服に向けて、国際連携を通じ治療・診断の標的となり得る分子などの探索及び霊長類の高次脳機能を担う脳の神経回路レベルでの動作原理等の解明
- ・ 精神疾患の客観的診断法・障害 (disability) 評価法や精神疾患の適正な治療法の確立並びに発症予防に資する研究開発

(老年医学・認知症)

- ・ モデル生物を用いた老化制御メカニズム及び臓器連関による臓器・個体老化の基本メカニズム等の解明
- ・ 認知症に関する薬剤治験対応コホート構築やゲノム情報等の集積及びこれらを活用したバイオマーカー研究や病態解明等
- ・ 認知症に関する非薬物療法の確立及び官民連携による認知症予防・進行抑制の基盤整備

(難病)

- ・ 様々な個別の難病に関する実用化を目指した病因・病態解明、画期的な診断・治療・予防法の開発に資するエビデンス創出のためのゲノムや臨床データ等の集積、共有化
- ・ 上記の取組による病態メカニズム理解に基づく再生・細胞医療、遺伝子治療、核酸医薬などの新規モダリティ等を含む治療法の研究開発

(成育)

- ・ 周産期・小児期から生殖期に至るまでの心身の健康や疾患に関する予防・診断、早期介入、治療方法の研究開発
- ・ 月経関連疾患、更年期障害等の女性ホルモンに関連する疾患に関する研究開発や疾患性差・至適薬物療法など性差にかかわる研究開発

(感染症)

- ・ ゲノム情報を含む国内外の様々な病原体に関する情報共有や感染症に対する国際的なリスクアセスメントの推進、新型コロナウイルスなどの新型ウイルス等を含む感染症に対する診断薬・治療薬・ワクチン等の研究開発及び新興感染症流行に即刻対応出来る研究開発プラットフォームの構築

- ・ BSL 4 施設を中核とした感染症研究拠点に対する研究支援や、感染症流行地の研究拠点における疫学研究及び創薬標的の探索等、予防・診断・治療に資する基礎的研究、将来のアウトブレイクに備えた臨床・疫学等のデータの蓄積・利活用

#### **IV. 業務運営の効率化に関する事項**

##### **(1) 業務改善の取組に関する事項**

###### **① 組織・人員体制の整備**

AMED に求められる機能（医療に関する研究開発のマネジメント、研究不正防止の取組の推進、研究データマネジメント、実用化に向けた支援及び国際戦略の推進）を果たすため、適切な組織・人員体制を整備する。また、関連する政策や医療分野の研究開発動向の変化、業務の進捗状況に応じ機動性・効率性が確保できるような柔軟な組織・人員体制を整備する。

特に、AMED におけるマネジメントにおいて重要な役割を果たす PD、PS、PO 等、高度の専門性が必要とされる者については、産学官からの優れた人材の登用を積極的に行う。また、利益相反の防止や透明性の確保にも配慮しつつ、外部人材を登用する。

###### **② PDCA サイクルの徹底**

AMED で行っている事業については厳格な評価を行い、不断の業務改善を行う。評価に当たっては、外部の専門家・有識者を活用するなど適切な体制を構築する。また、評価結果をその後の事業改善にフィードバックするなど、PDCA サイクルを徹底する。

###### **③ 適切な調達の実施**

調達案件については、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札を原則としつつも、随意契約できる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、AMED が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

###### **④ 外部能力の活用**

費用対効果、専門性等の観点から、AMED 自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務を精査し、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務については、外部委託を活用する。

###### **⑤ 業務の効率化**

運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分及び特殊要因により増減する経費は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課及び保険料の所要額計上を必要とする経費を除く。）は毎年度平均で 2% 以上、事業費は毎年度平均で 1% 以上の効率化を達成する。

また、総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講ずる。

さらに、給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を公表するとともに、国民に対して納得が得られるよう説明する。また、給与水準の検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組状況を公表する。

医療研究開発を円滑に促進するために、AMED から交付される研究費について現場で効果的に使えるよう工夫を行う。

## **(2) 業務の電子化に関する事項**

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PMO（ポートフォリオ・マネジメント・オフィス）の設置等の体制整備を行う。また、電子化の促進等により事務手続の簡素化・迅速化を図るとともに、AMED の制度利用者の利便性の向上に努める。さらに、幅広い ICT 需要に対応できる AMED 内情報ネットワークの充実を図る。情報システム及び重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、震災等の災害時への対策を確実にを行うことにより、業務の安全性及び信頼性を確保する。

## **V. 財務内容の改善に関する事項**

### **(1) 運営費交付金の適切な執行に向けた取組**

各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因等を厳格に分析し、減少に向けた努力を行う。

### **(2) 保有資産の処分等**

AMED が保有する資産については、有効活用を推進するとともに、不断の見直しを行い保有する必要がなくなったものについては処分等を行う。

## **VI. その他業務運営に関する重要事項**

### **(1) 内部統制に係る体制の整備**

内部統制については、法人の長によるマネジメントを強化するための有効な手段の一つであることから、法人の長による法人運営の基本理念／運営方針／職員の行動憲章を定めるなど、必要な取組を推進する。この際、『「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について』（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）等に記載された事項を参考にする。

### **(2) コンプライアンスの推進**

AMED が医療分野の研究開発等の中核的な役割を果たしていくためには、独立行政法人



制度や国の制度等の法令等様々なルールを遵守し適切に行動していく必要がある。このため、コンプライアンス体制について、必要な規程を整備するとともに、定期的な取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行い、適宜必要な見直しを行う。

### **(3) 情報公開の推進等**

AMED の適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報 of 適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。

### **(4) 情報セキュリティ対策の推進**

政府の情報セキュリティ対策における方針（情報セキュリティ対策推進会議の決定等）を踏まえ、研修を行う等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

### **(5) 職員の意欲向上と能力開発等**

AMED における業務のノウハウを継承・蓄積し、業務を効率的・効果的に進めるため、医療分野の研究開発のマネジメントを行う人材の確保・育成方策を策定し、人材確保・育成を進める。その際、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づき策定している「人材活用等に関する方針」に留意する。

個人評価においては、適切な目標を設定し、その達成状況を多面的かつ客観的に適切にレビューすることにより、評価結果を賞与や昇給・昇格に適切に反映させるとともに、職員の勤労意欲の向上を図る。また、職員の能力開発を図るため、業務を行う上で必要な知識の取得に向けた研修の機会を設けるなど、当該業務実施に必要な知識等の獲得に資する能力開発に努める。

また、女性の活躍を促進するための取組を推進する。

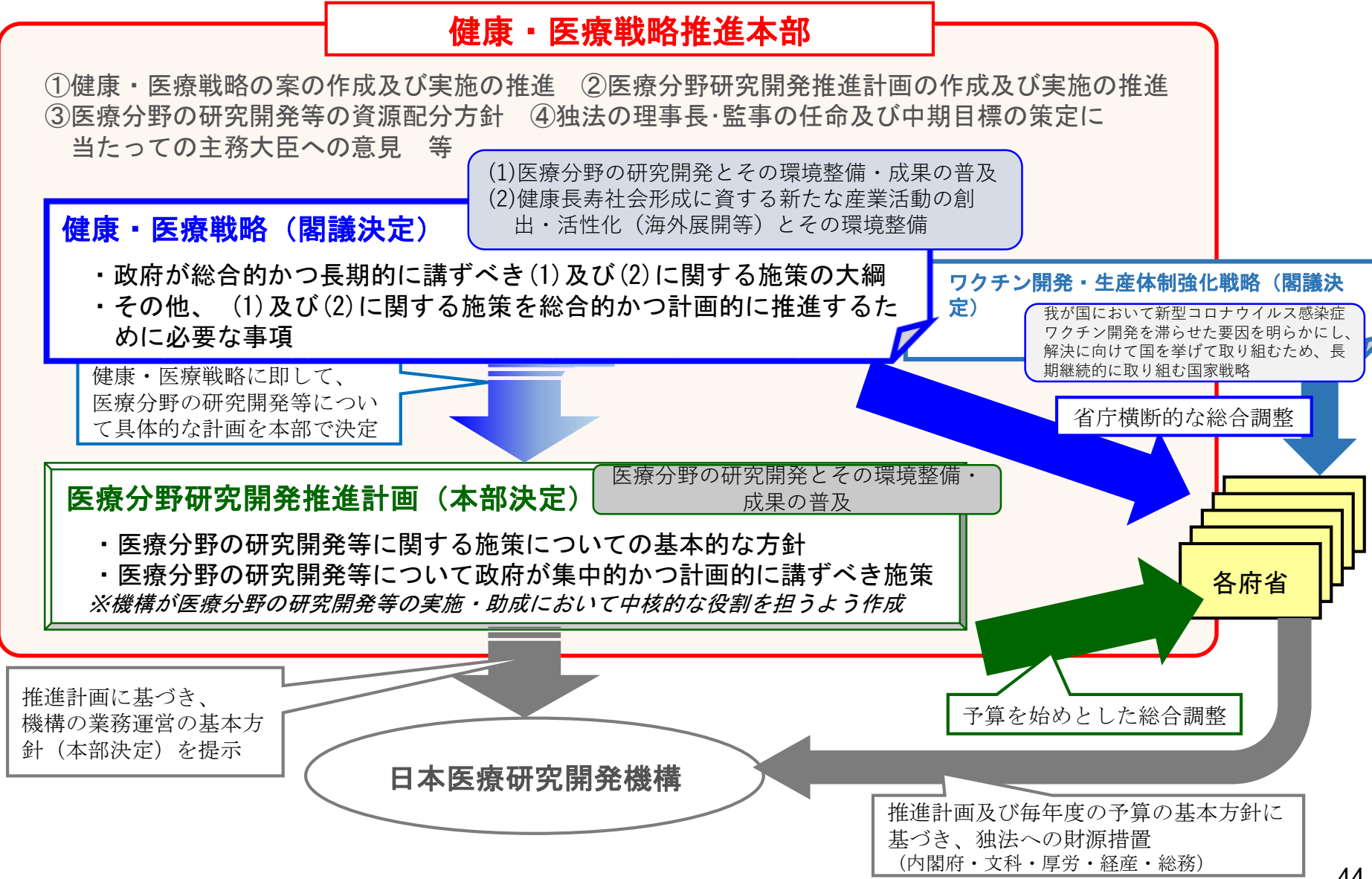
用語集は別添の通り。

## 別添：用語集

- AMR：Antimicrobial Resistance の略  
抗菌剤（抗生物質及び合成抗菌剤）をはじめとする抗微生物剤への薬剤耐性のこと
- ICT：Information and Communication Technology の略  
情報通信技術
- PMDA：Pharmaceuticals and Medical Devices Agency の略  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構。国民保健の向上に貢献することを目的として、医薬品の副作用等による健康被害に対する迅速な救済、医薬品・医療機器等の品質・有効性・安全性に対する審査、市販後の安全性に関する情報の収集・分析・提供を行っている。
- POC：Proof of Concept の略  
研究開発の段階にある新たな概念が実証されること
- ゲノム  
遺伝子（gene）と染色体（chromosome）から合成された言葉で、DNA の全ての遺伝情報のこと
- ゲノム医療  
ヒトの遺伝情報（ゲノム情報）を利用して、個々の患者の薬剤に対する反応性や副作用を予測したり、患者ごとの罹患予想に基づいた予防等を行う医療
- 治験  
医薬品や医療機器等の製造販売承認申請に際して提出するべき資料のうち、臨床試験の試験成績に関する資料の収集を目的として実施する臨床試験
- バイオマーカー  
客観的に測定され、評価される特性値であり、正常な生物学的プロセス、病理学的プロセス、又は治療的処置に対する薬理学的反応の指標
- ピア・レビュー  
専門分野の近い複数の研究者による審査
- 臨床研究  
医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病原因及び病態の理解

並びに患者の生活の質の向上を目的として実施される医学系研究であって、人を対象とするもの

# 日本医療研究開発機構に係る政策体系図



# 日本医療研究開発機構（AMED）の使命等と目標の関係

## （使命）

AMEDは、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発まで一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化並びに研究開発が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、健康・医療戦略推進本部が決定する医療分野研究開発推進計画に基づき、大学、研究開発法人等の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境整備等の研究支援を実施。

## （現状・課題）

- 医療分野の研究開発関連予算を統合プロジェクトとして集約し、基礎から実用化まで切れ目ない研究支援を実施することにより、多数の研究成果が創出。
- 様々な疾患に展開可能なモダリティ(技術・手法)等の開発が疾患別の統合プロジェクトにより特定の疾患に分断。
- 「予防/診断/治療/予後・QOL」といった開発目的が不明確。

## （環境変化）

- AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用の分野でのイノベーションが加速し、医療分野への展開見込。
- 我が国の疾病構造をみると、生活習慣病や老化に伴う疾患といった多因子疾患が国民に大きな影響。これらへの対応として、診断や治療に加え、予防や共生の取組も重要である。
- 新型コロナウイルス感染症のパンデミックを踏まえ、感染症ワクチンの緊急時における迅速な開発を念頭においた、平時からの研究開発・生産体制の強化が必要。

## （中長期目標(第2期)）

- AMEDを核とした産学官連携による基礎から実用化まで一貫した研究開発の推進と成果の実用化を図る。
- 疾患を限定しないモダリティ等の6つの統合プロジェクト(①医薬品②医療機器・ヘルスケア③再生・細胞医療・遺伝子治療④ゲノム・データ基盤⑤疾患基礎研究⑥シーズ開発・研究基盤)に再編し、AIなどのデジタル技術の活用を図りつつ、新たな医療技術等を様々な疾患に展開する。
- 疾患領域に関連した研究開発はモダリティ等の統合プロジェクトの中で推進するが、プロジェクト間の連携を常時十分に確保し、特定の疾患ごとに柔軟にマネジメントを行う。
- 「予防/診断/治療/予後・QOL」といった開発目的を明確にし、ライフステージを俯瞰した健康寿命延伸を意識した取組を行う。
- 基金等を活用した中長期的な研究開発等を促進する。
- 医療分野の研究開発マネジメント等のAMEDに求められる機能を発揮するための体制の構築等を進める。

消地協第162号  
令和4年6月28日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

内閣総理大臣臨時代理  
国 務 大 臣 松野 博一  
(公印省略)

独立行政法人国民生活センターの中期目標（第4期）の変更について

標記について、別添のとおり変更することとしたいので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第3項の規定に基づき、意見を求めます。

独立行政法人国民生活センターの中期目標変更 新旧対照表

中 期 目 標 (変更)	中 期 目 標 (現行)
<p>独立行政法人国民生活センター 第4期中期目標</p> <p>(略)</p> <p>平成30年3月2日 <u>令和4年7月〇日変更</u> 消費者庁</p>	<p>独立行政法人国民生活センター 第4期中期目標</p> <p>(略)</p> <p>平成30年3月2日 消費者庁</p>
<p>目次 (略)</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項……………33</p> <p>1. 市場化テストの実施……………33</p> <p>2. 情報セキュリティ対策……………33</p> <p>3. 内部統制の充実・強化……………33</p> <p>4. 商品テスト及び教育研修の新たな取組……………34</p> <p><u>5. 情報システムの整備及び管理……………34</u></p> <p>(略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項……………33</p> <p>1. 市場化テストの実施……………33</p> <p>2. 情報セキュリティ対策……………33</p> <p>3. 内部統制の充実・強化……………33</p> <p>4. 商品テスト及び教育研修の新たな取組……………34</p> <p>(略)</p>
<p>独立行政法人国民生活センター 第4期中期目標</p> <p>平成30年3月2日 <u>令和4年7月〇日変更</u> 消費者庁</p> <p>(略)</p>	<p>独立行政法人国民生活センター 第4期中期目標</p> <p>平成30年3月2日 消費者庁</p> <p>(略)</p>

中 期 目 標 (変更)	中 期 目 標 (現行)
<p>(略)</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市場化テストの実施 (略)</li> <li>2. 情報セキュリティ対策 (略)</li> <li>3. 内部統制の充実・強化 (略)</li> <li>4. 商品テスト及び教育研修の新たな取組 (略)</li> <li>5. <u>情報システムの整備及び管理</u>  <u>情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、PMOがPJMOを支援し、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</u></li> </ol> <p><u>【関連指標】</u></p> <p><u>・ PMOによるPJMO支援実績</u></p>	<p>(略)</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市場化テストの実施 (略)</li> <li>2. 情報セキュリティ対策 (略)</li> <li>3. 内部統制の充実・強化 (略)</li> <li>4. 商品テスト及び教育研修の新たな取組 (略)</li> </ol>



独立行政法人国民生活センター  
第4期中期目標

平成30年3月2日

令和4年7月〇日変更

消費者庁

目次	
第1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	1
第2 中期目標の期間	2
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	3
1. 広報事業	3
(1) 国民への情報提供	3
(2) 消費者教育の推進に関する情報の提供	5
2. 情報収集・分析事業	7
(1) P I O—N E T等の刷新	7
(2) 関係機関への情報提供及び情報交換	9
3. 相談事業	11
(1) 苦情相談	11
(2) 国民への情報提供	14
(3) 関係機関への情報提供、情報共有及び情報交換	14
(4) 関係行政機関等に対する改善要望	16
(5) 消費生活相談員の処遇改善を通じた相談事業の質の維持・向上	16
4. 商品テスト事業	17
(1) 商品テストの実施	17
(2) 国民への情報提供	18
(3) 関係機関への情報提供、情報共有及び情報交換	19
(4) 関係行政機関等に対する改善要望	20
5. 教育研修事業	21
(1) 実務能力向上のための研修	21
(2) 消費者教育推進のための研修	22
(3) 試験業務	24
(4) 調査研究及び海外の消費者行政の情報収集・提供	25
(5) 教育研修の合理化と経費の節減	25
6. 裁判外紛争解決手続（ADR）事業	25
(1) ADRの適切な実施及び利用しやすいADRへの改善	26
(2) ADRの結果の相談業務等への活用推進	27
(3) 和解内容の履行確保	27
(4) 消費者裁判手続特例法への対応	27
(5) 国民への情報提供	28
7. 特定適格消費者団体立担保支援事業	28
(1) 特定適格消費者団体との連携、協力	28
(2) 立担保期限の遵守	28
(3) 立担保事案の適切な管理、求償	28
第4 業務運営の効率化に関する事項	28
1. 一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費の削減	28
2. 総人件費の削減	29
3. 適正な給与水準の維持	30
4. 適正な入札・契約の実施	30
(1) 「調達等合理化計画」に基づく取組の実施及び公表	31
(2) 契約の競争性の推進	31
5. 保有資産の有効活用	31
6. 自己収入の拡大・経費の節減	32
第5 財務内容の改善に関する事項	33
第6 その他業務運営に関する重要事項	33
1. 市場化テストの実施	33
2. 情報セキュリティ対策	33
3. 内部統制の充実・強化	33
4. 商品テスト及び教育研修の新たな取組	34
5. 情報システムの整備及び管理	34
（別紙）政策体系図	35

※第3の1. ～7. の各項目を、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定、平成27年5月25日改定）に基づき「一定の事業等のまとめり」として扱う。

# 独立行政法人国民生活センター

## 第4期中期目標

平成30年3月2日

令和4年7月〇日変更

消費者庁

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

### 第1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

（我が国の消費者政策とセンターの目的）

我が国の消費者政策の基本となる事項は「消費者基本法」（昭和43年法律第78号。平成16年に「消費者保護基本法」を改正。）により定められ、同法第2条では「消費者政策」を「消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策」と定義し、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立支援」を政策推進の基本理念としている。また、同法第1条では消費者政策の推進により「国民の消費生活の安定・向上を確保する」ことを法の目的として掲げ、その達成に向けて同法第9条において「消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者基本計画を定める」ことを規定している。平成27年度から平成31年度までの5年間を対象とした3回目の策定となる消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定。以下単に「消費者基本計画」という。）では、消費者を取り巻く環境の変化や新たな課題等に適切に対応した消費者政策を更に推進していくとしている。

センターは、「独立行政法人国民生活センター法」（平成14年法律第123号。以下「センター法」という。）第3条において、「国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施する」ことを目的として掲げている。

（国の政策体系におけるセンターの位置付け）

国の政策体系との関係でセンターの位置付けをみると、消費者基本計画において、消費者庁は「消費者行政の司令塔・エンジン役」、センターは「消費者問題に関する中核的実施機関」と位置付けられており、消費者政策の「実施体制の充実・強化」が同計画で求められている。また、センターは、消費者基本法第25条において、「国民の消費生活に関する情報の収集・提供や苦情処理のあっせん及び相談等における中核的な機関として積極的な役割を果たす」と位置付けられている。さらに、平成21年9月の消費者庁の創設と共に施行された「消費者安全法」（平成21年法律第50号）第9条において、センターは、都道府県・市町村に対し、都道府県・市町村による消費生活相談等の事務

の実施に関し、「情報の提供、当該事務に従事する人材に対する研修その他の必要な援助を行う」ことや、同法第14条に基づき、消費者庁が行う消費者事故等の情報の集約・分析及び取りまとめに対する「資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施」等の協力を行うといった位置付けが規定されている。

(消費者を取り巻く環境の変化とセンターが取り組む重点領域)

消費者を取り巻く環境をみると、消費者基本計画では「人口減少、高齢化・独居化の進行」、「高度情報通信社会の進展、消費生活におけるグローバル化の進展」等の環境変化により消費生活の多様化・高度化が進むとともに消費者問題も多様化・複雑化しているとの基本認識を示した上、「高齢者や障害者などの社会的弱者を狙った悪質商法などによる消費者被害は跡を絶た」ないとしてこうした消費者を取り巻く環境を踏まえ、「高齢者、障害者などの被害に遭いやすい消費者の被害の防止と救済を図ることが急務」との政策対応を求めている。このような環境変化の一方で、依然として消費者と事業者との間の情報の質・量及び交渉力の格差は変わっていない。この格差を縮小し、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るとともに、消費者被害の迅速な回復を図るため、センターは、消費者庁との緊密な連携の下、国民生活に関する様々な情報の収集・提供や被害回復のための取組等を行うことが必要とされている。また、平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した熊本地震を通じて国民の安全・安心に対する関心が一層高まっている。こうした環境変化の中、生命又は身体被害に係る消費者事故等の原因を究明し、その再発又は拡大の防止を図るため、消費者庁に消費者安全調査委員会が設置（平成24年10月）されて以降、センターは、消費者庁との連携を強化してきたところ、商品テスト等を通じて、生命又は身体分野の消費者安全の確保に寄与することが引き続き求められている。

他方、こうしたセンターの役割が高まる中、センターを含めた独立行政法人は、厳しい財政状況において事業の一層の効率化を図ることによって、限られた予算の中で質の高い行政サービスを提供することが求められている。

したがって、センターが、平成30年4月から始まる第4期中期目標期間において引き続き国、地方公共団体及び関係機関等と緊密に連携しつつ消費者行政の中核的実施機関としてその機能の維持・強化を求められていることを踏まえつつ質の高い行政サービスを効率的かつ効果的に提供していくため、この中期目標を設定する。

(別紙) 政策体系図

## 第2 中期目標の期間

センターの第4期中期目標の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。

### 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1. 広報事業

センターは、消費者基本計画において「消費者への情報提供」を行うことがうたわれ、センター法第3条に掲げられた3つの目的のうちの1つとして「国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供」を行うことが規定されている。この目的を達成するため、同法第10条において「国民に対して国民生活の改善に関する情報を提供する」業務や「国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報を提供する」業務を実施することが規定されている。消費者基本計画やセンター法の規定に基づき、以下の情報提供を行うとともに、広報事業の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施する。

#### (1) 国民への情報提供

##### ① 報道機関等を通じた情報提供

相談事業や商品テスト事業において分析し、取りまとめた情報について、記者説明会の機動的な開催や、ウェブサイト上での公表など記者説明会以外の方法による公表により、報道機関等を通じた情報提供を時宜に応じて積極的に行う。

##### 【指標】

- ・新聞（在京6紙、ネット掲載を含む）掲載回数（平成28年度実績：68回）
- ・テレビ・ラジオ（NHK及び在京キー局）放送回数  
（平成28年度実績：53回）

##### 【目標水準の考え方】

国民への情報提供を広く行う手段として、新聞やテレビ・ラジオなどのマスメディアによる報道を通じた広報が極めて有効であるが、当該報道に接した読者や視聴者の数を正確に捉えることは困難であることから、新聞（在京6紙、ネット掲載を含む）の掲載回数、テレビ・ラジオ（NHK及び在京キー局）の放送回数を目標とし、達成水準は設定しないこととする。

##### 【関連指標】

- ・記者説明会開催回数（平成28年度実績：19回）
- ・地方紙掲載回数（ネット掲載を含む）（平成28年度実績：216回）

##### ② ウェブサイト、出版物等による情報提供

相談事業や商品テスト事業において分析し、取りまとめた情報を活用し

て、ウェブサイト、出版物等を通じて国民生活の諸問題に係る情報を適時適切に提供する。また、消費者問題に関する専門的情報を編集したウェブ版「国民生活」のウェブサイトへの掲載やその印刷版（簡易冊子版）の消費生活センター等への配布、また、消費者トラブル対策に役立つ情報をコンパクトにまとめた年1回発行の冊子「くらしの豆知識」の販売推進（無料の視覚障害者向け録音図書「デイジー版くらしの豆知識」の配布推進を含む。）、高齢者・障害者等に最新の消費者被害状況を迅速に伝えることを目的とする「見守り新鮮情報」のメールマガジン発行及びウェブサイトへの掲載などによって、高齢者・障害者等を含めたより広い国民や全国の消費生活センター等に必要な情報が行き渡るよう取り組む。

#### 【指標】

- ・ウェブ版「国民生活」読者へのアンケート結果 5段階評価中平均4以上（平成28年度実績：平均4.5）
- ・「くらしの豆知識」購入者へのアンケート結果 5段階評価中平均4以上

#### 【目標水準の考え方】

毎月発行するウェブ版「国民生活」を着実にウェブサイトへ掲載し、重要なテーマに関する特集を組むなど時宜に応じた編集の工夫を行い、その内容の有用性につき広く国民への周知を図るとともに、特集記事等の内容に対し読者の満足度を測る項目をアンケートに盛り込み、5段階評価で平均4以上の読者評価が得られることを目標とする。「くらしの豆知識」についても、アンケートにおいて購入者の満足度を測る項目を盛り込み、5段階評価で平均4以上の購入者評価が得られることを目標とする。

#### 【関連指標】

- ・ウェブ版「国民生活」全記事総アクセス数  
（平成28年度実績：5,550,235件）
- ・ウェブ版「国民生活」を印刷した簡易冊子版の配布部数  
（平成28年度実績：1,195部）
- ・「くらしの豆知識」販売部数（平成28年度実績：245,970部）
- ・録音図書「デイジー版くらしの豆知識」作成部数  
（平成28年度実績：1,200部）
- ・相談情報や商品テスト情報を活用した「見守り新鮮情報」の発行回数  
（平成28年度実績：24回）

### ③ 消費者庁が行う注意喚起への協力

消費者庁が行う注意喚起について、可能な限りの媒体を利用して消費者

に情報提供する。

**【関連指標】**

- ・消費者庁が行った注意喚起情報の紹介件数（平成28年度実績：571件）
- ・他省庁が行った注意喚起情報の紹介件数（平成28年度実績：1,190件）

**④ 災害時、消費者事故発生時その他の緊急時等における情報提供**

消費者基本計画では、平成23年3月に発生した東日本大震災後の国民の消費生活において「消費者による必要以上の購入等による生活必需品等の品不足」、「福島第一原発事故による風評被害」が発生したことを指摘して「災害時の消費生活に関する情報提供」の充実を求めているほか、重大事故を始めとする消費者事故の発生時において「消費者への注意喚起等の必要な措置」を求めている。これらを踏まえ、災害発生又は消費者事故発生により収集した情報、相談事業において緊急対応で設置した特設電話相談や都道府県では相談対応が困難な事例に関する特設電話相談等により収集した情報を、ウェブサイト等を通じて適時適切に提供する。

**【関連指標】**

- ・災害等関連情報の提供件数

**（2）消費者教育の推進に関する情報の提供**

「消費者教育の推進に関する法律」（平成24年法律第61号。以下「消費者教育推進法」という。）及び変更中の「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月28日閣議決定。以下「消費者教育推進基本方針」という。）を踏まえ、消費者教育の推進に関する以下の取組を実施する。

**① 高齢者、障害者等及びこれらの者への支援を行う関係者等への情報提供**

消費者教育推進法第13条第1項の規定及び消費者教育推進基本方針に基づき、センターは、地域において高齢者、障害者等に対する消費者教育が適切に行われるようにするため、「見守り新鮮情報」等の情報提供を、消費者庁が開催する「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」構成員及び地方公共団体に対して行うほか、新たに消費者庁と連携し、消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」（見守りネットワーク）構成員や民生委員協議会・社会福祉協議会・介護福祉士の活動組織等の支援機関及びその構成員に対し、消費生活センター等を経由して情報の提供を行うことなどにより、センターの情報が高齢者、障害者等に到達しやすいよう積極的な広報活動に努める。また、支援機関等による広報活動の状況を把握し、これを踏まえて、支援機関及びその構成員に対する情報提供の方法につい

て消費生活センターを経由する以外の有効な方策を検討し、目標期間中に適宜実施していくこととする。なお、実施する方策は、年度計画において具体的に定める。併せて、広報を受けた高齢者等の反響を把握する仕組みを検討し、構築した仕組みを活用して、当該取組の見直しや成果の把握を行う。

#### 【指標】

- ・「見守り新鮮情報」（メールマガジン）登録者数  
（平成28年度実績：21,873人）
- ・情報提供を実施した支援機関数

#### 【目標水準の考え方】

「見守り新鮮情報」（メールマガジン）についても「国民生活」と同様に、その内容がより多くの人に認識され、より多くの人に読まれることに意義があることから、発行回数そのものを単に増加させることよりも、発行されたものがより多くの人に読まれるよう、登録者数を着実に増加させることを重視する目標とする。そのための手段については、これまで実施してきたウェブサイトでの登録呼び掛け及びセンターが主催又は参加する各種フォーラムやイベント、講演会、研修等の様々な場で積極的に登録を呼び掛けることに加え、民生委員、社会福祉主事、介護福祉士その他の支援関係者や「消費者安全確保地域協議会」（見守りネットワーク）構成員等への情報提供を行うことにより、高齢者・障害者本人のみならず、これら支援関係者・構成員等の登録の実現と大幅な増加につなげていく積極的な取組を行うことから、達成水準は設定しないこととする。

#### 【関連指標】

- ・「見守り新鮮情報」（メールマガジン）発行回数  
（平成28年度実績：28回）
- ・録音図書「デイジー版くらしの豆知識」作成部数  
（平成28年度実績：1,200部）

### ② 消費者教育の推進に関する先進的な取組の情報提供

消費者教育推進法第18条第1項の規定及び消費者教育推進基本方針に基づき、センターは、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われている消費者教育に関する先進的な取組の情報を提供するため、東京事務所及び相模原事務所の展示スペース等において、新たに情報の内容を広報する資料（ポスター、パンフレット等含む）を作成して掲示する。また、先進的な取組で作成された資料や物品の展示を実施するとともに、ウェブサイトにおける先進的な取組専用ページへの掲載を積極的に行う。さらに、若者向けの取組として、若者が慣れ親しむSNS（ソーシャル・ネットワー



キング・サービス) を活用した188 (消費者ホットライン) の広報を積極的に行う。

**【関連指標】**

- ・ウェブサイトにおける先進的な取組専用ページの更新回数
- ・ウェブ版「国民生活」における先進的な取組の紹介回数
- ・展示スペース等における先進的な取組の展示内容の更新回数

**③ 消費生活相談実例等の消費者教育への活用**

消費者教育推進法第13条第2項の規定及び消費者教育推進基本方針に基づき、センターは、公民館その他の社会教育施設等において、消費生活センター等が収集した情報の活用による実例を通じた消費者教育が行われるよう P I O - N E T 情報を活用して時宜を得たテーマを選定し、情報提供する。

**【関連指標】**

- ・相談情報を活用した「見守り新鮮情報」発行回数  
(平成28年度実績：24回)

**2. 情報収集・分析事業**

消費者基本法第25条において、センターは、「国民の消費生活に関する情報の収集及び提供」を行うことが規定され、センター法第10条及び第42条では国民生活に関する情報を収集、分析し、国民や関係機関等へ提供することが規定されている。情報収集・分析事業の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施する。

**(1) P I O - N E T 等の刷新**

消費者基本計画第4章6(2)「全国消費生活情報ネットワークシステム(P I O - N E T) を適切に運用するとともに、国の行政機関や地方公共団体による法執行、事業者の指導への活用を促進する」との規定に基づき、以下を実施する。

**① P I O - N E T の刷新**

全国消費生活情報ネットワークシステム(以下「P I O - N E T」という。)については、消費生活相談の現場における利用の負担軽減と効率化による速やかな情報収集、情報分析機能の向上による迅速な法執行や法改正の企画立案といった行政機関等における活用促進のために、新たな解析手法であるテキストマイニングの導入や、人工知能(A I)、音声認識、本人認証等の新技術の導入を検討し、平成32年度までにP I O - N E Tの刷新を行

う。

消費者庁との連携による地方公共団体等の理解と協力を得て相談受付後の一層速やかな登録を引き続き促すことなどにより、相談受付からP I O-N E Tに登録されるまでの平均日数（以下「登録日数」という。）を短縮するよう努める（センターが自ら受け付けた相談についても短縮に努める。）。

#### 【指標】

- ・全国の消費生活センター等における登録日数7日以内（平成28年度実績：7.0日）
- ・センター受付相談の登録日数4日以内（平成28年度実績：4.3日）

#### 【目標水準の考え方】

登録日数の短縮については、その重要性を全国の消費生活センター等及びセンターが認識して相談現場での短縮努力やP I O-N E Tのシステム改良等を行った結果、従来全国平均で30～40日程度要していた登録日数が、平成28年度実績で消費生活センター等においては7.0日（当初目標は10日）、センターにおいては4.3日（当初目標は5日）まで大幅に短縮を超過達成した。引き続き、超過達成した実績ベースと同等程度以上の成果を維持することが有益であり重要度も高いとみられることから、消費生活センター等においては7日以内、センターにおいては4日以内の目標とする。

#### 【重要度：高】

登録日数を短縮することは、消費者被害の早期認識のために極めて重要であり、消費者被害の発生又は拡大の防止及び被害の迅速な回復に資するものであるため。

#### 【難易度：高】

第3期中期目標期間における短縮努力により目標（消費生活センター等10日以内、センター5日以内）の登録日数をすでに大幅に短縮し、困難な目標を超過達成したところであるが、登録日数短縮の重要性に鑑み、引き続き、新技術の導入や消費生活センター等、センター及び消費者庁の連携による短縮努力等により、第3期中期目標の水準から更なる高みを目指し、超過達成した実績ベースと同等程度以上の水準として、登録日数を全国の消費生活センター等では7日以内、センターでは4日以内を目指す目標設定とする。

## ② P I O-N E Tの利用承認

地方公共団体からの要望を踏まえ、P I O - N E Tの利用承認を適切に実施する。

**【関連指標】**

- ・ P I O - N E T利用承認件数（平成28年度実績：39件）

**③ 事故情報データベースの運営**

事故情報データベース（参画機関は13機関）について、消費者庁と連携しながら適切な運営を実施する。

**(2) 関係機関への情報提供及び情報交換**

**① 「早期警戒指標」利用機能の提供及び活用の促進**

消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、新たな手口・悪質事例等を早期に明らかにする「早期警戒指標」（「急増指標」及び「特商法指標」の2種類）の出力機能をP I O - N E Tの機能として消費者庁、関係省庁、関係独立行政法人、消費生活センター等の関係機関に提供するとともに、同機能の活用を促進する。

**【指標】**

- ・ 全国の消費生活センター等における早期警戒指標利用者数 7,000人  
（平成28年度実績：6,719人）

**【目標水準の考え方】**

早期警戒指標を毎月着実に発行することとし、その上で毎月の利用者数を確保してその内容を確実に知らせることに意義があることから、P I O - N E Tにおいて同機能の利用者を平成28年度実績と同等程度以上、確保するよう努めることを目標とする。

**② 消費生活センター等への情報提供**

P I O - N E Tの運営等について、消費生活センター等に対し情報提供を行う。

**【関連指標】**

- ・ 「P I O - N E Tつうしん」発行回数（平成28年度実績：13回）
- ・ P I O - N E Tに関する事務連絡発出回数（平成28年度実績：26回）
- ・ P I O - N E T刷新に関する資料等発行回数（平成28年度実績：16回）
- ・ 「早期警戒指標」発行回数（平成28年度実績：12回）
- ・ 消費者行政フォーラムログイン数（平成28年度実績：約74.9万回）

### ③ 行政機関等との情報交換

法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資するため、消費者利益を侵害する違法・不当行為の取締り等を行う行政機関等との間で緊密な情報交換を行う。

#### 【関連指標】

- ・ 情報提供依頼への対応件数（平成28年度実績：1,894件）
- ・ 法令照会（警察／裁判所／弁護士会／適格消費者団体／センター法第40条第1項（和解の仲介手続によって紛争が解決されなかった消費者の訴訟支援）／その他）  
（平成28年度実績：644件＜内訳＞警察：277件、裁判所：12件、弁護士会：286件、適格消費者団体：59件、センター法第40条第1項（和解の仲介手続によって紛争が解決されなかった消費者の訴訟支援）：1件、その他：9件）
- ・ 公益目的を有する法人その他団体から消費者利益の増進に特に寄与し得ると判断される照会（平成28年度実績：110件）

### ④ 適格消費者団体・特定適格消費者団体のP I O－N E T利用

消費者被害の発生又は拡大の防止及び迅速な回復を図るため、消費者団体訴訟制度（適格消費者団体が事業者の不当な勧誘行為等の差止請求をすることができる制度及び特定適格消費者団体が事業者の不当な行為により生じた消費者の財産的被害を集団的に回復することができる制度）が導入されている。同制度の担い手である適格消費者団体等が、より実効的に活動をするためには、消費者被害の情報に関する支援が必要であり、「消費者契約法の一部を改正する法律」（平成28年法律第61号）及び「独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第43号）の附帯決議において、消費者団体訴訟制度の担い手である適格消費者団体等に対するP I O－N E Tの配備等による支援を行うこととされた。このため、引き続き、地方公共団体等関係者との調整を踏まえ、P I O－N E T端末の配備に向けた検討を進めるほか、消費者団体からの要請に基づきP I O－N E T情報の提供を積極的に行う。

#### 【関連指標】

- ・ 「急増指標」に基づく情報提供団体数  
（平成28年度実績：6団体＜内訳＞適格消費者団体：5団体、特定適格消費者団体：1団体）
- ・ 適格消費者団体からの照会への対応件数（平成28年度実績：59件）

### 3. 相談事業

消費者基本計画では、消費者政策として「消費者と事業者との間の苦情処理・紛争解決」がうたわれ、センターは、「消費生活センター等の相談支援機能の強化に努める」こととされている。また、消費者基本法第25条では「事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談における中核的な機関として積極的な役割を果たす」こと、センター法第10条では「国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報を提供する」ことが規定されている。これらの規定を踏まえ、相談事業の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施する。

#### (1) 苦情相談

##### ① 経由相談及びセンター受付相談

消費者基本計画第4章6(1)「国民生活センターによる消費生活センター等の相談支援機能の強化」に基づき、センターにおいて、弁護士・専門技術者等専門家からのヒアリングを行う等により専門分野に特化したセンターの消費生活相談員・職員を育成し、消費生活センター等からの経由相談の解決能力の向上を図る。また、消費生活センター等において対応困難な分野に関する相談については、移送・共同処理等の対応を消費生活センター等と連携を図りながら積極的に行い、その対応から得られるノウハウや知見を消費生活センター等へ周知する。さらに消費者ホットラインの三桁化(188)に伴う消費生活相談の増加に対応し、平日バックアップ相談、お昼の消費生活相談、休日相談(必要な年末年始対応含む。)を適切に実施し、あっせんで積極的に行う。

#### 【関連指標】

- ・ 専門家からのヒアリング回数(平成28年度実績:839回)
- ・ 事例研究会の実施回数(平成28年度実績:36回)
- ・ 経由相談件数(平成28年度実績:7,589件)
  - ・ うち助言件数(平成28年度実績:6,608件)
  - ・ うち移送・共同処理等件数(平成28年度実績:859件)
- ・ 平日バックアップ相談件数(平成28年度実績:3,740件)
  - ・ うちあっせん件数(平成28年度実績:175件)
- ・ お昼の消費生活相談件数(平成28年度実績:3,021件)
  - ・ うちあっせん件数(平成28年度実績:168件)
- ・ 休日相談件数(平成28年度実績:5,431件)
  - ・ うち即日対応件数(平成28年度実績:5,420件)

##### ② 個人情報に関する苦情相談

個人情報に関する苦情相談について、「個人情報の保護に関する基本方針」

(平成16年4月2日閣議決定)に基づき、円滑かつ的確な処理に資するため、苦情相談機能を発揮し、また、個人情報に関する苦情相談の事例を集約・分析し、消費生活センター等に周知することにより、各種相談機関における個別の相談事例から得られる知見を蓄積し、その共有を図るものとする。

**【関連指標】**

- ・個人情報相談件数（平成28年度実績：72件）
- ・「消費生活相談緊急情報」での情報提供（平成28年度実績：2回）

**③ 越境消費者トラブルに関する苦情相談**

消費者基本計画第4章5(3)「近年増加している越境消費者トラブルについて、国民生活センターにおける相談対応を実施するとともに、連携先となる海外機関との更なる連携強化・拡大に努める」との規定に基づき、海外事業者と我が国の消費者のトラブルに関する相談窓口である「越境消費者センター（CCJ）」を活用し、越境消費者トラブルに関する相談対応を適切に行う。また、消費者庁と連携し、越境消費者トラブルが多い国・地域を中心に提携先海外消費者機関を拡大する。

**【指標】**

- ・海外消費者機関との新規提携件数

**【目標水準の考え方】**

消費者基本計画においては、「消費生活におけるグローバル化の進展」等の環境変化により消費生活の多様化・高度化が進むとともに消費者問題も多様化・複雑化しているとの基本認識が示されており、我が国の消費者が海外事業者との間で消費者トラブルとなる事案が増加している。海外に所在する事業者との間のトラブルを国内の機関のみで解決することは困難な場合が多いことから、CCJと提携を結ぶ海外消費者機関を増加させ、多国にわたり所在する多様な海外事業者との交渉を、海外機関を利用して実施することが効果的かつ効率的であるため、海外消費者機関との新規提携件数を目標とする。ただし、海外消費者機関との新規提携は、相手国機関の意向や事情に大きく左右されることから、達成水準は設定しないこととする。

**【関連指標】**

- ・CCJ受付の相談件数（平成28年度実績4,473件）
- ・「消費生活相談緊急情報」による情報提供回数（平成28年度実績：8回）
- ・海外消費者機関との提携機関数（平成28年度末：12機関）

**④ 訪日外国人旅行者への対応**

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催（平成32年）に向けて、また、「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえ、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日公表）における「訪日外国人旅行者数を2020年（平成32年）に4,000万人、2030年に6,000万人」、「訪日外国人旅行者消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円」との目標や、消費者基本計画第2章5における「消費者政策においても、短期滞在する外国人旅行者を含む我が国に在留する外国人に対する対応、例えば情報提供や相談対応における多言語対応などが求められている」との政策的要請に基づき、センターは、関係機関と連携し、訪日外国人旅行者が訪日中に被害に遭いやすい消費者トラブルについて、訪日外国人旅行者に向けた積極的な情報提供を行う。また、訪日外国人旅行者が訪日中に被害に遭った消費者トラブルに係る苦情相談については、平成30年度に新たに設置する訪日外国人向け電話相談窓口において、外国語通訳サービス（三者間通話システム）の活用等により被害の救済に取り組むとともに、外国人相談対応で得た情報・ノウハウを活用して多言語による情報提供を行う等、訪日外国人の消費者被害の発生又は拡大の防止に役立てる。

#### 【関連指標】

- ・ 訪日外国人苦情相談数

#### ⑤ 災害時、消費者事故発生時その他の緊急時等における相談対応

消費者基本計画では、平成23年3月に発生した東日本大震災後の国民の消費生活において「消費者による必要以上の購入等による生活必需品等の品不足」、「福島第一原発事故による風評被害」が発生したことを指摘して災害時の消費生活に関する相談体制の充実を求めていること、また、重大事故等を始めとする消費者事故等の発生時には収集した事故情報に基づき消費者への注意喚起等の必要な措置を求めていることを踏まえ、災害時、消費者事故発生時その他の緊急時等における相談対応を適切に行う。

さらに、地方公共団体の意向を踏まえ、都道府県・市町村等に対し援助者の派遣や平成28年度の「熊本地震消費者トラブル110番」や平成26年度の「キャッシュレスでの買い物トラブル110番」と同様の緊急対応の特設電話及び都道府県では相談対応が困難な事例に関する特設電話の設置等による支援を迅速に実施する。

#### 【関連指標】

- ・ 特設電話相談実施回数（平成28年度実績：2回（「熊本地震消費者トラブル110番」、「60歳以上の消費者トラブル110番」））
- ・ 特設電話相談受付件数（平成28年度実績：「熊本地震消費者トラブル110番」875件、「60歳以上の消費者トラブル110番」95件）

## (2) 国民への情報提供

消費者基本計画第4章5(2)「消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止」に基づき、以下の情報提供を行う。

### ① 報道機関を通じた情報提供

PIONEER等に蓄積されている情報やセンターで処理された苦情相談を分析し、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等に関する財産事案に係る情報を迅速に分析して取りまとめ、報道機関を通じた情報提供を行う。

#### 【関連指標】

- ・公表件数（相談情報部公表分）（平成28年度実績：36件）
- ・取材対応件数

### ② ウェブサイト等による情報提供

センターのウェブサイトには設置している「消費者トラブルメール箱」や「注目テーマ」のコンテンツについては、寄せられた情報を積極的に活用し、分析した上で、必要な情報を迅速かつより分かりやすくウェブサイト等を通じて提供する。

#### 【指標】

- ・情報提供数（平成28年度実績：52件）

#### 【目標水準の考え方】

情報提供については、回数の多さを目標とするよりもそれぞれの提供の内容が重要であることから、その内容を充実させて新たな手口や消費者トラブルメール箱等に寄せられる手口を中心とした情報を着実に情報提供することを目標とする。なお、情報提供件数は、消費者トラブルの傾向等によって変動すると考えられることから達成水準は設定しないこととする。

#### 【関連指標】

- ・「消費者トラブルメール箱」受信件数（平成28年度実績：9,387件）
- ・「消費者トラブルメール箱」FAQコーナーへのアクセス件数（平成28年度実績：132,054件）

## (3) 関係機関への情報提供、情報共有及び情報交換

### ① 消費者庁等への情報提供、情報共有



消費者事故等の発生に関して、必要な事項を適切な方法で消費者庁へ通知するとともに、財産事案に係る情報共有のための会議の場等を通じ、P I O-N E T等に蓄積されている情報等の分析結果や、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等について、消費者庁との情報共有をより緊密に行う。また、公共料金の値上げが消費生活に及ぼす影響の大きさに鑑み、公共料金に関して受け付けた意見・相談内容等を取りまとめ、消費者庁へ報告する。

さらに、関係行政機関への情報提供を積極的に行う。

#### 【指標】

- ・ 関係機関等への情報提供件数（相談情報部提供分）  
（平成28年度実績：31件）

#### 【目標水準の考え方】

相談事例等から得られる新たな手口・悪質事例等の情報は、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため重要であることから、関係機関等への情報提供件数を目標とする。これらは、情報提供件数の多さを目標とするよりも消費者被害の多数性、普遍性、深刻性等をより迅速に関係機関等へ情報提供することが重要であることから、達成水準は設定しないこととする。

#### 【関連指標】

- ・ 重大事故等のおそれがあるものについての情報提供件数  
（平成28年度実績：42件）
- ・ 消費者事故等のおそれがあるものについての情報提供件数  
（平成28年度実績：63件）
- ・ 消費者庁への報告件数（公共料金等）（平成28年度実績：29件）
- ・ 情報提供における関係行政機関の対応件数  
（相談情報部：行政処分や業務改善等の対応）（平成28年度実績：6件）

### ② 消費生活センター等への情報提供

消費生活センター等からの経由相談及びセンター受付相談への対応から得られる知見や苦情相談に係る緊急情報について、消費生活センター等に対して、月2回以上の情報提供を行う。

### ③ 行政機関等との情報交換

法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資するため、消費者利益を侵害する違法・不当行為の取締り等を行う消費者庁を始めとした行政機関等との間で緊密な情報交換を行う。

**【関連指標】**

- ・審議会や検討会等からのヒアリング対応回数（平成28年度実績：40件）

**④ 「早期警戒指標」の活用と関係機関等への情報提供**

消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため「早期警戒指標」を活用し、消費者庁、関係省庁、関係独立行政法人、消費生活センター等の関係機関等へ新たな手口・悪質事例等の迅速な情報提供を行う。

**【関連指標】**

- ・「早期警戒指標」を活用した情報提供件数（平成28年度実績：4件）

**（４）関係行政機関等に対する改善要望**

消費者基本計画の「新たな課題の解決に向けて今後も不断の努力を続け、消費者政策の更なる充実を目指していくことが求められる」（第1章）に基づき、消費生活相談情報の収集・分析結果等を基に、関係行政機関等に対して制度等に関する改善要望を積極的に提出する。

**【指標】**

- ・関係行政機関等への要望件数（相談情報部要望分）  
（平成28年度実績：3件）

**【目標水準の考え方】**

制度改正等への要望は、消費者被害の発生又は拡大の防止に直接的に結びつくものであり、センターの大きな役割の一つであることから、関係行政機関等への要望件数を目標とする。ただし、消費者被害は、発生するまで内容の普遍性、深刻性等は分からず、都度の対応が必要であることから、達成水準は設定しないこととする。

**【関連指標】**

- ・関係行政機関の対応件数（相談情報部要望分）

**（５）消費生活相談員の処遇改善を通じた相談事業の質の維持・向上**

消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の3による消費生活相談員の法定化（平成26年6月13日同法改正）や、同法第11条及び消費者基本計画第4章6（2）の消費生活相談員に係る規定等を踏まえ、センターの消費生活相談員に対し、専門職としての職務と能力に鑑み適切な評価を行い、処遇改善を通じた人材確保により相談事業の質の維持・向上を図る。

#### 4. 商品テスト事業

消費者基本法第25条において、センターは、「消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等」における中核的な機関として積極的な役割を果たすことが規定されている。商品テスト事業の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施する。

##### (1) 商品テストの実施

消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、消費者の生活実態に即して必要な商品テストを行う。具体的には、地方公共団体から依頼のあった相談解決のための商品テスト及びP I O - N E Tや消費者庁と共同運営し、全国の参画医療機関より注意喚起等に有効な端緒情報を収集する医療機関ネットワークなどの事故情報から、重篤性や多発性、新規性等の観点から事案を選定した注意喚起のための商品テストを積極的に実施するとともに、相談解決のための商品テストについては、原則として全てに対応し、重大事故等のおそれのあるテスト結果についても情報提供する。また、消費者安全法第14条の規定を踏まえ、消費者事故等の原因究明や情報提供のために、消費者庁（消費者安全調査委員会を含む。）からの求めに応じ必要な協力を行う。なお、情報提供案件については、各分野の有識者により構成される商品テスト分析・評価委員会により、テストの企画立案及びテスト結果の分析・評価、公表の妥当性等について審議を行うほか、必要に応じて関係機関との連携強化、外部化を始め、商品テスト事業を強化する。

##### 【指標】

- ・テスト依頼への技術相談を含めた対応率 100%  
（平成28年度実績：100%）
- ・注意喚起のための商品テスト実施件数（平成28年度実績：10件）

##### 【目標水準の考え方】

地方公共団体から依頼のあった相談解決のための商品テストについては、中核的機関としての地方支援の役割に鑑み、引き続き原則として全てに対応する。

注意喚起のための商品テスト実施件数については、同テストの重要度が高いことから、今後もこれまで以上の実施が期待される。しかし、注意喚起が必要となる事案は年度により様々であり、単に当該テストの件数を増加させることよりも、テスト内容を充実させ、より有益な情報発信をしていくことが重要であることから、達成水準は設定しないこととする。

##### 【関連指標】

- ・商品テスト実施件数（平成28年度実績：230件）

- ・うち消費生活センター等からの依頼に基づく商品テスト実施件数(前年度受付分を含む)(平成28年度実績:214件(前年度受付分を含む))
- ・うち消費者庁からの依頼に基づく商品テスト実施件数(平成28年度実績:6件)
- ・うち注意喚起のための商品テスト実施件数(平成28年度実績:10件)
- ・消費生活センター等からの依頼・相談件数(平成28年度実績:373件)
  - ・うち消費生活センター等からの商品テスト依頼の受付件数(平成28年度実績:205件)
  - ・うち消費生活センター等からの技術相談等の件数(平成28年度実績:168件)
- ・医療機関ネットワーク参画機関数(平成28年度実績:30機関)
- ・医療機関ネットワーク基本情報収集件数(平成28年度実績:8,286件)
  - ・うち詳細情報収集件数(平成28年度実績:281件)
  - ・うち追跡調査実施件数(平成28年度実績:4件)
- ・商品テスト分析・評価委員会開催回数(平成28年度実績:20件)
- ・商品テスト分析・評価委員会の意見を反映させた情報提供件数(平成28年度実績:10件)
- ・他機関の知見等の活用回数(平成28年度実績:27件)

## (2) 国民への情報提供

### ① 報道機関等を通じた情報提供

P I O—N E T等に蓄積されている危害・危険、品質等に関する相談情報や医療機関ネットワーク等に登録された事故事例を調査・分析し、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等に関する情報を迅速に分析して取りまとめ、情報提供を行う。

#### 【関連指標】

- ・公表件数(商品テスト部公表分)(平成28年度実績:28件)
- ・事業者名を含めた公表件数(商品テスト部公表分)(平成28年度実績:7件)
- ・取材対応件数

### ② ウェブサイト、出版物等による情報提供

ウェブサイト、出版物等を通じて国民生活に関する諸問題に係る情報を適時適切に提供する。特に「くらしの危険」については、公表情報を積極的に活用し、事故防止に必要な情報をより分かりやすく提供する。

#### 【関連指標】

- ・ウェブサイト又はF A X公表回数(平成28年度実績:28件)

- ・「くらしの危険」発行回数（平成28年度実績：6件）
- ・「くらしの危険」アクセス数（平成28年度実績：239,551件）

### （3）関係機関への情報提供、情報共有及び情報交換

#### ① 消費者庁等への情報提供、情報共有

重大事故等や消費者事故等のおそれがある商品テスト結果に関して、必要な事項を適切かつ迅速に消費者庁へ通知するとともに、生命身体事案に係る情報共有のための会議の場等を通じ、P I O - N E T等に蓄積されている情報等を調査・分析し、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等について、消費者庁との情報共有をより緊密に行う。

また、東日本大震災からの復興を支援するため、放射性物質に関する検査について、引き続き地方公共団体における実施体制を支援するとともに、地方公共団体からの依頼に基づく検査を積極的に実施する。

さらに、商品テスト等の対象商品・役務に関連する関係省庁、事業者団体などへの情報提供を積極的に行う。

#### 【指標】

- ・関係機関への情報提供件数（商品テスト部：関係行政機関への情報提供）（平成28年度実績：15件）

#### 【目標水準の考え方】

商品テスト等を実施した情報はそれぞれの内容に応じて、関係省庁、事業者団体において活用されるよう適切に提供することが重要であるため、達成水準は設定しないこととする。

#### 【関連指標】

- ・相談解決のためのテストにおける重大事故等テスト結果の情報提供件数（平成28年度実績：10件）
- ・相談解決のためのテストにおける法律に抵触するおそれのあるテスト結果の情報提供件数（平成28年度実績：7件）
- ・重大事故等のおそれがあるものについての情報提供件数（平成28年度実績：4件）
- ・消費者事故等のおそれがあるものについての情報提供件数（平成28年度実績：0件）
- ・情報提供における関係行政機関の対応件数（商品テスト部：行政処分や業務改善等への要望についての対応）（平成28年度実績：2件）
- ・放射性物質に関する精密検査実施件数（平成28年度実績：7件）
- ・放射性物質に関する全国研修会実施回数（平成28年度実績：1回）
- ・放射性物質に関する研修会への講師派遣回数（平成28年度実績：1回）

## ② 消費生活センター等への情報提供

商品テストに係る技術情報等について、消費生活センター等に対し情報提供を行う。

### 【関連指標】

- ・消費生活センター等のテスト技術職員等との情報交換  
(平成28年度実績：2回)
- ・「製品関連事故情報」作成回数(製品関連)(平成28年度実績：12回)
- ・消費生活センター等に情報提供したテスト実施機関数  
(平成28年度実績：261機関)
- ・商品テスト情報のデータベースへの登録件数(平成28年度実績：232件)

## ③ 行政機関等との情報交換

法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資するため、商品テストを通じて得た知見や専門性を活かし、消費者利益を侵害する違法・不当行為の取締り等を行う行政機関等との間で緊密な情報交換を行う。

### 【関連指標】

- ・審議会や検討会等への出席回数(平成28年度実績：20回)

## ④ 関係機関等との情報交換、連携及びテスト重複の排除

類似又は同種の商品テストを実施する関係機関等との間で、定期的な会議を行うなど緊密な情報交換を行い、連携をより強化するとともに、商品テストが重複することのないよう調整を行う。

## (4) 関係行政機関等に対する改善要望

商品テスト結果等を基に、関係行政機関等に対して制度等に関する改善要望を積極的に行う。

### 【指標】

- ・関係行政機関等への要望件数(商品テスト部要望分)  
(平成28年度実績：11件)

### 【目標水準の考え方】

商品テスト結果等により明らかになった問題点について、関係省庁や事業者団体に規格・基準の制定・見直し及び改善を要望するためには、商品テスト内容等を充実させ、的確な情報提供をしていくことが重要であるため、達成基準は設定しないこととする。

### 【関連指標】

- ・関係行政機関等の対応件数（商品テスト部要望分）  
（平成28年度実績：8件）

## 5. 教育研修事業

センターは、消費者基本計画第4章4（2）「消費者教育の推進」及び第4章6「国や地方の消費者行政の体制整備」、消費者教育推進法、消費者教育推進基本方針及び消費者安全法に基づき、時々刻々と変化する状況に応じた受講ニーズを把握しつつ、消費者庁が推進する施策の内容も踏まえ、消費者教育の担い手を育成するための研修、消費者行政職員及び消費生活相談員等を対象とした研修等の実施において中核的な機関として積極的な役割を果たす必要がある。教育研修事業の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施する。

### （1）実務能力向上のための研修

消費者行政職員、消費生活相談員等にとどまらず、社会福祉関係者、学校教育関係者、消費者教育の担い手、また、消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う民間の団体又は個人、さらには、消費者志向の経営を意識する事業者を対象とした研修を実施する。また、消費生活相談窓口等への現場復帰や就職を目指す「消費生活相談員」等の資格を有する者を対象とした、専門知識アップデートのための研修を実施する。研修の手法としては、効果の高い事例検討型・参加体験型研修を主体とするとともに、研修対象者のニーズに積極的に対応し、その充実を図る。なお、事業者を対象とした研修については、参加しやすさを念頭に実施方法等を工夫する。

また、各地の地理的条件に配慮して、地方都市においても高い水準の研修を実施するとともに、インターネット等を活用した遠隔研修を推進する。

### 【指標】

- ・受講者等アンケート結果における満足度 5段階評価中平均4以上  
（平成28年度実績：平均4.8）
- ・受講者所属先自治体アンケート結果における満足度 5段階評価中平均4以上（平成28年度実績：平均4.9）

### 【目標水準の考え方】

研修内容に対する受講者へのアンケートについては、受講者から好意的な回答がなされる場合も多く、5段階評価において3（普通）未満の2、1の評価が付されることは少ないことから、4の評価を標準とし、4以上の評価を確実に得られるよう努めることを目標とする。また、アンケート

の精度を向上させるため、評価段階数や質問項目数を増やすこと、各項目の質問内容を多様化し回答の選択肢を多くすることなど、工夫に努めることとする。

#### 【関連指標】

- ・消費者行政職員研修、消費生活相談員研修実施回数  
(平成28年度実績：83回)
- ・うち相模原事務所研修施設及び徳島県内で実施する研修実施回数  
(平成28年度実績：60回(地方都市における研修を除く))
- ・うち地方都市における研修実施回数  
(平成28年度実績：専門講座地域コース10回、相談関連業務支援コース(講師派遣事業)13回)
- ・消費者行政職員研修、消費生活相談員研修人員数  
(平成28年度実績：4,924人)
- ・うち相模原事務所研修施設及び徳島県内で実施する研修人員数  
(平成28年度実績：3,673人(地方都市における研修を除く))
- ・相談員資格の有資格者向け「専門知識アップデート講座」実施回数  
(平成28年度実績：1回)
- ・相談員資格の有資格者向け「専門知識アップデート講座」人員数  
(平成28年度実績：66人)
- ・事業者を対象とした研修実施回数(平成28年度実績：7回)
- ・事業者を対象とした研修人員数(平成28年度実績：229人)
- ・遠隔研修の登録箇所数(平成28年度実績：844箇所)
- ・遠隔研修のコンテンツ本数(平成28年度実績：10本)
- ・消費生活相談員向け研修への国家公務員の受入数  
(平成28年度実績：35人)

#### (2) 消費者教育推進のための研修

消費者教育推進法及び消費者教育推進基本方針、消費者安全法を踏まえ、消費者教育の推進に関する以下の取組を実施する。

##### ① 高齢者・障害者等の消費者被害防止のための民生委員等への研修の実施

消費者教育推進法第13条第1項の規定及び消費者教育推進基本方針に基づき、センターは、地域において高齢者、障害者等の消費生活上特に配慮を要する消費者の消費者被害を防止し、安全を確保するための消費者教育が適切に行われるようにするため、民生委員、社会福祉主事、介護福祉士その他の支援関係者に対する消費者教育の担い手を育成するための研修を実施する。また、研修で得た知見等をそれぞれの地域においてどのように活用しているかの状況把握の方法について検討し、今後の見直し等に活用する。



**【関連指標】**

- ・消費者教育推進のための研修実施回数（平成28年度実績：18回）
- ・消費者教育推進のための研修人員数（平成28年度実績：610人）
- ・「民生委員等向け消費者教育に携わる講師養成講座」実施回数（平成28年度実績：3回）

- ② 「実例を通じた消費者教育」推進のための消費生活センター等への支援  
消費者教育推進法第13条第2項の規定及び消費者教育推進基本方針に基づき、消費生活センター等が収集した情報の活用による「実例を通じた消費者教育」が行われるようにするため、消費生活センター等に対し、情報提供等についての支援を行う。

**【関連指標】**

- ・具体的な相談事例を取り上げたり紹介したりなどして実施した消費者教育関連の研修実施回数（平成28年度実績：6回）

- ③ 消費生活相談員等への専門的知識修得のための研修の実施  
消費者教育推進法第16条第1項の規定及び消費者教育推進基本方針に基づき、消費生活相談員等に対する消費者教育に関する専門的知識を修得するための研修を実施する。

**【関連指標】**

- ・「消費者教育に携わる講師養成講座」等実施回数（平成28年度実績：13回）

- ④ コーディネーター育成のための研修の実施  
消費者教育推進基本方針に基づき、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐために調整をする役割を担うコーディネーターを育成するための研修を実施する。

**【関連指標】**

- ・コーディネーター育成研修実施回数（平成28年度実績：2回）

- ⑤ 消費者教育の担い手育成のための教員向け研修の実施  
消費者教育推進基本方針に基づき、消費者教育の担い手である教職員の指導力向上のため、大学や教育委員会等における教員養成課程や現職教員研修等において消費者教育に関する内容が積極的に取り入れられ、充実するよう、教員向け研修を実施する。

【関連指標】

- ・教員向け研修実施回数（平成28年度実績：1回）

⑥ 「見守りネットワーク」構成員等への研修の実施

消費者安全法第11条の3の規定に基づく「消費者安全確保地域協議会」（見守りネットワーク）の枠組みを活用した高齢者の見守り等消費者教育の実施と担い手の育成のため、構成員等に対する研修又は講師派遣研修等を実施する。なお、実施にあたっては参加しやすさを念頭に開催場所も含めて工夫する。また、研修で得た知見等をそれぞれの地域においてどのように活用しているかの状況把握の方法について検討し、今後の見直し等に活用する。

【関連指標】

- ・「地域の見守りネットワーク推進のための講座」実施回数（平成28年度実績：5回）
- ・「地域の見守りネットワーク推進のための講座」人員数（平成28年度実績：159人）

(3) 試験業務

① 消費生活相談員資格試験

消費者安全法第11条の11第1項の規定に基づき、消費生活相談員資格試験を登録試験機関（平成28年4月26日に登録）として適正に実施する。

消費生活相談員資格試験の実施にあたっては、消費生活相談員資格保有者の地域偏在の解消を図るという観点から、都道府県に試験会場設置に関する意向調査を実施し、資格保有者数や地域バランス等を考慮した上で、地方都市においても実施する。また、今後、更新制導入の可否について検討がなされるに際しては、消費生活相談員資格の制度に係る運用状況等に留意し、検討のための資料及び情報を消費者庁へ提供する。

【指標】

- ・試験実施箇所数 全国20箇所以上のうち、より地域偏在解消を図る観点から設置する会場数 5箇所以上（平成28年度実績：20箇所）

【目標水準の考え方】

試験実施箇所数については、平成27年度の26箇所から、平成28年度には受験者の利便性に支障がないよう配慮しつつ実施経費を削減して20箇所へ絞り試験を実施した。第4期中期目標期間においても受験生の利便性に配慮し、交通の要衝を中心に全国15箇所以上で開催し、さらに、より資格保有者の地域偏在解消を図る観点から設置する会場数として、全国5

箇所以上を目標設定とする。

【関連指標】

- ・受験申込者数（平成28年度：1,714人）
- ・合格者数（平成28年度：735人）

② 消費生活専門相談員資格認定制度

消費生活センター等において相談業務に携わる消費生活相談員の資質・能力の向上等を図るため、消費生活相談員資格試験と併せて、5年ごとに更新を必要とする消費生活専門相談員資格の審査及び認定を行う。

消費生活センター等での実務に就いていない消費生活専門相談員資格保有者が5年ごとに資格の更新を行う際に受講する講座を実施する。

なお、消費生活専門相談員資格認定制度に係る業務に関しては、その実施状況等を見つつ、必要な業務の見直しについて検討を行う。

【関連指標】

- ・受験申込者数／資格認定者（平成28年度：1,714人／735人）
- ・更新対象者／更新者（平成28年度：1,194人／960人）
- ・更新講座実施回数／実施箇所数／受講による更新者数  
（平成28年度：6回／1箇所及びインターネット配信／520人）
- ・更新対象者／更新者／更新率（平成28年度：1,194人／960人／80.4%）

（4）調査研究及び海外の消費者行政の情報収集・提供

国・地方の消費者政策の企画立案や消費者行政の国際的展開に資するため、消費生活に重大な影響を及ぼす問題について、P I O - N E T情報等を活用しつつ調査研究を行うとともに、海外の消費者行政の動向について情報収集を行い、広く国民に情報提供する。

【関連指標】

- ・調査研究の情報提供件数
- ・「国民生活研究」発行回数

（5）教育研修の合理化と経費の節減

教育研修事業について、研修受講者のニーズや受講者数の動向を踏まえ、カリキュラムの内容の工夫や研修コースに応じた開催時期の設定等による合理化を図るとともに、地方公共団体との共催を図るなど経費を節減する。

6. 裁判外紛争解決手続（ADR）事業

センターは、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施す

る中核的な機関として、センター法第3章第2節の規定に基づき、積極的に裁判外紛争解決手続（以下「ADR」という。）を実施するとともに、事業の質の維持・向上及び適切性の確保のため、「独立行政法人国民生活センターADRの実施状況に関する検討会報告書（平成29年7月28日公表）第Ⅲ章において提言された今後の対応に係る取組を実施する。

#### （1）ADRの適切な実施及び利用しやすいADRへの改善

消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の発生又は拡大の防止のため、ADRを適切に実施し、解決水準を確保しつつ、申請日から4か月以内の手続終了（センター法施行規則第18条）とその期間短縮に努めるとともに、和解率を高めるよう努める。また、消費者がセンターのADRを利用しやすいよう申請書類の記入項目数、記入内容等の簡素化を図り、センター東京事務所以外（都内、地方都市）での開催や勤労者が出席しやすい夕刻からの開催といった開催場所や開催時間の柔軟化についても推進する。

##### 【指標】

- ・申請日から手続終了までの日数 平均95日以内

##### 【目標水準の考え方】

申請日から手続終了までの所要日数の過去5年間の実績は、平成24年度102.2日、平成25年度96.1日、平成26年度86.3日、平成27年度102.1日、平成28年度86.4日と年度により振れがあること、また、所要日数は消費者及び事業者（複数の場合あり）の双方の都合に依存し紛争内容も様々であるため紛争解決委員会及びセンターの紛争解決委員会事務局のみの取組では短縮が難しいこと、さらに、過度に所要日数の短縮を図ることよりも本来の目的である適切な解決水準を確保することが重要であること等から、上記過去5年間の年度平均の所要日数が94.6日であることを勘案し、実績ベースを重視した目標として「95日以内」とし、紛争解決委員会及びセンターの紛争解決委員会事務局の責によらない明らかに特殊な事案があれば業務実績評価において勘案する。

##### 【指標】

- ・和解率 60%以上

##### 【目標水準の考え方】

和解率の過去5年間の実績は、平成24年度64.6%、平成25年度58.6%、平成26年度60.1%、平成27年度66.2%、平成28年度60.6%とおおむね6割を示し、他のADR機関の和解率と比較しても良好な実績を示しており、引き続き、和解率の向上に努めていくことが期待される。一方で、和解率

の数値の性質からその引上げには一定の限界があること、和解率の数値の引上げを過度に優先すれば消費者にとり和解水準の低下につながるおそれもあることから、和解率については過去の実績ベースを重視した目標とし、これを着実に達成した上で更なる高みを目指すことが重要であることから、過去実績と同等程度以上を目指した「60%以上」を目標とする。

#### 【関連指標】

- ・事前問合せ対応件数（平成28年度実績値：969件）
- ・申請件数（平成28年度実績値：167件）
- ・平均所要日数（平成28年度実績値：86.4日）
- ・センター東京事務所以外（都内、地方都市等）での期日開催回数（平成25年度から平成28年度までの平均：22回）
- ・勤務時間外の期日開催回数（平成28年度実績値：9回）

### （2）ADRの結果の相談業務等への活用推進

センターが実施したADRの結果を全国の消費生活センター等の相談業務等へ活用するため、消費生活相談員等の「期日」（紛争解決委員と消費者、事業者との話し合いの場）への同席等や申請を支援した消費生活センター等へのADR結果のフィードバック、解決水準の確保による「解決指針」の提示等の取組を行う。

#### 【関連指標】

- ・申請を支援した消費生活センター等へのフィードバック件数

### （3）和解内容の履行確保

事業者による和解内容の履行を確保し、消費者被害の救済を実現するため、事案の性質に応じ、和解書の執行証書化による履行の確保、和解から仲裁への移行、消費者による裁判への積極的な支援等の取組を行う。

### （4）消費者裁判手続特例法への対応

「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（平成25年法律第96号。以下「消費者裁判手続特例法」という。）は、附則第2条により消費者裁判手続特例法の施行前事案に関する消費者の請求に係る金銭の支払義務には適用されないことから、消費者の財産的被害が適切に回復されるよう、消費者裁判手続特例法附則第6条に規定するADR（以下「センターADR」という。）の利用を促進し、その必要な措置を適切に実施する。

このセンターADRの利用に際しては、第1段階の共通義務確認訴訟中の

センターADRの保留が有益な場合もあることから、センターは、申請又は手続の進行を留保する仕組み、併合手続を行う仕組みを検討する。

また、消費者裁判手続特例法の施行後の事案であってもセンターADRを消費者が選択しようとする場合には、センターは、第2段階の簡易確定手続への参加の利点とセンターADRの選択に係る情報提供を適切に行う。

#### (5) 国民への情報提供

国民生活の安定及び向上に図るために必要と認めるときは、紛争解決委員会の決定に従い、センターは、結果の概要について記者公表を行うことにより報道機関等を通じた国民への情報提供を行う。

##### 【関連指標】

- ・記者公表件数（紛争解決委員会事務局公表分）  
（平成28年度実績値：4件）
- ・事業者名を含めた記者公表件数（紛争解決委員会事務局公表分）  
（平成28年度実績値：23件）

### 7. 特定適格消費者団体立担保支援事業

センターは、センター法第10条第7号に規定する「特定適格消費者団体が行う消費者裁判手続特例法第56条第1項の申立てに係る仮差押命令の担保を立てる」（以下「立担保」という。）業務及びセンター法第43条の2「長期借入金をする」等の業務を円滑かつ効果的に実施するため、以下の取組を行う。

#### (1) 特定適格消費者団体との連携、協力

特定適格消費者団体からの事前相談による情報共有や同団体との意見交換等によって連携を図りながら協力するよう努める。

#### (2) 立担保期限の遵守

特定適格消費者団体からセンターへ担保を立てる要請があり有識者による審査を経てセンターが担保を立てる決定をした事案については、裁判所が命じた期限までに担保を立てる。

#### (3) 立担保事案の適切な管理、求償

担保を立てた事案について、その後の裁判手続の経過と権利義務関係を把握し、適切な管理、求償を実施する。

### 第4 業務運営の効率化に関する事項

#### 1. 一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費の削減

一般管理費（人件費を除く。）について、毎年度、前年度比3%以上の削減、

業務経費について、毎年度、前年度比1%以上の削減を図る。ただし、いずれかの目標が未達成の場合においては、一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費の合計額について、前年度合計額比1.21%以上の削減を図る。

なお、各年度以降で新規に追加されるもの、拡充分、特殊要因や公租公課により増減する経費を除くこととし、新規に追加されるものや拡充分については、翌年度から同様の方式に基づく削減により効率化を達成する。

#### 【指標】

- ・一般管理費増減比 -3.0%以上（平成28年度実績：-3.0%）
- ・業務経費増減比 -1.0%以上（平成28年度実績：-1.0%）

又は

- ・一般管理費及び業務経費の合計額の増減比 -1.21%以上

#### 【目標水準の考え方】

第4期中期目標においても、毎年度、一般管理費の削減額3%以上（効率化係数0.97）、業務経費の削減額1%以上（効率化係数0.99）を原則とするが、一般管理費と業務経費の比率は、おおむね1：9程度であることから、仮に業務経費で大幅な削減の成果を上げて目標を大きく超過達成しても、一般管理費でわずかに削減目標を達成できなかった場合、第3期中期目標では目標未達成との評価となる。このため、第4期中期目標においては、両経費の合計の削減金額により目標達成の評価を行うことも可とする。この方式において、毎年度の効率化係数を0.9879と設定する場合、両経費を毎年度それぞれ個別に削減（一般管理費3%削減、業務経費1%削減）する場合よりも5年間の削減額が大きくなることから、両経費の合計額の削減を前年度合計額比1.21%以上とする目標設定とする。

#### 【関連指標】

- ・一般管理費
- ・業務経費

## 2. 総人件費の削減

総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ見直すこととし、更なる業務の効率化や、相談業務等への重点配置などの人員配置の適正化を図りつつ、非常勤職員を真に必要な業務に限定するなど、必要な取組を実施する。

また、P I O－N E Tの刷新に伴う効率化による総人件費の更なる削減について検討を行い、平成32年度の年度計画に具体的な削減に係る措置を記載する。

#### 【関連指標】

- ・ 役職員給与（退職手当を除く）の予算額／決算額
- ・ 減額／減額率

### 3. 適正な給与水準の維持

給与水準については、国民の理解と納得が得られるよう、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与の在り方について検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。職員の給与水準については、平成27年度業務実績評価における主務大臣による「対国家公務員ラスパイレス指数（年齢・地域・学歴勘案）が計画値の100を上回らないよう、人員の構成を是正し、給与水準の抑制を徹底することが必要」との指摘事項を踏まえ、引き続き、対国家公務員ラスパイレス指数（年齢・地域・学歴勘案）が100を上回らないようにする。

なお、給与水準の適正化に当たっては、その取組状況や検証結果について公表する。

また、国家公務員の給与見直しが行われた際は、その動向を見つつ、必要な措置を講じる。

#### 【指標】

- ・ ラスパイレス指数（年齢・地域・学歴勘案）100以下

#### 【目標水準の考え方】

ラスパイレス指数（年齢・地域・学歴勘案）については、第3期中期目標の水準（100）を勘案し、また、平成27年度業務実績評価における総合評定表及び項目別評定表で主務大臣が「課題、改善事項」として指摘した「対国家公務員ラスパイレス指数（年齢・地域・学歴勘案）が計画値の100を上回らないよう、人員の構成を是正し、給与水準の抑制を徹底することが必要」との指摘事項を踏まえ、第4期中期目標期間においても、引き続き、対国家公務員ラスパイレス指数（年齢・地域・学歴勘案）100以下を目標とする。

### 4. 適正な入札・契約の実施

契約は、原則として一般競争入札等による競争性のあるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化等を推進し、契約に係る情報の公開を引き続き推進する。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。



## (1) 「調達等合理化計画」に基づく取組の実施及び公表

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、センターが策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

## (2) 契約の競争性の推進

競争性のある契約の割合が契約件数全体の85%以上となるよう努める。契約に係る情報公開を引き続き推進する。

### 【指標】

- ・競争性のある契約の割合 契約件数全体の85%以上（平成24～28年度の平均実績85%）

### 【目標水準の考え方】

競争性のある契約の割合については、実績ベースで平成24年度83.0%、25年度90.2%、26年度84.1%、27年度90.8%、28年度77.5%であり、平均で85.1%となることから、これと同等水準以上を目指すこととし、85%以上を目標とする。

### 【関連指標】

- ・契約件数
- ・契約金額
- ・競争性のない随意契約件数
- ・競争性のない随意契約金額
- ・競争性のある契約金額
- ・一者応札・一社応募
- ・「契約監視委員会」開催回数
- ・対象件数
- ・委員から見直し等の指摘があった件数

## 5. 保有資産の有効活用

相模原事務所について、「国民生活センター相模原事務所研修施設の活用に関する懇談会報告書」（平成26年8月公表）の趣旨に基づき、宿泊室及び研修室の一定水準の稼働率の確保を目指し、研修受講者に加え一般利用者の施設利用を一層推進するとともに、より快適な利用のための施設サービスの充実（食事、宿泊室備品・宿泊用品、通信環境等の充実）に努める。

また、建物管理等における民間委託の更なる活用を実施する。

### 【指標】

(宿泊室稼働率)

- ・平成29年度 40% (基準値)
- ・平成30年度 42%
- ・平成31年度 44%
- ・平成32年度 46%
- ・平成33年度 48%
- ・平成34年度 50%

(研修室稼働率)

- ・平成29年度 57% (基準値)
- ・平成30年度 58%
- ・平成31年度 59%
- ・平成32年度 60%
- ・平成33年度 61%
- ・平成34年度 62%

【目標水準の考え方】

宿泊室稼働率は、第3期中期目標の41.4%以上を第4期中期目標策定における平成29年度基準値とすべきところ、平成29年度実績見込が37.5%と目標未達成であることを勘案し、平成29年度目標値から未達成分の半分を差し引いて40%を基準値とし、平成30年度から始まる第4期中期目標期間中に毎年度2%上昇させ、最終年度の平成34年度に50%とする。

研修室稼働率は、平成29年度実績(見込)値57.3%に基づき基準値(平成29年度)を57%とし(実績(見込)値が目標値を超過達成しているため実績(見込)値をそのまま基準値とする)、平成30年度から始まる中期目標期間中に毎年度1%上昇させ、最終年度の平成34年度に62%とする。

宿泊室及び研修室の稼働率を算定する分母日数を365日(閏年度は366日)とする。

【関連指標】

- ・研修コース数
- ・研修人員

6. 自己収入の拡大・経費の節減

出版物の販売、研修受講料・宿泊料等について、受益者負担が適正かどうか検証し、必要に応じて見直す。宿泊料の単価については、固定経費の実績を踏まえた価格設定を行う。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位として業務ごとに予算と実績を管理する。また、「第4. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画及び年度計画の予算を作成し、当該予算の範囲で業務運営を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### 1. 市場化テストの実施

「公共サービス改革基本方針」（平成29年7月閣議決定）に基づき民間競争入札により事業を実施している以下の業務については、実施要領に基づき適切に運営する。

- ・全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O-N E T）運用支援業務（契約期間：平成27年5月から平成32年9月までの5年5か月間）
- ・企業・消費者向けの教育研修事業（契約期間：平成30年4月から平成33年3月までの3年間）
- ・相模原事務所の企画・管理・運営業務（契約期間：平成30年4月から平成33年3月までの3年間）

### 2. 情報セキュリティ対策

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、「独立行政法人国民生活センター情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ規則」、「緊急時対応計画書」、「情報セキュリティ監査者規則」その他の情報セキュリティに係る規定を適時適切に見直すとともに、これらに基づき情報セキュリティ対策を講じ、センターに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、情報セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、P D C Aサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

### 3. 内部統制の充実・強化

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項を確実に実施する。内部統制の充実・強化を図るため内部統制委員会の開催や内部通報制度の整備・運用等によるコンプライアンスの徹底等、内部統制環境を整備・運用するとともに不断の見直しを行う。また、定期的に内部監査等によりモニタリングや検証を行い、監事及び会計監査人

による監査機能・体制を強化する。

**【関連指標】**

- ・内部監査の実施回数
- ・コンプライアンス研修実施回数

**4. 商品テスト及び教育研修の新たな取組**

「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」（平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき実施する徳島県を実証フィールドとした先駆的な商品テストの実証的な取組については、事業者の商品企画、行政による法執行、消費者への注意喚起等に活用するため、報告書を作成して公表し、取組の成果について適切に検証・見直しを行う。また、「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」に基づき実施する、「徳島独自の研修」を含む研修の新たな取組の成果についても公表し適切に検証・見直しを行う。これらの検証・見直しの結果として生じた新たな目標等については、中期目標へ追記する。

**5. 情報システムの整備及び管理**

情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、PMOがPJMOを支援し、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

**【関連指標】**

- ・PMOによるPJMO支援実績

# 国の政策体系における独立行政法人国民生活センター

## 国の政策

- 経済社会の発展に即応して、消費者の権利の尊重及びその自立の支援等を基本とした消費者政策の推進（消費者基本法第3条）  
⇒ 消費者政策の推進に関する計画の策定（消費者基本計画）
- 消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成（消費者教育の推進に関する法律第3条）  
⇒ 消費者教育に関する基本的な方向及び推進内容等を策定（消費者教育の推進に関する基本的な方針）

## 消費者庁の政策

- 消費者行政の司令塔・エンジン役
- ・地方消費者行政に関する政策の企画・立案、推進
- ・消費者事故に関する情報の集約、分析、発信
- ・消費者安全法に係る「隙間事案」の執行
- ・適格消費者団体・特定適格消費者団体の認定・監督

- ・消費者教育に関する政策の企画・立案、推進
- ・消費生活に関する制度の企画・立案、推進
- ・特定商取引法、景品表示法等に係る執行
- ・食品安全に係る総合調整

## 国民生活センター

### ○消費者基本法第25条に基づく役割

国及び消費者団体等の関係機関と連携し、

- ・国民の消費生活に関する情報の収集及び提供
- ・事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談
- ・事業者と消費者との間に生じた紛争の合意による解決

における中核的な機関として積極的な役割を果たす

- ・消費者に対する啓発及び教育等
- ・消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等
- ・役務についての調査研究等

## 事務・事業

### ○相談対応

- ・消費生活センター等からの経由相談への対応
- ・地方のバックアップ機能としての消費者からの相談受付
- ・越境消費者センターによる相談対応
- ・相談の分析・注意喚起

### ○相談情報の収集・分析・提供

- ・全国の相談情報の収集・分析
- ・PIO-NETの運営・管理

### ○商品テスト

- ・相談解決のためのテスト
- ・被害拡大防止のためのテスト及びそれに基づく注意喚起

### ○広報・普及啓発

- ・記者説明会、出版物等を通じた広報・普及啓発

### ○特定適格消費者団体立担保支援事業

- ・消費者裁判手続特例法に基づく特定適格消費者団体の被害回復の支援等

### ○教育研修・資格制度

- ・地方公共団体の消費生活相談員、消費者行政職員等の能力向上のための研修
- ・消費生活相談員資格試験の実施

### ○裁判外紛争解決手続（ADR）

- ・「重要消費者紛争」の適切・迅速な解決に向けた裁判外手続を実施
- ・手続の結果概要を公表

(公印・契印省略)

総国技第 81 号  
財政第 221 号  
令和 4 年 6 月 22 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

総務大臣 金子 恭之

財務大臣 鈴木 俊一

総務大臣が所管する国立研究開発法人情報通信研究機構の  
第 5 期中長期目標の変更について（諮問）

標記について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 第 3 項の規定に基づき、別添の国立研究開発法人情報通信研究機構中長期目標の変更（案）につき、独立行政法人評価制度委員会の意見を求める。

Page	改正後	改正前
15	<p><b>IV. 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p><b>3. テレワーク等による働き方改革及び業務の電子化の促進</b></p> <p>ウィズコロナ・ポストコロナ時代においてもテレワーク、ローテーション勤務、時差出勤等を積極的に活用し、コミュニケーションの活性化、業務の効率化、働き方改革に努めるとともに、電子化の促進等により事務手続きの簡素化・迅速化を図る。<b>情報システムの整備及び管理の基本的な方針（令和3年12月24日デジタル大臣決定）を踏まえ、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</b></p>	<p><b>IV. 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p><b>3. テレワーク等による働き方改革及び業務の電子化の促進</b></p> <p>ウィズコロナ・ポストコロナ時代においてもテレワーク、ローテーション勤務、時差出勤等を積極的に活用し、コミュニケーションの活性化、業務の効率化、働き方改革に努めるとともに、電子化の促進等により事務手続きの簡素化・迅速化を図る。</p>
18	<p><b>VI. その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p><b>6. 情報公開の推進等</b></p> <p>NICT の適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報を公開するとともに、個人情報適切に保護するものとする。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び<b>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</b>に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図るものとする。</p>	<p><b>VI. その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p><b>6. 情報公開の推進等</b></p> <p>NICT の適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報を公開するとともに、個人情報適切に保護するものとする。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び<b>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）</b>に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図るものとする。</p>

課 鑑 7 7  
課 酒 1 - 3 5  
令和 4 年 6 月 22 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

財務大臣  
鈴木 俊一  
(公 印 省 略)

独立行政法人酒類総合研究所の中期目標の変更について（諮問）

標記について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）  
第 29 条第 3 項の規定に基づき、別紙につき独立行政法人評価制度  
委員会の意見を求める。



変更案	現行																		
<p>4 業務運営の効率化に関する事項 (略)</p> <p><u>(5) 情報システムの整備及び管理</u> 「<u>情報システムの整備及び管理の基本的な方針</u>」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、<u>情報システムの適切な整備及び管理を行う。</u></p> <p style="text-align: right;">(別表)</p> <p style="text-align: center;">第5期中期目標の指標及び評価軸</p> <table border="1" data-bbox="271 762 1084 1007"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> <th>評価軸</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>4-(5) 情報システムの整備及び管理</u></td> <td><u>・情報システムの整備・管理状況</u></td> <td style="text-align: center;">二</td> </tr> </tbody> </table>	項目	指標	評価軸	(略)			<u>4-(5) 情報システムの整備及び管理</u>	<u>・情報システムの整備・管理状況</u>	二	<p>4 業務運営の効率化に関する事項 (略)</p> <p><u>(5) (新規)</u></p> <p style="text-align: right;">(別表)</p> <p style="text-align: center;">第5期中期目標の指標及び評価軸</p> <table border="1" data-bbox="1144 762 1957 911"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> <th>評価軸</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	指標	評価軸	(略)			(新規)		
項目	指標	評価軸																	
(略)																			
<u>4-(5) 情報システムの整備及び管理</u>	<u>・情報システムの整備・管理状況</u>	二																	
項目	指標	評価軸																	
(略)																			
(新規)																			

4 文科政第 37 号  
令和 4 年 6 月 23 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

文部科学大臣  
末 松 信 介

文部科学省所管の独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）の変更について（諮問）

下記独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 3 項および第 35 条の 4 第 3 項並びに日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年法律第 48 号）第 26 条において準用する通則法第 29 条第 3 項の規定に基づき、別添により意見を求めます。

#### 記

- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
- ・独立行政法人大学入試センター
- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構
- ・独立行政法人国立女性教育会館
- ・独立行政法人国立科学博物館
- ・国立研究開発法人物質・材料研究機構
- ・国立研究開発法人防災科学技術研究所
- ・独立行政法人国立文化財機構
- ・独立行政法人教職員支援機構
- ・独立行政法人日本学術振興会
- ・国立研究開発法人理化学研究所
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター

- 独立行政法人日本芸術文化振興会
- 独立行政法人日本学生支援機構
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構
- 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
- 日本私立学校振興・共済事業団

以上

(本件担当)

文部科学省大臣官房政策課

政策推進室 根津、松村

Tel : 03-5253-4111 (内線 2581)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の中期目標 新旧対照表

(主務府省：文部科学省)

第 5 期 (案)	第 5 期 (現行)
<p>&lt;中期目標&gt;</p> <p>(序文) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条の規定に基づき、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(以下「研究所」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。</p> <p><b>I 政策体系における法人の位置付け及び役割</b></p> <p>&lt;法人の使命&gt; 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、国の政策を踏まえ、特別支援教育に関する研究のうち主として実質的な研究を総合的に行うこと、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的とする法人である。 この目的を達成するため、研究所は、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国や地方公共団体、関係機関等と連携・協力しつつ、教育実践を研究するフィールドを有し、実践的な研究と研修を一体的に行うことができる法人の強みを生かしながら、特別支援教育を取り巻く国内外の情勢の変化も踏まえた国の政策課題や教育現場の課題に柔軟かつ迅速に対応する業務運営を行い、もって障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することをミッション(使命)とする。</p> <p>&lt;法人の現状と課題&gt; 昭和46年に我が国唯一の特別支援教育(当時は特殊教育)に関するナショナルセンターとして設置され、令和3年に創設50年を迎える。この間、専門的な研究及びフィールドに根差した実践的研究と架橋した研修を実施しており、研究成果の蓄積や研修のノウハウがある点に強みがある。 また、特別支援教育に係る指導経験や専門的な知見を有する研究職員が40名在</p>	<p>&lt;中期目標&gt;</p> <p>(序文) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条の規定に基づき、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(以下「研究所」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。</p> <p><b>I 政策体系における法人の位置付け及び役割</b></p> <p>&lt;法人の使命&gt; 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、国の政策を踏まえ、特別支援教育に関する研究のうち主として実質的な研究を総合的に行うこと、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的とする法人である。 この目的を達成するため、研究所は、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国や地方公共団体、関係機関等と連携・協力しつつ、教育実践を研究するフィールドを有し、実践的な研究と研修を一体的に行うことができる法人の強みを生かしながら、特別支援教育を取り巻く国内外の情勢の変化も踏まえた国の政策課題や教育現場の課題に柔軟かつ迅速に対応する業務運営を行い、もって障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することをミッション(使命)とする。</p> <p>&lt;法人の現状と課題&gt; 昭和46年に我が国唯一の特別支援教育(当時は特殊教育)に関するナショナルセンターとして設置され、令和3年に創設50年を迎える。この間、専門的な研究及びフィールドに根差した実践的研究と架橋した研修を実施しており、研究成果の蓄積や研修のノウハウがある点に強みがある。 また、特別支援教育に係る指導経験や専門的な知見を有する研究職員が40名在</p>

第 5 期 (案)	第 5 期 (現行)
<p>籍し、各障害の専門家が教育委員会等に対して専門的な指導・助言を行っていることも強みである。</p> <p>さらに、我が国の特別支援教育推進のためには、学校現場の実態を踏まえたエビデンスベースの実践的研究等を推進する必要があるため、筑波大学附属久里浜特別支援学校（以下「久里浜特別支援学校」という。）をはじめ特別支援学校等と連携して、全国の参考になる障害のある子供の教育に関する実際の・総合的な教育研究を行ってきた。</p> <p>一方、今後の課題としては、ポストコロナの時代において、ICTを活用した効果的な研修を実施するためのノウハウの蓄積やスキル等の向上、ICT環境や体制の整備、施設面での老朽化対策を早急に進める必要がある。</p> <p><b>&lt;政策を取り巻く環境の変化&gt;</b></p> <p>我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の共生社会である。</p> <p>共生社会の形成に向けては、障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）に基づくインクルーシブ教育システムの構築が重要である。特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築のために必要不可欠なものである。</p> <p>インクルーシブ教育システムの構築に向け、我が国は、平成19年に権利条約への署名を行い、平成25年に、権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）を制定し、平成26年1月に権利条約を批准した。また、「障害者差別解消法」を受けて平成27年に策定した「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に基づく不当な差別の禁止や合理的配慮を進めるなど、インクルーシブ教育システムの構築に向けた様々な取組を進めてきたところである。最終的には、条約の理念が目指す共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築していくことを目指し、特別支援教育の推進を一層加速することが、我が国の重要な政策課題である。</p>	<p>籍し、各障害の専門家が教育委員会等に対して専門的な指導・助言を行っていることも強みである。</p> <p>さらに、我が国の特別支援教育推進のためには、学校現場の実態を踏まえたエビデンスベースの実践的研究等を推進する必要があるため、筑波大学附属久里浜特別支援学校（以下「久里浜特別支援学校」という。）をはじめ特別支援学校等と連携して、全国の参考になる障害のある子供の教育に関する実際の・総合的な教育研究を行ってきた。</p> <p>一方、今後の課題としては、ポストコロナの時代において、ICTを活用した効果的な研修を実施するためのノウハウの蓄積やスキル等の向上、ICT環境や体制の整備、施設面での老朽化対策を早急に進める必要がある。</p> <p><b>&lt;政策を取り巻く環境の変化&gt;</b></p> <p>我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の共生社会である。</p> <p>共生社会の形成に向けては、障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）に基づくインクルーシブ教育システムの構築が重要である。特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築のために必要不可欠なものである。</p> <p>インクルーシブ教育システムの構築に向け、我が国は、平成19年に権利条約への署名を行い、平成25年に、権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）を制定し、平成26年1月に権利条約を批准した。また、「障害者差別解消法」を受けて平成27年に策定した「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に基づく不当な差別の禁止や合理的配慮を進めるなど、インクルーシブ教育システムの構築に向けた様々な取組を進めてきたところである。最終的には、条約の理念が目指す共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築していくことを目指し、特別支援教育の推進を一層加速することが、我が国の重要な政策課題である。</p>

第 5 期 (案)	第 5 期 (現行)
<p>令和元年に文部科学省に設置された「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」(令和元年9月6日設置)(以下「有識者会議」という)では、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害の概念の変化や多様化、それに伴い、発達障害等に対するニーズの高まりによる特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒が増加していること等、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化を踏まえ、特別支援教育の現状と課題を整理した上で、一人一人のニーズに対応した新しい時代の特別支援教育の在り方や、その充実のための方策等について検討が行われている。具体的には、特別支援教育を担う教師の専門性の向上、ICT利活用等による特別支援教育の質の向上、関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実について議論され、これらの実現に向けた取組の推進が求められている。</p> <p>また、新しい時代の学校教育を実現させるため、「GIGAスクール構想」において児童生徒1人1台端末の整備が進められていることや、「Society5.0時代」の到来や新型コロナウイルス感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」を見据え全ての子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指す「令和の日本型学校教育」の構築が目指されていることを踏まえ、ICTを活用した適切な支援方法の研究等の推進や、ICTを活用した教員研修を推進する必要がある。</p> <p>このような環境変化を踏まえ、中期目標期間においては、研究所のミッションに基づき、インクルーシブ教育システムの構築、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に寄与するため、国、地方公共団体、大学、研究機関、学校等関係機関との連携を強化するとともに研究所の役割を更に明確にし、国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した研究活動を核として、研修事業、相談支援、情報普及等を一体的に実施し、特別支援教育に係る我が国唯一のナショナルセンターとして、より一層、国の政策の実現に貢献していく必要がある。</p> <p>(別添)政策体系図、使命等と目標との関係</p> <p><b>II 中期目標の期間</b>  中期目標の期間は、令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの5年間とする。</p> <p><b>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b>  1. 特別支援教育に係る実証的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献  (事前分析表 施策目標2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推</p>	<p>令和元年に文部科学省に設置された「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」(令和元年9月6日設置)(以下「有識者会議」という)では、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害の概念の変化や多様化、それに伴い、発達障害等に対するニーズの高まりによる特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒が増加していること等、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化を踏まえ、特別支援教育の現状と課題を整理した上で、一人一人のニーズに対応した新しい時代の特別支援教育の在り方や、その充実のための方策等について検討が行われている。具体的には、特別支援教育を担う教師の専門性の向上、ICT利活用等による特別支援教育の質の向上、関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実について議論され、これらの実現に向けた取組の推進が求められている。</p> <p>また、新しい時代の学校教育を実現させるため、「GIGAスクール構想」において児童生徒1人1台端末の整備が進められていることや、「Society5.0時代」の到来や新型コロナウイルス感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」を見据え全ての子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指す「令和の日本型学校教育」の構築が目指されていることを踏まえ、ICTを活用した適切な支援方法の研究等の推進や、ICTを活用した教員研修を推進する必要がある。</p> <p>このような環境変化を踏まえ、中期目標期間においては、研究所のミッションに基づき、インクルーシブ教育システムの構築、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に寄与するため、国、地方公共団体、大学、研究機関、学校等関係機関との連携を強化するとともに研究所の役割を更に明確にし、国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した研究活動を核として、研修事業、相談支援、情報普及等を一体的に実施し、特別支援教育に係る我が国唯一のナショナルセンターとして、より一層、国の政策の実現に貢献していく必要がある。</p> <p>(別添)政策体系図、使命等と目標との関係</p> <p><b>II 中期目標の期間</b>  中期目標の期間は、令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの5年間とする。</p> <p><b>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b>  1. 特別支援教育に係る実証的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献  (事前分析表 施策目標2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推</p>

第 5 期 (案)	第 5 期 (現行)
<p>進)</p> <p>【重要度：高】</p> <p>研究活動は、研究所の諸活動の中核であり、我が国の特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策立案・施策推進に直接に寄与することはもとより、研修事業や情報普及活動を通じて研究成果を教育現場に還元することは、インクルーシブ教育システムの構築を図る上で不可欠であることから、重要度は高い。</p> <p>(1) 国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究の推進と研究成果の普及</p> <p>国の特別支援教育に関する政策立案・施策推進等に寄与するため、権利条約の批准、障害者基本計画、国内外の障害者施策を取り巻く状況の変化、国の政策動向等を踏まえ、特別支援教育のナショナルセンターとして、国との緊密な連携による国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究を中心に精選、重点化して、戦略的かつ組織的に実施すること。また、その成果によって、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献すること。</p> <p>特に、近年では、通常の学級における取組等、特定の障害種に限らない課題が多くなっていることから、障害種を超えた横断的研究や、通常の学級における指導の充実のため、通常の学級における障害のある児童生徒を含めた学級全体への働き掛け等についての研究を進めること。</p> <p>これらの研究の実施に当たっては、中期目標期間において実施する研究について、国との協議を経て研究体系を策定し、学校におけるICT活用の広がりなど研究の背景となる教育を巡る状況、研究の必要性や方向性、研究所が実施する研究の内容、達成すべき成果等、今後5年間のロードマップを明らかにした「研究基本計画」を基本としつつ、戦略的かつ組織的に実施する。なお、「研究基本計画」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行うこと。また、各都道府県教育委員会や特別支援学校長会等の関係機関に対する研究ニーズ調査を行うことや各学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進すること。さらに、研究に参画する都道府県等を公募し、教育現場の情報を得るなどしながら協力して研究を行うこと。</p> <p>研究力の向上に向けた体制整備については、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携を強化するとともに、先導的な実践を行う様々な学校との連携を</p>	<p>進)</p> <p>【重要度：高】</p> <p>研究活動は、研究所の諸活動の中核であり、我が国の特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策立案・施策推進に直接に寄与することはもとより、研修事業や情報普及活動を通じて研究成果を教育現場に還元することは、インクルーシブ教育システムの構築を図る上で不可欠であることから、重要度は高い。</p> <p>(1) 国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究の推進と研究成果の普及</p> <p>国の特別支援教育に関する政策立案・施策推進等に寄与するため、権利条約の批准、障害者基本計画、国内外の障害者施策を取り巻く状況の変化、国の政策動向等を踏まえ、特別支援教育のナショナルセンターとして、国との緊密な連携による国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究を中心に精選、重点化して、戦略的かつ組織的に実施すること。また、その成果によって、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献すること。</p> <p>特に、近年では、通常の学級における取組等、特定の障害種に限らない課題が多くなっていることから、障害種を超えた横断的研究や、通常の学級における指導の充実のため、通常の学級における障害のある児童生徒を含めた学級全体への働き掛け等についての研究を進めること。</p> <p>これらの研究の実施に当たっては、中期目標期間において実施する研究について、国との協議を経て研究体系を策定し、学校におけるICT活用の広がりなど研究の背景となる教育を巡る状況、研究の必要性や方向性、研究所が実施する研究の内容、達成すべき成果等、今後5年間のロードマップを明らかにした「研究基本計画」を基本としつつ、戦略的かつ組織的に実施する。なお、「研究基本計画」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行うこと。また、各都道府県教育委員会や特別支援学校長会等の関係機関に対する研究ニーズ調査を行うことや各学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進すること。さらに、研究に参画する都道府県等を公募し、教育現場の情報を得るなどしながら協力して研究を行うこと。</p> <p>研究力の向上に向けた体制整備については、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携を強化するとともに、先導的な実践を行う様々な学校との連携を</p>

第 5 期 (案)	第 5 期 (現行)
<p>確保しながら「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成 20 年法律第 63 号。以下「科技イノベ活性化法」という。)上の研究開発法人として、多様な障害領域の研究者を配置している大学や国の研究機関との組織的かつ継続的な連携体制を構築し、研究の多様性の確保に努め、先端的な研究を推進すること。また、特別支援教育以外を専門とする研究機関や関係機関や多様な機関との共同事業の実施等連携を進めること。さらに、国立教育政策研究所をはじめとする研究機関や小・中・高等学校等の校長会等関係団体との連携も強化すること。</p> <p>研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供したり、教育実践に寄与するよう、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等に提供したりするとともに、広く一般にも公開するなど、研究成果等の普及及び特別支援教育に関する理解啓発を図ること。また、研究所で実施する研修事業にも研究結果を反映させ、研修内容の見直しを図るとともに、より一層の充実を図ること。</p> <p>なお、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについて検証すること。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の政策立案・施策実施や教育現場の喫緊の課題解決のために必要とする課題に関する調査研究を、大学や国の研究機関等多様な機関との連携を進めながら、毎年度 5～7 件程度実施する。 (実績:平成 28 年度 10 件、平成 29 年度 10 件、平成 30 年度 10 件、令和元年度 11 件)</li> <li>・全国の公立の教育センターを含む教育委員会、学校等の教育現場における研究成果の活用状況(教育委員会での業務での活用、研修会等での活用、学校への情報提供等)について毎年度アンケート調査を実施し、6 割以上の現場で改善に活用される。 (実績:平成 28 年度 30%、平成 29 年度 46.6%、平成 30 年度 70.5%、令和元年度 82.9%)</li> </ul> <p>※ 第 4 期中期目標では、教育センターとして都道府県、指定都市、中核市が設置する教育センターのみを対象としていたが、第 5 期では全ての市区町村が設置するセンターとしたため、実績値は、目標よりも低い。</p>	<p>確保しながら「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成 20 年法律第 63 号。以下「科技イノベ活性化法」という。)上の研究開発法人として、多様な障害領域の研究者を配置している大学や国の研究機関との組織的かつ継続的な連携体制を構築し、研究の多様性の確保に努め、先端的な研究を推進すること。また、特別支援教育以外を専門とする研究機関や関係機関や多様な機関との共同事業の実施等連携を進めること。さらに、国立教育政策研究所をはじめとする研究機関や小・中・高等学校等の校長会等関係団体との連携も強化すること。</p> <p>研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供したり、教育実践に寄与するよう、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等に提供したりするとともに、広く一般にも公開するなど、研究成果等の普及及び特別支援教育に関する理解啓発を図ること。また、研究所で実施する研修事業にも研究結果を反映させ、研修内容の見直しを図るとともに、より一層の充実を図ること。</p> <p>なお、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについて検証すること。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の政策立案・施策実施や教育現場の喫緊の課題解決のために必要とする課題に関する調査研究を、大学や国の研究機関等多様な機関との連携を進めながら、毎年度 5～7 件程度実施する。 (実績:平成 28 年度 10 件、平成 29 年度 10 件、平成 30 年度 10 件、令和元年度 11 件)</li> <li>・全国の公立の教育センターを含む教育委員会、学校等の教育現場における研究成果の活用状況(教育委員会での業務での活用、研修会等での活用、学校への情報提供等)について毎年度アンケート調査を実施し、6 割以上の現場で改善に活用される。 (実績:平成 28 年度 30%、平成 29 年度 46.6%、平成 30 年度 70.5%、令和元年度 82.9%)</li> </ul> <p>※ 第 4 期中期目標では、教育センターとして都道府県、指定都市、中核市が設置する教育センターのみを対象としていたが、第 5 期では全ての市区町村が設置するセンターとしたため、実績値は、目標よりも低い。</p>



第 5 期 (案)	第 5 期 (現行)
<p><b>(2) 評価システムの充実による研究の質の向上</b>            研究の実施に当たっては、特別支援教育政策の充実及び教育現場の教育実践等の推進に貢献する観点から、内部評価及び外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図ること。また、PDCAサイクルを確立し、十分に機能させ、研究内容の更なる質的向上を図るための評価システムを充実すること。</p> <p><b>【指標】</b>            ・毎年度、外部評価を実施し、全ての研究において、研究終了時に高い評価（5段階評価で4以上）を得る。            （実績：平成28年度 100%、平成29年度 100%、平成30年度 100%、令和元年度 100%）</p> <p><b>2. 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成</b>            （事前分析表 施策目標2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進）</p> <p><b>【重要度：高】</b>            ポストコロナ社会において、ICTを活用した適切な支援をはじめ、教育現場のニーズに対応できる各都道府県等の特別支援教育の指導者養成は喫緊の課題である。また、新しい時代の特別支援教育を担う教員の専門性向上に向けては、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導の担当教員のみならず、全ての職員の資質を向上させることが求められており、各都道府県等が進める教員の資質向上への支援は喫緊の課題であることから、重要度は高い。</p> <p><b>(1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上</b>            インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成を図るため、各都道府県等における障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象とした専門的・技術的な研修及び各都道府県等における指導的立場にある教職員を対象とした特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題等に対応した専門的・技術的な研修を実施すること。            研修の実施に当たっては、研修の背景、必要性や具体的な内容を明らかにした「研</p>	<p><b>(2) 評価システムの充実による研究の質の向上</b>            研究の実施に当たっては、特別支援教育政策の充実及び教育現場の教育実践等の推進に貢献する観点から、内部評価及び外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図ること。また、PDCAサイクルを確立し、十分に機能させ、研究内容の更なる質的向上を図るための評価システムを充実すること。</p> <p><b>【指標】</b>            ・毎年度、外部評価を実施し、全ての研究において、研究終了時に高い評価（5段階評価で4以上）を得る。            （実績：平成28年度 100%、平成29年度 100%、平成30年度 100%、令和元年度 100%）</p> <p><b>2. 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成</b>            （事前分析表 施策目標2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進）</p> <p><b>【重要度：高】</b>            ポストコロナ社会において、ICTを活用した適切な支援をはじめ、教育現場のニーズに対応できる各都道府県等の特別支援教育の指導者養成は喫緊の課題である。また、新しい時代の特別支援教育を担う教員の専門性向上に向けては、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導の担当教員のみならず、全ての職員の資質を向上させることが求められており、各都道府県等が進める教員の資質向上への支援は喫緊の課題であることから、重要度は高い。</p> <p><b>(1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上</b>            インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成を図るため、各都道府県等における障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象とした専門的・技術的な研修及び各都道府県等における指導的立場にある教職員を対象とした特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題等に対応した専門的・技術的な研修を実施すること。            研修の実施に当たっては、研修の背景、必要性や具体的な内容を明らかにした「研</p>

第 5 期 (案)	第 5 期 (現行)
<p>修指針」を基本とするが、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行うこと。企画段階においては、新型コロナウイルス感染症での課題や教育現場における現状を踏まえつつ、これまでの研修の実施状況やアンケート結果から導き出された課題や改善が必要な事項等を整理するとともに、国や地方自治体、教職員支援機構、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等の関係機関と協議・連携の上、研究所の研修に求められるニーズを的確に把握し、ICT環境の整備の推進等、社会情勢の変化等を研修内容に反映させること。研修の形態については、研修目的に留意しつつ、宿泊及びオンラインを適切に組み合わせ、講義のほか、研究所の研究の成果を踏まえた演習・研究協議、フィールドワーク等の形式を多く取り入れるなど工夫し、学術的な理論に裏打ちされた実践的かつ効果的な研修を実施すること。また、研修受講者が、研修で得られた成果を各地域に還元できるようにすること。</p> <p>研修実施後は、その内容や実施方法による効果等を分析し、ポストコロナ社会におけるICTの活用や一層のオンライン研修の充実を図るとともに、「集合・宿泊型研修等とオンライン研修とのベストミックス」の在り方についての検討を早急に進め、「フィールドを有する実践研究と架橋した研修」という研究所の強みを生かした研修体系を構築すること。また、研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の4法人は、研修のより効率的・効果的な実施に資するため、その連携について検討すること。</p> <p>さらに、研修を通じて、国の特別支援教育政策や久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との共同研究で得られた成果等の最新の知見等を普及するとともに、国の特別支援教育政策の動向や教育委員会・受講者等の意見を踏まえたカリキュラム等の見直しを行い、外部有識者の意見を取り入れながらPDCAサイクルを十分に機能させる取組を行うこと。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究所が設定する受講者定員に対する実際の受講者の参加率が、80%以上となるようにする。</li> </ul> <p>(実績：平成28年度100%、平成29年度83.3%、平成30年度83.3%、令和元年度83.3%)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会等派遣元に対して調査を実施し、研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況について80%以上の達成を図る。</li> </ul> <p>(実績：平成28年度100%、平成29年度100%、平成30年度94.4%、令和元年</p>	<p>修指針」を基本とするが、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行うこと。企画段階においては、新型コロナウイルス感染症での課題や教育現場における現状を踏まえつつ、これまでの研修の実施状況やアンケート結果から導き出された課題や改善が必要な事項等を整理するとともに、国や地方自治体、教職員支援機構、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等の関係機関と協議・連携の上、研究所の研修に求められるニーズを的確に把握し、ICT環境の整備の推進等、社会情勢の変化等を研修内容に反映させること。研修の形態については、研修目的に留意しつつ、宿泊及びオンラインを適切に組み合わせ、講義のほか、研究所の研究の成果を踏まえた演習・研究協議、フィールドワーク等の形式を多く取り入れるなど工夫し、学術的な理論に裏打ちされた実践的かつ効果的な研修を実施すること。また、研修受講者が、研修で得られた成果を各地域に還元できるようにすること。</p> <p>研修実施後は、その内容や実施方法による効果等を分析し、ポストコロナ社会におけるICTの活用や一層のオンライン研修の充実を図るとともに、「集合・宿泊型研修等とオンライン研修とのベストミックス」の在り方についての検討を早急に進め、「フィールドを有する実践研究と架橋した研修」という研究所の強みを生かした研修体系を構築すること。また、研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の4法人は、研修のより効率的・効果的な実施に資するため、その連携について検討すること。</p> <p>さらに、研修を通じて、国の特別支援教育政策や久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との共同研究で得られた成果等の最新の知見等を普及するとともに、国の特別支援教育政策の動向や教育委員会・受講者等の意見を踏まえたカリキュラム等の見直しを行い、外部有識者の意見を取り入れながらPDCAサイクルを十分に機能させる取組を行うこと。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究所が設定する受講者定員に対する実際の受講者の参加率が、80%以上となるようにする。</li> </ul> <p>(実績：平成28年度100%、平成29年度83.3%、平成30年度83.3%、令和元年度83.3%)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会等派遣元に対して調査を実施し、研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況について80%以上の達成を図る。</li> </ul> <p>(実績：平成28年度100%、平成29年度100%、平成30年度94.4%、令和元年</p>

第 5 期 (案)	第 5 期 (現行)
<p>度 97.2%)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況について80%以上の達成を図る。</li> </ul> <p>(実績：平成28年度 96.4%、平成29年度 96.4%、平成30年度 93.3%、令和元年度 94.4%)。</p> <p>※ 第5期中期目標期間の指標は第4期中期目標期間の実績よりも低いが、第5期中期目標期間においては、PDCAサイクルを回しながら、ポストコロナ社会における新たな研修体系を構築する必要があることを踏まえ、指標を80%以上としている。</p> <p><b>(2) 各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援</b></p> <p>各都道府県等におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた幅広い教員の資質向上のため、多様な学びの場に対応した講義配信コンテンツの計画的な整備を図り、インターネットにより学校教育関係者等へ配信すること。また、特別支援学校教諭免許状取得率向上のための免許法認定通信教育及び免許法認定講習を実施するとともに、大学等が開設する講習への協力、受講者が受講しやすくなる環境・方策及び科目・単位の拡充の可能性について検討すること。さらに、大学等と連携して、教員養成段階の学生等を対象とした特別支援教育に関する専門的な講習を実施すること。</p> <p>これらの実施に当たっては、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図ること。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講義配信の自治体の団体受講登録について、中期目標期間終了までに、80%以上の都道府県で行われるようにする。</li> </ul> <p>(実績：令和2年度 19.1% (9県)) (令和2年12月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講義配信の受講登録数を、中期目標期間終了までに、8,000人以上とする。</li> </ul> <p>(実績：平成28年度 1,877人、平成29年度 2,722人、平成30年度 3,876人、令和元年度 5,916人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を中期目標期間終了までに、4,000人以上とする。</li> </ul> <p>(実績：平成28年度 551人、平成29年度 1,470人、平成30年度 1,574人、令和元年度 1,323人)</p>	<p>度 97.2%)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況について80%以上の達成を図る。</li> </ul> <p>(実績：平成28年度 96.4%、平成29年度 96.4%、平成30年度 93.3%、令和元年度 94.4%)。</p> <p>※ 第5期中期目標期間の指標は第4期中期目標期間の実績よりも低いが、第5期中期目標期間においては、PDCAサイクルを回しながら、ポストコロナ社会における新たな研修体系を構築する必要があることを踏まえ、指標を80%以上としている。</p> <p><b>(2) 各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援</b></p> <p>各都道府県等におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた幅広い教員の資質向上のため、多様な学びの場に対応した講義配信コンテンツの計画的な整備を図り、インターネットにより学校教育関係者等へ配信すること。また、特別支援学校教諭免許状取得率向上のための免許法認定通信教育及び免許法認定講習を実施するとともに、大学等が開設する講習への協力、受講者が受講しやすくなる環境・方策及び科目・単位の拡充の可能性について検討すること。さらに、大学等と連携して、教員養成段階の学生等を対象とした特別支援教育に関する専門的な講習を実施すること。</p> <p>これらの実施に当たっては、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図ること。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講義配信の自治体の団体受講登録について、中期目標期間終了までに、80%以上の都道府県で行われるようにする。</li> </ul> <p>(実績：令和2年度 19.1% (9県)) (令和2年12月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講義配信の受講登録数を、中期目標期間終了までに、8,000人以上とする。</li> </ul> <p>(実績：平成28年度 1,877人、平成29年度 2,722人、平成30年度 3,876人、令和元年度 5,916人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を中期目標期間終了までに、4,000人以上とする。</li> </ul> <p>(実績：平成28年度 551人、平成29年度 1,470人、平成30年度 1,574人、令和元年度 1,323人)</p>

第 5 期 (案)	第 5 期 (現行)
<p><b>3. 特別支援教育に関する情報普及の充実や自治体・学校への支援</b> (事前分析表 施策目標 2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進)</p> <p><b>【重要度：高】</b> 特別支援教育に係る有用な情報等を、教育関係者はもとより、民間企業や各種団体等に対しても広く提供し普及を図ることは、国の特別支援教育政策を進めていく上で重要である。また、インクルーシブ教育システムの構築は、権利条約の理念が目指す共生社会の形成に向けて不可欠であり、特別支援教育推進のための基盤となることから、各地域におけるインクルーシブ教育システムの構築へ向けた取組を強力に推進する必要があることから、重要度は高い。</p> <p><b>(1) 特別支援教育に関する情報発信</b></p> <p>①戦略的な広報の推進 我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育の政策・施策及び現状や課題、研究所の存在や活動内容（研究内容やその成果）等について、学校、民間企業、各種団体等、多方面に周知させ、それら各方面からの理解・支援を得ることができるよう取り組むこと。 また、情報収集・発信方策や広報の在り方を明示した広報戦略を基本としつつ、特別支援教育に関する政策・施策や研究活動及び教育現場の課題等に関する情報を総合的に収集すること。研究所の活動内容等と併せて、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるよう、研究成果の普及やインターネットをはじめ広報効果の高いICTツールを活用した情報提供の量的充実を図るとともに、国と連携しながら、サマリー集やガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行い、現場での活用を促進すること。</p> <p><b>【指標】</b> ・研究所のホームページについて、情報提供のコンテンツを充実し、広く学校、民間企業、各種団体等に周知するとともに、有用度に関する関係団体への聞き取りをもとに定期的に改善を行い、毎年度、年間75万以上の訪問者数を確保する。</p> <p>②教育関係者はじめ国民への幅広い理解啓発・理解促進の活動の推進 インクルーシブ教育システムの構築に向けて、研究所セミナー等の開催を通じ</p>	<p><b>3. 特別支援教育に関する情報普及の充実や自治体・学校への支援</b> (事前分析表 施策目標 2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進)</p> <p><b>【重要度：高】</b> 特別支援教育に係る有用な情報等を、教育関係者はもとより、民間企業や各種団体等に対しても広く提供し普及を図ることは、国の特別支援教育政策を進めていく上で重要である。また、インクルーシブ教育システムの構築は、権利条約の理念が目指す共生社会の形成に向けて不可欠であり、特別支援教育推進のための基盤となることから、各地域におけるインクルーシブ教育システムの構築へ向けた取組を強力に推進する必要があることから、重要度は高い。</p> <p><b>(1) 特別支援教育に関する情報発信</b></p> <p>①戦略的な広報の推進 我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育の政策・施策及び現状や課題、研究所の存在や活動内容（研究内容やその成果）等について、学校、民間企業、各種団体等、多方面に周知させ、それら各方面からの理解・支援を得ることができるよう取り組むこと。 また、情報収集・発信方策や広報の在り方を明示した広報戦略を基本としつつ、特別支援教育に関する政策・施策や研究活動及び教育現場の課題等に関する情報を総合的に収集すること。研究所の活動内容等と併せて、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるよう、研究成果の普及やインターネットをはじめ広報効果の高いICTツールを活用した情報提供の量的充実を図るとともに、国と連携しながら、サマリー集やガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行い、現場での活用を促進すること。</p> <p><b>【指標】</b> ・研究所のホームページについて、情報提供のコンテンツを充実し、広く学校、民間企業、各種団体等に周知するとともに、有用度に関する関係団体への聞き取りをもとに定期的に改善を行い、毎年度、年間75万以上の訪問者数を確保する。</p> <p>②教育関係者はじめ国民への幅広い理解啓発・理解促進の活動の推進 インクルーシブ教育システムの構築に向けて、研究所セミナー等の開催を通じ</p>

第 5 期 (案)	第 5 期 (現行)
<p>て、教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実すること。特に特別支援教育の指導の経験のない又は経験年数の少ない教員に対し特別支援教育の理解啓発・理解促進を行うこと。</p> <p>また、発達障害教育に関し、インターネットを通じた情報提供の充実を図り、幼稚園、小・中・高等学校等の教員や保護者への理解促進を図るとともに、教育と福祉等の関係機関との連携に関する取組を推進すること。</p> <p>さらに、特別支援教育における支援機器等教材に関する情報を収集し、特別支援教育教材ポータルサイトの充実等により、幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の全ての学校において、ICT機器等の教材を広く普及させるための取組を実施すること。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害教育推進センターのウェブサイトについて、年間10万件以上の訪問者数を確保する。 (実績値:平成28年度 11万件、平成29年度 9万8千件、平成30年度 8万件、令和元年度 7万6千件)</li> </ul> <p><b>(2) インクルーシブ教育システム構築の国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進</b></p> <p>我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に資するため、諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握し、公表すること。 また、海外の特別支援教育の研究機関との交流を図り、研究の充実を図るとともに、国際的なシンポジウム等を開催し、広く情報の普及を図ること。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標期間終了までに、7か国以上の諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握し、情報発信するとともに、海外の研究機関とのシンポジウムやセミナー等を開催する。 (実績値:平成28年度 8か国、平成29年度 8か国、平成30年度 6か国、令和元年度 6か国、令和2年度 7か国)</li> </ul> <p><b>(3) 自治体や学校が直面する課題の解決に関する支援や情報発信</b></p> <p>①インクルーシブ教育システムの構築に向けた都道府県等への支援</p>	<p>て、教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実すること。特に特別支援教育の指導の経験のない又は経験年数の少ない教員に対し特別支援教育の理解啓発・理解促進を行うこと。</p> <p>また、発達障害教育に関し、インターネットを通じた情報提供の充実を図り、幼稚園、小・中・高等学校等の教員や保護者への理解促進を図るとともに、教育と福祉等の関係機関との連携に関する取組を推進すること。</p> <p>さらに、特別支援教育における支援機器等教材に関する情報を収集し、特別支援教育教材ポータルサイトの充実等により、幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の全ての学校において、ICT機器等の教材を広く普及させるための取組を実施すること。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害教育推進センターのウェブサイトについて、年間10万件以上の訪問者数を確保する。 (実績値:平成28年度 11万件、平成29年度 9万8千件、平成30年度 8万件、令和元年度 7万6千件)</li> </ul> <p><b>(2) インクルーシブ教育システム構築の国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進</b></p> <p>我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に資するため、諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握し、公表すること。 また、海外の特別支援教育の研究機関との交流を図り、研究の充実を図るとともに、国際的なシンポジウム等を開催し、広く情報の普及を図ること。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標期間終了までに、7か国以上の諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握し、情報発信するとともに、海外の研究機関とのシンポジウムやセミナー等を開催する。 (実績値:平成28年度 8か国、平成29年度 8か国、平成30年度 6か国、令和元年度 6か国、令和2年度 7か国)</li> </ul> <p><b>(3) 自治体や学校が直面する課題の解決に関する支援や情報発信</b></p> <p>①インクルーシブ教育システムの構築に向けた都道府県等への支援</p>

第 5 期 (案)	第 5 期 (現行)
<p>我が国のインクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村から派遣された職員と地域の課題解決に向けた取組を進め、研究所がその成果を他の地域にも還元すること。成果については、広く一般にも活用されるよう方法を工夫し、国及び各都道府県・市町村等に幅広く提供すること。</p> <p>また、インクルーシブ教育システムの構築（障害者差別解消法への対応を含む。）に係る各都道府県・市町村・学校からの相談に対する支援の充実を図ること。</p> <p>さらに、全国特別支援教育センター協議会が全国におけるインクルーシブ教育システム構築において重要な役割を果たすよう、その取組を支援すること。得られた知見については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国にも提供すること。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県・市町村から派遣された職員と地域の課題解決に向けた取組を、中期目標期間中に 30 件以上実施する。</li> <li>・地域のインクルーシブ教育システム構築のために、各都道府県・市町村からの相談支援の充実を図るとともに、研究所の支援が有意義であったかどうかを毎年度調査し、有意義であったとの回答を 80%以上確保する。</li> </ul> <p>※ 第 4 期中期目標期間では、都道府県・市町村から派遣された職員が研究所職員と研究をする取組を行い、参加した自治体の 100%で有意義との回答を得ているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンラインでの支援が中心となることを想定して 80%としている。</p> <p>②インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信の充実</p> <p>インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資するため、インクルーシブ教育システム構築支援データベースの充実を図るとともに、特別支援教育センター等の関係機関と連携しながら、各学校への周知を行い、活用を促すこと。また、閲覧者の利便性をより向上させたデータベースとすること。</p> <p><b>【指標】</b></p>	<p>我が国のインクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村から派遣された職員と地域の課題解決に向けた取組を進め、研究所がその成果を他の地域にも還元すること。成果については、広く一般にも活用されるよう方法を工夫し、国及び各都道府県・市町村等に幅広く提供すること。</p> <p>また、インクルーシブ教育システムの構築（障害者差別解消法への対応を含む。）に係る各都道府県・市町村・学校からの相談に対する支援の充実を図ること。</p> <p>さらに、全国特別支援教育センター協議会が全国におけるインクルーシブ教育システム構築において重要な役割を果たすよう、その取組を支援すること。得られた知見については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国にも提供すること。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県・市町村から派遣された職員と地域の課題解決に向けた取組を、中期目標期間中に 30 件以上実施する。</li> <li>・地域のインクルーシブ教育システム構築のために、各都道府県・市町村からの相談支援の充実を図るとともに、研究所の支援が有意義であったかどうかを毎年度調査し、有意義であったとの回答を 80%以上確保する。</li> </ul> <p>※ 第 4 期中期目標期間では、都道府県・市町村から派遣された職員が研究所職員と研究をする取組を行い、参加した自治体の 100%で有意義との回答を得ているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンラインでの支援が中心となることを想定して 80%としている。</p> <p>②インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信の充実</p> <p>インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資するため、インクルーシブ教育システム構築支援データベースの充実を図るとともに、特別支援教育センター等の関係機関と連携しながら、各学校への周知を行い、活用を促すこと。また、閲覧者の利便性をより向上させたデータベースとすること。</p> <p><b>【指標】</b></p>

第 5 期 (案)	第 5 期 (現行)
<p>・インクルーシブ教育システム構築支援データベースの各都道府県・市町村・学校等での活用を促し、事例のダウンロード件数について毎年2万5千件を確保する。 (実績値：平成28年度 2万件、平成29年度 1万8千件、平成30年度 2万4千件、令和元年度 3万2千件)</p> <p>※ 第5期中期目標期間の指標は令和元年度の実績よりも低いが、第5期中期目標においては新たな事例の掲載に努めるのではなく、第4期中期目標期間において掲載した事例の閲覧性の向上に取り組むこととしており、それを踏まえた数値としている。</p> <p>③関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援 校長会、教育委員会、教育センター等関係団体と連携した学校への情報提供を充実し、効率的・効果的な特別支援教育に関する情報の普及を図ること。また、要請に応じ講師派遣を行うなど、各都道府県等における特別支援教育の施策推進を支援すること。 日本人学校に対して、関係機関と連携を図りながら、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、教育相談支援等を必要に応じて行うこと。</p> <p>【指標】 ・毎年度、日本人学校に赴任する派遣教員には研修会を通して、海外駐在予定の保護者等には相談会を通して情報提供を行うとともに、日本人学校に対し、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年15回程度）に実施する。</p> <p><b>IV 業務運営の効率化に関する事項</b> 1. 業務改善及び業務の電子化の取組 業務運営に当たっては、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）を踏まえ、現在の業務プロセスを調査・分解し、問題点を明らかにした上で、業務プロセスそのものの再構築を図ること。 運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、複数年契約等による調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ること。 中期目標期間中、退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度につき、対前年度比一般管理費1%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図ること。</p>	<p>・インクルーシブ教育システム構築支援データベースの各都道府県・市町村・学校等での活用を促し、事例のダウンロード件数について毎年2万5千件を確保する。 (実績値：平成28年度 2万件、平成29年度 1万8千件、平成30年度 2万4千件、令和元年度 3万2千件)</p> <p>※ 第5期中期目標期間の指標は令和元年度の実績よりも低いが、第5期中期目標においては新たな事例の掲載に努めるのではなく、第4期中期目標期間において掲載した事例の閲覧性の向上に取り組むこととしており、それを踏まえた数値としている。</p> <p>③関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援 校長会、教育委員会、教育センター等関係団体と連携した学校への情報提供を充実し、効率的・効果的な特別支援教育に関する情報の普及を図ること。また、要請に応じ講師派遣を行うなど、各都道府県等における特別支援教育の施策推進を支援すること。 日本人学校に対して、関係機関と連携を図りながら、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、教育相談支援等を必要に応じて行うこと。</p> <p>【指標】 ・毎年度、日本人学校に赴任する派遣教員には研修会を通して、海外駐在予定の保護者等には相談会を通して情報提供を行うとともに、日本人学校に対し、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年15回程度）に実施する。</p> <p><b>IV 業務運営の効率化に関する事項</b> 1. 業務改善及び業務の電子化の取組 業務運営に当たっては、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）を踏まえ、現在の業務プロセスを調査・分解し、問題点を明らかにした上で、業務プロセスそのものの再構築を図ること。 運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、複数年契約等による調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ること。 中期目標期間中、退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度につき、対前年度比一般管理費1%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図ること。</p>

第 5 期 (案)	第 5 期 (現行)
<p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定) に基づく取組を着実に実施すること。</p> <p><b>「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定) にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。</b></p> <p>また、業務の実施に当たっては、電子決裁の推進や、研修の案内や申し込みのオンライン利用の推進など、電子化できる業務の洗い出し及び取組の検討を行い、業務の効率化につなげる。なお、デジタル技術の利活用に当たっては、デジタル化自体を目的とするのではなく、デジタル化によって組織を変革し、新たな価値を創造するデジタルトランスフォーメーション (DX) を意識することとする。</p> <p><b>2. 予算執行の効率化</b> 業務達成基準による収益化の原則に基づいた、管理体制のもと、予算執行の効率化を進めること。</p> <p><b>3. 間接業務等の共同実施</b> 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本方針」という。) を踏まえ、研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の 4 法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。</p> <p><b>4. 給与水準の適正化</b> 研究所の給与水準については、基本方針を踏まえ、国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表すること。</p> <p><b>V 財務内容の改善に関する事項</b></p> <p><b>1. 自己収入の確保</b> 国の政策動向に即応した機動的な研究の推進を図るとともに、研究の多様性を確保するため、組織として、積極的に競争的資金等の外部資金導入を図ること。また、受益者負担の適正化や他の独立行政法人の状況を踏まえながら、自己収入の確保を図ること。</p> <p>宿泊研修施設や体育館及びグラウンドについては、更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図るとともに、定期的に料金を検証し、自己収入の拡大を</p>	<p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定) に基づく取組を着実に実施すること。</p> <p>また、業務の実施に当たっては、電子決裁の推進や、研修の案内や申し込みのオンライン利用の推進など、電子化できる業務の洗い出し及び取組の検討を行い、業務の効率化につなげる。なお、デジタル技術の利活用に当たっては、デジタル化自体を目的とするのではなく、デジタル化によって組織を変革し、新たな価値を創造するデジタルトランスフォーメーション (DX) を意識することとする。</p> <p><b>2. 予算執行の効率化</b> 業務達成基準による収益化の原則に基づいた、管理体制のもと、予算執行の効率化を進めること。</p> <p><b>3. 間接業務等の共同実施</b> 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本方針」という。) を踏まえ、研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の 4 法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。</p> <p><b>4. 給与水準の適正化</b> 研究所の給与水準については、基本方針を踏まえ、国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表すること。</p> <p><b>V 財務内容の改善に関する事項</b></p> <p><b>1. 自己収入の確保</b> 国の政策動向に即応した機動的な研究の推進を図るとともに、研究の多様性を確保するため、組織として、積極的に競争的資金等の外部資金導入を図ること。また、受益者負担の適正化や他の独立行政法人の状況を踏まえながら、自己収入の確保を図ること。</p> <p>宿泊研修施設や体育館及びグラウンドについては、更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図るとともに、定期的に料金を検証し、自己収入の拡大を</p>



第 5 期 (案)	第 5 期 (現行)
<p>図るために必要な措置を講じる。</p> <p><b>2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進</b>            体育館については、研修事業での活用を図るとともに、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへ幅広い広報を行い、取組を推進すること。            グラウンドについては、体育館と同様に、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへ幅広い広報を行い、取組を推進すること。</p> <p><b>3. 保有財産の見直し</b>            保有財産については、利用実績等を的確に把握し、その保有の必要性について不断の見直しを行うこと。            特に、研修施設については、他法人や関係機関等の施設も利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、見直しを行うこと。</p> <p><b>VI その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p><b>1. 内部統制の充実</b>            研究所の内部統制については、基本方針を踏まえ、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制システムを充実・強化すること。            また、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、            ①研究所のミッションや理事長の指示を確実に組織内の各階層に浸透させるとともに、役職員のモチベーション・使命感を向上させる仕組みの運用            ②研究所のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用            ③内部統制が有効に機能しているかどうかを継続的にモニタリングを、理事長のリーダーシップの下、日常的に進めていくこと。</p> <p><b>2. 研究データの管理・活用</b>            研究所が保有する様々な学術情報や研究データの管理・保存や、他の研究機関等との間でデータの共有・活用を図るため、組織的な体制・環境の整備を行うこと。</p>	<p>図るために必要な措置を講じる。</p> <p><b>2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進</b>            体育館については、研修事業での活用を図るとともに、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへ幅広い広報を行い、取組を推進すること。            グラウンドについては、体育館と同様に、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへ幅広い広報を行い、取組を推進すること。</p> <p><b>3. 保有財産の見直し</b>            保有財産については、利用実績等を的確に把握し、その保有の必要性について不断の見直しを行うこと。            特に、研修施設については、他法人や関係機関等の施設も利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、見直しを行うこと。</p> <p><b>VI その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p><b>1. 内部統制の充実</b>            研究所の内部統制については、基本方針を踏まえ、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制システムを充実・強化すること。            また、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、            ①研究所のミッションや理事長の指示を確実に組織内の各階層に浸透させるとともに、役職員のモチベーション・使命感を向上させる仕組みの運用            ②研究所のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用            ③内部統制が有効に機能しているかどうかを継続的にモニタリングを、理事長のリーダーシップの下、日常的に進めていくこと。</p> <p><b>2. 研究データの管理・活用</b>            研究所が保有する様々な学術情報や研究データの管理・保存や、他の研究機関等との間でデータの共有・活用を図るため、組織的な体制・環境の整備を行うこと。</p>

第 5 期 (案)	第 5 期 (現行)
<p><b>3. 情報セキュリティ対策の推進</b>            政府の情報セキュリティに関する方針等に基づき、情報セキュリティ対策を厳格に実施すること。            また、職員に対する教育訓練を毎年度行うとともに、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。</p> <p><b>4. 大学・関係機関等との連携</b></p> <p>【重要度：高】【困難度：高】            令和3年度に、科技イノベ活性化法上の研究開発法人となることから、研究の多様性の確保に努め、大学・関係機関等と連携しながら先端的な研究を推進することが必要であり、重要度は高い。また、新たに連携を進めていくことになるため、困難度は高い。</p> <p>(1) 久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携・協力            学校現場の実態を踏まえたエビデンスベースの実践的研究等を推進するため、研究所は、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等と連携し、障害のある子供の教育に関する实际的・総合的な教育研究の推進を図ること。また、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等での実践研究の充実に向け、積極的な協力を行うこと。            研修においても、久里浜特別支援学校での実地研修をカリキュラムに盛り込むなどして、研修受講者の専門性向上を図ること。</p> <p>(2) 関係機関との連携強化            全国の特別支援教育センターとの連携を強化し、研究・研修の実施、成果の報告、情報収集・発信を一層推進していくこと。            また、近隣に位置する関係機関等との連携を強化し、特別支援教育に関する学際的研究の可能性を広げること。            さらに、共同研究の実施や外部資金の共同での獲得等を視野に入れ、研究活動を中心とした組織的かつ継続的な連携を大学や民間企業等と実施すること。特に、教育におけるICTや先端技術の活用が進んでいることから、ICTの活用に関する情報収集や連携強化に努め、研究活動の水準向上に取り組むこと。</p>	<p><b>3. 情報セキュリティ対策の推進</b>            政府の情報セキュリティに関する方針等に基づき、情報セキュリティ対策を厳格に実施すること。            また、職員に対する教育訓練を毎年度行うとともに、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。</p> <p><b>4. 大学・関係機関等との連携</b></p> <p>【重要度：高】【困難度：高】            令和3年度に、科技イノベ活性化法上の研究開発法人となることから、研究の多様性の確保に努め、大学・関係機関等と連携しながら先端的な研究を推進することが必要であり、重要度は高い。また、新たに連携を進めていくことになるため、困難度は高い。</p> <p>(1) 久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携・協力            学校現場の実態を踏まえたエビデンスベースの実践的研究等を推進するため、研究所は、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等と連携し、障害のある子供の教育に関する实际的・総合的な教育研究の推進を図ること。また、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等での実践研究の充実に向け、積極的な協力を行うこと。            研修においても、久里浜特別支援学校での実地研修をカリキュラムに盛り込むなどして、研修受講者の専門性向上を図ること。</p> <p>(2) 関係機関との連携強化            全国の特別支援教育センターとの連携を強化し、研究・研修の実施、成果の報告、情報収集・発信を一層推進していくこと。            また、近隣に位置する関係機関等との連携を強化し、特別支援教育に関する学際的研究の可能性を広げること。            さらに、共同研究の実施や外部資金の共同での獲得等を視野に入れ、研究活動を中心とした組織的かつ継続的な連携を大学や民間企業等と実施すること。特に、教育におけるICTや先端技術の活用が進んでいることから、ICTの活用に関する情報収集や連携強化に努め、研究活動の水準向上に取り組むこと。</p>

第 5 期 (案)	第 5 期 (現行)
<p><b>【指標】</b>  ・第5期中期目標期間中に複数の関係機関と計画的に事業を推進するため、連携協定を締結し、少なくとも1以上の共同研究を実施する。</p> <p><b>5. 施設・整備に関する計画</b>  令和3年2月に策定した「インフラ長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、管理施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進すること。</p> <p><b>6. 人事に関する計画</b>  新規採用や人事交流、多様な専門性を有する研究職員やデジタル技術を活用できる専門人材等の採用・活用等により、研究職員・事務職員の幅広い人材の確保を図ること。また、研修等の実施により、職員の計画的な資質向上及び育成を図ること。  評価に関しては、研究者が行う、外部資金等による多様な研究活動の業績を人事評価に適切に反映させ、更なる研究力の向上につなげること。  以上について、人材確保・育成方針を策定すること。</p> <p><b>7. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための研究所の事業について</b>  ポストコロナ段階を見据え、研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動等の事業について、インターネットを活用した事業・業務を推進するとともに、学校関係者及び関係機関等に有用な情報を提供していく取組を進めること。  また、集合型の研究協議会、各種研修会、セミナー等の開催や体育施設等の利用にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を図ったうえで実施すること。</p>	<p><b>【指標】</b>  ・第5期中期目標期間中に複数の関係機関と計画的に事業を推進するため、連携協定を締結し、少なくとも1以上の共同研究を実施する。</p> <p><b>5. 施設・整備に関する計画</b>  令和3年2月に策定した「インフラ長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、管理施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進すること。</p> <p><b>6. 人事に関する計画</b>  新規採用や人事交流、多様な専門性を有する研究職員やデジタル技術を活用できる専門人材等の採用・活用等により、研究職員・事務職員の幅広い人材の確保を図ること。また、研修等の実施により、職員の計画的な資質向上及び育成を図ること。  評価に関しては、研究者が行う、外部資金等による多様な研究活動の業績を人事評価に適切に反映させ、更なる研究力の向上につなげること。  以上について、人材確保・育成方針を策定すること。</p> <p><b>7. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための研究所の事業について</b>  ポストコロナ段階を見据え、研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動等の事業について、インターネットを活用した事業・業務を推進するとともに、学校関係者及び関係機関等に有用な情報を提供していく取組を進めること。  また、集合型の研究協議会、各種研修会、セミナー等の開催や体育施設等の利用にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を図ったうえで実施すること。</p>

4 文科政第 3 7 号  
令和 4 年 6 月 2 3 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

文部科学大臣  
末 松 信 介

文部科学省所管の独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）の変更について（諮問）

下記独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 3 項および第 35 条の 4 第 3 項並びに日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年法律第 48 号）第 26 条において準用する通則法第 29 条第 3 項の規定に基づき、別添により意見を求めます。

#### 記

- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
- ・独立行政法人大学入試センター
- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構
- ・独立行政法人国立女性教育会館
- ・独立行政法人国立科学博物館
- ・国立研究開発法人物質・材料研究機構
- ・国立研究開発法人防災科学技術研究所
- ・独立行政法人国立文化財機構
- ・独立行政法人教職員支援機構
- ・独立行政法人日本学術振興会
- ・国立研究開発法人理化学研究所
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター

- 独立行政法人日本芸術文化振興会
- 独立行政法人日本学生支援機構
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構
- 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
- 日本私立学校振興・共済事業団

以上

(本件担当)

文部科学省大臣官房政策課

政策推進室 根津、松村

Tel : 03-5253-4111 (内線 2581)

独立行政法人大学入試センター 第5期中期目標（令和3年度～令和7年度） 新旧対照表

（主務府省：文部科学省）

新	旧
<p>&lt;中期目標&gt;</p> <p>(略)</p> <p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 <u>情報システムの整備・管理及び</u>情報セキュリティ  <u>「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</u>  <u>また、</u>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群等を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。<del>とともに、</del>これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。<del>またとともに、</del>試験問題に係る秘密保持を確保する<del>とともに</del>  <u>になど、</u>個人情報保護のために必要な体制等の充実を図る。さらに、情報セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>&lt;中期目標&gt;</p> <p>(略)</p> <p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 情報セキュリティ                  政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群等を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、試験問題に係る秘密保持を確保するとともに、個人情報保護のために必要な体制等の充実を図る。さらに、情報セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p> <p>4～6 (略)</p>

4 文科政第 3 7 号  
令和 4 年 6 月 2 3 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

文部科学大臣  
末 松 信 介

文部科学省所管の独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）の変更について（諮問）

下記独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 3 項および第 35 条の 4 第 3 項並びに日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年法律第 48 号）第 26 条において準用する通則法第 29 条第 3 項の規定に基づき、別添により意見を求めます。

#### 記

- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
- ・独立行政法人大学入試センター
- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構
- ・独立行政法人国立女性教育会館
- ・独立行政法人国立科学博物館
- ・国立研究開発法人物質・材料研究機構
- ・国立研究開発法人防災科学技術研究所
- ・独立行政法人国立文化財機構
- ・独立行政法人教職員支援機構
- ・独立行政法人日本学術振興会
- ・国立研究開発法人理化学研究所
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター

- 独立行政法人日本芸術文化振興会
- 独立行政法人日本学生支援機構
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構
- 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
- 日本私立学校振興・共済事業団

以上

(本件担当)

文部科学省大臣官房政策課

政策推進室 根津、松村

Tel : 03-5253-4111 (内線 2581)



独立行政法人国立青少年教育振興機構の中期目標 新旧対照表

(主務府省：文部科学省)

第 4 期 (案)	第 4 期 (現行)
<p>&lt;中期目標&gt;</p> <p><b>(序文)</b> 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下、「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下、「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p> <p><b>I 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）</b> <b>&lt;法人の使命&gt;</b> 機構は、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者（以下、「青少年教育指導者等」という。）に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体（以下、「青少年教育団体」という。）に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的とする独立行政法人であり、我が国の青少年教育のナショナルセンターである。</p> <p><b>&lt;現状・課題&gt;</b> これまで機構は、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、安全安心な体験活動や集団宿泊活動等を通して本部と全国28の国立青少年教育施設が一体となり、青少年の現代的課題に対応したモデル的プログラムの企画・実施、基礎的・専門的な調査研究、学校や青少年教育団体等の活動に対する指導・助言などに取り組んできた。また、青少年教育団体と連携し、社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、「体験の風をおこそう」運動、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進し、青少年の基本的な生活習慣の形成を図るなどの課題に積極的に取り組んできた。</p> <p>しかしながら、青少年が行う体験活動の機会や他者と直接的にコミュニケーションを図る機会は減少していることや、以下のように、青少年を取り巻く環境が多様</p>	<p>&lt;中期目標&gt;</p> <p><b>(序文)</b> 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下、「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下、「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p> <p><b>I 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）</b> <b>&lt;法人の使命&gt;</b> 機構は、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者（以下、「青少年教育指導者等」という。）に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体（以下、「青少年教育団体」という。）に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的とする独立行政法人であり、我が国の青少年教育のナショナルセンターである。</p> <p><b>&lt;現状・課題&gt;</b> これまで機構は、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、安全安心な体験活動や集団宿泊活動等を通して本部と全国28の国立青少年教育施設が一体となり、青少年の現代的課題に対応したモデル的プログラムの企画・実施、基礎的・専門的な調査研究、学校や青少年教育団体等の活動に対する指導・助言などに取り組んできた。また、青少年教育団体と連携し、社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、「体験の風をおこそう」運動、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進し、青少年の基本的な生活習慣の形成を図るなどの課題に積極的に取り組んできた。</p> <p>しかしながら、青少年が行う体験活動の機会や他者と直接的にコミュニケーションを図る機会は減少していることや、以下のように、青少年を取り巻く環境が多様</p>

第 4 期 (案)	第 4 期 (現行)
<p>化・複雑化していることから、青少年教育に関する機構の役割と期待が大きくなってきており、認知度を高めるための広報や体験活動の有用性を明らかにするための調査研究などの課題についても、適宜対応する必要がある。</p> <p><b>&lt;政策を取り巻く環境の変化&gt;</b></p> <p>近年、我が国においては、都市化、過疎化、少子化、高齢化が急激に進展しており、世界をみると、グローバル化の加速と情報通信での急速な技術革新により、人間の生活圏が広がるとともに、社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化し、人材の流動化などグローバル競争の激化から先行きが不透明な社会に移行している。</p> <p>特に、Society5.0 時代において、新しい技術を活用した多様な主体との連携・協働による学びがより一層進展していくことが想定される。一方、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が進み、未だ終息が見えていない。これらの状況を踏まえ、青少年が自然の中で五感を働かせて行う体験活動の重要性に主眼を置きつつも、学校におけるICTを効果的に活用した事前・事後学習等でのサポートなど、体験活動の在り方を模索していく必要がある。</p> <p>平成30年6月15日に閣議決定された第3期教育振興基本計画（対象期間：平成30年度～令和4年度）においては、「集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実することとされた学習指導要領も踏まえ、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動、国際交流体験など、様々な体験活動の充実に取り組む。」こととされている。また、地域の多様な関係者（学校、教育委員会、大学、企業、NPO、社会教育施設など）の協働によるESD（持続可能な開発のための教育）の実践を促進するとともに、ESDの深化を図り、持続可能な社会づくりの担い手を育むことが求められている。さらに、平成27年9月25日第70回国連総会で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）では、「すべての国及びすべてのステークホルダーは、共同的なパートナーシップの下、この計画を実行する」とされており、SDGsの理念を取り入れた取組を実施することが求められている。</p> <p>また、令和2年度中に策定される子供・若者育成支援推進大綱（子ども・若者育成支援推進本部で決定予定）においては、全ての子供・若者が健やかに成長し、自</p>	<p>化・複雑化していることから、青少年教育に関する機構の役割と期待が大きくなってきており、認知度を高めるための広報や体験活動の有用性を明らかにするための調査研究などの課題についても、適宜対応する必要がある。</p> <p><b>&lt;政策を取り巻く環境の変化&gt;</b></p> <p>近年、我が国においては、都市化、過疎化、少子化、高齢化が急激に進展しており、世界をみると、グローバル化の加速と情報通信での急速な技術革新により、人間の生活圏が広がるとともに、社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化し、人材の流動化などグローバル競争の激化から先行きが不透明な社会に移行している。</p> <p>特に、Society5.0 時代において、新しい技術を活用した多様な主体との連携・協働による学びがより一層進展していくことが想定される。一方、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が進み、未だ終息が見えていない。これらの状況を踏まえ、青少年が自然の中で五感を働かせて行う体験活動の重要性に主眼を置きつつも、学校におけるICTを効果的に活用した事前・事後学習等でのサポートなど、体験活動の在り方を模索していく必要がある。</p> <p>平成30年6月15日に閣議決定された第3期教育振興基本計画（対象期間：平成30年度～令和4年度）においては、「集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実することとされた学習指導要領も踏まえ、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動、国際交流体験など、様々な体験活動の充実に取り組む。」こととされている。また、地域の多様な関係者（学校、教育委員会、大学、企業、NPO、社会教育施設など）の協働によるESD（持続可能な開発のための教育）の実践を促進するとともに、ESDの深化を図り、持続可能な社会づくりの担い手を育むことが求められている。さらに、平成27年9月25日第70回国連総会で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）では、「すべての国及びすべてのステークホルダーは、共同的なパートナーシップの下、この計画を実行する」とされており、SDGsの理念を取り入れた取組を実施することが求められている。</p> <p>また、令和2年度中に策定される子供・若者育成支援推進大綱（子ども・若者育成支援推進本部で決定予定）においては、全ての子供・若者が健やかに成長し、自</p>

第 4 期 (案)	第 4 期 (現行)
<p>立・活躍できる社会を目指すため、自己形成のための支援や子供の貧困問題への対応等として、体験活動の推進等が基本的な施策として位置付けられる予定である。特に、子供の貧困問題への対応等に関しては、令和元年11月に、子どもの貧困対策会議で策定された子供の貧困対策に関する大綱においても、機構は多様な体験活動の機会を提供することが具体的な支援策として位置付けられている。</p> <p>さらには、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」(平成30年12月21日中央教育審議会答申)においては、今後の青少年教育施設に求められる役割が示され、次代を担う青少年の自立に向けた健全育成を総合的に推進するとともに、青少年が社会の担い手となることを支援する拠点としての役割や、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携の強化を図る観点も重要とされている。また、今後の地域における社会教育が目指す役割として、人づくり・つながりづくり・地域づくりの側面が示されており、その実現のためには、学びと活動の循環が重要とされている。</p> <p>この他、平成30年12月14日に閣議決定された国土強靱化基本計画においては、災害時に、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進することが示されている。また、防災ボランティア活動など、地域を守る主体的な活動を促進するため、地域社会等において指導者・リーダー等の人材育成を行うことで、次世代を担う若者の育成に取り組むことも示されている。そのため、機構には災害や感染症などの緊急時における国の施設としての役割が求められている。</p> <p>これらを踏まえ、青少年を取り巻く環境が多様化・複雑化している中においては、各施設が地域の実情に応じ、安全安心な体験活動や集団宿泊活動等を通して、青少年の体験活動に関する高い専門性を有する事業等、特色を生かした事業を実施するとともに、公立青少年教育施設をはじめとする関係機関・団体へ対し、次代を担う青少年のための専門性の高いモデル的事业やプログラムの提示、調査研究成果の普及等により、我が国の青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図るナショナルセンターとしての役割を果たしていく必要がある。</p>	<p>立・活躍できる社会を目指すため、自己形成のための支援や子供の貧困問題への対応等として、体験活動の推進等が基本的な施策として位置付けられる予定である。特に、子供の貧困問題への対応等に関しては、令和元年11月に、子どもの貧困対策会議で策定された子供の貧困対策に関する大綱においても、機構は多様な体験活動の機会を提供することが具体的な支援策として位置付けられている。</p> <p>さらには、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」(平成30年12月21日中央教育審議会答申)においては、今後の青少年教育施設に求められる役割が示され、次代を担う青少年の自立に向けた健全育成を総合的に推進するとともに、青少年が社会の担い手となることを支援する拠点としての役割や、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携の強化を図る観点も重要とされている。また、今後の地域における社会教育が目指す役割として、人づくり・つながりづくり・地域づくりの側面が示されており、その実現のためには、学びと活動の循環が重要とされている。</p> <p>この他、平成30年12月14日に閣議決定された国土強靱化基本計画においては、災害時に、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進することが示されている。また、防災ボランティア活動など、地域を守る主体的な活動を促進するため、地域社会等において指導者・リーダー等の人材育成を行うことで、次世代を担う若者の育成に取り組むことも示されている。そのため、機構には災害や感染症などの緊急時における国の施設としての役割が求められている。</p> <p>これらを踏まえ、青少年を取り巻く環境が多様化・複雑化している中においては、各施設が地域の実情に応じ、安全安心な体験活動や集団宿泊活動等を通して、青少年の体験活動に関する高い専門性を有する事業等、特色を生かした事業を実施するとともに、公立青少年教育施設をはじめとする関係機関・団体へ対し、次代を担う青少年のための専門性の高いモデル的事业やプログラムの提示、調査研究成果の普及等により、我が国の青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図るナショナルセンターとしての役割を果たしていく必要がある。</p>

第 4 期 (案)	第 4 期 (現行)
<p>このような役割や背景のもと、第3期中期目標期間における業務の実績についての評価結果や、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、機構の第4期中期目標を以下のとおりとする。 （別添）政策体系図、独立行政法人国立青少年教育振興機構（NIYE）の使命等と目標との関係</p> <p><b>II 中期目標の期間</b> 中期目標の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。</p> <p><b>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p><b>1. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進</b> （事前分析表 政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進、政策目標 1-5 家庭・地域の教育力の向上）</p> <p>青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上を図り、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意した教育事業を実施する。そのため、基本的な生活習慣と体験活動の重要性について広く家庭や社会に伝える運動や青少年教育に関するモデル的事業の推進、課題を抱える青少年の支援、グローバル人材の育成を見据えた国際交流を推進する。特に、防災・減災拠点の役割として実施する防災・減災教育事業については、全国28施設で実施する。 （前中期目標期間実績：11施設） なお、教育事業については、毎年度平均80%以上の事業の参加者から4段階評価の「最上位評価」（以下「満足」という。）を得られるようにする。 （前中期目標期間実績：普及・啓発87.3%、モデル的事業87.0%（年平均））</p> <p><b>【重要度：高】</b> 青少年教育のナショナルセンターとして、次代を担う青少年のための専門性の高</p>	<p>このような役割や背景のもと、第3期中期目標期間における業務の実績についての評価結果や、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、機構の第4期中期目標を以下のとおりとする。 （別添）政策体系図、独立行政法人国立青少年教育振興機構（NIYE）の使命等と目標との関係</p> <p><b>II 中期目標の期間</b> 中期目標の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。</p> <p><b>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p><b>1. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進</b> （事前分析表 政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進、政策目標 1-5 家庭・地域の教育力の向上）</p> <p>青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上を図り、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意した教育事業を実施する。そのため、基本的な生活習慣と体験活動の重要性について広く家庭や社会に伝える運動や青少年教育に関するモデル的事業の推進、課題を抱える青少年の支援、グローバル人材の育成を見据えた国際交流を推進する。特に、防災・減災拠点の役割として実施する防災・減災教育事業については、全国28施設で実施する。 （前中期目標期間実績：11施設） なお、教育事業については、毎年度平均80%以上の事業の参加者から4段階評価の「最上位評価」（以下「満足」という。）を得られるようにする。 （前中期目標期間実績：普及・啓発87.3%、モデル的事業87.0%（年平均））</p> <p><b>【重要度：高】</b> 青少年教育のナショナルセンターとして、次代を担う青少年のための専門性の高</p>

第 4 期 (案)	第 4 期 (現行)
<p>いモデル的な体験活動等の実施を通じて、効果的かつ効率的な事業実施に資する資料を全国の公立青少年教育施設や民間団体等に提示していくことは重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 多様化、複雑化する青少年に関する諸課題の解決のために、各施設が地域の実情に応じたプログラム開発や分析、普及などの事業展開を行っていくことは困難度が高い。</p> <p>(1) 青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に係る国民運動等の推進 青少年の非日常的な環境における自然体験、集団宿泊体験等の活動を通じた感動体験、日常的な体験活動や読書活動、基本的な生活習慣を身に付けさせることの重要性を広く家庭や社会に発信するため、教育事業や研修支援等を通じて、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させて取り組み、全国各地における体験活動の機会や場を充実させるとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立を目指す。</p> <p>(a) 「体験の風をおこそう」運動の推進 青少年の健やかな成長にとって体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝え、社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、青少年教育団体等と連携して「体験の風をおこそう」運動を推進する。施設においては、運動を通して、体験活動の機会と場を充実させるとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立を図る。 また、毎年10月を体験の風をおこそう推進月間と定めるとともに、実行委員会の未設置府県に働きかけ、中期目標期間中に全国展開に向けた取組を進め、地域で「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進する体制の拡充を図る。 (前中期目標期間中実績：34都道県で実施)</p> <p>(b) 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進 子供たちの健やかな成長を促していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切である。このため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会と連携して引き続き、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進する。施設においては、全国協議会が作成する普及啓発資料等を活用しながら、基本的な生活習慣の確立に向けた普及啓発活動に取り組む。</p>	<p>いモデル的な体験活動等の実施を通じて、効果的かつ効率的な事業実施に資する資料を全国の公立青少年教育施設や民間団体等に提示していくことは重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 多様化、複雑化する青少年に関する諸課題の解決のために、各施設が地域の実情に応じたプログラム開発や分析、普及などの事業展開を行っていくことは困難度が高い。</p> <p>(1) 青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に係る国民運動等の推進 青少年の非日常的な環境における自然体験、集団宿泊体験等の活動を通じた感動体験、日常的な体験活動や読書活動、基本的な生活習慣を身に付けさせることの重要性を広く家庭や社会に発信するため、教育事業や研修支援等を通じて、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させて取り組み、全国各地における体験活動の機会や場を充実させるとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立を目指す。</p> <p>(a) 「体験の風をおこそう」運動の推進 青少年の健やかな成長にとって体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝え、社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、青少年教育団体等と連携して「体験の風をおこそう」運動を推進する。施設においては、運動を通して、体験活動の機会と場を充実させるとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立を図る。 また、毎年10月を体験の風をおこそう推進月間と定めるとともに、実行委員会の未設置府県に働きかけ、中期目標期間中に全国展開に向けた取組を進め、地域で「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進する体制の拡充を図る。 (前中期目標期間中実績：34都道県で実施)</p> <p>(b) 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進 子供たちの健やかな成長を促していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切である。このため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会と連携して引き続き、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進する。施設においては、全国協議会が作成する普及啓発資料等を活用しながら、基本的な生活習慣の確立に向けた普及啓発活動に取り組む。</p>

第 4 期 (案)	第 4 期 (現行)
<p><b>(c) 社会の要請に応える体験活動等事業の実施</b>  社会の要請に応える体験活動を推進するために、親子・幼児等を対象に自然体験や読書活動などに親しむ教育事業、青少年を対象に自己成長や自己実現等を図る教育事業、防災学習や環境学習などのESDに対応した教育事業、健康教育や主権者教育など政策課題に対応した教育事業などを中期目標期間中に延べ1,100事業以上実施する。  (前中期目標期間実績：220事業(年平均))</p> <p><b>(2) 青少年教育に関するモデル的事業の推進</b>  関係機関・団体や公立青少年教育施設、大学の研究者等と連携した上で、地域の実情を踏まえた実践研究事業を中期目標期間中に全ての地方施設で延べ27事業以上を実施し、報告書を通して広く青少年教育関係者へ発信する。また、国土強靱化基本計画における広域防災補完拠点としての役割、SDGsの目標やESDの基本的な考え方、学習指導要領における探究の考え方など次世代を担う青少年のための専門性の高いモデル的な体験活動事業を実施し、実際に使用した教材や指導案などの学習方法が活用されるよう図り、青少年教育の推進に寄与する。  (前中期目標期間実績：研究者等を交えた報告書の作成は6施設11事業)</p>	<p><b>(c) 社会の要請に応える体験活動等事業の実施</b>  社会の要請に応える体験活動を推進するために、親子・幼児等を対象に自然体験や読書活動などに親しむ教育事業、青少年を対象に自己成長や自己実現等を図る教育事業、防災学習や環境学習などのESDに対応した教育事業、健康教育や主権者教育など政策課題に対応した教育事業などを中期目標期間中に延べ1,100事業以上実施する。  (前中期目標期間実績：220事業(年平均))</p> <p><b>(2) 青少年教育に関するモデル的事業の推進</b>  関係機関・団体や公立青少年教育施設、大学の研究者等と連携した上で、地域の実情を踏まえた実践研究事業を中期目標期間中に全ての地方施設で延べ27事業以上を実施し、報告書を通して広く青少年教育関係者へ発信する。また、国土強靱化基本計画における広域防災補完拠点としての役割、SDGsの目標やESDの基本的な考え方、学習指導要領における探究の考え方など次世代を担う青少年のための専門性の高いモデル的な体験活動事業を実施し、実際に使用した教材や指導案などの学習方法が活用されるよう図り、青少年教育の推進に寄与する。  (前中期目標期間実績：研究者等を交えた報告書の作成は6施設11事業)</p>

第 4 期 (案)	第 4 期 (現行)
<p><b>(3) 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進</b>  児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困に関わる支援、不登校、引きこもり、ネット依存、ADHD等発達障害や身体障害など課題を抱える青少年を支援するため、専門機関と連携し様々な体験活動を通じて、基本的な生活習慣の確立や人間関係形成力などを育成する体験活動事業について、年度毎に異なる対象やテーマで中期目標期間中に延べ160事業以上実施する。  (前中期目標期間実績：157事業)</p> <p>また、豪雨、地震などの緊急時においては、子供の心のケア、地方公共団体等が行う居場所づくりの支援など被災地からの要望やニーズに対し、リフレッシュキャンプの実施や現地における体験活動の提供を行う。</p> <p><b>(4) グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進</b>  青少年の異文化理解の増進を図るため、青少年、青少年教育指導者等の国際交流を実施する。その際、従来定めていた日本人参加者の参加後の外向き志向の要素に、グローバル人材の育成に関わる要素を加えグローバル人材を志向する率として毎年度平均80%以上を得られるようにする。</p> <p>なお、グローバル人材の育成に関わる要素として、機構及び内閣府が実施した類似の調査項目を加え、それらの肯定率を含めた平均値が77.5%となっていることから、平均80%以上との目標を定めた。</p> <p><b>2. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上</b>  (事前分析表 政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進、政策目標 1-5 家庭・地域の教育力の向上)</p> <p>青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、資質・能力の高い指導者を養成することが必要不可欠である。青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上を図り、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意した教育事業を展開するため、青少年教育指導者等を対象とする体系的な養成・研修事</p>	<p><b>(3) 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進</b>  児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困に関わる支援、不登校、引きこもり、ネット依存、ADHD等発達障害や身体障害など課題を抱える青少年を支援するため、専門機関と連携し様々な体験活動を通じて、基本的な生活習慣の確立や人間関係形成力などを育成する体験活動事業について、年度毎に異なる対象やテーマで中期目標期間中に延べ160事業以上実施する。  (前中期目標期間実績：157事業)</p> <p>また、豪雨、地震などの緊急時においては、子供の心のケア、地方公共団体等が行う居場所づくりの支援など被災地からの要望やニーズに対し、リフレッシュキャンプの実施や現地における体験活動の提供を行う。</p> <p><b>(4) グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進</b>  青少年の異文化理解の増進を図るため、青少年、青少年教育指導者等の国際交流を実施する。その際、従来定めていた日本人参加者の参加後の外向き志向の要素に、グローバル人材の育成に関わる要素を加えグローバル人材を志向する率として毎年度平均80%以上を得られるようにする。</p> <p>なお、グローバル人材の育成に関わる要素として、機構及び内閣府が実施した類似の調査項目を加え、それらの肯定率を含めた平均値が77.5%となっていることから、平均80%以上との目標を定めた。</p> <p><b>2. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上</b>  (事前分析表 政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進、政策目標 1-5 家庭・地域の教育力の向上)</p> <p>青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、資質・能力の高い指導者を養成することが必要不可欠である。青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上を図り、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意した教育事業を展開するため、青少年教育指導者等を対象とする体系的な養成・研修事</p>

第 4 期 (案)	第 4 期 (現行)
<p>業を実施し、その資質・能力を向上させる。また、毎年度平均80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得られるよう、養成・研修事業の質の維持向上を図る。 (前中期目標期間実績：88.2% (年平均))</p> <p><b>【重要度：高】</b> 我が国の青少年教育施策を具体化していくためにも、青少年教育指導者の養成は重要な事業の一つである。全国にある国公立青少年教育施設・民間団体等の職員に対する指導力の向上は、青少年教育のナショナルセンターである機構として重点的に取り組むべき事項である。</p> <p><b>(1) 青少年教育指導者等の研修事業の推進</b> 青少年教育指導者の資質・能力の向上を図ることを目的に、国公立青少年教育施設職員、青少年教育指導者等を対象にこれまで青少年教育研究センターが発表してきた調査研究事業や機構が実施してきた過去の指導者養成事業等の成果を踏まえ、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面や学びと活動の循環につながるカリキュラムを中期目標期間中に試行事業を通して開発し、最終年度には東日本・西日本でそれぞれ2か所4事業以上実施できるようにする。 併せて、官民共同の指導者認定制度である自然体験活動指導者養成事業、体験活動安全管理研修事業、教員を対象に教員免許状更新講習等を実施し、抽出調査により研修後の実務に対する有効度の調査を試行する。</p> <p><b>(2) 読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進</b> 絵本に関する専門的知識や実践力を持った地域の指導者である絵本専門士を中期目標期間中に250人以上養成し、養成後の活動実績が毎年度5,265回を超えるようにする。 (前中期目標期間実績：64人 (年平均)) さらに、大学、短期大学、専門学校等と連携の上、認定絵本士養成講座を充実させる。 (前中期目標期間実績：5,265回 (年平均))</p> <p><b>(3) ボランティアの養成・研修の推進</b> 青少年のボランティア活動は、青少年の自立や健全育成、社会参画を促進する上で重要な役割を果たすため、教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボラン</p>	<p>業を実施し、その資質・能力を向上させる。また、毎年度平均80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得られるよう、養成・研修事業の質の維持向上を図る。 (前中期目標期間実績：88.2% (年平均))</p> <p><b>【重要度：高】</b> 我が国の青少年教育施策を具体化していくためにも、青少年教育指導者の養成は重要な事業の一つである。全国にある国公立青少年教育施設・民間団体等の職員に対する指導力の向上は、青少年教育のナショナルセンターである機構として重点的に取り組むべき事項である。</p> <p><b>(1) 青少年教育指導者等の研修事業の推進</b> 青少年教育指導者の資質・能力の向上を図ることを目的に、国公立青少年教育施設職員、青少年教育指導者等を対象にこれまで青少年教育研究センターが発表してきた調査研究事業や機構が実施してきた過去の指導者養成事業等の成果を踏まえ、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面や学びと活動の循環につながるカリキュラムを中期目標期間中に試行事業を通して開発し、最終年度には東日本・西日本でそれぞれ2か所4事業以上実施できるようにする。 併せて、官民共同の指導者認定制度である自然体験活動指導者養成事業、体験活動安全管理研修事業、教員を対象に教員免許状更新講習等を実施し、抽出調査により研修後の実務に対する有効度の調査を試行する。</p> <p><b>(2) 読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進</b> 絵本に関する専門的知識や実践力を持った地域の指導者である絵本専門士を中期目標期間中に250人以上養成し、養成後の活動実績が毎年度5,265回を超えるようにする。 (前中期目標期間実績：64人 (年平均)) さらに、大学、短期大学、専門学校等と連携の上、認定絵本士養成講座を充実させる。 (前中期目標期間実績：5,265回 (年平均))</p> <p><b>(3) ボランティアの養成・研修の推進</b> 青少年のボランティア活動は、青少年の自立や健全育成、社会参画を促進する上で重要な役割を果たすため、教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボラン</p>



第 4 期 (案)	第 4 期 (現行)
<p>ティアの養成・研修事業を全国28施設で実施するとともに、ボランティアが学びと活動の循環をしながら成長できるよう、自主企画事業による事業参画を推進する。</p> <p>ボランティアの養成・研修事業において、中期目標期間中に延べ5,685人以上養成するとともに、ボランティア登録者の延べ活動回数が20,332回以上となるよう支援を行う。</p> <p>(前中期目標期間実績：養成5,685人、活動回数20,332回)</p> <p><b>3. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援</b> (事前分析表 政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進、政策目標1-5 家庭・地域の教育力の向上)</p> <p>青少年、青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、利用者の研修目的が達成されるよう指導・助言等の教育的支援を行う。</p> <p>なお、利用者サービスの向上に取り組み、毎年度平均73%以上の利用団体から4段階評価の「最上位評価(リピート意向)」を得られるようにする。</p> <p>(令和2年度試行実施時の実績：73.1%)</p> <p><b>【困難度：高】</b> 授業時数の増加、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大、バス借料の高騰など社会情勢の急激な変化を背景とした集団宿泊活動の自粛傾向の中で、青少年人口の1割程度の利用実績を確保することは困難度が高い。また、利用者へ提供する活動プログラムの有効性についても、多様な利用者ニーズがある中で「有効」との評価を得ることは困難度が高い。</p>	<p>ティアの養成・研修事業を全国28施設で実施するとともに、ボランティアが学びと活動の循環をしながら成長できるよう、自主企画事業による事業参画を推進する。</p> <p>ボランティアの養成・研修事業において、中期目標期間中に延べ5,685人以上養成するとともに、ボランティア登録者の延べ活動回数が20,332回以上となるよう支援を行う。</p> <p>(前中期目標期間実績：養成5,685人、活動回数20,332回)</p> <p><b>3. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援</b> (事前分析表 政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進、政策目標1-5 家庭・地域の教育力の向上)</p> <p>青少年、青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、利用者の研修目的が達成されるよう指導・助言等の教育的支援を行う。</p> <p>なお、利用者サービスの向上に取り組み、毎年度平均73%以上の利用団体から4段階評価の「最上位評価(リピート意向)」を得られるようにする。</p> <p>(令和2年度試行実施時の実績：73.1%)</p> <p><b>【困難度：高】</b> 授業時数の増加、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大、バス借料の高騰など社会情勢の急激な変化を背景とした集団宿泊活動の自粛傾向の中で、青少年人口の1割程度の利用実績を確保することは困難度が高い。また、利用者へ提供する活動プログラムの有効性についても、多様な利用者ニーズがある中で「有効」との評価を得ることは困難度が高い。</p>

第 4 期 (案)	第 4 期 (現行)
<p><b>(1) 研修利用の充実</b>            青少年、青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進し、毎年度、全国28施設で青少年人口（0歳～29歳）の1割程度の利用実績を確保する。            （前中期目標期間実績：青少年人口の10.35%（年平均））</p> <p><b>(2) 研修に対する支援の推進</b>            地方施設の利用者に対して、事前打ち合わせ等で青少年、青少年教育指導者等の研修目的達成への適切な指導・助言、プログラムの提供等の教育的支援を行う。            また、地域の実情を踏まえた教育事業等の成果を活動プログラムに反映する。その際、学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校教育との連携の強化、「主体的・対話的で深い学び」の視点を入れたプログラム開発などを行う。            なお、活動プログラムを利用した毎年度平均80%以上の青少年教育団体から活動プログラムがねらいに対して「有効」との評価を得られるよう、職員等の指導力等の向上を図る。            （令和2年度試行実施時の実績：81.5%）</p> <p><b>4. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進</b>            （事前分析表 政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進、政策目標1-5 家庭・地域の教育力の向上）</p> <p>昨今の目まぐるしく変化する青少年に関する諸課題について、青少年教育のナショナルセンターとして迅速かつ円滑に対応し、青少年教育の発展・充実を図るため、各関係機関・団体相互の連携を促進する。            青少年教育指導者等を対象にした全国規模の事業について、全都道府県からの参</p>	<p><b>(1) 研修利用の充実</b>            青少年、青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進し、毎年度、全国28施設で青少年人口（0歳～29歳）の1割程度の利用実績を確保する。            （前中期目標期間実績：青少年人口の10.35%（年平均））</p> <p><b>(2) 研修に対する支援の推進</b>            地方施設の利用者に対して、事前打ち合わせ等で青少年、青少年教育指導者等の研修目的達成への適切な指導・助言、プログラムの提供等の教育的支援を行う。            また、地域の実情を踏まえた教育事業等の成果を活動プログラムに反映する。その際、学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校教育との連携の強化、「主体的・対話的で深い学び」の視点を入れたプログラム開発などを行う。            なお、活動プログラムを利用した毎年度平均80%以上の青少年教育団体から活動プログラムがねらいに対して「有効」との評価を得られるよう、職員等の指導力等の向上を図る。            （令和2年度試行実施時の実績：81.5%）</p> <p><b>4. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進</b>            （事前分析表 政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進、政策目標1-5 家庭・地域の教育力の向上）</p> <p>昨今の目まぐるしく変化する青少年に関する諸課題について、青少年教育のナショナルセンターとして迅速かつ円滑に対応し、青少年教育の発展・充実を図るため、各関係機関・団体相互の連携を促進する。            青少年教育指導者等を対象にした全国規模の事業について、全都道府県からの参</p>

第 4 期 (案)	第 4 期 (現行)
<p>加者確保を確保するため、中期目標期間中に延べ30事業実施する。 (前中期目標期間実績：29事業)</p> <p><b>5. 青少年教育に関する調査研究</b> (事前分析表 政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進、政策目標 1-5 家庭・地域の教育力の向上)</p> <p>青少年教育のナショナルセンターとしてこれまで実施し、関係機関で活用されてきた調査研究を踏まえ、青少年教育に関するより充実した調査研究を行う。具体的には、各年齢期（幼児期から青年期に至るそれぞれの発達段階）に応じて取り組まれるべき体験の効果と課題を明らかにするために、青少年における全国規模で定期的なデータの収集が見込まれる基盤的調査研究に加え、時宜に即した青少年教育の課題に対応した課題別の調査研究を実践的、複合的に関連し合うよう戦略的に行うとともに、国内外の調査結果等を広く提供することにより青少年教育の振興を図る。</p> <p>【重要度：高】 青少年教育に関する調査研究成果の普及等は、公立青少年教育施設や民間団体等からも期待されているナショナルセンターとしての役割・機能であり、我が国の青少年に関する諸課題に対応するプログラムの根拠となる情報や、国民に対して青少年教育の効果を示すための重要な取組である。</p> <p><b>(1) 基盤的調査研究及び課題別の調査研究の戦略的実施</b> 多様な関係機関等との連携及び実践的研究を通して、青少年における全国規模で定期的な基盤調査研究や、喫緊の青少年に関する諸課題に応じた調査研究を戦略的に実施するとともに、青少年の体験活動と意識等に関する全国的な調査研究を中期目標期間中に14調査実施する。 (前中期目標期間実績：14調査)</p> <p><b>(2) 調査研究成果の普及及び活用</b> 機構が実施する各種事業の企画・立案や体験活動プログラムの開発に調査研究成果を適切に反映させるとともに、青少年教育に関する資料や調査結果等に関するデータベース等を拡充し、文部科学省等の機関と連携して広く関係機関・団体や公立</p>	<p>加者確保を確保するため、中期目標期間中に延べ30事業実施する。 (前中期目標期間実績：29事業)</p> <p><b>5. 青少年教育に関する調査研究</b> (事前分析表 政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進、政策目標 1-5 家庭・地域の教育力の向上)</p> <p>青少年教育のナショナルセンターとしてこれまで実施し、関係機関で活用されてきた調査研究を踏まえ、青少年教育に関するより充実した調査研究を行う。具体的には、各年齢期（幼児期から青年期に至るそれぞれの発達段階）に応じて取り組まれるべき体験の効果と課題を明らかにするために、青少年における全国規模で定期的なデータの収集が見込まれる基盤的調査研究に加え、時宜に即した青少年教育の課題に対応した課題別の調査研究を実践的、複合的に関連し合うよう戦略的に行うとともに、国内外の調査結果等を広く提供することにより青少年教育の振興を図る。</p> <p>【重要度：高】 青少年教育に関する調査研究成果の普及等は、公立青少年教育施設や民間団体等からも期待されているナショナルセンターとしての役割・機能であり、我が国の青少年に関する諸課題に対応するプログラムの根拠となる情報や、国民に対して青少年教育の効果を示すための重要な取組である。</p> <p><b>(1) 基盤的調査研究及び課題別の調査研究の戦略的実施</b> 多様な関係機関等との連携及び実践的研究を通して、青少年における全国規模で定期的な基盤調査研究や、喫緊の青少年に関する諸課題に応じた調査研究を戦略的に実施するとともに、青少年の体験活動と意識等に関する全国的な調査研究を中期目標期間中に14調査実施する。 (前中期目標期間実績：14調査)</p> <p><b>(2) 調査研究成果の普及及び活用</b> 機構が実施する各種事業の企画・立案や体験活動プログラムの開発に調査研究成果を適切に反映させるとともに、青少年教育に関する資料や調査結果等に関するデータベース等を拡充し、文部科学省等の機関と連携して広く関係機関・団体や公立</p>

第 4 期 (案)	第 4 期 (現行)
<p>青少年教育施設等、大学の研究者等へのこれらの成果を普及し活用を図るとともに、引用数や個票データ数等による活用状況の把握に取り組む。</p> <p>特に、体験カリキュラムについては、第三期中期目標期間に機構で実施した各種事業を通して各年齢期に応じた体験活動の実践的な効果と課題を検証した研究成果の普及と活用を図る。</p> <p>また、調査研究成果の普及体制を構築することにより国の政策立案等に寄与するよう成果等に基づき行政や教育機関等に公表を行う。</p> <p>さらに、調査研究の成果を普及するために、調査結果に関する記事を雑誌等へ積極的に掲載するほか、学会や全国的な会議等において中期目標期間中に19回発表する。</p> <p>(前中期目標期間実績：19回)</p> <p><b>6. 青少年教育団体が行う活動に対する助成</b> (事前分析表 政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進、政策目標 1-5 家庭・地域の教育力の向上)</p> <p>子供たちの健全育成のためには、NPO、企業など民間の役割が不可欠であり、特に地域における民間主導の子供の健全育成のための活動は重要であることから、主に地域レベルで青少年教育団体が行う①子供の体験活動の振興を図る活動、②子供の読書活動の振興を図る活動、及び③インターネット等を通じて提供することができる子供向けの教材の開発を行う活動に対して助成金を交付し、体験活動等の機会や場の充実を図る。</p> <p>助成活動の募集に当たっては、応募件数の増加に努めるとともに、全国各地で地域差なく子供の活動機会を確保できるよう積極的な広報活動等の取組を行う。</p> <p>これにより、体験活動と読書活動に対する助成については、中期目標期間中に子供(0歳～18歳)の人口の1割程度に活動機会を提供する。</p> <p>なお、上記目標を達成するための助成団体の選定等具体的な取組内容等については、中期計画において記載する。</p> <p>(前中期目標期間実績：616,673人(年平均)2,466,692人/19,788,000人(0歳～18歳)人口=12.5%)</p>	<p>青少年教育施設等、大学の研究者等へのこれらの成果を普及し活用を図るとともに、引用数や個票データ数等による活用状況の把握に取り組む。</p> <p>特に、体験カリキュラムについては、第三期中期目標期間に機構で実施した各種事業を通して各年齢期に応じた体験活動の実践的な効果と課題を検証した研究成果の普及と活用を図る。</p> <p>また、調査研究成果の普及体制を構築することにより国の政策立案等に寄与するよう成果等に基づき行政や教育機関等に公表を行う。</p> <p>さらに、調査研究の成果を普及するために、調査結果に関する記事を雑誌等へ積極的に掲載するほか、学会や全国的な会議等において中期目標期間中に19回発表する。</p> <p>(前中期目標期間実績：19回)</p> <p><b>6. 青少年教育団体が行う活動に対する助成</b> (事前分析表 政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進、政策目標 1-5 家庭・地域の教育力の向上)</p> <p>子供たちの健全育成のためには、NPO、企業など民間の役割が不可欠であり、特に地域における民間主導の子供の健全育成のための活動は重要であることから、主に地域レベルで青少年教育団体が行う①子供の体験活動の振興を図る活動、②子供の読書活動の振興を図る活動、及び③インターネット等を通じて提供することができる子供向けの教材の開発を行う活動に対して助成金を交付し、体験活動等の機会や場の充実を図る。</p> <p>助成活動の募集に当たっては、応募件数の増加に努めるとともに、全国各地で地域差なく子供の活動機会を確保できるよう積極的な広報活動等の取組を行う。</p> <p>これにより、体験活動と読書活動に対する助成については、中期目標期間中に子供(0歳～18歳)の人口の1割程度に活動機会を提供する。</p> <p>なお、上記目標を達成するための助成団体の選定等具体的な取組内容等については、中期計画において記載する。</p> <p>(前中期目標期間実績：616,673人(年平均)2,466,692人/19,788,000人(0歳～18歳)人口=12.5%)</p>

第 4 期 (案)	第 4 期 (現行)
<p><b>7. 共通的事項</b>  (事前分析表 政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進、政策目標 1-5 家庭・地域の教育力の向上)</p> <p>上記の1～6に掲げる各業務間の有機的な連携を推進するとともに、各業務の性質に応じて、以下の内容について取り組む。</p> <p><b>(1) 広報の充実</b>  国民の青少年教育に対する理解を増進し、体験活動を推進する社会的気運を醸成するため、機構の業務全体について、インターネットやマスメディア等を積極的に活用した広報を、文部科学省等の機関と連携して広く展開する。そのため、広報計画を策定し、機構ホームページやマスメディアを活用した最新情報や機構独自の魅力の発信、体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関する啓発資料の作成・配布、各種フォーラム等の開催、さらに企業・関係団体等との連携によるPR活動などの取組、及び職員の広報の資質向上を図る広報研修を実施する。  また、各業務の成果について、事例の収集に努め、公立青少年教育施設や関係機関・団体等への普及を積極的に推進し、本部及び全国28施設のホームページ総アクセス件数について年間平均550万件を達成する。  (前中期目標期間実績：553万件(年平均))</p> <p><b>(2) 各業務の点検・評価の推進</b>  各業務及び事業に関する自己点検・評価を実施するとともに、自己点検・評価の結果について外部検証を行い、その結果を業務の改善に反映させる。</p> <p><b>(3) 各業務における安全性の確保</b>  各業務の実施に当たっては、安全に関する情報の速やかな共有に努め、利用者、関係者及び職員等の安全の確保に万全を期する。</p> <p><b>(4) ICTの利活用</b>  学校におけるGIGAスクール構想(児童生徒1人1台端末の実現等)など、今後、新しい技術を活用した多様な学びが一層進展していくこと等を踏まえ、ICTを効果的に活用した事前・事後学習のサポートなど、体験活動の在り方を検討する。  また、青少年教育指導者等を対象にした全国規模の会議・研修など、オンライン</p>	<p><b>7. 共通的事項</b>  (事前分析表 政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進、政策目標 1-5 家庭・地域の教育力の向上)</p> <p>上記の1～6に掲げる各業務間の有機的な連携を推進するとともに、各業務の性質に応じて、以下の内容について取り組む。</p> <p><b>(1) 広報の充実</b>  国民の青少年教育に対する理解を増進し、体験活動を推進する社会的気運を醸成するため、機構の業務全体について、インターネットやマスメディア等を積極的に活用した広報を、文部科学省等の機関と連携して広く展開する。そのため、広報計画を策定し、機構ホームページやマスメディアを活用した最新情報や機構独自の魅力の発信、体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関する啓発資料の作成・配布、各種フォーラム等の開催、さらに企業・関係団体等との連携によるPR活動などの取組、及び職員の広報の資質向上を図る広報研修を実施する。  また、各業務の成果について、事例の収集に努め、公立青少年教育施設や関係機関・団体等への普及を積極的に推進し、本部及び全国28施設のホームページ総アクセス件数について年間平均550万件を達成する。  (前中期目標期間実績：553万件(年平均))</p> <p><b>(2) 各業務の点検・評価の推進</b>  各業務及び事業に関する自己点検・評価を実施するとともに、自己点検・評価の結果について外部検証を行い、その結果を業務の改善に反映させる。</p> <p><b>(3) 各業務における安全性の確保</b>  各業務の実施に当たっては、安全に関する情報の速やかな共有に努め、利用者、関係者及び職員等の安全の確保に万全を期する。</p> <p><b>(4) ICTの利活用</b>  学校におけるGIGAスクール構想(児童生徒1人1台端末の実現等)など、今後、新しい技術を活用した多様な学びが一層進展していくこと等を踏まえ、ICTを効果的に活用した事前・事後学習のサポートなど、体験活動の在り方を検討する。  また、青少年教育指導者等を対象にした全国規模の会議・研修など、オンライン</p>

第 4 期 (案)	第 4 期 (現行)
<p>を活用できる会議の検討を行う。</p> <p><b>IV 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p><b>1. 業務の効率化</b></p> <p><b>(1) 一般管理費等の削減</b>  「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等を踏まえ、調達合理化等を推進すること等により、中期目標期間中に、一般管理費については5%以上、業務経費についても5%以上の効率化を図る。  なお、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないようにする。</p> <p><b>(2) 給与水準の適正化</b>  給与水準については、国家公務員の給与水準等を十分考慮し、役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえ、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p><b>(3) 契約の適正化</b>  契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業務運営の効率化を図る。</p> <p><b>(4) 間接業務等の共同実施</b>  「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、引き続き、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構、機構の4法人は効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。</p>	<p>を活用できる会議の検討を行う。</p> <p><b>IV 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p><b>1. 業務の効率化</b></p> <p><b>(1) 一般管理費等の削減</b>  「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等を踏まえ、調達合理化等を推進すること等により、中期目標期間中に、一般管理費については5%以上、業務経費についても5%以上の効率化を図る。  なお、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないようにする。</p> <p><b>(2) 給与水準の適正化</b>  給与水準については、国家公務員の給与水準等を十分考慮し、役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえ、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p><b>(3) 契約の適正化</b>  契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業務運営の効率化を図る。</p> <p><b>(4) 間接業務等の共同実施</b>  「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、引き続き、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構、機構の4法人は効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。</p>

第 4 期 (案)	第 4 期 (現行)
<p>(5) 保有資産の見直し 保有資産については、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行う。</p> <p>(6) 業務のデジタル化・オンライン化 業務継続や業務効率化の観点からテレワークの導入等、業務のデジタル化・オンライン化に取り組む。<u>その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</u> <u>また、ICTを利活用できる職員の育成を行う。</u></p> <p>2. 効果的・効率的な組織の運営</p> <p>(1) 各施設の役割の明確化及び運営の改善 本部を中心として、各施設の役割分担を行い、施設の果たすべき役割を明確にするとともに、各施設の自己点検評価を適切に行い、運営の改善を行う。</p> <p>(2) 地域と連携した施設の管理運営 効果的・効率的な管理運営を目指すために、地域の青少年教育団体・NPO・企業・地方公共団体等の委員が、実際に施設の管理運営や事業の企画・実施に参画する「運営協議会」方式を前中期目標期間から引き続き実施する。 また、国土強靱化基本計画への対応に向けて、広域防災補完拠点の役割を踏まえた施設の機能について充実を図るとともに、災害や感染症などの緊急時等において、国や地方公共団体等から避難者受入れ等の協力要請があった場合、関係機関と連携して施設を有効活用する。</p> <p>(3) 施設の効率的な利用の促進等 青少年教育に関する業務の着実な遂行により施設の利用状況を向上させるとともに、その業務に支障のない範囲内で、地域、民間団体、家族等の一般利用に広く供し、施設の効率的な利用を促進する。 また、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構及び機構の4法人や関係機関等の施設を利用して研修等を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行うとともに、研修等のより効率的・効果的な実施に資するた</p>	<p>(5) 保有資産の見直し 保有資産については、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行う。</p> <p>(6) 業務のデジタル化・オンライン化 業務継続や業務効率化の観点からテレワークの導入等、業務のデジタル化・オンライン化に取り組むとともに、ICTを利活用できる職員の育成を行う。</p> <p>2. 効果的・効率的な組織の運営</p> <p>(1) 各施設の役割の明確化及び運営の改善 本部を中心として、各施設の役割分担を行い、施設の果たすべき役割を明確にするとともに、各施設の自己点検評価を適切に行い、運営の改善を行う。</p> <p>(2) 地域と連携した施設の管理運営 効果的・効率的な管理運営を目指すために、地域の青少年教育団体・NPO・企業・地方公共団体等の委員が、実際に施設の管理運営や事業の企画・実施に参画する「運営協議会」方式を前中期目標期間から引き続き実施する。 また、国土強靱化基本計画への対応に向けて、広域防災補完拠点の役割を踏まえた施設の機能について充実を図るとともに、災害や感染症などの緊急時等において、国や地方公共団体等から避難者受入れ等の協力要請があった場合、関係機関と連携して施設を有効活用する。</p> <p>(3) 施設の効率的な利用の促進等 青少年教育に関する業務の着実な遂行により施設の利用状況を向上させるとともに、その業務に支障のない範囲内で、地域、民間団体、家族等の一般利用に広く供し、施設の効率的な利用を促進する。 また、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構及び機構の4法人や関係機関等の施設を利用して研修等を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行うとともに、研修等のより効率的・効果的な実施に資するた</p>

第 4 期 (案)	第 4 期 (現行)
<p>め、当該4法人における連携について検討する。</p> <p>なお、宿泊室稼働率については、各施設において地域の実情に即し、毎年度「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、全国28施設平均55%以上を確保する。 （前中期目標期間実績：59.1%（平均））</p> <p><b>【目標水準の考え方】</b> 第3期中期目標期間（令和2年度を除く）の機構の平均宿泊室稼働率は59.1%であるものの、第4期中期目標期間においては、今後の青少年を中心とする人口の減少により、1団体当たりの利用者数は減少することが見込まれるため、宿泊室稼働率については55%以上を確保することを数値目標とした。</p> <p><b>3. 予算執行の効率化</b> 運営費交付金について、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p><b>V 財務内容の改善に関する事項</b></p> <p><b>1. 自己収入の確保</b> 利用者、利用の目的及び形態等を踏まえ、定期的に料金体系を検証する。その際、学校教育における青少年の体験活動等の重要性及び経済的事情等にかかわらず幅広い青少年への体験活動等の提供について十分考慮するものとする。 また、積極的に外部資金や寄附金の増加に努める。 なお、施設の機能向上の改修等に係る経費については、新たに収入を確保する仕組みを今中期目標期間中に構築する。</p> <p><b>2. 固定経費の節減</b> 管理・運営業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減に取り組む。</p>	<p>め、当該4法人における連携について検討する。</p> <p>なお、宿泊室稼働率については、各施設において地域の実情に即し、毎年度「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、全国28施設平均55%以上を確保する。 （前中期目標期間実績：59.1%（平均））</p> <p><b>【目標水準の考え方】</b> 第3期中期目標期間（令和2年度を除く）の機構の平均宿泊室稼働率は59.1%であるものの、第4期中期目標期間においては、今後の青少年を中心とする人口の減少により、1団体当たりの利用者数は減少することが見込まれるため、宿泊室稼働率については55%以上を確保することを数値目標とした。</p> <p><b>3. 予算執行の効率化</b> 運営費交付金について、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p><b>V 財務内容の改善に関する事項</b></p> <p><b>1. 自己収入の確保</b> 利用者、利用の目的及び形態等を踏まえ、定期的に料金体系を検証する。その際、学校教育における青少年の体験活動等の重要性及び経済的事情等にかかわらず幅広い青少年への体験活動等の提供について十分考慮するものとする。 また、積極的に外部資金や寄附金の増加に努める。 なお、施設の機能向上の改修等に係る経費については、新たに収入を確保する仕組みを今中期目標期間中に構築する。</p> <p><b>2. 固定経費の節減</b> 管理・運営業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減に取り組む。</p>



第 4 期 (案)	第 4 期 (現行)
<p><b>VI その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p><b>1. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施</b></p> <p>【重要度：高】</p> <p>近年、大規模な災害が頻発する中、我が国において国土強靱化の取組は喫緊の課題となっており、災害時に被災した地方公共団体だけでは対応が困難である状況を解消するため、国の施設としての役割を果たす上で重要な取組である。</p> <p>(1) 施設・設備は、利用者に対する研修が効果的に実施されるよう、長期的視野に立って、その整備を計画的に推進する。また、それらの管理運営においては、老朽化した施設・設備の改修や維持保全を確実に実施することで、安全の確保に万全を期する。</p> <p>(2) 利用者本位の快適な生活・研修環境の形成のための施設整備を進め、特に幼児、高齢者、障がい者等に対して優しい施設とする。</p> <p>(3) 青少年教育のナショナルセンターとしての知見を活かし、広域防災補完拠点として、災害時に避難者・災害ボランティア等の受入れ、緊急的行政施設の代替施設、自衛隊の予備駐屯地等、地方公共団体の防災機能を補完する施設として有効に機能させるため、整備を推進する。</p> <p><b>2. 人事に関する計画</b></p> <p>業務を効果的・効率的に行えるよう、人員の適正かつ柔軟な配置、職員の専門性を高める研修機会の充実、新規職員の計画的な採用、人事交流や任期付任用、幹部職員の公募等の工夫により、社会課題の解決に向けた役割を果たすとともに、多様で優れた人材を戦略的に確保・育成するため、人材確保・育成方針を策定し、運用する。その際、機構内部での育成に限らず、関係機関・団体との人材交流も視野に入れることなど、留意すべき事項を併せて示すこととする。</p> <p>また、職員の資質・能力の向上を図り、円滑な業務遂行を行うため、人事評価制</p>	<p><b>VI その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p><b>1. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施</b></p> <p>【重要度：高】</p> <p>近年、大規模な災害が頻発する中、我が国において国土強靱化の取組は喫緊の課題となっており、災害時に被災した地方公共団体だけでは対応が困難である状況を解消するため、国の施設としての役割を果たす上で重要な取組である。</p> <p>(1) 施設・設備は、利用者に対する研修が効果的に実施されるよう、長期的視野に立って、その整備を計画的に推進する。また、それらの管理運営においては、老朽化した施設・設備の改修や維持保全を確実に実施することで、安全の確保に万全を期する。</p> <p>(2) 利用者本位の快適な生活・研修環境の形成のための施設整備を進め、特に幼児、高齢者、障がい者等に対して優しい施設とする。</p> <p>(3) 青少年教育のナショナルセンターとしての知見を活かし、広域防災補完拠点として、災害時に避難者・災害ボランティア等の受入れ、緊急的行政施設の代替施設、自衛隊の予備駐屯地等、地方公共団体の防災機能を補完する施設として有効に機能させるため、整備を推進する。</p> <p><b>2. 人事に関する計画</b></p> <p>業務を効果的・効率的に行えるよう、人員の適正かつ柔軟な配置、職員の専門性を高める研修機会の充実、新規職員の計画的な採用、人事交流や任期付任用、幹部職員の公募等の工夫により、社会課題の解決に向けた役割を果たすとともに、多様で優れた人材を戦略的に確保・育成するため、人材確保・育成方針を策定し、運用する。その際、機構内部での育成に限らず、関係機関・団体との人材交流も視野に入れることなど、留意すべき事項を併せて示すこととする。</p> <p>また、職員の資質・能力の向上を図り、円滑な業務遂行を行うため、人事評価制</p>

第 4 期 (案)	第 4 期 (現行)
<p>度を適切に実施する。</p> <p><b>3. 情報セキュリティについて</b>            情報セキュリティ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づきセキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。</p> <p><b>4. 内部統制の充実・強化</b>            機構の使命等を組織内の各階層に浸透させることや、役職員のモチベーション・使命感を向上させるため、機構の業務及びそのマネジメントに関する内部統制を充実・強化するとともに、理事長のリーダーシップを発揮できる体制を整備・運用する。</p> <p>また、これらが有効に機能していること等について内部監査等により定期的にモニタリング・検証するとともに、公正かつ独立の立場から評価する監事のサポート体制を構築する。</p> <p>さらに、「「独立行政法人の業務の適性を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）等の事項を参考にしつつ、必要な取組を進めることとする。</p>	<p>度を適切に実施する。</p> <p><b>3. 情報セキュリティについて</b>            情報セキュリティ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づきセキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。</p> <p><b>4. 内部統制の充実・強化</b>            機構の使命等を組織内の各階層に浸透させることや、役職員のモチベーション・使命感を向上させるため、機構の業務及びそのマネジメントに関する内部統制を充実・強化するとともに、理事長のリーダーシップを発揮できる体制を整備・運用する。</p> <p>また、これらが有効に機能していること等について内部監査等により定期的にモニタリング・検証するとともに、公正かつ独立の立場から評価する監事のサポート体制を構築する。</p> <p>さらに、「「独立行政法人の業務の適性を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）等の事項を参考にしつつ、必要な取組を進めることとする。</p>



4 文科政第 3 7 号  
令和 4 年 6 月 2 3 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

文部科学大臣  
末 松 信 介

文部科学省所管の独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）の変更について（諮問）

下記独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 3 項および第 35 条の 4 第 3 項並びに日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年法律第 48 号）第 26 条において準用する通則法第 29 条第 3 項の規定に基づき、別添により意見を求めます。

#### 記

- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
- ・独立行政法人大学入試センター
- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構
- ・独立行政法人国立女性教育会館
- ・独立行政法人国立科学博物館
- ・国立研究開発法人物質・材料研究機構
- ・国立研究開発法人防災科学技術研究所
- ・独立行政法人国立文化財機構
- ・独立行政法人教職員支援機構
- ・独立行政法人日本学術振興会
- ・国立研究開発法人理化学研究所
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター

- 独立行政法人日本芸術文化振興会
- 独立行政法人日本学生支援機構
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構
- 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
- 日本私立学校振興・共済事業団

以上

(本件担当)

文部科学省大臣官房政策課

政策推進室 根津、松村

Tel : 03-5253-4111 (内線 2581)

独立行政法人国立女性教育会館 第5期中期目標 新旧対照表

変更後	変更前
<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。）第29条の規定に基づき、独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>I 政策体系における法人の位置付け（省略）            II 中期目標の期間（省略）            III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項（省略）            IV 業務運営の効率化に関する事項（省略）            V 財務内容の改善に関する事項                1 予算の適切な管理と効果的な執行（省略）            VI その他業務運営に関する重要事項                1 内部統制の充実・強化（省略）                2 <b>業務環境のデジタル化及び情報セキュリティ体制の充実</b>                    <u>「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。あわせて、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群、外部機関の監査結果を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。</u>                    また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。                3 人事に関する計画（省略）                4 長期的視野に立った施設・設備の整備等（省略）</p>	<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。）第29条の規定に基づき、独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>I 政策体系における法人の位置付け（省略）            II 中期目標の期間（省略）            III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項（省略）            IV 業務運営の効率化に関する事項（省略）            V 財務内容の改善に関する事項                1 予算の適切な管理と効果的な執行（省略）            VI その他業務運営に関する重要事項                1 内部統制の充実・強化（省略）                2 情報セキュリティ体制の充実</p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群、外部機関の監査結果を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p> <p>3 人事に関する計画（省略）            4 長期的視野に立った施設・設備の整備等（省略）</p>

4 文科政第 3 7 号  
令和 4 年 6 月 2 3 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

文部科学大臣  
末 松 信 介

文部科学省所管の独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）の変更について（諮問）

下記独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 3 項および第 35 条の 4 第 3 項並びに日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年法律第 48 号）第 26 条において準用する通則法第 29 条第 3 項の規定に基づき、別添により意見を求めます。

#### 記

- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
- ・独立行政法人大学入試センター
- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構
- ・独立行政法人国立女性教育会館
- ・独立行政法人国立科学博物館
- ・国立研究開発法人物質・材料研究機構
- ・国立研究開発法人防災科学技術研究所
- ・独立行政法人国立文化財機構
- ・独立行政法人教職員支援機構
- ・独立行政法人日本学術振興会
- ・国立研究開発法人理化学研究所
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター

- 独立行政法人日本芸術文化振興会
- 独立行政法人日本学生支援機構
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構
- 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
- 日本私立学校振興・共済事業団

以上

(本件担当)

文部科学省大臣官房政策課

政策推進室 根津、松村

Tel : 03-5253-4111 (内線 2581)



独立行政法人国立科学博物館の中期目標 新旧対照表

(主務府省：文部科学省)

中期目標 (変更案)	現行中期目標
<p>&lt;中期目標&gt; I～V (略)</p> <p>VI その他業務運営に関する事項</p> <p>1. 内部統制の充実 (略)</p> <p>2. <u>情報システムの整備・管理及び</u>情報セキュリティ対策</p> <p><u>「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定) にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。</u></p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。</p> <p>また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>&lt;中期目標&gt; I～V (略)</p> <p>VI その他業務運営に関する事項</p> <p>1. 内部統制の充実 (略)</p> <p>2. 情報セキュリティ対策</p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。</p> <p>また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。</p> <p>3～4 (略)</p>

4 文科政第 37 号  
令和 4 年 6 月 23 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

文部科学大臣  
末 松 信 介

文部科学省所管の独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）の変更について（諮問）

下記独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 3 項および第 35 条の 4 第 3 項並びに日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年法律第 48 号）第 26 条において準用する通則法第 29 条第 3 項の規定に基づき、別添により意見を求めます。

#### 記

- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
- ・独立行政法人大学入試センター
- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構
- ・独立行政法人国立女性教育会館
- ・独立行政法人国立科学博物館
- ・国立研究開発法人物質・材料研究機構
- ・国立研究開発法人防災科学技術研究所
- ・独立行政法人国立文化財機構
- ・独立行政法人教職員支援機構
- ・独立行政法人日本学術振興会
- ・国立研究開発法人理化学研究所
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター

- 独立行政法人日本芸術文化振興会
- 独立行政法人日本学生支援機構
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構
- 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
- 日本私立学校振興・共済事業団

以上

(本件担当)

文部科学省大臣官房政策課

政策推進室 根津、松村

Tel : 03-5253-4111 (内線 2581)

国立研究開発法人物質・材料研究機構の中長期目標 新旧対照表

(主務府省：文部科学省)

第4期中長期目標 (変更案)	第4期中長期目標 (現行)
<p>(略)</p> <p><b>IV 業務運営の改善及び効率化に関する事項</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2. 業務運営の基本方針</b></p> <p><b>(1) 内部統制の充実・強化</b></p> <p>(略)</p> <p>特に、機構のミッションを遂行する上で阻害要因となるリスクの評価・対応等を着実に行うものとする。中でも、研究活動等における不正行為及び研究費の不正使用の防止については、国のガイドライン等の遵守を徹底し、一層のチェック体制の強化を推進するとともに、実施状況を適切に発信するものとする。また、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（情報セキュリティ政策会議）を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえ、適切な対策を講じるための体制を維持するとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図り、<u>「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定) にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行い、</u>情報技術基盤を維持、強化するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>IV 業務運営の改善及び効率化に関する事項</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2. 業務運営の基本方針</b></p> <p><b>(1) 内部統制の充実・強化</b></p> <p>(略)</p> <p>特に、機構のミッションを遂行する上で阻害要因となるリスクの評価・対応等を着実に行うものとする。中でも、研究活動等における不正行為及び研究費の不正使用の防止については、国のガイドライン等の遵守を徹底し、一層のチェック体制の強化を推進するとともに、実施状況を適切に発信するものとする。また、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（情報セキュリティ政策会議）を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえ、適切な対策を講じるための体制を維持するとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図り、情報技術基盤を維持、強化するものとする。</p> <p>(略)</p>

4 文科政第 3 7 号  
令和 4 年 6 月 2 3 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

文部科学大臣  
末 松 信 介

文部科学省所管の独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）の変更について（諮問）

下記独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 3 項および第 35 条の 4 第 3 項並びに日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年法律第 48 号）第 26 条において準用する通則法第 29 条第 3 項の規定に基づき、別添により意見を求めます。

#### 記

- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
- ・独立行政法人大学入試センター
- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構
- ・独立行政法人国立女性教育会館
- ・独立行政法人国立科学博物館
- ・国立研究開発法人物質・材料研究機構
- ・国立研究開発法人防災科学技術研究所
- ・独立行政法人国立文化財機構
- ・独立行政法人教職員支援機構
- ・独立行政法人日本学術振興会
- ・国立研究開発法人理化学研究所
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター

- 独立行政法人日本芸術文化振興会
- 独立行政法人日本学生支援機構
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構
- 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
- 日本私立学校振興・共済事業団

以上

(本件担当)

文部科学省大臣官房政策課

政策推進室 根津、松村

Tel : 03-5253-4111 (内線 2581)

国立研究開発法人防災科学技術研究所 第4期中長期目標（平成28年度～令和4年度） 新旧対照表

（主務府省：文部科学省）

新	旧
<p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 国民からの信頼の確保・向上</p> <p>（1）略</p> <p>（2）情報セキュリティ対策の推進</p> <p><u>情報システムの整備・管理にあたっては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、</u>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 国民からの信頼の確保・向上</p> <p>（1）略</p> <p>（2）情報セキュリティ対策の推進</p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>

4 文科振第 237 号  
原規放発第 2206226 号  
令和 4 年 6 月 27 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

文部科学大臣  
末 松 信 介  
(公印省略)

原子力規制委員会  
(公印省略)

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）の変更について（諮問）

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 第 3 項の規定に基づき、別添により意見を求めます。

以上

(本件担当)

文部科学省研究振興局基礎・基盤研究課  
量子研究推進室 篠田、山村、正岡  
Tel : 03-6734-4115



## 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の中長期目標 新旧対照表

(赤字・下線部分は変更箇所)

変更前	変更案
目 次 (略)	目 次 (略)
I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (略)	I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (略)
II. 中長期目標の期間 (略)	II. 中長期目標の期間 (略)
III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 (略)	III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 (略)
IV. 業務運営の効率化に関する事項	IV. 業務運営の効率化に関する事項
1. 効果的、効率的なマネジメント体制の確立	1. 効果的、効率的なマネジメント体制の確立
1)～3) (略)	1)～3) (略)
4) 情報技術の活用等	4) 情報技術の活用等
政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえ、機構の情報システムに係るセキュリティポリシーや対策規律の見直し等を行うとともに、これらに対応した情報ネットワークや共通サーバなどを含めた情報技術基盤を維持、強化する。併せて、職員に対するトレーニングの実施やその結果を踏まえた研修会の開催等の取組を行う。また、取組の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえ、機構の情報システムに係るセキュリティポリシーや対策規律の見直し等を行うとともに、これらに対応した情報ネットワークや共通サーバなどを含めた情報技術基盤を維持、強化する。併せて、職員に対するトレーニングの実施やその結果を踏まえた研修会の開催等の取組を行う。また、取組の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

変更前	変更案
<p>IV.2 ~ 4 (略)</p> <p>V. ~ VI. (略)</p>	<p><u>「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</u></p> <p>IV.2 ~ 4 (略)</p> <p>V. ~ VI. (略)</p>

4 文科政第 3 7 号  
令和 4 年 6 月 2 3 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

文部科学大臣  
末 松 信 介

文部科学省所管の独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）の変更について（諮問）

下記独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 3 項および第 35 条の 4 第 3 項並びに日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年法律第 48 号）第 26 条において準用する通則法第 29 条第 3 項の規定に基づき、別添により意見を求めます。

#### 記

- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
- ・独立行政法人大学入試センター
- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構
- ・独立行政法人国立女性教育会館
- ・独立行政法人国立科学博物館
- ・国立研究開発法人物質・材料研究機構
- ・国立研究開発法人防災科学技術研究所
- ・独立行政法人国立文化財機構
- ・独立行政法人教職員支援機構
- ・独立行政法人日本学術振興会
- ・国立研究開発法人理化学研究所
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター

- 独立行政法人日本芸術文化振興会
- 独立行政法人日本学生支援機構
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構
- 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
- 日本私立学校振興・共済事業団

以上

(本件担当)

文部科学省大臣官房政策課

政策推進室 根津、松村

Tel : 03-5253-4111 (内線 2581)

独立行政法人国立文化財機構の中期目標 新旧対照表

(主務府省：文部科学省)

中期目標 (変更案)	現行中期目標
<p>&lt;中期目標&gt; I～V (略)</p> <p>VI その他業務運営に関する事項</p> <p>1. 内部統制 (略)</p> <p>2. その他</p> <p>(1) 自己評価 (略)</p> <p>(2) 情報システムの整備・管理及び情報セキュリティ対策</p> <p>「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</p> <p>多様化するサイバー攻撃やセキュリティの脅威に対する組織的対応強化を図るため、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえた規定の整備、役職員の研修及び教育を実施する。</p> <p>計画的な情報セキュリティ対策の点検及び情報セキュリティ監査の実施により、情報セキュリティ対策の強化を図る。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>&lt;中期目標&gt; I～V (略)</p> <p>VI その他業務運営に関する事項</p> <p>1. 内部統制 (略)</p> <p>2. その他</p> <p>(1) 自己評価 (略)</p> <p>(2) 情報セキュリティ対策</p> <p>多様化するサイバー攻撃やセキュリティの脅威に対する組織的対応強化を図るため、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえた規定の整備、役職員の研修及び教育を実施する。</p> <p>計画的な情報セキュリティ対策の点検及び情報セキュリティ監査の実施により、情報セキュリティ対策の強化を図る。</p> <p>3～4 (略)</p>

4 文科政第 37 号  
令和 4 年 6 月 23 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

文部科学大臣  
末 松 信 介

文部科学省所管の独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）の変更について（諮問）

下記独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 3 項および第 35 条の 4 第 3 項並びに日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年法律第 48 号）第 26 条において準用する通則法第 29 条第 3 項の規定に基づき、別添により意見を求めます。

#### 記

- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
- ・独立行政法人大学入試センター
- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構
- ・独立行政法人国立女性教育会館
- ・独立行政法人国立科学博物館
- ・国立研究開発法人物質・材料研究機構
- ・国立研究開発法人防災科学技術研究所
- ・独立行政法人国立文化財機構
- ・独立行政法人教職員支援機構
- ・独立行政法人日本学術振興会
- ・国立研究開発法人理化学研究所
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター

- 独立行政法人日本芸術文化振興会
- 独立行政法人日本学生支援機構
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構
- 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
- 日本私立学校振興・共済事業団

以上

(本件担当)

文部科学省大臣官房政策課

政策推進室 根津、松村

Tel : 03-5253-4111 (内線 2581)

独立行政法人教職員支援機構 第6期中期目標（令和3年度～令和7年度） 新旧対照表

（主務府省：文部科学省）

新	旧
<p style="text-align: right;">令和3年3月1日 令和4年 月 日変更 <u>令和4年 月 日変更</u> 文部科学大臣指示</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>I 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション） 機構は、平成29年の教育公務員特例法等の改正により、「養成・採用・研修を通じた体系的かつ総合的支援拠点」として、独立行政法人教員研修センターから名称変更・組織改編を行い、機能強化を図った。</p> <p>〈法人の使命〉 教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として、教職員の資質向上に寄与することをミッション（独立行政法人教職員支援機構法第3条）とし、国の教育政策上必要とする研修の効果的な実施、各地域での研修の企画・実施をリードする各種研修指導者の養成、各都道府県教育委員会等が定める教員の指標に関する専門的助言、及び教員の資質に関する調査研究等を通じて、国が進める「教師の養成・採用・研修の一体的改革」の実現に寄与する。 業務の遂行に当たっては、次の3つの視点を重視して取り組むものとする。</p>	<p style="text-align: right;">令和3年3月1日 令和4年 月 日変更 文部科学大臣指示</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>I 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション） 機構は、平成29年の教育公務員特例法等の改正により、「養成・採用・研修を通じた体系的かつ総合的支援拠点」として、独立行政法人教員研修センターから名称変更・組織改編を行い、機能強化を図った。</p> <p>〈法人の使命〉 教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として、教職員の資質向上に寄与することをミッション（独立行政法人教職員支援機構法第3条）とし、国の教育政策上必要とする研修の効果的な実施、各地域での研修の企画・実施をリードする各種研修指導者の養成、各都道府県教育委員会等が定める教員の指標に関する専門的助言、及び教員の資質に関する調査研究等を通じて、国が進める「教師の養成・採用・研修の一体的改革」の実現に寄与する。 業務の遂行に当たっては、次の3つの視点を重視して取り組むものとする。</p>



新	旧
<p>第一の視点は、教員の養成・採用・研修に携わる関係諸機関をつなぐネットワークの構築である。機構・大学・教育委員会の協働による研修プログラムの開発・相互活用等を通じて、ネットワーク構築の中核拠点となる。</p> <p>第二の視点は、教員の養成・採用・研修に係る諸制度の改善方を検討する際に必要となるエビデンスの提供である。教員の資質向上に係る緊急度の高い課題を調査研究テーマとし、機構の各種事業との有機的連携を図りつつ、研修の高度化と体系化の促進を図る調査研究の中核拠点となる。</p> <p>第三の視点は、教員一人ひとりが、自在に研修できる環境を整備することである。特に、校内におけるOJT研修へのコンテンツの提供は、チーム学校の組織力を高める上で重要な課題である。また、従来の集合・宿泊型の研修に加えて、ICT機器を活用したオンライン研修の拡充、両研修形態のベストミックスに向けた検討・実践を早急に進め、教職員研修の将来像を提案・牽引する中核拠点となる。</p> <p>〈法人の現状と課題〉</p> <p>平成29年の機能強化により、従前の研修事業、研修関係指導助言援助事業の2機能に加えて、指標策定者への助言事業、調査研究事業、教員免許更新講習等審査事業、教員資格認定試験実施事業の4機能が付与された。以降、6事業全体の有機的連携を進めるための体制整備や、教職大学院等との連携・協働の取組を進めるとともに、専門的人材の積極的登用を行い、研修及び調査研究機関としての専門性、人材面の「強み」が飛躍的に向上した。また、研修動画（校内研修シリーズ）は、コロナ禍の中で全国の教育現場で視聴され高い評価を得ている。</p> <p>一方、コロナ禍に対応する新たな研修フェーズの確立が求められており、施設面において、老朽化対策、研修のICT化のための環境整備に課題がある。</p> <p>〈政策を取り巻く環境の変化〉</p> <p>社会が大きく変化する中、我が国が将来に向けて更に発展し、繁栄を維持してい</p>	<p>第一の視点は、教員の養成・採用・研修に携わる関係諸機関をつなぐネットワークの構築である。機構・大学・教育委員会の協働による研修プログラムの開発・相互活用等を通じて、ネットワーク構築の中核拠点となる。</p> <p>第二の視点は、教員の養成・採用・研修に係る諸制度の改善方を検討する際に必要となるエビデンスの提供である。教員の資質向上に係る緊急度の高い課題を調査研究テーマとし、機構の各種事業との有機的連携を図りつつ、研修の高度化と体系化の促進を図る調査研究の中核拠点となる。</p> <p>第三の視点は、教員一人ひとりが、自在に研修できる環境を整備することである。特に、校内におけるOJT研修へのコンテンツの提供は、チーム学校の組織力を高める上で重要な課題である。また、従来の集合・宿泊型の研修に加えて、ICT機器を活用したオンライン研修の拡充、両研修形態のベストミックスに向けた検討・実践を早急に進め、教職員研修の将来像を提案・牽引する中核拠点となる。</p> <p>〈法人の現状と課題〉</p> <p>平成29年の機能強化により、従前の研修事業、研修関係指導助言援助事業の2機能に加えて、指標策定者への助言事業、調査研究事業、教員免許更新講習等審査事業、教員資格認定試験実施事業の4機能が付与された。以降、6事業全体の有機的連携を進めるための体制整備や、教職大学院等との連携・協働の取組を進めるとともに、専門的人材の積極的登用を行い、研修及び調査研究機関としての専門性、人材面の「強み」が飛躍的に向上した。また、研修動画（校内研修シリーズ）は、コロナ禍の中で全国の教育現場で視聴され高い評価を得ている。</p> <p>一方、コロナ禍に対応する新たな研修フェーズの確立が求められており、施設面において、老朽化対策、研修のICT化のための環境整備に課題がある。</p> <p>〈政策を取り巻く環境の変化〉</p> <p>社会が大きく変化する中、我が国が将来に向けて更に発展し、繁栄を維持してい</p>

新	旧
<p>くためには、様々な分野で活躍できる質の高い人材育成が不可欠である。こうした人材育成の中核を担うのが学校教育であり、中でも教育の直接の担い手である教師の資質能力を向上させることが重要である。</p> <p>「Society5.0」と呼ばれる社会の到来を見据え、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現をめざし、「令和の日本型学校教育」の構築に向けて、その教育を実践できる教師の養成・確保が急務となっている。</p> <p>令和2年度から本格実施された新しい学習指導要領の実施により、いわゆる「アクティブ・ラーニング」を中心に据えた教育への転換が始まったばかりであり、また、「GIGAスクール構想」の推進により、今後、学校教育のICT環境の整備が進む中で、教師のICT活用指導力を育成する必要がある。</p> <p>また、学校における働き方改革が進められつつある中、各教育委員会が行う教職員研修についても夏季休業期間中の研修の精選、教職員研修の効果的・効率的な実施、ICTを活用したオンライン研修の実施等を通じての教員研修の質向上と教員負担軽減の両立が喫緊の課題となっている。</p> <p>更に、今般のコロナ禍の中で教職員研修の在り方そのものが問われており、教職員研修のICT活用や、オンライン研修の一層の充実を進めることを通じ、「集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックス」に向けた検討・実践を早急に進める必要がある。</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）をはじめとする閣議決定等に示された政府方針、さらに、機構を取り巻く政策課題、社会情勢等の環境変化を踏まえ、学校教育関係職員の資質向上を図るナショナルセンターとしての政策実施機能を的確に発揮しつつ、効果的かつ効率的な業務運営を図ることを基本とする。</p> <p>（別添）政策体系図、使命等と目標との関係</p> <p>II 中期目標の期間  中期目標の期間は、令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月</p>	<p>くためには、様々な分野で活躍できる質の高い人材育成が不可欠である。こうした人材育成の中核を担うのが学校教育であり、中でも教育の直接の担い手である教師の資質能力を向上させることが重要である。</p> <p>「Society5.0」と呼ばれる社会の到来を見据え、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現をめざし、「令和の日本型学校教育」の構築に向けて、その教育を実践できる教師の養成・確保が急務となっている。</p> <p>令和2年度から本格実施された新しい学習指導要領の実施により、いわゆる「アクティブ・ラーニング」を中心に据えた教育への転換が始まったばかりであり、また、「GIGAスクール構想」の推進により、今後、学校教育のICT環境の整備が進む中で、教師のICT活用指導力を育成する必要がある。</p> <p>また、学校における働き方改革が進められつつある中、各教育委員会が行う教職員研修についても夏季休業期間中の研修の精選、教職員研修の効果的・効率的な実施、ICTを活用したオンライン研修の実施等を通じての教員研修の質向上と教員負担軽減の両立が喫緊の課題となっている。</p> <p>更に、今般のコロナ禍の中で教職員研修の在り方そのものが問われており、教職員研修のICT活用や、オンライン研修の一層の充実を進めることを通じ、「集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックス」に向けた検討・実践を早急に進める必要がある。</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）をはじめとする閣議決定等に示された政府方針、さらに、機構を取り巻く政策課題、社会情勢等の環境変化を踏まえ、学校教育関係職員の資質向上を図るナショナルセンターとしての政策実施機能を的確に発揮しつつ、効果的かつ効率的な業務運営を図ることを基本とする。</p> <p>（別添）政策体系図、使命等と目標との関係</p> <p>II 中期目標の期間  中期目標の期間は、令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月</p>

新	旧
<p>31日までの5年間とする。</p> <p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 学校教育関係職員に対する研修（施策目標1-3 魅力ある教育人材の養成・確保）</p> <p>（1）実施する研修の基本的な内容</p> <p>機構は、国として実施する責務を有する研修（以下のi～iv）を行うほか、機構が企画する研修を関係機関との協働により実施する。機構は研修の実施について中期計画で定める。</p> <p>i 各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長、副校長・教頭、中堅教員、次世代リーダー教員、4～8年経験教員及び事務職員等に対する学校経営力の育成を目的とする研修</p> <p>ii 学校経営の観点から教職員の意識・意欲を高め学校の組織基盤の強化を目的とする研修</p> <p>iii 各学校や地域における現代的な教育課題に関する研修のマネジメントを推進する指導者の養成等を目的とする研修</p> <p>iv 国の教育政策上、緊急に実施する必要性が生じた学校教育関係職員の研修については、関係行政機関からの要請又は委託等により実施する。</p> <p>中期計画の策定に当たっては、「Society5.0」と呼ばれる社会への対応、アクティブ・ラーニングの推進、「GIGAスクール構想」の下での教育のICT活用と環境整備、「学校における働き方改革」の推進、今般のコロナ禍の中での新しい教職員研修スタイルの構築などの現下の政策課題及びスケジュールを踏まえ、研修事業の再構築を図るものとする。</p> <p>上記iの研修で扱うテーマをマネジメント系の内容に重点化し、教職員の職階・年齢別にシームレスに提供するものに再編する。研修のICT活用を推進し、教職員のICT活用能力の向上を図るとともに、適切な知識・技術の伝達を中心とする</p>	<p>31日までの5年間とする。</p> <p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 学校教育関係職員に対する研修（施策目標1-3 魅力ある教育人材の養成・確保）</p> <p>（1）実施する研修の基本的な内容</p> <p>機構は、国として実施する責務を有する研修（以下のi～iv）を行うほか、機構が企画する研修を関係機関との協働により実施する。機構は研修の実施について中期計画で定める。</p> <p>i 各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長、副校長・教頭、中堅教員、次世代リーダー教員、4～8年経験教員及び事務職員等に対する学校経営力の育成を目的とする研修</p> <p>ii 学校経営の観点から教職員の意識・意欲を高め学校の組織基盤の強化を目的とする研修</p> <p>iii 各学校や地域における現代的な教育課題に関する研修のマネジメントを推進する指導者の養成等を目的とする研修</p> <p>iv 国の教育政策上、緊急に実施する必要性が生じた学校教育関係職員の研修については、関係行政機関からの要請又は委託等により実施する。</p> <p>中期計画の策定に当たっては、「Society5.0」と呼ばれる社会への対応、アクティブ・ラーニングの推進、「GIGAスクール構想」の下での教育のICT活用と環境整備、「学校における働き方改革」の推進、今般のコロナ禍の中での新しい教職員研修スタイルの構築などの現下の政策課題及びスケジュールを踏まえ、研修事業の再構築を図るものとする。</p> <p>上記iの研修で扱うテーマをマネジメント系の内容に重点化し、教職員の職階・年齢別にシームレスに提供するものに再編する。研修のICT活用を推進し、教職員のICT活用能力の向上を図るとともに、適切な知識・技術の伝達を中心とする</p>

新	旧
<p>座学的研修はオンライン研修への移行を進める一方、集合・宿泊型研修は教師自身が自ら課題を見つけ解決方法を考える内容を中心に据えて実施するものとする。</p> <p>また、集合・宿泊型研修とオンライン研修の両研修形態のベストミックスを指向するハイブリッド型研修の在り方を検討し、確立する。</p> <p>毎事業年度において実施する研修の内容、受講対象、日数、標準定員等は、国の教育政策の方向性や事後評価等を踏まえ、不断の見直しを行うこととし、より効果的・効率的なものとなるよう年度計画において明確に定める。</p> <p>なお、「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)を踏まえ、女性教員の研修参加促進を進めることにより、女性管理職の育成に寄与する。</p> <p>(2) 研修の目標とする成果の指標</p> <p>研修全般の目標とする成果の指標については、以下の①、②のとおり、研修機能の強化を図ることを最重要指標とする。</p> <p>① 調査研究の成果や関係機関との連携を通じて、教職員研修の高度化及び体系化を図る。</p> <p>② ICT活用やオンライン研修の一層の充実を進めるとともに、集合・宿泊型研修とオンライン研修を最適に組み合わせることで研修効果の最大化を目指すハイブリッド型研修を確立する。</p> <p>各研修の目標とする成果指標については、以下に掲げるような方法を基本として研修ごとに定め、達成状況を把握するとともに、その達成を図る。</p> <p>上記(1) i の研修の成果指標は、以下の①～③とする。</p> <p>① 研修は、集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックスを基本に標準定員を設定して実施するほか、標準定員に対する参加率が、90%以上となるようにする(前中期目標期間の参加率実績(平均値): 109.8%)。</p>	<p>座学的研修はオンライン研修への移行を進める一方、集合・宿泊型研修は教師自身が自ら課題を見つけ解決方法を考える内容を中心に据えて実施するものとする。</p> <p>また、集合・宿泊型研修とオンライン研修の両研修形態のベストミックスを指向するハイブリッド型研修の在り方を検討し、確立する。</p> <p>毎事業年度において実施する研修の内容、受講対象、日数、標準定員等は、国の教育政策の方向性や事後評価等を踏まえ、不断の見直しを行うこととし、より効果的・効率的なものとなるよう年度計画において明確に定める。</p> <p>なお、「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)を踏まえ、女性教員の研修参加促進を進めることにより、女性管理職の育成に寄与する。</p> <p>(2) 研修の目標とする成果の指標</p> <p>研修全般の目標とする成果の指標については、以下の①、②のとおり、研修機能の強化を図ることを最重要指標とする。</p> <p>① 調査研究の成果や関係機関との連携を通じて、教職員研修の高度化及び体系化を図る。</p> <p>② ICT活用やオンライン研修の一層の充実を進めるとともに、集合・宿泊型研修とオンライン研修を最適に組み合わせることで研修効果の最大化を目指すハイブリッド型研修を確立する。</p> <p>各研修の目標とする成果指標については、以下に掲げるような方法を基本として研修ごとに定め、達成状況を把握するとともに、その達成を図る。</p> <p>上記(1) i の研修の成果指標は、以下の①～③とする。</p> <p>① 研修は、集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックスを基本に標準定員を設定して実施するほか、標準定員に対する参加率が、90%以上となるようにする(前中期目標期間の参加率実績(平均値): 109.8%)。</p>

新	旧
<p>② 受講者に対して、研修終了後に研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、95%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得るほか、80%以上から「大変有意義であった」の最高評価を得る（前中期目標期間の有意義率（大変有意義率）実績（平均値）：99.5%（88.9%））。</p> <p>③ 学校及び教育委員会等から参加する受講者に対して、研修終了後、1年程度の期間内に研修成果の活用状況（研修企画、研修講師、他校訪問等）についてのアンケート調査等を実施し、85%以上から「機構での研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る（前中期目標期間の成果活用率実績（平均値）：98.9%）。</p> <p>また、学校から参加する受講者に対しては、校内研修等（勤務校において開催する研修会、随時行われる勉強会及び教職員会議等の定例会議等における発表等）への活用状況について、85%以上から「機構での研修成果を校内研修等に効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。（前中期目標期間の校内研修活用率実績（平均値）：91.9%）。</p> <p>上記（1）ii、iiiの研修は原則オンライン研修で実施することとし、研修効果の最大化を図る観点から研修と調査研究を連携・往還させながら、集合・宿泊型研修の要素を組み込んだ最適な組合せを3年間（令和5年度まで）で検討し、確立する。そのため、上記（1）ii、iiiの研修の定量的な成果指標については中期計画において定める。</p> <p>（3）研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入</p> <p>研修の実施に当たっては、個々の研修内容等について、国の教育政策の方向性や地方自治体等の研修ニーズ等を適切に把握し、効果的・効率的な研修の実施が可能となるよう、研修内容・方法等の見直しを行うほか、オンライン研修の活用や関係機関及び大学等との連携及び教員研修に関する調査研究等を行い、より一層の研修内容の高度化を図るとともに、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な演習や</p>	<p>② 受講者に対して、研修終了後に研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、95%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得るほか、80%以上から「大変有意義であった」の最高評価を得る（前中期目標期間の有意義率（大変有意義率）実績（平均値）：99.5%（88.9%））。</p> <p>③ 学校及び教育委員会等から参加する受講者に対して、研修終了後、1年程度の期間内に研修成果の活用状況（研修企画、研修講師、他校訪問等）についてのアンケート調査等を実施し、85%以上から「機構での研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る（前中期目標期間の成果活用率実績（平均値）：98.9%）。</p> <p>また、学校から参加する受講者に対しては、校内研修等（勤務校において開催する研修会、随時行われる勉強会及び教職員会議等の定例会議等における発表等）への活用状況について、85%以上から「機構での研修成果を校内研修等に効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。（前中期目標期間の校内研修活用率実績（平均値）：91.9%）。</p> <p>上記（1）ii、iiiの研修は原則オンライン研修で実施することとし、研修効果の最大化を図る観点から研修と調査研究を連携・往還させながら、集合・宿泊型研修の要素を組み込んだ最適な組合せを3年間（令和5年度まで）で検討し、確立する。そのため、上記（1）ii、iiiの研修の定量的な成果指標については中期計画において定める。</p> <p>（3）研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入</p> <p>研修の実施に当たっては、個々の研修内容等について、国の教育政策の方向性や地方自治体等の研修ニーズ等を適切に把握し、効果的・効率的な研修の実施が可能となるよう、研修内容・方法等の見直しを行うほか、オンライン研修の活用や関係機関及び大学等との連携及び教員研修に関する調査研究等を行い、より一層の研修内容の高度化を図るとともに、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な演習や</p>

新	旧
<p>協議をより多く取り入れ、研修効果を高めるため、最適な人数による班構成（ユニット）を基本に研修を行う。</p> <p>また、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及び機構の4法人は、研修のより効率的・効果的な実施に資するため、その連携について検討する。</p> <p>（4）研修の内容・方法の見直し</p> <p>研修について、独立行政法人として実施する必要性、研修の効果、都道府県ごとの受講者数、毎事業年度の評価結果等について不断に検証し、必要な場合には、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。</p> <p>なお、研修の見直しの必要性を判定するための基準等については中期計画において定める。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>新たな課題に対応した教育が学校現場で効果的に実践されるよう、研修事業の再構築を図るとともに、校内研修等の活性化を促進していくことは、教員の資質向上を図る上で極めて重要であるため。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>調査研究の成果や関係機関との連携を通じて、教職員研修の高度化及び体系化を図ること並びにICT活用やオンライン研修の一層の充実を進めるとともに、集合・宿泊型研修とオンライン研修を最適に組み合わせることで研修効果の最大化を目指すハイブリッド型研修を確立することは、新たな研修の仕組みを構築する取組であるため。</p> <p>2. 公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言（施策目標1－3 魅力ある教育人材の養成・確保）</p>	<p>協議をより多く取り入れ、研修効果を高めるため、最適な人数による班構成（ユニット）を基本に研修を行う。</p> <p>また、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及び機構の4法人は、研修のより効率的・効果的な実施に資するため、その連携について検討する。</p> <p>（4）研修の内容・方法の見直し</p> <p>研修について、独立行政法人として実施する必要性、研修の効果、都道府県ごとの受講者数、毎事業年度の評価結果等について不断に検証し、必要な場合には、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。</p> <p>なお、研修の見直しの必要性を判定するための基準等については中期計画において定める。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>新たな課題に対応した教育が学校現場で効果的に実践されるよう、研修事業の再構築を図るとともに、校内研修等の活性化を促進していくことは、教員の資質向上を図る上で極めて重要であるため。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>調査研究の成果や関係機関との連携を通じて、教職員研修の高度化及び体系化を図ること並びにICT活用やオンライン研修の一層の充実を進めるとともに、集合・宿泊型研修とオンライン研修を最適に組み合わせることで研修効果の最大化を目指すハイブリッド型研修を確立することは、新たな研修の仕組みを構築する取組であるため。</p> <p>2. 公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言（施策目標1－3 魅力ある教育人材の養成・確保）</p>

新	旧
<p>本事業は、平成29年4月の機能強化以降、本法人が有する知見や全国的なネットワーク等を活用した専門的な助言や好事例の収集、指標データベースの作成等により、各任命権者が抱える指標と研修に関する課題の解決をリードする拠点としての役割を果たしている。</p> <p>各任命権者による指標及び研修計画の改善等に対して、引き続き必要な専門的助言を行い、積極的に支援していくものとする。</p> <p>特に、「GIGAスクール構想」の推進により、学校教育におけるICT環境の整備が進められる中で、教員に必要となる資質能力としてICT活用能力や情報セキュリティ能力の一層の向上が求められていること等に留意する。</p> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>指標は、教員がキャリアステージに応じて身に付けるべき資質能力を明示化するものであり、教員の研修計画の改善充実を図る上で重要であることから、機構が有する知見やネットワーク等を活用した専門的な助言等を行うことは、教員の資質向上を図る上で極めて重要であるため。</p> <p>3. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助（施策目標1-3 魅力ある教育人材の養成・確保）</p> <p>機構が有する関係機関間ネットワークのハブ機能、研修実施機能、調査研究機能の有機的連携を図り、情報発信を強化するとともに、学校教育関係職員の研修の充実に係る指導、助言及び援助を行う。</p> <p>（1）都道府県教育委員会等への指導、助言及び援助</p> <p>都道府県教育委員会等において、より充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるよう、以下の指導、助言及び援助を行う。</p> <p>①教員等への指導、助言</p> <p>オンライン講座の一層の充実、情報交換機会の提供を行うほか、教員の資質向</p>	<p>本事業は、平成29年4月の機能強化以降、本法人が有する知見や全国的なネットワーク等を活用した専門的な助言や好事例の収集、指標データベースの作成等により、各任命権者が抱える指標と研修に関する課題の解決をリードする拠点としての役割を果たしている。</p> <p>各任命権者による指標及び研修計画の改善等に対して、引き続き必要な専門的助言を行い、積極的に支援していくものとする。</p> <p>特に、「GIGAスクール構想」の推進により、学校教育におけるICT環境の整備が進められる中で、教員に必要となる資質能力としてICT活用能力や情報セキュリティ能力の一層の向上が求められていること等に留意する。</p> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>指標は、教員がキャリアステージに応じて身に付けるべき資質能力を明示化するものであり、教員の研修計画の改善充実を図る上で重要であることから、機構が有する知見やネットワーク等を活用した専門的な助言等を行うことは、教員の資質向上を図る上で極めて重要であるため。</p> <p>3. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助（施策目標1-3 魅力ある教育人材の養成・確保）</p> <p>機構が有する関係機関間ネットワークのハブ機能、研修実施機能、調査研究機能の有機的連携を図り、情報発信を強化するとともに、学校教育関係職員の研修の充実に係る指導、助言及び援助を行う。</p> <p>（1）都道府県教育委員会等への指導、助言及び援助</p> <p>都道府県教育委員会等において、より充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるよう、以下の指導、助言及び援助を行う。</p> <p>①教員等への指導、助言</p> <p>オンライン講座の一層の充実、情報交換機会の提供を行うほか、教員の資質向</p>

新	旧
<p>上に関する情報発信を行う。</p> <p>また、学校現場における優れた実践事例の表彰を行い、その取組を普及し、教職の魅力を発信する。</p> <p>②教育委員会等への指導、助言及び援助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員研修の将来像の提案</li> </ul> <p>機構が実施する研修の高度化・体系化を一層推進するとともに、集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックスに向けた検討・実践を早急に進め、教職員研修の将来像を提案・牽引していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会等の研修への指導、助言及び援助</li> </ul> <p>教育委員会等の研修企画・立案担当者を対象とする会議を開催する。</p> <p>また、地方公共団体単独での実施が困難な研修等については、地方公共団体からの要請を受けて援助を行う。</p> <p>(2) 教職大学院等との連携</p> <p>教職大学院等の大学等とのネットワークを構築し、機構の全国的な教員研修・支援のハブ機能の整備・充実を図る。また、教職大学院等の大学等の院生や教員の研究・交流等を支援するため、以下の取組を行う。</p> <p>①教職大学院との連携協定</p> <p>教職大学院等の大学との連携協定の締結を進め、関係機関間のネットワークのハブ機能の強化を図る。</p> <p>②教職大学院の教員等に対する支援</p> <p>教職大学院等の大学との連携を推進するため、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、教職大学院の教職員の研究・交流支援のための場を提供する。</p> <p>③教職大学院の院生等に対する支援</p> <p>教職大学院の院生等に対する支援のため、機構が行う研修を受講する機会を提供する。また、教職を志す学生等に対し、学びの機会を提供する。</p>	<p>上に関する情報発信を行う。</p> <p>また、学校現場における優れた実践事例の表彰を行い、その取組を普及し、教職の魅力を発信する。</p> <p>②教育委員会等への指導、助言及び援助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員研修の将来像の提案</li> </ul> <p>機構が実施する研修の高度化・体系化を一層推進するとともに、集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックスに向けた検討・実践を早急に進め、教職員研修の将来像を提案・牽引していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会等の研修への指導、助言及び援助</li> </ul> <p>教育委員会等の研修企画・立案担当者を対象とする会議を開催する。</p> <p>また、地方公共団体単独での実施が困難な研修等については、地方公共団体からの要請を受けて援助を行う。</p> <p>(2) 教職大学院等との連携</p> <p>教職大学院等の大学等とのネットワークを構築し、機構の全国的な教員研修・支援のハブ機能の整備・充実を図る。また、教職大学院等の大学等の院生や教員の研究・交流等を支援するため、以下の取組を行う。</p> <p>①教職大学院との連携協定</p> <p>教職大学院等の大学との連携協定の締結を進め、関係機関間のネットワークのハブ機能の強化を図る。</p> <p>②教職大学院の教員等に対する支援</p> <p>教職大学院等の大学との連携を推進するため、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、教職大学院の教職員の研究・交流支援のための場を提供する。</p> <p>③教職大学院の院生等に対する支援</p> <p>教職大学院の院生等に対する支援のため、機構が行う研修を受講する機会を提供する。また、教職を志す学生等に対し、学びの機会を提供する。</p>



新	旧
<p>④海外の大学等に対する支援</p> <p>国際連携ネットワークの構築に取り組み、国際貢献を図りつつ、相互に学び合う機会を創出する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>機構が教員の養成・採用・研修を通じた体系的かつ総合的支援拠点としての使命を果たす上で、機構が有する関係機関間ネットワークのハブ機能、研修実施機能、調査研究機能の有機的連携を図り、学校教育関係職員の研修の充実に関する指導、助言及び援助を行うことは、極めて重要な取組であるため。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>機構が実施する研修の高度化・体系化を一層推進するとともに、集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックスに向けた検討・実践を早急に進め、教職員研修の将来像を提案・牽引することは、都道府県教育委員会等における将来の教職員研修の在り方を方向付ける取組であるため。</p> <p>4. 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及（施策目標 1－3 魅力ある教育人材の養成・確保）</p> <p>教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として、養成・採用・研修の改革に資する専門的・実践的な調査研究を計画的に行うこととし、集合型研修とオンライン研修のベストミックスに関する調査研究を含め、中期目標期間中に 5 件程度実施する。</p> <p>教員の資質向上に係る緊急度の高い課題を調査研究テーマとし、機構の研修事業をはじめとした各種の事業との有機的連携を強化するものとする。</p> <p>特に、養成・採用・研修の一体的改革、研修の高度化・体系化、教職への優秀な人材の確保など、教員政策へ寄与するものとする。</p>	<p>④海外の大学等に対する支援</p> <p>国際連携ネットワークの構築に取り組み、国際貢献を図りつつ、相互に学び合う機会を創出する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>機構が教員の養成・採用・研修を通じた体系的かつ総合的支援拠点としての使命を果たす上で、機構が有する関係機関間ネットワークのハブ機能、研修実施機能、調査研究機能の有機的連携を図り、学校教育関係職員の研修の充実に関する指導、助言及び援助を行うことは、極めて重要な取組であるため。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>機構が実施する研修の高度化・体系化を一層推進するとともに、集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックスに向けた検討・実践を早急に進め、教職員研修の将来像を提案・牽引することは、都道府県教育委員会等における将来の教職員研修の在り方を方向付ける取組であるため。</p> <p>4. 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及（施策目標 1－3 魅力ある教育人材の養成・確保）</p> <p>教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として、養成・採用・研修の改革に資する専門的・実践的な調査研究を計画的に行うこととし、集合型研修とオンライン研修のベストミックスに関する調査研究を含め、中期目標期間中に 5 件程度実施する。</p> <p>教員の資質向上に係る緊急度の高い課題を調査研究テーマとし、機構の研修事業をはじめとした各種の事業との有機的連携を強化するものとする。</p> <p>特に、養成・採用・研修の一体的改革、研修の高度化・体系化、教職への優秀な人材の確保など、教員政策へ寄与するものとする。</p>

新	旧
<p>調査研究の成果については、機構の研修事業をはじめとした各種の事業に適切に還元させるとともに、文部科学省等と連携しながら調査研究の成果の普及を図るものとする。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>養成・採用・研修の一体的な改革を進めていく上で、教職員の資質向上に関する様々なエビデンスを獲得・蓄積し、機構が実施する各種事業の企画・立案への反映や教育委員会等に調査研究の成果を普及していくことは、教職員の資質向上、教職への優秀な人材の確保を図る上で極めて重要であるため。</p> <p>5. 免許法認定講習等の認定に関する事務（施策目標 1－3 魅力ある教育人材の養成・確保）</p> <p>教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に基づく免許法認定講習等の認定について、教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）を踏まえ、文部科学省と緊密な連携を図り、本講習の認定に関する事務を確実に遅滞なく実施する。（令和 4 年の教育職員免許法の一部改正に伴い、免許状更新講習の認定に関する事務は廃止する。）</p> <p>6. 教員資格認定試験の実施に関する事務（施策目標 1－3 魅力ある教育人材の養成・確保）</p> <p>教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に基づく教員資格認定試験の実施について、教員資格認定試験規程（昭和 48 年文部省令第 17 号）を踏まえ、文部科学省と緊密な連携を図り、秘密保持に十分留意した上で、本試験の問題作成を行うとともに、試験実施に関する事務を確実に行う。</p> <p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>（1）経費等の縮減・効率化</p>	<p>調査研究の成果については、機構の研修事業をはじめとした各種の事業に適切に還元させるとともに、文部科学省等と連携しながら調査研究の成果の普及を図るものとする。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>養成・採用・研修の一体的な改革を進めていく上で、教職員の資質向上に関する様々なエビデンスを獲得・蓄積し、機構が実施する各種事業の企画・立案への反映や教育委員会等に調査研究の成果を普及していくことは、教職員の資質向上、教職への優秀な人材の確保を図る上で極めて重要であるため。</p> <p>5. 免許法認定講習等の認定に関する事務（施策目標 1－3 魅力ある教育人材の養成・確保）</p> <p>教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に基づく免許法認定講習等の認定について、教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）を踏まえ、文部科学省と緊密な連携を図り、本講習の認定に関する事務を確実に遅滞なく実施する。（令和 4 年の教育職員免許法の一部改正に伴い、免許状更新講習の認定に関する事務は廃止する。）</p> <p>6. 教員資格認定試験の実施に関する事務（施策目標 1－3 魅力ある教育人材の養成・確保）</p> <p>教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に基づく教員資格認定試験の実施について、教員資格認定試験規程（昭和 48 年文部省令第 17 号）を踏まえ、文部科学省と緊密な連携を図り、秘密保持に十分留意した上で、本試験の問題作成を行うとともに、試験実施に関する事務を確実に行う。</p> <p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>（1）経費等の縮減・効率化</p>

新	旧
<p>機構の業務運営に際しては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、業務の見直し、調達等の合理化を進め、中期目標期間中、毎事業年度において、一般管理費については対前年度比1%以上、業務経費についても対前年度比1%以上の効率化を図る。</p> <p>なお、一般管理費については、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行い、経費の削減の一層の推進を図る。</p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施する。</p> <p>（2）間接業務等の共同実施</p> <p>同閣議決定を踏まえ、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及び機構の4法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。</p> <p>（3）予算執行及び業務運営の効率化</p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施する。</p> <p>また、研修のICT化のための環境整備を進めるとともに、内部業務の電子化を進める。</p> <p>V 財務内容の改善に関する事項</p> <p>（1）自己収入の確保</p> <p>国が実施する責務を有する研修等の実施という性格に十分留意しつつ、受益者負担の適正化を図るとともに、施設の有効利用促進等により自己収入の確保を図る。</p> <p>また、自己収入の取扱いにおいては、定期的に各施設の料金を検証するとともに、毎事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営を行う。</p>	<p>機構の業務運営に際しては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、業務の見直し、調達等の合理化を進め、中期目標期間中、毎事業年度において、一般管理費については対前年度比1%以上、業務経費についても対前年度比1%以上の効率化を図る。</p> <p>なお、一般管理費については、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行い、経費の削減の一層の推進を図る。</p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施する。</p> <p>（2）間接業務等の共同実施</p> <p>同閣議決定を踏まえ、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及び機構の4法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。</p> <p>（3）予算執行及び業務運営の効率化</p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施する。</p> <p>また、研修のICT化のための環境整備を進めるとともに、内部業務の電子化を進める。</p> <p>V 財務内容の改善に関する事項</p> <p>（1）自己収入の確保</p> <p>国が実施する責務を有する研修等の実施という性格に十分留意しつつ、受益者負担の適正化を図るとともに、施設の有効利用促進等により自己収入の確保を図る。</p> <p>また、自己収入の取扱いにおいては、定期的に各施設の料金を検証するとともに、毎事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営を行う。</p>

新	旧
<p>(2) 固定経費の節減 管理業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を図る。</p> <p>(3) 財務内容等の透明性の確保 機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報の公表の充実等を図る。</p> <p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 中長期的視点に立った施設・設備等の整備管理の実施</p> <p>(1) 施設・設備については、老朽化対策及び研修のICT化のための環境整備等、中長期的視点に立った計画的な整備を推進する。</p> <p>(2) 従来の集合・宿泊型の研修に加えて、ICT機器を活用したオンライン研修の拡充、両研修形態のベストミックスを指向するハイブリッド型研修にふさわしい、また、感染防止・衛生管理を含め受講者が安全かつ安心して研修に取り組める環境を実現する施設・設備等の整備を積極的に進める。</p> <p>(3) 機構の保有する研修施設について、貸出対象の拡充を行い、施設の有効利用促進に取り組む。また、研修事業の在り方を検討し、その確立を図った上で、教職員の受講環境の整備の観点から、他法人や関係機関等の施設を利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行う。</p> <p>(4) 各施設（研修・宿泊・運動）の稼働率等の成果指標については、研修効果の最大化を図る観点から集合・宿泊型研修とオンライン研修の最適な組合せを3年間（令和5年度まで）で検討し確立することとしていることを踏まえ、中期計画において定める。</p> <p>2. 人事に関する計画 機構に求められる社会的使命を全うし、教員の養成・採用・研修を通じた体系的</p>	<p>(2) 固定経費の節減 管理業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を図る。</p> <p>(3) 財務内容等の透明性の確保 機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報の公表の充実等を図る。</p> <p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 中長期的視点に立った施設・設備等の整備管理の実施</p> <p>(1) 施設・設備については、老朽化対策及び研修のICT化のための環境整備等、中長期的視点に立った計画的な整備を推進する。</p> <p>(2) 従来の集合・宿泊型の研修に加えて、ICT機器を活用したオンライン研修の拡充、両研修形態のベストミックスを指向するハイブリッド型研修にふさわしい、また、感染防止・衛生管理を含め受講者が安全かつ安心して研修に取り組める環境を実現する施設・設備等の整備を積極的に進める。</p> <p>(3) 機構の保有する研修施設について、貸出対象の拡充を行い、施設の有効利用促進に取り組む。また、研修事業の在り方を検討し、その確立を図った上で、教職員の受講環境の整備の観点から、他法人や関係機関等の施設を利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行う。</p> <p>(4) 各施設（研修・宿泊・運動）の稼働率等の成果指標については、研修効果の最大化を図る観点から集合・宿泊型研修とオンライン研修の最適な組合せを3年間（令和5年度まで）で検討し確立することとしていることを踏まえ、中期計画において定める。</p> <p>2. 人事に関する計画 機構に求められる社会的使命を全うし、教員の養成・採用・研修を通じた体系的</p>

新	旧
<p>かつ総合的支援拠点としての業務を実施するため、組織体制を整備するとともに、その活性化を図ることが重要であることから、デジタル技術を活用できる人材など、多様な専門的人材を確保・育成するため、関係機関・団体との人材交流を視野に入れた人材確保・育成方針を策定し、その取組を進める。</p> <p>また、役職員の報酬・給与・退職手当については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与を参酌し、その適正化を図るとともに、給与水準を公表する。</p> <p>3. 内部統制の充実・強化</p> <p>理事長のリーダーシップの下、機構の業務及びそのマネジメントに関する内部統制・ガバナンスの充実・強化を図るため、その体制の整備・運用を推進するとともに、不断の見直しを行う。さらに、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で、組織及び業務の運営がなされるよう、機構のミッションや理事長の理念を組織内の各層に浸透させるとともに、役職員のモチベーション・使命感を向上させる取り組みを行う。</p> <p>また、内部統制が有効に機能しているかどうかについて、監事監査及び内部監査等により検証するとともに、その結果を業務の改善に反映させる。</p> <p>4. 業務の電子化の推進及び情報セキュリティの確保</p> <p>機構全体で、ICT環境の整備に努め、機構が主催する研修の充実、受講者の利便性の向上を図るとともに、内部業務の電子化を進める。<u>その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</u>また、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づき策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成 30 年 7 月 25 日改定）に従って、引き続き、情報セキュリティ対策を推進する。さらに、外部機関が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価</p>	<p>かつ総合的支援拠点としての業務を実施するため、組織体制を整備するとともに、その活性化を図ることが重要であることから、デジタル技術を活用できる人材など、多様な専門的人材を確保・育成するため、関係機関・団体との人材交流を視野に入れた人材確保・育成方針を策定し、その取組を進める。</p> <p>また、役職員の報酬・給与・退職手当については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与を参酌し、その適正化を図るとともに、給与水準を公表する。</p> <p>3. 内部統制の充実・強化</p> <p>理事長のリーダーシップの下、機構の業務及びそのマネジメントに関する内部統制・ガバナンスの充実・強化を図るため、その体制の整備・運用を推進するとともに、不断の見直しを行う。さらに、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で、組織及び業務の運営がなされるよう、機構のミッションや理事長の理念を組織内の各層に浸透させるとともに、役職員のモチベーション・使命感を向上させる取り組みを行う。</p> <p>また、内部統制が有効に機能しているかどうかについて、監事監査及び内部監査等により検証するとともに、その結果を業務の改善に反映させる。</p> <p>4. 業務の電子化の推進及び情報セキュリティの確保</p> <p>機構全体で、ICT環境の整備に努め、機構が主催する研修の充実、受講者の利便性の向上を図るとともに、内部業務の電子化を進める。また、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づき策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成 30 年 7 月 25 日改定）に従って、引き続き、情報セキュリティ対策を推進する。さらに、外部機関が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価し、サイバー攻撃等への対応の強化など必要となる情報セキュリティ対策を講じる。</p>

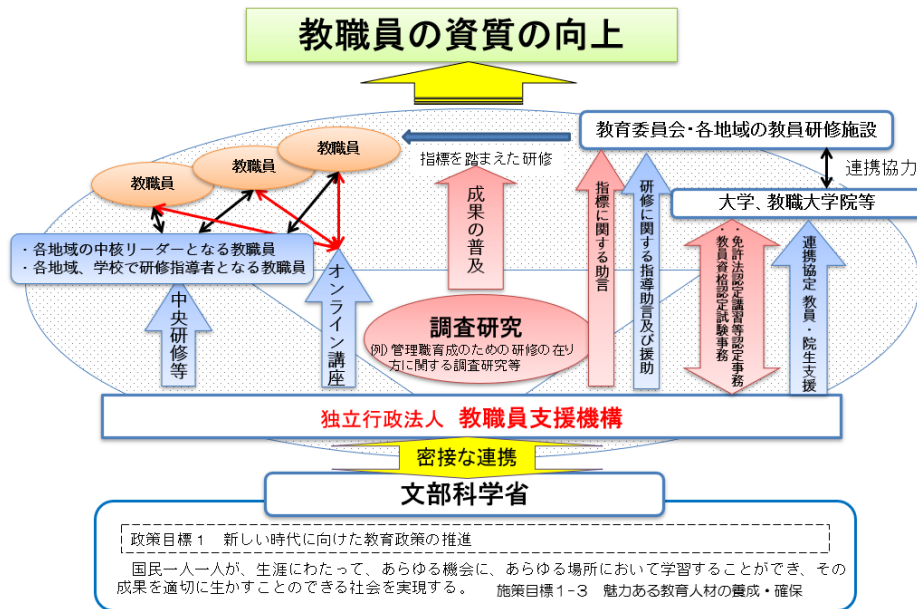
新

し、サイバー攻撃等への対応の強化など必要となる情報セキュリティ対策を講じる。

別添1 (独) 教職員支援機構に係る政策体系図

(別添)

(独) 教職員支援機構に係る政策体系図  
— 教職員に対する総合的支援を行う全国拠点 —

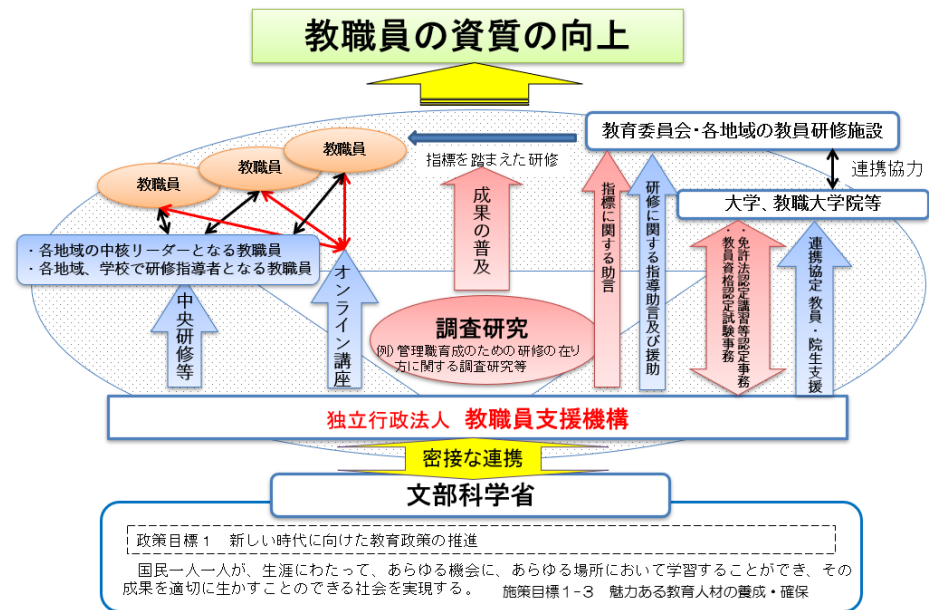


旧

別添1 (独) 教職員支援機構に係る政策体系図

(別添)

(独) 教職員支援機構に係る政策体系図  
— 教職員に対する総合的支援を行う全国拠点 —



新	旧				
<p><b>別添2 教職員支援機構の使命等と目標との関係</b></p> <p>(別添) 独立行政法人教職員支援機構の使命等と目標との関係</p> <hr/> <p><b>(使命)</b></p> <p>学校教育関係職員に対する養成・採用・研修を通じた体系的かつ総合的支援を行う全国拠点として、教職員の資質向上に寄与。(独立行政法人教職員支援機構法第3条)</p> <p><b>(現状・課題)</b></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="181 427 651 679"> <p><b>◆強み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職大学院等との連携・協働、専門人材の登用により、研修機関としての専門性、人材面の「強み」が飛躍的に向上。</li> <li>・研修動画(校内研修シリーズ)は、コロナ禍の中で全国の学校で視聴され高い評価。</li> </ul> <p><b>◆弱み・課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備面において、老朽化対策、研修のICT化のための環境整備に課題。</li> </ul> </td> <td data-bbox="656 427 1086 679"> <p><b>(環境変化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「Society5.0」社会を見据え、全ての子どもたちの可能性を引出す個別最適な学びと協働的な学びの実現が急務。</li> <li>○GIGAスクール構想により、学校教育のICT環境の整備が進む中で、教師のICT活用指導力の育成が必要。</li> <li>○学校の働き方改革の中、研修のICT活用、オンライン研修による研修の質向上と教員負担軽減の両立が課題。</li> <li>○コロナ禍の中で教職員研修の在り方が問われており、「集合型とオンライン型のベストミックス」の検討が必要。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p><b>(中期目標)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「集合型研修とオンライン研修とのベストミックス」に向けた検討・実践を早急に進め、教職員研修の将来像を提案・牽引。</li> <li>○調査研究の成果が教職員の養成・採用・研修の一体的改革、教職への優秀な人材の確保にも資するよう努力。</li> <li>○施設・設備について、老朽化対策及び研修のICT化のための環境整備等、中長期的視点に立って計画的に整備。</li> </ul>	<p><b>◆強み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職大学院等との連携・協働、専門人材の登用により、研修機関としての専門性、人材面の「強み」が飛躍的に向上。</li> <li>・研修動画(校内研修シリーズ)は、コロナ禍の中で全国の学校で視聴され高い評価。</li> </ul> <p><b>◆弱み・課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備面において、老朽化対策、研修のICT化のための環境整備に課題。</li> </ul>	<p><b>(環境変化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「Society5.0」社会を見据え、全ての子どもたちの可能性を引出す個別最適な学びと協働的な学びの実現が急務。</li> <li>○GIGAスクール構想により、学校教育のICT環境の整備が進む中で、教師のICT活用指導力の育成が必要。</li> <li>○学校の働き方改革の中、研修のICT活用、オンライン研修による研修の質向上と教員負担軽減の両立が課題。</li> <li>○コロナ禍の中で教職員研修の在り方が問われており、「集合型とオンライン型のベストミックス」の検討が必要。</li> </ul>	<p><b>別添2 教職員支援機構の使命等と目標との関係</b></p> <p>(別添) 独立行政法人教職員支援機構の使命等と目標との関係</p> <hr/> <p><b>(使命)</b></p> <p>学校教育関係職員に対する養成・採用・研修を通じた体系的かつ総合的支援を行う全国拠点として、教職員の資質向上に寄与。(独立行政法人教職員支援機構法第3条)</p> <p><b>(現状・課題)</b></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1153 427 1624 679"> <p><b>◆強み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職大学院等との連携・協働、専門人材の登用により、研修機関としての専門性、人材面の「強み」が飛躍的に向上。</li> <li>・研修動画(校内研修シリーズ)は、コロナ禍の中で全国の学校で視聴され高い評価。</li> </ul> <p><b>◆弱み・課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備面において、老朽化対策、研修のICT化のための環境整備に課題。</li> </ul> </td> <td data-bbox="1628 427 2058 679"> <p><b>(環境変化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「Society5.0」社会を見据え、全ての子どもたちの可能性を引出す個別最適な学びと協働的な学びの実現が急務。</li> <li>○GIGAスクール構想により、学校教育のICT環境の整備が進む中で、教師のICT活用指導力の育成が必要。</li> <li>○学校の働き方改革の中、研修のICT活用、オンライン研修による研修の質向上と教員負担軽減の両立が課題。</li> <li>○コロナ禍の中で教職員研修の在り方が問われており、「集合型とオンライン型のベストミックス」の検討が必要。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p><b>(中期目標)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「集合型研修とオンライン研修とのベストミックス」に向けた検討・実践を早急に進め、教職員研修の将来像を提案・牽引。</li> <li>○調査研究の成果が教職員の養成・採用・研修の一体的改革、教職への優秀な人材の確保にも資するよう努力。</li> <li>○施設・設備について、老朽化対策及び研修のICT化のための環境整備等、中長期的視点に立って計画的に整備。</li> </ul>	<p><b>◆強み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職大学院等との連携・協働、専門人材の登用により、研修機関としての専門性、人材面の「強み」が飛躍的に向上。</li> <li>・研修動画(校内研修シリーズ)は、コロナ禍の中で全国の学校で視聴され高い評価。</li> </ul> <p><b>◆弱み・課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備面において、老朽化対策、研修のICT化のための環境整備に課題。</li> </ul>	<p><b>(環境変化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「Society5.0」社会を見据え、全ての子どもたちの可能性を引出す個別最適な学びと協働的な学びの実現が急務。</li> <li>○GIGAスクール構想により、学校教育のICT環境の整備が進む中で、教師のICT活用指導力の育成が必要。</li> <li>○学校の働き方改革の中、研修のICT活用、オンライン研修による研修の質向上と教員負担軽減の両立が課題。</li> <li>○コロナ禍の中で教職員研修の在り方が問われており、「集合型とオンライン型のベストミックス」の検討が必要。</li> </ul>
<p><b>◆強み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職大学院等との連携・協働、専門人材の登用により、研修機関としての専門性、人材面の「強み」が飛躍的に向上。</li> <li>・研修動画(校内研修シリーズ)は、コロナ禍の中で全国の学校で視聴され高い評価。</li> </ul> <p><b>◆弱み・課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備面において、老朽化対策、研修のICT化のための環境整備に課題。</li> </ul>	<p><b>(環境変化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「Society5.0」社会を見据え、全ての子どもたちの可能性を引出す個別最適な学びと協働的な学びの実現が急務。</li> <li>○GIGAスクール構想により、学校教育のICT環境の整備が進む中で、教師のICT活用指導力の育成が必要。</li> <li>○学校の働き方改革の中、研修のICT活用、オンライン研修による研修の質向上と教員負担軽減の両立が課題。</li> <li>○コロナ禍の中で教職員研修の在り方が問われており、「集合型とオンライン型のベストミックス」の検討が必要。</li> </ul>				
<p><b>◆強み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職大学院等との連携・協働、専門人材の登用により、研修機関としての専門性、人材面の「強み」が飛躍的に向上。</li> <li>・研修動画(校内研修シリーズ)は、コロナ禍の中で全国の学校で視聴され高い評価。</li> </ul> <p><b>◆弱み・課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備面において、老朽化対策、研修のICT化のための環境整備に課題。</li> </ul>	<p><b>(環境変化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「Society5.0」社会を見据え、全ての子どもたちの可能性を引出す個別最適な学びと協働的な学びの実現が急務。</li> <li>○GIGAスクール構想により、学校教育のICT環境の整備が進む中で、教師のICT活用指導力の育成が必要。</li> <li>○学校の働き方改革の中、研修のICT活用、オンライン研修による研修の質向上と教員負担軽減の両立が課題。</li> <li>○コロナ禍の中で教職員研修の在り方が問われており、「集合型とオンライン型のベストミックス」の検討が必要。</li> </ul>				

4 文科政第 37 号  
令和 4 年 6 月 23 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

文部科学大臣  
末 松 信 介

文部科学省所管の独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）の変更について（諮問）

下記独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 3 項および第 35 条の 4 第 3 項並びに日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年法律第 48 号）第 26 条において準用する通則法第 29 条第 3 項の規定に基づき、別添により意見を求めます。

#### 記

- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
- ・独立行政法人大学入試センター
- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構
- ・独立行政法人国立女性教育会館
- ・独立行政法人国立科学博物館
- ・国立研究開発法人物質・材料研究機構
- ・国立研究開発法人防災科学技術研究所
- ・独立行政法人国立文化財機構
- ・独立行政法人教職員支援機構
- ・独立行政法人日本学術振興会
- ・国立研究開発法人理化学研究所
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター



- 独立行政法人日本芸術文化振興会
- 独立行政法人日本学生支援機構
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構
- 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
- 日本私立学校振興・共済事業団

以上

(本件担当)

文部科学省大臣官房政策課

政策推進室 根津、松村

Tel : 03-5253-4111 (内線 2581)

## 独立行政法人日本学術振興会の中期目標 新旧対照表

新	旧
<p>独立行政法人日本学術振興会が達成すべき業務運営に関する目標 (抄)</p> <p>IV 業務運営の効率化に関する事項 4 業務システムの合理化・効率化 ICT等を活用した業務システム整備に取り組む。<u>その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</u></p>	<p>独立行政法人日本学術振興会が達成すべき業務運営に関する目標 (抄)</p> <p>IV 業務運営の効率化に関する事項 4 業務システムの合理化・効率化 ICT等を活用した業務システム整備に取り組む。</p>

4 文科政第 3 7 号  
令和 4 年 6 月 2 3 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

文部科学大臣  
末 松 信 介

文部科学省所管の独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）の変更について（諮問）

下記独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 3 項および第 35 条の 4 第 3 項並びに日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年法律第 48 号）第 26 条において準用する通則法第 29 条第 3 項の規定に基づき、別添により意見を求めます。

#### 記

- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
- ・独立行政法人大学入試センター
- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構
- ・独立行政法人国立女性教育会館
- ・独立行政法人国立科学博物館
- ・国立研究開発法人物質・材料研究機構
- ・国立研究開発法人防災科学技術研究所
- ・独立行政法人国立文化財機構
- ・独立行政法人教職員支援機構
- ・独立行政法人日本学術振興会
- ・国立研究開発法人理化学研究所
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター

- 独立行政法人日本芸術文化振興会
- 独立行政法人日本学生支援機構
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構
- 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
- 日本私立学校振興・共済事業団

以上

(本件担当)

文部科学省大臣官房政策課

政策推進室 根津、松村

Tel : 03-5253-4111 (内線 2581)

国立研究開発法人理化学研究所の中長期目標 新旧対照表

(主務府省：文部科学省)

中長期目標（変 更）	中長期目標（現 行）
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(序文)</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. その業務運営に関する重要事項</p> <p>6. 1～6. 4 (略)</p> <p>6. 5 <u>情報システムの整備及び</u>情報セキュリティの強化</p> <p>6. 6～6. 7 (略)</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(序文)</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. その業務運営に関する重要事項</p> <p>6. 1～6. 4 (略)</p> <p>6. 5 情報セキュリティの強化</p> <p>6. 6～6. 7 (略)</p>

中長期目標（変 更）	中長期目標（現 行）
<p>(序文) (略)</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>6. 1～6. 4 (略)</p> <p>6. 5 <b>情報システムの整備及び</b>情報セキュリティの強化</p> <p><b><u>「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定) にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</u></b></p> <p><b><u>また、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づき策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえ、適切な対策を講じるための体制を強化するとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力を高めるなど、外部からの攻撃や内部からの情報漏えいの防止に対する組織をあげた対応能力の強化に取り組む。それらの対策の実施状況を毎年度把握するとともに、サイバーセキュリティ対策本部が実施する監査において指摘される課題にも着実に対応し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の不断の改善を図る</u></b></p>	<p>(序文) (略)</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>6. 1～6. 4 (略)</p> <p>6. 5 情報セキュリティの強化</p> <p>サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づき策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえ、適切な対策を講じるための体制を強化するとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力を高めるなど、外部からの攻撃や内部からの情報漏えいの防止に対する組織をあげた対応能力の強化に取り組む。それらの対策の実施状況を毎年度把握するとともに、サイバーセキュリティ対策本部が実施する監査において指摘される課題にも着実に対応し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の不断の改善を図る</p>

4 文科政第 3 7 号  
令和 4 年 6 月 2 3 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

文部科学大臣  
末 松 信 介

文部科学省所管の独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）の変更について（諮問）

下記独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 3 項および第 35 条の 4 第 3 項並びに日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年法律第 48 号）第 26 条において準用する通則法第 29 条第 3 項の規定に基づき、別添により意見を求めます。

#### 記

- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
- ・独立行政法人大学入試センター
- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構
- ・独立行政法人国立女性教育会館
- ・独立行政法人国立科学博物館
- ・国立研究開発法人物質・材料研究機構
- ・国立研究開発法人防災科学技術研究所
- ・独立行政法人国立文化財機構
- ・独立行政法人教職員支援機構
- ・独立行政法人日本学術振興会
- ・国立研究開発法人理化学研究所
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター

- 独立行政法人日本芸術文化振興会
- 独立行政法人日本学生支援機構
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構
- 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
- 日本私立学校振興・共済事業団

以上

(本件担当)

文部科学省大臣官房政策課

政策推進室 根津、松村

Tel : 03-5253-4111 (内線 2581)



○ 独立行政法人日本スポーツ振興センターが達成すべき業務運営に関する目標 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>IV. 業務運営の効率化に関する事項            業務運営に関しては、業務の質の確保に留意しつつ、事業の見直し・効率化を進め、一般管理費及び事業費については、中期目標期間の最終年度において、平成29年度比5%以上の削減を図る。また、人件費については、中期目標期間の最終年度において、平成29年度比5%以上の削減を図る。</p> <p>&lt;具体的な取組&gt;</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「国の行政の業務改革に関する取組方針」(平成28年8月2日総務大臣決定)に準じ、業務の効率化等を図るため、令和元年度までに電子決裁の導入等の事務処理の電子化を検討するなど費用対効果も含めて業務の効率化について検討する。</li> <li><u>「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</u></li> <li>理事長によるガバナンスの点検や必要な助言を受けるため、外部有識者で構成する「運営点検会議」を毎年度3回実施し、その結果を業務運営及び組織の見直しに活用する。</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>IV. 業務運営の効率化に関する事項            業務運営に関しては、業務の質の確保に留意しつつ、事業の見直し・効率化を進め、一般管理費及び事業費については、中期目標期間の最終年度において、平成29年度比5%以上の削減を図る。また、人件費については、中期目標期間の最終年度において、平成29年度比5%以上の削減を図る。</p> <p>&lt;具体的な取組&gt;</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「国の行政の業務改革に関する取組方針」(平成28年8月2日総務大臣決定)に準じ、業務の効率化等を図るため、令和元年度までに電子決裁の導入等の事務処理の電子化を検討するなど費用対効果も含めて業務の効率化について検討する。</li> </ul> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>理事長によるガバナンスの点検や必要な助言を受けるため、外部有識者で構成する「運営点検会議」を毎年度3回実施し、その結果を業務運営及び組織の見直しに活用する。</li> </ul> <p>(略)</p>

4 文科政第 3 7 号  
令和 4 年 6 月 2 3 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

文部科学大臣  
末 松 信 介

文部科学省所管の独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）の変更について（諮問）

下記独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 3 項および第 35 条の 4 第 3 項並びに日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年法律第 48 号）第 26 条において準用する通則法第 29 条第 3 項の規定に基づき、別添により意見を求めます。

#### 記

- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
- ・独立行政法人大学入試センター
- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構
- ・独立行政法人国立女性教育会館
- ・独立行政法人国立科学博物館
- ・国立研究開発法人物質・材料研究機構
- ・国立研究開発法人防災科学技術研究所
- ・独立行政法人国立文化財機構
- ・独立行政法人教職員支援機構
- ・独立行政法人日本学術振興会
- ・国立研究開発法人理化学研究所
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター

- 独立行政法人日本芸術文化振興会
- 独立行政法人日本学生支援機構
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構
- 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
- 日本私立学校振興・共済事業団

以上

(本件担当)

文部科学省大臣官房政策課

政策推進室 根津、松村

Tel : 03-5253-4111 (内線 2581)

独立行政法人日本芸術文化振興会の中期目標 新旧対照表

(主務府省：文部科学省)

中期目標（変更案）	現行中期目標
<p>&lt;中期目標&gt; I～V（略）</p> <p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 内部統制（略）</p> <p>2. <b>情報システムの整備・管理及び</b>情報セキュリティ対策  <u>「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。</u></p> <p>保有する情報については、法令等に基づき適切に情報の開示を行うとともに、政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進するなど、責任ある体制を構築するために必要な措置を取ること。</p> <p>情報セキュリティについては、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時かつ適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。</p> <p>また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。</p> <p>3～5（略）</p>	<p>&lt;中期目標&gt; I～V（略）</p> <p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 内部統制（略）</p> <p>2. 情報セキュリティ対策</p> <p>保有する情報については、法令等に基づき適切に情報の開示を行うとともに、政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進するなど、責任ある体制を構築するために必要な措置を取ること。</p> <p>情報セキュリティについては、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時かつ適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。</p> <p>また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。</p> <p>3～5（略）</p>

4 文科政第 3 7 号  
令和 4 年 6 月 2 3 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

文部科学大臣  
末 松 信 介

文部科学省所管の独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）の変更について（諮問）

下記独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 3 項および第 35 条の 4 第 3 項並びに日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年法律第 48 号）第 26 条において準用する通則法第 29 条第 3 項の規定に基づき、別添により意見を求めます。

#### 記

- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
- ・独立行政法人大学入試センター
- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構
- ・独立行政法人国立女性教育会館
- ・独立行政法人国立科学博物館
- ・国立研究開発法人物質・材料研究機構
- ・国立研究開発法人防災科学技術研究所
- ・独立行政法人国立文化財機構
- ・独立行政法人教職員支援機構
- ・独立行政法人日本学術振興会
- ・国立研究開発法人理化学研究所
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター

- 独立行政法人日本芸術文化振興会
- 独立行政法人日本学生支援機構
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構
- 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
- 日本私立学校振興・共済事業団

以上

(本件担当)

文部科学省大臣官房政策課

政策推進室 根津、松村

Tel : 03-5253-4111 (内線 2581)

独立行政法人日本学生支援機構 第4期中期目標変更 新旧対照表

赤字・下線部は改正部分

変更案	現 行
<p>(序 文) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第二十九条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>I 政策体系における法人の位置付け及び役割（略）</p> <p>II 中期目標の期間（略）</p> <p>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 奨学金事業（略）</p> <p>2 留学生支援事業（略）</p> <p>3 学生生活支援事業（略）</p> <p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 ～3（略）</p> <p><u>4 情報システムの適切な整備及び管理</u> <u>「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）</u></p>	<p>(序 文) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第二十九条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>I 政策体系における法人の位置付け及び役割（略）</p> <p>II 中期目標の期間（略）</p> <p>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 奨学金事業（略）</p> <p>2 留学生支援事業（略）</p> <p>3 学生生活支援事業（略）</p> <p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 ～3（略）</p>

変更案	現 行
<p data-bbox="107 188 1093 268"><u>にのっとり、PMO の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</u></p> <p data-bbox="107 336 528 368">V 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p data-bbox="107 437 555 469">VI その他業務運営に関する重要事項 (略)</p>	<p data-bbox="1124 336 1545 368">V 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p data-bbox="1124 437 1572 469">VI その他業務運営に関する重要事項 (略)</p>



4 文科政第 3 7 号  
令和 4 年 6 月 2 3 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

文部科学大臣  
末 松 信 介

文部科学省所管の独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）の変更について（諮問）

下記独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 3 項および第 35 条の 4 第 3 項並びに日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年法律第 48 号）第 26 条において準用する通則法第 29 条第 3 項の規定に基づき、別添により意見を求めます。

#### 記

- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
- ・独立行政法人大学入試センター
- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構
- ・独立行政法人国立女性教育会館
- ・独立行政法人国立科学博物館
- ・国立研究開発法人物質・材料研究機構
- ・国立研究開発法人防災科学技術研究所
- ・独立行政法人国立文化財機構
- ・独立行政法人教職員支援機構
- ・独立行政法人日本学術振興会
- ・国立研究開発法人理化学研究所
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター

- 独立行政法人日本芸術文化振興会
- 独立行政法人日本学生支援機構
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構
- 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
- 日本私立学校振興・共済事業団

以上

(本件担当)

文部科学省大臣官房政策課

政策推進室 根津、松村

Tel : 03-5253-4111 (内線 2581)

国立研究開発法人海洋研究開発機構の中長期目標 新旧対照表

(主務府省：文部科学省)

第 4 期 (新)	第 4 期 (旧)
<p>&lt;中長期目標&gt;</p> <p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 国民からの信頼の確保・向上</p> <p>適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、情報公開を行うとともに、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、個人情報を適切に取り扱う。</p> <p><u>「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。また、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（令和 3 年 7 月 7 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえ、適切に情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、職員への研修を徹底する。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</u></p> <p>業務の遂行に当たっては、安全の確保に十分に留意して行うこととし、業務の遂行に伴う事故の発生を事前に防止し業務を安全かつ円滑に推進できるよう、法令に基づき、労働安全衛生管理を徹底する。</p>	<p>&lt;中長期目標&gt;</p> <p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 国民からの信頼の確保・向上</p> <p>適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、情報公開を行うとともに、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、個人情報を適切に取り扱う。</p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、適切に情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、職員への研修を徹底する。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p> <p>業務の遂行に当たっては、安全の確保に十分に留意して行うこととし、業務の遂行に伴う事故の発生を事前に防止し業務を安全かつ円滑に推進できるよう、法令に基づき、労働安全衛生管理を徹底する。</p>

4 文科政第 3 7 号  
令和 4 年 6 月 2 3 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

文部科学大臣  
末 松 信 介

文部科学省所管の独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）の変更について（諮問）

下記独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 3 項および第 35 条の 4 第 3 項並びに日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年法律第 48 号）第 26 条において準用する通則法第 29 条第 3 項の規定に基づき、別添により意見を求めます。

#### 記

- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
- ・独立行政法人大学入試センター
- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構
- ・独立行政法人国立女性教育会館
- ・独立行政法人国立科学博物館
- ・国立研究開発法人物質・材料研究機構
- ・国立研究開発法人防災科学技術研究所
- ・独立行政法人国立文化財機構
- ・独立行政法人教職員支援機構
- ・独立行政法人日本学術振興会
- ・国立研究開発法人理化学研究所
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター

- 独立行政法人日本芸術文化振興会
- 独立行政法人日本学生支援機構
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構
- 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
- 日本私立学校振興・共済事業団

以上

(本件担当)

文部科学省大臣官房政策課

政策推進室 根津、松村

Tel : 03-5253-4111 (内線 2581)

独立行政法人国立高等専門学校機構が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標) 新旧対照表(案)

変 更 後	変 更 前
<p>(省略)</p> <p>6. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>6.1 (省略)</p> <p>6.2 (省略)</p> <p>6.3 <u>情報システムの適切な整備・管理及び</u>情報セキュリティについて  <u>「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</u>  <u>また、「政府機関等のサイバー</u>セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、法人が定めた情報セキュリティ対策の基本方針及び対策基準等に従って、情報セキュリティ対策を推進する。さらに、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じる。</p> <p>6.4 (省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>6. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>6.1 (省略)</p> <p>6.2 (省略)</p> <p>6.3 情報セキュリティについて</p> <p>「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、法人が定めた情報セキュリティ対策の基本方針及び対策基準等に従って、情報セキュリティ対策を推進する。さらに、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じる。</p> <p>6.4 (省略)</p>

4 文科政第 37 号  
令和 4 年 6 月 23 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

文部科学大臣  
末 松 信 介

文部科学省所管の独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）の変更について（諮問）

下記独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 3 項および第 35 条の 4 第 3 項並びに日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年法律第 48 号）第 26 条において準用する通則法第 29 条第 3 項の規定に基づき、別添により意見を求めます。

#### 記

- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
- ・独立行政法人大学入試センター
- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構
- ・独立行政法人国立女性教育会館
- ・独立行政法人国立科学博物館
- ・国立研究開発法人物質・材料研究機構
- ・国立研究開発法人防災科学技術研究所
- ・独立行政法人国立文化財機構
- ・独立行政法人教職員支援機構
- ・独立行政法人日本学術振興会
- ・国立研究開発法人理化学研究所
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター

- 独立行政法人日本芸術文化振興会
- 独立行政法人日本学生支援機構
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構
- 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
- 日本私立学校振興・共済事業団

以上

(本件担当)

文部科学省大臣官房政策課

政策推進室 根津、松村

Tel : 03-5253-4111 (内線 2581)



「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づく中期目標の変更について（案）

IV 業務運営の効率化に関する事項（中期目標） 「1 経費等の合理化・効率化」の一環として  
 記載

<中期目標>

改正案	現行
<p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 経費等の合理化・効率化</p> <p>業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化等に引き続き取り組むことにより、経費等の合理化・効率化を図る。</p> <p><u>なお、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</u></p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。</p> <p>なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。</p>	<p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 経費等の合理化・効率化</p> <p>業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化等に引き続き取り組むことにより、経費等の合理化・効率化を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。</p> <p>なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。</p>

4 文科政第 3 7 号  
令和 4 年 6 月 2 3 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

文部科学大臣  
末 松 信 介

文部科学省所管の独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）の変更について（諮問）

下記独立行政法人等が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 3 項および第 35 条の 4 第 3 項並びに日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年法律第 48 号）第 26 条において準用する通則法第 29 条第 3 項の規定に基づき、別添により意見を求めます。

#### 記

- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
- ・独立行政法人大学入試センター
- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構
- ・独立行政法人国立女性教育会館
- ・独立行政法人国立科学博物館
- ・国立研究開発法人物質・材料研究機構
- ・国立研究開発法人防災科学技術研究所
- ・独立行政法人国立文化財機構
- ・独立行政法人教職員支援機構
- ・独立行政法人日本学術振興会
- ・国立研究開発法人理化学研究所
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター

- 独立行政法人日本芸術文化振興会
- 独立行政法人日本学生支援機構
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構
- 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
- 日本私立学校振興・共済事業団

以上

(本件担当)

文部科学省大臣官房政策課

政策推進室 根津、松村

Tel : 03-5253-4111 (内線 2581)

日本私立学校振興・共済事業団第4期中期目標 新旧対照表

<p style="text-align: center;">中期目標（変更案） （デジタル庁関係）</p>	<p style="text-align: center;">中期目標（現行） （令和2年3月5日指示）</p>
<p>1. 政策体系における法人の位置づけ及び役割 （略）</p> <p>2. 中期目標期間 （略）</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 （略）</p> <p>4. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>4. 1 効率的な業務運営体制の確立</p>	<p>4. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>4. 1 効率的な業務運営体制の確立</p>
<p><u>（1）</u>「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の実現に向け、私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施できるよう、組織や人員配置の見直しを適切に行うとともに、企画立案機能を強化する。</p> <p>&lt;指標・目標水準等の考え方&gt;</p> <p>・組織や人員配置の見直しを適切に行ったか：「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の評定を参考に判断する。</p>	<p>「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の実現に向け、私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施できるよう、組織や人員配置の見直しを適切に行うとともに、企画立案機能を強化する。</p> <p>&lt;指標・目標水準等の考え方&gt;</p> <p>・組織や人員配置の見直しを適切に行ったか：「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の評定を参考に判断する。</p>
<p><u>（2）「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</u></p>	

日本私立学校振興・共済事業団第4期中期目標 新旧対照表

<p style="text-align: center;">中期目標（変更案）</p> <p style="text-align: center;">（デジタル庁関係）</p>	<p style="text-align: center;">中期目標（現行）</p> <p style="text-align: center;">（令和2年3月5日指示）</p>
<p>4. 2 経費等の見直し・効率化 （略）</p>	

厚生労働省発雇均 0621 第 6 号  
令和 4 年 6 月 21 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之  
(公印省略)

独立行政法人勤労者退職金共済機構第四期中期目標の変更  
について (諮問)

標記について、別紙により独立行政法人評価制度委員会の意見を求める。

独立行政法人勤労者退職金共済機構第4期中期目標新旧対照表(案)

(下線部は改正部分)

新(第4期変更案)	旧(第4期変更)
<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。</p> <p>2018(平成30)年2月28日                  2019(令和元)年7月4日 変更指示                  2020(令和2)年3月5日 変更指示                  2022(令和4)年1月31日 変更指示                  2022(令和4)年〇月〇日 変更指示</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。</p> <p>2018(平成30)年2月28日                  2019(令和元)年7月4日 変更指示                  2020(令和2)年3月5日 変更指示                  2022(令和4)年1月31日 変更指示</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣</p>
<p>第1～3 (略)</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 業務の電子化に関する取組</p> <p>(1)中退共電算システム</p> <p>中退共事業における中退共電算システムについて、プログラ</p>	<p>第1～3 (略)</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 業務の電子化に関する取組</p> <p>(1)中退共電算システム</p> <p>中退共事業における中退共電算システムについて、プログラ</p>

ミング言語を刷新し、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステムの再構築を行うこと。

#### (2) 建退共の電子申請方式導入

建退共制度における掛金納付方法について、事務の煩雑さの軽減等を図るため電子申請方式の実証実験を実施し、その結果等を踏まえ、システム構築について、システムの安全かつ確実な稼動と情報セキュリティの確保を最優先し、電子申請方式を導入すること。

また、導入にあたっては、全ての共済契約者に対し電子申請方式に関する周知を行うとともに、電子申請方式の導入に関する意向を調査し、その結果を利用促進のための方策に反映すること。

#### (3) 情報システムの整備及び管理

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うための検討を進めること。

#### (4) PMOの設置

情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備のための検討を進めること。

ミング言語を刷新し、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステムの再構築を行うこと。

#### (2) 建退共の電子申請方式導入

建退共制度における掛金納付方法について、事務の煩雑さの軽減等を図るため電子申請方式の実証実験を実施し、その結果等を踏まえ、システム構築について、システムの安全かつ確実な稼動と情報セキュリティの確保を最優先し、電子申請方式を導入すること。

また、導入にあたっては、全ての共済契約者に対し電子申請方式に関する周知を行うとともに、電子申請方式の導入に関する意向を調査し、その結果を利用促進のための方策に反映すること。



【指標】

- ・ 中退共事業における中退共電算システムについて、2018（平成 30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（令和2）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（令和3）年度からシステム再構築を開始すること。
- ・ 建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入の可否について、2018（平成 30）年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、2018（平成 30）年 12 月までに検討結果を取りまとめること。
- ・ 建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入に向けたシステム構築について、システムの安全かつ確実な稼動と情報セキュリティの確保を最優先とするとともに、2020（令和2）年度末までに電子申請方式を導入すること。
- ・ 電子申請方式に関する周知の実施率（全ての共済契約者）  
※共済契約者数（2018（平成 30）年度末）172,062 所
- ・ 電子申請方式の導入に関する意向調査の実施状況

[目標設定等の考え方]

- ・ 中退共事業における中退共電算システムについて、再構築の目的を達成するために必要な工程を指標として設定することとする。
- ・ 建退共制度における実証実験について、実験終了年度に

【指標】

- ・ 中退共事業における中退共電算システムについて、2018（平成 30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（令和2）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（令和3）年度からシステム再構築を開始すること。
- ・ 建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入の可否について、2018（平成 30）年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、2018（平成 30）年 12 月までに検討結果を取りまとめること。
- ・ 建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入に向けたシステム構築について、システムの安全かつ確実な稼動と情報セキュリティの確保を最優先とするとともに、2020（令和2）年度末までに電子申請方式を導入すること。
- ・ 電子申請方式に関する周知の実施率（全ての共済契約者）  
※共済契約者数（2018（平成 30）年度末）172,062 所
- ・ 電子申請方式の導入に関する意向調査の実施状況

[目標設定等の考え方]

- ・ 中退共事業における中退共電算システムについて、再構築の目的を達成するために必要な工程を指標として設定することとする。
- ・ 建退共制度における実証実験について、実験終了年度に

<p>検討結果を取りまとめることを指標として設定することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建退共制度の電子申請方式の導入に向けたシステム構築及び周知等の目的等を達成するために必要な要件や工程を設定することとする。</li> <li>・ 電子申請方式を導入しない共済契約者については、意向調査等により理由を把握し、分析結果を電子申請方式の利用促進のための方策に反映させることとする。</li> </ul> <p>5（略）</p> <p>第5～第6（略）</p>	<p>検討結果を取りまとめることを指標として設定することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建退共制度の電子申請方式の導入に向けたシステム構築及び周知等の目的等を達成するために必要な要件や工程を設定することとする。</li> <li>・ 電子申請方式を導入しない共済契約者については、意向調査等により理由を把握し、分析結果を電子申請方式の利用促進のための方策に反映させることとする。</li> </ul> <p>5（略）</p> <p>第5～第6（略）</p>
--	--

## 独立行政法人勤労者退職金共済機構中期目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

2018（平成 30）年 2 月 28 日

2019（令和元）年 7 月 4 日 変更指示

2020（令和 2）年 3 月 5 日 変更指示

2022（令和 4）年 1 月 31 日 変更指示

2022（令和 4）年〇月〇日 変更指示

厚生労働大臣 後藤 茂之

### 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割

近年、多くの企業で人材不足が深刻化している中、労働力の確保等を通じた中小企業の経営基盤の充実を図る必要性は一層高まっており、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において、中小企業・小規模事業者の人手不足及び働き方改革への対応を行うとの方針を示しているところである。

こうした状況のもと、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について退職金制度を確立させることにより、勤労者の福祉の増進及び生活の安定を図るとともに、労働力の確保を通じた企業の振興を目的とした中小企業退職金共済制度の運営を充実強化し、その積極的な普及を図ることが、ますます重要になっている。

また、勤労者財産形成持家融資（以下「財形持家融資」という。）制度は、勤労者の持家取得を事業主及び国の支援により促進し、豊かで安定した勤労者生活の実現を図ることを目的とする制度であるが、総務省統計局「住宅・土地統計調査」（2013（平成 25）年）によると、勤労者世帯の持家率は約 62%であり、自営業主世帯の約 84%に比べ今なお立ち後れが見られることから、財形持家融資制度の積極的な普及に取り組む必要がある。

こうしたことを踏まえ、機構は、公共上の見地から必要な事務及び事業であって民間では必ずしも実施されないおそれがあるもの等を実施するという独立行政法人の目的に基づき、より一層、中小企業退職金共済制度及び財形持家融資制度の適切な運営及び普及を図ることにより、従業員の福祉の増進、中小企業の振興及び国民経済の健全な発展に寄与するものとする。

（別添）政策体系図及び一定の事業等のまとめ

### 第 2 中期目標の期間

通則法第 29 条第 2 項第 1 号の中期目標の期間は、2018（平成 30）年 4 月から 2023（令和 5）年 3 月までの 5 年間とする。

### 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

#### I 退職金共済事業

##### 1 一般の中小企業退職金共済事業

機構は、一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業に係る業務に関し、近年の人手不足の深刻化により労働力の確保を通じた中小企業の経営基盤の充実の必要性が一層高まっていること等を踏まえ、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

#### （1）資産の運用

##### ① 資産運用の目標

資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に中退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目標とすること。

##### ② 健全な資産運用等

資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、実施すること。

また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。

#### 【指標】

- ・ 委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。

#### [目標設定等の考え方]

- ・ 基本ポートフォリオについて、中退共事業の運営に必要な利回りを中期的に確保し得るものとした上で、委託運用部分について、ベンチマーク収益率を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。

### 【重要度 高】

共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。

#### (2) 確実な退職金の支給に向けた取組

未請求退職金の縮減の観点から、退職時等における被共済者の住所把握の徹底、退職後一定期間経過後における退職金請求勧奨、退職金未請求者へのアンケート調査結果を踏まえた対策の実施及び未請求者数縮減のための効果的な周知広報を行うこと。

### 【指標】

- ・ 請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率を、毎年度1.3%以下とすること。
- ・ 請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.4%以下とすること。

#### [目標設定等の考え方]

- ・ 未請求者数の比率については、前中期目標期間中で最も低い水準であった年度の比率を踏まえた目標とすることとする。(2013(平成25)年度:1.60%、2014(平成26)年度:1.46%、2015(平成27)年度:1.27%、2016(平成28)年度:1.26%)
- ・ 未請求退職金額については、前中期目標期間中で最も低い水準であった年度の割合を踏まえた目標とすることとする。(2013(平成25)年度:0.45%、2014(平成26)年度:0.45%、2015(平成27)年度:0.38%、2016(平成28)年度:0.37%)

#### (3) 加入促進対策の効果的実施

中小企業数の推移予測、業種の分布等の分析及び景気要因による労働需給予測に加え、中退共制度を知らない企業及び中退共制度の加入又は未加入理由の調査を実施することにより、加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。

地方自治体、金融機関及び関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、引き続き、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。

### 【指標】

- ・ 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とすること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 過去の実績を、雇用需給要因、長期的トレンド、制度変更要因等により回帰分析し、厚生年金基金からの移換見込み人数（3万人）を加え、指標を設定することとする。

※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成 25）年度～2017（平成 29）年 12 月末現在）168 万 5,021 人

（4）サービスの向上

① 業務処理の効率化

加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。

【指標】

- ・ 退職金請求について、受付日から 18 業務日以内に、退職金を全数支給すること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。

※ 前中期目標期間（2013（平成 25）～2017（平成 29）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（暦日）25 日

② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等

相談コーナー及びホームページにおける相談内容及び意見・苦情等のほか、ホームページ閲覧者等の満足度調査の結果を、コールセンター等の相談業務及びホームページのコンテンツの改善に反映させること等により、相談業務及び情報提供の質を向上させること。

また、2018（平成 30）年 5 月から施行される確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 66 号）に基づき、企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度間の資産移換が可能となること等について、2018（平成 30）年度に周知広報を実施するとともに、2019（平成 31）年度以降も適切に相談に応じること。

【指標】

- ・ 毎年度、ホームページの閲覧者の満足度（参考になった割合）を 80%以上とすること。
- ・ ホームページの中退共制度の情報へのアクセス件数を、毎年度 115 万件以上とすること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 前中期目標期間中における類似の満足度調査結果等の水準を踏まえ、従来の調査の範囲を広げることも考慮した指標を設定することとする。

※ 類似の満足度調査結果（Q&A閲覧者が「参考になった」とした割合（2013（平成 25）～2016（平成 28）年度平均）：約 86%

※ 前中期目標期間中（2013（平成 25）～2016（平成 28）年度）における平均アクセス件数：1,156,817 件

### ③ 積極的な情報の収集及び活用

加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、中退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。

#### 【指標】

- ・ 毎年度 1 回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

#### [目標設定等の考え方]

- ・ 中退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度 1 回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。

## 2 建設業退職金共済事業

機構は、建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業に係る業務に関し、近年の建設技能労働者の高齢化や人手不足の深刻化といった建設業界を取り巻く課題を踏まえ、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び建設業を営む中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

### （1）資産の運用

#### ① 資産運用の目標

資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に建退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目標とすること。

#### ② 健全な資産運用等

資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。

また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。

**【指標】**

- ・ 委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）（※）を確保すること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 基本ポートフォリオについて、建退共事業の運営に必要な利回りを中期的に確保し得るものとした上で、委託運用部分について、複合ベンチマーク収益率（※）を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。

※ 2022（令和4）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）とする。

**【重要度 高】**

共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組

① 長期未更新者数の縮減等のための取組

過去3年以上手帳の更新を行っていない被共済者（以下「長期未更新者」という。）数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。

被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。

**【指標】**

- ・ 長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。
- ・ 中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。



[目標設定等の考え方]

- ・ 共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。

※ 過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移

2014（平成26）年度末 366,821人、2015（平成27）年度末 367,180人、

2016（平成28）年度末 368,088人、2017（平成29）年12月末 369,299人

**【難易度 高】**

建設業における期間労働者については、建設工事全体の中の特定の専門工事に従事するため現場を転々と移動する場合も多く、雇用の流動性が高いこと、重層下請構造により雇用関係が複雑であること等から、建設事業者による雇用管理の取組が容易でない実態があること等から、長期にわたり、労働者の住所及び勤務先を把握し続けることが難しいため。

② 共済証紙の適正な貼付に向けた取組

過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者への手帳更新等の要請、被共済者の就労日数に応じた共済証紙の確実な貼付の周知及び受払簿の厳格な審査等により、共済証紙の適正な貼付のための取組を促進すること。

**【指標】**

- ・ 毎年度1回以上、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行うこと。

[目標設定等の考え方]

- ・ 一定期間以上、手帳が更新されていない場合、手帳への共済証紙の貼付が適正に行われていない可能性があることから、過去2年間手帳を更新していない共済契約者に対して、手帳の更新の要請を行うこととする。
- ・ 就労日数に応じた共済証紙の確実な貼付のため、共済契約者に対して、毎年度1回以上、周知を図ることを指標として設定することとする。

(3) 加入促進対策の効果的実施

建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。

**【指標】**

- ・ 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を54万5,000人以上とすること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 前中期目標期間中の取組水準及び建設技能労働者の減少傾向を踏まえ、指標を設定することとする。
- ※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成 25）年度～2017（平成 29）年度 12 月末現在）58 万 465 人
- ※ 建設技能労働者数の推移（2006（平成 18）～2016（平成 28）年度の 1 年平均の技能労働者数の減少率）-1.3%

（4）サービスの向上

① 業務処理の効率化

加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。

【指標】

- ・ 退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。
- ※ 前中期目標期間(2013（平成 25）～2017（平成 29）年度)に目標として定めた処理日数の最終期限（暦日）30 日

② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等

共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。

【指標】

- ・ ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度 66 万件以上とすること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。
- ※ 前中期目標期間中（2013（平成 25）～2016（平成 28）年度）における平均アクセス件数：661,819 件

③ 積極的な情報の収集及び活用

加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。

**【指標】**

- ・ 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 建退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。

### 3 清酒製造業退職金共済事業

機構は、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に係る業務に関し、人材の確保及び育成といった清酒製造業界を取り巻く課題を踏まえ、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び清酒製造業を営む中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行うこと。

#### （1）資産の運用

##### ① 資産運用の目標

資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に清退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目標とすること。

##### ② 健全な資産運用等

資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。

また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。

**【指標】**

- ・ 委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）（※）を確保すること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 基本ポートフォリオについて、清退共事業の運営に必要な利回りを中期的に確保し得るものとした上で、委託運用部分について、複合ベンチマーク収益率（※）を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。

※ 2020（令和2）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）とする。

【重要度 高】

共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。

（2）確実な退職金の支給に向けた取組

長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。

被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。

加えて、2017（平成29）年度に実施した被共済者の実態調査の結果を踏まえ、長期未更新者数縮減のための取組を検討するとともに、効果的な周知広報を行うこと。

【指標】

- ・ 長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。
- ・ 中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。

※ 過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移

2014（平成26）年度末 3,187人、2015（平成27）年度末 3,202人、

2016（平成28）年度末 3,199人、2017（平成29）年12月末 3,009人

（3）加入促進対策の効果的実施

清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。

**【指標】**

- ・ 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を 600 人以上とすること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。
- ※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成 25）年度～2017（平成 29）年 12 月末現在） 655 人
- ※ 実績値 2013（平成 25）年度：142 人、2014（平成 26）年度：137 人、  
2015（平成 27）年度：134 人、2016（平成 28）年度：131 人

（4）サービスの向上

① 業務処理の効率化

加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。

**【指標】**

- ・ 退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。
- ※ 前中期目標期間中(2013（平成 25）～2017（平成 29）年度)に目標として定めた処理日数の最終期限（暦日） 30 日

② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等

共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。

**【指標】**

- ・ ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度 1 万 6,000 件以上とすること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。
- ※ 前中期目標期間中（2013（平成 25）～2016（平成 28）年度）における平均アクセス件数：  
16,319 件

③ 積極的な情報の収集及び活用

加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計及び現況調査等の情報を整理した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。

【指標】

- ・ 毎年度 1 回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 清退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度 1 回以上、統計等の各種情報を整理、分析し、事業を改善することを指標とすることとする。

#### 4 林業退職金共済事業

機構は、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に係る業務に関し、人材の確保及び育成といった林業業界を取り巻く課題を踏まえ、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び林業を営む中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行うこと。

##### （1）資産の運用

###### ① 資産運用の目標

資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に林退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額、業務経費及び累積欠損金の計画的な解消を図るための費用の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目標とすること。

ただし、今後行われる予定の財政検証（中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 85 条に規定する掛金及び退職金等の額の検討をいう。以下同じ。）までの間は、上記によらず、被共済者の実態調査を行い、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合を退職金支

給に必要な流動性を確保した上でどの程度まで高くできるかについて、2018（平成 30）年度末までに検討し、必要に応じて見直しを行うこと。

## ② 健全な資産運用等

資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。

また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。

## ③ 累積欠損金の処理等

2019（平成 31）年度までに行われる予定の財政検証の結果を踏まえ、機構が 2005（平成 17）年 10 月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを財政検証の終了後 9 ヶ月以内に行い、見直し後の解消計画に沿って着実な累積欠損金の解消を図ること。

### 【指標】

- ・ 委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。
- ・ 見直し後の解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。  
（財政検証の翌年度以降）

### 〔目標設定等の考え方〕

- ・ 基本ポートフォリオを①の目標を達成し得るものとした上で、委託運用部分について、ベンチマーク収益率を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。  
見直し後の解消計画に基づき、累積欠損金の着実な解消が必要であることから、指標として設定することとする。

### 【重要度 高、難易度 高】

共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。

また、累積欠損金解消計画の見直しについては、資産運用面の検討のみならず、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組みも含め慎重な調整を要するものであるため、難易度を高とする。

## (2) 確実な退職金の支給に向けた取組

長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。

被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。

### 【指標】

- ・ 長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点で、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。
- ・ 中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。

### [目標設定等の考え方]

- ・ 共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。

※ 過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移

2014（平成26）年度末 2,369人、2015（平成27）年度末 2,338人、

2016（平成28）年度末 2,294人、2017（平成29）年12月末 2,242人

## (3) 加入促進対策の効果的実施

林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。

### 【指標】

- ・ 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を9,500人以上とすること。

### [目標設定等の考え方]

- ・ 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。

※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成25）年度～2017（平成29）年12月末現在）9,048人

※ 実績値 2013（平成25）年度：1,736人、2014（平成26）年度：1,820人、

2015（平成27）年度：2,372人、2016（平成28）年度：1,768人



#### (4) サービスの向上

##### ① 業務処理の効率化

加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。

##### 【指標】

- ・ 退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。

##### [目標設定等の考え方]

- ・ 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。

※ 前中期目標期間中(2013(平成 25)～2017(平成 29)年度)に目標として定めた処理日数の最終期限(暦日) 30 日

##### ② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等

共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。

##### 【指標】

- ・ ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度 3 万 2,000 件以上とすること。

##### [目標設定等の考え方]

- ・ 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。

※ 前中期目標期間中(2013(平成 25)～2016(平成 28)年度)における平均アクセス件数：32,557 件

##### ③ 積極的な情報の収集及び活用

加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。

### 【指標】

- ・ 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。

### [目標設定等の考え方]

- ・ 林退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。

## II 財産形成促進事業

### 1 融資業務の着実な実施

融資業務の運営に当たっては、勤労者世帯の持家取得について、自営業主世帯に比べて立ち後れが見られることに鑑み、勤労者の生活の安定に資するため、適正な貸付金利の設定となるよう、融資資金の調達及び貸付方法について、現在の金融情勢や機構の財務状況に適しているかなどを検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得ながら金融機関との調整を実施すること。

また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、職員研修を実施すること等により中期計画に定める審査業務の迅速化に向けた取組を継続して行うこと。

### 【指標】

- ・ 貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。

### [目標設定等の考え方]

- ・ 迅速な審査を行い、引き続き利用者の利便性を維持する必要があるため、前中期目標期間中(2013(平成25)～2016(平成28)年度)における平均審査期間を指標とすることとする。

### 2 利用促進対策の効果的实施

#### (1) 特別な支援を必要とする者への対応等

政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた利用促進対策に取り組むこと。

#### (2) 情報提供の質の向上

ホームページ、パンフレット、インターネット広告等の広告媒体については、閲覧状況及び閲覧者の意見等を不断にモニタリングし、内容を分析した上で、コンテンツの改善に反映させること等により、情報提供の質を向上させること。

### 【指標】

- ・ 財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度 700 件以上とすること。
- ・ 中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計 2,080 件以上とすること。
- ・ ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度 31 万件以上とすること。
- ・ 毎年度、ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）を 80%以上とすること。

### [目標設定等の考え方]

- ・ 利用促進のためには広く相談を受けることが重要であることから、相談受付件数については、前中期目標期間で最多であった 2016（平成 28）年度ベースの件数を目標とすることとする。
- ※ 2016（平成 28）年度実績 707 件
  - ・ 新規借入申込件数については、前中期目標期間中の取組水準及び新規貸付件数の減少傾向を踏まえ、指標を設定することとする。
- ※ 2014（平成 26）～2016（平成 28）年度における貸付決定件数に基づく年度平均減少率 10%
- ※ 実績値 2014（平成 26）年度：751 件、2015（平成 27 年度）：681 件、  
2016（平成 28）年度：614 件
  - ・ アクセス件数については、ホームページの利便性を図るため、これまでの実績を基に指標を設定することとする。
- ※ 2013（平成 25）～2016（平成 28）年度の平均アクセス件数 31 万件
  - ・ ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度については、利用者等の満足度を調査した上で、更なる向上を図るため、大多数の利用者から満足（わかりやすい等の割合）が得られる水準を指標として設定することとする。

## 3 財務運営

- (1) 自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。
- (2) 剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること。

## Ⅲ 雇用促進融資事業

雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進めるとともに、財政投融資の償還期限が 2019（平成 31）年度末であることを踏まえ、期限までに着実な償還を行うこと。

#### 第4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

##### 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等

機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施等の観点から見直しを検討し、実施すること。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の縮減を図ること。

##### 2 業務運営の効率化に伴う経費削減

業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。

##### 3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果及び取組状況を公表すること。

##### 4 業務の電子化に関する取組

###### （1）中退共電算システム

中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステムの再構築を行うこと。

###### （2）建退共の電子申請方式導入

建退共制度における掛金納付方法について、事務の煩雑さの軽減等を図るため電子申請方式の実証実験を実施し、その結果等を踏まえ、システム構築について、システムの安全かつ確実な稼動と情報セキュリティの確保を最優先し、電子申請方式を導入すること。

また、導入にあたっては、全ての共済契約者に対し電子申請方式に関する周知を行うとともに、電子申請方式の導入に関する意向を調査し、その結果を利用促進のための方策に反映すること。

###### （3）情報システムの整備及び管理

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うための検討を進めること。

#### (4) PMOの設置

情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備のための検討を進めること。

##### 【指標】

- ・ 中退共事業における中退共電算システムについて、2018（平成 30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（令和 2）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（令和 3）年度からシステム再構築を開始すること。
- ・ 建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入の可否について、2018（平成 30）年 6 月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、2018（平成 30）年 12 月までに検討結果を取りまとめること。
- ・ 建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入に向けたシステム構築について、システムの安全かつ確実な稼動と情報セキュリティの確保を最優先とするとともに、2020（令和 2）年度末までに電子申請方式を導入すること。
- ・ 電子申請方式に関する周知の実施率（全ての共済契約者）  
※共済契約者数（2018（平成 30）年度末）172,062 所
- ・ 電子申請方式の導入に関する意向調査の実施状況

##### [目標設定等の考え方]

- ・ 中退共事業における中退共電算システムについて、再構築の目的を達成するために必要な工程を指標として設定することとする。
- ・ 建退共制度における実証実験について、実験終了年度に検討結果を取りまとめることを指標として設定することとする。
- ・ 建退共制度の電子申請方式の導入に向けたシステム構築及び周知等の目的等を達成するために必要な要件や工程を設定することとする。
- ・ 電子申請方式を導入しない共済契約者については、意向調査等により理由を把握し、分析結果を電子申請方式の利用促進のための方策に反映させることとする。

#### 5 契約の適正化の推進

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。

- (1) 公正かつ透明な調達手続による適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施すること。特に、システム改修等の調達について

ては、安易に随意契約とせず、透明性を確保すること。また、契約監視委員会において、契約の適正な実施について点検を受けること。

(2) 契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。中期目標期間における一者応札の平均件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数よりも増加させないよう努めること。

(3) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。

「第3 I 4 (1) ③累積欠損金の処理等」で定めた事項に基づき、累積欠損金の着実な解消を図ること。また、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行うこと。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### 1 内部統制の強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議及び研修等を通じて、役職員で認識を共有すること。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。

### 2 情報セキュリティ対策の推進等

#### (1) 情報セキュリティ対策の推進

サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）の改正及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、同法等に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制及び手順の確立・浸透を図ること。

システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対処がなされるよう、リスク管理体制の強化を図ること。

また、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

#### (2) 災害時等における事業継続性の強化

災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じること。

### 3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携

退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用すること。

特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用すること。

#### 【指標】

- ・ 中退共の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度 15 回以上、財形持家融資制度の利用促進を図ること。

#### [目標設定等の考え方]

- ・ 前中期目標期間中の実績を踏まえ、指標を設定することとする。

※ 2015（平成 27）年度実績 15 回、2016（平成 28）年度実績 15 回

### 4 資産運用における社会的に優良な企業への投資

各退職金共済事業の資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、機構の特性を踏まえてどのように実施できるかを検討し、2018（平成 30）年度末までに結果をとりまとめ、可能な場合は実施すること。

### 5 人事に関する事項

各退職金共済事業及び財産形成促進事業等を実施するうえで必要となる専門性を高めるとともに職員の士気向上の観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定すること。

厚生労働省発職0623第4号  
令和4年6月23日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之  
( 公 印 省 略 )

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が達成すべき  
業務運営に関する目標（中期目標）の一部変更について

標記について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第3項の規定に基づき、意見を求める。



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構第4期中期目標新旧対照表(案)

(下線部は改正部分)

新(第4期変更案)	旧(第4期現行)
<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。</p> <p style="text-align: right;">令和4年 月 日 厚生労働大臣 後藤 茂之</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。</p> <p style="text-align: right;">平成30年3月1日 厚生労働大臣 加藤 勝信</p>

第1章～5章（略）

第6章 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項については、次のとおりとする。

1～3（略）

4 情報セキュリティの強化

情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等体制整備のための検討を進めること。

また、情報セキュリティ対策については、最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシー等各種規程類を見直すとともに、これに基づき、サイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化のためのハード及びソフトの両面での不断の見直しと、役職員の高い意識を保持し、情報セキュリティポリシー等の遵守の徹底のための適時・適切な研修・教育を継続すること。

さらに、情報セキュリティの強化のため、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

5、6（略）

第1章～5章（略）

第6章 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項については、次のとおりとする。

1～3（略）

4 情報セキュリティの強化

情報セキュリティ対策については、最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシー等各種規程類を見直すとともに、これに基づき、サイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化のためのハード及びソフトの両面での不断の見直しと、役職員の高い意識を保持し、情報セキュリティポリシー等の遵守の徹底のための適時・適切な研修・教育を継続すること。

また、情報セキュリティの強化のため、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

5、6（略）



平成30年3月1日付厚生労働省発職雇0301第1号指示  
変更：令和4年●月●日付厚生労働省発職●第●号指示

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

令和4年●月●日 ~~平成30年3月1日~~

厚生労働大臣 後藤 茂之 ~~加藤 勝信~~

## 第1章 政策体系における法人の位置付け及び役割

少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少や第4次産業革命の進展による産業構造と就業構造の急激な変化など、近年、我が国の労働市場を取り巻く環境が大きく変化している中、厚生労働省は、若者、女性、高齢者、障害者等の働く意欲のある全ての人々がその能力を最大限発揮できる環境の整備や、働き手一人一人の能力・スキルを産業構造の変化に合わせ、経済社会全体の生産性を向上させるための人材への投資といった取組を着実に実施していく必要がある。

機構は、高齢者の雇用確保に向けた企業支援、障害者に対する職業リハビリテーション、離職者等に対する職業訓練等を通じて、我が国経済の発展と労働者の職業の安定に貢献してきたという長い歴史と伝統を承継する法人であり、また、現在においては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号。以下「機構法」という。）に基づき、高齢者、障害者、求職者及びその他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに経済及び社会の発展に寄与するという目的のもと、全国において、高齢者、障害者、求職者及び地域の企業その他の関係団体等に対して総合的な支援を実施している我が国唯一の法人である。

このため、機構は、これまで培ってきた支援に係るノウハウや高い専門性を有する人材、全国規模で展開する地方組織といった機構の有する強みを最大限に活用して、我が国が直面する政策課題の解決に向けて取り組むことが求められている。

以上を踏まえ、第4期中期目標期間においては、主に以下の課題に重点を置きつつ、効果的かつ効率的に業務を遂行するものとする。

- ① 少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少が課題となる中、高齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる生涯現役社会を実現するため、65歳を超えた継続雇用延長や65歳以上への定年引上げに取り組む事業主に対する支援を充実する。
- ② 障害の有無に関係なく、希望や能力、適性等に応じて活躍できる社会の実現が求められる中、個別性の高い支援を必要とする障害者が増加していることを踏まえ、新たに障

害者を雇用する企業や、より困難性の高い障害者への個別対応等に直接的な支援の重点を置くとともに、地域の就労支援機関や企業が相互に連携し、障害者雇用に独自に取り組めるような環境・体制整備をさらに進める。

- ③ 第4次産業革命（IoT、ロボット、ビッグデータ、AI等）の進展に伴い、あらゆる産業でITとの組合せが進行していることを踏まえ、中小企業等の生産性や技能・技術の向上（以下「生産性向上等」という。）に向けた人材育成支援を充実させ、生産現場等の「IT力」の強化に取り組む。

（別紙1）政策体系図

（別紙2）一定の事業等のまとめ

（別紙3）指標の設定及び水準の考え方

## 第2章 中期目標の期間

通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。

## 第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

### 1 高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項

少子高齢化の進展により労働力人口が減少している中で我が国の成長力を確保していくためにも、意欲ある高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる環境の整備が必要であり、将来的に継続雇用年齢や定年年齢の引上げを進めていくため、事業主の自発的な動きが広がるよう、65歳を超えた継続雇用延長や65歳以上への定年引上げを行う事業主への支援の充実が重要になっている。

このため、第4期中期目標期間において、給付金の支給や高年齢者等の雇用に関する技術的事項についての相談・援助等により、65歳を超えた継続雇用延長や65歳以上への定年引上げを行う事業主への支援に重点的に取り組むこととする。

#### (1) 高年齢者等の雇用の安定等を図る事業主等に対する給付金の支給

高年齢者等の雇用の安定等を図る観点から、65歳を超えた継続雇用延長や65歳以上への定年引上げ等についての事業主等の自発的な動きが広がるよう、給付金による支援を実施すること。

##### ① 給付金の効果的活用の促進に向けた周知・広報

給付金の効果的活用を図るため、給付金制度及び申請手続の説明会を実施するなど、事業主等に対する積極的な周知・広報を図ること。

##### ② 効率的な給付金支給業務の運営

高年齢者等の雇用に関する事業主等への給付金支給業務については、法令の趣旨・目的に従い適正に実施するとともに、事務手続の合理化等を通じて効率的な運営を図ること。

### ③ 適正な支給業務の実施

高年齢者等の雇用に関する事業主等への給付金支給業務については、職業安定機関との連携及び適切な情報共有等により、適正な実施を図ること。

また、適正な審査、調査の実施により、不正受給を防止するとともに、不正受給が発生した場合は、的確に対応すること。

### 【指標】

- 1 事業主等に対する給付金の説明会について、毎年度650回以上実施すること。
- 2 創設1年目の給付金を除く申請1件当たりの平均処理期間を90日以内にする事。

## (2) 高年齢者等の雇用に係る相談・援助、意識啓発等

高年齢者等の安定した雇用の確保のため、事業主等に対する専門的・技術的な支援の重要性がより一層増していることから、事業主等に対して必要な支援を効果的に実施すること。

また、生涯現役社会の実現に向け、高年齢者雇用の促進に関しての社会全体での気運の醸成を図るための啓発・広報活動を実施すること。

### ① 事業主等に対する効果的な相談・援助等の実施

ア 65歳超雇用推進プランナー及び高年齢者雇用アドバイザーによる高年齢者等の雇用に関する専門的・技術的な相談・援助の実施

高年齢者雇用アドバイザーによる事業主等に対する高年齢者等の雇用の技術的問題全般に関する相談・援助に加え、65歳超雇用推進プランナーを新たに配置し、機構で蓄積している専門的知見を基に、事業主等に対する65歳を超えた継続雇用延長・65歳以上への定年引上げに係る具体的な制度改善提案による提案型の相談・援助を行うこと。また、制度改善提案を行うに当たっては、65歳超雇用推進マニュアル等の機構が開発したツールのほか、民間団体を活用し、効果的・効率的に取り組むこと。

イ 65歳超雇用推進プランナー及び高年齢者雇用アドバイザーによるサービスの質の向上

事業所の規模、業種や職種等を踏まえた人事労務管理方策等の高年齢者等の雇用を進めていく上での課題解決に資する実践的手法や、65歳超雇用推進プランナー及び高年齢者雇用アドバイザーが活用するツールを開発するとともに、65歳超雇用推進プランナー及び高年齢者雇用アドバイザーの相談・援助スキル、資質向上のための研修を実施すること。

ウ 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするための助言、援助

労働者が早い段階から自らの希望と能力に応じた多様な働き方を選択し実現できるように、高齢期における職業生活の設計のための助言、援助を行うこと。

## ② 生涯現役社会の実現に向けた気運を醸成するための啓発広報等

少子高齢化が進展し、労働力不足が課題となっている中、働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会の実現が重要であることから、その意義や重要性などを広く国民に周知・広報し、生涯現役社会の実現に向けた社会全体での気運の醸成を図るための取組を実施すること。

### ア 啓発広報活動等の実施

高齢者等の雇用に関する国民の理解の促進を図るため、高齢者雇用を支援する月間を設け、事業主等による高齢者雇用に関する取組の好事例の収集・選定・表彰等を行うとともに、高齢者等の雇用に関するシンポジウムを充実させる等、一層積極的かつ効果的に啓発活動を実施すること。また、刊行誌の発行、ホームページへの掲載、マスメディア等の活用、経済団体等との連携によって、啓発広報活動を積極的かつ効果的に展開すること。

### イ 高齢者等の雇用に係る事業主等による取組の好事例の展開

65歳を超えた継続雇用延長や65歳以上への定年引上げを推進するため、65歳超雇用推進マニュアルの内容をさらに充実させ、その周知・普及を進めるとともに、事例情報提供システムの強化等により、高齢者等の雇用に係る事業主等による取組の好事例の展開及び効果的な活用を促進すること。

### 【指標】

- 1 65歳を超えた継続雇用延長・65歳以上への定年引上げに係る具体的な制度改善提案について、30,000件以上を実施すること。
- 2 制度改善提案を行った事業主に対して追跡調査を実施し、40%以上の事業主から「提案を受けて見直しを進めた」旨の回答が得られるようにすること。

### 【重要度：高】

労働力人口が減少している中で我が国の成長力を確保していくためには、高齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる環境の整備が必要であり、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に盛り込まれた「65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業への支援を充実し、将来的に継続雇用年齢等の引上げを進めていくための環境整備を行っていく」ことに直接寄与する業務であり、極めて重要な業務であるため。

### 【難易度：高】

65歳を超えた継続雇用延長・65歳以上への定年引上げについては、事業主にとっては高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）で定める法定義務を超えた取組であることに加え、人件費の増加等を勘案した重大・慎重な経営判断を要する人事制度の改正を伴うものであり、取組を進めていくに当たっての難易度が特に高いため。

## 2 障害者職業センターの設置運營業務等に関する事項

一億総活躍社会の実現に向け、障害の有無に関係なく、希望や能力、適性等に応じて活躍できる社会としていくことが求められる中、特に、精神障害者等に対する個別性の高い雇用管理や職場適応を実現するための質の高い支援に対するニーズが増加している。

このため、新たに障害者を雇用する企業やより困難性の高い障害者への個別対応等に直接的な支援の重点を置くとともに、地域の就労支援機関や企業が相互に連携し、障害者雇用に独自に取り組めるような環境・体制整備をさらに進めることとする。

#### (1) 地域障害者職業センター等における障害者及び事業主に対する専門的支援

##### ① 障害者の個々の特性に応じた職業リハビリテーションの実施

地域障害者職業センター（以下「地域センター」という。）については、就労支援ニーズを的確に把握した上で、他の就労支援機関と連携しながら、より就職・職場定着に結びつく効果的な職業リハビリテーションをどの地域においても均等・公平に受けられるようにしつつ、他の機関では支援が困難な個別性の高い支援を必要とする障害者（精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者）に対する専門的支援を重点的に実施すること。

また、精神障害者、発達障害者等のうち、特に困難性の高い課題を有する者の具体的な状況について整理するとともに、効果的な支援方法について検討を進めること。

##### ② 障害者の雇用管理に関する支援の実施

地域センターにおいて、職業リハビリテーション専門機関の立場から、事業主に対する雇用管理に関する助言その他の援助を事業主のニーズに応じて的確に実施し、障害者の就職又は職場適応を促進すること。

その他、民間企業における障害者雇用管理の経験者等の人材情報を登録し、事業主が抱える課題に応じて経験者等による実務的な助言・援助が受けられる体制を新たに整備すること。

#### 【指標】

- 1 職業リハビリテーションサービスを実施した精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の数を96,000人以上（毎年度19,200人以上）とすること。
- 2 障害者の雇用管理に係る支援の実施事業所数を91,000所以上（毎年度18,200所以上）とすること。
- 3 職業準備支援の修了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の就職率を67%以上とすること。
- 4 ジョブコーチ支援事業の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の支援終了6か月後の職場定着率を85%以上とすること。

#### 【関連指標】

- 1 職業準備支援の修了者の障害別就職率（目標水準：精神障害者66%、発達障害者67%、高次脳機能障害者77%、身体障害者74%、知的障害者78%）
- 2 ジョブコーチ支援事業の終了者の障害別職場定着率（目標水準：精神障害者81%、発達障害者90%、高次脳機能障害者89%、身体障害者85%、知的障害者89%）



### 【重要度：高】

一億総活躍社会の実現に向け、障害の有無に関係なく、希望や能力、適性等に応じて活躍できる社会としていくことが求められる中、特に精神障害者等に対する個別性の高い雇用管理や職場適応を実現するための質の高い支援ニーズが増加しており、これに応えることは極めて重要であるため。

### 【難易度：高】

精神障害者等の個別性の高い支援を必要とする障害者への支援の一層の重点化を図りつつ、それ以外の障害者についても他の就労支援機関と連携しながら的確な支援を実施するとともに、新たに障害者を雇用する事業所を含め支援実施事業所数の増加を目指し、かつ、就職率、職場定着率を高い水準で維持することは、高度な専門性に加え、各支援場面における創意工夫、きめ細やかな対応を必要とするため。

## (2) 地域の関係機関に対する助言・援助等及び職業リハビリテーションの専門的な人材の育成

### ① 地域の関係機関に対する助言・援助等の実施

各地域における障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、教育機関、医療機関、その他の関係機関が障害特性等を踏まえたより効果的な職業リハビリテーションサービスを実施することができるよう、地域センターにおいて、これらの関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言その他の援助を積極的に行うとともに、障害者職業総合センター（以下「総合センター」という。）との共同によりこれらの関係機関の職員等への職業リハビリテーションに関する実践的な知識・技術等の向上のためのマニュアル・教材の作成及び提供並びに実務的研修を実施すること。

### ② 職業リハビリテーションの専門的な人材の育成

職業リハビリテーションの発展及び円滑な推進に資するため、総合センターにおいて、障害者職業カウンセラーの養成及び研修を実施するとともに、障害者就業・生活支援センターの職員や医療・福祉等の分野の支援担当者等を対象に、職業リハビリテーションに関する専門的・技術的研修を実施し、職業リハビリテーション人材の育成を図ること。

企業のニーズに応じて企業内にも障害者の職場定着に的確に対応できる体制を整える必要があることから、特に職場適応援助者（ジョブコーチ）の研修体系を見直し、修了者に対し実践ノウハウを付与するサポート研修を新たに実施することにより、その質的向上を図るとともに、受講希望者が特に多い大都市圏における研修受講機会の拡充を図ること。

### 【指標】

- 1 職業リハビリテーションに関する助言・援助等を実施した就労移行支援事業所等の設置総数に占める割合を51%以上とすること。

- 2 助言・援助等を受けた関係機関に対する追跡調査において、80%以上から「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の評価を得ること。
- 3 職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修及び同スキル向上研修の受講者数を3,000人以上(毎年度600人以上)とすること。
- 4 職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修及び同スキル向上研修の受講者の所属長に対する追跡調査において、80%以上から「障害者の職場定着に寄与した」旨の評価を得ること。

**【重要度：高】**

一億総活躍社会の実現に向け、障害の有無に関係なく、希望や能力、適性等に応じて活躍できる社会としていくことが求められる中、地域の就労支援機関や企業が相互に連携し、障害者雇用に独自に取り組めるような環境・体制整備をさらに進めることが望まれるところであり、そのための基礎となる職業リハビリテーションに係る人材の育成や支援ノウハウが十分でない就労移行支援事業所等に対する助言・援助等を推進していくことは極めて重要であるため。

- (3) 職業リハビリテーションに関する調査・研究及び新たな技法等の開発の実施とその普及・活用の推進
  - ① 職業リハビリテーションに関する調査・研究の実施  
職業リハビリテーションの充実、向上に資するため、職業リハビリテーションに関する調査・研究を実施すること。
  - ② 職業リハビリテーションに係る技法等の開発  
福祉、教育、医療の各分野から雇用に向けた障害者支援の流れを踏まえ、障害者雇用対策の対象者の拡大に資するため、先駆的な職業リハビリテーション技法等の開発を行い、これまで開発した支援技法のニーズに応じた改良を行うこと。
  - ③ 研究・開発成果の積極的な普及・活用  
事業主や関係機関に対して、研究・開発の成果の普及を図るための場を設けるとともに、職業リハビリテーションに関して職業リハビリテーションの関係者や事業主にとって利用しやすいマニュアルや教材等を作成・公開すること。また、成果を関係機関で共有化するため、具体的な活用状況を把握し、さらなる活用を図ること。

**【指標】**

- 1 外部の研究評価委員による各研究テーマの評価の平均点について5点以上を得ること。〔採点方法：研究テーマごとに3人の研究評価委員がそれぞれ、優れている＝2点、やや優れている＝1点、やや劣っている＝0点、劣っている＝0点で評価〕
- 2 外部の研究評価委員による評価を受ける研究テーマ数を25本以上とすること。
- 3 職業リハビリテーションに関するマニュアル、教材、ツール等について、30件以上(毎年度6件以上)作成すること。

**【難易度：高】**

これまでの支援技法では対処困難な事例等について、その課題解決に資するための最新の知見の集約、新たな技術・支援ツール及び先駆的な技法の開発が求められることに加え、外部の研究評価委員による評価に関する指標において全ての外部の研究評価委員から1点以上の評価を得、かつ、うち3分の2の委員から最高の評価である2点を得るという極めて高い目標を設定するため。

### 3 障害者雇用納付金関係業務に関する事項

障害者の雇用に関する事業主の社会連帯責任の円滑な実現を図る観点から、障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担を調整するとともに、障害者の雇用の促進等を図るため設けられた「障害者雇用納付金制度」に基づく、障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金及び各種助成金の支給等の機構が実施する納付金関係業務については、障害者の雇用の促進に寄与するために、法律の目的にのっとり、適正かつ効率的な運営を図ること。

#### (1) 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及び報奨金等の支給

障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の支給については、機構においてより厳正な審査及び効率的な手続等を行うことはもとより、事業主に対して障害者雇用納付金制度を十分に周知徹底し、理解の促進を図るため、関係機関との連携を図りつつ、事業主説明会を幅広く実施すること。

また、障害者雇用率は、平成30年4月1日より0.2%、平成33年4月より前にさらに0.1%引き上げられるが、障害者雇用納付金徴収業務については、第3期中期目標期間における目標（収納率99%以上）と同様の高い水準を目指すこととし、それに向けた適正な制度運営を行うとともに、厳正な審査、調査の実施により、99%以上の収納率の維持を目指すこと。

#### 【指標】

- 1 障害者雇用納付金に係る事業主説明会を毎年度480回以上実施すること。
- 2 障害者雇用納付金の収納率について、99%以上とすること。

#### (2) 障害者雇用納付金に基づく助成金の支給等

① 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給については、障害者雇用に係る事業主支援・援助の実施を通じて障害者の働く場の整備を図るため、適正かつ効率的に行うことはもとより、助成金制度、申請手続等を周知すること、事業主等が利用しやすい手続とすること、助成金を障害者雇用に効果的に活用できるように事業主等に対して助言・援助を行うこと、支給手続を迅速に行うこと、など事業主等に対するサービスの向上を図ること。

② 助成金については、職業安定機関との連携、適切な情報提供等により、適正な支給業務の実施を図ること。

また、適正な審査、調査の実施により、不正受給を防止するとともに、不正受給が

発生した場合は、的確に対応すること。

#### 【指標】

- 1 現地調査等による確認を必要とする助成金を除く1件当たりの平均処理期間を30日以内（新規助成金は3年度目以降から対象）とすること。
- 2 助成金の周知に係る事業主説明会を毎年度700回以上実施すること。

#### (3) 障害者雇用に関する各種講習、啓発及び障害者技能競技大会（アビリンピック）等

##### ① 障害者雇用に関する各種講習、啓発等

障害者を5人以上雇用する事業所に選任が義務づけられている障害者の職業生活全般にわたる相談・指導を行う障害者職業生活相談員の資格認定講習を実施すること。

障害者の雇用促進に役立つ就労支援機器の貸出しを行い、それらの就労支援機器の普及・啓発を図ること。

事業主や国民一般に対して障害者雇用の気運を醸成するため雇用支援月間を設けるとともに、障害者の職業的自立を支援するため、障害者雇用に関する様々な啓発活動を展開すること。

##### ② 障害者技能競技大会（アビリンピック）

障害者技能競技大会（以下「アビリンピック」という。）については、産業、職業及び技術等の変化や障害者の雇用・就業の動向等を踏まえた競技種目の重点化及び先駆的又は雇用拡大が期待される等の職種による技能デモンストレーション、障害者の職業能力及び雇用に関わる展示の実施等一層効率的かつ効果的な大会運営を行うことにより、障害者の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々の障害者の技能に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ること。

また、国際大会への選手の派遣も考慮して、国内大会の効果的な運営に努めること。

#### 【指標】

- 1 障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者数を28,000人以上（毎年度5,600人以上）とすること。
- 2 アビリンピック来場者に対するアンケート調査における障害者の技能への理解が深まった旨の評価を、90%以上とすること。

#### 4 職業能力開発業務に関する事項

少子高齢化の進展に伴う企業等の人手不足が深刻化するとともに、第4次産業革命（IoT、ロボット、ビッグデータ、AI等）の進展による技術革新に伴いビジネスモデルが大きく変化している中で、中小企業等が事業展開を図るためには、中小企業等が持つ技術力などの強みを活かしつつ、技術革新に対応できる労働者を確保、育成していくことが重要になっている。

こうした中、機構においては、全国組織としてのスケールメリットを活かした「組織力」、高度なものづくり分野における「専門性」及び「指導力」、職業訓練カリキュラムの「開発、実施、検証」等の「職業訓練の技術・知識」を有しており、地域の中小企業・団体等

との信頼関係の下、質の高い労働者を輩出、育成する役割を果たしてきたところであり、人材育成のノウハウが乏しい中小企業等にとって、こうした機構の役割は、ますます重要になっている。

このため、第4期中期目標期間において、公共職業訓練等を通じて、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の8等に基づき、機構をはじめ関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴いて、毎年度、厚生労働大臣が定める全国職業訓練実施計画に基づき、雇用のセーフティネットとしての機能を発揮することに加え、経済及び社会の発展に向け、技術革新に対応できる質の高い労働者を輩出するとともに、労働者の技能の向上等を図り、もって、中小企業等の生産性向上等を支援することに重点的に取り組むこととする。また、一億総活躍社会の実現に向けて、女性、若者等に対し積極的にものづくり分野における職業能力開発の機会を提供することとする。

#### (1) 離職者を対象とする職業訓練の実施

雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、雇用失業情勢に応じて、離職者に対し、適切かつ効果的な職業訓練コースを開発、実施し、再就職に結びつけるものとする。特に、ものづくり分野のIoT技術等第4次産業革命の進展に対応した職業訓練コースを開発、実施する。具体的には以下を重点的に実施すること。

- ① ものづくり分野における質の高いIT人材等を育成するため、IoT技術等第4次産業革命の進展に対応した職業訓練を実施すること。また、職業訓練カリキュラムについては、技術の進展に速やかに対応できるよう、随時、開発、見直しを行うこと。
- ② 訓練開始時から積極的に相談支援、キャリアコンサルティングを行い、訓練受講者の就職を支援し、就職率の向上に努めるとともに、安定した雇用につながるよう、就職者のうち正社員として就職した者の割合の向上に取り組むこと。
- ③ ものづくり分野での女性の就業を促進するため、女性の受講率を高めるための取組を行うこと。特に、育児をしながら働くことを希望する女性や子育てから仕事への復帰を目指す女性等が受講しやすい職業訓練コースの充実を図るとともに、託児サービスの提供等により職業訓練を受講しやすい環境の整備を推進すること。
- ④ 非正規雇用労働者の特性に応じた実践的な職業訓練等への「橋渡し」となる訓練や日本版デュアルシステムを実施すること。

#### 【指標】

- 1 ものづくり分野のIoT技術等第4次産業革命の進展に対応した離職者訓練コースの受講者数を、3,760人以上とすること。
- 2 訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率を、80%以上とすること。

#### 【重要度：高】

全国にわたり、離職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するために必要な職業訓練を実施し、雇用のセーフティネットとしての訓練機会を担保するという重要な役割を担っているため。

### 【難易度：高】

第4次産業革命の進展に対応したものづくり分野のIoT技術等に対応するための離職者訓練コースの実施に当たっては、技術革新が進む中で、様々な職歴・能力を持った求職者が6か月という短い訓練期間に必要な技能・技術を身につけることができるように、新たな職業訓練カリキュラムや訓練教材の開発等が必要になることに加え、受講者数を平成28年度実績の2倍以上とするチャレンジングな指標を設定しているため。

### (2) 高度技能者の養成のための職業訓練の実施

産業の基盤を支える人材を養成するために、職業能力開発大学校等において、理論と技能・技術を結びつけた実学融合の教育訓練システムにより、最新の技能・技術に対応できる高度なものづくりを支える人材（高度実践技能者）を養成する。具体的には以下を重点的に実施すること。

- ① 職業能力開発大学校等について、第4次産業革命の進展に対応した職業訓練コースの開発、見直しを進め、質の高い人材養成に取り組むこと。特に、ロボット技術（IoTやビッグデータ等関連技術を含む。）を活用した生産システムの構築、運用管理等ができる人材を養成するため、同人材を養成するための訓練コース（以下「生産ロボットシステムコース」という。）を開発、実施すること。
- ② 職業能力開発大学校等の修了者のうち就職希望者に対して、きめ細かい就職支援により、就職率の向上に努めるとともに、安定した雇用につながるよう、就職者のうち正社員として就職した者の割合の向上に取り組むこと。
- ③ 共同研究を通じた産学連携や他大学等関係機関との連携強化を推進する等、地域により広く開かれたものとする。

### 【指標】

- 1 全ての職業能力開発大学校（10校）において、生産ロボットシステムコースを開発、実施すること。
- 2 生産ロボットシステムコースの修了者数を、300人以上とすること。
- 3 職業能力開発大学校等の修了者のうち就職希望者の就職率を、95%以上とすること。

### 【重要度：高】

ロボット技術は、製造業の生産現場等における人手不足の解消、生産性の向上などの社会課題を解決する可能性を有しており、少子高齢化、生産年齢人口の減少が進展する中で、ロボット技術を活用できる高度な人材を養成することは、極めて重要であるため。

### 【難易度：高】

第4次産業革命の進展に対応した生産ロボットシステムコースを新たに開発することに加え、全ての職業能力開発大学校において同訓練コースを確実に実施するため、最新の技能・技術に対応し、適切に指導できる職業訓練指導員を育成するとともに、高度技能者の養成のための職業訓練としては新しい分野であり、かつ、より高度な内容である同訓練コースにおける定員の90%以上（300人以上）が受講し、さらに修了するとい

ったチャレンジングな目標を設定しているため。

### (3) 在職者を対象とする職業訓練及び事業主等との連携・支援の実施

生産性向上人材育成支援センターを拠点にして、都道府県労働局や地方公共団体、商工関係団体、経済産業局、教育訓練機関、金融機関等と連携し、生産性向上等に取り組む事業所を支援すること。

また、あらゆる産業で IT との組合せが進行していることを踏まえ、中小企業等の生産性向上等に向けた人材育成支援を充実させ、生産現場等で働く者に対する「IT 力」の強化等に取り組む。具体的には以下を重点的に実施すること。

- ① 我が国の基幹産業であり、国際競争力を有するものづくり分野においては、IoT やロボット、ビッグデータ、AI 等の技術革新にも対応したスキルが求められていることを踏まえ、IoT 技術等に対応した在職者訓練コースを開発すること。
- ② 事業主のニーズ等に基づき、中小企業等において中核的な役割を果たしている人材を対象に、高付加価値化、業務効率化等に必要な知識及び技能・技術を習得させる高度な職業訓練（在職者訓練）を実施すること。
- ③ 在職者訓練の効果を客観的に把握する観点から、受講者が習得した能力の職場での活用状況について確認・評価を実施すること。
- ④ 中小企業等の幅広い職務階層の人材を対象に、民間機関等を活用して、企業の生産性向上に必要な生産管理・品質管理、原価管理・コスト削減、組織マネジメント等に関する知識等を習得させる「生産性向上支援訓練」を実施すること。
- ⑤ 中小企業等における生産現場等で働く者向けの基礎的 IT リテラシーを習得するための訓練カリキュラムを新たに開発し、民間機関等を活用して、同訓練を実施し、その普及を図ること。
- ⑥ 事業主等との連携による訓練カリキュラムの開発や訓練の実施、その求めに応じた職業訓練指導員の派遣、訓練設備の貸与、訓練ノウハウ・情報の提供等を行うなど、事業主等が効果的に職業訓練を実施できるよう、連携・支援を行うこと。

#### 【指標】

- 1 IoT 技術等をはじめ、高付加価値化、業務効率化等に必要な知識及び技能・技術を習得させる在職者訓練の受講者数を、30 万人以上とすること。
- 2 在職者訓練を利用した事業主に対して追跡調査を実施し、在職者訓練を利用した事業主における企業の生産性向上等につながった旨の評価を、90%以上とすること。
- 3 生産性向上人材育成支援センターを利用して生産性向上等に取り組んだ事業所数を、15 万事業所以上とすること。

#### 【重要度：高】

「働き方改革実行計画」や「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）を踏まえ、中小企業等の生産性向上等に向けた人材育成の支援のため、中小企業等に対する相談支援機能の強化のほか、IoT やロボット、ビッグデータ、AI 等の技術の進展に対応した在職者向け訓練の充実や生産現場等で働く者向けの基礎的 IT リテラシーの習得の

ための取組など、「IT力」の強化等に向けた取組は重要であるため。

【難易度：高】

在職者訓練については、第4次産業革命の進展により日進月歩で発展する技術革新や求められるスキル（「IT力」等）の高度化に対応した訓練カリキュラムを開発する必要がある中で、第3期中期目標期間の実績を上回る水準を設定しているため。また、平成29年度から新たに取り組んでいる生産性向上人材育成支援センターに係る目標については、これまで機構が実施してきたものづくり分野以外の訓練カリキュラムの開発や、ものづくり分野以外の事業所の新たな開拓、働きかけが必要であることに加え、生産性向上等に取り組んだ事業所数を指標として設定するなど、チャレンジングな目標を設定しているため。

(4) 職業訓練指導員の養成、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等

全国の職業能力開発施設において、職業訓練指導員が不足する中で、質の高い職業訓練指導員を安定的に確保するため、職業能力開発総合大学校において、職業訓練指導員の養成、能力の向上を推進すること。そのほか、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等に取り組む。具体的には以下を実施すること。

- ① 国、都道府県等と連携し、職業訓練指導員の養成課程を効果的に運用するとともに、職業訓練指導員に関する広報の充実を通じて、幅広い層から職業訓練指導員を確保すること。
- ② 職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程（スキルアップ訓練）のコース内容や実施方法等の充実を図るとともに、各種技能競技大会やODA（政府開発援助）事業等への職業訓練指導員の派遣等を通じた人材育成や能力向上を推進するよう努めること。
- ③ 企業と連携して、最新技術等に対応できる任期付き等の職業訓練指導員の活用に努めること。
- ④ 政策的必要性の高い分野を中心に、職業訓練コースの開発、人材ニーズの把握、キャリア形成の過程の把握及び職業訓練技法の開発等効果的・効率的な職業訓練の実施に資する調査・研究を実施するとともに、その成果を民間教育訓練機関、都道府県等に提供する等、普及の強化に取り組むこと。
- ⑤ 国、関係機関（JICA）等の委託又は依頼を受けて、開発途上国からの研修生の受入れ等を実施すること。
- ⑥ 地域の産業界のニーズを踏まえつつ、官民の適切な役割分担の下、適切な職業訓練コースを設定すること。また、公共職業安定所等と連携し、職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校等における定員充足率の向上に努め、定員充足率が低調なものについては、訓練内容や訓練定員の見直し、訓練コースの廃止等の不断の見直しを行うこと。
- ⑦ 各都道府県労働局に設置される地域訓練協議会の枠組み等を活用して、都道府県や地域の労使団体、教育機関等の関係機関と十分に連携を図り、地域のニーズを踏まえた職業訓練の質の向上に努めること。
- ⑧ 職業能力開発業務の円滑な運営を図るため、機構法第11条に基づき機構に設置さ



れる運営委員会や、各職業能力開発促進センター等に設置される地方運営協議会を開催し、関係機関と十分に連携を図ること。

- ⑨ 民間教育訓練機関の教育訓練サービスの質を維持・向上させるため、国が実施する職業訓練サービスガイドライン研修等の取組について、必要な協力を行うこと。

#### 【指標】

- 1 職業訓練指導員養成課程修了者数を、500人以上とすること。
- 2 職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程（スキルアップ訓練）の受講者数を、25,000人以上とすること。

### 5 障害者職業能力開発業務に関する事項

「働き方改革実行計画」を踏まえ、障害者が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できることが普通の社会、障害者と共に働くことが当たり前の社会を目指していく必要がある中で、職業訓練を必要とする求職障害者は、障害の重度化、多様化の傾向があり、昨今の求職動向から精神障害者、発達障害者等に対する職業訓練の需要が高まっている。

この需要に応えるためには、機構が運営を行う障害者職業能力開発校（以下「機構営校」という。）のみならず、全ての職業能力開発校（障害者職業能力開発校及び一般の職業能力開発校）等において、精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者（以下「特別支援障害者」という。）に対する職業訓練の水準向上を図る必要がある。

このため、機構営校は、先導的な職業訓練の実施を通じて開発した特別支援障害者に対する指導技法等を職業能力開発校等に対してより一層普及させる。

具体的には、以下を重点的に実施すること。

- (1) 福祉、教育、医療の各分野から雇用に向けた障害者支援の流れを踏まえ、関係機関との一層緊密な連携を図り、特別支援障害者を重点的に受け入れること。
- (2) 機構営校は、広域障害者職業センターと併せて運営され、障害者の職業的自立を図るための職業評価、職業指導及び職業訓練を一貫した体系の中で実施する先導的な施設であることから、企業ニーズに的確に対応するとともに、障害者の職域拡大を念頭において、より就職に結びつく職業訓練の実施・指導技法等の開発に努めること。
- (3) 機構営校の訓練修了者のうち就職希望者について、職業紹介等の業務を担当する職業安定機関との緊密な連携を図り、就職率の向上に努めること。
- (4) 障害者職業訓練全般の水準向上に向け、国と機構との連携を強化し、機構ホームページの改訂を含む広報戦略の抜本的な見直しにより、他の職業能力開発校等への指導技法等の普及を推進し、特別支援障害者等向け訓練コースの設置等の支援に取り組むこと。
- (5) 指導技法等の普及を推進するに当たり、障害者の職業訓練を行う職業訓練指導員の計画的な確保・養成及び専門性の向上を図ること。

#### 【指標】

- 1 機構営校における特別支援障害者の定員に占める割合を、60%以上とすること。
- 2 機構営校における訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率を、75%以上とする

こと。

- 3 指導技法等の提供に係る支援メニュー（「障害者職業訓練推進交流プラザ」「指導技法等体験プログラム」）の受講機関数を、500 機関以上とすること。
- 4 指導技法等の提供に係る「職業訓練実践マニュアル」、「指導技法等体験プログラム」及び「専門訓練コース設置・運営サポート事業」の利用機関に対して追跡調査を実施し、「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の評価を、90%以上とすること。

**【重要度：高】**

「働き方改革実行計画」等を踏まえ、障害者が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍でき、障害者と共に働くことが当たり前の社会を目指していくため、機構営校においては、先導的な職業訓練の実施を通じて開発した特別支援障害者等に対する指導技法等を職業能力開発校等に対してより一層普及させるという重要な役割を担っているため。

6 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等に関する事項

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）に基づく職業訓練の認定を的確に実施すること。

また、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われるよう、機構が有する職業訓練ノウハウを活用し、必要な指導及び助言を行うとともに、全ての認定職業訓練について、実地による実施状況の確認を確実に実施すること。

第 4 章 業務運営の効率化に関する事項

通則法第 29 条第 2 項第 3 号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 効率的な業務実施体制の確立

機構本部の業務部門については、遅くとも平成 33 年度までに全ての雇用促進住宅の譲渡・廃止を完了することとされていることから、これに伴い当該業務の担当部門の体制の縮小を図りつつ、一億総活躍社会の実現、働き方改革に対応した業務の充実・強化など、業務量の変化に見合った効率的な実施体制となるよう点検し、必要な見直しを行うこと。

地方組織については、機構が専門的な雇用支援を全国で実施するための拠点として、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組むこと。

2 業務運営の効率化に伴う経費削減

一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務分、公租公課等の所要計上を必要とする経費等を除く。）については効率的な利用に努め、第 4 期中期目標期間の最終事業年度において、平成 29 年度予算と比べて 15%以上の額を節減すること。

業務経費（事業主等に支給する障害者雇用調整金等、宿舍等業務、新規に追加される業務、拡充業務分、公租公課等の所要計上を必要とする経費等を除く。）については、第 4 期中期目標期間の最終事業年度において、平成 29 年度予算と比べて 5%以上の額を節減

すること。

なお、上記による節減の対象外となる経費についても、不断の見直しにより厳しく抑制を図るものとする。

### 3 給与水準の適正化

職員の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、国民の理解と納得が得られるよう厳しく検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

### 4 契約の適正化

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。

#### (1) 調達等合理化計画

公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。

#### (2) 一般競争入札等

一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

#### (3) 監査

監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

### 5 保有資産の見直し

機構が保有する資産については、その必要性について不断の見直しを行うとともに、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる資産がある場合は、売却等の手続を行い、国庫納付すること。

### 6 インフラ長寿命化の推進

インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき、平成 32 年度までに個別施設毎のインフラ長寿命化計画を策定し、施設の効率的な維持管理を図ること。

### 7 事業の費用対効果

事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析し、その結果を事業実施内容の見直しや新たな事業展開につなげること。

## 第 5 章 財務内容の改善に関する事項

通則法第 29 条第 2 項第 4 号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。

## 1 中期計画予算の作成

「第4章 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行うこと。

## 2 障害者雇用納付金に係る積立金の管理・運用

障害者雇用納付金に係る積立金については、納付金が障害者の雇用に伴う、経済的な負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るために、法律に基づき、事業主から徴収しているものであることに鑑み、適正にその運用及び管理を行うこと。

## 3 雇用促進住宅の廃止

現存する雇用促進住宅については、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）等に基づき、現に入居者がいることを踏まえた上で、売却方法について常に工夫を行いつつ、譲渡を着実に推進し、遅くとも平成33年度までに全ての譲渡及び廃止を完了するとともに、譲渡により生じた収入については機構法等の規定に従い速やかに国庫納付すること。また、必要に応じて、災害等による被災者等に対する支援策として、可能な範囲内で雇用促進住宅を活用すること。

なお、譲渡・廃止が完了するまでの間は、独立採算による合理的な経営に努めること。

## 第6章 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項については、次のとおりとする。

### 1 関係機関との連携強化及び利用者ニーズの把握等を通じたサービスの向上

「第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」で掲げた目標を達成するためには、各地域の事業主、事業主団体等の関係機関及び地方公共団体との連携や、利用者のニーズに応じた適切なサービスの提供が必要不可欠である。このため、全国に展開している地方組織等の機構の持つ経営資源を最大限活用し、事業主及び事業主団体等の関係機関及び地方公共団体とのさらなる連携強化や利用者ニーズの的確な把握、利用者の利便性向上等に向けた必要な取組を、機構の創意工夫により実施すること。また、これらの取組が地域において相互に有機的に機能するよう、各種取組を総合的に実施すること。

### 2 業務運営におけるシナジーの一層の発揮に向けた取組

機構の各業務におけるノウハウ等を共有・結集し、各支援対象者に共通する支援技法や研究・開発成果を踏まえた活用方法についての検討など、引き続き、業務運営面の連携を深め、組織全体の一体化、活性化を図ること。

### 3 内部統制の充実・強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制の推進等に関する規定等を適時・適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等を通じて機構内で認識を共有すること。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかどうか点検及び検証を行い、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。さらに、リスクの未然防止のため、機構内の縦割りを排除してリスク情報の共有化を徹底するとともに、不測の事態の発生に際して迅速かつ的確に対応できるよう、各部署間の連携強化に努めること。

#### 4 情報セキュリティの強化

情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等体制整備のための検討を進めること。

また、情報セキュリティ対策については、最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシー等各種規程類を見直すとともに、これに基づき、サイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化のためのハード及びソフトの両面での不断の見直しと、役職員の高い意識を保持し、情報セキュリティポリシー等の遵守の徹底のための適時・適切な研修・教育を継続すること。

さらに、また、情報セキュリティの強化のため、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

#### 5 職員の適正な労働条件の確保

職員の労働条件については、労働関係法令等の趣旨に従い適正に確保するよう、引き続き留意すること。

#### 6 既往の閣議決定等

既往の閣議決定等をはじめとする政府方針や厚生労働省の方針に従い、着実に業務を実施すること。

## (別案 1)

### 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 第4期中期目標

平成 30 年 3 月 1 日付厚生労働省発職雇 0301 第 1 号指示  
変更:令和 4 年 月 日付厚生労働省発職 第 号指示

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

令和 4 年 月 日

厚生労働大臣 後藤 茂之

#### 第1章 政策体系における法人の位置付け及び役割

少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少や第4次産業革命の進展による産業構造と就業構造の急激な変化など、近年、我が国の労働市場を取り巻く環境が大きく変化している中、厚生労働省は、若者、女性、高齢者、障害者等の働く意欲のある全ての人々がその能力を最大限発揮できる環境の整備や、働き手一人一人の能力・スキルを産業構造の変化に合わせ、経済社会全体の生産性を向上させるための人材への投資といった取組を着実に実施していく必要がある。

機構は、高齢者の雇用確保に向けた企業支援、障害者に対する職業リハビリテーション、離職者等に対する職業訓練等を通じて、我が国経済の発展と労働者の職業の安定に貢献してきたという長い歴史と伝統を承継する法人であり、また、現在においては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号。以下「機構法」という。）に基づき、高齢者、障害者、求職者及びその他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに経済及び社会の発展に寄与するという目的のもと、全国において、高齢者、障害者、求職者及び地域の企業その他の関係団体等に対して総合的な支援を実施している我が国唯一の法人である。

このため、機構は、これまで培ってきた支援に係るノウハウや高い専門性を有する人材、全国規模で展開する地方組織といった機構の有する強みを最大限に活用して、我が国が直面する政策課題の解決に向けて取り組むことが求められている。

以上を踏まえ、第4期中期目標期間においては、主に以下の課題に重点を置きつつ、効果的かつ効率的に業務を遂行するものとする。

- ① 少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少が課題となる中、高齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる生涯現役社会を実現するため、65歳を超えた継続雇用延長や65歳以上への定年引上げに取り組む事業主に対する支援を充実する。
- ② 障害の有無に関係なく、希望や能力、適性等に応じて活躍できる社会の実現が求めら

れる中、個別性の高い支援を必要とする障害者が増加していることを踏まえ、新たに障害者を雇用する企業や、より困難性の高い障害者への個別対応等に直接的な支援の重点を置くとともに、地域の就労支援機関や企業が相互に連携し、障害者雇用に独自に取り組めるような環境・体制整備をさらに進める。

- ③ 第4次産業革命（IoT、ロボット、ビッグデータ、AI等）の進展に伴い、あらゆる産業でITとの組合せが進行していることを踏まえ、中小企業等の生産性や技能・技術の向上（以下「生産性向上等」という。）に向けた人材育成支援を充実させ、生産現場等の「IT力」の強化に取り組む。

（別紙1）政策体系図

（別紙2）一定の事業等のまとめ

（別紙3）指標の設定及び水準の考え方

## 第2章 中期目標の期間

通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。

## 第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

### 1 高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項

少子高齢化の進展により労働力人口が減少している中で我が国の成長力を確保していくためにも、意欲ある高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる環境の整備が必要であり、将来的に継続雇用年齢や定年年齢の引上げを進めていくため、事業主の自発的な動きが広がるよう、65歳を超えた継続雇用延長や65歳以上への定年引上げを行う事業主への支援の充実が重要になっている。

このため、第4期中期目標期間において、給付金の支給や高年齢者等の雇用に関する技術的事項についての相談・援助等により、65歳を超えた継続雇用延長や65歳以上への定年引上げを行う事業主への支援に重点的に取り組むこととする。

#### (1) 高年齢者等の雇用の安定等を図る事業主等に対する給付金の支給

高年齢者等の雇用の安定等を図る観点から、65歳を超えた継続雇用延長や65歳以上への定年引上げ等についての事業主等の自発的な動きが広がるよう、給付金による支援を実施すること。

##### ① 給付金の効果的活用の促進に向けた周知・広報

給付金の効果的活用を図るため、給付金制度及び申請手続の説明会を実施するなど、事業主等に対する積極的な周知・広報を図ること。

② 効率的な給付金支給業務の運営

高齢者等の雇用に関する事業者等への給付金支給業務については、法令の趣旨・目的に従い適正に実施するとともに、事務手続の合理化等を通じて効率的な運営を図ること。

③ 適正な支給業務の実施

高齢者等の雇用に関する事業者等への給付金支給業務については、職業安定機関との連携及び適切な情報共有等により、適正な実施を図ること。

また、適正な審査、調査の実施により、不正受給を防止するとともに、不正受給が発生した場合は、的確に対応すること。

【指標】

- 1 事業者等に対する給付金の説明会について、毎年度650回以上実施すること。
- 2 創設1年目の給付金を除く申請1件当たりの平均処理期間を90日以内にする。

(2) 高齢者等の雇用に係る相談・援助、意識啓発等

高齢者等の安定した雇用の確保のため、事業者等に対する専門的・技術的な支援の重要性がより一層増していることから、事業者等に対して必要な支援を効果的に実施すること。

また、生涯現役社会の実現に向け、高齢者雇用の促進に関しての社会全体での気運の醸成を図るための啓発・広報活動を実施すること。

① 事業者等に対する効果的な相談・援助等の実施

ア 65歳超雇用推進プランナー及び高齢者雇用アドバイザーによる高齢者等の雇用に関する専門的・技術的な相談・援助の実施

高齢者雇用アドバイザーによる事業者等に対する高齢者等の雇用の技術的問題全般に関する相談・援助に加え、65歳超雇用推進プランナーを新たに配置し、機構で蓄積している専門的知見を基に、事業者等に対する65歳を超えた継続雇用延長・65歳以上への定年引上げに係る具体的な制度改善提案による提案型の相談・援助を行うこと。また、制度改善提案を行うに当たっては、65歳超雇用推進マニュアル等の機構が開発したツールのほか、民間団体を活用し、効果的・効率的に取り組むこと。

イ 65歳超雇用推進プランナー及び高齢者雇用アドバイザーによるサービスの質の向上

事業所の規模、業種や職種等を踏まえた人事労務管理方策等の高齢者等の雇用を進めていく上での課題解決に資する実践的手法や、65歳超雇用推進プランナー及び高齢者雇用アドバイザーが活用するツールを開発するとともに、65歳超雇用推進プランナー及び高齢者雇用アドバイザーの相談・援助スキル、資質向上のための研修を実施すること。

ウ 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするための助言、援助

労働者が早い段階から自らの希望と能力に応じた多様な働き方を選択し実現で



きるよう、高齢期における職業生活の設計のための助言、援助を行うこと。

② 生涯現役社会の実現に向けた気運を醸成するための啓発広報等

少子高齢化が進展し、労働力不足が課題となっている中、働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会の実現が重要であることから、その意義や重要性などを広く国民に周知・広報し、生涯現役社会の実現に向けた社会全体での気運の醸成を図るための取組を実施すること。

ア 啓発広報活動等の実施

高齢者等の雇用に関する国民の理解の促進を図るため、高齢者雇用を支援する月間を設け、事業主等による高齢者雇用に関する取組の好事例の収集・選定・表彰等を行うとともに、高齢者等の雇用に関するシンポジウムを充実させる等、一層積極的かつ効果的に啓発活動を実施すること。また、刊行誌の発行、ホームページへの掲載、マスメディア等の活用、経済団体等との連携によって、啓発広報活動を積極的かつ効果的に展開すること。

イ 高齢者等の雇用に係る事業主等による取組の好事例の展開

65歳を超えた継続雇用延長や65歳以上への定年引上げを推進するため、65歳超雇用推進マニュアルの内容をさらに充実させ、その周知・普及を進めるとともに、事例情報提供システムの強化等により、高齢者等の雇用に係る事業主等による取組の好事例の展開及び効果的な活用を促進すること。

【指標】

- 1 65歳を超えた継続雇用延長・65歳以上への定年引上げに係る具体的な制度改善提案について、30,000件以上を実施すること。
- 2 制度改善提案を行った事業主に対して追跡調査を実施し、40%以上の事業主から「提案を受けて見直しを進めた」旨の回答が得られるようにすること。

【重要度：高】

労働力人口が減少している中で我が国の成長力を確保していくためには、高齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる環境の整備が必要であり、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に盛り込まれた「65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業への支援を充実し、将来的に継続雇用年齢等の引上げを進めていくための環境整備を行っていく」ことに直接寄与する業務であり、極めて重要な業務であるため。

【難易度：高】

65歳を超えた継続雇用延長・65歳以上への定年引上げについては、事業主にとっては高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）で定める法定義務を超えた取組であることに加え、人件費の増加等を勘案した重大・慎重な経営判断を要する人事制度の改正を伴うものであり、取組を進めていくに当たっての難易度が特に高いため。

## 2 障害者職業センターの設置運營業務等に関する事項

一億総活躍社会の実現に向け、障害の有無に関係なく、希望や能力、適性等に応じて活躍できる社会としていくことが求められる中、特に、精神障害者等に対する個別性の高い雇用管理や職場適応を実現するための質の高い支援に対するニーズが増加している。

このため、新たに障害者を雇用する企業やより困難性の高い障害者への個別対応等に直接的な支援の重点を置くとともに、地域の就労支援機関や企業が相互に連携し、障害者雇用に独自に取り組めるような環境・体制整備をさらに進めることとする。

### (1) 地域障害者職業センター等における障害者及び事業主に対する専門的支援

#### ① 障害者の個々の特性に応じた職業リハビリテーションの実施

地域障害者職業センター（以下「地域センター」という。）については、就労支援ニーズを的確に把握した上で、他の就労支援機関と連携しながら、より就職・職場定着に結びつく効果的な職業リハビリテーションをどの地域においても均等・公平に受けられるようにしつつ、他の機関では支援が困難な個別性の高い支援を必要とする障害者（精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者）に対する専門的支援を重点的に実施すること。

また、精神障害者、発達障害者等のうち、特に困難性の高い課題を有する者の具体的な状況について整理するとともに、効果的な支援方法について検討を進めること。

#### ② 障害者の雇用管理に関する支援の実施

地域センターにおいて、職業リハビリテーション専門機関の立場から、事業主に対する雇用管理に関する助言その他の援助を事業主のニーズに応じた的確に実施し、障害者の就職又は職場適応を促進すること。

その他、民間企業における障害者雇用管理の経験者等の人材情報を登録し、事業主が抱える課題に応じて経験者等による実務的な助言・援助が受けられる体制を新たに整備すること。

### 【指標】

- 1 職業リハビリテーションサービスを実施した精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の数を96,000人以上（毎年度19,200人以上）とすること。
- 2 障害者の雇用管理に係る支援の実施事業所数を91,000所以上（毎年度18,200所以上）とすること。
- 3 職業準備支援の修了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の就職率を67%以上とすること。
- 4 ジョブコーチ支援事業の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の支援終了6か月後の職場定着率を85%以上とすること。

### 【関連指標】

- 1 職業準備支援の修了者の障害別就職率（目標水準：精神障害者66%、発達障害者67%、高次脳機能障害者77%、身体障害者74%、知的障害者78%）
- 2 ジョブコーチ支援事業の終了者の障害別職場定着率（目標水準：精神障害者81%、

発達障害者90%、高次脳機能障害者89%、身体障害者85%、知的障害者89%)

**【重要度：高】**

一億総活躍社会の実現に向け、障害の有無に関係なく、希望や能力、適性等に応じて活躍できる社会としていくことが求められる中、特に精神障害者等に対する個別性の高い雇用管理や職場適応を実現するための質の高い支援ニーズが増加しており、これに応えることは極めて重要であるため。

**【難易度：高】**

精神障害者等の個別性の高い支援を必要とする障害者への支援の一層の重点化を図りつつ、それ以外の障害者についても他の就労支援機関と連携しながら的確な支援を実施するとともに、新たに障害者を雇用する事業所を含め支援実施事業所数の増加を目指し、かつ、就職率、職場定着率を高い水準で維持することは、高度な専門性に加え、各支援場面における創意工夫、きめ細やかな対応を必要とするため。

(2) 地域の関係機関に対する助言・援助等及び職業リハビリテーションの専門的な人材の育成

① 地域の関係機関に対する助言・援助等の実施

各地域における障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、教育機関、医療機関、その他の関係機関が障害特性等を踏まえたより効果的な職業リハビリテーションサービスを実施することができるよう、地域センターにおいて、これらの関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言その他の援助を積極的に行うとともに、障害者職業総合センター（以下「総合センター」という。）との共同によりこれらの関係機関の職員等への職業リハビリテーションに関する実践的な知識・技術等の向上のためのマニュアル・教材の作成及び提供並びに実務的研修を実施すること。

② 職業リハビリテーションの専門的な人材の育成

職業リハビリテーションの発展及び円滑な推進に資するため、総合センターにおいて、障害者職業カウンセラーの養成及び研修を実施するとともに、障害者就業・生活支援センターの職員や医療・福祉等の分野の支援担当者等を対象に、職業リハビリテーションに関する専門的・技術的研修を実施し、職業リハビリテーション人材の育成を図ること。

企業のニーズに応じて企業内にも障害者の職場定着に的確に対応できる体制を整える必要があることから、特に職場適応援助者(ジョブコーチ)の研修体系を見直し、修了者に対し実践ノウハウを付与するサポート研修を新たに実施することにより、その質的向上を図るとともに、受講希望者が特に多い大都市圏における研修受講機会の拡充を図ること。

**【指標】**

1 職業リハビリテーションに関する助言・援助等を実施した就労移行支援事業所等の

設置総数に占める割合を51%以上とすること。

- 2 助言・援助等を受けた関係機関に対する追跡調査において、80%以上から「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の評価を得ること。
- 3 職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修及び同スキル向上研修の受講者数を3,000人以上(毎年度600人以上)とすること。
- 4 職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修及び同スキル向上研修の受講者の所属長に対する追跡調査において、80%以上から「障害者の職場定着に寄与した」旨の評価を得ること。

#### 【重要度：高】

一億総活躍社会の実現に向け、障害の有無に関係なく、希望や能力、適性等に応じて活躍できる社会としていくことが求められる中、地域の就労支援機関や企業が相互に連携し、障害者雇用に独自に取り組めるような環境・体制整備をさらに進めることが望まれるところであり、そのための基礎となる職業リハビリテーションに係る人材の育成や支援ノウハウが十分でない就労移行支援事業所等に対する助言・援助等を推進していくことは極めて重要であるため。

### (3) 職業リハビリテーションに関する調査・研究及び新たな技法等の開発の実施とその普及・活用の推進

#### ① 職業リハビリテーションに関する調査・研究の実施

職業リハビリテーションの充実、向上に資するため、職業リハビリテーションに関する調査・研究を実施すること。

#### ② 職業リハビリテーションに係る技法等の開発

福祉、教育、医療の各分野から雇用に向けた障害者支援の流れを踏まえ、障害者雇用対策の対象者の拡大に資するため、先駆的な職業リハビリテーション技法等の開発を行い、これまで開発した支援技法のニーズに応じた改良を行うこと。

#### ③ 研究・開発成果の積極的な普及・活用

事業主や関係機関に対して、研究・開発の成果の普及を図るための場を設けるとともに、職業リハビリテーションに関して職業リハビリテーションの関係者や事業主にとって利用しやすいマニュアルや教材等を作成・公開すること。また、成果を関係機関で共有化するため、具体的な活用状況を把握し、さらなる活用を図ること。

#### 【指標】

- 1 外部の研究評価委員による各研究テーマの評価の平均点について5点以上を得ること。〔採点方法：研究テーマごとに3人の研究評価委員がそれぞれ、優れている＝2点、やや優れている＝1点、やや劣っている＝0点、劣っている＝0点で評価〕
- 2 外部の研究評価委員による評価を受ける研究テーマ数を25本以上とすること。
- 3 職業リハビリテーションに関するマニュアル、教材、ツール等について、30件以上(毎年度6件以上)作成すること。

### 【難易度：高】

これまでの支援技法では対処困難な事例等について、その課題解決に資するための最新の知見の集約、新たな技術・支援ツール及び先駆的な技法の開発が求められることに加え、外部の研究評価委員による評価に関する指標において全ての外部の研究評価委員から1点以上の評価を得、かつ、うち3分の2の委員から最高の評価である2点を得るという極めて高い目標を設定するため。

## 3 障害者雇用納付金関係業務に関する事項

障害者の雇用に関する事業主の社会連帯責任の円滑な実現を図る観点から、障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担を調整するとともに、障害者の雇用の促進等を図るため設けられた「障害者雇用納付金制度」に基づく、障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金及び各種助成金の支給等の機構が実施する納付金関係業務については、障害者の雇用の促進に寄与するために、法律の目的ののっとり、適正かつ効率的な運営を図ること。

### (1) 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及び報奨金等の支給

障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の支給については、機構においてより厳正な審査及び効率的な手続等を行うことはもとより、事業主に対して障害者雇用納付金制度を十分に周知徹底し、理解の促進を図るため、関係機関との連携を図りつつ、事業主説明会を幅広く実施すること。

また、障害者雇用率は、平成30年4月1日より0.2%、平成33年4月より前にさらに0.1%引き上げられるが、障害者雇用納付金徴収業務については、第3期中期目標期間における目標（収納率99%以上）と同様の高い水準を目指すこととし、それに向けた適正な制度運営を行うとともに、厳正な審査、調査の実施により、99%以上の収納率の維持を目指すこと。

### 【指標】

- 1 障害者雇用納付金に係る事業主説明会を毎年度480回以上実施すること。
- 2 障害者雇用納付金の収納率について、99%以上とすること。

### (2) 障害者雇用納付金に基づく助成金の支給等

- ① 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給については、障害者雇用に係る事業主支援・援助の実施を通じて障害者の働く場の整備を図るため、適正かつ効率的に行うことはもとより、助成金制度、申請手続等を周知すること、事業主等が利用しやすい手続とすること、助成金を障害者雇用に効果的に活用できるように事業主等に対して助言・援助を行うこと、支給手続を迅速に行うこと、など事業主等に対するサービスの向上を図ること。
- ② 助成金については、職業安定機関との連携、適切な情報提供等により、適正な支給業務の実施を図ること。

また、適正な審査、調査の実施により、不正受給を防止するとともに、不正受給が発生した場合は、的確に対応すること。

#### 【指標】

- 1 現地調査等による確認を必要とする助成金を除く1件当たりの平均処理期間を30日以内（新規助成金は3年度目以降から対象）とすること。
- 2 助成金の周知に係る事業主説明会を毎年度700回以上実施すること。

#### (3) 障害者雇用に関する各種講習、啓発及び障害者技能競技大会（アビリンピック）等

##### ① 障害者雇用に関する各種講習、啓発等

障害者を5人以上雇用する事業所に選任が義務づけられている障害者の職業生活全般にわたる相談・指導を行う障害者職業生活相談員の資格認定講習を実施すること。

障害者の雇用促進に役立つ就労支援機器の貸出しを行い、それらの就労支援機器の普及・啓発を図ること。

事業主や国民一般に対して障害者雇用の気運を醸成するため雇用支援月間を設けるとともに、障害者の職業的自立を支援するため、障害者雇用に関する様々な啓発活動を展開すること。

##### ② 障害者技能競技大会（アビリンピック）

障害者技能競技大会（以下「アビリンピック」という。）については、産業、職業及び技術等の変化や障害者の雇用・就業の動向等を踏まえた競技種目の重点化及び先駆的又は雇用拡大が期待される等の職種による技能デモンストレーション、障害者の職業能力及び雇用に関わる展示の実施等一層効率的かつ効果的な大会運営を行うことにより、障害者の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々の障害者の技能に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ること。

また、国際大会への選手の派遣も考慮して、国内大会の効果的な運営に努めること。

#### 【指標】

- 1 障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者数を28,000人以上（毎年度5,600人以上）とすること。
- 2 アビリンピック来場者に対するアンケート調査における障害者の技能への理解が深まった旨の評価を、90%以上とすること。

#### 4 職業能力開発業務に関する事項

少子高齢化の進展に伴う企業等の人手不足が深刻化するとともに、第4次産業革命（IoT、ロボット、ビッグデータ、AI等）の進展による技術革新に伴いビジネスモデルが大きく変化している中で、中小企業等が事業展開を図るためには、中小企業等が持つ技術力などの強みを活かしつつ、技術革新に対応できる労働者を確保、育成していくことが重要になっている。

こうした中、機構においては、全国組織としてのスケールメリットを活かした「組織力」、高度なものづくり分野における「専門性」及び「指導力」、職業訓練カリキュラムの「開

発、実施、検証」等の「職業訓練の技術・知識」を有しており、地域の中小企業・団体等との信頼関係の下、質の高い労働者を輩出、育成する役割を果たしてきたところであり、人材育成のノウハウが乏しい中小企業等にとって、こうした機構の役割は、ますます重要になっている。

このため、第4期中期目標期間において、公共職業訓練等を通じて、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の8等に基づき、機構をはじめ関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴いて、毎年度、厚生労働大臣が定める全国職業訓練実施計画に基づき、雇用のセーフティネットとしての機能を発揮することに加え、経済及び社会の発展に向け、技術革新に対応できる質の高い労働者を輩出するとともに、労働者の技能の向上等を図り、もって、中小企業等の生産性向上等を支援することに重点的に取り組むこととする。また、一億総活躍社会の実現に向けて、女性、若者等に対し積極的にものづくり分野における職業能力開発の機会を提供することとする。

#### (1) 離職者を対象とする職業訓練の実施

雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、雇用失業情勢に応じて、離職者に対し、適切かつ効果的な職業訓練コースを開発、実施し、再就職に結びつけるものとする。特に、ものづくり分野のIoT技術等第4次産業革命の進展に対応した職業訓練コースを開発、実施する。具体的には以下を重点的に実施すること。

- ① ものづくり分野における質の高いIT人材等を育成するため、IoT技術等第4次産業革命の進展に対応した職業訓練を実施すること。また、職業訓練カリキュラムについては、技術の進展に速やかに対応できるよう、随時、開発、見直しを行うこと。
- ② 訓練開始時から積極的に相談支援、キャリアコンサルティングを行い、訓練受講者の就職を支援し、就職率の向上に努めるとともに、安定した雇用につながるよう、就職者のうち正社員として就職した者の割合の向上に取り組むこと。
- ③ ものづくり分野での女性の就業を促進するため、女性の受講率を高めるための取組を行うこと。特に、育児をしながら働くことを希望する女性や子育てから仕事への復帰を目指す女性等が受講しやすい職業訓練コースの充実を図るとともに、託児サービスの提供等により職業訓練を受講しやすい環境の整備を推進すること。
- ④ 非正規雇用労働者の特性に応じた実践的な職業訓練等への「橋渡し」となる訓練や日本版デュアルシステムを実施すること。

#### 【指標】

- 1 ものづくり分野のIoT技術等第4次産業革命の進展に対応した離職者訓練コースの受講者数を、3,760人以上とすること。
- 2 訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率を、80%以上とすること。

#### 【重要度：高】

全国にわたり、離職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するために必要な職業訓練を実施し、雇用のセーフティネットとしての訓練機会を担保するという重要な役割を担っているため。

**【難易度：高】**

第4次産業革命の進展に対応したものづくり分野のIoT技術等に対応するための離職者訓練コースの実施に当たっては、技術革新が進む中で、様々な職歴・能力を持った求職者が6か月という短い訓練期間で必要な技能・技術を身につけることができるように、新たな職業訓練カリキュラムや訓練教材の開発等が必要になることに加え、受講者数を平成28年度実績の2倍以上とするチャレンジングな指標を設定しているため。

(2) 高度技能者の養成のための職業訓練の実施

産業の基盤を支える人材を養成するために、職業能力開発大学校等において、理論と技能・技術を結びつけた実学融合の教育訓練システムにより、最新の技能・技術に対応できる高度なものづくりを支える人材（高度実践技能者）を養成する。具体的には以下を重点的に実施すること。

- ① 職業能力開発大学校等について、第4次産業革命の進展に対応した職業訓練コースの開発、見直しを進め、質の高い人材養成に取り組むこと。特に、ロボット技術（IoTやビッグデータ等関連技術を含む。）を活用した生産システムの構築、運用管理等ができる人材を養成するため、同人材を養成するための訓練コース（以下「生産ロボットシステムコース」という。）を開発、実施すること。
- ② 職業能力開発大学校等の修了者のうち就職希望者に対して、きめ細かい就職支援により、就職率の向上に努めるとともに、安定した雇用につながるよう、就職者のうち正社員として就職した者の割合の向上に取り組むこと。
- ③ 共同研究を通じた産学連携や他大学等関係機関との連携強化を推進する等、地域により広く開かれたものとする。

**【指標】**

- 1 全ての職業能力開発大学校（10校）において、生産ロボットシステムコースを開発、実施すること。
- 2 生産ロボットシステムコースの修了者数を、300人以上とすること。
- 3 職業能力開発大学校等の修了者のうち就職希望者の就職率を、95%以上とすること。

**【重要度：高】**

ロボット技術は、製造業の生産現場等における人手不足の解消、生産性の向上などの社会課題を解決する可能性を有しており、少子高齢化、生産年齢人口の減少が進展する中で、ロボット技術を活用できる高度な人材を養成することは、極めて重要であるため。

**【難易度：高】**

第4次産業革命の進展に対応した生産ロボットシステムコースを新たに開発することに加え、全ての職業能力開発大学校において同訓練コースを確実に実施するため、最新の技能・技術に対応し、適切に指導できる職業訓練指導員を育成するとともに、高度技能者の養成のための職業訓練としては新しい分野であり、かつ、より高度な内容であ



る同訓練コースにおける定員の90%以上(300人以上)が受講し、さらに修了するといったチャレンジな目標を設定しているため。

### (3) 在職者を対象とする職業訓練及び事業主等との連携・支援の実施

生産性向上人材育成支援センターを拠点にして、都道府県労働局や地方公共団体、商工関係団体、経済産業局、教育訓練機関、金融機関等と連携し、生産性向上等に取り組む事業所を支援すること。

また、あらゆる産業でITとの組合せが進行していることを踏まえ、中小企業等の生産性向上等に向けた人材育成支援を充実させ、生産現場等で働く者に対する「IT力」の強化等に取り組む。具体的には以下を重点的に実施すること。

- ① 我が国の基幹産業であり、国際競争力を有するものづくり分野においては、IoTやロボット、ビッグデータ、AI等の技術革新にも対応したスキルが求められていることを踏まえ、IoT技術等に対応した在職者訓練コースを開発すること。
- ② 事業主のニーズ等に基づき、中小企業等において中核的な役割を果たしている人材を対象に、高付加価値化、業務効率化等に必要な知識及び技能・技術を習得させる高度な職業訓練(在職者訓練)を実施すること。
- ③ 在職者訓練の効果を客観的に把握する観点から、受講者が習得した能力の職場での活用状況について確認・評価を実施すること。
- ④ 中小企業等の幅広い職務階層の人材を対象に、民間機関等を活用して、企業の生産性向上に必要な生産管理・品質管理、原価管理・コスト削減、組織マネジメント等に関する知識等を習得させる「生産性向上支援訓練」を実施すること。
- ⑤ 中小企業等における生産現場等で働く者向けの基礎的ITリテラシーを習得するための訓練カリキュラムを新たに開発し、民間機関等を活用して、同訓練を実施し、その普及を図ること。
- ⑥ 事業主等との連携による訓練カリキュラムの開発や訓練の実施、その求めに応じた職業訓練指導員の派遣、訓練設備の貸与、訓練ノウハウ・情報の提供等を行うなど、事業主等が効果的に職業訓練を実施できるよう、連携・支援を行うこと。

#### 【指標】

- 1 IoT技術等をはじめ、高付加価値化、業務効率化等に必要な知識及び技能・技術を習得させる在職者訓練の受講者数を、30万人以上とすること。
- 2 在職者訓練を利用した事業主に対して追跡調査を実施し、在職者訓練を利用した事業主における企業の生産性向上等につながった旨の評価を、90%以上とすること。
- 3 生産性向上人材育成支援センターを利用して生産性向上等に取り組んだ事業所数を、15万事業所以上とすること。

#### 【重要度：高】

「働き方改革実行計画」や「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)を踏まえ、中小企業等の生産性向上等に向けた人材育成の支援のため、中小企業等に対する相談支援機能の強化のほか、IoTやロボット、ビッグデータ、AI等の技術の進展に対応

した在職者向け訓練の充実や生産現場等で働く者向けの基礎的 IT リテラシーの習得のための取組など、「IT 力」の強化等に向けた取組は重要であるため。

【難易度：高】

在職者訓練については、第 4 次産業革命の進展により日進月歩で発展する技術革新や求められるスキル（「IT 力」等）の高度化に対応した訓練カリキュラムを開発する必要がある中で、第 3 期中期目標期間の実績を上回る水準を設定しているため。また、平成 29 年度から新たに取り組んでいる生産性向上人材育成支援センターに係る目標については、これまで機構が実施してきたものづくり分野以外の訓練カリキュラムの開発や、ものづくり分野以外の事業所の新たな開拓、働きかけが必要であることに加え、生産性向上等に取り組んだ事業所数を指標として設定するなど、チャレンジングな目標を設定しているため。

(4) 職業訓練指導員の養成、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等

全国の職業能力開発施設において、職業訓練指導員が不足する中で、質の高い職業訓練指導員を安定的に確保するため、職業能力開発総合大学校において、職業訓練指導員の養成、能力の向上を推進すること。そのほか、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等に取り組む。具体的には以下を実施すること。

- ① 国、都道府県等と連携し、職業訓練指導員の養成課程を効果的に運用するとともに、職業訓練指導員に関する広報の充実を通じて、幅広い層から職業訓練指導員を確保すること。
- ② 職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程（スキルアップ訓練）のコース内容や実施方法等の充実を図るとともに、各種技能競技大会や ODA（政府開発援助）事業等への職業訓練指導員の派遣等を通じた人材育成や能力向上を推進するよう努めること。
- ③ 企業と連携して、最新技術等に対応できる任期付き等の職業訓練指導員の活用に努めること。
- ④ 政策的必要性の高い分野を中心に、職業訓練コースの開発、人材ニーズの把握、キャリア形成の過程の把握及び職業訓練技法の開発等効果的・効率的な職業訓練の実施に資する調査・研究を実施するとともに、その成果を民間教育訓練機関、都道府県等に提供する等、普及の強化に取り組むこと。
- ⑤ 国、関係機関（JICA）等の委託又は依頼を受けて、開発途上国からの研修生の受入れ等を実施すること。
- ⑥ 地域の産業界のニーズを踏まえつつ、官民の適切な役割分担の下、適切な職業訓練コースを設定すること。また、公共職業安定所等と連携し、職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校等における定員充足率の向上に努め、定員充足率が低調なものについては、訓練内容や訓練定員の見直し、訓練コースの廃止等の不断の見直しを行うこと。
- ⑦ 各都道府県労働局に設置される地域訓練協議会の枠組み等を活用して、都道府県や地域の労使団体、教育機関等の関係機関と十分に連携を図り、地域のニーズを踏まえた職業訓練の質の向上に努めること。

- ⑧ 職業能力開発業務の円滑な運営を図るため、機構法第 11 条に基づき機構に設置される運営委員会や、各職業能力開発促進センター等に設置される地方運営協議会を開催し、関係機関と十分に連携を図ること。
- ⑨ 民間教育訓練機関の教育訓練サービスの質を維持・向上させるため、国が実施する職業訓練サービスガイドライン研修等の取組について、必要な協力を行うこと。

**【指標】**

- 1 職業訓練指導員養成課程修了者数を、500 人以上とすること。
- 2 職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程（スキルアップ訓練）の受講者数を、25,000 人以上とすること。

5 障害者職業能力開発業務に関する事項

「働き方改革実行計画」を踏まえ、障害者が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できることが普通の社会、障害者と共に働くことが当たり前の社会を目指していく必要がある中で、職業訓練を必要とする求職障害者は、障害の重度化、多様化の傾向があり、昨今の求職動向から精神障害者、発達障害者等に対する職業訓練の需要が高まっている。

この需要に応えるためには、機構が運営を行う障害者職業能力開発校（以下「機構営校」という。）のみならず、全ての職業能力開発校（障害者職業能力開発校及び一般の職業能力開発校）等において、精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者（以下「特別支援障害者」という。）に対する職業訓練の水準向上を図る必要がある。

このため、機構営校は、先導的な職業訓練の実施を通じて開発した特別支援障害者に対する指導技法等を職業能力開発校等に対してより一層普及させる。

具体的には、以下を重点的に実施すること。

- (1) 福祉、教育、医療の各分野から雇用に向けた障害者支援の流れを踏まえ、関係機関との一層緊密な連携を図り、特別支援障害者を重点的に受け入れること。
- (2) 機構営校は、広域障害者職業センターと併せて運営され、障害者の職業的自立を図るための職業評価、職業指導及び職業訓練を一貫した体系の中で実施する先導的な施設であることから、企業ニーズに的確に対応するとともに、障害者の職域拡大を念頭において、より就職に結びつく職業訓練の実施・指導技法等の開発に努めること。
- (3) 機構営校の訓練修了者のうち就職希望者について、職業紹介等の業務を担当する職業安定機関との緊密な連携を図り、就職率の向上に努めること。
- (4) 障害者職業訓練全般の水準向上に向け、国と機構との連携を強化し、機構ホームページの改訂を含む広報戦略の抜本的な見直しにより、他の職業能力開発校等への指導技法等の普及を推進し、特別支援障害者等向け訓練コースの設置等の支援に取り組むこと。
- (5) 指導技法等の普及を推進するに当たり、障害者の職業訓練を行う職業訓練指導員の計画的な確保・養成及び専門性の向上を図ること。

**【指標】**

- 1 機構営校における特別支援障害者の定員に占める割合を、60%以上とすること。

- 2 機構営校における訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率を、75%以上とすること。
- 3 指導技法等の提供に係る支援メニュー（「障害者職業訓練推進交流プラザ」「指導技法等体験プログラム」）の受講機関数を、500機関以上とすること。
- 4 指導技法等の提供に係る「職業訓練実践マニュアル」、「指導技法等体験プログラム」及び「専門訓練コース設置・運営サポート事業」の利用機関に対して追跡調査を実施し、「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の評価を、90%以上とすること。

【重要度：高】

「働き方改革実行計画」等を踏まえ、障害者が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍でき、障害者と共に働くことが当たり前の社会を目指していくため、機構営校においては、先導的な職業訓練の実施を通じて開発した特別支援障害者等に対する指導技法等を職業能力開発校等に対してより一層普及させるという重要な役割を担っているため。

6 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等に関する事項

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）に基づく職業訓練の認定を的確に実施すること。

また、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われるよう、機構が有する職業訓練ノウハウを活用し、必要な指導及び助言を行うとともに、全ての認定職業訓練について、実地による実施状況の確認を確実に実施すること。

#### 第4章 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 効率的な業務実施体制の確立

機構本部の業務部門については、遅くとも平成33年度までに全ての雇用促進住宅の譲渡・廃止を完了することとされていることから、これに伴い当該業務の担当部門の体制の縮小を図りつつ、一億総活躍社会の実現、働き方改革に対応した業務の充実・強化など、業務量の変化に見合った効率的な実施体制となるよう点検し、必要な見直しを行うこと。

地方組織については、機構が専門的な雇用支援を全国で実施するための拠点として、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組むこと。

2 業務運営の効率化に伴う経費削減

一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務分、公租公課等の所要計上を必要とする経費等を除く。）については効率的な利用に努め、第4期中期目標期間の最終事業年度において、平成29年度予算と比べて15%以上の額を節減すること。

業務経費（事業主等に支給する障害者雇用調整金等、宿舍等業務、新規に追加される業務、拡充業務分、公租公課等の所要計上を必要とする経費等を除く。）については、第4

期中期目標期間の最終事業年度において、平成 29 年度予算と比べて 5 %以上の額を節減すること。

なお、上記による節減の対象外となる経費についても、不断の見直しにより厳しく抑制を図るものとする。

### 3 給与水準の適正化

職員の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、国民の理解と納得が得られるよう厳しく検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

### 4 契約の適正化

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。

#### (1) 調達等合理化計画

公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。

#### (2) 一般競争入札等

一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

#### (3) 監査

監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

### 5 保有資産の見直し

機構が保有する資産については、その必要性について不断の見直しを行うとともに、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる資産がある場合は、売却等の手続を行い、国庫納付すること。

### 6 インフラ長寿命化の推進

インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき、平成 32 年度までに個別施設毎のインフラ長寿命化計画を策定し、施設の効率的な維持管理を図ること。

### 7 事業の費用対効果

事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析し、その結果を事業実施内容の見直しや新たな事業展開につなげること。

通則法第 29 条第 2 項第 4 号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。

#### 1 中期計画予算の作成

「第 4 章 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行うこと。

#### 2 障害者雇用納付金に係る積立金の管理・運用

障害者雇用納付金に係る積立金については、納付金が障害者の雇用に伴う、経済的な負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るために、法律に基づき、事業主から徴収しているものであることに鑑み、適正にその運用及び管理を行うこと。

#### 3 雇用促進住宅の廃止

現存する雇用促進住宅については、「規制改革推進のための 3 か年計画」（平成 19 年 6 月 22 日閣議決定）等に基づき、現に入居者がいることを踏まえた上で、売却方法について常に工夫を行いつつ、譲渡を着実に推進し、遅くとも平成 33 年度までに全ての譲渡及び廃止を完了するとともに、譲渡により生じた収入については機構法等の規定に従い速やかに国庫納付すること。また、必要に応じて、災害等による被災者等に対する支援策として、可能な範囲内で雇用促進住宅を活用すること。

なお、譲渡・廃止が完了するまでの間は、独立採算による合理的な経営に努めること。

### 第 6 章 その他業務運営に関する重要事項

通則法第 29 条第 2 項第 5 号のその他業務運営に関する重要事項については、次のとおりとする。

#### 1 関係機関との連携強化及び利用者ニーズの把握等を通じたサービスの向上

「第 3 章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」で掲げた目標を達成するためには、各地域の事業主、事業主団体等の関係機関及び地方公共団体との連携や、利用者のニーズに応じた適切なサービスの提供が必要不可欠である。このため、全国に展開している地方組織等の機構の持つ経営資源を最大限活用し、事業主及び事業主団体等の関係機関及び地方公共団体とのさらなる連携強化や利用者ニーズの的確な把握、利用者の利便性向上等に向けた必要な取組を、機構の創意工夫により実施すること。また、これらの取組が地域において相互に有機的に機能するよう、各種取組を総合的に実施すること。

#### 2 業務運営におけるシナジーの一層の発揮に向けた取組

機構の各業務におけるノウハウ等を共有・結集し、各支援対象者に共通する支援技法や研究・開発成果を踏まえた活用方法についての検討など、引き続き、業務運営面の連携を深め、組織全体の一体化、活性化を図ること。

### 3 内部統制の充実・強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制の推進等に関する規定等を適時・適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等を通じて機構内で認識を共有すること。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかどうか点検及び検証を行い、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。さらに、リスクの未然防止のため、機構内の縦割りを排除してリスク情報の共有化を徹底するとともに、不測の事態の発生に際して迅速かつ的確に対応できるよう、各部署間の連携強化に努めること。

### 4 情報セキュリティの強化

情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等体制整備のための検討を進めること。

また、情報セキュリティ対策については、最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシー等各種規程類を見直すとともに、これに基づき、サイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化のためのハード及びソフトの両面での不断の見直しと、役職員の高い意識を保持し、情報セキュリティポリシー等の遵守の徹底のための適時・適切な研修・教育を継続すること。

さらに、情報セキュリティの強化のため、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

### 5 職員の適正な労働条件の確保

職員の労働条件については、労働関係法令等の趣旨に従い適正に確保するよう、引き続き留意すること。

### 6 既往の閣議決定等

既往の閣議決定等をはじめとする政府方針や厚生労働省の方針に従い、着実に業務を実施すること。

厚生労働省発社援 0616 第 2 号  
令和 4 年 6 月 16 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之  
( 公 印 省 略 )

独立行政法人福祉医療機構第四期中期目標の変更について（諮問）

標記について、別紙により独立行政法人評価制度委員会の意見を求める。



独立行政法人福祉医療機構 第4期中期目標 新旧対照表 (案)

中 期 目 標 (新)	中 期 目 標 (旧)
<p>平成30年2月28日付け 厚生労働省発社援0228第19号指示 変更：令和元年6月7日付け 厚生労働省発社援0607第4号指示 変更：令和2年1月16日付け 厚生労働省発社援0116第6号指示 変更：令和4年3月10日付け 厚生労働省発社援0310第11号指示 <u>変更：令和●年●月●日付け</u> <u>厚生労働省発社援●●第●号指示</u></p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p> <p>平成30年2月28日 厚生労働大臣 加藤 勝信</p>	<p>平成30年2月28日付け 厚生労働省発社援0228第19号指示 変更：令和元年6月7日付け 厚生労働省発社援0607第4号指示 変更：令和2年1月16日付け 厚生労働省発社援0116第6号指示 変更：令和4年3月10日付け 厚生労働省発社援0310第11号指示</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p> <p>平成30年2月28日 厚生労働大臣 加藤 勝信</p>
<p>第1～第5 (略)</p>	<p>第1～第5 (略)</p>
<p><b>第6 その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p>通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。</p> <p>なお、独立行政法人制度の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 内部統制の充実</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PMOは情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援すること。</u></p> <p><u>また、</u>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組むこと。</p> <p><u>さらに、</u>上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。</p> <p>3 (略)</p>	<p><b>第6 その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p>通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。</p> <p>なお、独立行政法人制度の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 内部統制の充実</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)</p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組むこと。</p> <p><u>また、</u>上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。</p> <p>3 (略)</p>

## 独立行政法人福祉医療機構中期目標

平成30年2月28日付け厚生労働省発社援0228第19号指示  
変更：令和元年6月7日付け厚生労働省発社援0607第4号指示  
変更：令和2年1月16日付け厚生労働省発社援0116第6号指示  
変更：令和4年3月10日付け厚生労働省発社援0310第11号指示  
変更：令和●年●月●日付け厚生労働省発社援●●第●号指示

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

平成30年2月28日  
厚生労働大臣 加藤 勝信

### 第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

我が国の福祉・医療を巡る環境には、少子高齢化の進展に伴う待機児童問題、特養待機者問題及び医療需要の増大の他、福祉サービス提供に係る課題の複合化・複雑化や地域のつながりの希薄化、これらに対応する社会資源の一元的かつ正確な情報の不足など、政府として取り組むべき喫緊の課題が数多く存在している。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」を目指し、保育や介護の受け皿整備を一層加速することや、保育士や介護人材の処遇改善、地域共生社会の実現等に向けた取組を推進することとされており、これらの政策実現に向けた取組が期待されているところである。

こうした政策目的の実現に向けて、機構は、福祉・医療に関する多様な事業を実施している機構の特長や専門性を生かした「小回りのきく福祉・医療支援の専門店」としての一層の機能発揮・有機的連携により、第4期中期目標期間においては、待機児童解消や特養待機者解消、地域医療構想の実現等を推進するための福祉・医療基盤の整備、保育士や介護人材の処遇改善、制度の谷間の要支援者を支える団体への支援を行い、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現に寄与するとともに、機構が保有する福祉保健医療情報サービス基盤を活用し、全ての利用者が一元的かつ正確な情報を入手できる環境の整備等を効果的かつ効率的に実施するものとする。

（別添）政策体系図

### 第2 中期目標の期間

通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成30年4月から令和5年3月までの5年とする。

### 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の

向上に関する事項は、次のとおりとし、1～9の各項目を一定の事業等のまとまりとする。

## 1 福祉医療貸付事業

少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤の整備、地域包括ケアの推進、地域における小児・周産期医療体制の充実や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられている。

こうした政策目的の実現に向けて、福祉医療貸付事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するとともに、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設及び医療関係施設等の維持及び存続を図ることを最優先としつつ、貸付債権の適正な管理を行うことが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

### 【重要度：高】

少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっており、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対する長期・固定・低利の資金の提供等によりこの取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。

- (1) 国の福祉医療政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議の上、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。

- (2) 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を実施し、地方公共団体等との連携強化を図ること。

- (3) 利用者の円滑な資金調達に資する観点から、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウ等を民間金融機関に提供するとともに、民業補完の観点から協調融資の普及に努めること。

また、協調融資金融機関数について拡大するなど、制度の充実を図るとともに、

適切な運用を行うこと。

(4) 福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施するとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。

(5) 融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、債権区分別に適切な期中管理を行うこと。

(6) 債権悪化の未然防止を図るため、貸付債権のポートフォリオ分析を的確に実施し、効果的・効率的な債権管理に努めること。

また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部等にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図ること。

(7) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努めること。

また、き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施すること。

(8) 福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

①政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を毎年度 100 回以上実施すること。

(第3期中期目標期間実績(平成25年度から平成28年度実績をいう。以下同じ。)平均:98回)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・福祉医療関係団体や地方公共団体との連携強化の実績を測る指標として、「福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報回数」を採用する。
- ・目標水準については、第3期中期目標期間実績の平均を上回るよう設定する。

②協調融資金融機関数について、中期目標期間の最終年度において第3期中期目標期間最終年度と比べて65機関以上増加させること。(第3期中期目標期間実績:49機関(年度平均12.3機関))

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・民間金融機関との協調融資の推進に係る実績を測る指標として、「協調融資金融機関数」を採用する。

- ・目標水準については、第3期中期目標期間実績を上回るよう設定する。

③正常先及び要注意先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等を毎年度55貸付先以上に実施すること。(平成27年度及び平成28年度実績平均：48貸付先)

**【目標の設定及び水準の考え方】**

- ・融資後の貸付債権に対するフォローアップによる経営支援の実績を測る指標として、「正常先及び要注意先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実施調査等の実施先数」を採用する。
- ・目標水準については、取組を開始した平成27年度及び平成28年度実績の平均を上回るよう設定する。

## 2 福祉医療経営指導事業

少子高齢化が進展する中、福祉医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられており、こうした課題に対応していくため、福祉医療サービスを担う経営主体の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進することが求められている。

こうした政策目的の実現に向けて、福祉医療経営指導事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施すること、あるいは機構が保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

**【重要度：高】**

少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっており、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することによりこの取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。

- (1) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図ること。
- (2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行うこと。さらには、施設の経営基盤の強化を支援す

るため、分析内容の充実を図るなどの取組を行うこと。

(3) 経営診断については、福祉医療貸付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほか、制度改正等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ること。

(4) 福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

①セミナーについては、中期目標期間における延べ受講者数を 16,200 人以上とすること。(第 3 期中期目標期間実績：12,926 人(年度平均 3,232 人))

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・セミナーの開催により必要な情報を広く施設経営者等に提供した実績を測る指標として、「延べ受講者数」を採用する。
- ・目標水準については、第 3 期中期目標期間実績を上回るよう設定する。

②施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)については、中期目標期間において 80 件以上公表すること。(平成 26 年度から平成 28 年度実績：レポート公表 47 件(年度平均 15.7 件))

③公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を中期目標期間において 340 回以上とすること。(平成 26 年度から平成 28 年度実績：記事等引用回数 199 件(年度平均 66.3 件))

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、施設経営者等に対する情報の提供実績を測る指標として「リサーチレポートの公表件数」、提供した内容が的確かつ充実していることを測る指標として「マスコミ記事等引用回数」を採用する。
- ・目標水準については、取組を開始した平成 26 年度から平成 28 年度の実績を上回るよう設定する。

④経営診断については、中期目標期間において延べ 1,710 件以上の診断を実施すること。(第 3 期中期目標期間実績：1,363 件(年度平均 340.8 件))

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・施設経営者等が抱える課題の解決に資するための個別経営診断の実績を測る指標として、「延べ診断件数」を採用する。
- ・目標水準については、第 3 期中期目標期間実績を上回るよう設定する。

### 3 社会福祉振興助成事業

社会福祉振興助成事業(以下「助成事業」という。)については、NPO等の非

営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

(1) 助成事業の募集にあたっては、地域共生社会の実現などの国が示した社会福祉政策を振興する上で必要なテーマに重点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定すること。

(2) 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図ること。

なお、効率化にあたっては、「IT利活用に係る基本指針」（平成27年6月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定）を踏まえること。

(3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させること。

また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させること。

(4) 助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。

(5) 助成事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

①助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を22日以内とすること。

(第3期中期目標期間実績：平均22.9日)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・助成金申請業務の効率化による利用者サービスの向上を測る指標として、「助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間」を採用する。
- ・目標水準については、第3期中期目標期間実績の平均を下回るよう設定する。

②助成事業が対象とした利用者の満足度(4段階評価のうち最高評価の率)を60%以上とすること。(第3期中期目標期間実績平均：59.3%)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・助成を実施した事業の効果を測る指標として、「利用者満足度(最高評価の率)」を採用する。

- ・目標水準については、第3期中期目標期間実績の平均を上回るよう設定する。

#### 4 退職手当共済事業

少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要である。

「ニッポン一億総活躍プラン」においても、保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けた対策が挙げられている。

こうした政策目的の実現に向けて、退職手当共済事業では、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。

##### 【重要度：高】

少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要であるため、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、社会福祉施設職員等退職手当共済制度を安定的に運営し、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資する本事業は重要度が高いものである。

- (1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。
- (2) 利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、提出書類の簡素化等に努めるとともに、退職届作成システムの利用を促進すること。
- (3) 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知すること。
- (4) 退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

①請求書の受付から給付までの平均処理期間を中期目標期間において42日以内とすること。(マイナンバー制度導入後(平成27年度及び平成28年度)実績平均:42.1日)

##### 【目標の設定及び水準の考え方】

- ・退職手当金の給付事務効率化による利用者サービスの向上を測る指標として、「退職手当金の請求書の受付から給付までの平均処理期間」を採用する。
- ・目標水準については、マイナンバー制度導入による事務量の増加を勘案し、マイナンバー制度導入後の平成27年度及び平成28年度実績の平均を下回るよう設定する。



**【難易度：高】**

政府において保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けた対策が進められるなか、本事業の加入者数の増加に併せ給付処理件数も増加傾向にあり、第4期中期目標期間においても業務量の増加が見込まれることから、前中期目標期間と同水準の平均処理期間を維持することは難易度が高い。

②退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を毎年度 30%以上とすること。

(第3期中期目標期間実績平均：27.5%)

**【目標の設定及び水準の考え方】**

- ・退職届作成システムの活用による利用者の利便性の向上及び負担軽減を測る指標として、「退職届作成システムの利用割合」を指標として採用する。
- ・目標水準については、任意の利用としている現状を踏まえ第3期中期目標期間実績の平均を上回るよう設定する。

## 5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施及び繰越欠損金の発生防止に努めること。

なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、平成19年度末までに加入した者の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。

### (1) 財政状況の検証

扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。

なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行うこととしていることから、機構は基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出ること。

### (2) 扶養保険資金の運用

#### ① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点か

ら安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき管理を行うこと。

また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保すること。

② 運用におけるリスク管理

扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。

③ 運用に関する基本方針の見直し

運用に関する基本方針については、必要に応じて随時見直すこと。

④ 基本ポートフォリオの策定

基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。

なお、策定に際しては、以下の点に留意すること。

- ・扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。
- ・基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。

また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。

⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証

扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。

(3) 事務処理等の適切な実施

心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と連携し、事務担当者会議の開催等により相互の事務処理の適切な実施を図るとともに、制度周知に努めること。

(4) 扶養保険事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ・心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を毎年度 15 回以上行うこと。  
(平成 28 年度実績：10 回)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・国、地方公共団体及び関係団体などとの連携・協力による制度周知実績を測る指標として、「心身障害者扶養共済制度の周知・広報回数」を採用する。
- ・目標水準については、第 3 期中期目標期間中の最大値である平成 28 年度実績を上回るよう設定する。

## 6 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 21 号）に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 65 号）に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

### 【重要度：高】

全ての利用者に対する一元的かつ正確な情報の提供や、地域共生社会の実現に向けた情報提供体制の整備の支援などの取組が必要とされている中、国においては各種関連法律を改正するなど、政策目的の実現に全力を挙げているところであり、この取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。

- (1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めること。
  - (2) 国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理すること。
  - (3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図ること。
  - (4) WAM NET事業に関する評価について、以下の指標を設定する。
    - ①中期目標期間において、提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 25 件以上実施すること。（第 3 期中期目標期間実績：16 件（年度平均 4 件））
    - ②年間ヒット件数を毎年度 1 億 1,000 万件以上とすること。（平成 28 年度実績：1 億 144 万件）
- 【目標の設定及び水準の考え方】
- ・提供した情報の質及び利用者の利便性を測る指標として、「提供情報の整備充実等に関する取組数」及び「年間ヒット件数」を採用する。
  - ・目標水準については、提供情報の整備充実等に関する取組数は第 3 期中期目標期間における増加率の実績を上回るよう、年間ヒット件数は第 3 期中期目標期間中の最大値である平成 28 年度実績を上回るよう設定する。

## 7 年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務

厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的に実施してきた年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第40号）の施行により、令和4年3月末で申込受付が終了したため、業務の終了に向けた適切な措置を講じること。

なお、当該業務の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、業務の終了に至るまで安定的かつ効率的な業務運営に努めること。
- (2) 業務の円滑な終了に向けて着実な管理回収を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。
- (3) 円滑に業務を終了する観点から、令和4年3月末をもって申込受付を終了したこと及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、受託金融機関等の協力を得て窓口における利用者等への適切な対応に努めること。

なお、利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行うこと。

- (4) 年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務に関する評価について、以下の指標を設定する。
  - ・福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など42団体以上との連携・協力による周知活動を行うこと。（令和2年度実績：42団体）**【目標の設定及び水準の考え方】**
  - ・円滑に業務を終了する観点から、利用者等に必要な情報が広く行き渡るよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を実施し、当該実績を測る指標として、「連携・協力を実施した団体数」を採用する。
  - ・目標水準については、第4期中期目標期間中の最大値である令和2年度実績を基準として設定する。

## 8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。

なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、当該業務の終了を見据え

た具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努めること。

- (1) 業務終了を見据えた検討に際しては、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、さらに当該業務の関係機関と緊密に連携して、今後の課題の把握等に努めること。
- (2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。
- (3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生を抑制に努めること。
- (4) 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。
- (5) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務に関する評価について、以下の指標を設定する。
  - ・長期延滞債権については、被保険者の高齢化等により、その回収が一層難しくなっている中で、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上の回収処理を行うこと。(第3期中期目標期間実績：平均17.8%)**【目標の設定及び水準の考え方】**
  - ・長期延滞債権に対する取組実績を測る指標として、「長期延滞債権の総件数に対する回収率」を採用する。
  - ・目標水準については、第3期中期目標期間実績の平均を上回るよう設定する。

## 9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）に基づく一時金等及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）に基づく補償金の支払に当たっては、個人情報取り扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めること。

## 第4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

### 1 業務・システムの効率化と情報化の推進

- (1) 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、計画的なシステムの導入及び改善に努めること。
- (2) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応すること。

### 2 経費の節減

- (1) 業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。
- (2) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対する取組を着実に実施すること。
- (3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成29年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減すること。

(注) 貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。

役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表すること。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。

なお、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理すること。

### 1 運営費交付金以外の収入の確保

運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。

## 2 自己資金調達による貸付原資の確保

福祉医療貸付事業及び年金担保債権管理回収業務において、債券の発行等による資金調達を適切に行うこと。

## 3 不要資産の国庫納付

将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産（不要財産）を速やかに国庫納付すること。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。

なお、独立行政法人制度の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。

### 1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制を継続的に見直すこと。

### 2 内部統制の充実

- (1) 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局通知）を踏まえ、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有すること。

また、モニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、機構の組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制の更なる充実を図ること。

- (2) 情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PMOは情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援すること。

また、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組むこと。

さらに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

### 3 人事に関する事項

- (1) 女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じること。
- (2) 福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定するなど、職員の資質向上を図るため、人材の確保・育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。



厚生労働省発障 0616 第 3 号  
令和 4 年 6 月 1 6 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤 田 道 隆 殿

厚 生 労 働 大 臣  
後 藤 茂 之  
(公 印 省 略)

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園第 4 期中期目標の変更  
について（通知）

標記について、別紙により独立行政法人評価制度委員会の意見を求める。

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園中期目標（第4期）変更案 新旧対象表

中期目標（第4期）変更後	中期目標（第4期）変更前
<p style="text-align: center;">平成30年3月1日付厚生労働省発障0301第1号 変更：令和4年※月※日付厚生労働省発障※※第※号</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 第4期中期目標</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。</p> <p style="text-align: right;">平成30年3月1日 厚生労働大臣 加藤 勝信</p> <p>第1 ～ 第5 （略）</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号その他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。</p> <p>1、2 （略）</p> <p>3 <u>情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJM Oを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行う。</u> <u>また、情報セキュリティ対策の強化については、政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、これに基づき、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。さらに、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図ること。</u></p> <p>4 （略）</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 第4期中期目標</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。</p> <p style="text-align: right;">平成30年3月1日 厚生労働大臣 加藤 勝信</p> <p>第1 ～ 第5 （略）</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号その他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。</p> <p>1、2 （略）</p> <p>3 情報セキュリティ対策の強化については、政府機関の<u>情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備すること。また、これに基づき、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図ること。</u></p> <p>4 （略）</p>

## (変更案)

平成 30 年 3 月 1 日付厚生労働省発障 0301 第 1 号  
変更：令和 4 年※月※日付厚生労働省発障※※ 第※号

### 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 第 4 期中期目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。

平成 30 年 3 月 1 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

#### 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割

我が国の障害児・者を取り巻く現状をみると、障害者の地域移行や一般就労への移行が進む中、障害者が望む地域生活の実現、障害者の高齢化に対応した支援の在り方、障害児に対する専門的で多様な支援の確立など、国として取り組むべき喫緊の課題が山積している。また、政府は、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）により、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指している。

また、平成 28 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号。以下、「障害者総合支援法」という。）が改正され、障害者が望む地域生活の実現や職場への定着を図るとともに、障害者の高齢化、障害児支援のニーズの多様化への対応を進めるため、より一層のきめ細かな支援が求められている。

こうした状況の中、重度の知的障害者に対する支援については、のぞみの園において自立のための先導的かつ総合的な支援の提供を行う他、知的障害者の支援に関する調査・研究及びその成果を踏まえた養成・研修を実施することにより、全国の知的障害関係施設等に情報発信し、障害者支援の質の底上げを行っているところである。

第 4 期中期目標期間においては、国が独立行政法人に実施させるべき業務に特化し、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自立性及び質の向上を図りつつ、より一層、自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査・研究及びその成果を踏まえた養成・研修を効果的かつ効率的に実施するものとする。

なお、中長期的な業務運営の在り方については、平成 30 年に取りまとめられた「国立のぞみの園の在り方検討会報告書」を踏まえ、関係機関と協議の上、具体化を図ること。このため、第 4 期中期目標期間においては、本報告書との整合性を図りながら業務を運営すること。

(別添) 政策体系図及び一定の事業等のまとめ

## 第2 中期目標の期間

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。

## 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

### 1 自立支援のための取組

障害者の自立支援の観点から、施設入所から地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することが重要である。このため、以下の事項を実施すること。

- (1) 重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していくこと。こうした取組により、施設入所利用者数について、第3期中期目標終了時（平成30年3月31日）と比較して、14%縮減すること。支援にあたっては、引き続き、地域生活体験の実施や保護者懇談会等の開催などを行うことにより、円滑な地域移行に努めること。

〈重要度：高、難易度：高〉

- ・ 障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、障害者総合支援法の基本理念にも明記されている。のぞみの園は、国で唯一、独立行政法人として運営する重度の知的障害者総合施設であり、先導的に取り組む役割を担っているため、引き続き、施設入所利用者の地域移行を推進することは重要度が高い目標である。
- ・ 独立行政法人に移行する以前から入所している者（以下、「移行前の施設入所利用者」という。）（平成29年4月1日現在）の平均年齢は、65.4歳、平均入所期間は、40.7年、障害支援区分（1～6）の平均は、5.9であり、重度の知的障害かつ高齢・長期の入所者が多くを占めており、地域移行に関しては、保護者の理解が不可欠である。また、加齢に伴い、機能低下・重症化が顕著である入所者が増加しており、これらの者には、常時医療的支援が必要となるなど、特別な支援が必要な者も多く、受入れ可能な移行先事業所が限定されることから、難易度が高い目標である。

- (2) 高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践すること。支援にあたっては、認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者も多いことから、医療との連携を重視しながら、機能低下に対する予防的なケアに取り組むとともに、生活環境の配慮に努めること。

- (3) 引き続き有期限で受け入れる、著しい行動障害等を有する者及び福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者（以下、「著しい行動障害を有する者等」という。）について、モデル的支援として拡充を図ること。支援にあたっては、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細かな対応に努めること。なお、矯正施設を退所した知的障害者の支援について、特に法務関係機関と連携・協力を図ること。

〈重要度：高、難易度：高〉

- ・ 著しい行動障害を有する者等は、重度の知的障害者であり支援が難しく、地域での受け入れに当たり課題を抱えていることが多い場合があることから、地域での支援が進むようにモデル的支援の構築が必要である。モデル的支援を構築し普及することによって、障害の程度によらず、障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、重要度が高い目標である。
- ・ これまでのぞみの園が行ってきた取組状況によると、著しい行動障害等を有する者については、地域で受け入れる施設等がないケースや、受け入れてはいるものの今後の支援方針が定まらず支援者が疲弊しているケースが多く、支援が困難となっている。また、矯正施設を退所した知的障害者は、知的障害のみならず、発達障害、精神障害を併せ持つなど、複雑で多岐にわたる課題を抱えているため、きめ細かな支援が必要なケースが多く、その支援にあたっては、福祉サービスだけでなく、刑務所、保護観察所、保護司及び地域生活定着支援センター等の関係機関等との連携が必要となる。さらに、その対応については医療・福祉の両面から支援をすることが必要であり、本人の特性を考慮した個別対応をはじめ、期間を設定して課題を整理・改善し、地域での生活を実現させることは多くの困難が想定される。このため、難易度が高い目標である。

- (4) 上記(1)から(3)までの重度知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うために関係機関との連携を図ること等により、全国の知的障害関係施設等で活用ができるサービスモデル等を構築し、その普及に取り組むこと。

(5) 評価における指標

自立支援のための取組に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ① 地域移行者数を毎年度5人以上とする。(平成28年度実績値5人)
- ② 地域生活体験(宿泊体験、日中体験)の実施日数を毎年度延べ200日以上とする。(平成28年度実績値194日)
- ③ 保護者懇談会等での説明回数を各寮毎年度1回以上とする。(平成28年度

実績値 1 回)

- ④ 著しい行動障害等を有する者について第 4 期中期目標期間の施設入所利用者の受入れを 78 人まで拡充する。(平成 25 年度～28 年度の実績値 11 人)
- ⑤ 矯正施設を退所した知的障害者について第 4 期中期目標期間の施設入所利用者の受入れを 35 人まで拡充する。(平成 25 年度～28 年度の実績値 16 人)
- ⑥ 著しい行動障害等を有する者について、受け入れから 3 年以内に地域移行した割合を 100%とする。(平成 28 年度実績値 100%)
- ⑦ 矯正施設を退所した知的障害者について、受け入れから 2 年以内に地域移行した割合を 100%とする。(平成 28 年度実績値 100%)

#### 〈指標の設定及び水準の考え方〉

- ・ 地域移行の推進に関する指標については、地域移行者数だけでなく、地域移行につながるプロセスに関する指標も重要である。このため、施設入所利用者の意思のくみ取りや課題の把握のために実施する地域生活体験の日数や、地域移行への理解を促すため実施する、保護者懇談会等での説明回数を指標として採用する。
- ・ 地域移行者数について、施設入所利用者の高齢化・重度化等が進み、地域移行について課題が多いが引き続き取り組むこととし、平成 28 年度実績値以上を指標とする。
- ・ 地域生活体験の実施日数、保護者懇談会等について、施設入所利用者数の減少により、対象者数が減少していることから、平成 28 年度実績値を指標とする。
- ・ 著しい行動障害を有する者等への支援に係るニーズを踏まえ、第 4 期中期目標期間の施設入所利用者数を拡充するとともに、拡充を図る指標として施設入所利用者の受入数を指標として採用する。
- ・ 著しい行動障害を有する者等のモデル的支援の実践を測る指標として、地域移行の割合を指標として採用する。

## 2 調査・研究

### (1) 調査・研究のテーマの設定

知的障害に関する国の政策課題等について、障害福祉施策推進のための基礎的なデータの収集・分析の他、のぞみの園のフィールドを活用したモデル的支援の実践成果の取りまとめ及び知的障害関係施設従事者等の資質向上のためのガイドラインの作成や効果的な実務研修プログラムの開発等、のぞみの園でなければ実施できないものに特化して、各年度において具体的なテーマ等を設定して調査・研究を行うこと。

なお、テーマ等の設定にあたっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏ま

え、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が全国の知的障害関係施設等で活用されるなど支援の実践につながるものとなるよう努めること。

## (2) 調査・研究の内容の充実

調査・研究の基本的な方針や内容について、全国の研究機関、研究者及び事業所との連携・協力を行うことで、充実を図ること。なお、障害福祉施策の推進に資するなど適正な調査・研究の内容となっているか、外部の有識者が参画する研究会議等で評価を受けること。

## (3) 調査・研究の成果の積極的な普及・活用

調査・研究の成果について、広報媒体の活用、講演会等の開催、各種学会等の活用を通して、蓄積した研究成果をわかりやすく解説した情報発信を行うことにより、全国の知的障害関係施設等における普及・活用を図ること。

### 〈重要度：高〉

- ・ のぞみの園のフィールドを活用した調査・研究の成果を全国の知的障害関係施設等に普及することは、障害者支援の質の底上げに資するため、重要度が高い目標である。

## (4) 評価における指標

調査・研究に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ① 研究会議の開催を毎年度合計2回以上実施する。(平成25年度～28年度の実績平均値2回)
- ② 外部研究者等と協働した研究を毎年4テーマ以上実施する。(平成25年度～28年度実績平均値3.8テーマ)
- ③ ホームページに掲載した研究成果のアクセス件数を毎年度20,000件以上とする。
- ④ 各種学会等における成果の発表回数を毎年度22回以上とする。(平成25年度～28年度の実績平均値21.5回)

### 〈指標の設定及び水準の考え方〉

- ・ 調査・研究の内容の充実を測る指標として、研究会議の開催数及び外部研究者等との協働研究のテーマ数を採用する。
- ・ 研究会議の開催数、外部研究者等との協働研究について、第3期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成25年度～28年度の実績平均値以上を指標とする。

- ・ 調査・研究の成果の普及・活用を測る指標として、アクセス件数及び成果の発表回数を指標として採用する。
- ・ ホームページに掲載した研究成果のアクセス件数については、第3期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成29年度実績を指標とする。(平成29年9月からカウントしているため、平成29年9月から11月の平均アクセス件数(月1,677件)をもとに水準を設定。)
- ・ 各種学会等における成果の発表回数について、第3期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成25年度～28年度の実績平均値以上を指標とする。

### 3 養成・研修

障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行うこと。また、ボランティアを希望する学生等には、実践の機会を提供すること。なお、養成・研修の成果等について、全国の知的障害関係施設等で活用されるよう、支援の実践につなげることができるような内容とし、成果等を発表する機会を設けること。

#### ○ 評価における指標

養成・研修に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ① 研修会・セミナーの開催数を毎年度10回とする。(平成29年度実績(見込み)10回)
- ② 研修会・セミナーの参加者の満足度を毎年度80%以上とする。(平成25年度～28年度の実績平均値72.6%)
- ③ 実習生の受入れを毎年度150人以上とする。(平成25年度～28年度の実績平均値184人)
- ④ ボランティアの受入れを毎年度1,250人以上とする。(平成25年度～28年度の実績平均値1,218人)

#### 〈指標の設定及び水準の考え方〉

- ・ 従事者の資質向上を測るための指標として、研修会・セミナー等の開催数を採用するが、このほか、養成・研修の成果が支援の実践に活用される指標として、研修会・セミナー等の参加者の満足度を採用する。さらに、満足度のアンケートを実施する際に、研修会・セミナーで得られた成果について活用予定等の把握に努める。
- ・ 研修会・セミナーの開催数については、国の政策課題や重点目標に従って開催



することから、平成 29 年度実績（見込み）に基づいて成果が期待できる指標とする。

- ・ 研修会・セミナーの活用度を測る指標として、参加者の満足度を設定する。これについては、第 3 期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成 25 年度～28 年度の実績平均値以上を指標とする。なお、研修会等に満足した参加者は、所属機関において研修等の成果を活用すると想定し、評価基準は、最高評価を付けた者の割合とする。
- ・ 実習生の受入れについては、地域移行等により施設入所利用者数が減少することに伴い、実習が可能な寮が減少することを踏まえ指標を設定する。
- ・ ボランティアの受入れについては、第 3 期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成 25 年度～28 年度の実績平均値以上を指標とする。

#### 4 援助・助言

重度知的障害者の地域移行、知的障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園における専門的・先駆的な取組みや調査・研究の成果等に基づき、全国の知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、全国の知的障害関係施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、支援の実践につなげることができるような内容とすること。

また、必要に応じてのぞみの園から講師を派遣するなど、障害者支援の質の向上に寄与すること。

〈重要度：高〉

- ・ 全国の知的障害関係施設等においては、障害者の支援ニーズが多様化する中、個々の機関で課題を解決することが困難な場合があり、現に、関係機関、病院等からの問い合わせが増加している。こうした事態に対処するため、豊富な知見を有するのぞみの園による援助・助言を行うことは重要である。また、こうした取組は、障害者支援の質の向上、人材の養成にもつながることから、その果たす役割は重要である。

#### ○ 評価における指標

援助・助言に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ① 全国の知的障害関係施設等に対し行う援助・助言の件数を毎年度 350 件以上とする。（平成 25 年度～28 年度の実績平均値 322 件）
- ② のぞみの園から全国の知的障害関係施設等に派遣する講師の派遣件数を毎年度 130 件以上とする。（平成 25 年度～28 年度の実績平均値 130 件）

#### 〈指標の設定及び水準の考え方〉

- ・ 全国の知的障害関係施設等の活動に寄与した程度を図る指標として、援助・助言の件数、講師派遣の件数を採用する。
- ・ 援助・助言の件数、講師派遣の件数については、第3期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成25年度～28年度の実績平均値以上を指標とする。

#### 5 その他の業務

1から4に附帯する以下の各種業務を行うこと。

- (1) 診療所の運営を行うこと。なお、運営にあたっては、高齢化する施設入所利用者の身体機能の低下に対応したりハビリによるQOLの向上及び著しい行動障害を有する者等への心理・精神面からの医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど、診療所の機能を有効に活用することに留意すること。また、定期的にモニタリング（外来患者数の動向、病床利用率の推移等）を実施し、経営改善に努めること。
- (2) 発達障害児・者の支援を行うこと。なお、支援にあたっては、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意すること。
- (3) 地域の障害者に対する相談、短期入所、就労支援など地域生活の支援を行うこと。

#### 第4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

##### 1 効率的な業務運営体制の確立

業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の目標を達成すること。

###### (1) 効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直し

提供するサービスの質を確保しつつ、効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに、地域移行等による施設入所利用者の減少に応じて、関係部門の体制の縮小を図っていく。また、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修等を通じた人材育成を図ること等により、全体として人員・コストを縮減すること。また、給与水準について常に検証し、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。

## (2) 業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの〈定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く。〉）について、中期目標期間の最終年度（平成34年度）の額を、初年度（平成30年度）と比べて10%以上節減すること。

なお、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応すること。

## 2 効率かつ効果的な施設・設備の利用

既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率かつ効果的な業務運営を図ること。

## 3 合理化の推進

契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進すること。

- ① 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえて、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する。
- ② 毎年度、「調達等合理化計画」を策定し、その取組状況を公表すること。
- ③ 外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえて、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努めること。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。

- 1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、50%以上にすること。

## 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施

「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、適切な予算管理を通じて当該予算内で健全な運営を行うこと。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- 1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査

すること。

- 2 内部統制強化への取組については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえて、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制が有効に機能しているか点検・検証を行うとともに、内部統制に係る事項について、役職員で認識の共有を図ること。
- 3 情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行う。

また、情報セキュリティ対策の強化については、政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、これに基づき、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。さらに、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図ること。
- 4 提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保については、適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施すること。

また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努めること。

# (独)国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に係る政策体系図

## 国の基本方針

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(抄)

【平成14年12月13日号外法律第167号】

第3条 のぞみの園は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査、研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

○障害者基本法(抄)

第11条第1項(障害者基本計画等)

政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

障害者基本計画(抄)【平成25年9月27日閣議決定】

Ⅱ 基本的な考え方 1 基本理念(抄)

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、講じられる必要がある。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(抄)

第1条の2(基本理念) 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

## 次期中期目標期間(平成30年度～34年度)における法人が果たすべき役割

### 総合施設の設置・運営

- 施設入所利用者の地域移行への取組
- 施設入所利用者の高齢化に対応した支援
- 著しく行動障害等を有する者等への支援
- 矯正施設を退所した知的障害者への支援

### 調査・研究、情報提供

- 総合施設のフィールドを活用したモデル的支援の実践を踏まえた調査・研究

### 養成・研修

- モデル的支援の実践や調査・研究の成果等を踏まえ、全国の知的障害関係施設等の職員の養成・研修を実施。

### 援助・助言

- 知的障害者関係施設からの相談に対する援助・助言

### 附帯業務

- 診療所の設置・運営
- 発達障害児・者への支援
- 共同生活援助事業所の設置・運営 等

# 一定の事業等のまとめ

- 1 自立支援のための取組(第3-1)
- 2 調査・研究(第3-2)
- 3 養成・研修(第3-3)
- 4 援助・助言(第3-4)
- 5 その他の業務(第3-5)

厚生労働省発基安 0624 第 31 号  
令和 4 年 6 月 2 4 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

厚 生 労 働 大 臣  
後 藤 茂 之  
(公 印 省 略)

独立行政法人労働者健康安全機構第四期中期目標の変更につ  
いて

標記について、別紙のとおりとすることについて、独立行政法人評価  
制度委員会の意見を求める。

労働者健康安全機構 中期目標（抄）（変更案）	労働者健康安全機構 中期目標（抄）（現行）
<p>第2 中期目標の期間                      通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成31年4月から令和6年3月までの5年間とする。</p> <p>第3 （略）</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項                      通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。                      1～3 （略）                      4 情報システムの整備及び管理  <u>情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。</u></p>	<p>第2 中期目標の期間                      通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成31年4月から平成36年3月までの5年間とする。</p> <p>第3 （略）</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項                      通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。                      1～3 （略）                      （新設）</p>



## 独立行政法人労働者健康安全機構中期目標

平成 31 年 2 月 28 日付厚生労働省発基安 0228 第 3 号指示  
変更：令和 4 年 3 月 9 日付厚生労働省発基安 0309 第 22 号指示  
変更：令和〇年〇月〇日付厚生労働省発基安 0000 第〇号指示

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

平成 31 年 2 月 28 日  
厚生労働大臣 根本 匠

### 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割

近年、少子高齢化の進展に伴い就業構造及び経営環境が大きく変化し、労働者が健康で安全に就労を継続することの重要性が高まっている。このため、事業者が取り組むべき労働者の健康確保及び労働災害防止対策の在り方も変化しており、過労死等防止対策、メンタルヘルス対策及び職業性疾病の防止対策等、広範な課題に対して、厚生労働省は、労働者一人一人の日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の取組を実施していく必要がある。

こうした中で、機構は、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成 14 年法律第 171 号）第 3 条に基づき、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、職場における労働者の健康及び安全の確保を図るほか、労働者の福祉の増進に寄与するという目的のもと、研究施設の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と病院の臨床研究機能を合わせ持つ国内唯一の法人として、事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び疾病の予防から職場復帰までの取組等を先導的に実施している。

一方、平成 30 年 7 月 6 日に働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）が公布され、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）において、国の施策として、治療と仕事の両立等が新たに規定されることとなった。

働き方改革が目指す、誰もが生きがいを持って、その能力を最大限発揮できる社会を創るためには、厚生労働省は、働く人々の視点に立った取組を着実に進めていく必要があり、国の労働政策の一翼を担う機構においては、治療と仕事の両立等のための第一線における取組を更に推進する必要がある。

これらを踏まえ、第 4 期中期目標期間においては、労働安全衛生関係法令の改正等への科

学技術的貢献を行う観点からの調査研究をより一層実施するとともに、臨床研究及び医療提供の機能並びに高度な基礎研究及び応用研究といった機能を有する施設の協働による予防・治療及び職場復帰支援の総合的な実施を図ることにより、労働者の健康及び安全の確保並びに労働者の福祉の増進に係る取組を効果的かつ効率的に実施するものとする。

(別添) 政策体系図及び一定の事業等のまとめ

## 第2 中期目標の期間

通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成31年4月から令和6年3月までの5年間とする。

## 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

### I 労働者の健康・安全に係る業務として取り組むべき事項

#### 1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等

機構の社会的使命を果たすため、以下の研究事業を実施するものとする。

##### (1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進

労働安全衛生の総合研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等を活かし、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点化して行うこと。

一方で、中長期的な課題も含め、労働安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進する必要があることから、行政課題を踏まえて、次に掲げる研究業務を確実に実施すること。

##### ア プロジェクト研究

以下の視点を踏まえて研究テーマの設定を行い、明確な到達目標を定めて重点的に研究資金及び研究要員を配置する研究。

- ① 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継続的に推進していく視点
- ② 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進の視点
- ③ 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進の視点
- ④ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進の視点
- ⑤ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進の視点
- ⑥ 化学物質等による健康障害防止対策の推進の視点
- ⑦ 社会科学系の他の研究機関との連携等による労働分野の総合的な研究を推進する視点

研究テーマに関しては、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、具体的なロードマップを作成・公表するとともに、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を定期的に行い、機構においてロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行うこと。

#### イ 協働研究

機構内の複数の施設が有する機能等を連携させて行う研究。

研究テーマは、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつくことを目的として、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援策に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、連携による相乗効果が期待されるものについて設定すること。

#### ウ 基盤的研究

国内外における労働災害、職業性疾病及び産業活動等の動向を踏まえた基盤的な研究。

#### エ 行政要請研究

厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する機動的な研究。

#### オ 過労死等に関する調査研究等

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成30年7月24日閣議決定）に基づき、過労死等防止調査研究センターにおいて実施する研究。

過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献できるよう、調査研究を確実に実施すること。

### 【重要度：高】

労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、当該研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準及び国際基準の制定及び改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。

#### (2) 労災疾病等に係る研究開発の推進

労働災害の発生状況等を踏まえ、時宜に応じた研究に取り組むために以下の3領域については、協働研究と連携を図りつつ、研究を行うこと。

##### ア 職業性疾病等の原因、診断及び治療

##### イ 労働者の健康支援

##### ウ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化

なお、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例蓄積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集できるような連携体制の構築を引き続き行うこと。

### (3) 研究の実施体制等の強化

- ア 理事のうち1人に研究・試験を掌理させ、総合的な企画調整等を行う部門において、機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう体制を強化すること。
- イ 人材の世代交代も視野に入れ、大学や他の研究機関との連絡調整や若手研究者の指導育成を担うことができる人材の確保に努めること。
- ウ 国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見及び動向を把握し、研究の高度化及び効率化を図るため、国内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携及び交流を一層促進すること。
- エ 自然科学的な側面と社会科学的な側面の両者を考慮しながら研究を進めなければ十分な成果が期待できない研究分野については、社会科学系の研究に強みを有する他の機関との連携の強化を図ることにより労働分野の総合的な研究を推進すること。
- オ 化学物質の危険及び有害性に関する情報収集、化学物質による疾病の調査や予防のための研究及び試験、化学物質の危険及び有害性並びに予防対策に係る対外的な情報発信等を効率的かつ総合的に実施するための体制を整備すること。
- カ 予防医療、病職歴及び両立支援データベースの整備及び活用等に取り組むこと。

### (4) 国際貢献、海外への発信

労働安全衛生に係る国際的な研究分野に関し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たすこと。

また、アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼を踏まえ、機構の有する診断技術等の諸外国への情報提供に取り組むこと。

### (5) 研究評価の厳格な実施と評価結果の公表

研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。

研究成果の評価に当たっては、以下の指標を設定すること。

- ア 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研

究の成果について平均点 3.25 点以上の評価を得ること（成果ごとに、5 点（優れている）、4 点（やや優れている）、3 点（概ね妥当である）、2 点（やや劣っている）、1 点（劣っている））。

イ 中期目標期間中、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の 80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けること。

#### 【目標設定の考え方】

類似する研究に係る実績を踏まえ設定した。

#### 【重要度：高】

業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価において高評価を得ることは、当該研究成果が労働安全衛生施策の企画・立案に貢献できているか及び質の高い研究成果を公表できているかを客観的に判断するために極めて重要であるため。また、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究を推進する観点からは、政策担当部門による評価が重要であるため。

#### （6）研究成果の積極的な普及・活用

労働者の健康及び安全に対する研究成果やモデル医療法及びモデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組むこと。

ア 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等に積極的に貢献すること。具体的には、中期目標期間中の法令等の制定及び改正等への貢献の件数は、50 件以上とすること。

イ 労働者の健康及び安全に関する調査及び研究の成果並びにモデル医療法及びモデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載すること。

中期目標期間中におけるホームページ中の研究業績等へのアクセス数の総数を 1200 万回以上とすること。

ウ 研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、機構が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。

#### 【目標設定の考え方】

法令等の制定及び改正等への貢献の件数は、法改正等大規模な法令改正等の有無

により年度によってばらつきがあるため、前中期目標期間中の目標水準であった年10件の5倍の50件を中期目標期間における目標とした。

ホームページ中の研究業績等へのアクセス数は、平成29年度実績の240万回を踏まえ、その5倍の1200万回以上とした。

**【重要度：高】**

労働安全衛生行政上の課題に対応した研究の成果が、周知広報を通じて作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少に結び付くため。

**2 労働災害の原因調査の実施**

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第96条の2に基づく災害調査等の実施について、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、調査結果等について、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに厚生労働省に報告を行うこと。

また、厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果について体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行うこと。

さらに、調査実施後、調査内容については、厚生労働省における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表を積極的に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。

評価に当たっては、災害調査報告及び鑑定結果報告について、厚生労働省等依頼元へのアンケート調査等を実施し、下記の基準により、平均点2.0点以上の評価を得ること（3点（大変役に立った）、2点（役に立った）、1点（あまり役に立たなかった）、0点（役に立たなかった））。

**【目標設定の考え方】**

類似する調査等に係る実績を踏まえ設定した。

**3 化学物質等の有害性調査の実施**

中期目標期間中において、日本バイオアッセイ研究センターにおいては、発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施すること。

また、長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、試験の迅速化・効率化を図るための試験

法等も検討すること。

化学物質の有害性調査の成果の普及については、前記1（6）の目標に沿って行うとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めること。

安衛法第57条の5第1項に規定する化学物質の有害性調査等も含め、がん原性試験等の化学物質の有害性調査を、事業場等からの依頼に応じて積極的に受託し、実施すること。

**【重要度：高】**

国が化学物質の規制等を行うためには、その有害性についてのエビデンスが必要であるため。

4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進

疾病の予防から職場復帰等までを担う勤労者医療の中核的な拠点としての役割を担うとともに、地域医療への貢献等に取り組むこと。

（1）疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供

疾病の予防、治療、職場復帰、治療と仕事の両立支援等の勤労者医療による総合的な取組について、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携のもと、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等により、推進を図ること。

特に、脊髄損傷、アスベスト関連疾患や化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害等、一般的に診断が困難な疾病については、協働研究及び労災疾病等に係る研究の研究結果を踏まえ、積極的に医療を提供すること。

（2）地域医療への貢献

労災病院における臨床機能の維持及び向上や医師等の確保及び養成、さらには地域の医療水準の向上に貢献するため、都道府県が策定する医療計画（地域医療構想を含む。）や医療圏における医療ニーズも勘案の上、保有するデータベースを活用しつつ労災病院の役割や機能を分析・検証した上で、病床機能区分の変更等、診療体制の検討を実施し、効果的な地域医療連携を行うこと。

また、地域医療を支援するため、紹介患者の受入れ等地域の医療機関等との連携を強化する等により、地域医療支援病院の要件を充足するとともに、地域の医療機関等を対象にした症例検討会、講習会及び地域の医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を実施すること。

（3）大規模労働災害等への対応

労災病院は、国の政策に基づく医療を担う病院グループとして、大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザ等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に適切に対処するため、緊急対応を速やかに行えるような体制を確保すること。

#### (4) 医療情報の ICT 化の推進

医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報の ICT 化の一層の推進を図ること。

また、研究等に診療情報等及び臨床試験のデータを利用する際は、個人が特定できない形に変換するとともに、暗号化を行う等、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成 17 年 3 月 31 日付け医政発第 0331009 号・薬食発第 0331020 号・保発第 0331005 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長及び保険局長連名通知別添）に基づく運用管理を図ること。

#### (5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実

国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。

そのため、患者満足度調査において全病院平均で 80%以上の満足度を確保すること。

##### 【目標設定等の考え方】

平成 29 年度実績 84.2%であること等を踏まえ、80%以上とした。

#### (6) 治験の推進

新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を、中期目標期間中 2 万 900 件以上確保すること。

##### 【目標設定等の考え方】

平成 26 年度から平成 29 年度までの実績（毎年度平均）4187 件を踏まえ、2 万 900 件以上とした。

#### (7) 産業医等の育成支援体制の充実

多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図ること。



(8) 労災病院ごとの目標管理の実施

機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績等報告書において明らかにすること。

(9) 行政機関等への貢献

労災病院に所属する医師等は、国が設置している検討会、委員会等からの参加要請、労災請求等に対する認定に係る意見書の迅速・適正な作成等について、積極的に協力すること。

また、アスベスト関連疾患に対して、健診、相談及び診療に対応するとともに、医療機関に対する研修等により診断技術の普及、向上を積極的に図ること。

【重要度：高】

労災病院は、労災認定に係る意見書の作成等に関し国に協力してきたところであるが、今後特に、アスベストについては、石綿使用建築物の解体工事が今後さらに増加することが見込まれており、「アスベスト問題に係る総合対策」（平成 17 年 12 月 27 日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合決定）において、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められており、一層の協力が求められているため。

(10) 北海道中央労災病院（北海道岩見沢市）の統合

北海道南空知地域医療構想調整区域において、人口減少下における急性期機能の維持・強化を図るため、岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院で機能集約化など再編統合に向けて、令和 2 年 2 月に北海道庁から当該地域医療構想調整会議において論点提起がなされ、令和 2 年 8 月に厚生労働省が両病院を対象とした同圏域を地域医療構想の実現に向けた重点支援区域に選定した。

こうした状況の中で、令和 3 年 6 月に出された「岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の今後のあり方検討委員会報告書」及び地域医療構想調整会議等の議論を経て、同年 7 月に関係者で両病院の統合に係る基本的な合意がなされたことを踏まえ、北海道中央労災病院の統合について、同病院が長年に渡って担ってきたじん肺分野の医療に配慮しつつ、関係者と協議の上、適切に措置できるよう検討を進めること。

5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供

働き方改革の着実な推進を支援する観点から、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供及びその他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実及び強化を図ること。

特に、産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）や第 13 次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援すること。

#### (1) 産業医及び産業保健関係者への支援

##### ア 産業医の資質向上のための研修の実施

産業医が、産業保健の専門家として実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業保健総合支援センターにおける産業医研修について、カリキュラム及び実施体制の見直しを図ること。

その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討を通じ、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用すること。

##### イ 産業医の活動に対するサポート体制の整備

産業保健総合支援センターの地域窓口（以下「地域窓口」という。）に登録されている産業医及び保健師が、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を早急に整備した上で、効果的に運用すること。

##### ウ 保健師等の産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備

事業場における保健師の活動実態の調査・把握、産業保健分野における保健師の活躍促進について、検討すること。

#### (2) 事業場における産業保健活動の支援

##### ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施

事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施すること。

##### イ 産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施

産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に関する専門的相談への対応に的確に応じること。

また、地域窓口は産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場（労働者 50 人未満の事業場。以下同じ。）からの労働者の健康管理に関する相談

にワンストップサービスとして一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供すること。

産業保健総合支援センター及び地域窓口における相談対応件数は、中期目標期間中で計 12 万 2600 件以上とすること。

#### ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実

限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進めること。

具体的には、真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、総括産業医を選任する小規模事業場は支援対象に含めないこと。

#### エ 産業保健関係助成金の充実及び活用促進

小規模事業場を対象とした産業保健関係助成金の充実に向け、現場のニーズを踏まえた事業案を検討し、その活用の促進を図ること。

### 【目標設定等の考え方】

産業保健総合支援センター及び地域窓口のワンストップサービス機能の強化の観点から、両者の平成 29 年度実績（4 万 2640+7 万 3549 件=11 万 6189 件）の概ね 5%増である 12 万 2600 件を第 4 期中期目標期間の目標として設定した。

### (3) メンタルヘルス対策の推進

事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、支援体制を整備すること。

また、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する上で、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及が効果的であるので、研修の実施に当たっては、この点に配慮すること。

### (4) 産業保健活動総合支援事業の利用促進

#### ア 産業保健活動総合支援事業に対する市場ニーズ調査の実施等

これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用すること。

#### イ インターネットの利用等による情報発信

インターネットその他の方法により、産業保健に関する情報、治療就労両立支援モデル事業の成果、労働安全衛生総合研究所等を含む機構の研究成果等について情報発信を進めること。

### (5) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果

## の把握

研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保すること。

また、研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対してアウトカム調査を実施し、有効回答のうち80%以上につき具体的な改善事項が見られるようにすること。

### 【目標設定等の考え方】

平成29年度実績（研修受講者93.9%及び相談利用者94.7%）を踏まえ、第4期中期目標期間の目標として設定した。

また、具体的な改善事項がみられる割合についても、平成29年度実績（84.3%）を踏まえ、第4期中期目標期間の目標として設定した。

### 【重要度：高】

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、産業保健活動への効果的な支援を図るために、産業保健三事業を一元化して、労働者健康安全機構が事業を実施すること等が求められており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすため。

### 【難易度：高】

小規模事業者を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう、産業保健活動総合支援事業の充実・強化等の見直しを行うことが必要であり、また、その際、当該事業を推進する上で不可欠である地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるように連携を強化していくことも求められており、難易度が高い。

また、疾病を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者及び労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となり、難易度が高い。

## 6 治療と仕事の両立支援の推進

疾病等を有する労働者が増加し、治療と仕事の両立支援が重要な課題となる中で、医療機関における当該両立支援に係る実践の経験及び情報を有する機関として一般医療機関における取組をリードしていくことに加え、企業における産業保健活動の取組を支援する機関として、両者に一体的に取り組むことが求められていることを踏まえ、以下のとおり取り組むこと。

(1) 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進

労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら対応するとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者へのきめ細やかな支援を行うこと。なお、両立支援の実践に当たっては、対象疾病の拡大を図っていくことに留意すること。

両立支援の実践において収集した事例について、これを分析することで両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行うこと。

機構が作成した治療と就労の両立支援マニュアルについて、新たに収集した事例や企業における課題等の分析及び評価を行い、労災指定医療機関等及び事業場に普及すること。

(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援

産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに③労働者と企業との間の個別調整支援を円滑かつ適切に実施すること。

(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成

治療と仕事の両立を推進するにあたり、両立支援コーディネーターには、医療や心理学、労働関係法令や労務管理に関する知識等を身に付け、患者、主治医、会社等のコミュニケーションのハブとして機能することが期待されている。こうした人材を効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指すため、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、更なるコーディネートの能力向上を図るための応用研修を実施すること。

また、研修の受講修了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に追跡し、両立支援コーディネーター養成制度の在り方について検討すること。

**【重要度：高】**

政府が推進する働き方改革実行計画の実現に当たっては、会社の意識改革と受入れ体制の整備並びに主治医、会社、産業医及び患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制構築の推進を図り、労働者の健康確保、継続的な人材の確保及び生産性の向上を実現することが必要であるため。

**【難易度：高】**

治療と仕事の両立を推進するため、経営責任者、管理職等の意識改革や両立を可能とする社内制度の整備を促すことに加え、トライアングル型のサポート体制を構築するため、企業、医療機関、労働者等の多くの関係者による連携を強化していく必要があるところ、中小企業での両立支援の困難性、企業と医療従事者との情報共有不足等の課題が存在するため難易度が高い。

**7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等**

重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、効率的な運営に努めるとともに、それぞれ医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を 80%以上確保すること。

また、治療開始時から日常生活復帰を経て職場復帰につながった事例を収集及び分析の上、入院時から職場復帰を見据えた継続的な支援方法等に関する研究を推進し、その成果の普及を図ること。

さらに、職場復帰に必要なリハビリテーション技術及び自立支援機器等の新たな医療技術等の開発及び普及を推進すること。

**【目標設定等の考え方】**

平成 26 年度から平成 29 年度までの実績の平均値 91.7%（医療リハビリテーションセンター）、82.0%（総合せき損センター）等を踏まえ、80%以上とした。

**II 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項**

**1 未払賃金の立替払業務の着実な実施**

**(1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償**

審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で 20 日以内を維持し、代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。

**【目標設定等の考え方】**

前中期目標期間の実績（17.0 日）をもとに、立替払請求者の迅速かつ適正な救済を図るため、第 3 期中期目標期間の目標値である「25 日以内」から 5 日の短縮となる「20 日以内」を第 4 期中期目標期間の目標として設定した。

**(2) 情報開示の充実**

年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにすること。

**【重要度：高】**

この事業は、労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットとして重要であるため。

**2 納骨堂の運營業務**

産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年 90%以上得ること。

**【目標設定等の考え方】**

前中期目標期間の実績（94.8%）等をもとに、第4期中期目標期間の目標として設定した。

**【重要度：高】**

霊堂を維持管理するとともに、慰霊式を行うことは、労働災害により尊い生命を失われた方々の慰霊と被災労働者の遺族の援護を図る上で重要であるため。

**Ⅲ 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項**

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めること。

評価に当たっては、「支払件数」「支払に要した期間」「個人情報の取扱いに関する規程等の整備状況」を勘案し評価を実施する。

**第4 業務運営の効率化に関する事項**

通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

**1 業務の合理化・効率化**

機構における働き方改革の取組を推進するため、業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図ること。

また、機構の給与水準について、国民の理解と納得が得られる適正な水準となるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き

続き人事給与制度の見直しを行うこと。

## 2 機動的かつ効率的な業務運営

経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。

## 3 業務運営の効率化に伴う経費節減等

### (1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等

運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、中期目標期間の最終年度において、平成30年度予算に比して、一般管理費については15%程度を、事業費（研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。）については5%程度を、それぞれ削減すること。

特に、一般管理費については、従前にもまして経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。

また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、前中期目標期間の実績（特殊要因を除く。）の平均を超えないものとする。

### (2) 適正な給与水準の検証・公表

機構の給与水準については、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表すること。

### (3) 契約の適正化

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。

ア 公正かつ透明性が確保された手続により、適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。

イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。

ウ 監事及び会計監査人による監査、契約監視委員会において、入札・契約の適正



な実施について徹底的なチェックを受けること。

エ スケールメリットを活かして、機構内における新たな共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を図ること。

#### 4 情報システムの整備及び管理

情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

### 第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。

#### 1 外部資金の活用等

外部資金については、機動的な研究の促進のため、機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図ること。

また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図ること。

#### 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施

運営費交付金を充当して行う事業については、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

また、独立行政法人会計基準を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理すること。

#### 3 労災病院の経営改善

##### (1) 独立行政法人国立病院機構との連携等

全ての労災病院において医薬品及び高額医療機器等の共同購入等を実施し、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的医療機関と連携を行うほか、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図ること。

##### (2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等

労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図ること。

##### (3) 医業収入の安定的な確保

安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行うこと。また、客観的な指標により病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努めること。

(4) 医業未収金の適切な回収

医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うこと。

4 保有資産の見直し

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断の見直しを行うこと。

また、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うこと。

(2) 特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録及び保有コストの削減並びに特許収入の拡大を図ること。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営の効率化に関する重要事項は、次のとおりとする。

1 人事に関する事項

(1) 能動的な人事管理

機構の業務運営に見合った人材の採用に努めること。

また、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事及び給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図ること。

(2) 優秀な研究員の確保・育成

研究員の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。

また、任期の定めのない研究員の採用に当たっては、研究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を採用すること。

研究員の能力開発を図り、労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すことで、研究スキルの向上に配慮し、キャリアアップを戦略的に実施すること。

### (3) 医療従事者の確保

ア 労災病院において、質の高い医療の提供及び安定した運営基盤の構築のため、医師等の確保、定着について強化を図ること。

また、チーム医療を推進するため、特定行為を行う看護師等、高度な専門性の下に多職種による連携及び協働ができる専門職種の育成及び研修を実施すること。

さらに、機構内の人材交流のみならず、他法人の事例を参考にしながら、より一層の質の高い医療を提供するため、国病機構との人材交流も計画的に実施すること。

イ 労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成し、看護師国家試験合格率を全国平均以上とすること。

ウ 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援を行うことに努めること。

### (4) 産業保健総合支援センターに従事する職員の育成

事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催すること。

### (5) 障害者雇用の着実な実施

障害者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）において定められた法定雇用率を着実に上回るとともに、雇用した障害者の定着を図ること。

## 2 労働安全衛生融資貸付債権の管理

労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について適切に債権管理等を行うこと。

## 3 内部統制の充実・強化等

内部統制については、総務省の「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）並びに総務省独立行政法人評価制度委員会、有識者会議及び労働 WG 等において通知、指摘等された事項に基づき、法人の長のリーダーシップの下、必要な規程等の整備、見直

しを行うとともに、内部統制の仕組が有効に機能しているかどうかの点検及び検証、点検等結果を踏まえた必要な見直しを行う等充実及び強化等を図ること。

4 決算検査報告指摘事項への対応

これまでの決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえ、見直しを図ること。

5 情報セキュリティ対策の推進

機構において所有する個人情報については、外部に流出することがないように、対策を講じること。

また、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第 1 項に基づく最新の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。

6 既往の閣議決定等の着実な実施

既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。

厚生労働省発医政 0622 第 13 号

令和 4 年 6 月 22 日

独立行政法人評価制度委員会

委員長 澤田 道隆 殿

厚 生 労 働 大 臣

後 藤 茂 之

(公 印 省 略)

独立行政法人国立病院機構第 4 期中期目標の変更について

標記について、別紙により独立行政法人評価制度委員会の意見を求める。

独立行政法人国立病院機構中期目標 新旧対照表（案）

変更案	現行
<p style="text-align: center;"><b>独立行政法人国立病院機構中期目標</b></p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p> <p>平成 31 年 2 月 28 日 令和 3 年 2 月 26 日改正 <u>令和 4 年〇月〇日 改正</u></p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 <u>後 藤 茂 之</u></p> <p>第 1～第 3 略</p> <p><b>第 4 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p><b>1 効率的な業務運営体制</b></p> <p>法人全体として経営の健全性が保たれるよう、本部機能の見直しなど理事長がより一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築すること。</p> <p>法人の業績等に応じた給与制度を構築すること。</p> <p><u>また、働き方改革を実現するため、職員全体の勤務環境の改善に取り組むとともに、医師の勤務負担の軽減や労働時間の短縮のため、特にタスク・シフティングの推進等国の方針に基づいた取組を着実に実施すること。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>独立行政法人国立病院機構中期目標</b></p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p> <p>平成 31 年 2 月 28 日 令和 3 年 2 月 26 日改正</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 田 村 憲 久</p> <p>第 1～第 3 略</p> <p><b>第 4 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p><b>1 効率的な業務運営体制</b></p> <p>法人全体として経営の健全性が保たれるよう、本部機能の見直しなど理事長がより一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築すること。</p> <p><u>また、法人の業績等に応じた給与制度を構築すること。</u></p> <p><u>さらに、働き方改革を実現するため、職員全体の勤務環境の改善に取り組むとともに、医師の勤務負担の軽減や労働時間の短縮のため、特にタスク・シフティングの推進等国の方針に基づいた取組を着実に実施すること。</u></p>

独立行政法人国立病院機構中期目標 新旧対照表（案）

<p><u>さらに、情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMO（ポートフォリオマネジメントオフィス）の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。</u></p> <p>2 略</p> <p>第5及び第6 略</p>	<p>2 略</p> <p>第5及び第6 略</p>
--	----------------------------

## 独立行政法人国立病院機構中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

平成 31 年 2 月 28 日  
令和 3 年 2 月 26 日改正  
令和 4 年〇月〇日改正

厚生労働大臣 後 藤 茂 之

### 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割

機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的に、全国 140 の病院を 1 つの法人として運営している。

急速に少子高齢化が進む中、我が国では、2025 年（令和 7 年）までにいわゆる「団塊の世代」が 75 歳以上となり、超高齢社会を迎える。こうした中で、高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、国は医療、介護、予防等が切れ目なく提供できる地域での体制（地域包括ケアシステム）づくりを推進している。また、2025 年に目指すべき医療提供体制の実現について、各都道府県で地域医療構想を策定し、その実現に向けた検討が進められている。さらに、疾病構造の変化や高齢化の進展、医療技術の進歩、QOL 向上を重視した医療への期待の高まり等により、在宅医療のニーズが増加し多様化している。加えて、2025 年以降現役世代の人口急減という新たな局面において労働力の制約が強まる中で、高齢者人口がピークとなる 2040 年（令和 22 年）頃において必要とされる医療サービスを確保していくためには、これを見据えた対応も求められる。

こうした政策目的の実現のため、機構には、全国的な病院ネットワークを活用しながら、引き続き、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療や、災害等の国の危機管理に際して求められる医療などを着実に実施しつつ、今後は、地域包括ケアシステムの構築及び地域医療構想の実現に向け、地域における医療機能の分化及び連携をさらに進め、地域の医療需要の変化への自主的な対応や、拡大する介護・福祉ニーズに対応するための在宅医療との連携等により地域医療に一層貢献し、我が国の医療政策の実施や医療水準の向上に寄与するよう最大限の努力を期待する。併せて、これからの医療サービスの生産性向上に向けたテクノロジーの実用化推進やデータヘルス改革、タスク・シフティングを担う人材育成など我



が国の課題解決に資する取組も期待する。

(別添) 政策体系図

## 第2 中期目標の期間

通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成31年4月から令和6年3月までの5年間とする。

## 第3 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

### 1 診療事業

患者の目線に立った安心・安全で質の高い医療を提供し、地域包括ケアシステムの構築及び地域医療構想の実現に積極的に取り組むとともに、国の医療政策に貢献すること。

#### (1) 医療の提供

患者の目線に立った医療の提供を推進する観点から、引き続き、患者のニーズを的確に把握し、患者満足度の向上に努めること。

また、安心・安全な医療を提供するため、地域の医療機関との連携や機構のネットワークの活用により、医療安全対策をより一層充実させ医療事故の防止に努めるとともに、院内感染対策の標準化にも取り組み、これらの取組の成果について適切に情報発信すること。

さらに、質の高い医療の提供や医療の標準化のため、引き続き、チーム医療やクリティカルパス<sup>\*</sup>の活用を推進するとともに、臨床評価指標の効果的な活用を推進すること。

<sup>\*</sup> クリティカルパス…疾患に対する患者の状態と診療行為の目標及び評価・記録を含む標準診療計画

#### 【指標】

- ① 特定行為を実施できる看護師の配置数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ② 専門性の高い職種の配置数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ③ クリティカルパスの実施割合を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること。

(指標の設定及び水準の考え方)

- ① 高度な判断能力と実践能力を持つ特定行為を実施できる看護師の配置は、

スキルミックスによるチーム医療の提供や、医師の業務に係るタスク・シフティング（業務の移管）、タスク・シェアリング（業務の共同化）にも資するため、医療の質の向上の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。（過去実績：平成26年度43人、平成27年度62人、平成28年度75人、平成29年度92人）

- ② 各専門領域における高度な専門的知識・技能を有する専門・認定看護師及び専門・認定薬剤師等の配置は、医療の高度化・複雑化に対応するためのチーム医療の推進に資することから、医療の質の向上の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。（過去実績：認定看護師 平成26年度730人、平成27年度798人、平成28年度916人、平成29年度972人 専門看護師 平成26年度46人、平成27年度54人、平成28年度56人、平成29年度59人 認定薬剤師 平成26年度49人、平成27年度46人、平成28年度57人、平成29年度58人 専門薬剤師 平成26年度12人、平成27年度25人、平成28年度24人、平成29年度27人）

- ③ クリティカルパスの実施は、診療計画及び実施プロセスを標準化することにより、チーム医療の実現や医療の質の向上に資するほか、インフォームドコンセントを着実に実施することで、患者満足度を向上させる効果が期待できるため、クリティカルパスを実施している病院における新規入院患者数に占めるクリティカルパスの実施割合を、質の高い医療の提供や患者の目線に立った医療の提供の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とするよう設定する。（過去実績：平成26年度47.4%、平成27年度46.9%、平成28年度48.6%、平成29年度47.2%）

#### 【重要度：高】

標準化した診療計画及び実施プロセスに基づき着実なインフォームドコンセントを実施することや、地域の医療機関との医療安全相互チェック、臨床評価指標による計測等の取組を実施し、医療の質や患者満足度の向上に努めることは、政策目標である「安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりの推進」に寄与するものであり重要度が高い。

### （2）地域医療への貢献

地域包括ケアシステムの構築や各都道府県の地域医療構想の実現のため、機構が有する人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、併せて、個々の病院について、その機能、地域医療需要及び経営状況等を総合的に分析した上で、機能転換や再編成等を検討すること。

また、地域の医療機関との連携をさらに進めるとともに、介護施設や福祉施設も含めた入退院時における連携及び退院後の在宅医療支援を含めた支援の強化を図ること。

#### 【指標】

- ① 紹介率を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること。
- ② 逆紹介率を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること。
- ③ 地域の在宅医療を支援する観点から、機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ④ 退院困難な入院患者の入退院支援実施件数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ⑤ セーフティネット分野の医療を提供する病院における短期入所（短期入院を含む。）、通所事業の延べ利用者数を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること。

#### (指標の設定及び水準の考え方)

- ① 機構の各病院を受診した患者のうち、他の医療機関から紹介されて来院した患者の割合である紹介率を、地域の医療機関との連携の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とするよう設定する。（過去実績：平成26年度67.4%、平成27年度69.3%、平成28年度73.0%、平成29年度74.2%）

- ② 機構の各病院を受診した患者のうち、他の医療機関へ紹介した患者の割合である逆紹介率を、地域の医療機関との連携の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とするよう設定する。（過去実績：平成26年度54.6%、平成27年度56.3%、平成28年度59.5%、平成29年度61.0%）

- ③ 地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図るため、機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の利用者数を、在宅医療支援の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。

- ④ 地域包括ケアシステムの構築においては、介護・福祉施設を含めた入退院時における連携及び在宅復帰支援が重要であり、退院困難な入院患者の入退院支援実施件数を、医療機関や介護・福祉施設との連携及び在宅復帰支援の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。(過去実績：平成26年度6万2871件、平成27年度6万3610件、平成28年度8万5714件、平成29年度11万6986件)

- ⑤ セーフティネット分野の医療を提供する病院における短期入所(短期入院を含む)及び通所事業の延べ利用者数を、重症心身障害児(者)、筋ジストロフィー、神経難病等の在宅療養患者支援の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とするよう設定する。

**【重要度：高】**

今後、超高齢社会を迎えるにあたり、国として、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの構築を推進しており、機構の個々の病院が、それぞれの地域で求められる医療需要の変化に対応することや、在宅医療支援を含め他の医療機関等と連携を進めることは重要度が高い。

**【難易度：高】**

機構の各病院が、地域医療により一層貢献するためには、地域の実情(人口や高齢化の推移、医療圏における医療機関ごとの機能分担、医師の偏在、患者のニーズ等)に応じて、それぞれの地域で異なった連携デザインを構築していく必要があり、その上で、地域における将来の医療提供体制を検討しながら医療を提供していくこと、また、特に、紹介率・逆紹介率といった指標は既に高い水準にある中で、これを維持・向上させていくことは難易度が高い。

**(3) 国の医療政策への貢献**

機構の人的・物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、以下の取組を実施すること。

災害や新型インフルエンザ発生時など国の危機管理に際して求められる医療について、国や地域との連携の強化により、災害対応時の役割の明確化や災害医療現場等で貢献できる人材の育成、厚生労働省のDMAT事務局の体制強化など国の災害医療体制の維持・発展への貢献を含め、中核的な役割を果たす機関としての機能を充実・強化すること。また、発災時に必要な医療を確実に提供すること。

重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(平成15年法律第110号)に基づく精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療について、引き続き、我が国における中心的な役割を果たすこと。また、利用者の権利を守り、在宅医療支援を含めた医療・福祉サービスの充実を図ること。

エイズへの取組について、ブロック拠点病院においてHIV裁判の和解に基づ

き国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施するとともに、エイズ患者及びH I V感染者を含め、高齢化等個々の状態に応じて適切に対応できるよう、必要な人的・物的体制整備の下、引き続き取組を進めること。

新型コロナウイルス感染症への取組について、引き続き、都道府県と連携し、地域において必要とされる医療を安定的かつ継続的に提供するよう体制の整備を図ること。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、病院ネットワークを活用し、地域の医療機関や介護・障害福祉分野等の関係者を対象として、地域の実情に応じた感染症対応にかかる研修を実施することにより、地域における感染防止対策を講ずること。

このほか、国の医療分野における重要政策のモデル的な取組を積極的に実施するなど国の医療政策に貢献すること。

#### 【指標】

- ① 事業継続計画（BCP）整備済病院数（災害拠点病院を除く。）を、毎年度、前年度より増加させ、速やかに全病院で整備すること。
- ② 後発医薬品の使用割合を、毎年度、政府目標の水準を維持しつつ、令和5年度までに数量ベースで85%以上とすること。
- ③ 地域の在宅医療を支援する観点から、機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数を、毎年度、前年度より増加させること（再掲）。
- ④ 地域の実情に応じた感染症対応にかかる研修について、令和2年度中に開始し、令和3年度は研修実施件数を276件以上、以降、毎年度、前年度より研修実施件数を増加させること。

#### （指標の設定及び水準の考え方）

- ① 発災時に必要な医療を提供する体制を維持するためには、各病院の業務を滞りなく継続できる体制構築が重要であり、BCP整備済病院数を、国の危機管理体制への貢献の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加させ、速やかに全病院でBCPを整備するよう設定する。（平成30年11月末時点 15病院）

- ② 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）により、政府目標として、後発医薬品の使用割合が定められていることから、同使用割合を、国の医療分野における重要政策のモデル的な取組の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、同方針により、政府目標として、後発医薬品の使用割合を2020年9月までに80%にすると定められているが、機構では既に政府目標を上回る水準にあることから、さらに高い目標として85%とするよう設定する。（過去実績：平成26年度66.4%、平成27年度72.7%、平成28年度78.7%、平成29年度83.5%）

- ③ 地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図るため、機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の利用者数を、在宅医療支援の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。

- ④ 地域の実情に応じた感染症対応に係る研修について、令和2年度中に開始し、研修実施件数については、都道府県より新型コロナウイルス感染症患者に対応する重点医療機関、協力医療機関として設定された病院（92病院）において、令和3年度に3件以上実施すると想定し、92病院×3件で年間276件以上と設定し、以降、毎年度、前年度より増加するよう設定する。

#### 【重要度：高】

南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害が予想される中、人材育成を含め災害発生に備えた機能の充実・強化は重要であり、また、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療についても、引き続き中心的な役割を果たしていく必要があるため重要度が高い。

さらに、新型コロナウイルス感染症の新規陽性患者数が全国的に増加している中、病院ネットワークを活用し、地域の実情に応じた感染症対応にかかる研修を実施することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図ることは、国の医療施策に貢献するものであるため重要度が高い。

#### 【難易度：高】

必要な医療を確実に提供しながら、災害発生時など国の危機管理に際して求められる医療についても迅速かつ確実に提供できるよう、災害対応体制を整備し、維持することは難易度が高い。

また、後発医薬品の使用割合に係る目標達成には、医療提供側と患者側の双方の理解を一層深め、後発医薬品の使用促進対策を継続的に実施していく必要があるが、機構では既に政府目標である80%を超える高い水準にある中、更にこれを上回る目標を達成することは難易度が高い。

さらに、新型コロナウイルス感染症に対するこれまでの取組により培った経験や知識に基づき、効果的な感染症対策を分析したうえ、地域における様々なニーズに応えるような研修を実施し、感染症拡大防止を図ることは難易度が高い。

## 2 臨床研究事業

機構の病院ネットワークを最大限活用した迅速で質の高い治験の推進やEBM推進のための大規模臨床研究に、より一層取り組むとともに、他の設置主体も含めたこれらの分野に精通する医療従事者の育成及び認定臨床研究審査委員会の適正な運用を図ることにより、我が国の臨床研究及び治験の活性化に貢献するこ

と。

また、電子カルテデータ等から標準化された診療データを収集・分析するデータベースを引き続き運用し、更なる標準化データの収集・分析や規模の拡大に取り組み、臨床疫学研究の推進等を図ること。あわせて、医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資する利活用を推進するとともに、国の医療情報政策に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供についても積極的に貢献すること。

さらに、先進的医療への取組として、他の設置主体との連携により、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究をより充実させること。

加えて、国の医療情報政策のモデル事業を実施するなど、医療のIT化への対応に向けて積極的に貢献すること。

#### 【指標】

英語原著論文掲載数を、毎年、前年より増加させ、令和5年までに平成30年の実績に比べ、5%以上増加させること。

(指標の設定及び水準の考え方)

機構全体で研究により得られた成果を国内外に広く情報発信するため、英語論文の投稿や学会発表について、積極的に取り組んでいることから、英語原著論文掲載数を臨床研究事業の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年、前年より増加させ、令和5年までに平成30年の実績と比べ、5%以上増加するよう設定する。(過去実績：平成30年1467本)

#### 【重要度：高】

効率的な臨床研究及び治験を実施するため、ICTを活用した各種データの標準化や、質の高い標準的な医療を広く提供するための医学的根拠を確立する研究事業等は、国が推進する医療分野の研究開発に貢献するものであるため重要度が高い。

#### 【難易度：高】

機構における英語論文掲載数については、これまでに、我が国全体における臨床医学系論文数の増加割合を大幅に超える伸び率で増加させてきている中、毎年、前年より英語原著論文掲載数を増加させ、令和5年までに平成30年の実績と比べ、5%以上増加させることは難易度が高い。

### 3 教育研修事業

様々な診療機能を持つ機構の病院ネットワークを活用し、医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を含め、質の高い医療従事者の育成を行うと

ともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施し、我が国の医療の質の向上に貢献すること。

また、看護師等養成施設については、地域における医療人材育成やその需要及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえた上で、必要に応じて見直しを行うこと。

さらに、今後の医療の高度化・複雑化を支えるために、国においても特定行為に係る看護師の育成を進めている中で、機構においては、当該政策の推進に貢献することに加え、チーム医療の推進及びタスク・シフティング、タスク・シェアリングによる医師の負担軽減を図る観点からも、高度な看護実践能力を持つ看護師の育成を引き続き推進すること。

#### 【指標】

- ① 職種毎の実習生の延べ受入日数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ② 地域の医療従事者を対象とした研修会の開催件数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ③ 地域住民を対象とした研修会の開催件数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ④ 特定行為研修修了者数を、毎年度、前年度より増加させること。

#### (指標の設定及び水準の考え方)

- ① 質の高い医療従事者の育成のためには、医師、看護師、薬剤師等を目指す学生に対する卒前教育が重要であることから、実習生の延べ受入日数を教育研修事業の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。(過去実績：医師・歯科医師 平成26年度1万9405人日、平成27年度1万9985人日、平成28年度1万8018人日、平成29年度2万2551人日 看護師 平成27年度43万768人日、平成28年度44万2249人日、平成29年度44万9093人日 薬剤師 平成26年度2万8765人日、平成27年度2万7534人日、平成28年度3万1955人日、平成29年度3万5896人日)

- ②③ 地域医療の質の向上に貢献するためには、地域の医療従事者及び地域住民に対する教育研修を充実させることが重要であることから、地域医療従事者及び地域住民を対象とした研修会の開催件数を、教育研修事業の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。(過去実績：地域の医療従事者を対象とした研修会 平成26年度3451件、平成27年度3434件、平成28年度3461件、平成29年度3563件 地域住民を対象とした研修会 平成26年度1283件、平成27年度1384件、平成28年度1550件、平成29年度1596件)

- ④ 特定行為研修は、専門的な知識及び技能の向上を図り、質の高い看護師を



育成するものであることから、その修了者数を教育研修事業の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。(過去実績：平成 28 年度 10 人、平成 29 年度 8 人)

#### 第 4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第 29 条第 2 項第 3 号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

##### 1 効率的な業務運営体制

法人全体として経営の健全性が保たれるよう、本部機能の見直しなど理事長がより一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築すること。

法人の業績等に応じた給与制度を構築すること。

また、働き方改革を実現するため、職員全体の勤務環境の改善に取り組むとともに、医師の勤務負担の軽減や労働時間の短縮のため、特にタスク・シフティングの推進等国の方針に基づいた取組を着実に実施すること。

さらに、情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定)に則り、PMO(ポートフォリオマネジメントオフィス)の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

##### 2 経費の節減及び資源の有効活用

人員の配置については、医療の高度化や各種施策を踏まえながら、人件費比率と委託費比率にも留意しつつ、適正な配置に努めること。

調達については、機構が策定する「独立行政法人国立病院機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。

医薬品や医療機器等の共同調達については、これまでも国立高度専門医療研究センター(高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成 20 年法律第 93 号)第 3 条の 2 に規定する国立高度専門医療研究センターをいう。)、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構と連携の上、実施しているところであるが、これまでの効果を検証しつつ、より効率的な調達に努めること。

後発医薬品については、これまでの取組を継続し、今後も他の医療機関の模範となるよう、より一層の採用促進を図ること。

投資については、地域の医療需要や機構及び各病院の経営状況を踏まえながら、効率的、効果的かつ機動的に行うこと。

保有資産の有効活用にも取り組むこと。

一般管理費(人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。)については、中期目標期間の最終年度において、平成 30 年度と比べ、5%以上節

減を図ること。

上記1及び2の取組により、各年度の損益計算において、機構全体として経常収支率を100%以上とすること。

#### 【指標】

各年度の損益計算において、機構全体として経常収支率を100%以上とすること。

(指標の設定及び水準の考え方)

事業の継続性を図り、安定的な経営基盤を確立するため、各年度の損益計算において、機構全体として経常収支率を100%以上とするよう指標を設定する。また、業務実績の評価においては、目標達成に向けた経営改善に係る取組についても適切に評価するものとする。(過去実績：平成26年度101.6%、平成27年度100.1%、平成28年度99.3%、平成29年度99.8%)

#### 【難易度：高】

病院経営を巡る環境が我が国全体として厳しい状況にある中で、結核等の不採算医療の提供や働き方改革に対応しながら、各年度の損益計算において、機構全体として経常収支率100%以上を達成することは難易度が高い。

### 第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。

「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図り、前中期目標期間末の繰越欠損金の早期解消に努めること。

また、長期借入金の元利償還を確実に行うこと。

なお、毎年の運営費交付金の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

### 第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

#### 1 人事に関する計画

良質な医療を効率的に提供していくために、医師等の医療従事者を適切に配置する一方、技能職について、アウトソーシング等に努めるなど一層の削減を図ること。

また、必要な人材の確保及び育成について、計画的な取組を実施すること。

さらに、多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築すること。

## 2 内部統制の充実・強化

内部統制の更なる充実・強化を図るため、内部監査のほか、各病院におけるリスク管理の取組を推進するとともに、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組むこと。

## 3 情報セキュリティ対策の強化

情報セキュリティ対策の強化については、政府統一基準群に基づき定めている機構の情報セキュリティポリシーを引き続き遵守するとともに、職員の情報セキュリティ対応能力の向上に資する取組を実施するなど、我が国の医療分野における情報セキュリティ強化にも貢献すること。

## 4 広報に関する事項

機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、積極的な広報に努めること。

## 5 その他

既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。

厚生労働省発薬生0620第56号  
令和4年6月20日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之  
(公印省略)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構第4期中期目標の変更について（通知）

標記について、別紙により独立行政法人評価制度委員会の意見を求める。

## 独立行政法人医薬品医療機器総合機構中期目標

平成31年2月28日厚生労働省発薬生 0228 第 46 号指示  
変更：令和4年\*月\*日厚生労働省発薬生 \* 号指示

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

平成31年2月28日

厚生労働大臣  
根本 匠

### 第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

機構は、医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による健康被害に対して、迅速な救済を図り（健康被害救済）、医薬品や医療機器などの品質、有効性及び安全性について、治験前から承認までを一貫した体制で指導・審査し（承認審査）、市販後における安全性に関する情報の収集、分析、提供を行う（安全対策）ことを通じて、国民保健の向上に資することを目的としている。

我が国では少子高齢化の進行により人口構造が変化していく中で、高齢化がピークを迎えるとともに、現役世代の人口が急減する2040年（平成52年）頃を見据えた政策の検討が政府全体として喫緊の課題となっている。

また、医薬品、医療機器及び再生医療等製品等を取り巻く環境は、AI技術やゲノム情報等の活用によるイノベーションの急速な進展、グローバル化による企業間の国際競争の激化など、めまぐるしく変化しており、規制面においても「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）について、現在、政府において見直しを検討している。

政府としては、有効かつ安全で革新的な医薬品、医療機器及び再生医療等製品等について、患者ニーズの視点に立ち、必要とする患者への迅速な提供及び安全対策の充実・強化を図っていかなければならない。

あわせて、医薬品等を使用して健康被害に遭われた方の迅速な救済をしていくことも国民から求められており、そのための適切な施策を講じていく必要がある。

施策の実現には、健康被害救済、医薬品、医療機器及び再生医療等製品等の承認審査及び安全対策における科学的な判断に基づく根拠を提供する機構の役割が非常に重要であり、第4期中期目標期間においては、機構の業務運営の更なる効率化及び質の向上を図るべく、以下の取組を行っていくものとする。

（別添）政策体系図

### 第2 中期目標の期間

通則法第 29 条第 2 項第 1 号の中期目標の期間は、平成 31 年 4 月から平成 36 年 3 月までの 5 年間とする。

### 第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第 29 条第 2 項第 2 号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

#### 1 健康被害救済給付業務

健康被害救済給付業務（以下「救済業務」という。）については、医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「救済制度」という。）をより多くの方々に周知し、医薬品若しくは再生医療等製品の副作用又は生物由来製品若しくは再生医療等製品を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うことが重要である。

このため、以下の目標を設定する。

#### (1) 救済制度に関する広報及び情報提供の拡充

医薬品等の副作用等により健康被害に遭われた方が、救済の必要な時に確実に救済制度を利用することができるようにするための広報を積極的に行うこと。

#### (2) 請求事案の迅速な事務処理の実施

- ① 救済給付の請求事案について、正確かつ迅速な事務処理を図ること。
- ② 請求書類の不備等により処理に時間を要する事案を減らし、業務の効率化を図ること。

#### 【評価における指標】

中期目標期間の各年度において全請求件数の 60%以上を 6 月以内（請求から支給・不支給決定までの期間）に処理すること。（平成 29 年度実績 69.3%）

#### 【目標の設定及び水準の考え方】

前中期目標期間中の実績等を踏まえ指標を設定する。

#### (3) 審査部門、安全対策部門との連携を図ること

救済部門は救済業務における請求事例について、個人情報に配慮しつつ、医学的観点及び薬学的観点から適切な評価を行い、得られた情報を審査部門や安全対策部門と適切に共有すること。

#### (4) 保健福祉事業の着実な実施を図ること

#### 【重要度：高】

医薬品等の副作用等により健康被害に遭われた方の救済を正確かつ迅速に行う必要

がある。

### 【難易度：高】

先進的な医薬品が次々と承認され、医療は高度化の一途を辿っている。また、高齢化の進展に伴い、多剤服用等により副作用発生頻度の高い高齢者の増加も見込まれる。このため、医学的薬学的判断のための調査業務が高度化、複雑化し、近年増加している難解な請求事案が一層増加することが予測される。

請求事例の困難度及び請求件数を自らコントロールすることができない救済制度の運営において全請求件数の60%以上を6月以内に処理することは、極めて難易度が高い。

## 2 スモン患者等に対する給付業務

スモン患者及び血液製剤によるH I V感染者等に対する受託支払業務並びに特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等を適切に実施すること。

## 3 審査業務

審査業務については、国民が国際的水準にある医薬品・医療機器等を安心して用いることができるよう、より良い医薬品・医療機器等をより早く安全に医療現場に届けるため、医薬品・医療機器等の審査の迅速化・効率化を図り、世界最速レベルの審査期間を堅持するとともに、審査の質の向上等を図ること。また、これらを適切かつ円滑に実施するため、引き続き厚生労働省と緊密な連携を取りつつ、各種施策を進めることが重要である。

このため、以下の目標を設定する。

### (1) 医薬品審査業務の迅速かつ適切な実施

#### ① 新医薬品審査関係

ア 世界最速レベルの審査期間を堅持するとともに、業務の質の向上を図ること。

イ 先駆け審査指定制度<sup>(注1)</sup>、条件付き早期承認制度<sup>(注2)</sup>の適切な運用及びレギュラトリーサイエンス<sup>(注3)</sup>戦略相談（以下「RS戦略相談」という。）等の充実を図ること。

ウ 国内外のガイドラインに対応した適切な審査・相談を実施すること。

(注1) 一定の要件を満たす画期的な新医薬品・医療機器等について、開発早期の段階から対象品目に指定し、承認に係る優先相談・優先審査を実施する制度。

(注2) 重篤で有効な治療方法等が乏しい疾患の医薬品等で新たな臨床試験の実施が困難なものについて、一定程度の有効性及び安全性を確認した上で、市販後に有効性・安全性の再確認のために必要な調査を承認条件に付与することで、当該医薬品等を早期に承認する制度。

(注3) 科学技術の成果を人と社会に役立てることを目的に、根拠に基づいた確かな予測、評価及び判断を行い、科学技術の成果を人と社会との調和の上で最も望ましい姿に調整するための科学。

#### ② ジェネリック医薬品審査関係

迅速な審査、予見可能性及び業務の質の向上並びに相談者のニーズに適合した相談事業の充実を図ること。

③ 一般用医薬品、医薬部外品審査関係

迅速な審査、予見可能性及び業務の質の向上並びに相談者のニーズに適合した相談事業の充実を図ること。

④ 信頼性保証関係

ア 適合性調査を効率的に実施すること。

イ リアルワールドデータ<sup>(注4)</sup>の申請資料への活用に向けた検討等を行うこと。

(注4) 実臨床の環境において収集された安全性・有効性の評価に係る各種電子的データ。

⑤ 品質管理関係

ア GMP<sup>(注5)</sup> 実地調査体制の充実を図ること。

イ 無通告査察を着実に実施できる体制を確保すること。

ウ 新しい製造技術への的確に対応すること。

エ 都道府県等の調査担当職員の質の向上に寄与すること。

(注5) 医薬品及び医薬部外品の製造所における製造管理及び品質管理の基準 (Good Manufacturing Practice の略)。

### 【評価における指標】

1 分野ごとに申請から承認までの審査期間の目標値を**別紙のとおり**設定する。

2 審査業務の質の向上に関して、以下の取組を行う。

(1) 先駆け審査品目、条件付き早期承認品目に関する相談及びR S戦略相談等の申込みに対して、全件相談を実施すること。(平成29年度実績 全件実施)

(2) 各年度に承認された要指導医薬品・一般用医薬品<sup>(注6)</sup>のうち、50%以上の品目について、申請受付日から90日以内に初回照会事項を送付すること。

(注6) 要指導医薬品は、医師による処方箋は不要だが、薬剤師が対面で販売しなければならない医薬品。一般用医薬品は、医師による処方箋も薬剤師の対面販売も不要の医薬品。

### 【目標の設定及び水準の考え方】

1 分野ごとの申請から承認までの審査期間については、前中期目標期間中の実績等を踏まえ指標を設定する。

2 審査業務の質の向上及び迅速化を図るため、相談業務等についても、前中期目標期間中の実績等を踏まえ指標を設定する。

## (2) 医療機器、再生医療等製品等の審査業務の迅速かつ適切な実施

① 医療機器審査関係

ア 世界最速レベルの審査期間の堅持及び業務の質の向上を図ること。

イ 先駆け審査指定制度の適切な運用及びR S戦略相談等の適切な実施を図ること。

ウ 後発医療機器の審査の合理化及び次世代評価指標の構築によるイノベーションへの的確な対応を行うこと。

② 体外診断用医薬品審査関係



- ア 迅速な審査の実施、予見可能性及び業務の質の向上を図ること。
- イ 先駆け審査指定制度の適切な運用及びR S戦略相談等の適切な実施を図ること。
- ③ 再生医療等製品審査関係
  - ア 世界最速レベルの審査期間の堅持及び業務の質の向上を図ること。
  - イ 先駆け審査指定制度の適切な運用及びR S戦略相談等の適切な実施を図ること。
- ④ 信頼性保証関係
  - ア 適合性調査を効率的に実施すること。
  - イ リアルワールドデータの申請資料への活用に向けて適切に対応すること。
- ⑤ 品質管理関係
  - ア QMS<sup>(注7)</sup> 実地調査体制の充実を図ること。
  - イ 単回使用医療機器に係る再製造品目<sup>(注8)</sup>の相談や調査を適切に実施すること。
  - ウ 医療機器不具合報告等を基にした安全対策の充実を図ること。
  - エ 登録認証機関における認証業務の質の向上を図ること。
  - オ GCTP<sup>(注9)</sup> 調査に係るガイドラインの作成協力・相談体制の構築を図ること。

(注7) 医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者等における製造管理及び品質管理の基準 (Quality Management System の略)。

(注8) 添付文書等において、一回限り使用できるとされている医療機器を医療機器製造販売業者が適切に収集し、分解、洗浄、部品交換、再組立て、滅菌等の処理を行う品目をいう。

(注9) 再生医療等製品の製造所における製造管理及び品質管理の基準 (Good Gene, Cellular and Tissue-based Products Manufacturing Practice の略)。

### 【評価における指標】

- 1 分野ごとに申請から承認までの審査期間の目標値を別紙のとおり設定する。
- 2 審査業務の質の向上に関して、先駆け審査品目、条件付き早期承認品目に関する相談及びR S戦略相談等の申込みに対して、全件相談を実施すること。(平成 29 年度実績 全件実施)

### 【目標の設定及び水準の考え方】

- 1 分野ごとの申請から承認までの審査期間については、前中期目標期間中の実績等を踏まえ指標を設定する。
- 2 審査業務の質の向上及び迅速化を図るため、相談業務についても、前中期目標期間中の実績等を踏まえ指標を設定する。

### (3) レギュラトリーサイエンスの推進による業務の質の向上

- ① レギュラトリーサイエンス研究の推進
  - ア 最先端科学技術の情報を評価し、ガイドラインの作成、ホライズン・スキヤニング<sup>(注10)</sup>の手法の確立、他の研究機関等との包括的連携協定の推進等を図ること。
  - イ 職員による論文の査読付き雑誌への掲載を促進すること。

(注10) レギュラトリーサイエンスに基づき、どのような革新的技術が登場しつつあるのかの網羅的調査と、それが規制に及ぼす影響の評価を行い、革新的技術に対する適切な規制構築に役立つ

てる取組。

## ② 次世代評価手法<sup>(注11)</sup>の活用推進

ア 電子データの審査への活用による審査の効率化及び質の向上を図ること。

イ 電子データの活用による臨床評価ガイドラインの策定や疾患モデルの構築<sup>(注12)</sup>を図ること。

ウ リアルワールドデータ活用による革新的医薬品等の早期実用化への的確な対応を行うこと。

(注11) 電子データを活用した能動的な解析・研究による承認審査や相談の質の向上に関する取組。

(注12) 医薬品開発を効率化するため、疾患の進行の時間推移を数式で表したモデルを作成し、臨床試験においてシミュレーションを実施できるようにすること。

### 【評価における指標】

新医薬品の審査において、臨床試験データを活用した解析を行い、その解析結果を踏まえた指摘や助言を実施できるようにすること。また、申請企業のための研修の実施や電子データ作成の支援を行うこと。

### 【目標の設定及び水準の考え方】

新医薬品の審査における臨床データの活用を推進することにより、審査・相談の質の高度化及び審査の効率化を図るため指標を設定する。

## (4) 国際化の推進

### ① 国際的リーダーシップの発揮

多国間交渉・国際会議における議論と規制調和に貢献すること。

### ② 「アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター」の充実強化

「アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター」の活動を通じ、アジア規制当局のレベルアップに貢献すること。

### 【評価における指標】

アジア諸国等の規制当局の要望も踏まえた各種セミナーによる効果的なトレーニング機会を継続的に提供するため、アジア諸国等において年2回以上のトレーニングを開催（審査業務又は安全対策業務に関して実施した延べ数）し、かつセミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が5段階評価で3（Good）以上の割合が延べ75%以上を達成すること。（平成29年度実績 アジア諸国において実施したセミナー回数 延べ4回）

### 【目標の設定及び水準の考え方】

アジア諸国等の規制当局担当者を対象としたセミナーを実施し、出席者の満足度・理解度を高めることにより、日本の薬事規制への理解促進、日本の審査結果の受け入れ推進等へ繋げるため、指標を設定する。

### 【重要度：高】

- 1 医薬品・医療機器の迅速な審査の実施について、引き続きイノベーションに対応した有効性・安全性評価を実施するための審査の質の向上を図りつつ、現状の審査期間を堅持する必要がある。
- 2 革新的な技術を用いた医薬品、医療機器及び再生医療等製品等を迅速かつ安全に患者の元に届けるためには、個々の製品の特性に応じた有効性及び安全性を評価し適正な規制を行う必要がある。このための基盤となるレギュラトリーサイエンスの推進は、最新の科学的知見を踏まえつつ、実用化における課題を的確に見出し、解決へと導く上で必須であり、更なる業務の質の向上の観点から重要である。
- 3 日本発の医薬品、医療機器等の国際展開の拡大を念頭に、国レベルでの信頼関係の構築・強化を図るため、審査・安全対策における科学的評価を行う機構においても諸外国の規制当局と信頼関係を構築するとともに、積極的な国際貢献を行う必要がある。

### 【難易度：高】

- 1 速やかな審査及び業務の質の向上を両立させるためには、審査を効率的に行うのみならず、開発段階から治験相談等を実施し、申請品目の理解や問題点の把握に努めることや、レギュラトリーサイエンスの推進による審査部門の多面的な活動が必要であり、難易度が高い。
- 2 最新の革新的技術をいち早く見出すホライゾン・スキャニング、治験データ及び電子診療情報等のリアルワールドデータに基づく解析については、十分な知見が得られていないため、その方法論等から検討する必要がある、難易度が高い。
- 3 諸外国と信頼関係を構築するためには、個々に要望や状況が異なる相手に配慮しつつ、国及び機構としてのベネフィットと同時に、相手のベネフィットも確保する「Win-Win」の関係を構築する必要がある。さらに、今後は欧米の規制当局との対話・調整のみならず、機構の審査結果の活用などを通じたアジア諸国との関係強化が求められ、難易度が高い。

## 4 安全対策業務

安全対策業務については、国民が国際的水準にある医薬品・医療機器等を安心して用いることができるよう、医薬品・医療機器等をより早く安全に医療現場に届けるとともに、医薬品・医療機器等が適正に使用されることを確保し、保健衛生上の危害発生の防止、発生時の的確・迅速な対応を行うことが重要である。

また、国民が安心して世界最先端の医薬品等の恩恵を受けられるように、安全対策業務の一層の質の向上と高度化を推進する必要がある。

このため、以下の目標を設定する。

### (1) 副作用・不具合情報の適切な収集・整理・評価の実施

- ① MID-NET<sup>®</sup> (注13) 等の医療情報データベースを活用した薬剤疫学調査に基づく安全性評価を推進すること。

- ② 副作用・不具合報告の迅速な整理・評価を行うこと。
- ③ 医療機関報告の充実のため、普及啓発活動を推進すること。
- ④ 患者からの副作用情報を安全対策に活用すること。

(注 13) 機構が運営する医療情報データベースシステムのこと。全国 10 拠点 23 病院の協力医療機関が保有する電子的な医療情報を収集、分析システムを構築し、安全対策への利活用を進める。

## (2) 医療関係者、患者・一般消費者への安全性情報の提供と講じた安全対策措置のフォローアップ

添付文書の確実な提供、リスクコミュニケーションの強化及び医薬品リスク管理計画（RMP）を含む安全性情報の医療現場における更なる活用の推進を図ること。

## (3) 審査部門、救済部門との連携を図ること。

- ① 市販後安全対策の視点で審査時の安全性評価・リスク管理計画の策定等を行うとともに、審査時の論点を市販後安全対策に活かすことで、審査段階から製造販売後までの一貫した安全対策につながるよう、審査部門との連携を図ること。
- ② 救済業務における請求事例について、個人情報に配慮しつつ、安全対策に活用できるよう、救済部門との連携を図ること。

### 【評価における指標】

- 1 医療機関からの医薬品の副作用報告に係るフォローアップ調査を、調査が必要と判断される全ての報告について実施すること。
- 2 「医療用医薬品の添付文書等の記載要領について」（平成 29 年 6 月 8 日付け薬生発 0608 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）等（以下「新記載要領」という。）に基づく製造販売業者からの添付文書改訂に関する相談を平成 34 年度中に全件終了すること。
- 3 新記載要領に対応して届出のあった添付文書を、平成 35 年度までに全てホームページに掲載すること。
- 4 医薬品医療機器等法第 68 条の 10 の規定に基づき報告された医薬品・医療機器の副作用・不具合情報等を 4 月以内にラインリストとして公表すること。
- 5 国が発出した医薬品等の添付文書改訂の指示書について、2 日以内にホームページに掲載すること。

### 【目標の設定及び水準の考え方】

- 1 医薬品・医療機器の副作用・不具合情報等の収集、評価及びその結果に基づく安全対策の措置が迅速かつ確実に実施されるための指標として設定する。
- 2 新記載要領に基づく添付文書の改訂が早期に確実に実施されるための指標を設定する。

## (4) レギュラトリーサイエンスの推進による業務の質の向上

- ① レギュラトリーサイエンス研究の推進

- ア 他の研究機関等との包括的連携協定の推進を図ること。
- イ 職員による論文の査読付き雑誌への掲載を促進すること。
- ② 医療情報データベースの活用を通じた医薬品のベネフィット・リスク評価の質の向上
  - M I D - N E T<sup>®</sup>等を活用した薬剤疫学調査を促進すること。
- ③ M I D - N E T<sup>®</sup>の利活用の推進と連携の拡大
  - ア M I D - N E T<sup>®</sup>の利活用の推進と運営の安定化を図ること。
  - イ M I D - N E T<sup>®</sup>の連携先の拡大を図ること。
    - なお、連携拡大に向けては、協力医療機関の拡充並びにクリニカル・イノベーション・ネットワーク（C I N）をはじめとした他のデータベース及び協力医療機関以外の医療機関とのデータ連携等について検討を進め、利活用可能なデータの規模の拡充を図ること。また、個人情報の適切な取り扱いを確保すること。
  - ウ データ標準化促進に向け、関係先と連携し、データ品質の標準化に協力すること。

#### 【評価における指標】

M I D - N E T<sup>®</sup>への理解を深めるため、製薬企業等への説明会等を積極的に実施すること。

#### 【目標の設定及び水準の考え方】

M I D - N E T<sup>®</sup>を出来るだけ多くの製薬企業等に向けて説明会等を実施することにより、利活用の推進に繋げるため指標を設定する。

### （5）国際化の推進

- ① 国際的リーダーシップの発揮
  - 多国間交渉・国際会議における議論と規制調和に貢献すること。
- ② 「アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター」の充実強化
  - 「アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター」の活動を通じ、アジア規制当局のレベルアップに貢献すること。

#### 【評価における指標】

アジア諸国等の規制当局の要望も踏まえた各種セミナーによる効果的なトレーニング機会を継続的に提供するため、アジア諸国等において年2回以上のトレーニングを開催（審査業務又は安全対策業務に関して実施した延べ数）し、かつセミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が5段階評価で3（Good）以上の割合が延べ75%以上を達成すること。（平成29年度実績 アジア諸国において実施したセミナー回数 延べ4回）

#### 【目標の設定及び水準の考え方】

アジア諸国等の規制当局担当者を対象としたセミナーを実施し、出席者の満足度・

理解度を高めることにより、日本の薬事規制への理解促進、日本の審査結果の受け入れ推進等へ繋げるための指標を設定する。

### 【重要度：高】

- 1 副作用・不具合の情報収集、評価及び安全情報の医療現場等への迅速かつ正確な提供は市販後安全対策の骨格である。近年、先駆け審査指定制度や条件付き早期承認制度の下、新医薬品や新医療機器等の迅速な承認が進められた結果、我が国が他国に先駆けて画期的な製品を承認するケースも見受けられるところであり、市販後の安全対策の重要性は益々増加している。
- 2 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において、「クリニカル・イノベーション・ネットワークとPMDAの医療情報データベース（MID-NET）を連携させ、治験・臨床研究や医薬品の開発、安全対策等に活用する。」とされており、MID-NET<sup>®</sup>等のリアルワールドデータを用いた安全対策の高度化に向けた取組を推進する必要がある。
- 3 日本発の医薬品、医療機器等の国際展開の拡大を念頭に、国レベルでの信頼関係の構築・強化を図るため、審査・安全対策における科学的評価を行う機構においても諸外国の規制当局と信頼関係を構築するとともに、積極的な国際貢献を行う必要がある。

### 【難易度：高】

- 1 近年、画期的な効果を有し、重篤な疾患、高度な手技に使用される新医薬品や新医療機器等が増加し、かつ我が国が他国に先駆けて承認するものもある。一方で、そうした新医薬品や新医療機器等による従来知見で想定されない副作用・不具合に対処していくためには、国内外の情報の収集等に基づき、緻密で高度な専門性を必要とする検討が求められる。  
また、リアルワールドデータなど、従来とは異なるデータを活用した評価及びそれに基づく安全対策の手法は、未だ世界的に確立していないことから、本目標達成のためには、方法論等の科学的検討や海外規制当局等との国際連携が必要であり、難易度が高い。
- 2 医療情報データベースを活用した安全対策の高度化に向けて、アカデミア、民間企業にも広く利活用の幅を広げ、標準化された共通の基盤のもとで安全性・有効性の評価が可能となるよう、運営の安定化に向けた取組を講じる必要がある。また、医療情報データベースと他のデータベースとの連携の推進は、データ品質の標準化等の課題解消に向けた関係機関との密接な連携が不可欠である。これらの目標達成には、医療情報データベースの中長期の安定的運営を基盤として、関係機関との協力・理解の促進が欠かせないため、難易度が高い。
- 3 諸外国と信頼関係を構築するためには、個々に要望や状況が異なる相手に配慮しつつ、国及び機構としてのベネフィットと同時に、相手のベネフィットも確保する「Win-Win」の関係を構築する必要がある。さらに、今後は欧米の規制当局との対話・調整のみならず、機構の審査結果の活用などを通じたアジア諸国との関係強化が求

められ、難易度が高い。

#### 第4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

##### 1 機構の役割、社会的立場を踏まえたガバナンス体制の構築

###### (1) 意思決定体制、業務執行体制の進化

- ① 理事長が意思決定を迅速かつ的確に行えるよう、適切なガバナンス体制を構築すること。
- ② 学識経験者により構成される運営評議会を通じて、業務の透明性の確保に努めるとともに、業務の公正性の確保と効率化を進めること。

###### (2) 規律ある職場の実現

規律ある職場の実現のため、役職員一人一人が機構の基本理念及び社会的倫理観、科学的評価の視点を持って行動すること。

###### (3) リスクマネジメントの強化

リスクの未然防止のため、組織横断的にリスク情報の共有化に取り組むとともに、不測の事態の発生に際して迅速かつ的確に対応すること。

##### 【重要度：高】

組織の拡大に伴い、拡大した組織を適切に運営するためのガバナンス体制を維持することが課題となっている。機構が中期目標を着実に遂行し、今後も社会的に信頼される組織であり続けるためには、組織のガバナンス体制を強固にしていくことが不可欠である。

##### 2 優秀な人材の確保・育成の推進

###### (1) 職員の成長と組織のパフォーマンスの向上

職員一人一人の成長と組織のパフォーマンスの向上を図るため、専門性を高めるための外部機関との交流を含め計画的かつ中立性に配慮した人材確保及び人材育成を行うこと。

###### (2) 人事評価制度及び給与制度等の見直し

優秀な人材を育成するため、人事評価制度及び給与制度等の見直しを進めること。

###### (3) 働き方改革への適切な対応

ワークライフバランスを推進するとともに、特に女性職員が能力を發揮できる環境整備等に取り組むこと。

##### 3 業務実績の定期的な開示と戦略的な広報活動

### (1) 業務実績の定期的な開示

各年度の業務実績について運営評議会に報告し、公表すること。

### (2) 戦略的な広報活動

機構の業務成果及び社会的役割について、国民に対する効果的な情報発信の方法を検討し、広報活動を実施すること。

### (3) 機構の業務実績の世界への発信

① 機構の活動内容を効果的に世界に発信すること。

② 「PMDA Updates」<sup>(注14)</sup>の登録者数を増加させること。

(注14) 機構の活動内容を海外の規制当局等に情報提供するためのニュースレター

## 4 薬害の歴史展示コーナーの運営

薬害の歴史や教訓への理解を深め社会の認識を高めることを目的として、薬害資料の展示を行う「薬害の歴史展示コーナー」を設置し、適切に運営すること。

## 5 財務ガバナンスの強化

### (1) 手数料・拠出金を主要な財源として運営する組織に相応しい財務ガバナンスの確立

① 申請件数や医薬品等の市場の状況の見通しを的確に把握し、機構全体で共有すること。

② 機構が有する経営資源を最大限有効活用し、既存の手数料や各種拠出金以外の多角的な財源による収入増を図るための措置を検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講じること。

③ 厳格な予算執行管理を実施し、経費の執行状況を的確に把握するとともに、収入の見通しと合わせて、機構全体の収支及び損益の状況を把握すること。

④ 機構全体の収支及び損益の状況を踏まえ、必要な措置を迅速に講じることができるよう、役員を含む意思決定体制の機能の向上を図ること。

### (2) 長期的に安定した財政運営を可能にする予算編成

① 各年度の費用を当該年度の収益で賄い、将来にわたって持続的で長期に安定した財政運営の確立を目指すこと。

② 申請件数や医薬品等の市場の状況の見通しを的確に把握し、適切な収入見積りを行うこと。

③ 組織のパフォーマンスを損なわない範囲で、毎年度、支出予算の上限額を設定した予算シーリングを実施すること。

④ 情報システム関係経費について、各システムのライフサイクルコストを管理し、システム構築後に過大な財政負担とならない対策を講じること。

⑤ 厳格な予算執行管理を実施し、収入の範囲内での予算執行となるように努めること。



### (3) 業務及び経費支出の効率化及び透明化の推進

- ① 契約については、原則として一般競争入札等によるものとする。
- ② 企画競争及び公募等の一般競争入札以外により契約を行う場合であっても、競争性透明性等が十分確保されるように実施すること。
- ③ 入札・契約について、契約監視委員会の事前点検を受けるとともに、監事及び会計監査人による十分なチェックを受け、適正に実施すること。

### (4) 運営費交付金充当経費における経費節減

不断の業務改善及び効率的運営に努めることにより、運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費、所要額計上経費<sup>(注15)</sup>、特殊要因<sup>(注16)</sup>を除く。）については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、平成35年度において、平成31年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減すること。

(注15) 振込・口座振替手数料、知識の普及及び研修に係る経費、システム関連経費、事務所借料関連経費並びに公租公課。

(注16) 法令改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測不可能な事由により発生する資金需要。

### (5) 運営費交付金の算定

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況に留意し、厳格に行うこと。

### (6) 拠出金の安定的な徴収

- ① 医薬品及び医療機器製造販売業者等に対し、副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策拠出金制度の意義等を周知し、適切な申告・納付がなされるように努め、各拠出金の安定的な徴収を確保すること。
- ② 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付金に係る関係製造業者の拠出金の徴収を確実にすること。

### (7) 財務状況の定期的な開示

- ① 外部有識者を構成員とする運営評議会等へ定期的に財務状況を報告すること。
- ② 独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、計画的な内部業務監査や会計監査を実施し、その結果を公表すること。
- ③ 支出面の透明性を確保するため、法人全体の財務状況、勘定別及びセグメント別の財務状況等について公表すること。

## 6 情報システムの整備及び管理

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

また、PMOである情報化統括推進部署において、各業務システムにおいて行う開発・改修、運用保守等のプロジェクトに対し、予算の把握、技術的な助言、課題解決にむけ

たサポート等を適切に行う。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。

本目標第4で定めた事項については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

### 1 人事に関する事項

機構の業務が製薬企業等との不適切な関係を疑われることがないよう、中立性等に十分配慮した上で、役職員の採用、配置及び退職後の再就職等に関し適切な措置を講ずること。

科学技術の進歩に対応できる人材を確保していくため、外部機関との交流等を始めとして適切な能力開発・計画的な育成を実施すること。

職員の給与水準については、優秀な人材を安定的に確保する上での競争力も考慮しつつ、適正かつ効率的な支給水準となるよう努めること。

### 2 セキュリティの確保

個人及び法人等の情報保護を徹底するため、事務室等のセキュリティを確保するとともに情報管理に万全を期すこと。

情報システムに係るセキュリティの確保に引き続き取り組むこと。

保有文書の特性を踏まえた文書管理体制を引き続き確保すること。

### 3 積立金の処分に関する事項

前中期目標の期間の最後の事業年度において、通則法第44条の整理を行って、なお積立金（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）第31条第1項に規定する積立金をいう。）があるときは適切に処理すること。

### 4 その他

既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について着実に実施すること。

厚生労働省発医政 0622 第 14 号  
令和 4 年 6 月 22 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

厚 生 労 働 大 臣  
後 藤 茂 之  
(公 印 省 略)

独立行政法人地域医療機能推進機構第 2 期中期目標の変更について

標記について、別紙により独立行政法人評価制度委員会の意見を求める。

独立行政法人地域医療機能推進機構中期目標 新旧対照表（案）

変更案	現行
<p style="text-align: center;"><b>独立行政法人地域医療機能推進機構中期目標</b></p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p> <p>平成 31 年 2 月 28 日 令和 4 年〇月〇日 改正</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 <u>後藤 茂之</u></p> <p><b>第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割</b></p> <p>地域医療機構は、病院、介護老人保健施設（以下「老健施設」という。）等の運営を行い、救急医療、災害時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療（以下「5 事業」という。）、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上・増進や住民福祉の増進に寄与することを目的としている。</p> <p>急速に少子高齢化が進む中、我が国では、2025 年（令和 7 年）までにいわゆる「団塊の世代」が 75 歳以上となり、超高齢社会を迎える。こうした中で、国民一人一人が、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことは喫緊の課題である。</p> <p>その中で、医療ニーズについては、高齢化の進展に伴い慢性疾患を抱</p>	<p style="text-align: center;"><b>独立行政法人地域医療機能推進機構中期目標</b></p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p> <p>平成 31 年 2 月 28 日</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 根本 匠</p> <p><b>第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割</b></p> <p>地域医療機構は、病院、介護老人保健施設（以下「老健施設」という。）等の運営を行い、救急医療、災害時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療（以下「5 事業」という。）、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上・増進や住民福祉の増進に寄与することを目的としている。</p> <p>急速に少子高齢化が進む中、我が国では、2025 年（平成 37 年）までにいわゆる「団塊の世代」が 75 歳以上となり、超高齢社会を迎える。こうした中で、国民一人一人が、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことは喫緊の課題である。</p> <p>その中で、医療ニーズについては、高齢化の進展に伴い慢性疾患を抱</p>

独立行政法人地域医療機能推進機構中期目標 新旧対照表（案）

えながら生活している者が増加していることから、病気と共存しながら、生活の質（QOL）の維持・向上を図っていく必要性が高まってきている。

同時に、介護ニーズについても、医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者が増加する等、医療及び介護の連携の必要性はこれまで以上に高まってきている。

このような状況の中、医療・介護サービスの需要の増大・多様化に対応していくためには、患者それぞれの状態にふさわしい良質かつ適切な医療を効果的かつ効率的に提供する体制を構築する必要があることから、厚生労働省としては、地域ごとにバランスのとれた病床の機能の分化・連携を進めるとともに、地域医療として一体的に地域包括ケアシステムを構成する在宅医療や介護サービスの充実を図るための取組を進めているところである。

地域医療機構は、全国に病院を展開し、高度急性期から慢性期までの幅広い医療機能を有し、また、約半数の病院に老健施設が併設されているという特長を有している。地域医療機構においてはこれらの特長を活かしつつ、地域医療構想の実現に資する範囲で、病院の所在する地域の医療関係者等との協力の下、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患（以下「5疾病」という。）、並びに、5事業、リハビリテーション、在宅医療、その他当該地域において必要とされる医療及び介護を効果的かつ効率的に提供し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活でき、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる環境づくりに積極的に取り組み、地域医療・地域包括ケアの要として、予防・医療・介護をシームレスに提供していくことが求められている。

このため、地域医療機構の主要な事務及び業務については、地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図ることを目的として、地域医療機構の資源を最大限有効活用し、業務運営の効率性、自立性及び質の向上も念頭に置き、病院、老健施設等を運営していくものとする。（別添）政策体系図

えながら生活している者が増加していることから、病気と共存しながら、生活の質（QOL）の維持・向上を図っていく必要性が高まってきている。

同時に、介護ニーズについても、医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者が増加する等、医療及び介護の連携の必要性はこれまで以上に高まってきている。

このような状況の中、医療・介護サービスの需要の増大・多様化に対応していくためには、患者それぞれの状態にふさわしい良質かつ適切な医療を効果的かつ効率的に提供する体制を構築する必要があることから、厚生労働省としては、地域ごとにバランスのとれた病床の機能の分化・連携を進めるとともに、地域医療として一体的に地域包括ケアシステムを構成する在宅医療や介護サービスの充実を図るための取組を進めているところである。

地域医療機構は、全国に病院を展開し、高度急性期から慢性期までの幅広い医療機能を有し、また、約半数の病院に老健施設が併設されているという特長を有している。地域医療機構においてはこれらの特長を活かしつつ、地域医療構想の実現に資する範囲で、病院の所在する地域の医療関係者等との協力の下、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患（以下「5疾病」という。）、並びに、5事業、リハビリテーション、在宅医療、その他当該地域において必要とされる医療及び介護を効果的かつ効率的に提供し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活でき、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる環境づくりに積極的に取り組み、地域医療・地域包括ケアの要として、予防・医療・介護をシームレスに提供していくことが求められている。

このため、地域医療機構の主要な事務及び業務については、地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図ることを目的として、地域医療機構の資源を最大限有効活用し、業務運営の効率性、自立性及び質の向上も念頭に置き、病院、老健施設等を運営していくものとする。（別添）政策体系図

独立行政法人地域医療機能推進機構中期目標 新旧対照表（案）

**第2 中期目標の期間**

通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成31年4月から令和6年3月までの5年間とする。

**第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項**

1 略

2 介護事業

○ 評価における指標

介護事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ・老健施設の在宅復帰率を、毎年度、前年度より増加させ、令和5年度までに55%以上とする。（実績値：平成26年度34.4%、平成27年度41.4%、平成28年度46.9%、平成29年度50.5%）
- ・訪問看護ステーションの重症者の受入数を、毎年度、前年度より増加させ、令和5年度までに年間1万3000人以上とする。（実績値：平成28年度8822人、平成29年度9411人）

**【指標設定及び指標水準の考え方】**

老健施設について、地域包括ケアシステムを構築する上で、医療から介護への円滑な移行、そして自宅での生活につなげることが重要であるため、老健施設の在宅復帰率を地域医療機構の介護事業の実績を測る指標として設定する。

在宅復帰率の水準については、平成26年度から平成29年度までの実績を踏まえ、上昇傾向を維持するため毎年度、前年度より増加させ、令和5年度までに55%以上と設定する。

**第2 中期目標の期間**

通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成31年4月から平成36年3月までの5年間とする。

**第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項**

1 略

2 介護事業

○ 評価における指標

介護事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ・老健施設の在宅復帰率を、毎年度、前年度より増加させ、平成35年度までに55%以上とする。（実績値：平成26年度34.4%、平成27年度41.4%、平成28年度46.9%、平成29年度50.5%）
- ・訪問看護ステーションの重症者の受入数を、毎年度、前年度より増加させ、平成35年度までに年間1万3000人以上とする。（実績値：平成28年度8822人、平成29年度9411人）

**【指標設定及び指標水準の考え方】**

老健施設について、地域包括ケアシステムを構築する上で、医療から介護への円滑な移行、そして自宅での生活につなげることが重要であるため、老健施設の在宅復帰率を地域医療機構の介護事業の実績を測る指標として設定する。

在宅復帰率の水準については、平成26年度から平成29年度までの実績を踏まえ、上昇傾向を維持するため毎年度、前年度より増加させ、平成35年度までに55%以上と設定する。

## 独立行政法人地域医療機能推進機構中期目標 新旧対照表（案）

訪問看護ステーションについて、地域包括ケアシステムの構築には、在宅療養の場における重症者の受入れが重要であるため、訪問看護ステーションにおける重症者の受入数を地域医療機構の介護事業の実績を測る指標として設定する。

重症者の受入数の水準については、平成28年度及び平成29年度の実績を踏まえ、毎年度、前年度より増加させ、令和5年度までに年間1万3000人以上と設定する。

### 3 略

### 4 教育研修事業

#### 【指標設定及び指標水準の考え方】

特定行為研修の修了者を増やすことは、チーム医療の推進、地域医療への貢献等質の高い看護師の育成にとって重要であるため、特定行為研修の修了者の養成数を地域医療機構の教育研修事業の実績を測る指標として設定する。

医師の不在時の対応等を考慮し、2025年（令和7年）までに1病棟単位当たり1人の特定行為研修の修了者の配置を目標とした場合、1年当たり約50人の修了者を養成する必要があることから、50人×5年間で250人以上と設定する。

地域の医療・介護の質の向上のためには、研修や公開講座等の定期的な実施が重要であるため、地域の医療・介護従事者への教育・研修の実施回数を地域医療機構の教育研修事業の実績を測る指標として設定する。

地域の医療・介護従事者への教育・研修の実施回数については地域医療機構の病院のうち、特に地域の医療・介護従事者への教育・研修を行うことが求められる地域医療支援病院等（20病院）

訪問看護ステーションについて、地域包括ケアシステムの構築には、在宅療養の場における重症者の受入れが重要であるため、訪問看護ステーションにおける重症者の受入数を地域医療機構の介護事業の実績を測る指標として設定する。

重症者の受入数の水準については、平成28年度及び平成29年度の実績を踏まえ、毎年度、前年度より増加させ、平成35年度までに年間1万3000人以上と設定する。

### 3 略

### 4 教育研修事業

#### 【指標設定及び指標水準の考え方】

特定行為研修の修了者を増やすことは、チーム医療の推進、地域医療への貢献等質の高い看護師の育成にとって重要であるため、特定行為研修の修了者の養成数を地域医療機構の教育研修事業の実績を測る指標として設定する。

医師の不在時の対応等を考慮し、2025年（平成37年）までに1病棟単位当たり1人の特定行為研修の修了者の配置を目標とした場合、1年当たり約50人の修了者を養成する必要があることから、50人×5年間で250人以上と設定する。

地域の医療・介護の質の向上のためには、研修や公開講座等の定期的な実施が重要であるため、地域の医療・介護従事者への教育・研修の実施回数を地域医療機構の教育研修事業の実績を測る指標として設定する。

地域の医療・介護従事者への教育・研修の実施回数については地域医療機構の病院のうち、特に地域の医療・介護従事者への教育・研修を行うことが求められる地域医療支援病院等（20病院）

独立行政法人地域医療機能推進機構中期目標 新旧対照表（案）

<p>が月に2回実施すると想定し、20病院×2回×12か月で年間480回以上と設定する。</p> <p><b>第4 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p><b>1 効率的な業務運営体制</b></p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) IT化に関する事項</p> <p>地域医療機構の人事・給与・会計に係るシステムについて、適時適切に見直し、地域医療機構の経営及び業務の安定を図ること。</p> <p>地域の医療機能の向上及び連携並びに厚生労働省が進める医療情報データベースシステムへのデータ提供等を実現するため、電子カルテの導入を推進すること。</p> <p>また、医療部門を含めたIT整備に係る方針、PDCAサイクル計画を策定し、当該計画に基づき適切に対応すること。</p> <p><u>さらに、情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。</u></p> <p><b>2 略</b></p> <p><b>第5及び第6 略</b></p>	<p>が月に2回実施すると想定し、20病院×2回×12か月で年間480回以上と設定する。</p> <p><b>第4 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p><b>1 効率的な業務運営体制</b></p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) IT化に関する事項</p> <p>地域医療機構の人事・給与・会計に係るシステムについて、適時適切に見直し、地域医療機構の経営及び業務の安定を図ること。</p> <p>地域の医療機能の向上及び連携並びに厚生労働省が進める医療情報データベースシステムへのデータ提供等を実現するため、電子カルテの導入を推進すること。</p> <p>また、医療部門を含めたIT整備に係る方針、PDCAサイクル計画を策定し、当該計画に基づき適切に対応すること。</p> <p><b>2 略</b></p> <p><b>第5及び第6 略</b></p>
---	--



## 独立行政法人地域医療機能推進機構中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

平成31年2月28日

令和4年〇月〇日 改正

厚生労働大臣 後藤 茂之

### 第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

地域医療機構は、病院、介護老人保健施設（以下「老健施設」という。）等の運営を行い、救急医療、災害時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療（以下「5事業」という。）、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上・増進や住民福祉の増進に寄与することを目的としている。

急速に少子高齢化が進む中、我が国では、2025年（令和7年）までにいわゆる「団塊の世代」が75歳以上となり、超高齢社会を迎える。こうした中で、国民一人一人が、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことは喫緊の課題である。

その中で、医療ニーズについては、高齢化の進展に伴い慢性疾患を抱えながら生活している者が増加していることから、病気と共存しながら、生活の質（QOL）の維持・向上を図っていく必要性が高まってきている。

同時に、介護ニーズについても、医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者が増加する等、医療及び介護の連携の必要性はこれまで以上に高まってきている。

このような状況の中、医療・介護サービスの需要の増大・多様化に対応していくためには、患者それぞれの状態にふさわしい良質かつ適切な医療を効果的かつ効率的に提供する体制を構築することから、厚生労働省としては、地域ごとにバランスのとれた病床の機能の分化・連携を進めるとともに、地域医療として一体的に地域包括ケアシステムを構成する在宅医療や介護サービスの充実を図るための取組を進めているところである。

地域医療機構は、全国に病院を展開し、高度急性期から慢性期までの幅広い医療機能を有し、また、約半数の病院に老健施設が併設されているという特長を有している。地域医療機構においてはこれらの特長を活かしつつ、地域医療構想の実現に資する範囲で、病院の所在する地域の医療関係者等との協力の下、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患（以下「5疾病」という。）、並びに、5事業、リハビリテーション、在宅医療、その他当該地域において必要とされる医療及び介護を効果的かつ効率的に提供し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活でき、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる環境づくりに積極的に取り組み、地域医療・地域包括ケアの要として、予防・医療・介護をシームレスに提供していくことが求められている。

このため、地域医療機構の主要な事務及び業務については、地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図ることを目的として、地域医療機構の資源を最大

限有効活用し、業務運営の効率性、自立性及び質の向上も念頭に置き、病院、老健施設等を運営していくものとする。（別添）政策体系図

## 第2 中期目標の期間

通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成31年4月から令和6年3月までの5年間とする。

## 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

### 1 診療事業

#### (1) 効果的・効率的な医療提供体制の推進

効果的・効率的な医療提供体制の推進に当たっては、将来の医療需要の動向を踏まえるとともに、地域協議会等を活用しながら地域のニーズの把握に努め、地域の実情に応じ、地域の他の医療機関等との連携を図ることにより、地域での取組が十分でない分野を積極的に補完するなど、都道府県で策定された地域医療構想の実現により一層貢献するとともに、地域包括ケアの要として予防・介護とシームレスに質の高い医療を提供する体制の充実・強化に取り組むこと。

#### ① 地域の他の医療機関等との連携

地域の実情に応じ、地域連携クリティカルパス（患者や関係医療機関間で共有される診療計画）の整備や地域包括ケア病棟の活用などを通して地域の他の医療機関等との連携を推進すること。

特に、地域における医療の中心的な提供主体としてプライマリ・ケアを担っているかかりつけ医や地域の在宅療養を支える中心的役割を担っている訪問看護ステーション等との連携・協力を一層推進すること。

#### ② 5疾病・5事業等の実施

これまで地域医療機構の各病院が取り組んできた在宅医療や認知症対策、へき地等の医師不足地域への医師の派遣などの5疾病・5事業等について、各病院の機能や特性等を踏まえ、地域で求められる役割を確実に果たすよう努めること。

特に、地域の医療を守るため救急搬送の受入体制の確保に取り組むこと。

また、大規模災害が発生した場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第5号に基づく内閣総理大臣の指定を受けた指定公共機関として、国や自治体と連携し、被災地の実情に応じた持続的な支援を行うこと。

#### ③ 質の高い医療の提供

チーム医療の実施、クリティカルパス（診療計画）の活用及び臨床評価指標の活用等の取組により、質の高い医療を提供すること。

#### ④ 地域におけるリハビリテーションの実施

病院と老健施設を一体的に運営している地域医療機構の特長を活かし、地域の実情に応じて急性期・回復期から維持期まで、シームレスに効果的なリハビリテーションを実施すること。

#### ⑤ 評価における指標

効果的・効率的な医療提供体制の推進に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ・地域協議会や地域医療構想調整会議等において地域で中核的な役割を期待される病院（以下「中核病院」という。）の救急搬送応需率を毎年度85%以上とする。（実績値：平成29年度84.1%）
- ・地域協議会や地域医療構想調整会議等において地域の中核病院を補完する役割を主に期待される病院（以下「補完病院」という。）の地域包括ケア病棟の在宅復帰率を毎年度85%以上とする。（実績値：平成28年度84.3%、平成29年度82.5%）

#### 【指標設定及び指標水準の考え方】

地域医療構想の実現のためには、地域医療機構の各病院が地域における自院の役割を自覚し、病床の機能分化・連携を進めていく必要がある。

中核病院では、救急搬送患者の受入れを積極的に行う必要があるため、救急搬送応需率を効果的・効率的な医療提供体制の推進の実績を測る指標として設定する。

救急搬送応需率については平成29年度実績値を上回る水準を維持することとし、毎年度85%以上と設定する。

補完病院では、地域に密着している病院として、地域の中核病院で急性期医療を終えた患者や在宅療養患者等の急変時等の受入れ等、地域包括ケア病棟を積極的に活用し、その後、患者が自宅等に帰るための在宅復帰支援を行うことが重要であるため、地域包括ケア病棟の在宅復帰率を効果的・効率的な医療提供体制の推進の実績を測る指標として設定する。

地域包括ケア病棟の在宅復帰率については、平成29年度実績値と比較して、より高い平成28年度実績値を上回る水準を維持することとし、毎年度85%以上と設定する。

#### 【重要度：高】

医療等に係る地域のニーズの把握に努め、地域の取組が十分でない分野を補完するとともに地域の他の医療機関等との連携を図ることは、「地域包括ケアシステムの構築」及び「医療・介護連携の推進」という厚生労働省の政策目標を達成するために重要な取組であり、重要度が高い。

#### 【難易度：高】

近年、救急搬送患者数は増加傾向にあり、受入先となる救急医療機関の増加率を上回る水準で増加を続けている。さらに、医師の偏在等のために医師の確保が困難な状況で、平成29年度実績値を上回る救急搬送応需率を維持していくことは難易度が高い。

また、今後も一層、高齢化が進展し、認知症患者等の増加により、退院後も医療

サービスや介護サービスが必要で在宅復帰が困難な患者が増加すると見込まれることを考えると、平成28年度実績値を上回る地域包括ケア病棟の在宅復帰率を維持していくことは難易度が高い。

## (2) 予防・健康づくりの推進

地域住民に対する健康教室の開催や各種予防接種の実施などを通し、生活習慣病予防をはじめとする地域住民の主体的な健康の維持増進を図ること。

また、疾病の早期発見・早期治療に資するため、特定健康診査、特定保健指導を含む効果的な健康診断の実施に努めること。

### ○ 評価における指標

予防・健康づくりの推進に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ・地域住民への教育・研修の実施回数（地域医療機構の職員が地域住民等に対して講演や研修等を行った回数）を毎年度1000回以上とする。（実績値：平成26～29年度の年間平均実施回数：1050.5回）

### 【指標設定及び指標水準の考え方】

地域住民の主体的な健康の維持増進のためには、研修や公開講座等を定期的を実施することによる地域住民に対する啓発が重要であるため、地域住民への教育・研修の実施回数を予防・健康づくりの推進の実績を測る指標として設定する。

第1期中期目標期間中の水準を維持することとし、毎年度1000回以上と設定する。

## 2 介護事業

地域の住民が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアの要として、介護予防から人生の最終段階における医療・ケアまでをシームレスに提供する体制の充実・強化に取り組むこと。

特に病院に隣接し、病院と一体的に運営されているという地域医療機構の老健施設の特長を活かした医療ニーズの高い者（喀痰吸引、経管栄養又は酸素吸入が必要な者等）の受入れや、訪問看護ステーションにおける重症者（末期悪性腫瘍、神経難病、医療機器の装着、精神科重症患者等）の受入れを推進する等、安心安全なケアが実施できる体制の充実・強化に取り組むこと。

老健施設等におけるサービスの実施に当たっては、在宅復帰の促進や認知症対策等の国の政策及び利用者等の自宅での介護や看取りのニーズを踏まえた適切な役割を果たすよう努めること。

### ○ 評価における指標

介護事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ・老健施設の在宅復帰率を、毎年度、前年度より増加させ、令和5年度までに55%以上とする。（実績値：平成26年度34.4%、平成27年度41.4%、平成28年度46.9%、平成29年度50.5%）
- ・訪問看護ステーションの重症者の受入数を、毎年度、前年度より増加させ、令和5年度までに年間1万3000人以上とする。（実績値：平成28年度8822人、平成29年度9411人）

### 【指標設定及び指標水準の考え方】

老健施設について、地域包括ケアシステムを構築する上で、医療から介護への円滑な移行、そして自宅での生活につなげることが重要であるため、老健施設の在宅復帰率を地域医療機構の介護事業の実績を測る指標として設定する。

在宅復帰率の水準については、平成26年度から平成29年度までの実績を踏まえ、上昇傾向を維持するため毎年度、前年度より増加させ、令和5年度までに55%以上と設定する。

訪問看護ステーションについて、地域包括ケアシステムの構築には、在宅療養の場における重症者の受入れが重要であるため、訪問看護ステーションにおける重症者の受入数を地域医療機構の介護事業の実績を測る指標として設定する。

重症者の受入数の水準については、平成28年度及び平成29年度の実績を踏まえ、毎年度、前年度より増加させ、令和5年度までに年間1万3000人以上と設定する。

### 【重要度：高】

地域包括ケアシステムの構築で重要な介護予防から人生の最終段階における医療・ケアまでをシームレスに提供する体制として、老健施設における在宅復帰の促進、在宅復帰後において地域の在宅療養を支える中心的役割を担っている訪問看護ステーションにおける体制強化は超高齢社会を迎える我が国の地域包括ケアシステムを構築する上で重要な課題であり、重要度が高い。

### 【難易度：高】

老健施設の在宅復帰率の全国平均34.0%（平成29年度）と比較して既に高い水準にある地域医療機構の老健施設の在宅復帰率を率先して更に高めることは難易度が高い。

また、訪問看護ステーションにおける重症者の受入数を平成29年度実績値の9411人から1万3000人以上に増加させるためには、既存の訪問看護ステーションを大規模な機能強化型の訪問看護ステーションに転換していく必要があり、そのためには全国的に看護師が人手不足の状況にある中で多数の人材を確保する必要があることから、難易度が高い。

## 3 病院等の利用者の視点に立った医療及び介護の提供

利用者が、医療・ケアの内容を理解し、治療等を選択できるよう、利用者やその家族等への説明、利用者やその家族等からの相談体制を充実させ、人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）を踏まえた対応等、利用者のニーズを的確に把握した上で、利用者の意思を尊重した医療・ケアを実施すること。

地域医療機構がもつ全国ネットワークを活用した医療事故の原因や対策等の情報共有に努め、各施設（病院、老健施設等）の医療事故や院内感染の防止を徹底すること。

### ○ 評価における指標

病院等の利用者の視点に立った医療及び介護の提供に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ・病院の患者満足度調査の「病院全体の満足度」において、入院患者及び外来患者

のうち「満足」又は「やや満足」と回答した者の割合の平均を毎年度87%以上とする。（実績値：平成27年度86.2%、平成28年度87.2%、平成29年度87.1%）

- ・老健施設の利用者満足度調査の「施設全体の満足度」において、入所者及び通所者のうち「満足」又は「やや満足」と回答した者の割合の平均を毎年度92%以上とする。（実績値：平成28年度93.1%、平成29年度91.9%）

#### 【指標設定及び指標水準の考え方】

病院において、患者・家族の主体的な治療の選択・意思決定を促し、患者のための医療を提供することは、患者の病院に対しての満足度の向上につながるため、患者満足度調査を患者の視点に立った医療の提供の実績を測る指標として設定する。

老健施設において、利用者やその家族がサービス内容を理解し、選択と意思決定の上、適切なサービスが受けられるよう支援することは、利用者の施設に対する満足度の向上につながるため、利用者満足度調査を利用者の視点に立った介護の提供の実績を測る指標として設定する。

患者満足度調査、利用者満足度調査ともに現状の水準を維持することとし、それぞれ毎年度87%以上、92%以上と設定する。

#### 4 教育研修事業

全国に57施設を有する地域医療機構のネットワークを活用した臨床研修プログラムやキャリアパスの見直し等を図ることにより、質の高い職員の確保・育成に努めること。

急速な高齢化の進展に伴う医療ニーズの増大等を踏まえ、地域において適切な初期対応等を行う総合的な診療能力を持つ医師の育成に努めること。

在宅医療の推進、医師の働き方改革の実現等のため、特定行為に係る看護師の研修（以下「特定行為研修」という。）を推進すること。

地域の医療・介護の質の向上のため、地域の医療・介護従事者に対する教育にも取り組むこと。

また、地域医療の確保のため附属看護専門学校の適切な運営や医療従事者を目指す学生に対する臨地実習の受入れに努めること。

#### ○ 評価における指標

教育研修事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ・特定行為研修の修了者を中期目標期間（5年間）中に250人以上養成する。（実績見込：平成30年度82人修了見込）
- ・地域の医療・介護従事者への教育・研修の実施回数（地域医療機構の職員が地域の医療・介護従事者に対して講演や研修等を行った回数）を毎年度480回以上とする。

#### 【指標設定及び指標水準の考え方】

特定行為研修の修了者を増やすことは、チーム医療の推進、地域医療への貢献等質の高い看護師の育成にとって重要であるため、特定行為研修の修了者の養成数を地域医療機構の教育研修事業の実績を測る指標として設定する。

医師の不在時の対応等を考慮し、2025年（令和7年）までに1病棟単位当たり1人の特定行為研修の修了者の配置を目標とした場合、1年当たり約50人の修了者を

養成する必要があることから、50人×5年間で250人以上と設定する。

地域の医療・介護の質の向上のためには、研修や公開講座等の定期的な実施が重要であるため、地域の医療・介護従事者への教育・研修の実施回数を地域医療機構の教育研修事業の実績を測る指標として設定する。

地域の医療・介護従事者への教育・研修の実施回数については地域医療機構の病院のうち、特に地域の医療・介護従事者への教育・研修を行うことが求められる地域医療支援病院等（20病院）が月に2回実施すると想定し、20病院×2回×12か月で年間480回以上と設定する。

## 第4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

### 1 効率的な業務運営体制の推進

法人全体としての経営の健全性が保たれるよう、本部機能の見直しなど、理事長がより一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築すること。

#### (1) 組織

地域医療機構が果たすべき役割を確実に実施できるよう、本部と病院との連携の下、それぞれが求められる役割を適切に果たすこと。

各病院がそれぞれの地域において果たすべき役割を確実に実施できるよう、弾力的に見直しを図り、効率的な病院組織体制とすること。

職員配置については、各病院における地域事情や特性を考慮するとともに地域における医療需要を踏まえて、業務量の変化に柔軟に対応できるよう、適宜見直しを図りながら、地域医療機構のネットワークも活用し、医師・看護師等の人材を確保し、適正な職員配置とすること。

さらに、「働き方改革」を実現するため、職員全体の勤務環境の改善に取り組むこと。また、医師の勤務負担の軽減や労働時間短縮のため、特にタスク・シフティング（業務の移管）の推進等、国の方針に基づいた取組を着実に実施すること。

#### (2) 業績等の評価

組織目標の効率的かつ効果的な達成と職員の意欲の向上に資するよう、適切な業績評価を実施すること。

#### (3) IT化に関する事項

地域医療機構の人事・給与・会計に係るシステムについて、適時適切に見直し、地域医療機構の経営及び業務の安定を図ること。

地域の医療機能の向上及び連携並びに厚生労働省が進める医療情報データベースシステムへのデータ提供等を実現するため、電子カルテの導入を推進すること。

また、医療部門を含めたIT整備に係る方針、PDCAサイクル計画を策定し、当該計画に基づき適切に対応すること。

さらに、情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMOの設置等の

体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

## 2 業務運営の見直しや効率化による収支改善

各病院の特性を活かした良質な医療及び介護の提供を図るとともに、適正な職員配置、後発医薬品の採用促進等の業務運営の見直しを通し、診療収入等の増収及び経費節減を図り、各病院の収支改善に取り組み、財政的に自立した運営をすること。

### (1) 収入の確保

医療資源の有効活用を推進するとともに、診療報酬や介護報酬の確保等収益性の向上に努めること。

また、適切な債権管理及び定期的な督促の実施による時効の中断を行うこと等により、医業未収金の発生防止や徴収の改善を図ること。

### (2) 適正な人員配置に係る方針

適正な人員配置に努めるとともに、通則法に沿った給与水準とすること。

### (3) 材料費

後発医薬品の採用促進、同種同効果医薬品の整理、共同調達等の調達方法及び対象品目の見直しを行い、業務収益に対する医薬品費などの材料費の比率（材料費率）の低減を図ること。

### (4) 投資の効率化

建物整備については、適正な建設単価の設定を行うとともに、個々の病院の経営状況等を踏まえ、医療機能に見合った適切な建物整備とするなどにより、投資の効率化を図ること。

また、大型医療機器の共同調達については、これまでも独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人労働者健康安全機構と連携の上、実施しているところであるが、これまでの効果を検証しつつ、より効率的な調達に努めること。

### (5) 調達等の合理化

公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人地域医療機能推進機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。

### (6) 一般管理費の節減

一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成30年度実績値に比し、5%以上節減を図ること。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。



## 1 経営の改善

各病院の収支改善に取り組み、財政的に自立した運営の下、健全な経営を行うこと。

## 2 長期借入金の償還確実性の確保

病院建物や大型医療機器の投資に当たっては、長期借入金の償還確実性を確保すること。

### ○ 評価における指標

経営の改善に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ・中期目標の期間の各年度の損益計算において地域医療機構全体として経常収支率（経常収益÷経常費用×100）を100%以上とする。（実績値：平成26年度101.4%、平成27年度100.9%、平成28年度100.9%、平成29年度101.3%）

#### 【指標設定及び指標水準の考え方】

地域医療機構は、他の独立行政法人以上に財政的に自立した経営が求められるため経常収支率を指標とする。

効率的かつ財政的に自立した運営を実施するためには、黒字経営することが重要であるため、毎年度、地域医療機構全体として100%以上（黒字）とする。

#### 【難易度：高】

病院経営管理指標において、経常利益が黒字の公的医療機関が平成26年度以降減少し続ける厳しい経営環境に加え、医師を始めとする職員の働き方改革が求められている状況で、診療報酬や介護報酬の改定に対応しながら、経常収支率100%以上を達成することは難易度が高い。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

### 1 職員の人事

良質な医療及び介護を効果的・効率的に提供していくため、医師、看護師、介護福祉士等の医療・介護従事者数については、医療及び介護を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営にも十分配慮すること。

### 2 内部統制、会計処理

独立行政法人として求められる透明性や説明責任を確保するため、マニュアルの更新や研修により、業務の標準化、職員の能力向上及び役職員の認識の共有を図り、適正な内部統制を確保するとともに適切に会計を処理すること。

その際、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知）を参考にすること。

また、モニタリングを通し内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、地域医療機構の組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制の更なる充実を図ること。

### 3 コンプライアンス、監査

会計事務の公正性や透明性と説明責任の確保を含むコンプライアンス（法令遵守）徹底の取組を推進すること。

監事による監査のほか、全病院に対し、毎年、会計監査人による外部監査を実施すること。

### 4 情報セキュリティ対策の強化

地域の医療機能の向上及び地域医療機構の業務最適化の観点並びに政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組むこと。

### 5 広報に関する事項

地域医療機構の役割、各病院の取組等について積極的な広報活動に努めること。

### 6 病院等の譲渡

地域医療機構は、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号）第14条を踏まえた適切な対応を行うこと。

### 7 その他

既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。

厚生労働省発年0620第6号  
令和4年6月20日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

厚生労働大臣  
後 藤 茂 之  
(公印省略)

年金積立金管理運用独立行政法人第四期中期目標の変更について

標記について、別紙により独立行政法人評価制度委員会の意見を求める。

## 年金積立金管理運用独立行政法人第4期中期目標変更（案） 新旧対照表

改正後	現行
<p data-bbox="309 379 918 411">年金積立金管理運用独立行政法人中期目標</p> <p data-bbox="286 475 1115 564">令和2年3月6日付厚生労働省発年0306第7号指示 変更：令和4年 月 日付厚生労働省発年 第 号指示</p> <p data-bbox="107 635 1115 772">独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p> <p data-bbox="174 849 425 880">令和2年3月6日</p> <p data-bbox="712 954 1097 986">厚生労働大臣 加藤 勝信</p> <p data-bbox="107 1059 331 1091">第1～第3 略</p> <p data-bbox="107 1145 649 1177">第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p data-bbox="107 1241 331 1273">1. ～3. 略</p>	<p data-bbox="1346 379 1955 411">年金積立金管理運用独立行政法人中期目標</p> <p data-bbox="1391 475 2157 507">令和2年3月6日付厚生労働省発年0306第7号指示</p> <p data-bbox="1144 635 2152 772">独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p> <p data-bbox="1211 849 1462 880">令和2年3月6日</p> <p data-bbox="1749 954 2134 986">厚生労働大臣 加藤 勝信</p> <p data-bbox="1144 1059 1368 1091">第1～第3 略</p> <p data-bbox="1144 1145 1686 1177">第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p data-bbox="1144 1241 1368 1273">1. ～3. 略</p>

#### 4. 業務の電子化の取組

運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務における I T の活用に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ること。

また、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

以下 略

#### 4. 業務の電子化の取組

運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務における I T の活用に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ること。

以下 略

## 年金積立金管理運用独立行政法人中期目標

令和2年3月6日付厚生労働省発年0306第7号指示  
変更：令和4年 月 日付厚生労働省発年 第 号指示

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

令和2年3月6日

厚生労働大臣 加藤 勝信

### 第1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

我が国の公的年金制度（厚生年金保険制度及び国民年金制度）は、現役世代の保険料負担で高齢者世代を支える「世代間扶養」の考え方を基本として運営されており、少子高齢化が急速に進行する中で、平成16年（2004年）の年金制度改正においては、将来にわたって公的年金制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークが導入された。具体的には、将来の保険料水準を固定した上で、おおむね100年間の財政均衡期間において年金給付と財源（保険料収入、国庫負担及び積立金の活用）の均衡を図るという財政の枠組みが構築された。

このような年金制度における長期的な財政の枠組みにおいて、積立金については、財政均衡期間の終了時に年金給付費の1年分程度の積立金を保有することとし、それまでの財政均衡期間において積立金及び運用収入を活用して後世代の年金給付に充てることとされている。

このため、年金積立金の管理及び運用は、運用収益を通じて長期的かつ安定的に経済全体の成長の果実を獲得することにより、将来にわたって公的年金事業の運営の安定に資するという極めて重要な役割を担っている。

年金積立金管理運用独立行政法人（以下「法人」という。）は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された年金積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的としている。

法人においては、公的年金制度及び年金財政において年金積立金が担う役割の重要性に鑑み、平成31年3月末現在で約160兆円という巨額の年金積立金の管理及び運用を、市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ的確に行うこと等により、法人としての使命を着実に果たしていくことが一層求められる。

このため、法人の役割として、市場・運用環境が複雑化・高度化する中で、年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保するよう、法人の専門性を活用しつつ、適切な運用及び組織運営に努めていくことが一層求められる。

なお、年金積立金の運用実績は、法人設立の平成 18 年度から平成 30 年度の 13 年間で実質的な運用利回り（名目運用利回り－名目賃金上昇率）が 3.10%と財政再計算・財政検証上の前提を上回っており、年金財政にプラスの影響を与えている。

(別添 1 政策体系図及び一定の事業等のまとめ)

(別添 2 法人の使命等と目標との関係)

## 第 2 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和 2 年 4 月から令和 7 年 3 月までの 5 年間とする。

## 第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第 29 条第 2 項第 2 号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は次のとおりとする。

### 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針

#### (1) 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針

年金積立金の運用に当たっては、以下の制度上の枠組みを前提として、引き続き、適切な運用及び組織運営に努めること。

- ① 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源であることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。(厚生年金保険法第 79 条の 2 及び国民年金法第 75 条)

これにより、「専ら被保険者の利益のため」という目的を離れて他の政策目的や施策実現のために年金積立金の運用を行うこと（他事考慮）はできない仕組みとなっている。

- ② 外部運用機関への委託運用においては、投資判断の全部を一任する投資一任契約の締結により行う。(年金積立金管理運用独立行政法人法(平成 16 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 21 条等)

これにより、法人が金融市場や企業経営に直接の影響を与えないよう、株式運用に当たっては、特定の企業を投資対象とする等の個別の銘柄選択や指示をすることはできない仕組みとなっている。

- ③ 法人の中期計画は、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、運用が特定の方法に集中せず、かつ、厚生年金保険法第 79 条の 2 等の目的に適合するものでなければならない。(法第 20 条第

## 2項)

年金積立金の運用に当たっては、以下の基本的な考え方を踏まえること。

- ① 法人は長期運用機関であることから、株式市場や為替市場を含む市場の一時的な変動に過度にとらわれることなく、資産の長期保有により、資産や地域等の分散投資の推進とあいまって、利子や配当収入を含め、長期的かつ安定的に経済全体の成長の果実を獲得していくこと。
- ② 公的性格を有する法人の特殊性に鑑みると、公的運用機関としての投資行動が市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めることがないように十分留意すること。
- ③ 法人は、世界最大級の機関投資家であり、法人の投資行動が市場に与える影響が大きいことに十分留意すること。

積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（平成 26 年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第 1 号）を踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行うこと。

### (2) 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

#### ① 受託者責任の徹底

慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。

#### ② 市場及び民間の活動への影響に対する考慮

年金積立金の運用に当たっては、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを受けることがないように、十分留意すること。

企業経営等に与える影響を十分に考慮しつつ、株主議決権の行使等についての適切な対応を行うとともに、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。

### (3) 他の管理運用主体との連携

他の管理運用主体（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

## 2. 国民から一層信頼される組織体制の確立

平成 28 年の法改正により、平成 29 年 10 月から、法人に経営委員会と監査委員会が設置されるなど、以下のようなガバナンス改革が講じられた。

経営委員会は、法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの確保、業務執行の手続の適正性及びリスク管理等の観



点から、経営委員会と必要な連携をとって監査等を行う。また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、法人を代表し経営委員会の定めるところに従って法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べることができる。

引き続き、このガバナンス改革の趣旨を踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを一層機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めること。

また、経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、法人においてガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着に向けた取組を行うこと。

### 3. 基本的な運用手法及び運用目標

#### (1) 長期的な観点からの資産構成割合に基づく運用

年金積立金の運用は、厚生年金保険法第2条の4第1項及び国民年金法第4条の3第1項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、長期的に年金積立金の実質的な運用利回り（年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.7%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。

その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮すること。

#### 【重要度 高】

上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。

#### (2) ベンチマーク収益率の確保

各年度において、資産全体及び各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。

ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いること。

#### 【目標設定の考え方】

ベンチマーク収益率と法人の実際の運用収益率を比較することにより、法人の運用実績の評価を行う。なお、運用実績の評価に当たっては、運用する資産の規模に鑑み、資産配分を必ずしも機動的に調整できない等の要因があることを考慮する。

#### 【重要度 高】

上記の事項は、効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。

### (3) モデルポートフォリオの策定及び見直し

他の管理運用主体と共同して、基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定めること。

財政の現況及び見通しが作成されたときや、モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、これを変更すること。

### (4) 基本ポートフォリオの策定及び見直し

経営委員会は、基本ポートフォリオを、モデルポートフォリオを参酌して、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定すること。

その際、名目賃金上昇率から下振れするリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととするとともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮すること。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施する等、リスクシナリオ等による検証を行うこと。

市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、中期目標期間中であっても、必要に応じて基本ポートフォリオの見直しの検討を行うこと。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定すること。

### (5) 年金給付のための流動性の確保

年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。

その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を図ること。また、短期借入も活用できるようにすること。

## 4. 運用の多様化・高度化

運用に当たっては、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用すること。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うこと。

ベンチマークについては、運用収益向上の観点から検討するとともに、ベンチマークにより難しい非伝統的資産（オルタナティブ資産）の評価については、資産の管理及

び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにすること。

新たな運用手法及び運用対象の導入等に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、年金資金運用の観点から、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき、経営委員会において幅広く検討を行うとともに、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行うこと。

オルタナティブ投資については、伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況等の固有のリスク等があることを踏まえ、ミドル機能及びバック機能の充実を始めとした体制整備を図りつつ、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備等のオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で取組を進めること。また、リスク管理及び収益確保の観点からの検証を継続的に行い、検証結果についても十分に検討した上で取組を進めること。

## 5. 運用受託機関等の選定、評価及び管理

運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること。また、定期的に運用受託機関等の評価を行い、資金配分の見直し等適切な措置をとること。

### 【重要度 高】

上記の事項は、効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。

## 6. リスク管理

年金積立金については、分散投資による運用管理を行い、また、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと。

適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能の強化を図るとともに、複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの）によるリスク管理を行うこと。

また、フォワードルッキングなリスク分析とともに長期のリスク分析を行う等、運用リスク管理の高度化を図ること。

経営委員会は、各種運用リスクの管理状況について適切にモニタリングを行うこと。

### 【重要度 高】

上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。

## 7. スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESGを考慮した投資

### (1) スチュワードシップ責任を果たすための活動

年金積立金の運用の目的の下で、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進すること。

その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこと。

## （２）ESGを考慮した投資

年金積立金運用において投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要なものであるとの考え方を踏まえ、非財務的要素であるESG（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進すること。

その際、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった第3-1（1）の年金積立金の管理及び運用の基本的な方針に留意しつつ、取組を進めること。併せて、ESG投資が法人の運用に求められる基本的な考え方にのっとって行われているかについて継続的に検証すること。

## 8. 情報発信・広報及び透明性の確保

国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析に努めること。

年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用の状況等（年金積立金の役割、長期分散投資の効果、長期運用機関である法人の特性に応じた運用の状況等）について、年金積立金の管理及び運用に対する国民の理解を深めることができるよう、年度の業務概況書等の公開資料をより一層分かりやすいように工夫すること等により、厚生労働省と連携して、国民に分かりやすく説明すること。

スチュワードシップ活動やESGを考慮した投資について、長期的な収益を確保する観点からの取組であることを踏まえて、分かりやすく情報発信すること。

オルタナティブ投資について、投資手法や投資対象等を分かりやすく情報発信すること。

法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性を確保するため、年金積立金の運用結果、運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）及び当該銘柄の時価総額について、公表すること。また、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令（年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成18年厚生労働省令第60号））で定める期間の経過後速やかに公表すること。

### 【重要度 高】

上記の事項は、年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。

## 第4 業務運営の効率化に関する事項

### 1. 効率的な業務運営体制の確立

組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すこと。その際、人員の増員を含む組織体制の拡大を行う場合には、経営委員会の関与の下で、その必要性等の精査を十分に行った上で進めること。また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。

### 2. 業務運営の効率化に伴う経費節減

中期目標期間中、一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、令和元年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.24%以上の効率化を行うこと。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.24%以上の効率化を図ること。

新規に追加されるものや拡充される分を含む経費全般について、予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行うPDCAサイクルの取組を強化すること。

人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していくこと。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保すること。

また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第6の1により対応すること。

### 3. 契約の適正化

公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）により法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。

## 4. 業務の電子化の取組

運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務におけるITの活用に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ること。

また、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

第4で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### 1. 高度で専門的な人材の確保、育成、定着等

法人の行う年金積立金の運用は、外部運用機関への委託運用が中心であることや、効率的な業務運営体制を確立していく観点に特に留意しつつ、運用の多様化・高度化に伴う高度専門人材の確保・育成・定着を図る観点から、以下の取組を進めること。

高度で専門的な能力を必要とする業務等を明らかにし、人材の受入れに伴う環境整備を図ることにより、高度で専門的な人材を確保するとともに、人材の適時適切な配置及び定着を図ること。

高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、法人の職員の業務遂行能力の向上を目指すこと。

運用の多様化・高度化、運用リスク管理の高度化等に対応する人材を戦略的に確保・育成するため、人材確保・育成方針を策定すること。

なお、高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較する等の手法により、国民に分かりやすく説明すること。

### 2. 調査研究

#### (1) 調査研究業務の充実

法では、年金積立金の管理及び運用に係る調査研究業務は、付随業務として位置付けられており、「専ら被保険者の利益のため」という年金積立金運用の目的に即して調査研究業務を行うこと。

高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来にわたって年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に実施していくこと。

費用対効果の検証を含め、調査研究業務の法律上の位置付け及び目的を十分に踏まえた研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等に係るPDCAサ

イクルの取組を強化すること。

## (2) 調査研究業務に関する情報管理

具体的な運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、契約において守秘義務を課している現状の取扱いに加えて、法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏えい対策を徹底すること。

## 3. 内部統制の一層の強化に向けた体制強化

法人は、経営委員会が作成した「内部統制の基本方針」等に基づき、引き続き、内部統制等の体制のより一層の強化を図ること。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ること。年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わる全ての者について、法令遵守並びに慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。

また、内部統制上の課題を把握しつつ、国民の一層の信頼を確保するよう、運用の多様化・高度化に対応したリスク管理体制や、法令等の遵守の確保等を的確に実施するための内部統制体制を一層強化すること。

さらに、法人の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関し適切な措置を講ずること。

## 4. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化

監査委員会は、法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行う。また、監査委員は、役員が不正の行為を行ったと認める場合等には、その旨を理事長、経営委員会及び厚生労働大臣に報告する義務等を負っている。このような監査委員会の職務等の重要性に鑑み、法及びその他関係法令に基づき、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行う等実効性を向上させること。

## 5. 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること。

また、法人の役職員のみならず法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価すること。

## 国の政策

## 年金積立金運用の目的

年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。（厚生年金保険法第79条の2及び国民年金法第75条）

## 積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針

- 積立金の運用は、必要となる積立金の実質的な運用利回りを最低限のリスクで確保することを目的として行う。
- 管理運用主体は、共同して、基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべきモデルポートフォリオを定める。

## ※ 年金財政における積立金の役割

- ・ 我が国の公的年金制度は、現役世代の保険料負担で高齢者世代を支える「世代間扶養」を基本として運営。平成16年の年金制度改正において、おおむね100年間の財政均衡期間において年金収入と財源の均衡を図る財政枠組みを構築。
- ・ 財政均衡期間の終了時に年金給付費の1年分程度の積立金を保有することとし、後世代の年金給付に充てるために積立金及び運用収入を活用。
- ・ 年金給付等は賃金水準の変化に連動するため、賃金上昇率を上回る実質的な運用利回り（スプレッド）の確保が年金財政にとって重要。

## 次期中期目標期間（2020～2024年度）における法人の役割

## 法人の目的

厚生年金保険法及び国民年金法の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資する。（年金積立金管理運用独立行政法人法第3条）

## 法人の役割

- 年金積立金（平成31年3月末で約160兆円）の管理及び運用を、市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ的確に行うこと等により、法人としての使命を着実に果たす。
- 市場・運用環境が複雑化・高度化する中で、年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保するよう、法人の専門性を活用しつつ、適切な運用及び組織運営に努める。
  - 年金積立金運用の制度上の枠組みを前提とした運用及び組織運営
  - 実質的な運用利回り1.7%を最低限のリスクで確保するよう基本ポートフォリオを策定、ベンチマーク収益率を確保
  - 運用受託機関等の選定・管理の強化
  - 分散投資による運用管理、資産全体・各資産等の各種リスク管理、運用リスク管理の高度化
  - 長期的な収益確保の観点から、スチュワードシップ活動及びESG投資を推進
  - 国民やメディアに対する情報発信等の一層の充実、運用状況等の分かりやすい情報発信



## 一定の事業等のまとめり

### 年金積立金管理運用独立行政法人

#### 1 年金積立金の管理及び運用（第3の1～8）

## （使命）

年金積立金管理運用独立行政法人は、厚生年金保険法等において、厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的としている。

## （現状・課題）

年金積立金（平成31年3月末で約160兆円）の管理及び運用を、市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ的確に行うこと等により使命を着実に果たすことが一層求められる。なお、年金積立金の運用実績は、法人設立以降、財政再計算・財政検証上の前提を上回っており、年金財政にプラスの影響を与えている。

## （環境変化）

法人の役割として、年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保することが求められるが、市場・運用環境は複雑化・高度化している。

## （中期目標）

- 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針
  - ・「専ら被保険者の利益のため」という目的を離れて他の政策目的や施策実現のための運用の禁止、株式運用に当たっての個別の銘柄選択や指示の禁止等の制度上の枠組みを前提として、適切な運用及び組織運営に努める。
- 基本的な運用手法及び運用目標
  - ・長期的に積立金の実質的な運用利回り1.7%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、長期的な観点からの資産構成割合（基本ポートフォリオ）を定め、これに基づき管理を行う。
  - ・各年度に資産全体及び各資産のベンチマーク収益率の確保に努め、中期目標期間に各々のベンチマーク収益率を確保する。
- 運用の多様化・高度化
  - ・オルタナティブ投資は、ミドル機能・バック機能の充実等の体制整備を図りつつ、取組を進める。また、リスク管理及び収益確保の観点からの検証を継続的に行い、検証結果を十分に検討した上で取組を進める。
- 運用受託機関等の選定、評価及び管理
  - ・運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進める。
- リスク管理
  - ・分散投資による運用管理を行い、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行う。
  - ・長期のリスク分析等、運用リスク管理の高度化を図る。経営委員会はリスク管理状況のモニタリングを行う。
- スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESGを考慮した投資
  - ・被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、スチュワードシップ活動を一層推進する。
  - ・ESG（環境・社会・ガバナンス）投資の推進は、長期的な収益確保を図る目的で、制度上の枠組みを前提として取組を進める。
- 情報発信・広報及び透明性の確保
  - ・専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組む。
  - ・年金積立金運用の状況、スチュワードシップ活動やESG投資、オルタナティブ投資について分かりやすく情報発信する。

厚生労働省発医政 0622 第 6 号

令和 4 年 6 月 22 日

独立行政法人評価制度委員会

委員長 澤田 道隆 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之

( 公 印 省 略 )

国立研究開発法人国立がん研究センターの達成すべき業務運営  
に関する目標（中長期目標）の変更について（諮問）

標記について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35  
条の 4 第 3 項の規定に基づき、別紙について貴委員会からの意見を求め  
る。

国立研究開発法人国立がん研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

変更案	現行
<p style="text-align: center;"><b>国立研究開発法人国立がん研究センター中長期目標</b></p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立がん研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>令和 3 年 2 月 26 日 <u>令和 4 年〇月〇日 改正</u></p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 田村 憲久</p> <p>第 1～第 3 略</p> <p>第 4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。</p> <p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p> <p>①～⑤ 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>国立研究開発法人国立がん研究センター中長期目標</b></p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立がん研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>令和 3 年 2 月 26 日</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 田村 憲久</p> <p>第 1～第 3 略</p> <p>第 4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。</p> <p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p> <p>①～⑤ 略</p>

国立研究開発法人国立がん研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

<p>⑥ <u>デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMO（Portfolio Management Office）を設置するとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</u></p> <p>これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p> <p>2. 電子化の推進 略 第5 略</p>	<p>（新規）</p> <p>これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p> <p>2. 電子化の推進 略 第5 略</p>
--	---

## 国立研究開発法人国立がん研究センター中長期目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立がん研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。

令和 3 年 2 月 26 日

令和 4 年〇月〇日 改正

厚生労働大臣 田村 憲久

### 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割等

#### 1. 中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け

研究開発法人は、健康・医療戦略推進法（平成 26 年法律第 48 号）に定める基本理念にのっとり、先端的、学際的又は総合的な研究、すなわち医療分野の研究開発及びその成果の普及並びに人材の育成に積極的に努めなければならないこととされている。国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、国立研究開発法人として、前述の理念に基づき、研究開発等を推進していく。

また、厚生労働省が掲げる政策体系における基本目標（安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること）及び施策目標（国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること）を踏まえ、NCにおいても、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療や高度かつ専門的な医療、すなわち政策医療を向上・均てん化させることとされている。

#### 2. 法人の役割（ミッション）

国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「センター」という。）は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされている。また、通則法第 2 条第 3 項の規定に基づき、国立研究開発法人として、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することとされている。このうち、研究開発及び医療の提供については、

- ・ 高度かつ専門的な新しい治療法やその他の治療成績向上に資するための研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等
- ・ 難治性・希少性の疾患に関する研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等
- ・ 学会等が作成する診療ガイドラインの作成・改訂及び医療の質の向上に必要な指標・根拠に基づく医療（EBM）・個別化医療の確立に資するような研究開発
- ・ 中長期に渡って継続的に実施する必要があるコホート研究等の研究基盤の整備と NC をはじめとする研究機関間のデータシェアリング

に重点的に取り組むものとする。

### 3. 法人の現状及び課題

先進的な研究開発として医師主導治験やゲノム解析を実施し、肺がんの原因遺伝子である **RET** 融合遺伝子について、世界に先駆けて薬剤耐性メカニズムを発見した。また、ゲノム医療のハブとして、日本人のためのがん遺伝子パネル検査「**OncoGuide™NCC** オンコパネルシステム」を先進医療として実施し、令和元年6月に保険適用されたほか、エキスパートパネルの実施方法等を検証するなど、豊富ながん診療と臨床研究基盤に基づき、全国の診療水準向上に資するエビデンスを創出するため臨床研究中核病院として主導的に治験・先進医療の提供に取り組んでいる。また、平成30年6月に新たに開設されたがんゲノム情報管理センターにおいては、令和元年から保険収載されたがん遺伝子パネル検査のゲノム情報と臨床情報を集約して管理運営しており、我が国のがんゲノム医療を支援するとともにデータの利活用を図っている。さらに新薬開発プラットフォームである **SCRUM-Japan/Asia** における世界最大規模の臨床ゲノムデータベースの構築や、**Asia One** コンソーシアムを構築し、アジアに多いがん種の予防・診断・治療について国際連携を推進するなど、第2期中長期目標期間における成果を踏まえると、がんその他の悪性新生物の本態解明と予防、高度かつ専門的な医療の開発、標準医療の確立と普及、政策提言など、がんその他の悪性新生物克服のため、センターが果たしてきた役割は極めて大きい。

しかし、がん患者の生存率は向上しているものの、がん疾患全体の本態解明には至っておらず、希少がんや難治がん、小児がんやAYA世代、高齢者のがん医療の提供に当たり、有効な診断・治療法が開発されていないことから、センターには患者や社会のニーズ、医療上及び経済上のニーズを十分に意識した研究開発の推進が期待される。さらに、がんゲノム医療を中心として、各国、特にアジア諸国において主導的立場のもと、臨床研究ネットワークの構築、人材育成などを通じた国際共同試験を実施し、新規薬剤開発などグローバル展開を進めることが重要である。

また、これらの研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化していることから、研究開発を効率よく進めるための環境整備や研究支援に係る専門性を有する人材の確保を図る必要がある。

加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など 6NC の分野横断的な領域については、6NC での相互連携が重要である。

#### 4. 法人を取り巻く環境の変化

世界に先駆けて少子・超高齢社会を迎え、人口構造や疾病構造が急激に変化しつつある我が国においては、健康長寿社会の実現が喫緊の課題となっている。

「健康・医療戦略」（令和 2 年 3 月 27 日閣議決定）においては、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を短縮するためには生活習慣病、運動器系・感覚器系や、老化に伴う疾患、認知症などの精神・神経の疾患への対応が課題となる中、診断・治療に加えて予防の重要性が増すと同時に、罹患しても日常生活に出来るだけ制限を受けず、疾病と共生していくための取組が望まれているとされている。

また、現在及び将来の我が国において社会課題となる疾患分野として、がん領域についてがんの生物学的本態解明に迫る研究開発や、患者のがんゲノム情報等に基づいた研究開発、個別化治療に資する診断薬・治療薬の開発や免疫療法や遺伝子治療等をはじめとする新しい治療法の開発を推進することが示されたところである。

センターにおいては、がんゲノム情報管理センターに集積されたゲノム情報・臨床情報を革新的な創薬や個別化医療開発の実現のために活用することが期待される。

加えて、AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用が、産業構造や経済社会システム全体に大きな影響を及ぼしつつあり、とりわけ、健康・医療分野は、これらの技術を活かし得る分野の一つとして、創薬等の研究開発の進展や、ゲノム解析などの技術を活用した新たなヘルスケアサービスの創出等が見込まれている。

#### 5. 国の政策・施策・事務事業との関係

「健康・医療戦略」（令和 2 年 3 月 27 日閣議決定）に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」（令和 2 年 3 月 27 日健康・医療戦略推進本部決定）を踏まえ、ゲノム医療や個別化医療の実現、基礎研究から実用化までの一貫した研究開発や、「がん対策推進基本計画」（平成 24 年 6 月 8 日閣議決定）に基づき策定された「がん研究 10 か年戦略」（平成 26 年 3 月 31 日文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣確認）を踏まえた対策などの研究開発に関して重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。

#### 第 2 中長期目標の期間

センターの中長期目標の期間は、令和 3 年 4 月から令和 9 年 3 月までの 6 年間とする。

#### 第 3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

##### 1. 研究・開発に関する事項

(1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 [研究事業]



### 【重要度:高】

担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できる NC の特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。

### 【難易度：高】

近年、同じ臓器のがんであっても、その発生原因、メカニズムなどについては患者の遺伝子変異の性質に応じて様々であるなど、研究の困難性が増している。また、未来型医療を実現するための最先端のがん研究を推進し、診断・治療法の研究開発を効率的かつ早期に実現化するためには、医学のみならず生命科学・工学等の他分野の技術・成果を統合的に研究開発に応用する必要があるため。

#### ① 重点的な研究・開発

センターが担う疾患について、症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化に関して、より一層強化する。

また、**First in human**（ヒトに初めて投与する）試験をはじめとする治験・臨床研究体制を強化し、診療部門や企業等との連携を図り、これまで以上に研究開発を推進する。具体的には、

- ・ 遺伝子の解析等による未来型医療を実現するためのグローバルスタンダードになり得る診断・治療法の研究開発
- ・ 難治性がん、希少がんなどを中心とした新規治療法の研究開発
- ・ 全国ネットワークを活用し、個人や集団に対しより最適化された標準治療開発のための多施設共同臨床研究
- ・ がんのリスク・予防要因を究明するための精度の高い疫学研究及び前向き介入研究
- ・ 国際的な臨床研究ネットワーク構築を通じた、新規薬剤開発などを目指した国際共同研究

に取り組むなどして、重点的な研究・開発を実施すること。

#### ② 戦略的な研究・開発

がんの本態解明に関する研究、がんの予防法や早期発見手法に関する研究、アンメットメディカル（未充足な医療）ニーズに応える新規薬剤開発に関する研究、患者に優しい新規医療技術開発に関する研究、免疫療法や遺伝子治療等をはじめとする様々な医療技術を組み合わせた新たな標準治療を創るための研究、充実したサバイバーシップを実現する社会の構築を目指した研究、がん対策の効果的な推進と評価に関する普及・実装

科学研究に取り組む。

上記①及び②の研究・開発により、医療推進に大きく貢献する研究成果を中長期目標期間中に 21 件以上あげること。また、中長期目標期間中の原著論文数については、4,900 件以上とすること。

### ③ NC 間の疾患横断領域における連携推進

NC 間の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、NC 間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのため基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。

具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築などについて、疾病の予防や共生にも留意しつつ、NC がそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。

人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、NC の研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。

また、JH 内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。

## (2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備 [臨床研究事業]

メディカルゲノム解析センターの機能の充実と人材育成、バイオバンク、データベース、共同利用施設（コアファシリティ）の充実、研究管理・研究支援の充実、産官学の連携・ネットワークの充実、臨床導入への出口を見据えた次世代医療開発の推進及び人材育成、倫理性・透明性の確保、知的財産の管理及び活用、国際連携の強化・国際貢献、医療分野の ICT の研究及び活用、診療ガイドラインの作成・改訂に資する研究開発及び普及により、研究・開発を推進する。

また、臨床研究及び治験を進めるため、症例の集約化を図るとともに、今後も、これらの資源を有効に活用しつつ、臨床研究の質の向上、研究者・専門家の育成・人材確保、臨床研究及び治験のための共通的な基盤の共用、研究不正・研究費不正使用等防止への対応、患者との連携及び国民への啓発活動等への取組など更なる機能の向上を図り、基礎研究成果を実用化につなぐ体制を強化する。加えて、臨床研究中核病院として ARO（Academic Research Organization）機能を強化し、我が国の臨床研究の中核的な役割を担う。

具体的には、センター内や産官学の連携の強化、治験・臨床研究の推進やゲノム医療の実現化に向けた基盤を充実させ、特に、ナショナルセンター・バイオバンクネットワ

ークを最大限活用し、センターが担う疾患に関する難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質な生体試料を収集・保存するとともに、NCをはじめとする研究機関等との間のデータシェアリングができる仕組みを強化するなどバイオバンク体制のより一層の充実を図る。更に外部の医療機関からも生体試料の収集を行う。加えて、ゲノム情報等を活用した個別化医療の確立に向けた研究を推進する。

また、運営費交付金を財源とした研究開発と同様に競争的研究資金を財源とする研究開発においてもセンターの取り組むべき研究課題として適切なものを実施する仕組みを強化する。

以上の実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備により、中長期目標期間中に、**First in human**（ヒトに初めて投与する）試験実施件数 130 件以上、医師主導治験実施件数 130 件以上、センターの研究開発に基づくものを含む先進医療承認件数 25 件以上及び学会等が作成する診療ガイドライン等への採用件数 63 件以上、臨床研究（倫理委員会にて承認された研究をいう。）実施件数 2,400 件以上、治験（製造販売後臨床試験も含む。）1,530 件以上実施すること。また、共同研究の実施件数について中長期計画に具体的な目標を定めること。

また、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用すること。

**【重要度：高】**

実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できる NC の特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。

2. 医療の提供に関する事項 [診療事業]

病院の役割については、引き続きがん診療連携拠点としての中核機能を果たした上で、都道府県が策定する地域医療構想等を踏まえた高度急性期機能等の医療機能を担うものとする。

**【重要度：高】**

がんに対する中核的な医療機関であり、研究開発成果の活用を前提として、医療の高度化・複雑化に対応した医療を実施することは、我が国の医療レベルの向上に繋がるため。

(1) 医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資

## する医療の提供

我が国におけるがんに対する中核的な医療機関として、国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供を引き続き推進する。加えて、希少がん、小児・AYA 世代のがんや難治がんなどに対して関係医療機関と連携し、質の高い医療や患者個人に最適な治療の提供を推進すること。

また、各病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、センターとして提供することを求められている医療のレベルに見合った臨床評価指標を策定し、医療の質の評価を実施し、その結果を情報発信すること。

### (2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

医療の高度化・複雑化が進む中で、質が高く安全な医療を提供するため、各医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、業務を分担しながら互いに連携することにより、患者の状態に応じた適切な医療を提供するなど、医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行うこと。

また、これに加え、AI や ICT を活用した医療の提供、NC をはじめとする研究機関及び医療機関間のデータシェアリングなどを通じて、個別化医療の確立等診療の質の向上に取り組むこと。

医療安全については、同規模・同機能の医療機関との間における医療安全相互チェックを行うこと、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催し受講状況を確認すること、医療安全管理委員会を開催すること、インシデント及びアクシデントの情報共有等を行うことなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努め、医療安全管理体制の充実を図ること。

また、患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、患者・家族が治療の選択、決定を医療者ととともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、患者とその家族が質の高い療養生活を送ることができるよう、がんと診断された時から緩和ケアの提供を行うこと。

「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、各病院の手術件数・病床利用率・平均在院日数・入院実患者数等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

上記数値目標の実績について、病院の担当疾患に係る割合を分析すること等により、国立研究開発法人の病院として適切かつ健全に運営を行うための病床規模等を検討すること。

### 3. 人材育成に関する事項 [教育研修事業]

人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、がんに関する医療及び研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。

具体的には、高度な医療技術を有する外国の医師が、その技術を日本の医師に対して教授するために来日するケースや、海外のトップクラスの研究者が、日本の研究者と共同して国際水準の臨床研究を実施するために来日するケースも想定されることから、国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、センターが担う疾患に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。

また、企業との連携調整や研究成果の活用促進等に取り組むリサーチ・アドミニストレーターなど、臨床と直結した研究の実施に必要な支援人材の育成及び確保については、JHのほか大学などアカデミア機関や企業等とも連携し取り組む。

高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するなど、モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。

なお、研修等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

### 4. 医療政策の推進等に関する事項 [情報発信事業]

#### (1) 国への政策提言に関する事項

研究、医療の均てん化及び NC の連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行うこと。

#### (2) 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項

がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）に基づき、「全国がん登録データベース」の運用と院内がん登録情報等の収集を確実に実施する。また、中長期目標期間中に国のがん対策の企画立案又は実施に必要な最新の 5 年生存率などのデータを整理し、医療の均てん化等を促進する。

また、他のがん診療連携拠点病院等への診療に関する支援の役割を担うこと。

情報発信にあたっては、関係学会等との連携を強化して、診療ガイドラインの作成・普及等に更に関与するものとし、国内外のセンターが担う疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく予防、診断及び治療法等について、正しい情報が国民に利用されるようにホームページや SNS を活用するなどして、国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。

なお、国民向け及び医療機関向けの情報提供の指標としてホームページアクセス件数

について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

### (3) 公衆衛生上の重大な危害への対応

公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。

※上記の研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業及び情報発信事業をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。

## 第4 業務運営の効率化に関する事項

### 1. 効率的な業務運営に関する事項

業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。

また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。

センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。

① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し、公表する。

また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、適切に取り組むこととする。

② NC等との間において、医薬品の共同調達等の取組を引き続き推進することによるコスト削減を図るとともに、医療機器及び事務消耗品については、早期に共同調達等の取組を実施し、そのコスト削減を図る。また、診療材料などの調達についても、コストの削減を図るため、競争入札等の取組を促進する。

③ 後発医薬品については、中長期目標期間中の各年度において、前年度の実績を上回ることを目指すため、更なる使用を促進するとともに、中長期目標期間を通じて数量シェアで85%以上とする。

④ 医業未収金の発生防止の取組や査定減対策など、適正な診療報酬請求業務を推進し、引き続き収入の確保を図る。

⑤ 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因経費を除く。）については、令和2年度に比し、中長期目標期間の最終年度において、5%以上の削減を図る。

⑥ デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMO（Portfolio Management Office）を設置するとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が100%以上となるよう経営改善に取り組む。

## 2. 電子化の推進

業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化について費用対効果を勘案しつつ推進し、引き続き情報を経営分析等に活用するとともに、幅広い ICT 需要に対応できるセンター内ネットワークの充実を図ること。

### 第5 財務内容の改善に関する事項

「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中長期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。

#### 1. 自己収入の増加に関する事項

がんに関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、引き続き運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。

具体的には、企業等との治験連携事務局の連携強化や、患者レジストリ（登録システム）の充実により、治験・臨床研究体制を強化し、国立研究開発法人日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。

#### 2. 資産及び負債の管理に関する事項

センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。

### 第6 その他業務運営に関する重要事項

#### 1. 法令遵守等内部統制の適切な構築

研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全な発展等の観点から、引き続き研究不正など不適切事案に適切に対応するため、組織として研究不正等を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化するなど、コンプライアンス体制を強化すること等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。

また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。

更に、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

## 2. 人事の最適化

医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。

また、NC 間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。

なお、法人の人材確保・育成について、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 24 条の規定に基づき作成された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。

## 3. その他の事項（施設・設備整備、情報セキュリティ対策に関する事項を含む）

### （1）施設・設備整備に関する事項

施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。

### （2）情報セキュリティ対策に関する事項

政府の情報セキュリティ対策における方針（情報セキュリティ対策推進会議の決定等）を踏まえ、研修を行う等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

### （3）その他の事項

業務全般については、以下の取組を行うものとする。

- ① 的確な評価を実施するため、センターは、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）に基づき策定したこの中長期目標を達成するための中長期計画を策定するものとする。
- ② 決算検査報告（会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うほか、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。



厚生労働省発医政 0622 第 7 号

令和 4 年 6 月 22 日

独立行政法人評価制度委員会

委員長 澤田 道隆 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之

( 公 印 省 略 )

国立研究開発法人国立循環器病研究センターの達成すべき業務  
運営に関する目標（中長期目標）の変更について（諮問）

標記について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35  
条の 4 第 3 項の規定に基づき、別紙について貴委員会からの意見を求め  
る。

国立研究開発法人国立循環器病研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

変更案	現行
<p style="text-align: center;"><b>国立研究開発法人国立循環器病研究センター中長期目標</b></p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立循環器病研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>令和 3 年 2 月 26 日 <u>令和 4 年〇月〇日 改正</u></p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 田村 憲久</p> <p>第 1～第 3 略</p> <p>第 4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。</p> <p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p> <p>①～⑤ 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>国立研究開発法人国立循環器病研究センター中長期目標</b></p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立循環器病研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>令和 3 年 2 月 26 日</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 田村 憲久</p> <p>第 1～第 3 略</p> <p>第 4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。</p> <p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p> <p>①～⑤ 略</p>

国立研究開発法人国立循環器病研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

<p>⑥ <u>デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMO（Portfolio Management Office）を設置するとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</u></p> <p>これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p> <p>2. 電子化の推進 略 第5～第6 略</p>	<p>（新規）</p> <p>これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p> <p>2. 電子化の推進 略 第5～第6 略</p>
---	--

## 国立研究開発法人国立循環器病研究センター中長期目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立循環器病研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。

令和 3 年 2 月 26 日

令和 4 年〇月〇日 改正

厚生労働大臣 田村 憲久

### 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割等

#### 1. 中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け

研究開発法人は、健康・医療戦略推進法（平成 26 年法律第 48 号）に定める基本理念にのっとり、先端的、学際的又は総合的な研究、すなわち医療分野の研究開発及びその成果の普及並びに人材の育成に積極的に努めなければならないこととされている。国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、国立研究開発法人として、前述の理念に基づき、研究開発等を推進していく。

また、厚生労働省が掲げる政策体系における基本目標（安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること）及び施策目標（国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること）を踏まえ、NCにおいても、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療や高度かつ専門的な医療、すなわち政策医療を向上・均てん化させることとされている。

#### 2. 法人の役割（ミッション）

国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされている。また、通則法第 2 条第 3 項の規定に基づき、国立研究開発法人として、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することとされている。このうち、研究開発及び医療の提供については、

- ・ 高度かつ専門的な新しい治療法やその他の治療成績向上に資するための研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等
  - ・ 難治性・希少性の疾患に関する研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等
  - ・ 学会等が作成する診療ガイドラインの作成・改訂及び医療の質の向上に必要な指標・根拠に基づく医療（EBM）・個別化医療の確立に資するような研究開発
  - ・ 中長期に渡って継続的に実施する必要があるコホート研究等の研究基盤の整備と NC をはじめとする研究機関間のデータシェアリング
- に重点的に取り組むものとする。

### 3. 法人の現状及び課題

最先端の技術と設備（ハイブリッド手術室4室、心磁図等）を駆使した高度な治療方法についての数多くの実績、重症患者に対する治療効果の高い画期的な医療機器等の開発、世界最高峰の学術誌での研究成果の公表など、国際的にみても、卓越した成果を挙げてきた。また、2,000名以上のレジデント経験者が全国で活躍するとともに、高度で特殊な治療である心臓移植、tPA（血栓溶解療法）、BPA（バルーン肺静脈形成術）等について主導的な役割を果たしている。さらに、日本循環器学会との共同や日本脳卒中協会からの移管による循環器疾患情報の収集・登録の実施や、病院と研究所が一体となり脳卒中・脳神経外科医療疫学調査を実施し、脳卒中医療体制の整備等に関するエビデンスの創出や、AIを活用した革新的な研究開発に取り組んでいる。

このような取組の一環として、第2期中長期目標期間において、研究・開発における特に顕著な成果の創出や成果の期待が認められるものとしては、①体外式連続流型補助人工心臓システム開発及び世界最小・最軽量・高度長期耐久性 ECMO 開発と臨床治験の開始、②脳動脈瘤治療用多孔化カバードステントシステムの開発及び③循環器疾患の至適抗血栓療法の実施などが挙げられる。また、オープンイノベーションシステムを構築し、病院、研究所及びオープンイノベーションセンターを一つ屋根の下に集約したことで、様々な異なる英知・経験を集約させた研究開発を推進させたほか、NCとしてはユニークな取組である「かるしお」減塩食推進活動は順調に規模を拡大しているなど産官学等との連携を強力に推し進めている。さらに、難治性・希少性疾患の原因究明や創薬に資する治験・臨床研究、ロボット支援手術や経カテーテル的弁膜症手術の低侵襲心臓手術の提供、日本で唯一の循環器医療に特化したトレーニングセンターによる教育体制の確立、循環器病対策推進協議会への貢献等の成果や取組を踏まえると、循環器病の本態解明と予防、高度かつ専門的な医療の開発、標準医療の確立と普及、政策提言など、循環器病克服のため、センターが果たしてきた役割は極めて大きい。

今後は、これらの取組を一層強化・拡大しつつ、予防医療による発症の遅延化（患者数の減少）や症状の軽減化、加えて循環器病領域においても遺伝性の関与を示す疾患が存在

することから、その原因遺伝子の同定や適切な治療法などといった患者や社会のニーズ、医療上及び経済上のニーズも十分に意識した研究開発の推進が期待される。

また、これらの研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化していることから、研究支援に係る専門性を有する人材の確保を図る必要がある。加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など 6NC の分野横断的な領域については、6NC での相互連携が重要である。

#### 4. 法人を取り巻く環境の変化

世界に先駆けて少子・超高齢社会を迎え、人口構造や疾病構造が急激に変化しつつある我が国においては、健康長寿社会の実現が喫緊の課題となっている。

「健康・医療戦略」（令和 2 年 3 月 27 日閣議決定）においては、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を短縮するためには生活習慣病、運動器系・感覚器系や、老化に伴う疾患、認知症などの精神・神経の疾患への対応が課題となる中、診断・治療に加えて予防の重要性が増すと同時に、罹患しても日常生活に出来るだけ制限を受けず、疾病と共生していくための取組が望まれているとされている。

また、現在及び将来の我が国において社会課題となる疾患分野として、生活習慣病領域について個人に最適な糖尿病等の生活習慣病の重症化予防方法及び重症化後の予後改善、QOL 向上等に資する研究開発、AI 等を利用した生活習慣病の発症を予防する新たな健康づくりの方法の確立や、循環器病の病態解明や革新的な予防、診断、治療、リハビリテーション等に関する方法に資する研究開発等を推進することが示されたところである。

さらに、循環器病については、個々の患者に対する適切な医療の提供や循環器病の発症状況や診療状況等の現状の把握に基づいた、予防、医療機関の整備、研究の推進等の循環器病対策が急務となっており、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平成 30 年法律第 105 号。以下「循環器病対策基本法」という。)においても、基本的施策の一つとして、情報の収集提供体制の整備等が挙げられている。

加えて、AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用が、産業構造や経済社会システム全体に大きな影響を及ぼしつつあり、とりわけ、健康・医療分野は、これらの技術を活かし得る分野の一つとして、創薬等の研究開発の進展や、ゲノム解析などの技術を活用した新たなヘルスケアサービスの創出等が見込まれている。

#### 5. 国の政策・施策・事務事業との関係

「健康・医療戦略」（令和 2 年 3 月 27 日閣議決定）に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」（令和 2 年 3 月 27 日健康・医療戦略推進本部決定）を踏まえ、ゲノム医療や個別化医療の実現、基礎研究から実用化までの一貫した研究開発に関して重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。

また、循環器病対策基本法を踏まえ、その目指す姿の実現に向けた積極的な貢献を図る

とともに、循環器病対策基本法第 12 条に規定する循環器病の予防等の推進の取組との一貫として、地域の様々な主体と連携した住民参加型の街づくり・健康づくりへの積極的な参画と発信に取り組むものとする。

## 第 2 中長期目標の期間

センターの中長期目標の期間は、令和 3 年 4 月から令和 9 年 3 月までの 6 年間とする。

## 第 3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

### 1. 研究・開発に関する事項

(1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 [研究事業]

#### 【重要度：高】

担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できる NC の特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。

#### 【難易度：高】

世界中の患者が長期間にわたり有効かつ安全な体内植込式補助人工心臓の開発を待ち望むなか、世界をリードする実用性の高い永久使用目的の超小型体内埋込み式補助人工心臓の開発を目指すため、耐久性と抗血栓性を同時に満たす医療機器の開発について、最先端の工学技術を駆使した高度学際的な研究を推進する必要があるため。

### ① 重点的な研究・開発

センターが担う疾患について、症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化に関して、より一層強化する。

また、**First in human**（ヒトに初めて投与する）試験をはじめとする治験・臨床研究体制を強化し、診療部門や企業等との連携を図るとともに、循環器病対策基本法を踏まえ、これまで以上に研究開発を推進する。具体的には、

- ・ 循環器病患者の救命と生涯にわたる予後改善のために不可欠となる革新的な医療機器の開発
- ・ 病態や発症機序未解明・治療法未解明疾患に対しての新たな分子・遺伝学的解析法による病態解明と治療法の開発
- ・ 致命的循環器疾患の救急治療法や難治性循環器疾患の革新的治療法の研究開発
- ・ 成人先天性心疾患のような診療科横断的な疾患について、標準治療法を開発するための多施設共同研究

- ・ 住民コホート及び疾患コホートの連結によるシームレスライフステージコホートの解析並びに診療実態の把握及びコホート研究結果に基づく AI による未来予測・予知医療の具現化

に取り組むなどして、重点的な研究・開発を実施すること。

## ② 戦略的な研究・開発

革新的な医療機器・医薬品の開発、循環器領域・生活習慣病領域における新規治療法の研究開発、革新的な治療法の研究開発、国際展開を踏まえた多施設共同研究の実施と施設のネットワーク化、生活習慣病の予防法の研究開発、より健康的なライフスタイルのための生活習慣改善法等の開発に取り組む。

上記①及び②の研究・開発により、医療推進に大きく貢献する研究成果を中長期目標期間中に 21 件以上あげること。また、中長期目標期間中の原著論文数については、2,300 件以上とすること。

## ③ NC 間の疾患横断領域における連携推進

NC 間の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、NC 間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのための基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。

具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築などについて、疾病の予防や共生にも留意しつつ、NC がそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。

人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、NC の研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。

また、JH 内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。

## (2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備 [臨床研究事業]

平成 31 年 4 月に設立したオープンイノベーションセンター（OIC）の機能を活用し、同センター内のオープンイノベーションラボ（OIL）にデジタル分野の企業も含め様々な領域の企業の誘致を促進し、センターと企業等が連携を密にし、最先端医療・医療技術の開発で世界をリードするほか、最先端かつ最高水準の技術と設備の積極的な活用を図る等により、画期的な研究成果の実現と診療技術の高度化に取り組む。

また、創薬オミックス解析センターの機能整備と、臨床研究の基盤整備、循環器病対策基本法に基づく専門的な循環器病に係る医療提供体制の整備や循環器病に係る診療情



報の収集及び提供を行う体制整備等への積極的な貢献、遠隔診断・在宅時の診断と治療、リモート医療システム構築のための高速かつ安全な情報通信システム及びロボット化の研究、難治性・希少性疾患の原因究明や創薬に資する治験・臨床研究、知的財産の活用、研究倫理体制の整備・強化と推進、研究支援の強化により、研究・開発を推進するとともに、研究成果の社会導入のための共同研究及び知財戦略と情報発信と人的交流の基盤構築を目指すこと。

さらに、住民参加型のまちづくりに積極的に貢献し、住民参加型の実証実験に取り組むことや、住民の健康に関するデータを蓄積、活用し、新しい研究成果に結びつけることを通じて、循環器疾患の予防につなげるための取組を進める。

特に、臨床研究及び治験を進めるため、症例の集約化を図るとともに、今後も、これらの資源を有効に活用しつつ、臨床研究の質の向上、研究者・専門家の育成・人材確保、臨床研究及び治験のための共通的な基盤の共用、研究不正・研究費不正使用等防止への対応、患者との連携及び国民への啓発活動等への取組など更なる機能の向上を図り、基礎研究成果を実用化につなぐ体制を強化する。加えて、ARO（Academic Research Organization）を整備するなど、我が国の臨床研究の中核的な役割を担う体制を整備する。

具体的には、センター内や産官学の連携の強化、治験・臨床研究の推進やゲノム医療の実現化に向けた基盤を充実させ、特に、ナショナルセンター・バイオバンクネットワークを最大限活用し、センターが担う疾患に関する難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質な生体試料を収集・保存するとともに、NCをはじめとする研究機関等との間のデータシェアリングができる仕組みを強化するなどバイオバンク体制のより一層の充実を図る。更に外部の医療機関からも生体試料の収集を行う。加えて、ゲノム情報等を活用した個別化医療の確立に向けた研究を推進する。

また、運営費交付金を財源とした研究開発と同様に競争的研究資金を財源とする研究開発においてもセンターの取り組むべき研究課題として適切なものを実施する仕組みを強化する。

以上の実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備により、中長期目標期間中に、**First in human**（ヒトに初めて投与する）試験実施件数 6 件以上、医師主導治験実施件数 13 件以上、センターの研究開発に基づくものを含む先進医療承認件数 5 件以上及び学会等が作成する診療ガイドライン等への採用件数 95 件以上、臨床研究（倫理委員会にて承認された研究をいう。）実施件数 3,600 件以上、治験（製造販売後臨床試験も含む。）300 件以上実施すること。また、共同研究の実施件数について中長期計画に具体的な目標を定めること。

また、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）

に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用すること。

**【重要度：高】**

実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できる NC の特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。

2. 医療の提供に関する事項 [診療事業]

病院の役割については、引き続き、脳血管障害と心臓血管病の診療を併せ持った病院の特色を生かした高度かつ専門的な医療を提供するとともに、次世代医療の創出を見据えた上で、都道府県が策定する地域医療構想等を踏まえた高度急性期機能等の医療機能を担うものとする。

**【重要度：高】**

循環器病に対する中核的な医療機関であり、研究開発成果の活用を前提として、医療の高度化・複雑化に対応した医療を実施することは、我が国の医療レベルの向上に繋がるため。

(1) 医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資する医療の提供

我が国における循環器病に対する中核的な医療機関として、ロボット支援心臓手術、ハイブリッド心臓・脳血管手術、経カテーテル手術の先駆的な取組を推進するとともに、国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果として、難治性かつ特殊な疾患に対する革新的治療法の開発等を活用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供を引き続き推進するほか、重大な循環器疾患に対する抗血栓療法やカテーテル治療等のエビデンスや科学的根拠に基づく低侵襲治療の開発・提供を推進する。

加えて、日本臓器移植ネットワークにおける脳死臓器提供開始当初から心臓移植の中心的役割を担ってきた移植実施施設として臓器移植法に基づく移植医療を適切に行うこと。

また、病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、センターとして提供することを求められている医療のレベルに見合った臨床評価指標を策定し、医療の質の評価を実施し、その結果を情報発信すること。

(2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

医療の高度化・複雑化が進む中で、質が高く安全な医療を提供するため、各医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、業務を分担しながら互いに連携することにより、患者の状態に応じた適切な医療を提供するなど、医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行うこと。

また、これに加え、AIやICTを活用した医療の提供、NCをはじめとする研究機関及び医療機関間のデータシェアリングなどを通じて、個別化医療の確立等診療の質の向上に取り組むこと。

医療安全については、同規模・同機能の医療機関との間における医療安全相互チェックを行うこと、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催し受講状況を確認すること、医療安全管理委員会を開催すること、インシデント及びアクシデントの情報共有等を行うことなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努め、医療安全管理体制の充実を図ること。

患者に対して、急性期から回復期、維持期、再発防止まで、切れ目のない適切な医療の提供を目指し、入院から地域ケアまで一貫した支援を実施する。

「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、手術件数・病床利用率・平均在院日数・入院実患者数等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

上記数値目標の実績について、病院の担当疾患に係る割合を分析すること等により、国立研究開発法人の病院として適切かつ健全に運営を行うための病床規模等を検討すること。

### 3. 人材育成に関する事項 [教育研修事業]

人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、循環器病に関する医療及び研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。

具体的には、高度な医療技術を有する外国の医師が、その技術を日本の医師に対して教授するために来日するケースや、海外のトップクラスの研究者が、日本の研究者と共同して国際水準の臨床研究を実施するために来日するケースも想定されることから、国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、センターが担う疾患に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。

また、企業との連携調整や研究成果の活用促進等に取り組むリサーチ・アドミニストレーターなど、臨床と直結した研究の実施に必要な支援人材の育成及び確保については、JHのほか大学などアカデミア機関や企業等とも連携し取り組む。

高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するなど、モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。

なお、研修等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

#### 4. 医療政策の推進等に関する事項 [情報発信事業]

##### (1) 国への政策提言に関する事項

研究、医療の均てん化及び NC の連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行うこと。

##### (2) 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項

医療の評価と質の向上、さらに効率的な医療の提供を実現するために、関係学会とも連携しつつ、ゲノム情報、診療データ、患者レジストリ（登録システム）等を活用し、研究分野において指導力を発揮するとともに、循環器疾患の高度専門医療を担う NC として、地域の医療機関との連携協力体制の構築をより一層強化するとともに、循環器医療の質の向上と均てん化を目指す。

情報発信にあたっては、関係学会等との連携を強化して、診療ガイドラインの作成・普及等に更に関与するものとし、国内外のセンターが担う疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく予防、診断及び治療法等について、正しい情報が国民に利用されるようにホームページや SNS を活用するなどして、国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。

なお、国民向け及び医療機関向けの情報提供の指標としてホームページアクセス件数について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

##### (3) 公衆衛生上の重大な危害への対応

公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。

※上記の研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業及び情報発信事業をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。

#### 第4 業務運営の効率化に関する事項

##### 1. 効率的な業務運営に関する事項

業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、

弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。

また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。

センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。

- ① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し、公表する。

また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、適切に取り組むこととする。

- ② NC等との間において、医薬品の共同調達等の取組を引き続き推進することによるコスト削減を図るとともに、医療機器及び事務消耗品については、早期に共同調達等の取組を実施し、そのコスト削減を図る。また、診療材料などの調達についても、コストの削減を図るため、競争入札等の取組を促進する。
- ③ 後発医薬品については、中長期目標期間中の各年度において、前年度の実績を上回ることを目指すため、更なる使用を促進するとともに、中長期目標期間を通じて数量シェアで85%以上とする。
- ④ 医業未収金の発生防止の取組や査定減対策など、適正な診療報酬請求業務を推進し、引き続き収入の確保を図る。
- ⑤ 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因経費を除く。）については、令和2年度に比し、中長期目標期間の最終年度において、5%以上の削減を図る。
- ⑥ デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMO（Portfolio Management Office）を設置するとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が100%以上となるよう経営改善に取り組む。

## 2. 電子化の推進

業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化について、費用対効果を勘案しつつ推進し、引き続き情報を経営分析等に活用するとともに、幅広いICT需要に対応できるセンター内ネットワークの充実を図ること。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中長期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。

### 1. 自己収入の増加に関する事項

循環器病に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、引き続き運

営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。

具体的には、企業等との治験連携事務局の連携強化や、患者レジストリ（登録システム）の充実により、治験・臨床研究体制を強化し、国立研究開発法人日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。

## 2. 資産及び負債の管理に関する事項

センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。

また、第4の1「効率的な業務運営に関する事項」に掲げる取組を着実に実施し、中長期目標期間中の累計した損益計算において経常収支率が100%以上となるよう経営改善に取り組み、中長期目標期間中に、繰越欠損金を第2期中長期目標期間の最終年度（令和2年度）比で3%削減するよう努める。なお、センターにおける繰越欠損金の発生要因等を分析し、可能な限り早期に繰越欠損金が解消されるよう、具体的な繰越欠損金解消計画を作成し、公表すること。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### 1. 法令遵守等内部統制の適切な構築

研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全な発展等の観点から、引き続き研究不正など不適切事案に適切に対応するため、組織として研究不正等を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化するなど、コンプライアンス体制を強化すること等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。

また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。

更に、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

### 2. 人事の最適化

医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。

また、NC間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。

なお、法人の人材確保・育成について、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 24 条の規定に基づき作成された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。

### 3. その他の事項（施設・設備整備、情報セキュリティ対策に関する事項を含む）

#### （1）施設・設備整備に関する事項

施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。

#### （2）情報セキュリティ対策に関する事項

政府の情報セキュリティ対策における方針（情報セキュリティ対策推進会議の決定等）を踏まえ、研修を行う等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

#### （3）その他の事項

業務全般については、以下の取組を行うものとする。

- ① 的確な評価を実施するため、センターは、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）に基づき策定したこの中長期目標を達成するための中長期計画を策定するものとする。
- ② 決算検査報告（会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うほか、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

厚生労働省発医政 0622 第 8 号

令和 4 年 6 月 22 日

独立行政法人評価制度委員会

委員長 澤田 道隆 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之

( 公 印 省 略 )

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）の変更について（諮問）

標記について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 第 3 項の規定に基づき、別紙について貴委員会からの意見を求める。



国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

変更案	現行
<p style="text-align: center;"><b>国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター中長期目標</b></p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>令和 3 年 2 月 26 日 <u>令和 4 年〇月〇日 改正</u></p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 田村 憲久</p> <p>第 1～第 3 略</p> <p>第 4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。</p> <p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p> <p>①～⑤ 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター中長期目標</b></p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>令和 3 年 2 月 26 日</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 田村 憲久</p> <p>第 1～第 3 略</p> <p>第 4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。</p> <p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p> <p>①～⑤ 略</p>

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

<p><u>⑥ デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMO（Portfolio Management Office）を設置するとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</u></p> <p>これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p> <p>2. 電子化の推進 略 第5～第6 略</p>	<p>（新規）</p> <p>これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p> <p>2. 電子化の推進 略 第5～第6 略</p>
---	--

## 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター中長期目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。

令和 3 年 2 月 26 日

令和 4 年〇月〇日 改正

厚生労働大臣 田村 憲久

### 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割等

#### 1. 中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け

研究開発法人は、健康・医療戦略推進法（平成 26 年法律第 48 号）に定める基本理念にのっとり、先端的、学際的又は総合的な研究、すなわち医療分野の研究開発及びその成果の普及並びに人材の育成に積極的に努めなければならないこととされている。国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、国立研究開発法人として、前述の理念に基づき、研究開発等を推進していく。

また、厚生労働省が掲げる政策体系における基本目標（安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること）及び施策目標（国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること）を踏まえ、NCにおいても、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療や高度かつ専門的な医療、すなわち政策医療を向上・均てん化させることとされている。

#### 2. 法人の役割（ミッション）

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「センター」という。）は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害（以下「精神・神経疾患等」という。）に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされている。また、通則法第 2 条第 3 項の規定に基づき、国立研究開発法人として、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最

大限の成果を確保することとされている。このうち、研究開発及び医療の提供については、

- ・ 高度かつ専門的な新しい治療法やその他の治療成績向上に資するための研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等
- ・ 難治性・希少性の疾患に関する研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等
- ・ 学会等が作成する診療ガイドラインの作成・改訂及び医療の質の向上に必要な指標・根拠に基づく医療（EBM）・個別化医療の確立に資するような研究開発
- ・ 中長期に渡って継続的に実施する必要があるコホート研究等の研究基盤の整備と NC をはじめとする研究機関間のデータシェアリング

に重点的に取り組むものとする。

### 3. 法人の現状及び課題

難病のデュシェンヌ型筋ジストロフィーを対象に、エクソン 53 スキップにより進行を抑制する、国産初の核酸医薬品、筋ジストロフィー治療薬である NS-065/NCNP-01 が製造販売承認された。また、神経難病である視神経脊髄炎の治療においては、IL-6 受容体抗体薬サトラリズマブの国際共同治験に成功し、サトラリズマブの有効性検証に大きな役割を果たした。さらに、未診断疾患イニシアチブ（IRUD）代表機関として、全国をカバーする拠点病院・協力病院等を組織して、全国縦断的・専門分野横断的な IRUD 診断連携体制を確立した。また PTSD に関して NMDA 受容拮抗薬であるメマンチンを用いた治療研究で一定の成果をあげ、うつ病、摂食障害、薬物依存、睡眠障害、PTSD の認知行動・集団療法等の保険適用を実現し、オールジャパンの大規模精神疾患レジストリを開始するなど、第 2 期中長期目標期間における成果を踏まえると、精神・神経疾患等の本態解明と予防、高度かつ専門的な医療の開発、標準医療の確立と普及、政策提言など、精神・神経疾患等克服のため、センターが果たしてきた役割は極めて大きい。

現在でも、精神・神経疾患等に対する効果的かつ適切な医療を提供するために、発症メカニズム解明、診断法・適切な治療法の確立を目指した研究を進めているところであるが、今なお、多くの患者は症状、障害を抱えながら社会生活を送っているのが現状である。また、国民の 5 人に 1 人が何らかの脳あるいはこころの問題を抱えており、介護者を含め世界的にも社会全体の大きな問題となっている。そのため、センターには患者や社会のニーズ、医療上及び経済上のニーズを十分に意識した研究開発の推進が期待される。特に、未診断疾患イニシアチブ（IRUD）代表機関として、難病やゲノム医療の一層の研究発展を図っていく必要がある。

また、これらの研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化していることから、研究支援に係る専門性を有する人材の確保を図る必要がある。加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など 6NC の分野横断的な領域については、6NC での相互連携が重要である。

#### 4. 法人を取り巻く環境の変化

世界に先駆けて少子・超高齢化社会を迎え、人口構造や疾病構造が急激に変化しつつある我が国においては、健康長寿社会の実現が喫緊の課題となっている。

「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）においては、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を短縮するためには生活習慣病、運動器系・感覚器系や、老化に伴う疾患、認知症などの精神・神経の疾患への対応が課題となる中、診断・治療に加えて予防の重要性が増すと同時に、罹患しても日常生活に出来るだけ制限を受けず、疾病と共生していくための取組が望まれているとされている。

現在及び将来の我が国において社会課題となる疾患分野として、精神・神経疾患領域については、可視化技術導入等による慢性疼痛の機序解明、定量的指標の確立、QOLの向上に資する治療法や画期的な治療法開発に向けた研究や、精神・神経疾患の克服に向けて国際連携を通じ治療・診断の標的となり得る分子などの探索及び霊長類の高次脳機能を担う脳の神経回路レベルでの動作原理等の解明等について推進することが示されている。難病については、様々な個別の難病に関する実用化を目指した病因・病態解明、画期的な診断・治療・予防法の開発に資するエビデンス創出のためのゲノムや臨床データ等の集積・共有化を推進することが示され、脳とこころの健康大国実現プロジェクトに基づく研究助成、G7サミットでの神経変性疾患の克服方針、国際ブレインイニシアチブの発足など、脳とこころの疾患の研究力強化への注目が高まっている。

加えて、AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用が産業構造や経済社会システム全体に大きな影響を及ぼしつつあり、とりわけ、健康・医療分野は、これらの技術を活かし得る分野の一つとして、創薬等の研究開発の進展や、ゲノム解析などの技術を活用した新たなヘルスケアサービスの創出等が見込まれている。

#### 5. 国の政策・施策・事務事業との関係

「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」（令和2年3月27日健康・医療戦略推進本部決定）を踏まえ、ゲノム医療や個別化医療の実現、基礎研究から実用化までの一貫した研究開発に関して重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第47号）による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第41条第1項の規定に基づく良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成26年厚生労働省告示第65号）を踏まえ、調査、研究・開発、医療の提供、技術者の研修等に努めるものとする。加えて、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）を踏まえ、調査、研究・開発、医療の提供、技術者の研修等に努めるものとする。

また、「自殺総合対策大綱」（平成 29 年 7 月 25 日閣議決定）を踏まえ、自殺予防研究を推進する。

## 第 2 中長期目標の期間

センターの中長期目標の期間は、令和 3 年 4 月から令和 9 年 3 月までの 6 年間とする。

## 第 3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

### 1. 研究・開発に関する事項

#### (1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進〔研究事業〕

##### 【重要度：高】

担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できる NC の特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。

##### 【難易度：高】

筋ジストロフィーや多発性硬化症などの難治性・希少性の高い疾患については、症例集積性の困難さなどから民間企業等が参加しにくいという面があり、他の領域に比べその研究開発は世界的にも遅れている。また、難病等については発症原因・機序等に未解明な部分が多く、治療薬開発等については技術的にも非常に困難であるため。

#### ① 重点的な研究・開発

センターが担う疾患について、症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化に関して、より一層強化する。

また、**First in human**（ヒトに初めて投与する）試験をはじめとする治験・臨床研究体制を強化し、診療部門や企業等との連携を図り、これまで以上に研究開発を推進する。

さらに、精神・神経疾患、筋疾患、発達障害、物質依存症や嗜癖行動、認知症疾患等の研究開発への応用を目指し、脳機能に関わるゲノム、再生、免疫、変性等の生命現象の機能解明や、様々な疾患を対象にした発症メカニズムの解明等のための基礎的な研究と治療法の開発を推進するとともに、国内外の医療機関、研究機関、関係学会等のほか、地方公共団体、民間団体等とも連携を図りながら、関係者の支援・人材育成、研究成果の普及を図る。具体的には、

- ・ 筋ジストロフィーの人工核酸医薬品等を用いた治療薬の研究開発・応用
- ・ 多発性硬化症、視神経脊髄炎、プリオン病及び難治てんかんなどの難治性・希少性の高い疾患における治療薬開発、標準治療法の確立に向けての研究

- ・ 神経難病における既存の治療法に対する治療反応性の検証による適正な治療選択法の研究開発
- ・ バイオマーカー、臨床脳画像等の活用による、パーキンソン病、認知症、脊髄小脳変性症、統合失調症、うつ病、発達障害、物質依存症・嗜癖行動等の客観的評価に耐える診断・治療法の研究開発
- ・ 精神疾患等に対するバイオバンクを活用したエビデンス（証拠、根拠）に基づく医療及びゲノム医療の実現のためのコホート研究並びに精神保健に関する疫学研究
- ・ 精神保健医療福祉政策に資する、精神・神経疾患等に関する正しい理解と社会参加の促進方策、地域生活を支えるサービス等を提供できる体制づくり等に関する研究
- ・ 摂食障害、物質依存症・嗜癖行動、PTSD、児童期虐待等の、社会的影響の大きい重度ストレス疾患に関して、NMDA 受容体等の脳機能の分子生物学的研究に基づいた病態解明と治療法の開発に向けた研究

に取り組むなどして、重点的な研究・開発を実施すること。

## ② 戦略的な研究・開発

精神・神経疾患等の本態解明を目指した研究、精神・神経疾患等の実態把握を目指した研究、精神・神経疾患等の新たな予防・診断・治療法の確立や効果的な新規治療薬の開発及び既存治療薬の適応拡大等を目指した研究、均てん化を目指した研究に取り組む。

上記①及び②の研究・開発により、医療推進に大きく貢献する研究成果を中長期目標期間中に 26 件以上あげること。また、中長期目標期間中の原著論文数については、3,800 件以上とすること。

## ③ NC 間の疾患横断領域における連携推進

NC 間の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、NC 間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのための基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。

具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築などについて、疾病の予防や共生にも留意しつつ、NC がそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。

人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、NC の研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。

また、JH 内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。

## (2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備 [臨床研究事業]

精神・神経疾患を有する人々の社会復帰のための支援と、地域での生活に即した治療・ケアの開発、研究所と病院等、センター内の連携強化、メディカルゲノムセンター(MGC)の機能の充実、人材育成、精神・神経疾患、筋疾患、認知症性疾患、発達障害等のレジストリ、コホート及びバイオリソースの整備・充実、バイオバンクの充実等による研究基盤の整備・強化、産学官等との連携強化、研究・開発の企画及び評価体制の強化、知的財産の管理強化及び活用推進、臨床研究機能の強化、倫理性・透明性の確保により、研究・開発を推進する。

また、臨床研究及び治験を進めるため、症例の集約化を図るとともに、今後も、これらの資源を有効に活用しつつ、臨床研究の質の向上、研究者・専門家の育成・人材確保、臨床研究及び治験のための共通的な基盤の共用、研究不正・研究費不正使用等防止への対応、患者との連携及び国民への啓発活動等への取組など更なる機能の向上を図り、基礎研究成果を実用化につなぐ体制等を強化する。加えて、ARO (Academic Research Organization) を整備するなど、我が国の臨床研究の中核的な役割を担う体制を整備する。

具体的には、センター内や産官学の連携の強化、治験・臨床研究の推進やゲノム医療の実現化に向けた基盤を充実させ、特に、ナショナルセンター・バイオバンクネットワークを最大限活用し、センターが担う疾患に関する難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質な生体試料を収集・保存するとともに、NCをはじめとする研究機関等との間のデータシェアリングができる仕組みを強化するなどバイオバンク体制のより一層の充実を図る。更に外部の医療機関からも生体試料の収集を行う。加えて、ゲノム情報等を活用した個別化医療の確立に向けた研究を推進する。

また、運営費交付金を財源とした研究開発と同様に競争的研究資金を財源とする研究開発においてもセンターの取り組むべき研究課題として適切なものを実施する仕組みを強化する。

以上の実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備により、中長期目標期間中に、**First in human** (ヒトに初めて投与する) 試験実施件数 3 件以上、医師主導治験実施件数 10 件以上、センターの研究開発に基づくものを含む先進医療承認件数 13 件以上及び学会等が作成する診療ガイドライン等への採用件数 20 件以上、臨床研究 (倫理委員会にて承認された研究をいう。) 実施件数 850 件以上、治験 (製造販売後臨床試験も含む。) 440 件以上実施すること。また、共同研究の実施件数について中長期計画に具体的な目標を定めること。

また、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律 (平成 20 年法律第 63 号) に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用すること。



【重要度：高】

実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できる NC の特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。

2. 医療の提供に関する事項 [診療事業]

病院の役割については、引き続き医療観察法指定入院医療機関としての機能を果たした上で、都道府県が策定する地域医療構想等を踏まえつつ、精神・神経疾患等の専門性を生かしながら、高度専門医療等の提供を行うものとする。

【重要度：高】

精神・神経疾患等に対する中核的な医療機関であり、研究開発成果の活用を前提として、医療の高度化・複雑化に対応した医療を実施することは、我が国の医療レベルの向上に繋がるため。

(1) 医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資する医療の提供

我が国における精神・神経疾患等に対する中核的な医療機関として、国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供を引き続き推進する。

特に薬物療法など既存の治療法が効かない双極性障害の患者のために、新たな治療方法として、先進医療制度を活用した反復経頭蓋磁気刺激装置(TMS)を用いた治療の標準化を目指す。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）の対象者に対しては、研究部門と連携し、退院後の地域生活への安全で円滑な移行を支援する質の高い医療の提供を行うこと。

また、病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、センターとして提供することを求められている医療のレベルに見合った臨床評価指標を策定し、医療の質の評価を実施し、その結果を情報発信すること。

(2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

医療の高度化・複雑化が進む中で、質が高く安全な医療を提供するため、各医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、業務を分担しながら互いに連携することにより、患者の状態に応じた適切な医療を提供するなど、医師及びその他医療従事者等、それぞれの特

性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行うこと。

また、これに加え、AIやICTを活用した医療の提供、NCをはじめとする研究機関及び医療機関間のデータシェアリングなどを通じて、個別化医療の確立等診療の質の向上に取り組むこと。

医療安全については、同規模・同機能の医療機関との間における医療安全相互チェックを行うこと、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催し受講状況を確認すること、医療安全管理委員会を開催すること、インシデント及びアクシデントの情報共有等を行うことなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努め、医療安全管理体制の充実を図ること。

また、患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、入院時から地域ケアを見通し、地域生活への移行を目指した良質かつ適切な医療の提供を行うこと。

重症心身障害児（者）に対して、心身の発達を促す医療及び様々な合併症を予防する総合的医療等、質の高い医療の提供を行うこと。

「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、手術件数・病床利用率・平均在院日数・入院実患者数等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

上記数値目標の実績について、病院の担当疾患に係る割合を分析すること等により、国立研究開発法人の病院として適切かつ健全に運営を行うための病床規模等を検討すること。

### 3. 人材育成に関する事項 [教育研修事業]

人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、精神・神経疾患等に関する医療、研究（特に橋渡し研究）及び関係政策を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、教育・研修方法の開発などにより、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。

具体的には、高度な医療技術を有する外国の医師が、その技術を日本の医師に対して教授するために来日するケースや、海外のトップクラスの研究者が、日本の研究者と共同して国際水準の臨床研究を実施するために来日するケースも想定されることから、国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、センターが担う疾患に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。

また、企業との連携調整や研究成果の活用促進等に取り組むリサーチ・アドミニストレ

ーターなど、臨床と直結した研究の実施に必要な支援人材の育成及び確保については、JHのほか大学などアカデミア機関や企業等とも連携し取り組む。

高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するなど、モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。

なお、研修等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

#### 4. 医療政策の推進等に関する事項 [情報発信事業]

##### (1) 国への政策提言に関する事項

研究、医療の均てん化及び NC の連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行うこと。

##### (2) 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項

医療の評価と質の向上、さらに効率的な医療の提供を実現するために、関係学会とも連携しつつ、ゲノム情報、診療データ、患者レジストリ（登録システム）等を活用し、研究分野において指導力を発揮するとともに、センターが担う疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。

情報発信にあたっては、関係学会等との連携を強化して、診療ガイドラインの作成・普及等に更に関与するものとし、国内外のセンターが担う疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく予防、診断及び治療法等について、正しい情報が国民に利用されるようにホームページや SNS を活用するなどして、国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。

なお、国民向け及び医療機関向けの情報提供の指標としてホームページアクセス件数について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

##### (3) 公衆衛生上の重大な危害への対応

公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。

※上記の研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業及び情報発信事業をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。

#### 第4 業務運営の効率化に関する事項

##### 1. 効率的な業務運営に関する事項

業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。

また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。

センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。

① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し、公表する。

また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、適切に取り組むこととする。

② NC等との間において、医薬品の共同調達等の取組を引き続き推進することによるコスト削減を図るとともに、医療機器及び事務消耗品については、早期に共同調達等の取組を実施し、そのコスト削減を図る。また、診療材料などの調達についても、コストの削減を図るため、競争入札等の取組を促進する。

③ 後発医薬品については、中長期目標期間中の各年度において、前年度の実績を上回ることを目指すため、更なる使用を促進するとともに、中長期目標期間を通じて数量シェアで85%以上とする。

④ 医業未収金の発生防止の取組や査定減対策など、適正な診療報酬請求業務を推進し、引き続き収入の確保を図る。

⑤ 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因経費を除く。）については、令和2年度に比し、中長期目標期間の最終年度において、5%以上の削減を図る。

⑥ デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMO（Portfolio Management Office）を設置するとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が100%以上となるよう経営改善に取り組む。

## 2. 電子化の推進

業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化について費用対効果を勘案しつつ推進し、引き続き情報を経営分析等に活用するとともに、幅広いICT需要に対応できるセンター内ネットワークの充実を図ること。

### 第5 財務内容の改善に関する事項

「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中長期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。

## 1. 自己収入の増加に関する事項

精神・神経疾患等に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、引き続き運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。

具体的には、企業等との治験連携事務局の連携強化や、患者レジストリ（登録システム）の充実により、治験・臨床研究体制を強化し、国立研究開発法人日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。

## 2. 資産及び負債の管理に関する事項

センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。

また、第4の1「効率的な業務運営に関する事項」に掲げる取組を着実に実施し、中長期目標期間中の累計した損益計算において経常収支率が100%以上となるよう経営改善に取り組み、中長期目標期間中に、繰越欠損金を第2期中長期目標期間の最終年度（令和2年度）比で19.5%削減するよう努める。なお、センターにおける繰越欠損金の発生要因等を分析し、可能な限り早期に繰越欠損金が解消されるよう、具体的な繰越欠損金解消計画を作成し、公表すること。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### 1. 法令遵守等内部統制の適切な構築

研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全な発展等の観点から、引き続き研究不正など不適切事案に適切に対応するため、組織として研究不正等を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化するなど、コンプライアンス体制を強化すること等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。

また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。

更に、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

### 2. 人事の最適化

医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。

また、NC間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。

なお、法人の人材確保・育成について、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第24条の規定に基づき作成された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。

### 3. その他の事項（施設・設備整備、情報セキュリティ対策に関する事項を含む）

#### （1）施設・設備整備に関する事項

施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。

#### （2）情報セキュリティ対策に関する事項

政府の情報セキュリティ対策における方針（情報セキュリティ対策推進会議の決定等）を踏まえ、研修を行う等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

#### （3）その他の事項

業務全般については、以下の取組を行うものとする。

- ① 的確な評価を実施するため、センターは、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）に基づき策定したこの中長期目標を達成するための中長期計画を策定するものとする。
- ② 決算検査報告（会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うほか、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

厚生労働省発医政 0622 第 9 号

令和 4 年 6 月 22 日

独立行政法人評価制度委員会

委員長 澤田 道隆 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之

( 公 印 省 略 )

国立研究開発法人国立国際医療研究センターの達成すべき業務  
運営に関する目標（中長期目標）の変更について（諮問）

標記について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35  
条の 4 第 3 項の規定に基づき、別紙について貴委員会からの意見を求め  
る。

国立研究開発法人国立国際医療研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

変更案	現行
<p style="text-align: center;"><b>国立研究開発法人国立国際医療研究センター中長期目標</b></p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立国際医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>令和 3 年 2 月 26 日 <u>令和 4 年〇月〇日 改正</u></p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 田村 憲久</p> <p>第 1～第 3 略</p> <p>第 4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。</p> <p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p> <p>①～⑤ 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>国立研究開発法人国立国際医療研究センター中長期目標</b></p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立国際医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>令和 3 年 2 月 26 日</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 田村 憲久</p> <p>第 1～第 3 略</p> <p>第 4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。</p> <p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p> <p>①～⑤ 略</p>



国立研究開発法人国立国際医療研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

<p>⑥ <u>デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMO（Portfolio Management Office）を設置するとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</u></p> <p>これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p> <p>2. 電子化の推進 略 第5～第6 略</p>	<p>（新規）</p> <p>これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p> <p>2. 電子化の推進 略 第5～第6 略</p>
---	--

## 国立研究開発法人国立国際医療研究センター中長期目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立国際医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。

令和 3 年 2 月 26 日

令和 4 年〇月〇日 改正

厚生労働大臣 田村 憲久

### 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割等

#### 1. 中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け

研究開発法人は、健康・医療戦略推進法（平成 26 年法律第 48 号）に定める基本理念にのっとり、先端的、学際的又は総合的な研究、すなわち医療分野の研究開発及びその成果の普及並びに人材の育成に積極的に努めなければならないこととされている。国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、国立研究開発法人として、前述の理念に基づき、研究開発等を推進していく。

また、厚生労働省が掲げる政策体系における基本目標（安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること）及び施策目標（国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること）を踏まえ、NCにおいても、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療や高度かつ専門的な医療、すなわち政策医療を向上・均てん化させることとされている。

#### 2. 法人の役割（ミッション）

国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「センター」という。）は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの（以下「感染症その他の疾患」という。）に係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされている。

また、通則法第2条第3項の規定に基づき、国立研究開発法人として、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することとされている。このうち、研究開発及び医療の提供については、

- ・ 高度かつ専門的な新しい治療法やその他の治療成績向上に資するための研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等
- ・ 難治性・希少性の疾患に関する研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等
- ・ 学会、国際機関等が作成する診療ガイドラインの作成・改訂及び医療の質の向上に必要な指標・根拠に基づく医療（EBM）・個別化医療の確立に資するような研究開発
- ・ 中長期に渡って継続的に実施する必要があるコホート研究等の研究基盤の整備と NC をはじめとする研究機関間のデータシェアリング
- ・ 国際的視点に基づく保健医療サービスに関する研究及び密接に関連する国際保健医療協力の実施等

に重点的に取り組むものとする。

### 3. 法人の現状及び課題

日本企業と共同で超長期作用型 HIV 感染症治療候補薬 islatravir (ISL/EFdA) を開発し、米国主要企業へ導出、ISL の複数の第Ⅲ相臨床試験を国際共同試験において、センターが日本で最大数の治験症例を担当するなど HIV 感染症の予防と治療に係る研究開発が期待されている。さらに、新規の B 型肝炎治療候補薬 E-CFDP を開発、センター単独で日本と国際特許申請、PCT 各国移行手続を完了、製薬企業への導出を進めており、薬剤耐性 HBV 感染患者の治療に係る研究開発を推進している。また、センター病院においては全国トップクラスの救急搬送受入件数を維持し、救命・救急医療の提供に大きく貢献している。さらに、令和2年に始まった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行に対しては、政府の要請に応じて PCR 検査や陽性患者の受け入れを行った他、全国規模の入院患者の情報を集めたレジストリシステムを立ち上げるとともに、COVID-19 回復患者血漿を用いた受動免疫治療法の基礎を築き、実地臨床に着手するなど、第2期中長期目標期間における成果を踏まえると、感染症その他の疾患の本態解明と予防、高度かつ専門的な医療の開発、標準医療の確立と普及、政策提言など、感染症その他の疾患克服のため、センターが果たしてきた役割は極めて大きい。

また、海外における医療の質の向上のため、WHO 等の国際機関や国際協力機構の技術協力プロジェクトとして、従来からの活動領域である女性と子供の健康、感染症対策のみならず、がん対策、医療の質改善、保健人材制度の構築など保健システムの基盤強化に関する技術指導を行うとともに、個別専門家を諸外国に長期派遣するなど、相手国の保健省に対し持続可能な人材育成や感染症対策などについて幅広い助言や日本の外交に資するシン

クタンクの活動を行っており、日本の国際保健医療協力の中核として果たしてきた役割は極めて大きい。

センターは、今般の COVID-19 のほか、多様な新興・再興感染症による健康危機に備え、感染症危機対応のための体制と人材育成の強化に加え、臨床、国民啓発、政府政策支援、国際協力など幅広い領域で主導的な役割を果たすため、患者や社会のニーズ、医療上及び経済上のニーズを十分に意識した研究開発の推進が期待される。

また、これらの研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化していることから、研究支援に係る専門性を有する人材の確保を図る必要がある。

加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など 6NC の分野横断的な領域については、6NC での相互連携が重要である。

#### 4. 法人を取り巻く環境の変化

世界に先駆けて少子・超高齢社会を迎え、人口構造や疾病構造が急激に変化しつつある我が国においては、健康長寿社会の実現が喫緊の課題となっている。

「健康・医療戦略」（令和 2 年 3 月 27 日閣議決定）においては、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を短縮するためには生活習慣病、運動器系・感覚器系や、老化に伴う疾患、認知症などの精神・神経の疾患への対応が課題となる中、診断・治療に加えて予防の重要性が増すと同時に、罹患しても日常生活に出来るだけ制限を受けず、疾病と共生していくための取組が望まれているとされている。

また、現在及び将来の我が国において社会課題となる、新興・再興国際感染症に対応する即応力を含めた総合的な研究体制構築、ゲノム医療を含む国内外の様々な病原体に関する情報共有や感染症に対する国際的なリスクアセスメントの推進、COVID-19 など新興感染症に対する診断薬・治療薬・ワクチン等の研究開発が重要となっている。さらに、国立感染症研究所と連携した新興・再興感染症対策への取組の推進及び創薬標的の探索等、予防・診断・治療に資する基礎的研究の推進、将来のアウトブレイクに備えた臨床・疫学等のデータの蓄積・利活用を推進することが課題となっている。

さらに、国際社会が目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」の一つとして、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の実現が掲げられており、我が国としても引き続きこの達成への貢献も視野に入れ、人間の安全保障の理念に基づき、アジア健康構想及びアフリカ健康構想の下、健康・医療分野への貢献を目指し、我が国の健康・医療関連技術等の国際展開を推進するとされている。

加えて、AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用が、産業構造や経済社会システム全体に大きな影響を及ぼしつつあり、とりわけ、健康・医療分野は、これらの技術を活かし得る分野の一つとして、創薬等の研究開発の進展や、ゲノム解析などの技術を活用した新たなヘルスケアサービスの創出等が見込まれている。

## 5. 国の政策・施策・事務事業との関係

「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」（令和2年3月27日健康・医療戦略推進本部決定）、を踏まえ、ゲノム医療や個別化医療の実現、基礎研究から実用化までの一貫した研究開発に関して重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。

また、「平和と健康のための基本方針」（平成27年9月11日健康・医療戦略推進本部決定）、「SDGs実施指針」（平成28年12月22日SDGs推進本部決定）を踏まえ、世界の保健課題の取組に貢献するものとする。

## 第2 中長期目標の期間

センターの中長期目標の期間は、令和3年4月から令和9年3月までの6年間とする。

## 第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

### 1. 研究・開発に関する事項

(1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進〔研究事業〕

#### 【重要度：高】

担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できるNCの特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。

#### 【難易度：高】

感染症その他疾患に対する革新的な医療技術の開発は、新たな標的分子の候補を決定することが求められ、そのための機能解析や臨床有用性の評価は技術的に相当な困難を伴い、その成果である未来型医療の展開を目指す取組は世界でも始まったばかりであるため。

また、途上国で蔓延する感染症、生活習慣病等の疾患に対して、医療技術やサービス提供の開発を進めていく際に、その国の社会的・経済的状況と共に、脆弱な医療提供体制を考慮して取り組むことが求められるため。

#### ①重点的な研究・開発

センターが担う疾患について、症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化に関して、より一層強化する。

また、**First in human**（ヒトに初めて投与する）試験をはじめとする治験・臨床研究体制を強化し、診療部門や企業等との連携を図り、これまで以上に研究開発を推進する。

また、我が国のみならず国際保健の向上に寄与するため、国際保健医療協力を軸とし、感染症その他の疾患を中心課題として、病院、国際医療協力局、研究所、臨床研究センターの連携を基盤としながら、国内外の保健医療機関、研究機関、学会、民間等との共同研究の一層の推進を図る。具体的には、

- ・ 新興・再興感染症や顧みられない熱帯病といった国際感染症、薬剤耐性菌に対する革新的な予防・診断・治療法の研究開発
- ・ 総合病院機能を基盤とした HIV 感染症、肝炎をはじめとする肝疾患（以下「肝疾患」という。）、糖尿病・代謝性疾患及び免疫疾患に対する新たな医薬品や予防・診断・治療法の研究開発
- ・ 国立感染症研究所と連携した新興・再興感染症対策への取組の推進
- ・ 感染症や糖尿病・代謝性疾患、肝疾患、免疫疾患等のレジストリやバイオバンクを充実させ、ゲノムの解析等による未来型医療を実現するための予防・診断・治療法の研究開発
- ・ 高齢化に伴う HIV 感染症、肝疾患、糖尿病等の疫学変化等の病態変容解明のためのコホート研究
- ・ 国際的視点に基づく保健医療に関する研究開発

に取り組むなどして、重点的な研究・開発を実施すること。

## ② 戦略的な研究・開発

感染症その他の疾患の本態解明、疾患の実態把握、高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進、医薬品及び医療機器の開発の推進、医療の均てん化手法の開発の推進、情報発信手法の開発強化、新興国・途上国を含むグローバルな健康・医療の課題に貢献するための実装研究や政策研究に取り組む。

上記①及び②の研究・開発により、医療推進に大きく貢献する研究成果を中長期目標期間中に 26 件以上あげること。また、中長期目標期間中の原著論文数については、2,100 件以上とすること。

## ③ NC 間の疾患横断領域における連携推進

NC 間の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、NC 間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのための基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。

具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築などについて、疾病の予防や共生にも留意しつつ、NC がそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。

人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有

為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、NCの研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。

また、JH内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。

## (2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備 [臨床研究事業]

臨床研究センターが中心となり、我が国の臨床研究の中核的な役割を担う体制を整備する。ARO (Academic Research Organization) を整備し、医師主導治験、多施設共同臨床研究、特定臨床研究、企業治験に総合病院機能を活かしつつ積極的に取り組む。特に **First in human** (ヒトに初めて投与する) をはじめとする早期臨床試験の実施数を増やしていく。

令和2年のCOVID-19パンデミックの経験から、新興感染症発生時への備えとして臨床情報、感染者検体を収集したバイオバンク・データセンターを整備・運営し、国内の研究開発を支援する体制を整備する。国際共同臨床研究・治験ネットワークの拡充と、日本初シーズの国際展開を加速させる。産官学の連携強化を行い、アカデミア発シーズの速やかな実用化を支援する体制を強化する。その中でクリニカル・イノベーション・ネットワーク(CIN)構想を発展させ、各種レジストリデータの薬事承認への活用を検討・促進する。糖尿病などの生活習慣病の予防医学研究及び啓発活動を推進し、また、オンライン診療等の新たな技術も取り入れ、適切な医療に繋げていく。

また、臨床研究及び治験を進めるため、症例の集約化を図るとともに、今後も、これらの資源を有効に活用しつつ、臨床研究の質の向上、研究者・専門家の育成・人材確保、臨床研究及び治験のための共通的な基盤の共用、研究不正・研究費不正使用等防止への対応、患者との連携及び国民への啓発活動等への取組など更なる機能の向上を図り、基礎研究成果を実用化につなぐ体制を強化する。

具体的には、センター内や産官学の連携の強化、治験・臨床研究の推進やゲノム医療の実現化に向けた基盤を充実させ、特に、ナショナルセンター・バイオバンクネットワークを最大限活用し、センターが担う疾患に関する難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質な生体試料を収集・保存するとともに、NCをはじめとする研究機関等との間のデータシェアリングができる仕組みを強化するなどバイオバンク体制のより一層の充実を図る。更に外部の医療機関からも生体試料の収集を行う。加えて、ゲノム情報等を活用した個別化医療の確立に向けた研究を推進する。

また、運営費交付金を財源とした研究開発と同様に競争的研究資金を財源とする研究開発においてもセンターの取り組むべき研究課題として適切なものを実施する仕組みを強化する。

以上の実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備により、中長期目標期間中に、**First in human**（ヒトに初めて投与する）試験実施件数1件以上、医師主導治験実施件数14件以上、センターの研究開発に基づくものを含む先進医療承認件数26件以上及び学会等が作成する診療ガイドライン等への採用件数120件以上、臨床研究（倫理委員会にて承認された研究をいう。）実施件数2,700件以上、治験（製造販売後臨床試験も含む。）180件以上実施すること。また、共同研究の実施件数について中長期計画に具体的な目標を定めること。

また、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用すること。

**【重要度：高】**

実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できるNCの特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。

2. 医療の提供に関する事項〔診療事業〕

病院の役割については、引き続き、センター病院では救急を含む高度な総合診療体制を生かし、高度な先端医療技術の開発を進めつつ、特定感染症指定医療機関及びエイズ拠点病院としての中核機能を担うものとする。

また、国府台病院では、肝炎・免疫疾患に関する医療、精神科救急・身体合併症・児童精神医療の機能を担うものとする。これらを果たした上で、都道府県が策定する地域医療構想等を踏まえた高度急性期機能等の医療機能を担うものとする。

**【重要度：高】**

感染症その他の疾患に対する中核的な医療機関であり、研究開発成果の活用を前提として、医療の高度化・複雑化に対応した医療を実施することは、我が国の医療レベルの向上に繋がるため。

(1) 医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資する医療の提供

我が国における感染症その他の疾患に対する中核的な医療機関として、国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供を引き続き推進する。

加えて、感染症その他の疾患の症例集積にも資するよう総合病院機能を充実させ、質



の高い救急医療を提供するとともに特定感染症指定医療機関として、感染症指定医療機関等と連携し、感染症の患者に対する医療の提供を着実にを行うこと。また、新興・再興感染症対策及び薬剤耐性（AMR）対策も行うこと。

HIV 感染症の診療については、引き続きエイズ治療・研究開発センター（ACC）において、最新の高度な診療を提供すること。HIV 感染症患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニターに基づき、個々の HIV 感染症患者の病態に則した治療を実施し、その治療法について、均てん化に努めること。特に、患者の高齢化に伴う種々の合併症に対応する医療の提供に関し指針を示すこと。新たな検査法や予防法を確立し、新規感染者減少を目指すこと。

外国人居住者や訪日外国人の診療を含む、国際的に開かれた病院機能を充実させること。

肝炎対策基本法（平成 21 年法律第 97 号）に基づく肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成 28 年厚生労働省告示第 278 号）に従い、肝炎予防、肝炎医療の均てん化及び研究の促進等、肝炎の克服に向けた取組をより一層進めること。

また、各病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、センターとして提供することを求められている医療のレベルに見合った臨床評価指標を策定し、医療の質の評価を実施し、その結果を情報発信すること。

## （2）患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

医療の高度化・複雑化が進む中で、質が高く安全な医療を提供するため、各医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、業務を分担しながら互いに連携することにより、患者の状態に応じた適切な医療を提供するなど、医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行うこと。

また、これに加え、AI や ICT を活用した医療の提供、NC をはじめとする研究機関及び医療機関間のデータシェアリングなどを通じて、個別化医療の確立等診療の質の向上に取り組むこと。

医療安全については、同規模・同機能の医療機関との間における医療安全相互チェックを行うこと、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催し受講状況を確認すること、医療安全管理委員会を開催すること、インシデント及びアクシデントの情報共有等を行うことなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努め、医療安全管理体制の充実を図ること。

「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、各病院の手術件数・病床利用率・平均在院日数・入院実患者数等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

上記数値目標の実績について、病院の担当疾患に係る割合を分析すること等により、

国立研究開発法人の病院として適切かつ健全に運営を行うための病床規模等を検討すること。

### 3. 人材育成に関する事項 [教育研修事業]

人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、総合的な医療を基盤として、感染症その他の疾患に関する医療及び研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。

具体的には、高度な医療技術を有する外国の医師が、その技術を日本の医師に対して教授するために来日するケースや、海外のトップクラスの研究者が、日本の研究者と共同して国際水準の臨床研究を実施するために来日することから、国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、センターが担う疾患に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。

また、企業との連携調整や研究成果の活用促進等に取り組むリサーチ・アドミニストレーターなど、臨床と直結した研究の実施に必要となる支援人材の育成及び確保については、JHのほか大学などアカデミア機関や企業等とも連携し取り組む。

高度かつ専門的な医療技術や国際保健医療施策の推進のための国内外のリーダーの育成に関する研修を実施するなど、モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。

なお、研修等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

### 4. 医療政策の推進等に関する事項 [情報発信事業 ※(1)～(3)のみ]

#### (1) 国への政策提言に関する事項

研究、医療の均てん化及びNCの連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行うこと。

#### (2) 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項

医療の評価と質の向上、さらに効率的な医療の提供を実現するために、関係学会とも連携しつつ、ゲノム情報、診療データ、患者レジストリ（登録システム）等を活用し、研究分野において指導力を発揮するとともに、センターが担う疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。

情報発信にあたっては、関係学会等との連携を強化して、診療ガイドラインの作成・普及等に更に関与するものとし、国内外のセンターが担う疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく予防、診断及び治療法等について、正しい情報が国

民に利用されるようにホームページや SNS を活用するなどして、国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。

国際保健医療協力分野においても、国際機関や国内外の関係学会と連携しつつ、海外の拠点などとのネットワークを強化し、日本の知見の普及を図る。情報発信にあたっては国内外の関係学会、国際機関等と連携しつつ、情報提供の充実を図る。

なお、国民向け及び医療機関向けの情報提供の指標としてホームページアクセス件数について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

### (3) 公衆衛生上の重大な危害への対応

公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。

また、新感染症の発生に備えるための訓練を毎年1回以上実施すること。

### (4) グローバルヘルスに貢献する国際協力 [国際協力事業]

健康の社会的決定要因 (Social Determinants of Health:SDH) の知見をもとに、誰一人取り残さないユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成と健康格差縮小のための技術協力活動を総合的に展開すること。

多国間・二国間の保健医療協力等を通じた知識・経験、重要課題に関する政策の情報収集・分析を踏まえ、国、国際機関、新興国・途上国等に対して政策提言を行うこと。

技術協力や政策分析から導き出された研究課題に対し、実践的なエビデンスを創出すること。

「健康・医療戦略」(令和2年3月27日閣議決定)に基づき、相手国のニーズとエビデンスに基づいた医療技術、医療機器及び医療制度の展開を推進すること。

新興国・途上国の保健医療者の人材開発を行い、持続可能な医療提供体制構築を支援すること。

国際機関における日本人のプレゼンスを高めるため、グローバルヘルス人材戦略センター (HRC-GH) において、国際保健政策人材の能力強化を戦略的に推進し、その人材を国際機関等に送出すること。

地球規模の課題解決に資するソーシャルイノベーションや革新的事業の創出を支援すること。

新興・再興感染症など国際的な公衆衛生上の危機対応に国際機関と連携・共同して取り組むこと。

国際機関、企業、NPO 国際的なパートナーシップと連携し、研究、医療、人材育成の基盤となる国際的なネットワークを構築するとともに、我が国の取組について発信すること。

アジア等における臨床試験ネットワークを形成し、国際的な人材育成、EBM、医療技

術展開を進めるとともに、国際保健の緊急事態における診断治療開発に取り組むこと。

上記取組に係る新興国・途上国における女性と子供の健康や疾病対策及び保健システム強化を図るための専門家（ODA 実施者、研究者、コンサルタント等）の派遣及び海外の人材を受け入れる研修については、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

【重要度：高】

経験や人材に乏しい新興国・途上国等に対し、保健医療サービスの提供、公的医療保険制度の構築支援等を実施することは、これらの国々の期待に応えるものであり、「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）における健康・医療に関する国際展開の促進に直結するものであるため。

（5）看護に関する教育及び研究〔国立看護大学校事業〕

国立看護大学校においては、NCの職員の養成及び研修を目的として、看護に関する学理、技術の教授、研究及び研修を行うこと。その際、NCとの連携をさらに進めるとともに、NCのニーズに対応した人材育成を行うこと。

※上記の研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業、国際協力事業及び国立看護大学校事業をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。

#### 第4 業務運営の効率化に関する事項

##### 1. 効率的な業務運営に関する事項

業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。

また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。

センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。

- ① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し、公表する。

また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、適切に取り組むこととする。

- ② NC等との間において、医薬品の共同調達等の取組を引き続き推進することによるコスト削減を図るとともに、医療機器及び事務消耗品については、早期に共同調達等の取組を実施し、そのコスト削減を図る。また、診療材料などの調達についても、コストの削減を図るため、競争入札等の取組を促進する。
- ③ 後発医薬品については、中長期目標期間中の各年度において、前年度の実績を上回ることを目指すため、更なる使用を促進するとともに、中長期目標期間を通じて数量シェ

アで 85%以上とする。

- ④ 医業未収金の発生防止の取組や査定減対策など、適正な診療報酬請求業務を推進し、引き続き収入の確保を図る。
- ⑤ 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因経費を除く。）については、令和 2 年度に比し、中長期目標期間の最終年度において、5%以上の削減を図る。
- ⑥ デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、PMO（Portfolio Management Office）を設置するとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が 100%以上となるよう経営改善に取り組む。

## 2. 電子化の推進

業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化について費用対効果を勘案しつつ推進し、引き続き情報を経営分析等に活用するとともに、幅広い ICT 需要に対応できるセンター内ネットワークの充実を図ること。

### 第 5 財務内容の改善に関する事項

「第 4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中長期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。

#### 1. 自己収入の増加に関する事項

感染症その他の疾患及び国際保健医療協力に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、引き続き運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。

具体的には、企業等との治験連携事務局の連携強化や、患者レジストリ（登録システム）の充実により、治験・臨床研究体制を強化し、国立研究開発法人日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。

#### 2. 資産及び負債の管理に関する事項

センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。

また、第 4 の 1 「効率的な業務運営に関する事項」に掲げる取組を着実に実施し、中長期目標期間中の累計した損益計算において経常収支率が 100%以上となるよう経営改善に取り組み、中長期目標期間中に、繰越欠損金を第 2 期中長期目標期間の最終年度（令和 2 年度）比で 16.1%削減するよう努める。なお、センターにおける繰越欠損金の発生要因等

を分析し、可能な限り早期に繰越欠損金が解消されるよう、具体的な繰越欠損金解消計画を作成し、公表すること。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### 1. 法令遵守等内部統制の適切な構築

研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全な発展等の観点から、引き続き研究不正など不適切事案に適切に対応するため、組織として研究不正等を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化するなど、コンプライアンス体制を強化すること等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。

また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。

更に、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

### 2. 人事の最適化

医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究及び国際保健医療協力等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。

また、NC間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。

なお、法人の人材確保・育成について、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第24条の規定に基づき作成された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。

### 3. エイズ裁判の和解に基づく対応に関する事項

エイズ治療・研究開発センターは、エイズ裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を厚生労働省に届いた意見を踏まえつつ着実に実施するとともに、HIV感染症に関し、診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供を行うこと。

また「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成18年厚生労働省告示第89号）に基づき、HIV感染症に係る中核的医療機関としてブロック拠点病院等を支援し、地域におけるHIV感染症医療水準の向上を図ること。

#### 4. その他の事項（施設・設備整備、情報セキュリティ対策に関する事項を含む）

##### （1）施設・設備整備に関する事項

施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。

##### （2）情報セキュリティ対策に関する事項

政府の情報セキュリティ対策における方針（情報セキュリティ対策推進会議の決定等）を踏まえ、研修を行う等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

##### （3）その他の事項

業務全般については、以下の取組を行うものとする。

- ① 的確な評価を実施するため、センターは、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）に基づき策定したこの中長期目標を達成するための中長期計画を策定するものとする。
- ② 決算検査報告（会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うほか、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

厚生労働省発医政 0622 第 10 号

令和 4 年 6 月 22 日

独立行政法人評価制度委員会

委員長 澤田 道隆 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之

( 公 印 省 略 )

国立研究開発法人国立成育医療研究センターの達成すべき業務  
運営に関する目標（中長期目標）の変更について（諮問）

標記について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35  
条の 4 第 3 項の規定に基づき、別紙について貴委員会からの意見を求め  
る。



国立研究開発法人国立成育医療研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

変更案	現行
<p style="text-align: center;"><b>国立研究開発法人国立成育医療研究センター中長期目標</b></p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立成育医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>令和 3 年 2 月 26 日 <u>令和 4 年〇月〇日 改正</u></p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 田村 憲久</p> <p>第 1～第 3 略</p> <p>第 4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。</p> <p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p> <p>①～⑤ 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>国立研究開発法人国立成育医療研究センター中長期目標</b></p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立成育医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>令和 3 年 2 月 26 日</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 田村 憲久</p> <p>第 1～第 3 略</p> <p>第 4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。</p> <p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p> <p>①～⑤ 略</p>

国立研究開発法人国立成育医療研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

<p>⑥ <u>デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMO（Portfolio Management Office）を設置するとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</u></p> <p>これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p> <p>2. 電子化の推進 略 第5～第6 略</p>	<p>（新規）</p> <p>これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p> <p>2. 電子化の推進 略 第5～第6 略</p>
---	--

## 国立研究開発法人国立成育医療研究センター中長期目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立成育医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。

令和 3 年 2 月 26 日

令和 4 年〇月〇日 改正

厚生労働大臣 田村 憲久

### 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割等

#### 1. 中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け

研究開発法人は、健康・医療戦略推進法（平成 26 年法律第 48 号）に定める基本理念にのっとり、先端的、学際的又は総合的な研究、すなわち医療分野の研究開発及びその成果の普及並びに人材の育成に積極的に努めなければならないこととされている。国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、国立研究開発法人として、前述の理念に基づき、研究開発等を推進していく。

また、厚生労働省が掲げる政策体系における基本目標（安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること）及び施策目標（国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること）を踏まえ、NCにおいても、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療や高度かつ専門的な医療、すなわち政策医療を向上・均てん化させることとされている。

#### 2. 法人の役割（ミッション）

国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下「センター」という。）は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 3 条第 5 項の規定に基づき、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされている。また、通則法第 2 条第 3 項の規定に基づき、国立研究開発法人として、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経

済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することとされている。このうち、研究開発及び医療の提供については、

- ・ 高度かつ専門的な新しい治療法やその他の治療成績向上に資するための研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等
- ・ 難治性・希少性の疾患に関する研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等
- ・ 学会等が作成する診療ガイドラインの作成・改訂及び医療の質の向上に必要な指標・根拠に基づく医療（EBM）・個別化医療の確立に資するような研究開発
- ・ 中長期に渡って継続的に実施する必要があるコホート研究等の研究基盤の整備と NC をはじめとする研究機関間のデータシェアリング

に重点的に取り組むものとする。

### 3. 法人の現状及び課題

小児難病に対する ES 細胞を用いた再生医療の治験として、ES 細胞から作成した肝細胞を、尿素サイクル異常症で肝不全となった乳児の肝臓への移植が世界で初めて成功した。また、乳幼児期までのアレルギー疾患発症予防研究として、離乳早期鶏卵摂取により鶏卵アレルギーの発症が 8 割減少することをランダム化比較試験で実証した。さらに、診断のつかない難病に対する研究プロジェクト「未診断疾患イニシアチブ（IRUD）」の中心的施設として、全国各地の拠点病院、協力病院からの患者及び家族の臨床情報、検体を解析・研究し、原因不明であった 608 症例における原因遺伝子を明らかにし、これまでに知られていなかった未知の原因遺伝子を 12 例に同定した。Psychosocial な研究としては、コロナ禍におけるこどもの生活・健康調査や、父親の産後うつに関する分析を行った研究結果が、社会的にも広く注目されている。医療の提供においては、生後の治療では致命的・重度な障害を残す先天性疾患に対し、救命・予後の改善を目的として子宮内で行う胎児医療を導入するなど、第 2 期中長期目標期間における成果を踏まえると、成育に係る疾患の本態解明と予防、高度かつ専門的な医療の開発、標準医療の確立と普及、政策提言など、成育に係る疾患克服のため、センターが果たしてきた役割は極めて大きい。

しかし、成育に係る疾患については、新たに原因不明の疾患が判明するなど本態解明には至っていないため、国際共同研究、ゲノム情報を活用した研究・治療など、センターには患者や社会のニーズ、医療上及び経済上のニーズを十分に意識した疾患原因の解析や診断法、治療法の研究開発の推進が期待される。

また、これらの研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化していることから、研究支援に係る専門性を有する人材の確保を図る必要がある。

加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など 6NC の分野横断的な領域については、6NC での相互連携が重要である。

#### 4. 法人を取り巻く環境の変化

世界に先駆けて少子・高齢化社会を迎え、人口構造や疾病構造が急激に変化しつつある我が国においては、健康長寿社会の実現が喫緊の課題となっている。

「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）においては、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を短縮するためには生活習慣病、運動器系・感覚器系や、老化に伴う疾患、認知症などの精神・神経の疾患への対応が課題となる中、診断・治療に加えて予防の重要性が増すと同時に、罹患しても日常生活に出来るだけ制限を受けず、疾病と共生していくための取組が望まれているとされている。

現在及び将来の我が国において社会課題となる疾患分野として、成育領域については、周産期・小児期から生殖期に至るまでの心身の健康や疾患に関する予防・診断、早期介入、治療方法の研究開発を推進することが示されたところである。小児難治性疾患に対する遺伝子細胞療法が行われるようになり、一部は欧米で医薬品として承認されている。

また、医療機関以外が主体となる心理的・社会的な課題も多く、医療的ケア児も増加していることから、医療連携、福祉との連携、学校や保健所との連携が課題となっており、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）（以下「成育基本法」という。）においても、関係者は相互の連携を図りながら協力するよう努めなければならないとされている。

加えて、AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用が産業構造や経済社会システム全体に大きな影響を及ぼしつつあり、とりわけ、健康・医療分野は、これらの技術を活かし得る分野の一つとして、創薬等の研究開発の進展や、ゲノム解析などの技術を活用した新たなヘルスケアサービスの創出等が見込まれている。

#### 5. 国の政策・施策・事務事業との関係

「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」（令和2年3月27日健康・医療戦略推進本部決定）を踏まえ、臨床研究及び治験の更なる推進、ゲノム医療や個別化医療の実現化、基礎研究から実用化までの一貫した研究開発や、「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）に基づき策定された「がん研究10か年戦略」（平成26年3月31日文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣確認）を踏まえた対策などの研究開発に関して重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。

また、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）に基づく、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な方針（平成29年厚生労働省告示第76号）を踏まえ、調査、研究・開発、医療の提供、技術者の研修等に努める。

また、成育基本法に関連する成育医療の推進とその全国的な普及にあたり、中心的な役割を担う。

## 第2 中長期目標の期間

センターの中長期目標の期間は、令和3年4月から令和9年3月までの6年間とする。

## 第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

### 1. 研究・開発に関する事項

#### (1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 [研究事業]

##### 【重要度：高】

担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できる NC の特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。

##### 【難易度：高】

免疫不全症や先天性代謝異常症等の多くは希少疾病・難治疾患であり、治療の対象となる患者数が極めて少ないことから全国的なネットワーク形成等により患者情報を集約した上、研究開発を多施設共同で取り組む必要がある。また、倫理的な観点からも、これらの疾患に対する診断・治療等に関し我が国におけるコンセンサスを同時に形成していく必要があるという困難な面もあるため。

#### ① 重点的な研究・開発

センターが担う疾患について、症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化に関して、より一層強化する。

また、**First in human/ First in Child**（ヒト/子どもに初めて投与する）試験をはじめとする治験・臨床研究体制を強化し、センター内外の診療部門、治験・臨床研究支援部門や企業等との連携を図るとともに、成育基本法を踏まえ、これまで以上に研究開発を推進する。具体的には、

- ・ 免疫不全症や小児がんをはじめとする難治性疾患に対する遺伝子治療等の先進的治療に関する研究開発
- ・ 小児難病等に対する再生医療の研究開発
- ・ 食物アレルギー等アレルギー疾患の発症予防法の確立に関する研究開発
- ・ 小児が服用しやすい薬剤、小児慢性特定疾患に対する治療法及び小児肺高血圧、小児多動症等の研究開発
- ・ 早産・在胎不当過小やハイリスク妊婦等の母と児を対象としたコホート研究
- ・ 不妊症・不育症に対する研究開発

・ 子どもや青年を生物・心理・社会的（biopsychosocial）に捉える新たな研究とその社会実装  
に取り組むなどして、重点的な研究・開発を実施すること。

## ② 戦略的な研究・開発

成育疾患の本態解明、成育疾患の実態把握、高度先駆的及び標準的な予防・診断、遺伝子治療をはじめとする新たな治療法の開発の推進、成育疾患研究の実用化体制の充実に取り組む。

上記①及び②の研究・開発により、医療推進に大きく貢献する研究成果を中長期目標期間中に 20 件以上あげること。また、中長期目標期間中の原著論文数については、2,500 件以上とすること。

## ③ NC 間の疾患横断領域における連携推進

NC 間の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、NC 間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのための基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。

具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築などについて、疾病の予防や共生にも留意しつつ、NC がそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。

人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、NC の研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。

また、JH 内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。

## (2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備 [臨床研究事業]

メディカルゲノムセンター（MGC）の機能の充実とバイオバンクの充実、全ゲノム解析、小児希少疾患の原因遺伝子解明の推進、センター内の連携強化、研究・開発の企画及び評価体制の整備、企業等との連携の強化、知的財産の管理強化及び活用推進、倫理性・透明性の確保、競争的資金を財源とする研究開発、医療分野の ICT の活用、First in Human/ First in Child（ヒト/子どもに初めて投与する）試験をはじめとする治験・臨床研究体制の強化により、研究・開発を推進する。

また、臨床研究及び治験を進めるため、症例の集約化を図るとともに、今後も、これらの資源を有効に活用しつつ、臨床研究の質の向上、研究者・専門家の育成・人材確保、臨床研究及び治験のための共通的な基盤の共用、研究不正・研究費不正使用等防止への

対応、患者との連携及び国民への啓発活動等への取組など更なる機能の向上を図り、基礎研究成果を実用化につなぐ体制等を強化する。加えて、ARO（Academic Research Organization）を整備するなど、我が国の臨床研究の中核的な役割を担う体制を整備する。小児・周産期領域における治験・臨床研究の拠点として成育医療の体制構築や均てん化により成育基本法に関連する良質かつ適切な成育医療の提供に貢献する。

具体的には、センター内や産官学の連携の強化、治験・臨床研究の推進やゲノム医療の実現化に向けた基盤を充実させ、特に、ナショナルセンター・バイオバンクネットワークを最大限活用し、センターが担う疾患に関する難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質な生体試料を収集・保存するとともに、NCをはじめとする研究機関等との間のデータシェアリングができる仕組みを強化するなどバイオバンク体制のより一層の充実を図る。更に外部の医療機関からも生体試料の収集を行う。加えて、ゲノム情報等を活用した個別化医療の確立に向けた研究を推進する。

また、運営費交付金を財源とした研究開発と同様に競争的研究資金を財源とする研究開発においてもセンターの取り組むべき研究課題として適切なものを実施する仕組みを強化する。

以上の実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備により、中長期目標期間中に、**First in human/ First in Child**（ヒト/子どもに初めて投与する）試験実施件数3件以上、医師主導治験実施件数20件以上、センターの研究開発に基づくものを含む先進医療承認件数4件以上及び学会等が作成する診療ガイドライン等への採用件数160件以上、臨床研究（倫理委員会にて承認された研究をいう。）実施件数1,600件以上、治験（製造販売後臨床試験も含む。）300件以上実施すること。また、共同研究の実施件数について中長期計画に具体的な目標を定めること。

また、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用すること。

#### 【重要度：高】

実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できるNCの特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。

## 2. 医療の提供に関する事項〔診療事業〕

病院の役割については、引き続き総合周産期母子医療センター、小児がん拠点病院（中央機関）としての機能を果たした上で、都道府県が策定する地域医療構想等を踏まえた高



度急性期機能等の医療機能を担うものとする。

【重要度：高】

成育医療に対する中核的な医療機関であり、研究開発成果の活用を前提として、医療の高度化・複雑化に対応した医療を実施することは、我が国の医療レベルの向上に繋がるため。

(1) 医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資する医療の提供

我が国における成育医療の中核的な医療機関として、「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年 1 月 29 日閣議決定）に定める「妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会」の構築を目指し、国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供を引き続き推進する。

周産期・小児医療においては、関係医療機関と連携し、妊産婦、周産期における母児、小児の難病・希少疾患や広範な救急医療に対して、質の高い医療の提供や、慢性期における在宅医療との連携の推進を行うこと。

合併妊娠症への対応の充実、生殖補助医療の拡充、出生前診断・支援、胎児治療の推進、先天性疾患治療の充実等に取り組むこと。

小児臓器移植の一層の充実を目指す。特に肝臓移植に関しては、引き続き世界トップレベルの実施件数を維持する。

また、病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、センターとして提供することを求められている医療のレベルに見合った臨床評価指標を策定し、医療の質の評価を実施し、その結果を情報発信すること。

(2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

医療の高度化・複雑化が進む中で、質が高く安全な医療を提供するため、各医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、業務を分担しながら互いに連携することにより、患者の状態に応じた適切な医療を提供するなど、医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行うこと。

また、これに加え、AI や ICT を活用した医療の提供、NC をはじめとする研究機関及び医療機関間のデータシェアリングなどを通じて、個別化医療の確立等診療の質の向上に取り組むこと。

医療安全については、同規模・同機能の医療機関との間における医療安全相互チェックを行うこと、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催し受講状

況を確認すること、医療安全管理委員会を開催すること、インシデント及びアクシデントの情報共有等を行うことなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努め、医療安全管理体制の充実を図ること。

子どもの心の問題、児童虐待、発達障害、障害児（者）等に対応する医療体制を構築するとともに、全国の拠点病院等との連携を推進すること。

「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、手術件数・病床利用率・平均在院日数・入院実患者数等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

上記数値目標の実績について、病院の担当疾患に係る割合を分析すること等により、国立研究開発法人の病院として適切かつ健全に運営を行うための病床規模等を検討すること。

### 3. 人材育成に関する事項 [教育研修事業]

人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、成育医療及びその研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。

具体的には、高度な医療技術を有する外国の医師が、その技術を日本の医師に対して教授するために来日するケースや、海外のトップクラスの研究者が、日本の研究者と共同して国際水準の臨床研究を実施するために来日するケースも想定されることから、国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、センターが担う疾患に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。

また、企業との連携調整や研究成果の活用促進等に取り組むリサーチ・アドミニストレーターなど、臨床と直結した研究の実施に必要な支援人材の育成及び確保については、JHのほか大学などアカデミア機関や企業等とも連携し取り組む。

高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するなど、モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。

なお、研修等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

### 4. 医療政策の推進等に関する事項 [情報発信事業]

#### (1) 国への政策提言に関する事項

研究、医療の均てん化及びNCの連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行うこと。

## (2) 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項

医療の評価と質の向上、さらに効率的な医療の提供を実現するために、関係学会とも連携しつつ、ゲノム情報、診療データ、患者レジストリ（登録システム）等を活用し、研究分野において指導力を発揮するとともに、センターが担う疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。

情報発信にあたっては、関係学会等との連携を強化して、診療ガイドラインの作成・普及等に更に関与するものとし、国内外のセンターが担う疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく予防、診断及び治療法等について、正しい情報が国民に利用されるようにホームページや SNS を活用するなどして、国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。

なお、国民向け及び医療機関向けの情報提供の指標としてホームページアクセス件数について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

## (3) 公衆衛生上の重大な危害への対応

公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。

※上記の研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業及び情報発信事業をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。

## 第4 業務運営の効率化に関する事項

### 1. 効率的な業務運営に関する事項

業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。

また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。

センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。

- ① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し、公表する。

また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、適切に取り組むこととする。

- ② NC 等との間において、医薬品の共同調達等の取組を引き続き推進することによるコスト削減を図るとともに、医療機器及び事務消耗品については、早期に共同調達等の取組を実施し、そのコスト削減を図る。また、診療材料などの調達についても、コストの削減を図るため、競争入札等の取組を促進する。

- ③ 後発医薬品については、中長期目標期間中の各年度において、前年度の実績を上回ることを目指すため、更なる使用を促進するとともに、中長期目標期間を通じて数量シェアで85%以上とする。
- ④ 医業未収金の発生防止の取組や査定減対策など、適正な診療報酬請求業務を推進し、引き続き収入の確保を図る。
- ⑤ 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因経費を除く。）については、令和2年度に比し、中長期目標期間の最終年度において、5%以上の削減を図る。
- ⑥ デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMO（Portfolio Management Office）を設置するとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。  
これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が100%以上となるよう経営改善に取り組む。

## 2. 電子化の推進

業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化について費用対効果を勘案しつつ推進し、引き続き情報を経営分析等に活用するとともに、幅広いICT需要に対応できるセンター内ネットワークの充実を図ること。

### 第5 財務内容の改善に関する事項

「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中長期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。

#### 1. 自己収入の増加に関する事項

成育医療に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、引き続き運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。

具体的には、企業等との治験連携事務局の連携強化や、患者レジストリ（登録システム）の充実により、治験・臨床研究体制を強化し、国立研究開発法人日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。

#### 2. 資産及び負債の管理に関する事項

センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。

### 第6 その他業務運営に関する重要事項

## 1. 法令遵守等内部統制の適切な構築

研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全な発展等の観点から、引き続き研究不正など不適切事案に適切に対応するため、組織として研究不正等を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化するなど、コンプライアンス体制を強化すること等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。

また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。

更に、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

## 2. 人事の最適化

医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。

また、NC 間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。

なお、法人の人材確保・育成について、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 24 条の規定に基づき作成された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。

## 3. その他の事項（施設・設備整備、情報セキュリティ対策に関する事項を含む）

### （1）施設・設備整備に関する事項

施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。

### （2）情報セキュリティ対策に関する事項

政府の情報セキュリティ対策における方針（情報セキュリティ対策推進会議の決定等）を踏まえ、研修を行う等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

### （3）その他の事項

業務全般については、以下の取組を行うものとする。

- ① 的確な評価を実施するため、センターは、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）に基づき策定したこの中長期目標を達成するため

の中長期計画を策定するものとする。

- ② 決算検査報告（会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うほか、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

厚生労働省発医政 0622 第 11 号

令和 4 年 6 月 22 日

独立行政法人評価制度委員会

委員長 澤田 道隆 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之

( 公 印 省 略 )

国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの達成すべき業務  
運営に関する目標（中長期目標）の変更について（諮問）

標記について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35  
条の 4 第 3 項の規定に基づき、別紙について貴委員会からの意見を求め  
る。

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

変更案	現行
<p style="text-align: center;"><b>国立研究開発法人国立長寿医療研究センター中長期目標</b></p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>令和 3 年 2 月 26 日 <u>令和 4 年〇月〇日 改正</u></p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 田村 憲久</p> <p>第 1～第 3 略</p> <p>第 4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。</p> <p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p> <p>①～⑤ 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>国立研究開発法人国立長寿医療研究センター中長期目標</b></p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>令和 3 年 2 月 26 日</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 田村 憲久</p> <p>第 1～第 3 略</p> <p>第 4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。</p> <p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p> <p>①～⑤ 略</p>



国立研究開発法人国立長寿医療研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

<p>⑥ <u>デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMO（Portfolio Management Office）を設置するとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</u></p> <p>これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p> <p>2. 電子化の推進 略 第5～第6 略</p>	<p>（新規）</p> <p>これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p> <p>2. 電子化の推進 略 第5～第6 略</p>
---	--

## 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター中長期目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。

令和 3 年 2 月 26 日

令和 4 年〇月〇日 改正

厚生労働大臣 田村 憲久

### 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割等

#### 1. 中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け

研究開発法人は、健康・医療戦略推進法（平成 26 年法律第 48 号）に定める基本理念にのっとり、先端的、学際的又は総合的な研究、すなわち医療分野の研究開発及びその成果の普及並びに人材の育成に積極的に努めなければならないこととされている。国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、国立研究開発法人として、前述の理念に基づき、研究開発等を推進していく。

また、厚生労働省が掲げる政策体系における基本目標（安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること）及び施策目標（国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること）を踏まえ、NCにおいても、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療や高度かつ専門的な医療、すなわち政策医療を向上・均てん化させることとされている。

#### 2. 法人の役割（ミッション）

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（以下「センター」という。）は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 3 条第 6 項の規定に基づき、加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの（以下「加齢に伴う疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされている。また、通則法第 2 条第 3 項の規定に基づき、国立研究開発法人として、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の

公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することとされている。このうち、研究開発及び医療の提供については、

- ・ 高度かつ専門的な新しい治療法やその他の治療成績向上に資するための研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等
- ・ 難治性・希少性の疾患に関する研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等
- ・ 学会等が作成する診療ガイドラインの作成・改訂及び医療の質の向上に必要な指標・根拠に基づく医療（EBM）・個別化医療の確立に資するような研究開発
- ・ 中長期に渡って継続的に実施する必要があるコホート研究等の研究基盤の整備と NC をはじめとする研究機関間のデータシェアリング

に重点的に取り組むものとする。

### 3. 法人の現状及び課題

企業と協働して研究開発を進めている血液 A $\beta$  バイオマーカーは、認知機能が正常な高齢者に生じた初期段階のアミロイド蓄積病変を正確に捉えていることや、アルツハイマー病リスク保有者の早期検出に有用であることが認められるなど、血液検査でアルツハイマー病変を高い精度で予測し得ることが明らかになった。また、センターが中核を担う認知症の時間軸を踏まえたコホート研究（オレンジレジストリ研究）、バイオバンクと連携させたアジア最大級の質の高い認知症ゲノム情報基盤構築を推進した。令和元年度に開始した多因子介入によるランダム化試験（J-MINT）では、大規模な臨床研究を全国規模で実施することにより、認知症に対する医療提供及び予防に貢献している。第2期中長期目標期間における成果を踏まえると、加齢に伴う疾患の本態解明と予防、高度かつ専門的な医療の開発、標準医療の確立と普及、政策提言など、加齢に伴う疾患克服のため、センターが果たしてきた役割は極めて大きい。

また、センターではロボットの実証研究を行い、医療・介護の現場や生活の場で活用する介護ロボットの開発・実用化を促進しているが、実際の適用に至る前の段階に止まっており、現場のニーズを踏まえつつ十分な実地検証を実施した上で社会実装を目指す他、フレイル（加齢や慢性疾患による生活機能低下）の予防及び介入などにより、要介護の大きな要因である運動器障害などの認知症の要因を減らすこと等、患者や社会のニーズ、医療上及び経済上のニーズをも十分に意識しつつ、先制医療や新たな医薬品や診断・治療方法の開発、医療機器の開発が推進される社会の実現に貢献することが期待される。これらの研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化していることから、研究支援に係る専門性を有する人材の確保を図る必要がある。

加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など 6NC の分野横断的な領域については、6NC での相互連携が重要である。

#### 4. 法人を取り巻く環境の変化

世界に先駆けて少子・超高齢社会を迎え、人口構造や疾病構造が急激に変化しつつある我が国においては、健康長寿社会の実現が喫緊の課題となっている。

「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）においては、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を短縮するためには生活習慣病、運動器系・感覚器系や、老化に伴う疾患、認知症などの精神・神経の疾患への対応が課題となる中、診断・治療に加えて予防の重要性が増すと同時に、罹患しても日常生活に出来るだけ制限を受けず、疾病と共生していくための取組が望まれているとされている。

また、国際連合では、2021年から2030年までの10年間で“Decade of Healthy Ageing（健康長寿のための10年間）”と定め、全世界的な健康寿命延伸に向けた取組の必要性を提言している。さらには、現在及び将来の我が国において社会課題となる疾患分野として、老年医学・認知症領域についてモデル生物を用いた老化制御メカニズム及び臓器連関による臓器・個体老化の基本メカニズム等の解明、認知症に関する薬剤治験対応コホート構築やゲノム情報等の集積及びこれらを活用したバイオマーカー研究や病態解明等、認知症に関する非薬物療法の確立及び官民連携による認知症予防・進行抑制の基盤整備を推進することが示されたところである。

加えて、AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用が、産業構造や経済社会システム全体に大きな影響を及ぼしつつあり、とりわけ、健康・医療分野は、これらの技術を活かし得る分野の一つとして、創薬等の研究開発の進展や、ゲノム解析などの技術を活用した新たなヘルスケアサービスの創出等が見込まれている。

#### 5. 国の政策・施策・事務事業との関係

「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」（令和2年3月27日健康・医療戦略推進本部決定）を踏まえ、ゲノム医療や個別化医療の実現、基礎研究から実用化までの一貫した研究開発に関して重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。

また、「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）を踏まえ、認知症施策などの推進に努めるものとする。

#### 第2 中長期目標の期間

センターの中長期目標の期間は、令和3年4月から令和9年3月までの6年間とする。

#### 第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

##### 1. 研究・開発に関する事項

(1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 [研究事業]

【重要度：高】

担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できる NC の特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。

#### 【難易度：高】

認知症を含めた加齢に伴う疾患に対する研究開発は、高齢者特有の脆弱性により他の疾患や機能障害を併発しやすいことや、治療法の有効性を評価するための、臨床的・疫学的ランダム化研究あるいはモデル動物による評価系の構築が困難であることなど、その先制医療や予防を実現するための研究開発において多様な課題を抱えているため。

#### ① 重点的な研究・開発

センターが担う疾患について、症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化に関して、より一層強化する。

また、**First in human**（ヒトに初めて投与する）試験をはじめとする治験・臨床研究体制を強化し、診療部門や企業等との連携を図り、これまで以上に研究開発を推進する。具体的には、

- ・ 認知症の先制治療薬、ゲノム解析情報からのドラッグ・リポジショニング、早期診断技術の開発や予防方法の確立等の研究開発及び予防策の社会実装
- ・ フレイル（虚弱）・ロコモ（運動器症候群）などの老年病に関する診断・予防・治療ケア等のための基礎・臨床・疫学・ゲノム・工学研究
- ・ 高齢者感覚器疾患における再生医療の推進
- ・ 2025年問題を見据えた在宅医療やエンドオブライフケア、認知症者の徘徊対策等の老年学・社会科学的な研究開発・政策提言
- ・ バイオバンクと連携した老化・老年学に関する大規模コホートの構築とそれを活用した研究の実施・統合
- ・ 前臨床から軽度認知症（MCI）も含む認知症疾患レジストリなどのデータ基盤の構築とレジストリを活用した治験と臨床研究の進展

に取り組むなどして、重点的な研究・開発を実施すること。

#### ② 戦略的な研究・開発

加齢に伴う疾患の本態解明、加齢に伴う疾患の実態把握、加齢に伴う疾患に対する予防、診断、治療ケア等のための基礎・臨床疫学・ゲノム・工学研究、開発に取り組む。

上記①及び②の研究・開発により、医療推進に大きく貢献する研究成果を中長期目標

期間中に 19 件以上あげること。また、中長期目標期間中の原著論文数については、1,700 件以上とすること。

### ③ NC 間の疾患横断領域における連携推進

NC 間の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、NC 間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのための基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。

具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築などについて、疾病の予防や共生にも留意しつつ、NC がそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。

人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、NC の研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。

また、JH 内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。

## (2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備 [臨床研究事業]

長寿医療に関する研究開発拠点としての開発力の強化、産学官連携による長寿工学研究の推進、高齢者のためのロボットの開発普及のための拠点の整備、バイオバンクを活用した認知症のゲノム医療推進基盤の充実、メディカルゲノムセンター（MGC）の機能の充実とバイオバンクの充実、介護予防・重症化防止のための研究開発、高齢者特有の疾患に対する効果的な治療・介護手法等、支える医療の確立、治験・臨床研究推進体制の強化、適正な研究活動の遵守のための措置、知的財産の管理強化及び活用推進、医療機器の開発の推進、国際連携の強化、診療ガイドラインの作成・普及により、研究・開発を推進する。

また、臨床研究及び治験を進めるため、症例の集約化を図るとともに、今後も、これらの資源を有効に活用しつつ、臨床研究の質の向上、研究者・専門家の育成・人材確保、臨床研究及び治験のための共通的な基盤の共用、研究不正・研究費不正使用等防止への対応、患者との連携及び国民への啓発活動等への取組など更なる機能の向上を図り、基礎研究成果を実用化につなぐ体制を強化する。

具体的には、センター内や産官学の連携の強化、治験・臨床研究の推進やゲノム医療の実現化に向けた基盤を充実させ、特に、ナショナルセンター・バイオバンクネットワークを最大限活用し、センターが担う疾患に関する難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質な生体試料を収集・保存するとともに、NC をはじめとする研究機関等との間のデータシェアリ

ングができる仕組みを強化するなどバイオバンク体制のより一層の充実を図る。更に外部の医療機関からも生体試料の収集を行う。加えて、ゲノム情報等を活用した個別化医療の確立に向けた研究を推進する。

また、運営費交付金を財源とした研究開発と同様に競争的研究資金を財源とする研究開発においてもセンターの取り組むべき研究課題として適切なものを実施する仕組みを強化する。

以上の実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備により、中長期目標期間中に、**First in human**（ヒトに初めて投与する）試験実施件数1件以上、医師主導治験実施件数6件以上、センターの研究開発に基づくものを含む先進医療承認件数1件以上及び学会等が作成する診療ガイドライン等への採用件数34件以上、臨床研究（倫理委員会にて承認された研究をいう。）実施件数1,200件以上、治験（製造販売後臨床試験も含む。）350件以上実施すること。また、共同研究の実施件数について中長期計画に具体的な目標を定めること。

また、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用すること。

**【重要度：高】**

実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できるNCの特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。

2. 医療の提供に関する事項 [診療事業]

病院の役割については、引き続き認知症疾患医療センター、在宅療養後方支援病院としての機能を果たした上で、都道府県が策定する地域医療構想等を踏まえた高度急性期機能等の医療機能を担うものとする。

**【重要度：高】**

長寿医療に対する中核的な医療機関であり、研究開発成果の活用を前提として、医療の高度化・複雑化に対応した医療を実施することは、我が国の医療レベルの向上に繋がるため。

(1) 医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資する医療の提供

我が国における長寿医療の中核的な医療機関として、「認知症施策推進大綱」を踏まえ、

国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供を引き続き推進する。特に、超高齢化が進む今後を見通すと、認知症とフレイルが最も重要な病態であることから、それらに対する治療及び予防策の提供について重点的に推進する。

また、病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、センターとして提供することを求められている医療のレベルに見合った臨床評価指標を策定し、医療の質の評価を実施し、その結果を情報発信すること。

## (2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

医療の高度化・複雑化が進む中で、質が高く安全な医療を提供するため、各医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、業務を分担しながら互いに連携することにより、患者の状態に応じた適切な医療を提供するなど、医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行うこと。

また、これに加え、AIやICTを活用した医療の提供、NCをはじめとする研究機関及び医療機関間のデータシェアリングなどを通じて、個別化医療の確立等診療の質の向上に取り組むこと。

医療安全については、同規模・同機能の医療機関との間における医療安全相互チェックを行うこと、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催し受講状況を確認すること、医療安全管理委員会を開催すること、インシデント及びアクシデントの情報共有等を行うことなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努め、医療安全管理体制の充実を図ること。

認知症患者、家族を支援するための医療体制を構築するとともに、医療と介護の連携を推進すること。

高齢者の在宅療養生活を支援し、切れ目のない医療の提供を行うため、モデル的な在宅医療支援を提供すること。

患者に対する患者同意取得（インフォームドコンセント）等において、人生の最終段階におけるモデル的な医療の提供を行うこと。

「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、手術件数・病床利用率・平均在院日数・入院実患者数等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

上記数値目標の実績について、病院の担当疾患に係る割合を分析すること等により、国立研究開発法人の病院として適切かつ健全に運営を行うための病床規模等を検討すること。

上記（1）及び（2）により得られた知見等を基に、各地に設置される認知症初期集



中支援チームに対する指導・研修・助言を通じ、認知症の人の早期受療に関する適切な介入を行うことにより受療行動の増加に努めること。

### 3. 人材育成に関する事項 [教育研修事業]

人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、長寿医療及びその研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。

具体的には、高度な医療技術を有する外国の医師が、その技術を日本の医師に対して教授するために来日するケースや、海外のトップクラスの研究者が、日本の研究者と共同して国際水準の臨床研究を実施するために来日するケースも想定されることから、国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、センターが担う疾患に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。

また、企業との連携調整や研究成果の活用促進等に取り組むリサーチ・アドミニストレーターなど、臨床と直結した研究の実施に必要となる支援人材の育成及び確保については、JHのほか大学などアカデミア機関や企業等とも連携し取り組む。

高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するなど、モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。その一環として、「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症サポート医養成研修の修了者数について令和7年度末までに累計16,000人を目指すこと。

専門修練医用の研修プログラムの作成など専門修練医制度を整備する。

なお、研修等については、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

### 4. 医療政策の推進等に関する事項 [情報発信事業]

#### (1) 国への政策提言に関する事項

研究、医療の均てん化及びNCの連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行うこと。

#### (2) 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項

医療の評価と質の向上、さらに効率的な医療の提供を実現するために、関係学会とも連携しつつ、ゲノム情報、診療データ、疾患レジストリ（登録システム）等を活用し、研究分野において指導力を発揮するとともに、センターが担う疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。

情報発信にあたっては、関係学会等との連携を強化して、診療ガイドラインの作成・

普及等に更に関与するものとし、国内外のセンターが担う疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく予防、診断及び治療法等について、正しい情報が国民に利用されるようにホームページや SNS を活用するなどして、国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。

なお、国民向け及び医療機関向けの情報提供の指標としてホームページアクセス件数について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。

### (3) 公衆衛生上の重大な危害への対応

公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。

※上記の研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業及び情報発信事業をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。

## 第4 業務運営の効率化に関する事項

### 1. 効率的な業務運営に関する事項

業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。

また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。

センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。

- ① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し、公表する。  
また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、適切に取り組むこととする。
- ② NC 等との間において、医薬品の共同調達等の取組を引き続き推進することによるコスト削減を図るとともに、医療機器及び事務消耗品については、早期に共同調達等の取組を実施し、そのコスト削減を図る。また、診療材料などの調達についても、コストの削減を図るため、競争入札等の取組を促進する。
- ③ 後発医薬品については、中長期目標期間中の各年度において、前年度の実績を上回ることを目指すため、更なる使用を促進するとともに、中長期目標期間を通じて数量シェアで 85%以上とする。
- ④ 医業未収金の発生防止の取組や査定減対策など、適正な診療報酬請求業務を推進し、引き続き収入の確保を図る。
- ⑤ 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因経費を除く。）については、令和2年度に比し、中長期目標期間の最終年度において、5%以上の削減を図る。

⑥ デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMO（Portfolio Management Office）を設置するとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が100%以上となるよう経営改善に取り組む。

## 2. 電子化の推進

業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化について費用対効果を勘案しつつ推進し、引き続き情報を経営分析等に活用するとともに、幅広いICT需要に対応できるセンター内ネットワークの充実を図ること。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中長期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。

### 1. 自己収入の増加に関する事項

長寿医療に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、引き続き運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。

具体的には、企業等との治験連携事務局の連携強化や、疾患レジストリ（登録システム）の充実により、治験・臨床研究体制を強化し、国立研究開発法人日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。

### 2. 資産及び負債の管理に関する事項

センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。

また、第4の1「効率的な業務運営に関する事項」に掲げる取組を着実に実施し、中長期目標期間中の累計した損益計算において経常収支率が100%以上となるよう経営改善に取り組み、中長期目標期間中に、繰越欠損金を第2期中長期目標期間の最終年度（令和2年度）比で3.2%削減するよう努める。なお、センターにおける繰越欠損金の発生要因等を分析し、可能な限り早期に繰越欠損金が解消されるよう、具体的な繰越欠損金解消計画を作成し、公表すること。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### 1. 法令遵守等内部統制の適切な構築

研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全な発展等の観点から、引き続き研究不正など不適切事案に適切に対応するため、組織として研究不正等を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化するなど、コンプライアンス体制を強化すること等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。

また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。

更に、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

## 2. 人事の最適化

医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。

また、NC 間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。

なお、法人の人材確保・育成について、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 24 条の規定に基づき作成された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。

## 3. その他の事項（施設・設備整備、情報セキュリティ対策に関する事項を含む）

### （1）施設・設備整備に関する事項

施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。

### （2）情報セキュリティ対策に関する事項

政府の情報セキュリティ対策における方針（情報セキュリティ対策推進会議の決定等）を踏まえ、研修を行う等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

### （3）その他の事項

業務全般については、以下の取組を行うものとする。

- ① 的確な評価を実施するため、センターは、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）に基づき策定したこの中長期目標を達成するための中長期計画を策定するものとする。

- ② 決算検査報告（会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うほか、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

4 畜産第 693 号  
令和 4 年 6 月 27 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

独立行政法人家畜改良センターの達成すべき業務運営に関する  
目標（中期目標）の変更について（諮問）

このことについて、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条  
第 3 項の規定に基づき、別添につき貴委員会の意見を求める。

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>3 業務運営の改善                      業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針」(平成28年8月2日総務大臣決定)等を踏まえ、情報システム導入・更新時における業務の見直し及びネット会議システムの活用による業務の効率化に取り組むこととする。  <u>情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を行う。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>3 業務運営の改善                      業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針」(平成28年8月2日総務大臣決定)等を踏まえ、情報システム導入・更新時における業務の見直し及びネット会議システムの活用による業務の効率化に取り組むこととする。</p> <p>(略)</p>

## 独立行政法人家畜改良センター中期目標

制定：令和3年2月26日

変更：令和4年〇月〇〇日

農林水産省

### 第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

#### 1 法人の使命

独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）は、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定、以下「基本計画」という。）に掲げられた食料の安定供給の確保、基本計画と連動して策定された酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（令和2年3月31日農林水産省策定）、家畜改良増殖目標（令和2年3月31日農林水産省策定）、鶏の改良増殖目標（令和2年3月31日農林水産省策定）及び養豚農業の振興に関する基本方針（平成27年3月31日農林水産省策定）の実現に向けた政策実施機関として、独立行政法人家畜改良センター法（平成11年法律第185号）に基づき、全国的な視点での家畜の改良増殖及び飼養管理の改善、飼料作物種苗の生産・供給等に取り組み、国産畜産物の生産性や品質の向上を通じて我が国の畜産業の発展及び国民の豊かで安全・安心な食生活の確保に貢献する取組が求められている。

#### 2 法人の現状と課題

近年の畜産をめぐる情勢においては、農家の高齢化や後継者不足の進展等による生産基盤の弱体化が進行しており、省力的な飼養環境の下でも高い生産性を発揮できる家畜が求められている。

また、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定等の経済連携協定の進展や中国への牛肉輸出の再開に向けた動き、少子高齢化や健康志向の高まり等による消費者ニーズの多様化等を受け、これまで以上に消費者から求められる「品質」とそれに応じた「価格」の両面で、「強み」のある畜産物を安定的に供給していくことが課題となっている。

センターは、信頼度の高い遺伝的能力評価の活用、繁殖技術等最新の畜産技術の実践等により、基本計画に定める生産努力目標や家畜改良増殖目標等の実現に向けた政策実施機関としてその役割を果たすとともに、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号、以下「牛トレーサビリティ法」という。）に基づく牛個体識別台帳の管理等の法令に基づく事務の実施機関としての役割を担ってきた。

これに加え、和牛遺伝資源の適正な管理のため、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づき実施される立入検査や和牛遺伝資源の流通管



理システムの管理について、長年蓄積してきた知見や技術を活かした協力も求められている。

センターにおいては、引き続き、国の政策の実現に向けた事業や法令に基づく事務の実施に直接関わっていることを念頭に置きつつ、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく中期目標管理法人として、本中期目標に則し、求められる取組を実現することによりその役割を果たしていく必要がある。

このような役割を果たしていくためには、センターが保有する施設の整備、家畜等の育種資源及び、これまで長年蓄積してきた技術・知見・人材の活用、海外の革新技术と競争できる技術を持った人材の育成・確保、システム管理に関する専門知識を持った技術者の確保が必要不可欠であり、本中期目標期間において積極的に取り組んでいくことが必要である。

### 3 政策をとりまく環境の変化

センターは、家畜改良増殖法に定める立入検査、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に定める指定種苗の集取、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号、以下「カルタヘナ法」という。）に定める立入検査及び牛トレーサビリティ法に定める牛個体識別台帳の管理等、法令に基づく事務の実施機関として位置付けられており、法の適正な執行を通じて国産牛肉等の信頼性や安全性の確保にも寄与することが求められている。

更に、近年の地震や台風等の大規模な自然災害や豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染性疾病により、我が国の畜産生産基盤を揺るがすような甚大な被害が発生しているため、これまで以上に、センターの持つ技術・知見・人材を活用した外部支援に対する畜産の生産現場からの期待が高まっている。

## 第 2 中期目標の期間

センターの中期目標の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

## 第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

以下の 7 業務を、それぞれ一定の事業等のまとまりとし、評価を実施する。

### <想定される外部要因>

センター及び国内での自然災害や家畜伝染性疾病の発生等がないことなどを

前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

- 1 全国的な改良の推進
- 2 飼養管理の改善等への取組
- 3 飼料作物種苗の増殖・検査
- 4 調査・研究及び講習・指導
- 5 家畜改良増殖法等に基づく事務
- 6 牛トレーサビリティ法に基づく事務
- 7 センターの人材・資源を活用した外部支援

#### 1 全国的な改良の推進

令和2年3月に公表した家畜改良増殖目標及び鶏の改良増殖目標では、消費者から求められる「品質」とそれに応じた「価格」の両面で、これまで以上に「強み」のある畜産物を安定的に供給することができるよう、より効率的な畜産物生産を進めるための、「家畜づくり」にデータを生かすことを求めている。

これまでセンターでは、DNA情報を活用した評価（ゲノミック評価）を駆使すること等による改良速度の加速化や遺伝的多様性に配慮した種畜生産等の民間では取り組み難い事業を担い、農家への種畜・種きん供給を行う都道府県や民間事業体に候補種雄牛や育種素材等を供給してきた。この結果、第4中期目標の期間においては、

- ① 乳用牛のうちホルスタイン種について、乳量の育種価+95kg/年〔第4中期目標の指標は60kg/年以上、以下〔 〕内は第4中期の中期目標の指標〕の能力を持つ候補種雄牛を年度平均で47頭作出すること等により、我が国の乳用牛の年間乳量は平成26年8,300kgから平成30年8,600kgに改善
- ② 肉用牛のうち黒毛和種について、増体性等に特長を持つ候補種雄牛（令和元年度の直接検定時の1日当たり増体量1.38kg）を年度平均で37頭作出すること等により、我が国の肥育牛の1日平均増体量は平成26年0.77kgから平成30年0.80kgに改善
- ③ 豚のうちデュロック種について、1日当たり平均増体重1,074g〔概ね1,030g〕の能力を持つ純粋種豚を作出すること等により、我が国の豚の出荷日齢（日）及び出荷体重（kg）は平成26年189日及び114kgから平成30年188日及び115kgに改善
- ④ 鶏のうち白色コーニッシュ種について、4週齢時体重の育種価+46g〔概ね50g〕の能力を持つ種鶏を作出すること等により、都道府県の地鶏52

銘柄のうち 40 銘柄でセンターの種鶏を利用

⑤ 重種馬について、けん引能力に関連のある馬格をもとに、種雄馬候補を年度平均で 7.3 頭作出 [概ね 6 頭] すること等により、馬産地へ安定的に供給等の成果がみられる。また、中立・公平な立場から全国的な規模で家畜の遺伝的能力を評価し、その結果を公表してきたところである。

今後とも、我が国における全国的な家畜改良を推進するため、国産遺伝資源や希少系統を活用した種畜・種きんの改良や、遺伝的能力評価の実施、畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供及び多様な遺伝資源の確保・活用に取り組む。

#### (1) 種畜・種きんの改良

ゲノミック評価の活用をはじめとした遺伝的能力評価に基づく家畜改良を通じ、遺伝率の低い形質の評価値の信頼性向上や改良速度の加速化を図るとともに、遺伝資源の多様性を確保する観点から、国産遺伝資源や希少系統を活用した種畜・育種素材等の生産に取り組むこととする。

- ① 乳用牛については、泌乳形質とともに、繁殖性等を改良し、生涯生産性の向上に着目した改良に取り組むこととする。
- ② 肉用牛については、脂肪交雑については現在の改良量を引き続き維持した上で、増体の向上を図りつつ、食味に関連する不飽和脂肪酸等に着目した改良に取り組むこととする。
- ③ 種豚については、繁殖能力及び産肉能力の向上を支えるため、遺伝的能力評価を活用し、肢蹄の強健性に着目した改良に取り組むこととする。
- ④ 種鶏については、地鶏等の特色ある国産鶏の生産振興を図るため、産卵性及び産肉性に着目した改良に取り組むこととする。
- ⑤ 重種馬については、けん引能力に関連ある馬格に着目した改良に取り組むこととする。
- ⑥ めん羊、山羊等の特色ある家畜については、品種・系統を見直しつつ維持することとする。

#### 【指標】

(乳用牛)

- 新たにに取り組む評価形質 (ゲノミック評価を含む) を利用した候補種雄牛の作出に関する取組状況
  - 泌乳持続性や体型、血統等に特長を持つ候補種雄牛の作出に関する取組状況
- (中期目標の期間において、ホルスタイン種については、家畜改良増殖目標の

育種価目標数値を踏まえ、乳量が+56.4kg/年以上、乳脂肪が+3.3kg/年以上、無脂乳固形分が+5.7kg/年以上、乳蛋白質が+2.5kg/年以上の遺伝的能力を有する等の候補種雄牛を毎年度概ね30頭以上作出)

(肉用牛)

- 新たに取り組む評価形質(ゲノミック評価を含む)を利用した候補種雄牛の作出に関する取組状況
  - 遺伝的多様性の確保に配慮しつつ、増体性等に特長を持つ候補種雄牛の作出に関する取組状況
- (中期目標の期間において、黒毛和種については、家畜改良増殖目標を踏まえ、日齢枝肉重量が概ね+47g以上、脂肪交雑が現在(令和元年度)の牛肉の脂肪交雑程度となるよう、現在の改良量を引き続き維持した遺伝的能力を有する等の候補種雄牛を毎年度概ね30頭以上作出)

(種豚)

- ランドレース種及び大ヨークシャー種については繁殖性等に特長を持つ種豚の作出に関する取組状況
  - デュロック種については増体性等に特長を持つ種豚の作出に関する取組状況
- (中期目標の期間において、家畜改良増殖目標を踏まえ、ランドレース種については1腹当たり育成頭数が概ね11.2頭以上(平成27年~29年の全国平均:10.2頭)、大ヨークシャー種については1腹当たり育成頭数が概ね10.8頭以上(同:9.8頭)、デュロック種については1日当たり増体量(体重30~105kgの間)が概ね1,070g以上(同:981g)となる種豚群を作出)

(種鶏)

- 国産鶏種については、産卵性及び産肉性等に特長を持つ種鶏の作出に関する取組状況
- (中期目標の期間において、鶏の改良増殖目標及び第4中期目標期間の実績を踏まえ、産卵率の推定育種価が現状より概ね2%以上向上、もしくは4週齢時の体重の推定育種価が概ね20g以上向上となる種鶏の作出(現状の推定育種価の例として、横斑プリマスロック種XS系統の産卵率が8.02%向上(平成26年比、44~59週齢)、白色プリマスロック種30系統の産卵率が2.64%向上(平成28年比、31~35週齢)、白色プリマスロック種30系統の4週齢時体重が20.5g向上(平成28年比))

(重種馬)

- けん引能力に関連ある馬格の優れた種雄馬候補の作出に関する取組状況  
(中期目標の期間において、家畜改良増殖目標を踏まえ、馬格の優れた種雄馬候補を毎年度概ね6頭以上作出)

(2) 遺伝的能力評価の実施

民間団体等が取りまとめた泌乳形質や産肉形質等の改良に資する国内のデータをなるべく多く活用して、遺伝的能力評価を行い、その結果の提供・公表に取り組むこととする。

その際、ゲノミック評価をはじめとした遺伝的能力評価の実施に当たっては、より精度を高めることができるよう、必要に応じて評価手法の改善等に取り組むこととする。

**【指標】**

- 乳用牛、肉用牛及び豚について、遺伝的能力評価の実施と、その結果等の提供・公表に関する取組状況  
(第4中期目標期間の実績(乳用牛10回/年、肉用牛4回/年、豚4回/年公表)を踏まえ、乳用牛、肉用牛及び豚について、それぞれ4回/年以上提供・公表)

(3) 畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供

全国や地域ごとの乳量、繁殖性、脂肪交雑など主要な形質の遺伝的能力の推移や地域差、つなぎ飼いや搾乳ロボット利用等の我が国の多様な乳用牛の飼養形態を踏まえ、それぞれの飼養形態に適合する体型等を分析し、適合性の高い娘牛に改良するための情報等、畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供の充実に取り組むこととする。

**【指標】**

- 畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供に関する取組状況  
(乳用牛、肉用牛及び豚について、それぞれ1回/年以上分析・提供)

(4) 多様な遺伝資源の確保・活用

我が国固有の遺伝資源等を活用した家畜の改良や飼料作物の品種開発を進める観点から、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構と連携し、多様な遺伝資源の収集・確保に取り組むこととする。

また、都道府県等が行う地鶏等の遺伝資源の保存に協力するため、始原生殖

細胞（以下「PGCs」という。）の保存等の技術習得に取り組むこととする。

さらに、センターの持つ多様な遺伝資源を確保するため、乳用牛、肉用牛、豚及び鶏の主要な育種群についてリスク分散のための分散管理に取り組むとともに、多様な遺伝資源の活用を図るため、乳用牛及び肉用牛について受精卵の供給に取り組むこととする。

### 【指標】

- 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うジーンバンク事業に協力し、家畜及び飼料作物の遺伝資源の保存に関する取組状況
- 鶏PGCsの保存技術を活用した技術の利用・普及に関する取組状況

### ＜目標水準の考え方＞

- ・ 種畜・種きんの改良については、家畜改良増殖目標、鶏の改良増殖目標及び第4中期目標期間の実績に基づき設定した。
- ・ 遺伝的能力評価の実施については、第4中期目標期間の実績に基づき設定した。
- ・ 畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供については、少なくとも年1回はその提供等が行われるよう設定した。

## 2 飼養管理の改善等への取組

我が国畜産の生産基盤強化を図るためには、「農場（生産者）」におけるデータを活用した繁殖性や飼養管理技術の向上を図る取組の実践により、家畜の生産性を高める必要がある。また、畜産経営においてSDGsに配慮した畜産物生産活動の取組が進むよう、食品安全、家畜衛生管理、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行うGAPの考え方を経営に採り入れる取組を進める必要がある。

これまでセンターでは、国内における家畜の飼養管理の改善に寄与するため、搾乳ロボットや個別別自動ほ乳ロボット等の省力化機器を活用した飼養管理技術や、肉用牛繁殖雌牛の適正な栄養管理を実現するための代謝プロファイルテストを用いた飼養管理技術、受胎率向上に資する牛超音波画像診断技術の普及、畜産GAPの取得を図ってきたところである。また、ヨーネ病の清浄化対策を実施したほか、家畜伝染性疾病の侵入防止や発生子予防を図るための防疫業務に取り組んできたところである。

今後とも、省力化機器の活用等によるスマート畜産に資するノウハウや、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理技術をはじめとしたSDGsに

配慮した畜産物生産に資するノウハウ、家畜衛生管理に資するノウハウを活用した飼養管理の改善等への取組により、これまでに培われた飼養管理や家畜衛生管理に係る技術情報の提供に取り組む。

#### (1) スマート畜産の実践

搾乳ロボットを活用した高泌乳牛群の管理や搾乳ロボットに適合する後継牛生産、繁殖雌牛の分娩監視装置を用いた群管理、カメラ画像を用いた繁殖雌豚の効率的な繁殖管理等を実践し、これら省力化機器の生産現場における活用を資するノウハウの情報提供や実用化のためのデータ収集に取り組むこととする。

#### 【指標】

- 牛については、搾乳ロボットをはじめ省力化機器を用いた群管理の実践と、データを収集、蓄積した上、生産現場の省力管理に資するノウハウの情報提供に関する取組状況
- 豚については、民間会社と連携し、市販化に向けた繁殖管理システムの実証に取り組んだ上、技術普及に資するノウハウの情報提供に関する取組状況

#### (2) SDGsに配慮した畜産物生産の普及

畜産GAPの取得に向けた取組を進めるとともに、食品安全、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェア等のSDGsに配慮した畜産物生産にも資するノウハウについて、必要に応じて調査も行った上で、情報提供に取り組むこととする。

#### 【指標】

- 家畜及び家きんの生産工程での畜産GAPの取得に向けた取組に関する取組状況
- 食品安全、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェア、新たな飼養管理技術やSDGsを推進するための生産者や指導者に向けた技術指導及び情報提供に関する取組状況
- 家畜人工授精師免許（馬・めん羊・山羊）の取得に係る講習会の開催（第4中期目標期間の実績（講習会等の開催10回/年、講習内容の理解度93%）を踏まえ、概ね年に10回以上の講習会等を開催し、講習内容について概ね80%以上の理解度を得る（講習会後のアンケート調査等により把握）

#### (3) 家畜衛生管理の改善

国内における家畜衛生管理の改善に寄与するため、鳥獣害対策等も含め、家畜衛生管理に資するノウハウについて情報提供に取り組むこととする。

また、都道府県等が行う防疫演習への参加・協力、国や大学が行う家畜衛生管理に関する調査研究への協力等については、積極的に対応することとする。

#### 【指標】

○家畜衛生管理の改善等に資するノウハウの情報提供に関する取組状況

○家畜衛生管理に関する関係機関との連携協力に関する取組状況

(第4中期目標期間の実績(37回/年)を踏まえ、概ね年に30回以上の研修会やホームページ等を通じた情報提供)

#### <目標水準の考え方>

- ・ 家畜人工授精師免許(馬・めん羊)の取得に係る講習会における講習内容の理解度等については、第4中期目標期間の実績に基づき設定した。
- ・ 家畜衛生管理に関する関係機関との連携協力に関する取組については、第4中期目標期間の実績に基づき設定した。

### 3 飼料作物種苗の増殖・検査

我が国の国土は南北に長く、寒地、温地、暖地の3つの気候に区分されるが、地球温暖化により、各地の適応品種が変化していることも踏まえ、それぞれの地域に適応した優良品種の普及を進めていくことが重要である。

これまでセンターでは、海外増殖に用いる高品質な原種子を生産するため、飼料作物種苗の増殖に携わる職員に対し熟練者によるOJTにより、技能習得を図り、栽培管理技術や収穫調製技術の向上・定着を図ってきたところである。

今後とも、優良品種の早期普及を図るため、センターが持つ厳格な栽培管理技術や高度な収穫調製技術を駆使し、飼料作物種苗の増殖に取り組む。

またセンターは、増殖利用する飼料作物種苗の品質に対する検査技術について、国際種子検査協会(以下「ISTA」という。)から認定された世界中の検査所の中でもトップクラスの評価を維持している。

今後とも、厳正な検査の実施のため、センターが有する高度な知識・技術水準を維持し、経済協力開発機構のOECD品種証明制度等に基づく検査及び証明の適正な実施に取り組む。

#### (1) 飼料作物種苗の検査・供給

我が国の多様な気候に適した国内育成優良品種が安定的に供給されるよう、



I S T A 認定検査所として高い技術水準を維持しつつ、O E C D 品種証明制度に基づく要件に適合した飼料作物種苗の増殖に取り組むこととする。

**【指標】**

- I S T A 認定検査所としての認定ステータスを引き続き維持することに関する取組状況
- 国内育成優良品種の原種子の増殖・在庫の確保に関する取組状況  
(第4中期目標期間の実績 (I S T A の技能試験においてA判定) を踏まえ、B判定 (4段階中上位2番目に該当) 以上の総合評価の獲得)

(2) 飼料作物の優良品種の普及支援

国内育成優良品種の早期普及に向け、実証展示ほの設置や栽培管理に関するノウハウの情報発信を行うとともに、地域適応性等に関する検定試験を実施し、国内育成優良品種に係るデータ提供に取り組むこととする。

また、センターで行う優良品種を活用した粗飼料生産については、7の(2)の災害等からの復興の支援に対応するため、センターの通常業務に伴う需要を上回る生産に取り組むこととする。

**【指標】**

- 国内育成優良品種を活用した効率的な粗飼料生産技術の実証展示に関する取組状況
- 自家生産しない稲わらやヘイキューブ等を除いた粗飼料自給率
- 国内育成優良品種に係るデータ提供に関する取組状況  
(第4中期目標期間の実績 (年750品種) を踏まえ、概ね年700品種以上の国内育成優良品種に係るデータを提供)

<目標水準の考え方>

- ・ 国内育成優良品種に係るデータ提供に関する取組については、第4中期目標期間の実績に基づき設定した。

4 調査・研究及び講習・指導

国産畜産物の輸出促進を図るため、食肉の食味に関する客観的評価手法の開発など行政課題の解決や、有用形質関連遺伝子等を活用したセンター自らが取り組む家畜改良や飼養管理の効率的な推進に向け、畜産技術の調査・研究に取り組むことが重要である。

これまでセンターでは、81か国の外国人について黒毛和種の牛肉に対する

嗜好性調査を行うとともに、牛肉の食味や豚の産肉能力・繁殖能力に関する有用形質に係る遺伝子解析や、生産現場において利用可能な豚の受精卵移植技術の開発等に、高い成果が得られているところである。

今後とも家畜改良増殖目標等の達成に向け、有用形質に係る遺伝子等の解析や食肉の食味に関する客観的評価手法の開発、豚熱等の侵入リスク低減にも資する豚の受精卵移植技術の改善等に取り組むとともに、これらセンターが取り組む調査・研究の成果等のマネジメントの強化に取り組む。また、講習・指導については、調査・研究の成果をはじめ、センターが持つ技術を普及するため、国、都道府県、関係団体及び農業従事者を対象とした飼養管理や飼料生産に関する技術研修会等の開催に取り組む。

#### (1) 有用形質関連遺伝子等の解析

DNA情報を活用した家畜の育種改良を効率的に進めるため、センターが飼養する家畜を用いた有用形質に係る遺伝子解析や、受精卵段階でゲノミック評価を実施できる手法等の開発に取り組むこととする。

#### 【指標】

- 乳用牛、肉用牛、豚及び鶏の有用形質関連遺伝子等の解析に関する取組状況
- 受精卵段階でのゲノミック評価手法等の技術の開発に関する取組状況

#### (2) 食肉の食味に関する客観的評価手法の開発

不飽和脂肪酸等の食味に関連する成分等について調査に取り組むこととする。また、和牛肉の輸出拡大に向け、海外産牛肉との肉質に関する比較調査に取り組むこととする。

#### 【指標】

- 食肉について、食味に影響を及ぼすアミノ酸や脂肪酸等成分とその影響力に関する調査・解析に関する取組状況
- 海外産牛肉と和牛肉との肉質に関する比較に関する調査・解析に関する取組状況

#### (3) 豚の受精卵移植技術の改善

生産現場における豚熱等の伝染性疾病の侵入リスクを低減するため、センターが開発した豚受精卵の保存・移植技術等の生産現場への普及に向け、受胎率や子豚生産率の向上のための技術改善に取り組むこととする。

### 【指標】

○豚の受精卵移植技術の受胎率、子豚生産率の向上に関する調査に関する取組状況

#### (4) 知財マネジメントの強化

センターが取り組む調査・研究の成果については、成果の権利化又は公知化や、権利化後の特許の開放又は独占的な実施許諾等をはじめ、適正な方法を採用しつつ、成果の普及に取り組むこととする。

### 【指標】

○調査・研究に関する業務の推進に当たり、成果の権利化又は公知化、権利化後の特許の開放又は独占的な実施許諾等知財のマネジメント方針の策定と同方針に基づく取組状況

#### (5) 講習・指導

生産現場への普及・定着が望まれる畜産技術や、GAP、アニマルウェルフェアの考え方に基づいた飼養管理等の行政課題の解決に向けた講習にも取り組むとともに、研修受講者の理解度が高まるよう、研修内容を充実しつつ、指導に取り組むこととする。

### 【指標】

○研修受講者の理解度が高まるよう、研修内容の充実等に関する取組状況  
(第4中期目標期間の実績(研修内容の理解度86%)を踏まえ、研修内容について概ね80%以上の理解度を得る。(研修会後のアンケート調査により把握))

#### <目標水準の考え方>

- ・ 研修受講者の理解度については、第4中期目標期間の実績に基づき設定した。

#### 5 家畜改良増殖法等に基づく事務

これまでセンターでは、家畜改良増殖法、種苗法及びカルタヘナ法に規定する検査等について、中立・公正な立場にある事務実施機関として、技術、見識及び経験に優れた職員を検査員として任命し、法の規定に基づき、農林水産大臣の指示に従い、検査等を適正に実施してきたところである。

今後とも法の適正な執行に貢献できるよう、センターの持つ技術・知見・人

材を活用し、これら検査等の適正な実施に取り組む。

(1) 家畜改良増殖法に基づく事務

家畜改良増殖法に基づき、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、種畜検査や立入検査の適正な実施に取り組むこととする。

また、家畜遺伝資源の適正な流通確保に係る事務について、農林水産省から、センターの持つ精液や記録等の管理に係る技術・知見・人材の提供の依頼を受けた場合、業務に支障のない範囲で、積極的に対応することとする。

【指標】

○家畜改良増殖法に基づく事務の適正な実施のための人材確保等に関する取組状況

○家畜遺伝資源の適正な流通確保に係る事務に関する農林水産省からの依頼に対する対応実績

(第4中期目標期間の実績(種畜検査に取り組む職員を年度平均125名確保、立入検査に取り組む職員を年度平均24名確保)を踏まえ、種畜検査に取り組む職員を毎年度概ね100名以上確保、立入検査に取り組む職員を毎年度概ね20名以上確保)

(2) 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査並びにカルタヘナ法に基づく立入検査

種苗法に基づき、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、指定種苗の集取及び検査の適正な実施に取り組むこととする。

また、カルタヘナ法に基づき、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、遺伝子組換え生物等の使用等に関する立入り、質問、検査及び収去の適正な実施に取り組むこととする。

【指標】

○種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査の適正な実施のための人材確保等に関する取組状況

○カルタヘナ法に基づく立入検査の適正な実施のための人材確保等に関する取組状況

(第4中期目標期間の実績(指定種苗の集取及び検査に取り組む職員は年度平均14名確保)を踏まえ、指定種苗の集取及び検査に取り組む職員を毎年度概ね10名以上確保)

### <目標水準の考え方>

- ・ 家畜改良増殖法等に基づく事務を的確に実施するためには、当該立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を安定的に確保することが必要なことから、第4中期目標期間の実績に基づき設定した。

## 6 牛トレーサビリティ法に基づく事務

これまでセンターでは、牛トレーサビリティ法に規定する牛個体識別台帳や牛の出生等の届出及び耳標の管理に係る事務等の適正な実施のため、届出内容のエラー情報に関する牛の管理者等への事実確認による速やかな解消、操作性や応答性の改善等の使用者の意見を踏まえた牛個体識別システムの利便性の向上等の事務を適正に実施してきたところである。

今後とも法の適正な執行に貢献できるよう、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、これら事務の適正実施に取り組む。また、牛個体識別番号がキー情報となっている全国版畜産クラウドにおける個体識別情報の有効活用に取り組む。

### (1) 牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施

牛トレーサビリティ法に基づき、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、牛個体識別台帳の作成・記録、公表等に関する事務の適正な実施に取り組むこととする。

また、家畜伝染性疾病の発生時等において、農林水産省から牛個体識別台帳に記録・保存されている情報に関する緊急検索等の要請を受けた場合、速やかな実施に取り組むこととする。

### 【指標】

- 牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施に関する取組状況
- 家畜伝染性疾病の発生等に伴う緊急検索等の農林水産省からの要請に対する対応実績

### (2) 牛個体識別に関するデータの活用

牛個体識別番号がキー情報となっている全国版畜産クラウドにおける個体情報の利用の推進のほか、行政施策の適正な執行、畜産物の適正な流通等に資するため、個人情報管理を適正に実施し、牛個体識別台帳に蓄積されたデータの有効活用に取り組むこととする。

また、牛個体識別システムの利用者の利便性等を高めるとともに、情報セキュリティ対策の強化に取り組むこととする。

## 【指標】

- 牛個体識別データの活用のために利便性向上に向け、システム改善やニーズを踏まえた情報提供等に関する取組状況
- 牛個体識別システムの情報セキュリティ対策(システム開発・改修時の仕様等)の取組状況

## 7 センターの人材・資源を活用した外部支援

これまでセンターでは、地震や台風等の大規模な自然災害、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染性疾病が発生した場合、被害のあった地域等の畜産の復旧・復興に向けた支援を実施してきたところである。

今後とも、災害等が発生した場合において、農林水産省、都道府県等からの要請等に応じて、センターの持つ技術・知見・人材を活用した支援について、通常業務に支障が生じない範囲で、積極的に対応することとする。

また、外部からの試験研究に関する協力依頼等の作業受託についても、通常業務に支障が生じない範囲で、積極的に対応することとする。

### (1) 緊急時における支援

国内において、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染性疾病や自然災害が発生し、農林水産省又は都道府県等から防疫対応作業等への人員派遣要請があった場合には、業務に支障のない範囲で、積極的に対応することとする。

また、緊急時における支援を円滑に行うため、情報を速やかに伝達・共有できるよう連絡体制の整備等に取り組むこととする。

## 【指標】

- 農林水産省又は都道府県からの人員派遣要請に対する対応実績
- センター内における情報の速やかな伝達・共有に関する取組状況

### (2) 災害等からの復興の支援

自然災害や家畜伝染性疾病により影響を受けた地域における畜産業の復興を支援するため、農林水産省又は都道府県等から、種畜や粗飼料等の供給に関する支援について要請を受けた場合には、業務に支障のない範囲で、積極的に対応することとする。

このため、センターで行う優良品種を活用した粗飼料生産については、災害等からの復興の支援に対応するため、センターの通常業務に伴う需要を上回る生産に取り組むこととする。

さらに、災害等による影響を考慮して、全国的な視点からの家畜改良に資す

るような、種畜等の育種資源の保管・調査・検査等の計画的な実施に関する協力依頼を受けた場合には、防疫措置等を考慮した上で、積極的に対応することとする。

**【指標】**

○種畜や粗飼料等の供給等に関する農林水産省又は都道府県からの支援要請への対応実績

(3) 作業の受託等

都道府県、大学、民間等から、家畜由来の温暖化効果ガスの削減等の全国的な視点からの飼養管理の改善や、家畜伝染性疾病をはじめとした家畜衛生に関する調査等に資するような、センターが飼養する家畜を用いた試験研究に関する協力依頼を受けた場合には、防疫措置等を考慮した上で、積極的に対応することとする。

**【指標】**

○飼養管理の改善や家畜衛生に関する調査等に資するような、都道府県、大学、民間等からの協力依頼への対応実績

第4 業務運営の効率化に関する事項

1 一般管理費等の削減

運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については毎年度平均で対前年度比3%以上の抑制、業務経費（公租公課、出荷手数料等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については毎年度平均で対前年度比1%以上の抑制に取り組むこととする。

**【指標】**

○一般管理費削減率：前年度比3%  
○業務経費削減率：前年度比1%

2 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適正で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、センターが毎年度策定する「調達

等合理化計画」に基づき取り組むこととする。

また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成 26 年 10 月 1 日総管査第 284 号総務省行政管理局長通知）に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に取り組むこととする。

さらに、契約監視委員会による点検を受け、調達の合理化に取り組むこととする。

#### 【指標】

○競争性のある契約に占める一者応札・応募の割合の低減に関する取組状況

### 3 業務運営の改善

業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）等を踏まえ、情報システム導入・更新時における業務の見直し及びネット会議システムの活用による業務の効率化に取り組むこととする。

情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMO の設置等の体制整備を行う。

#### 【指標】

○業務運営の改善への取組実績

### 4 役職員の給与水準等

役職員の給与については、役員の業績や職員の勤務成績を考慮するとともに、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬、民間企業の従業員の給与等及び法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮した支給基準を定め、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与支給に当たっての基準、給与水準（ラスパイレス指数等）等の公表に取り組むこととする。

#### 【指標】

○毎年度の役職員の給与水準等の実績

## 第 5 財務内容の改善に関する事項

### 1 財務運営の適正化



中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的な執行に取り組むこととする。

また、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や一定の事業等のまとまりごとの適正な区分に基づくセグメント情報の開示の徹底に取り組むこととする。

#### 【指標】

○業務区分に基づくセグメント情報の公表実績

### 2 自己収入の確保

自己収入の確保に当たっては、事務及び事業の実施に伴い発生する畜産物等の販売、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化等により取組を進める。

特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中期目標の方向に則して、適正に取り組むこととする。

#### 【指標】

○毎年度の自己収入額の実績

### 3 保有資産の処分

保有資産については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うことに取り組むこととする。

#### 【指標】

○国庫納付等の実績

## 第 6 その他業務運営に関する重要事項

### 1 ガバナンスの強化

法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、センターに期待される役割を適正

に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するとともに、理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、各役員の担当業務、権限及び責任を明確にし、役員による迅速かつ適正な意志決定が行われるよう、各業務に関する進行管理による十分な情報共有に取り組むこととする。

また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、内部統制監視委員会で審議されたコンプライアンス推進計画に基づく取組の指示及び情報の周知に取り組むこととする。

さらに、業務運営（総務事務を含む。）の横断的な点検を行うため、監事又は補助職員による内部監査の定期的な実施に取り組むこととする。

#### 【指標】

- 内部統制監視委員会の開催実績
- 各場に対する内部監査の実施実績
- 内部監査を定期的に行うための補助職員の配置実績
- eラーニングシステムについて、法令遵守に係る職員教育の実施実績

## 2 人材の確保・育成

人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を適正に把握し適材適所の人事配置を推進することにより、職員の意欲向上を図るとともに、国際学会での発表や留学等を通じ海外の技術革新と競争できる技術力を持った人材育成に取り組むこととする。

また、情報セキュリティ対策をはじめとした高い専門性を持つ人材の確保のための採用試験の実施や、人材の確保・育成に関する方針を定めた関連規程に基づく、法人内資格制度を活用した飼養管理技術等の高度化、農林水産省や他の独立行政法人等との人事交流や研修等を行うことにより必要な人材の育成を図るとともに、「独立行政法人等における女性の登用推進について」（平成26年3月28日付け閣総第175号及び府共第211号内閣官房内閣総務官、内閣府男女共同参画局長通知）を踏まえ、女性登用に向け取り組むこととする。

#### 【指標】

- 人材確保に係る人事評価、農林水産省等との人事交流、職員採用に係る独自試験の実施実績
- 人材育成に係る職員研修、内部資格制度に係る試験の実施実績

○女性職員の登用実績

### 3 情報公開の推進

公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等に基づき、適正な情報公開に取り組むこととする。

#### 【指標】

○法人情報の公開実績

### 4 情報セキュリティ対策の強化

サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第 1 項に基づく「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、関係規程等を適時適正に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこととする。

また、対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報保護に取り組むこととする。

#### 【指標】

○情報セキュリティ対策（教育・訓練、対処体制・手順の整備等）の実施実績

### 5 環境対策・安全衛生管理の推進

化学物質、生物材料等の適正管理等により業務活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組むこととする。

また、職場における事故等を未然に防止するため安全衛生管理に関する取組を推進するとともに、自然災害やヒトの感染症等による緊急時の業務運営体制や対策の整備に取り組むこととする。

#### 【指標】

○環境負荷の低減に向けた取組の実績

○危機管理体制の整備実績

### 6 施設及び設備に関する事項

本中期目標の達成及び安全かつ効率的な業務実施を確保するために必要な施設及び設備の計画的な整備に取り組むこととする。

財理第 2 1 0 2 号  
4 農会第 1 9 8 号  
令和 4 年 6 月 2 7 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

財務大臣 鈴木 俊一

農林水産大臣 金子 原二郎

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の達成すべき業  
務運営に関する目標（中長期目標）について（諮問）

このことについて、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条  
の 4 第 3 項の規定に基づき、別添につき貴委員会の意見を求める。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の中長期目標 新旧対照表

第 5 期	第 5 期
<p>&lt;第5期中長期目標&gt;  <b>第1～5 (略)</b>  <b>第6 その他業務運営に関する重要事項</b>                      1 ガバナンスの強化                      (1)～(3) (略)                      (4) <u>情報セキュリティ対策の強化、<b>情報システムの整備及び管理</b></u>                      政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、目覚ましい変革を見せる情報セキュリティ技術を参考としつつ、より実践的な情報セキュリティモデルの導入を推進する。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。                      さらに、保有する個人情報や技術情報の管理を適切に行う。  <u>情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り適切に対応するとともに、PMO の設置等の体制整備を行う。</u>                      (5) (略)                      2～3 (略)</p>	<p>&lt;第5期中長期目標&gt;  <b>第1～5 (略)</b>  <b>第6 その他業務運営に関する重要事項</b>                      1 ガバナンスの強化                      (1)～(3) (略)                      (4) 情報セキュリティ対策の強化                      政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、目覚ましい変革を見せる情報セキュリティ技術を参考としつつ、より実践的な情報セキュリティモデルの導入を推進する。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。                      さらに、保有する個人情報や技術情報の管理を適切に行う。                        (5) (略)                      2～3 (略)</p>

# 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構中長期目標

令和3年2月26日制定

令和4年〇月〇日改正

農 林 水 産 省  
財 務 省

## 第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

### 1 政策体系における農業・食品産業技術総合研究機構の位置付け及び同機構を取り巻く状況

#### (1) 法人の位置付け及び役割

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）は、我が国の農業・食品産業分野の中核的な研究機関として、食料・農業・農村基本計画等の政策の実現に向け、農業・食品産業分野で科学技術イノベーションを創出することを使命としている。

農研機構は、この役割を果たすため、①農業等に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定、検査（農機具についての検査に限る。）並びに講習、②生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究の委託と成果の普及、③種苗法（平成10年法律第83号）の規定による栽培試験等の業務を行うこととされている（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号）第14条）。

#### (2) 法人のこれまでの取組

第4期中長期目標期間においては、法人が統合されたことを踏まえ、①研究開発成果の最大化に向けた研究マネジメント改革、②成長産業化を目指す農政の方向に即した研究開発の推進、③法人の再編・ガバナンス強化への対応の3点を重点事項として、政府全体での研究プロジェクトに積極的に参加するとともに、他の研究開発法人や民間企業、地方自治体等との連携強化を図りながら、農業・食品産業分野での「Society5.0」の早期実現を目指した研究開発から社会実装までの業務を一貫して推進し、スマート農業技術や品種の開発、最近ではアフリカ豚熱防疫の基盤技術開発等の農業・食品産業分野での優れた研究成果を生み出すとともに地方創生等へ貢献してきた。

#### (3) 法人を取り巻く環境

我が国の農林水産業は、国民に食料を安定的に供給するとともに、食品産業等の

関連産業及び地域の経済を支えている。さらに、高品質な農林水産物・食品、世界に評価される和食、美しい農山漁村の風景など、我が国の成長の糧となる大きな潜在力を有している。近年、我が国は、担い手への農地の集積・集約、輸出の促進、米政策改革等により、生産農業所得の向上、輸出の増加、新規就農者の確保等の成果が発現しているものの、超高齢化社会の急速な進展の中で、高齢農家がリタイアし経営資源や農業技術等が適切に継承されず農業生産基盤の脆弱化が懸念されている。また、度重なる大規模災害、海外からの病害虫、家畜疾病の侵入リスク等の農業生産への影響が懸念される。さらには、デジタル技術の急速な発展や、新たな国際環境の到来、持続可能な開発目標（SDGs）への関心の高まりといった農業・食品産業分野における新たな潮流が発生している。

令和2年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）では、農業・食品産業分野の研究開発について、スマート農業の加速化などデジタル技術の利活用の促進、基礎研究による新産業や地球規模の課題の解決につながる技術シーズの創出、産学官と農業の生産現場が一体となったオープンイノベーションの促進等イノベーションの創出を進めるとともに、食品安全、動物衛生、植物防疫等の施策の推進に必要なレギュラトリーサイエンス研究を計画的に推進することとされている。また、「統合イノベーション戦略2020」（令和2年7月17日閣議決定）では、戦略的に取り組むべき分野として食料・農林水産業が位置付けられており、農林水産業以外の多様な分野との連携により、スマート農林水産業、気候変動等の環境問題、バイオ技術を活用した食・素材等の技術開発に重点的に取り組むこととされている。加えて、農林水産省では、持続的な食料システムの構築に向け、中長期的な観点から、生産から消費までの各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進することにより、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現する「みどりの食料システム戦略」の検討を進めており、令和3年3月に中間取りまとめ、5月までに策定することとしている。

一方、人文科学を含む科学技術とイノベーションの創出の一体的・総合的な振興のために科学技術基本法（平成7年法律第130号）が改正され、令和3年4月1日に科学技術・イノベーション基本法が施行される。本法に基づき定められる「科学技術・イノベーション基本計画」の検討の方向性として示された「科学技術・イノベーション基本計画の検討の方向性（案）」では、Society 5.0を実現する社会変革を起こすイノベーション力の強化や知のフロンティアを開拓しイノベーションの源泉となる研究力の強化、新たな社会システムに求められる人材育成と資金循環がテーマとなっている。

さらに、2020年明けより世界的に感染が広がった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、第二次世界大戦以降で最も困難な危機とも言われる大規模な感染症となり、世界各国が総力を挙げてその終息と、再度の感染拡大を防止するための

ニュー・ノーマルとも言われる新たな日常の確立を目指している。

これらのことから農研機構では、第4期中長期目標に基づく各取組の効果を発揮させることを基本とし、研究成果の社会実装に向けた取組の一層の強化、民間企業や関係研究機関等の外部組織との連携、法人内部の部署・組織間の連携の強化等の一層効果的な研究開発マネジメント、AI、ICT人材等多様な人材の確保、国際標準化を含めた知的財産戦略の一層の強化等を行いつつ、AI、ICT、バイオテクノロジー等の先端技術の活用により、Society5.0の早期の実現と、その深化及び浸透を図り、農業・食品産業分野におけるイノベーションを創出することを通じて、我が国の農業・食品産業が直面する課題を克服し、食料・農産物の安定供給・国内自給力の向上、農業・食品産業の競争力強化と輸出の拡大、安全性・生産性の向上と環境の保全との両立、持続的な農業の実現及び地方創生への貢献に結びつけることが重要である。

## 2 第5期中長期目標期間における農研機構の取組方針

令和3年度から始まる新たな中長期目標期間においては、新たな基本計画等の政策的要請や上記のような課題認識に照らし、「農業・食品産業分野におけるSociety5.0を早期に実現し、さらにその深化と浸透を図ることによって、我が国の食料自給力の向上、産業競争力の強化、生産性の向上と環境保全との両立及び持続的な農業の実現に貢献（ひいてはSDGsの達成に貢献）」を農研機構のミッションとして定め、農業・食品産業分野における我が国最大の研究機関としての総合力を活かして国や社会の要請に対応する世界最高水準の研究機関を目指す。そのために、次の点を特に重視して業務を行い、それぞれについて評価と改善を確実に行う。

### (1) 研究開発成果の最大化に向けた研究開発マネジメント等

ア 第4期で構築した本部司令塔機能を最大限発揮させ、長期ビジョンに基づいた、農業・食品産業分野のイノベーション創出のための戦略の下、基礎から応用までのインパクトのある課題を課題解決型で立案し、効果的な進行管理を実現する。

イ 第4期で進めてきたオープンイノベーションや研究成果の社会実装に向けた取組を強化し、ベンチャー支援と民間資金・資源活用のための連携を推進するとともに、地域農業研究センターを核とした、地方創生の実現に貢献する連携を推進する。

ウ 知的財産戦略の多様化、国際標準化に向けた戦略的マネジメントの強化に重点的に取り組む。特に国際標準化に向けた取組と同時に海外が先行する国際標準に我が国の実情を反映させ、社会実装に向けた取組を戦略的に行う。

エ イノベーションを支える多様な人材を確保・育成するため、ダイバーシティの推進とともに、人事に関する計画、報酬・給与制度の改善を適切に行う。



(2) 農業・食品産業分野における Society5.0 の深化と浸透等を目指した研究開発の推進

ア 第4期に立ち上げた農業情報研究センターを核に農業データ連携基盤の整備や、農業・食品産業分野における AI 人材育成のための体制の整備を行ってきたが、第5期は、それらの機能を拡充強化し、外部との連携強化による農業・食品産業技術と異分野の先端技術の融合に取り組む。

イ 農業・食品産業分野の課題をイノベーションの創出により解決し、「あるべき姿」からのバックキャストによるフードチェーン全プロセスの最適化を目指すため、産業競争力強化に向けた出口指向の研究開発を行う。

なお、これらの取組については、ポストコロナ社会を見据えたものとする。

## 第2 中長期目標の期間

中長期目標の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

## 第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

以下の9業務を、それぞれ一定の事業等のまとまり（セグメント又は勘定）として推進し、評価を行う。なお、当該評価は、別途定める評価軸及び指標等に基づき行う。

- ①研究開発マネジメント
- ②先端的研究基盤の整備と運用
- ③農業・食品産業技術研究Ⅰ「アグリ・フードビジネス」
- ④農業・食品産業技術研究Ⅱ「スマート生産システム」
- ⑤農業・食品産業技術研究Ⅲ「アグリバイオシステム」
- ⑥農業・食品産業技術研究Ⅳ「ロボラスト農業システム」
- ⑦種苗管理業務
- ⑧農業機械関連業務
- ⑨資金配分業務

### 1 研究開発マネジメント

(1) 農業・食品産業分野のイノベーション創出のための戦略的マネジメント

目標達成のための戦略を策定し、当該戦略に沿って限りある資源を効果的に配分し、最高のパフォーマンスで研究を進めることが重要である。これまでの組織改革で長期ビジョンに基づく戦略の立案機能と本部司令塔機能が構築されてきた。

第5期はそれらの機能を最大限発揮させ、農業・食品産業分野のイノベーション

創出のための戦略の下、基礎から応用までのインパクトのある課題を課題解決型で立案し、効果的な進行管理を実現する。そのために、戦略的な外部資金獲得や研究資源の投入を一元的なマネジメントで実施する。

## (2) 農業界・産業界との連携と社会実装

民間企業や公設試験研究機関（以下「公設試」という。）など外部機関との連携を強化し、オープンイノベーションの活性化を図り、ニーズに基づいた研究開発から成果の社会実装までを農業界・産業界と一体となって切れ目なく推進することが重要となる。

第5期は、これまで進めてきたオープンイノベーションや研究開発成果の社会実装に向けた取組を強化し、研究開発から社会実装までを戦略的に実施するため、農業界・産業界と一体的となった連携を推進する。その際には、特に、農研機構発ベンチャー支援のための体制の整備及び民間資金・資源の活用を図る。

また、地域農業研究センターを核として、民間企業や地方自治体（公設試を含む。）、大学等と連携し、研究開発成果を地域の農業界・産業界の隅々まで浸透させるため、その社会実装に向けた取組を推進し、地方創生の実現に貢献する。

## (3) 知的財産の活用促進と国際標準化

研究開発成果の社会実装を進めるためには、民間企業等による研究開発への参入と研究開発成果の利用を促す知的財産戦略が重要となる。そのため、これまで、戦略的な知的財産マネジメント、国際標準化活動を推進してきた。

第5期は、価値ある特許（特許網構築、基本特許の単独出願等）等の戦略的確保と許諾、ノウハウ等の秘匿を織り交ぜた知的財産戦略の多様化、国際標準化に向けた戦略的マネジメントの強化に重点的に取り組む。

特に国際標準化に向けた取組として、農研機構が開発した検査・測定法等の技術を国際標準化する取組と同時に、海外が先行する国際標準に我が国の実情を反映させ、社会実装に向けた取組を戦略的に行うこととする。その際、試験方法・評価方法、新たなカテゴリー等の国際標準化に当たっては、国内標準を経由した国際標準化ルートも検討する。

同時に、品種登録出願等の国内外における育成者権への対応を更に強化する。

## (4) 研究開発のグローバル展開

グローバル化が進展する中、農業・食品産業分野において我が国の国際的優位性を確保するためには、研究開発成果により世界をけん引していくことが重要である。そのため、これまで海外拠点の設置等による国際連携の強化を行ってきた。

第5期は、これらの取組を加速し、トップレベルの研究開発成果の創出と、農業・食品産業分野のイノベーションを主導するための戦略的なグローバル展開を強化

する。

こうした取組を行う際、我が国の農業・食品産業分野の中核的な研究機関として、食料・農業・農村基本計画等の政策の実現に向け、農業・食品産業分野で科学技術イノベーションを創出するという使命等を踏まえ、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター等の関係する組織との強い連携体制を構築し、効果的・効率的に業務を推進する。

#### (5) 行政との連携

我が国の農業・食品産業の競争力強化や持続的発展のためには、国家戦略に沿ったイノベーションの創出、技術・エビデンスに基づく施策の立案や推進が重要となる。また、食品安全、動物衛生、植物防疫等に係るレギュラトリーサイエンスに属する研究等は、農林水産省等の行政部局と研究計画段階から密接に連携し、行政部局のニーズを十分に理解して業務を進める必要がある。さらには、災害等への専門技術による機動的な対応が重要である。これまで、東京連絡室の設置や、農林水産省各局幹部と役員等との定期的な意見交換により行政ニーズへの迅速かつ機動的な対応を図るとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）や家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づく初動時の行政支援等を実施してきたが、今後更に行政との連携を強め、行政施策を通じた研究開発成果の最大化を図る必要がある。

このため、農林水産省、関係府省等の行政部局との連携の更なる強化、レギュラトリーサイエンスをはじめとする技術・エビデンスに立脚した施策への貢献と提言、災害等への対応体制の整備に引き続き取り組むことにより行政に貢献する。

#### (6) 研究開発情報の発信と社会への貢献

新型コロナウイルス感染拡大、情報分野の技術革新など、国民の生活様式や関心事項の大きな変化に対応し、情報の発信と社会への貢献を戦略的に推進することが重要となる。

第 5 期は、戦略的広報の展開、先端技術に対する国民理解の醸成への取組及び、専門家等の派遣など専門性を活かした社会貢献に係る取組を引き続き推進する。

特に、研究開発の役割について国民の理解を得るため、多様な広告媒体を効果的に活用した研究情報の発信を積極的に行うとともに、国民生活の向上、産業の創造や発展に資する先端技術の成果や課題について、科学的かつ客観的な情報を、国民に広く分かりやすく真摯に提供する双方向コミュニケーション活動を推進する。

#### 【重要度：高】

基本計画における農業生産・流通現場のイノベーションの促進に向け、現場のニーズに即した様々な研究開発について先端技術を含め幅広く推進することが

不可欠。このため目標達成のための戦略を策定し、戦略に沿って限りある資源を効果的に配分し、最高のパフォーマンスで研究を進めることが極めて重要。さらにそれらの戦略的な研究開発を推進し、その成果の社会実装により研究開発成果を最大化するための環境整備が不可欠であり、特許、品種等の知的財産戦略や国際標準化の取組の強化が極めて重要。

## 2 先端的研究基盤の整備と運用

農研機構のみならず、我が国全体で研究開発成果を最大化するために先端的研究基盤の整備と運用が求められている。これまで、農業情報研究センターを核に農業データ連携基盤の整備や、農業・食品産業分野におけるAI人材育成のための体制の整備を行ってきたが、第5期は、それらの機能を拡充強化し、外部との連携強化による農業・食品産業技術と異分野の先端技術の融合に取り組む。その際には、こうした基本的な方向に即して、将来のイノベーションにつながる技術シーズの創出を目指すために重要な出口を見据えた基礎研究を適切なマネジメントの下、着実に推進する。

具体的には、AI、ロボティクス、精密分析等の先端的研究基盤技術の農業・食品産業分野への展開、統合データベースや遺伝資源（ジーンバンク）等の共通基盤技術の高度化を推進する。さらに、統合データベースや遺伝資源等の共通基盤を整備し、次項の農業・食品産業技術研究と連携することにより、農研機構全体の研究開発力を徹底強化し、破壊的イノベーションの創出を加速する。

特に、国内農業の競争力強化や気候変動への対応に資する新品種を開発するためには、厳しい環境での栽培に適した海外遺伝資源や我が国の気候風土に適した国内在来品種など、育種素材となる多様な遺伝資源の確保が不可欠である。よって、遺伝資源については、研究開発を計画的かつ体系的に展開する必要がある。海外遺伝資源を収集・保存するほか、国内在来品種等の遺伝資源を効率的に保全・利用するため、引き続き国内外の遺伝資源の収集・導入・特性評価・保存・配布体制の整備やゲノム情報付与等の遺伝資源情報の高度化を図る。さらに、貴重な遺伝資源を確実に次世代に引き継ぐためのリスクマネジメントを行うとともに、遺伝資源の管理や利用を適切に行う人材の育成に取り組む。

### 【重要度：高】

Society5.0の深化と浸透に向け、農業・食品産業分野のデジタルトランスフォーメーションが急務である。そのため、AI、ロボティクス、精密分析等の研究基盤技術を高度化するとともに、統合データベースや遺伝資源等の共通基盤を整備し、これらの基盤技術と農業・食品産業技術研究との連携により、破壊的イノベーションの創出を加速することが極めて重要。

### 3 農業・食品産業技術研究

農業・食品産業分野における Society5.0 を早期に実現し、更なる深化と浸透を図ることによって、我が国の食料自給力の向上、産業競争力の強化、生産性の向上と環境保全の両立及び持続的な農業の実現に貢献（ひいては SDGs の達成に貢献）することが求められている。そのためには、明確な出口戦略の下で、基礎から実用化までのそれぞれのステージで切れ目なく、社会に広く利用される優れた研究開発成果を創出し、グローバルな産業界・社会に大きなインパクトを与えるイノベーション創出が必要である。

第5期においては、第4期の取組を整理統合し、次の4つの分野を中心として研究開発に取り組む。

これらの研究開発の推進に際しては、これまでに実施した実証試験の結果を踏まえて、研究開発の方向性を検証し、機動的に見直しつつ実施するとともに、安全な食料の安定供給の基盤となるレギュラトリーサイエンスの着実な実施を図る。

また、特にゲノム編集技術等の実用化においては、予め社会受容性の確保とビジネスとして成り立つ市場創出の見込み等を把握・分析した上で取り組む。

加えて、こうした基本的な方向に即して、将来のイノベーションにつながる技術シーズの創出を目指すために重要な出口を見据えた基礎研究を適切なマネジメントの下、着実に推進する。

#### (1) アグリ・フードビジネス

超高齢化社会を迎えた我が国では、国民の健康長寿意識の高まりや単身世帯の増加等による食のニーズ変化に対応した研究開発が求められている。

このため、美味しく健康に良い新たな食の創造、AI やデータを利活用したフードチェーンのスマート化、食品の安全と信頼の確保、畜産物の生産・加工・流通と動物衛生の連携等により、マーケットを拡大して農畜産業・食品産業のビジネス競争力を強化する取組を引き続き行う。具体的には以下の課題解決に取り組む。

- AI を用いた食に関わる新たな産業の創出とスマートフードチェーンの構築
- データ駆動型畜産経営の実現による生産力強化
- 家畜疾病・人獣共通感染症の診断・防除技術の開発・実用化

#### (2) スマート生産システム

高齢化の進展や農業労働力の減少が進む中で、国民への食料の安定供給と食料自給力の向上が重要な課題となっている。経営規模の拡大が一部で見られるが、人手不足、個々のほ場の性質・立地条件のばらつき、市場ニーズの多様化等により、適期内の作業遂行や的確な栽培管理が困難となっており、規模拡大が収益性の向上につながらない事態も生じている。

このため、AI、データ、ロボティクス等のスマート技術や、土地利用や栽培管理

の最適化技術等を核とする新たな農業生産システムを構築し、生産性の飛躍的な向上と農業者の利益の増加を図る。また、マーケットインの考え方により、生産から加工・販売に至る過程の最適化に資する生産システムを構築するとともに、地域経済の活性化にも貢献する。研究対象とする生産システムについては、高収益作物に重点を置きつつ、絞り込みを図る。具体的には以下の課題解決に取り組む。

- マーケットインによる新たな地域スマート生産システムの構築
- 高能率・安全スマート農業の構築と国際標準化の推進

### (3) アグリバイオシステム

食料自給力の向上、バイオエコノミー社会の拡大、健康長寿社会等への対応が急務である。このため、農作物、昆虫等について、農業上重要な生物機能を解明するとともに、ゲノム編集等の先端バイオ基盤技術の開発を推進する。これら生物機能を活用するバイオ技術と進展著しいAI技術を融合するなどして育種研究等に活用することで、農作物の生産性、機能性の向上とともに、農業の持続性の確保を図り、農業・食品産業を徹底強化する。また、実現困難な課題に挑み、生物機能の最大化を図ることで、革新的物質生産システムを構築して新たなバイオ産業の創出を目指す。具体的には以下の課題解決に取り組む。

- 育種基盤の構築や、育種・生産プロセスのスマート化による農作物の生産性向上と、産業競争力の強化
- 生物機能の高度利用技術開発による新バイオ産業創出

### (4) ロバスト農業システム

豪雨頻度や小雨・無降雨日数の増加と降雪量の減少、越境性病害虫の増加など、気候変動による農業被害が増大している。AI等を駆使した生産環境管理及び農業インフラのデジタル化によって、農業から発生する温室効果ガス等の環境負荷の低減、自然災害に対する防災・減災及び病害虫等による農作物被害の軽減を実現する。これらの取組により、気候変動リスク等に対して強靱な農業システムを構築するとともに、生産性の向上と環境保全の両立を図り、農業の有する多面的機能の発揮と持続的な農業の実現に貢献する。具体的には以下の課題解決に取り組む。

- 生産環境管理のスマート化等による生産性の向上と環境保全の両立
- 農業インフラのデジタル化による生産基盤の強靱化
- 病害虫・雑草のデータ駆動型防除技術の開発による農作物生産の安定化

## 4 種苗管理業務

### (1) 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等

#### ①栽培試験及び現地調査の着実な実施

種苗法に基づく品種登録審査に必要な農林水産植物の栽培試験及び現地調査(以

下「特性調査」という。)について、我が国の農業振興における重要度等を考慮した農林水産大臣の指示に基づき、毎年度、農林水産省及び農研機構が実施する特性調査点数の70%以上を農研機構が適切に実施する。

さらに、将来的に全ての出願品種について、適切な特性調査が実施可能となるよう体制整備を図ることとし、特に、第5期においては、果樹等の特性調査について、新たに実施できる体制整備を進め、実施可能なものから実施するとともに、特性調査に当たっては、国際的に調和された種類別審査基準に準拠した調査、特別な試験が必要となる形質の調査(成分分析・病害抵抗性検定等)の充実を図ることに留意して取り組む。

特性調査の結果は、品種の審査特性となることを考慮した上で取りまとめ、遅滞なく農林水産省に報告する。

また、新たな収入となる特性調査の手数料については、手数料徴収に関する規程等に従い適切に運用する。

## ②国際的調和の推進とUPOVへの貢献

品種登録審査の国際的な調和に資するため、植物新品種保護国際同盟(UPOV)が開催する会議に職員を派遣し、テストガイドライン作成に参画するなど国際貢献を推進する。

また、農林水産省が作成又は改正する種類別審査基準のうち、一定の品種登録出願が見込まれ、国際的な審査基準に合致していない等、適切な品種保護のため改善が求められる種類別審査基準について、改正に必要な栽培調査を計画的に実施し農林水産省に情報提供する。

目標期間中には、種類別審査基準の改正に係る情報提供を30件以上行う。

さらに、国際的な審査協力として、海外審査機関からの要望を踏まえ、提供可能な特性調査結果の提供、海外審査機関との連携を進める。

併せて、「東アジア植物品種保護フォーラム」における国際協力活動を支援する。

## (2) 育成者権の侵害対策及び活用促進

育成者権の侵害対策及び活用促進のため、品種保護Gメンによる侵害相談への助言、育成者権者等からの依頼に基づく育成者権侵害状況の記録、標本の寄託及びDNA情報の保存、品種類似性試験等の品種保護対策業務を機動的かつ確実に実施する。

育成者権侵害に関する情報を関係行政機関で共有する。

特に税関に対し、水際対策に関する情報がある場合には速やかな情報提供を行う。

また、令和2年の種苗法改正により創設された判定制度に伴う特性調査を実施する。

さらに、育成者権者のニーズを踏まえ、DNA品種判別技術の妥当性を確認し、マ

ニュアル化を進める。

(3) 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等

①指定種苗の集取等

優良な種苗流通の確保に資するため、種苗法に基づく種苗の検査については、これまでの違反業者に係る検査や疑義情報に対する機動的な検査へ重点化を図り、効率的かつ実効性のある種苗検査を農林水産大臣の指示に基づき確実に実施する。

また、国からの指示に基づき、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）第 32 条の規定に基づく検査、種苗業者が EC 加盟国のナショナルカタログへ品種登録した種子の公的管理を着実に実施する。

②依頼検査の実施

国際的な種子流通の活性化に対応するため、依頼者のニーズに即した検査項目の充実を図る。

特に、病害検査については、検査処理能力の向上を図りつつ、50 日以内に検査結果の報告を行うとともに、種子流通において重要な病害を依頼検査項目に追加する。

種子検査等の業務に関係する国際機関である国際種子検査協会（ISTA）等が開催する会議に職員を派遣し、我が国の意見に留意した国際規格の策定に参画する。

OECD（経済協力開発機構）品種証明制度に基づくてんさい種子の検査は依頼があった場合、着実に実施する。

(4) ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等

ばれいしょ及びさとうきびは、畑作振興上の重要な基幹作物である一方、増殖率が低く、病害虫に弱いことから、生産の基盤となる原原種については、農林水産省が定めた「ばれいしょ原原種及びさとうきび 原原種配布要綱」（昭和 62 年 4 月 1 日付け 62 農蚕第 1969 号農蚕園芸局長通知。以下「要綱」という。）等に基づき、以下のとおり、需要に即した健全無病な種苗を安定的に供給するものとする。

ア 種苗の生産、配布については、要綱に基づき、農林水産省と協議しつつ、新品種やジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種の早期普及拡大に留意して、複数年先までの道県の需要量や産地のニーズに対応した生産配布計画を作成する。また、品質・生産力の向上、省力化及びコストの低減を図り、効率的な原原種の生産を行い、品質の高い原原種の安定供給を図る。

イ 配布する原原種の無病性（病害罹病率 0.1%未満）と品質（ばれいしょ萌芽率



90%以上、さとうきび発芽率 80%以上) を確保する。

ウ ばれいしょ原原種の生産体系において、変異体のチェックを継続して行い、品種の純粋性の維持を図る。

エ 原原種の配布先の意向等を把握するため、アンケート調査を実施する。

オ ばれいしょ及びさとうきびに係る試験研究を行う試験研究機関等に対し、技術の提供及び健全無病種苗の配布を行い、新品種の開発・普及を支援する。

#### (5) 研究開発業務との連携強化

##### ①種苗管理業務への研究開発成果の導入による効率化

研究開発部門が開発した新技術を速やかに導入し種苗管理業務の効果的・効率的な推進を図る。

##### ②研究開発成果の社会実装支援

研究開発部門が開発した新品種の早期普及を支援する。

## 5 農業機械関連業務

人口減少社会の中で、生産性を向上させ、農業を成長産業にしていくため、農業機械の更なる高度化に向けた次の3つの分野を中心に業務を進めるとともに、期間中に生じる行政ニーズ等への機動的な対応を図る。

また、これらの業務の推進に当たっては、3に示した農業・食品産業技術研究との協力分担を適切に行うとともに、外部との連携強化を通じて早期の現場実装や異分野の先端技術との融合を図る。

#### (1) 次世代を担う農業機械の開発

多様な環境条件下において農作物、土壌等の複雑な対象を扱う知見を活かし、スマート生産システムを構築する農業機械、機械化一貫体系を担う農業機械、生産力の向上と持続性を両立する食料供給システムの実現に貢献する農業機械の開発を進める。

#### (2) 他産業に比肩する労働安全の実現

我が国における農作業安全の拠点機関として、農作業事故実態の調査・分析等を通じたエビデンスに基づき、効果的な作業安全対策の発信、新たな安全機構の開発と実装、ロボットを含めた安全性の評価手法の確立と認証業務の適正な運用を進める。

### (3) 戦略的なグローバル展開の促進

OECD、ANTAM（アジア太平洋地域農業機械試験ネットワーク）など国際会議におけるエンジニアミーティングでの議論において主導的な役割を担い、我が国に優位性のあるロボットを含めた農業機械の作業性能、安全性能、環境性能を前提とした評価手法等の国際標準化を進める。

## 6 資金配分業務

### (1) 生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進

基本計画等の国が定めた研究戦略等に基づいて行う基礎的な研究開発を、大学、高等専門学校、国立研究開発法人、民間企業等に委託することにより促進するとともに、出口を見据えた執行管理を行い、研究成果を着実に社会実装に結び付けることを目指して取り組む。

また、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項の規定に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット型研究開発）を推進する。

これらの研究開発の実施に当たっては、関係府省や国所管の他の資金配分機関等との連携に留意するとともに、「『知』の集積と活用場」による技術革新を通じたオープンイノベーションや異分野融合等を推進する。

また、革新的な研究成果を次々に生み出し、社会実装に向けた取組を推進するため、出口を見据えた国内外の優れた提案の促進につながる情報発信等を進めるとともに、PDCAサイクルを徹底した研究課題の進行管理、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を防止する取組の推進等を行う。

さらに、他の資金配分機関等と連携し、これらの取組を効果的・効率的に推進するため、資金配分機関としてのデータマネジメント体制の整備や、国内外の研究開発動向及び研究成果の社会への波及状況の調査・分析等の機能強化を推進する。

### (2) 民間研究に係る特例業務

民間研究に係る特例業務について、当該業務を経理する勘定の繰越欠損金の着実な解消を図る。このため、令和7年度までの繰越欠損金の解消に向けた計画に基づき、既採択案件について、その研究成果の早期実用化や売上納付の最大化等のため、経費節減に努めつつ、次の措置を講じる。

ア 外部有識者等による助言の実施や事業化の進捗状況の把握等を通じた効果的かつ適正なマネジメントの実施

イ 外部機関との連携、各種技術展示会等を活用した研究成果の需要開拓等、販売に結びつけるための取組・助言

ウ ア及びイの効果の検証を踏まえた当該解消計画の随時見直し及びその他必要な処置の実施

また、業務の状況を踏まえつつ、出資金の適切な国庫納付を順次行う等により、民間研究に係る特例業務の終了に向けた取組を行う。

#### 第4 業務運営の効率化に関する事項

##### 業務の効率化と経費の削減

###### (1) 一般管理費等の削減

運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標とする。

###### (2) 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適正で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」の中で、定量的な目標や具体的な指標を設定し、取組を着実に実施する。

特に、短期間での納入が必要な研究開発用物品について、調達に要する時間の大幅な短縮が可能となるよう、公正性を確保しつつ、迅速な調達方法の検討・導入を進める。

また、国立研究開発法人国際農林水産業研究センターなど他の独立行政法人との共同調達等の連携に積極的に取り組み、一層の効率化を図る。

###### (3) 法人全体のデジタルトランスフォーメーション

情報分野の技術革新が急速に進展する中、新型コロナウイルス感染拡大による社会情勢、生活様式の変化に対応させた業務体制の構築が急務である。

第4期に構築したエリア管理に加え、基幹業務システムの活用、業務の見直し等によるデジタルトランスフォーメーションを推進し、徹底した業務の効率化を図る。

###### (4) 研究拠点・研究施設・設備の集約（施設及び設備に関する計画）

限られた予算・人員を有効に活用し長期的に研究開発成果の最大化を図るためには、将来の研究の重点化方向に対応するとともに、省エネルギーの推進や維持・管理経費の節減、老朽化施設の安全の確保等を図る観点から、他法人等の施設の利用

等を検討した上で、農研機構全体として、研究拠点・研究施設・設備を最適化することが重要である。このため、つくば地区の施設や設備の利用と管理については内部組織の枠を越えた農研機構全体としての最適化を図るとともに、小規模な研究拠点等の再編・見直しを着実に進める。また、新たな研究ニーズに対応した施設・設備の整備については他法人等との連携を図りつつ効果的・効率的に実施する。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

### 1 収支の均衡

適切で効率的な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。

### 2 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守

「第4 業務運営の効率化に関する事項」及び1に定める事項を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和2年3月26日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

一定の事業等のまとまり（セグメント）ごとに情報の開示に努める。

### 3 自己収入の確保

受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、適切な対応を行う。

### 4 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行う。

### 5 繰越欠損金の着実な解消

民間研究に係る特例業務について、令和7年度までの繰越欠損金解消計画に基づき、第3の6（2）で定めた対策を講じながら、繰越欠損金の着実な解消を図る。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### 1 ガバナンスの強化

#### (1) 内部統制システムの構築

国立研究開発法人は、高度なガバナンス、適正な PDCA サイクルの下での法人運営が必須である。第4期には、法人統合後のガバナンス体制、評価体制を構築したが、今後は、役員の役割・権限・責任をさらに明確にし、理事長のトップマネジメントによる内部統制をさらに強化する。また、法人の目標や各業務の位置付け等について役職員の理解を促進し、役職員のモチベーションの一層の向上が図られるような取組を強化する。

#### (2) コンプライアンスの推進

農研機構に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図る。

研究活動における不適正行為については、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局、林野庁長官、水産庁長官通知）等を踏まえ対策を強化する。

#### (3) 情報公開の推進

公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、適切に情報公開を行う。

#### (4) 情報セキュリティ対策の強化、情報システムの整備及び管理

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、目覚ましい変革を見せる情報セキュリティ技術を参考としつつ、より実践的な情報セキュリティモデルの導入を推進する。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

さらに、保有する個人情報や技術情報の管理を適切に行う。

情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMO の設置等の体制整備を行う。

#### (5) 環境対策・安全管理の推進

化学物質、生物材料等の適正管理等により研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、エネルギーの有効利用やリサイクルの促進に積極的に取り組

む。

安全衛生面に関わる事故等を未然に防止するための管理体制を構築するとともに、災害等による緊急時の対策を整備する。

## 2 人材の確保・育成

### (1) 多様な人材の確保と育成

研究開発成果の最大化のためには、多様な人材の集合体としての研究組織の形成が急務である。これまで、外部からのスペシャリストの登用を含む多様な人材確保、マネジメント層の育成等の取組を強化してきたが、引き続き、研究開発から社会実装、組織運営等の各部門における多様な人材の確保・育成の取組を推進することが必要である。

このため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 24 条に基づいて制定された農研機構の人材育成プログラムに基づき、農研機構業務の全体をマネジメントできる人材と、管理業務、技術支援業務、種苗管理業務等の各業務分野における専門家の確保・育成と、性別、国籍に依らない、多様な人材の活用を進める。特に研究を担う研究職員については、基礎、応用、実用化段階における優れた人材、学際的な人材の確保・育成を進める。

### (2) 人事に関する計画

期間中の人事に関する計画を定め、業務に支障を来すことなく、その実現を図る。

その際には、職種にとらわれず適材適所の人員配置を行うとともに、多様な雇用形態や公募方式の活用を図る。特に、異分野の技術シーズの活用や、先進的ノウハウの活用等による農研機構の業務高度化のため、クロスアポイントメント制度等も利用して積極的な人事交流を行う。

優秀な女性・若手職員を積極的に採用するとともに、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）等を踏まえ、女性の幹部登用、ワークライフバランス推進等の男女共同参画の取組を強化する。

### (3) 人事評価制度の改善

公正かつ透明性の高い職員の業績及び行動を評価するシステムを構築・運用する。その際、研究職員の評価は、研究開発成果の農業界・産業界への貢献、行政施策・措置の検討・判断への貢献、地方創生への貢献、倫理・遵法等、多様な視点からの適切な評価が可能なものとする。

人事評価結果については、組織の活性化と実績の向上を図る観点から適切に処遇等に反映する。

### (4) 報酬・給与制度の改善

役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とする。

また、クロスアポイントメント制度や年俸制など研究業務の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入に取り組むとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与水準を公表する。

### 3 主務省令で定める業務運営に関する事項

積立金の処分に関する事項については、中長期計画に定める。

また、施設及び設備に関する計画については第4の1(4)、職員の人事に関する計画については第6の2(1)に即して定める。

# 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）の使命等と目標との関係

## （使命）

我が国の農業・食品産業分野の中核的な研究機関として、食料・農業・農村基本計画等の政策の実現に向け、農業・食品産業分野で科学技術イノベーションを創出すること。

## （現状・課題）

### ◆強み

- スマート農業の推進等、他の分野に先駆けてSociety5.0の早期実現に向けた取組に着手。品種開発、アフリカ豚熱防疫の基盤技術開発等の農業・食品産業分野での優れた研究成果
- 初の民間出身の理事長による組織再編など、マネジメント体制を強化
- 地方自治体などと連携協定を締結するなど地方創生へ貢献

### ◆課題

- 農業・食品産業分野でのイノベーションの創出とSociety5.0の深化と浸透
- 研究成果の社会実装のより一層の強化
- 民間企業や関係研究機関等の外部組織との連携、法人内部の部署・組織間の連携の強化等の一層効果的な研究開発マネジメント
- AI、ICT人材等多様な人材の確保
- 国際標準化を含めた知的財産戦略の一層の強化

## （環境変化）

- 農業・食品産業分野におけるイノベーションの必要性・重要性の高まり
- 農業の担い手の減少・高齢化の進行等により労働力不足が深刻化
- 農業分野へのデジタル技術やスマート技術の利活用促進の必要性の高まり
- SDGsを契機とした農業生産性の向上と地球環境保全の両立に対する意識の高まり
- 新型コロナウイルス感染症によって生じた社会変化への対応

## （中長期目標）

研究開発成果の最大化に向けた研究開発マネジメント等

- 第4期で構築した本部司令塔機能を最大限発揮させ、長期ビジョンに基づいた、農業・食品産業分野のイノベーション創出のための戦略の下、基礎から応用までのインパクトのある課題を課題解決型で立案し、効果的な進行管理を実現する。
- 第4期で進めてきたオープンイノベーションや研究成果の社会実装に向けた取組を強化し、ベンチャー支援と民間資金・資源活用のための連携を推進するとともに、地域農業研究センターを核とした、地方創生の実現に貢献する連携を推進する。
- 知的財産戦略の多様化、国際標準化に向けた戦略的マネジメントの強化に重点的に取り組む。特に国際標準化に向けた取組と同時に海外が先行する国際標準に我が国の実情を反映させ社会実装に向けたを加速する取組を戦略的に行う。
- イノベーションを支える多様な人材を確保・育成するため、ダイバーシティの推進とともに、人事に関する計画、報酬・給与制度の改善を適切に行う。

農業・食品産業分野におけるSociety5.0の深化と浸透等を目指した研究開発の推進

- 第4期に立ち上げた農業情報研究センターを核に農業データ連携基盤の整備や、農業・食品産業分野におけるAI人材育成のための体制の整備を行ってきたが、第5期は、それらの機能を拡充強化し、外部との連携強化による農業・食品産業技術と異分野の先端技術の融合に取り組む。
- 農業・食品産業分野の課題をイノベーションの創出により解決し、「あるべき姿」からのバックキャストによるフードチェーン全プロセスの最適化を目指すため、産業競争力強化に向けた出口指向の研究開発を行う。



# 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に係る政策体系図

## 【政府の方針等】

### 食料・農業・農村基本計画〔令和2年3月31日閣議決定〕

- \* 技術開発に係る主な内容は次のとおり。
- 1. デジタル技術の利活用の促進
- 2. スマート農業の加速化
- 3. イノベーション創出・技術開発の推進

#### その他、主な国の施策等

科学技術・イノベーション基本法、統合イノベーション戦略等。

## 【法人の目的】

農業及び食品産業に関する技術上の試験及び研究等により、農業等に関する技術の向上に寄与。  
品種の保護・活用と優良種苗の流通確保のための種苗管理。

- ・試験研究を行うことにより、農業・食品産業に関する技術の向上に寄与する。
- ・基礎的な試験・研究等を推進することにより、生物系特定産業技術の高度化に資する。
- ・次世代を担う農業機械の開発等を行う。
- ・適正な農林水産植物の品種登録の実施及び優良種苗の流通等を図るための種苗管理を行う。

## 【法人の事業】

### 研究開発の推進（試験及び研究等）

- ・先端的研究基盤の整備と運用
- ・食のニーズ変化に対応した研究開発による、農畜産業・食品産業のビジネス競争力の強化
- ・新たな農業生産システム及びビジネスモデルの構築による、生産性の飛躍的向上と地域経済活性化への貢献
- ・先端バイオ基盤技術の研究開発による、新たなバイオ産業の創出
- ・AI等を駆使した生産環境管理及び農業インフラのデジタル化により、農業生産性の向上と環境保全の両立、農業の有する多面的機能の発揮と持続的な農業の実現に貢献

生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進等

農業機械関連業務の推進

種苗管理業務の推進 513

4 農会第 198 号  
令和 4 年 6 月 27 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）について（諮問）

このことについて、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 第 3 項の規定に基づき、別添につき貴委員会の意見を求める。

国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの中長期目標 新旧対照表

第 5 期	第 5 期
<p>&lt;第5期中長期目標&gt;  <b>第1～5 (略)</b>  <b>第6 その他業務運営に関する重要事項</b>            1 ガバナンスの強化            (1)～(3) (略)            (4) 情報セキュリティ対策の強化、<u>情報システムの整備及び管理</u>            政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、めざましい変革を見せる情報セキュリティ技術を参考としつつ、より実践的な情報セキュリティモデルの導入を推進する。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。            さらに、保有する個人情報や技術情報の管理を適切に行う。  <u>情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り適切に対応するとともに、PMO の設置等の体制整備を行う。</u>            (5) (略)            2～3 (略)</p>	<p>&lt;第5期中長期目標&gt;  <b>第1～5 (略)</b>  <b>第6 その他業務運営に関する重要事項</b>            1 ガバナンスの強化            (1)～(3) (略)            (4) 情報セキュリティ対策の強化            政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、めざましい変革を見せる情報セキュリティ技術を参考としつつ、より実践的な情報セキュリティモデルの導入を推進する。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。            さらに、保有する個人情報や技術情報の管理を適切に行う。              (5) (略)            2～3 (略)</p>

# 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター中長期目標

令和3年2月26日制定

令和4年〇月〇日改正

農 林 水 産 省

## 第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

### 1 政策体系における国際農林水産業研究センターの位置付け及び同センターを取り巻く状況

#### (1) 法人の位置付け及び役割

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「国際農研」という。）は、熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行う国立研究開発法人であり、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的とし、農林水産業研究分野における国際貢献と国際連携の中核的な役割を担っており、我が国を代表する国際農林水産業分野における研究機関として、食料・農業・農村基本計画等の政策の実現に向け、我が国を含む世界の農林水産技術の向上を図り、持続可能な農林水産業の発展に寄与することを使命としている。

国際農研は、この役割を果たすため、①熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習、②同地域における農林水産業に関する内外の資料の収集、整理及び提供等の業務を行うこととされている（国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法（平成11年法律第197号）第11条）。

#### (2) 法人のこれまでの取組

国際農研は、我が国を代表する国際農林水産業分野における専門的な研究機関として、これまでアジア、アフリカ、南米等の多くの研究機関・大学等との共同研究を通じて、越境性病害虫への対応、不良環境に対する耐性品種や多収性品種の開発等を実施し、開発途上地域の課題解決に貢献するとともに、温室効果ガスの削減、農産廃棄物の利用等に取り組み、地球規模の課題解決に貢献してきた。一方、これらの研究において育成した品種が国内でも導入されるなど我が国の農林水産業にも貢献している。さらに、海外における研究活動や国際招へい共同研究事業（JIRCASフェロー）等を通じて開発途上地域の研究人材の育成に寄与してきた。

また、法人として、約50年にわたる開発途上地域等での共同研究の経験及び研究蓄積並びに国際的な研究ネットワークを有するとともに、農業・林業・水産業分

野の専門知識や社会科学等の幅広い知見を持つ人材が集結しており、豊富な在外経験や語学力等を活かして共同研究相手国の現場課題解決へ貢献できる体制を整えてきた。

さらに、アフリカにおけるコメ生産拡大に向けた自助努力の支援等をする「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）」に運営委員会の一員として、研究面から貢献するとともに、平成31年に我が国で開催されたG20首席農業研究者会議（MACS）では、日本を代表する研究機関として参画するなど、国際社会においてもそのプレゼンスを発揮してきた。

### （3）法人を取り巻く環境

進行する気候変動や異常気象の頻発は、世界中のあらゆる分野において人々・環境・経済に広範囲かつ深刻な影響を及ぼしつつある。

平成27年に採択された持続可能な開発目標（SDGs）は国内外で広く認知され、2030年までに達成すべきゴールに向かって多面的な活動が展開されている。我が国では「SDGs実施指針」（平成28年12月22日SDGs推進本部決定）において、科学技術イノベーション（STI）が優先課題として位置付けられ、「SDGs実施指針改定版」（令和元年12月20日SDGs推進本部幹事会決定）では、研究機関の役割としてSDGs達成に向けた科学技術イノベーション（STI for SDGs）に貢献することが期待されている。

一方、新たな「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）では、国際農林水産業研究に関する施策の方向として、食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障を確立するため、開発途上国における農業生産や食品安全等に関する研究開発及び技術協力等を実施するとともに、気候変動に伴う食料・水資源問題、越境性家畜伝染病の防疫など地球規模の課題に対応するため、研究協定覚書の積極的な締結や、海外の拠点整備による体制強化など国際共同研究を推進し、国際協力に資する技術開発や世界の先端技術の導入等を戦略的に推進することとしている。加えて、農林水産省では、持続的な食料システムの構築に向け、中長期的な観点から、生産から消費までの各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進することにより、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現する「みどりの食料システム戦略」の検討を進めており、令和3年3月に中間取りまとめ、5月までに策定することとしている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で、人の移動が制限されている状況下において、特に海外との共同研究が中心業務である国際農研においては、課題の設定や研究推進体制等を見直し、新たな業務推進方法を構築する必要性が生じている。

これらのことから国際農研では、第4期中長期目標における各取組を更に推進することを基本とし、より高度化・多様化・複雑化する地球規模の課題解決に向け、効率的に研究を進めるため研究課題や対象地域の一層の重点化、研究成果の社会実

装に向けた取組や他の研究機関との連携の深化、情報収集・分析、プレゼンスの向上等が法人の使命等を果たす上で重要である。

## 2 第5期中長期目標期間における国際農研の取組方針

令和3年度から始まる新たな中長期目標期間においては、新たな「食料・農業・農村基本計画」等の政策的要請や前述の課題認識に照らし、「我が国を代表する国際農林水産業分野における研究機関として、食料・農業・農村基本計画等の政策の実現に向け、我が国を含む世界の農林水産業技術の向上を図り、持続可能な農林水産業の発展に寄与すること」を国際農研のミッションとして定め、地球規模の食料・環境問題の解決を目指すために次の点を特に重視し業務を行うこととする。

### (1) 研究開発の効果的・集中的な実施

地球規模課題の解決に向け、気候変動の影響を軽減しつつ環境に調和した強靱で持続的なシステムの構築を目指す取組や深刻な食料・栄養問題の解決のための生産性・頑強性向上に資する技術開発を強化するとともに、国際情勢の変化に応じ、アジア及びアフリカ地域を中心に対象地域の重点化を図る。

### (2) センター機能の強化

複雑化・多様化する開発途上地域・熱帯亜熱帯地域の農林水産業と地球規模の食料システムに係る課題や開発ニーズに関する情報を多角的に収集・分析し、地球環境や食料問題に関するオピニオンリーダーとして、国内外に広く情報を発信し、センター機能を強化する。

なお、これらの取組については次の点を特に留意するものとする

ア 研究対象地域における政治的・社会的な状況の変化や各種の災害、新型コロナウイルス感染症等による影響に対処し、第5期中長期目標達成と中長期計画の着実な実施を図るため、機動的かつ柔軟な対応ができる研究推進体制を構築する。

イ 開発途上地域及び我が国における研究人材の育成、研究開発成果の社会実装等を図るため、他の国立研究開発法人、行政部局や民間企業、NGO等の多様なパートナーとの協力、連携を強化する。

ウ 多様な媒体やコミュニケーションツールを活用して研究開発成果や国際農研の活動の広報を更に推進する。

## 第2 中長期目標の期間

中長期目標の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

### 第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

以下の4業務をそれぞれ一定の事業等のまとまり（セグメント）として推進し、評価を行う。なお、当該評価は、別途定める評価軸及び指標等に基づき行う。

- ①研究開発マネジメント<企画セグメント>
- ②気候変動対策技術や資源循環・環境保全技術の開発<環境セグメント>
- ③新たな食料システムの構築を目指す生産性・持続性・頑強性向上技術の開発<食料セグメント>
- ④戦略的な国際情報の収集・分析・提供によるセンター機能の強化<情報セグメント>

#### 1 研究開発マネジメント <企画セグメント>

##### (1) 政策の方向に即した研究の戦略的推進

中長期計画やその達成のための研究課題は、多様化・複雑化する地球規模課題の解決による国際社会及び我が国への貢献とプレゼンスの向上、開発途上地域の農林水産業技術の向上への寄与という観点から設定する。その際には、こうした基本的な方向に即し、将来の技術シーズの創出を目指すために重要な出口を見据えた基礎研究についても、適切なマネジメントの下、着実に推進する。

また、研究対象地域における政治的・社会的な状況の変化や各種の災害、新型コロナウイルス感染症等による影響に対処し、第5期中長期目標達成と中長期計画の着実な実施を図るため、機動的かつ柔軟な対応ができる研究推進体制を構築する。

加えて、中長期目標に即した研究開発の一層の推進を図るため、研究課題の適切な進捗管理による資源の再配分やインセンティブの付与を行うとともに、外部資金の獲得に努める。

##### (2) 産学官連携、協力の強化

開発途上地域及び我が国における研究人材の育成、研究開発成果の社会実装を図るため、行政部局や民間企業、NGO等の多様なパートナーとの協力、産学官連携を強化する。

また、気候変動対策技術や持続的で頑健な食料システムの開発に係る研究の高度化を図るため、環境・食料問題の解決に知見を持つ国内外の研究機関や大学等との連携を強化する。

特に、地球規模の食料・環境問題に対処して国際貢献を図るとともに、開発途上地域における農林水産業研究に関する中核的な役割を担い、我が国の国際農林水産業研究を包括的に行う唯一の試験研究機関として、我が国の農林水産業研究の高度化等に貢献するため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農

研機構」という。)、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構等の国立研究開発法人との協力関係を強化し、上記の役割などを果たせるように、各法人が有する技術シーズや研究資源の相互活用を図り、役割分担を明確にした上で研究開発等を推進する。

### (3) 知的財産マネジメントの戦略的推進

研究開発成果を迅速に社会実装し、開発途上地域の農林水産業の活性化に貢献するため、研究開発の企画・立案段階から終了後の成果の普及段階に至る一連の過程において、戦略的な知的財産マネジメントに取り組む。共同研究の実施に当たっては、技術の流出や情報漏えい、情報の混入等、知的財産権の侵害に留意しつつ、発明時における秘匿化・権利化・標準化・公知化等を考慮した適切な研究計画を立案する。また、権利化後の特許等の開放や実施許諾等については多様な選択肢を視野に入れ、事業の成功を通じた社会実装に向けた取組を加速化する観点から最も適切な方法を採用する。

### (4) 研究開発成果の社会実装に向けた取組の強化

これまでに得られた研究開発成果を含め、成果の利活用が見込まれる国や地域において、関係機関等と連携し、成果の社会実装に向けた活動を行う。

また、研究開発成果の社会実装及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用する。

### (5) 広報活動及び国民との双方向コミュニケーションの推進

多様な媒体やコミュニケーションツールを活用して研究開発成果や国際農研の活動を広く発信し、農林水産業分野における国際的な研究開発の必要性や国際農研の貢献、研究活動を通じた科学技術外交への寄与等に対する国民の理解を促進するため、国内外における情報発信や双方向コミュニケーションの機会を拡充する。

### (6) 行政部局等との連携強化

我が国の政策に対応した適切な研究開発を行うため、行政部局との密接な意見交換によるニーズの把握や成果の検証を行う。また、緊急時対応や各種の連携会議、専門家派遣、シンポジウム開催等に係る行政部局からの要請への対応を行う。

さらに、専門研究分野を活かし、国際農研の高い専門知識が必要とされる分析、鑑定、講習及び研修の実施、国際機関や学会への協力等を行う。

#### 【困難度：高】

新型コロナウイルス感染症の影響で、人の移動が制限されている状況下におい



て、特に海外との共同研究が中心業務である国際農研で、効果的・効率的な研究推進体制を構築することは極めて困難が伴う。

## 2 気候変動対策技術や資源循環・環境保全技術の開発 <環境セグメント>

進行する気候変動や異常気象の頻発は、世界中の人々・環境・経済に広範囲な影響を及ぼし、人類が安全に活動できる境界（地球の限界 Planetary boundaries）を脅かす段階に至っている。社会・経済基盤が脆弱な開発途上地域ではとりわけ深刻な被害が懸念されており、気候変動の影響を軽減しつつ環境に調和した強靱で持続的なシステムの構築が喫緊の課題となっている。

このため、国内への裨益も考慮しつつ、アジアを中心とした開発途上地域を対象に、温室効果ガスの発生を抑制する水管理や家畜飼養等に係る営農・管理技術及び農産廃棄物の資源化、窒素化合物による環境負荷の低減、遺伝資源の活用等に貢献する技術を開発する。また、熱帯・島嶼環境や乾燥地等の厳しい自然環境条件に適応し、資源利用効率を最大化することで生態系の保全と安定的な農林業を両立する技術開発等に取り組む。

## 3 新たな食料システムの構築を目指す生産性・持続性・頑強性向上技術の開発 <食料セグメント>

開発途上地域内での経済格差が拡大し、複雑化する食料・栄養問題への対応などニーズの多様化が進んでいる。農林水産業分野では食料・栄養不足の解決が未だ重要な課題である一方、栄養の質的向上や高付加価値化、ICT や IoT を活用した新たな食料システムへの変革など、新たな取組への期待も高まっている。

このため、国内への裨益も考慮しつつ、アジア等の開発途上地域において新たなニーズに対応し、食料の安定生産と栄養改善に貢献するため、在来作物等の多様な特性及び ICT・IoT 等の先端手法を活用して、作物開発や食品加工技術の開発を行う。また、食料生産基盤の維持・強化に向け、国境を越えて拡大する越境性病害虫の防除技術や養殖漁場の適切な管理による水産業の活性化に取り組む。このほか、深刻な食料・栄養問題に直面するアフリカ地域を対象に、CARD への貢献や、畑作物及び畜産を含めた同地域の農業生産性・頑強性の向上に資する技術開発を行う。

## 4 戦略的な国際情報の収集・分析・提供によるセンター機能の強化 <情報セグメント>

開発途上地域における農林水産業研究を包括的に行う我が国唯一の研究機関として、複雑化・多様化する開発途上地域・熱帯亜熱帯地域の農林水産業と地球規模の食料システムに係る課題や開発ニーズに関する質・量ともに充実した情報を多角的に収集・分析し、地球環境や食料問題に関するオピニオンリーダーとして、国内外に広

く情報を発信する。

これらにより、国際機関、民間企業等との戦略的なパートナーシップを構築して、国内にも裨益する研究開発及び研究開発成果の社会実装に向けた取組を推進する。

## 第4 業務運営の効率化に関する事項

### 1 経費の削減

#### (1) 一般管理費等の削減

運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標とする。

#### (2) 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適正で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」の中で、定量的な目標や具体的な指標を設定し、取組を着実に実施する。

また、農研機構など他の独立行政法人との共同調達等の連携に積極的に取り組み、一層の効率化を図る。

### 2 組織・業務の見直し・効率化

#### (1) 組織・業務の再編

中長期目標の達成に向けて人材、研究資金等の研究資源を有効に活用できるよう、組織体制の整備や業務の見直しを行う。

法人内の業務のデジタル化のための環境を整備し、ICTを活用した業務の効率化、簡素化を図る。

上記の取組により、全体としての適切な人員配置と業務の最適化を図る。

#### (2) 研究施設・設備の集約（施設及び設備に関する計画）

研究施設・設備については、研究の重点化方向や老朽化の状況等を踏まえ、他の独立行政法人等の施設の利用等を検討した上で、真に必要なものを計画的に整備するとともに、有効活用に努める。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

### 1 収支の均衡

適切で効率的な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。

## 2 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守

「第4 業務運営の効率化に関する事項」及び1に定める事項を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和2年3月26日改訂）等を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理するとともに、一定の事業等のまとまり（セグメント）ごとに情報の開示に努める。

## 3 自己収入の確保

受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえて適切な対応を行う。

## 4 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### 1 ガバナンスの強化

#### (1) 内部統制システムの構築

国際農研の役割を効果的・効率的に果たすため、デジタルトランスフォーメーションを推進し、必要に応じて業務方法書等を見直しつつ、内部統制の仕組みを高度化し運用する。

その際、理事長のリーダーシップの下、各役員の担当業務、権限及び責任を明確にし、迅速かつ的確な意思決定を行う。また、各業務について、役員から現場職員までの指揮命令系統を明確化する。また、法人の目標や各業務の位置付け等について役職員の理解を促進し、役職員のモチベーションの一層の向上が図られるような取組を強化する。

特に、新型コロナウイルスにより生じた社会変化への対応や海外での研究活動に起因する事象を含めたリスクの把握と管理等の対策を徹底する。

## (2) コンプライアンスの推進

国際農研に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図る。

研究活動における不適正行為については、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局、林野庁長官、水産庁長官通知）等を踏まえ対策を推進する。

## (3) 情報公開の推進

公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、適切に情報公開を行う。

## (4) 情報セキュリティ対策の強化、情報システムの整備及び管理

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、めざましい変革を見せる情報セキュリティ技術を参考としつつ、より実践的な情報セキュリティモデルの導入を推進する。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

さらに、保有する個人情報や技術情報の管理を適切に行う。

情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を行う。

## (5) 環境対策・安全管理の推進

化学物質、生物材料等の適正管理等により研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、エネルギーの有効利用やリサイクルの促進に積極的に取り組む。

安全衛生面に関わる事故等を未然に防止するための管理体制を構築するとともに、災害等による緊急時の対策を整備する。

## 2 研究を支える人材の確保・育成

### (1) 人材育成プログラムの実施

優れた研究者を確保・育成するとともに、研究の企画及び評価、研究業務の支援、技術移転並びに組織運営など様々な分野の人材を育成するため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第24条に基づいて制定された国際農研の人材育成プログラムに基づき人材育成に取り組む。

その際、優れた研究管理者を養成する観点を重視する。また、計画的な養成が期

待される、研究業務の支援、技術移転活動等を行う人材について、キャリアパスを活用し育成する。

また、行政部局等との多様な形での人的交流の促進、研究支援の高度化を図る研修等により、職員の資質向上を図る。

## (2) 人事に関する計画

第5期中長期目標期間中の人事に関する計画を定め、業務に支障を来すことなく、その実現を図る。

その際、職種にとらわれず適材適所の人員配置を行うとともに、任期制やクロスアポイントメント制度等の多様な雇用形態や公募方式の活用を図る。また、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）等を踏まえ、優秀な女性・若手職員を積極的に採用するとともに、女性の幹部登用、ワークライフバランス推進等の男女共同参画の取組を強化する。

## (3) 人事評価制度の改善

職員の業績及び能力に対する公正かつ透明性の高い評価システムを運用する。

その際、研究職員の評価は、研究開発成果の行政施策・措置の検討・判断への貢献、研究開発成果が社会に及ぼす影響、技術移転活動への貢献、目標の達成度等を十分勘案したものとする。

人事評価結果については、組織の活性化と実績の向上を図る観点から、適切に処遇等に反映する。

## (4) 報酬・給与制度の改善

役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とする。

また、クロスアポイントメント制度や年俸制など研究業務の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入に取り組むとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与水準を公表する。

## 3 主務省令で定める業務運営に関する事項

積立金の処分に関する事項については、中長期計画に定める。

また、施設及び設備に関する計画については第4の2(2)、職員の人事に関する計画については第6の2(2)に即して定める。

# 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（国際農研）の使命等と目標との関係

## （使命）

我が国を代表する国際農林水産分野における研究機関として、食料・農業・農村基本計画等の政策の実現に向け、我が国を含む世界の農林水産技術の向上を図り、持続可能な農林水産業の発展に寄与すること。

## （現状・課題）

### ◆強み

- 開発途上地域における食料生産や地球規模の課題の解決に向けた研究を通して、SDGs等へ貢献
- 開発途上地域における多くの共同研究等の実績を有するとともに、G20首席農業研究者会議等では日本を代表する国際農林水産業分野における専門的な研究機関として参画し、国際社会においてもそのプレゼンスを発揮

### ◆課題

- より高度化・多様化・複雑化する地球規模の課題解決に向け、効率的に研究を進めるため研究課題や対象地域の一層の重点化
- 研究成果の社会実装に向けた取組や他の研究機関との連携の深化
- センター機能の強化に向けた情報収集・分析、プレゼンスの向上

## （環境変化）

- 地球規模課題の深刻化と我が国政府の取組の強化
- 我が国の食料の安定供給の確保に向けた施策の強化等
- SDGsを契機とした農業生産性の向上と地球環境保全の両立に対する意識の高まり
- 新型コロナウイルス感染症によって生じた社会変化への対応

## （中長期目標）

### ○研究開発の効果的・集中的な実施

地球規模課題の解決に向け、気候変動の影響を軽減しつつ環境に調和した強靱で持続的なシステムの構築を目指す取組や深刻な食料・栄養問題の解決のための生産性・頑強性向上に資する技術開発を強化するとともに、国際情勢の変化に応じ、アジア及びアフリカ地域を中心に対象地域の重点化を図る。

### ○センター機能の強化

開発途上地域・熱帯亜熱帯地域の農林水産業と地球規模の食料システムに係る課題や開発ニーズに関する情報を多角的に収集・分析し、地球環境や食料問題に関するオピニオンリーダーとして、国内外に広く情報を発信し、センター機能を強化する。

以下の点を特に留意

- ・研究対象地域における政治的・社会的な状況の変化や各種の災害、新型コロナウイルス感染症等による影響に対処し、第5期中長期目標達成と中長期計画の着実な実施を図るため、機動的かつ柔軟な対応ができる研究推進体制を構築する。
- ・開発途上地域及び我が国における研究人材の育成、研究開発成果の社会実装等を図るため、他の国立研究開発法人、行政部局や民間企業、NGO等の多様なパートナーとの協力、連携を強化する。
- ・多様な媒体やコミュニケーションツールを活用して研究開発成果や国際農研の活動の広報を更に推進する。

# 国立研究開発法人国際農林水産業研究センターに係る政策体系図

## 【政府の方針等】

### 食料・農業・農村基本計画〔令和2年3月31日閣議決定〕

\* 技術開発に係る主な内容は次のとおり。

1. デジタル技術の利活用の促進
2. スマート農業の加速化
3. イノベーション創出・技術開発の推進

その他、主な国の施策等

科学技術・イノベーション基本法、統合イノベーション戦略等。

## 【法人の目的】

### 試験研究により開発途上地域の農林水産業の技術向上に寄与

熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与する。

## 【法人の事業】

### 研究開発の推進（試験及び研究等）

- ・気候変動対策技術や資源循環・環境保全技術の開発
- ・新たな食料システムの構築を目指す生産性・持続性・頑強性向上技術の開発
- ・戦略的な国際情報の収集・分析・提供によるセンター機能の強化

4林整研第106号  
令和4年6月28日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

国立研究開発法人森林研究・整備機構の達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）の変更について（諮問）

このことについて、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の4第3項の規定に基づき、別添につき貴委員会の意見を求める。



国立研究開発法人森林研究・整備機構 第5期中長期目標 新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 業務の電子化</p> <p>国内外で新たなデジタル技術を活用した変革（デジタルトランスフォーメーション）が進む中、デジタル技術を活用した事務手続の効率化・迅速化を図るとともに利便性の向上に努める。また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図り、併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保する。<u>さらに、情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応する。</u></p> <p>このほか、多様で柔軟な労働環境を整備するため、業務の形態に応じたテレワークの導入を図る。</p>	<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 業務の電子化</p> <p>国内外で新たなデジタル技術を活用した変革（デジタルトランスフォーメーション）が進む中、デジタル技術を活用した事務手続の効率化・迅速化を図るとともに利便性の向上に努める。また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図り、併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保する。</p> <p>このほか、多様で柔軟な労働環境を整備するため、業務の形態に応じたテレワークの導入を図る。</p>

令和4年 月 日  
農 林 水 産 省

## 第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

### 1 我が国の森林及び林業施策の動向

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有しており、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に大きな役割を果たしている。

また、森林は、我が国が有する貴重な再生可能資源であり、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動とも深く結びついている。こうした森林の恩恵を国民が将来にわたって持続的に享受するには、これを適正に整備し、保全することが重要である。

我が国の森林面積のうち4割を占める人工林は、その半数以上が一般的な主伐期である50年生を超え、本格的な利用期を迎えており、木材の総需要量に占める国産材利用量の割合も上昇傾向で推移している。しかし、我が国の林業は、林業自体の不確実性に加え、採算性の悪化、森林所有者の経営意欲の低迷、国産材の流通構造の改革の遅れなど、依然として厳しい状況にある。

このため、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展という森林・林業基本法が掲げる基本理念を実現し、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図るため、「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）が策定された。当該計画に基づき、農林水産省は、森林の整備及び保全を図りつつ、効率的かつ安定的な林業経営の育成、木材加工及び流通体制の整備、木材の利用拡大等に取り組んでいる。

また、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）で示された国全体の科学技術の方針等を踏まえ、我が国の森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発の方針である「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」（平成29年3月林野庁策定）が定められ、これに基づき森林・林業・木材産業分野の研究課題等の解決に取り組んでいる。

さらに、「国土強靱化基本計画」（平成30年12月14日閣議決定）に基づき農山漁村における人命・財産の保護、二次被害の防止・軽減等を図るため、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施、地域で生産される木材の積極的な利用等に取り組んでいる。

### 2 法人の沿革と使命

国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林研究・整備機構」という。）の前身である国立研究開発法人森林総合研究所は、明治38年に改組創設された農商務省山林局林業試験所を母体とし、森林及び林業に関する総合的な研究等を通じ森林の保続培養を図り、林業技術の向上への寄与を目的に独立行政法人として、平成13年4月に設立された。その後、平成19年4月に独立行政法人林木育種センターと統合し、

森林・林業・木材産業と林木育種に関する研究開発を実施する我が国最大の総合的な試験研究機関となった。また、平成 20 年 4 月から独立行政法人緑資源機構が実施していた水源林造成事業等を経過措置として承継し、平成 27 年 4 月からは森林保険業務が政府から移管され、平成 29 年 4 月からは、「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改称し、新たなスタートを切ることになった。

国は、国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成 11 年法律第 198 号）第 3 条において、森林研究・整備機構の目的を定めている。その中で森林研究・整備機構は、①森林及び林業に関する試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布、水源を涵養するための森林の造成等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与し、もって林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資すること、②森林保険業務を効率的かつ効果的に行うことを目的とされている。

森林研究・整備機構は、森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関として、また、水源林造成業務及び森林保険業務を行う機関として、上述 1 の国の政策のほか、社会的要請に対応し、国や地方公共団体、他の独立行政法人、産業界など幅広い関係機関と緊密に連携しながら、業務を総合的・効果的に実施し、政策課題の解決に積極的に貢献していくことを通じて、森林の保続培養と林業技術の向上、国産材利用の拡大に寄与し、林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資するという使命・役割を担っている。

### 3 法人の現状と課題

研究開発業務においては、多様な分野の専門家の協働による総合力と機動力、豊富な研究蓄積、支所・育種場等を地域拠点とする全国ネットワーク、国内外の様々な研究機関との連携協力の実績を強みとして、森林・林業・木材産業に関する国の政策や地域ニーズに応える研究開発及び林木育種を先導的に行っている。また、高い専門性を活かし、調査、分析、鑑定、講習、試験研究に必要な標本の生産等を行っているほか、台風被害、豪雨災害等の緊急調査及び東日本大震災の復興支援等についても引き続き取り組むことが求められている。

特に林木育種分野では、ゲノム解析・編集技術などの育種技術の高度化及びその基盤となる林木遺伝資源の収集・保存・評価を行っている。また、林業の成長産業化に向けて、造林コストの低減にも資する優良品種の開発と原種生産・配布、技術支援が必要な海外の林木育種に対する技術協力にも取り組んでいる。今後は、優良品種の早期普及に向けて、原種の配布等を一層推進することが求められている。

第 4 期中長期目標期間では、研究開発成果を最大化するための「橋渡し」機能を強化し、造林の低コスト化技術の開発、高層木造建築の実現に必要な基準改正等への貢献、工業原料としての改質リグニンの開発等、産学官の連携と研究成果の社会還元に向けた取組に注力し、所期の成果を収めてきた。第 5 期中長期目標期間においても、引き続きこれらの課題に取り組むとともに、社会実装を一層推進することが求められている。

水源林造成業務においては、整備局・水源林整備事務所を拠点として、森林所有者、

造林者（林業事業体）及び地方公共団体（特に市町村）との緊密な連携・信頼関係の下、奥地水源地域であって所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない森林等において、育成複層林や針広混交林等の森林造成や間伐などの森林整備を行い、水源涵養機能等の公益的機能を高度に発揮させるための施策を実施しており、引き続き推進することが求められている。

森林保険業務においては、火災、気象災及び噴火災による森林の損害を補償する総合的な保険として、森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネットの役割を果たしており、引き続き林業経営の安定と被災後の再造林の促進による森林の多面的機能の発揮のために必要不可欠な制度として運営することが求められている。

さらに、第4期中長期目標期間では、研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携により、森林施業や森林気象害リスクに係る研究成果を水源林造成や森林保険に活用する等、各業務の連携が事業に効果を発揮したことから、第5期中長期目標期間においても、各業務の連携を一層強化し、技術・業務の高度化や研究開発成果の幅広い普及などの相乗効果を拡大させることが重要となっている。

加えて、スマート林業の推進等、林業・木材産業の新たなニーズに対応するため、異分野・異業種との連携を一層強化する必要があるが、研究成果の社会還元及びこれらを進めるための知的財産や情報セキュリティに関する人材が不足しており、これらのマネジメント体制の整備が課題となっており、併せて人材の確保・育成も必要となっている。また、水源林造成業務及び森林保険業務に関し高度な専門知識と管理能力を有する人材の確保・育成を図ることが課題となっており、これらの課題の解決に向けた取組も必要となっている。

#### 4 法人を取り巻く環境の変化

我が国の人工林は、その半数以上が一般的な主伐期である50年生を超え、本格的な利用期を迎えており、国土の保全、水源の涵養等の森林の有する公益的機能を将来にわたって発揮させていくことと併せて、地域の再生のために、この人工林資源を「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用をすることが重要となっている。一方、林業・木材産業の重要な担い手の基盤である山村の多くは、人口減少や高齢化に加え、シカ等による森林被害の深刻化等を背景に、農林業の生産活動の低迷等に直面し、集落の消滅が増加するなど厳しい社会経済状況に置かれている。このため、森林資源の循環利用に向けた林業の成長産業化及び森林の公益的機能の発揮並びにこれらを通じた山村の活性化（地方創生）を目指し、産学官一体となった総合的な取組を行うことが急務となっている。また、今後、少子高齢化と人口減少により、新設木造住宅着工等の木材需要の単純な増加が見込まれることは困難な情勢であり、木材需要を喚起するためには、我が国の木材供給においては、品質・性能、価格や量等の面において競争力のある木材製品の供給を強化するとともに、消費者等の多様なニーズ、エシカル消費等への動きを理解し、木材の特長を活かした価値・魅力のある商品、あるいは木材の合法性が確認されているなどSDGs（持続可能な開発目標）に配慮した商品を提供することが重要である。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に、テレワーク等の新しい生活様式の定着が見られており、分散型社会の可能性の拡大やデ

デジタル技術によるイノベーションなどのポストコロナ時代の社会像において、森林・林業・木材産業も新たな役割を果たすことが求められている。

さらに、「統合イノベーション戦略 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）では、総合知による真の“Society 5.0” 実現のため「戦略的に進めていくべき主要分野」の一つに食料・農林水産業が挙げられており、林業の生産性・安全性・収益性の向上が求められている。

また、森林研究・整備機構には「林業イノベーション現場実装推進プログラム」（令和元年 12 月林野庁策定）に基づき、経験則だけでなく ICT を活用した森林資源管理、資源・境界情報のデジタル化、造林作業や木材生産の現場の労働災害の減少や重労働などからの脱却を目指す自動化機械の開発、早生樹等の利用拡大など、スマート林業への貢献に取り組むことのほか、木質系新素材を社会実装化し、石油由来製品の代替材としての利用を進め、林業の枠を超える産業・価値を創出することも期待されている。

加えて、近年、集中豪雨等の気象害が頻発・激甚化し、森林・山村や下流域に甚大な被害が発生していることから、「国土強靱化基本計画」等を踏まえた治山事業や森林整備、森林における気象害等に対するセーフティネットとしての森林保険の更なる普及等に積極的に取り組んでいくことが必要となっている。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 5 次評価報告書において、人為的な影響が現在の地球温暖化の支配的原因である可能性が極めて高いことが指摘され、また、平成 28(2016)年 11 月にはパリ協定が発効したところであり、森林に対して、生物多様性がもたらす生態系サービスの持続的利用や気候変動及びその影響の軽減を始め、様々な面で持続可能な社会の実現に重要な役割を果たすことが期待されている。また、パリ協定では「産業革命期からの平均気温の上昇幅を 2℃未満とし 1.5℃に抑えるよう努力する。」との目標が国際的に共有され、平成 30(2018)年に公表された IPCC の特別報告書では、この目標の達成には「2050 年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされた。我が国においても、2050 年までに温室効果ガスの排出をゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しており、森林についても、森林整備や優良品種の早期普及等による二酸化炭素吸収量の拡大を図るとともに、木材・木質新素材については、木材・木質製品の利用や石油由来製品の代替材等による二酸化炭素蓄積効果を一層発揮させる取組が期待される。

国連は令和 12(2030)年を年限とする「持続可能な開発目標（SDGs）」を定めており、森林に対して、様々な面で持続可能な社会の実現に重要な役割を果たすことが期待されているが、世界ではいまだに森林の減少や劣化が止まない状況が続いており、国際社会と連携した森林による二酸化炭素吸収量の増強、生物多様性の維持・保全、森林減少・劣化の抑制、森林の回復や持続可能な利用などの取組が一層求められている。

また、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画策定に向けた議論では、人文・社会科学との融合や産学官連携による分野、組織等を横断した多様な連携に取り組むべきとしている。このほか、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）が改正され、AI や IoT など科学技術・イノベーションの急

速な進展を踏まえ、人文科学を含む科学技術の振興とイノベーション創出の振興を一体的に図ることとされている。

こうした新たなニーズや社会情勢、技術変革に対応するため、森林研究・整備機構は、農林水産省「「知」の集積と活用」産学官連携協議会において平成28年度から設立してきたプラットフォームなども活用し、必要により異分野との連携を更に推進するなどの対策を講ずる必要がある。

## 第2 中長期目標の期間

森林研究・整備機構の中長期目標の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

## 第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

森林研究・整備機構は、第1の位置付け及び役割を果たすため、1研究開発業務の各重点課題、2水源林造成業務、3森林保険業務、4特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。

### 1 研究開発業務

森林・林業・木材産業及び林木育種に関する研究開発を総合的、網羅的に推進しつつ、森林環境問題の解決、山地災害防止機能等の森林の持つ多面的機能の高度発揮、林業及び木材産業の持続的発展等、国の政策や社会ニーズをより一層的確にとらえた研究開発を実施する。こうした基本的な方向に即して、将来のイノベーションにつながる技術シーズの創出を目指すために重要な基礎研究についても、適切なマネジメントの下、着実に推進する。

研究開発の推進に当たっては、その成果を最大化し、得られた成果の速やかな社会還元、橋渡しを図られるよう、以下の取組を強化する。

(研究開発成果の最大化のための連携の推進)

イノベーションの創出に寄与するため、産学官連携の研究開発プラットフォームの活動を活発化させ、産学官及び異分野との連携を推進する。この際、必要に応じて、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用する。

また、地域のニーズや課題に対応するため、各地域の諸会議や森林研究・整備機構が有するネットワーク等を活用し、必要な研究・技術情報について、支所・育種場等を地域の拠点として連携を推進する。一方、国際的な課題の解決に向けては、地球規模の気候変動や森林を取り巻く環境の変化等の国際的な課題に対応するため、森林・林業基本計画等の政策の実現に向けて、森林の公益的機能の維持増進等に資するという法人の使命を踏まえ、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター等の国立研究開発法人との協力関係を強化し、各法人が有する技術シーズや研究資源の相互活用を図り、役割分担を明確にした上で国内外の研究機関、国際機関等との連携を推進する。

(研究開発成果の社会還元と知的財産等の管理・活用)

研究開発で得られた成果や科学的知見等については、学術論文等による公表はもとより、森林・林業・木材産業や行政施策に活用され、新たな木材需要の創出や森林整備・保全の低コスト化等に向けた社会実装を促進するよう、産業界等に向けた広報、国内外の規格や標準化への寄与、人材育成の支援、行政への提供、災害時の緊急対策への協力等を通じて、社会への還元と橋渡しを図る。

加えて、特許など知的財産に関する戦略を明確化し、そのマネジメントを推進する。また、研究開発成果のオープンサイエンス化に向け、研究データの適切な公開・提供を推進する。

#### (研究開発の重点課題)

研究開発を着実かつ効率的に実施できるよう以下の3つの重点課題と、その下に9つの戦略課題を設定し、理事長のリーダーシップの下で、支所、育種場等も含めた全国ネットワークを活用して、総合的な研究開発を推進する。

- (1) 環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発
- (2) 森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発
- (3) 多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種

中長期目標期間を超えて取り組む必要のある長期モニタリングや遺伝資源の確保等基盤事業のほか、種苗の生産・配布については、それぞれ適切な重点課題の下に位置付け、実施する。

研究課題の評価については、別途定める評価軸及び指標等に基づき、外部有識者等の意見も踏まえ、法人自ら厳格に実施するとともに、評価結果に基づき、研究の進捗状況、社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行う。

#### (1) 環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発

地球規模の気候変動や森林を取り巻く環境の変化に伴い、気候変動の影響の顕在化、気象災害の激甚化、生物多様性の劣化等、国内外の森林域で様々な問題が生じている。

平成27(2015)年の気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択されたパリ協定では、世界全体の平均気温上昇を工業化以前と比較して2℃高い水準を十分に下回るものに抑えること及び1.5℃高い水準までのものに抑えるための努力を継続することや、森林等の吸収源及び貯蔵庫を保全し、強化する行動の実施等が定められた。

また、平成22年(2010)年の生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された愛知目標では、生物多様性の保全と生態系サービスの恩恵を強化することが示されたが、令和2(2020)年に同条約補助機関会合で公表された地球規模生物多様性概況第5版によれば、愛知目標の達成状況は不十分であり、中長期的に生物多様性の損失を減らし、生態系サービスを持続可能な形で利用する方策が求められている。

一方、東日本大震災からおおよそ10年が経過したものの、特に原子力災害の影響のモニタリングや、影響を受けた地域における森林・林業再生への取組が引き続き重要となっている。

このため、以下の3つの戦略課題を設定し、森林の持つ多面的機能を健全に発揮させることで、国内外の森林環境問題の解決や国土強靱化に資する研究開発を推進する。

【重要度：高】 【困難度：高】：下記ア、イ、ウ記載のとおり。

#### ア 気候変動影響の緩和及び適応に向けた研究開発

森林における温室効果ガスのモニタリングや吸収・排出量算定の改善に資する技術を開発する。また、森林生態系のモニタリングと科学的知見に基づき、森林・林業分野への気候変動の影響をより詳細に評価、予測する手法を開発する。さらに、国内外において、森林の有する多面的機能を活用した気候変動影響の緩和及び影響への適応のための研究開発を推進する【重要度：高】。これらの目標を中長期目標期間終了時まで達成する。

【重要度：高】：「農林水産省気候変動適応計画」（平成30年11月改定）では、我が国の気候変動への適応に関する技術や経験を活用して開発途上国の適応の取組を支援することが必要とされ、重要度が高い。

#### イ 森林生物の多様性と機能解明に基づく持続可能性に資する研究開発

森林施業等の人為や環境変動が生物多様性に及ぼす影響を解明し、その変化を予測する。また、里山等における生物多様性がもたらす生態系サービスが、持続可能な形で利活用されるための社会的要因を解明する。さらに、森林生物が関係する人獣共通感染症や侵略的外来種等が地域の生物多様性や国民に及ぼす新たなリスクを解明し、リスクを低減させる技術を開発する【困難度：高】。

【困難度：高】：人獣共通感染症や侵略的外来種の制御には、生物学的な基礎研究から社会的要因への対策まで多角的な研究が必要であり、困難度が高い。

#### ウ 森林保全と防災・減災に向けた研究開発

極端な気象現象が森林域の災害拡大に及ぼすメカニズムを解明し、山地災害や森林気象害の予測、防止及び被害軽減のための技術を高度化する。また、長期観測データベースの整備を進めつつ、森林域における水循環及び物質循環メカニズムを解明し、森林環境の変動や気候変動が水循環や物質循環に与える影響を評価する。さらに、原子力災害で被災した地域の森林・林業の再生を支援するため、森林内の放射性物質に関する調査・研究、森林の利用再開に向けた技術開発等を推進する【重要度：高】。これらの目標を中長期目標期間終了時まで達成する。



【重要度：高】：「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年12月20日閣議決定）では、森林・林業の再生に向けて、放射性物質モニタリングや各種実証等による知見の収集等を引き続き行うこととされており、重要度が高い。

## （2）森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発

我が国の人工林の多くが本格的な利用期を迎えている中、森林資源の循環利用を進めるための低コスト造林技術の開発や新たな木材需要の創出、風水害に強い森林整備などを進める必要がある。また、クリーンウッド法の施行に伴い、合法性が確認された木材の利用促進が求められている。

一方、山村地域では、若年層を中心に人口の流出が著しく、過疎化や高齢化が更に進み、所有者が不明な森林の増加や林業労働力の減少のほか、地域経済の低迷といった問題が顕在化している。厳しい地形条件などに起因する労働生産性の低さや労働災害発生率の高さといった林業特有の課題を克服し、林業・木材産業の成長産業化や、木質系新素材等従来の林業の枠を越えた新たな価値の創出を図るため、林野庁においては、令和元(2019)年12月に林業イノベーション現場実装推進プログラムが策定され、近未来の林業のあるべき姿が提示されている。また、山村地域の新たな雇用や収入機会を確保するためには、基幹産業たる林業及び木材産業のみならず、地域資源を活かした産業を育成することで、山村経済の内発的な発展を促すことが不可欠である。

以上を踏まえ、再生可能な資源である木質資源と森林空間を持続的に利用しながら、安全・安心で豊かな循環型社会を実現するため、また、森林資源の循環利用を通じ、我が国の人工林の若返りを図り、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、以下の4つの戦略課題を設定し、川上から川下までの森林に関わる産業の一体的発展と山村振興に資する研究開発を推進する。

【重要度：高】 【困難度：高】：下記ア、イ、ウ、エ記載のとおり。

### ア 林産物の安定供給と多様な森林空間利用の促進に資する研究開発

新たな計測技術や情報技術を用いた森林資源の評価及び計画技術を開発する。高度なセンシング技術等の応用により、造林・育林作業の低コスト化・省力化に資する新技術の開発を行う【重要度：高】。これらの目標を中長期目標期間終了時まで達成する。また、林業における労働安全性と生産性の向上、流通の効率化のために、AI（人工知能）を応用した省力化・自動化に向けた研究開発を行う【困難度：高】。さらに、健康、観光、教育等の分野における森林空間利用が、利用者や山村振興に及ぼす効果について科学的エビデンスを示す。持続可能な木材利用と林業経営の確立、山村振興、新たな木材需要の創出等に資する社会科学的研究を強化する。

【重要度：高】：人工林の本格的な利用期を迎え、主伐後の再造林を確実にする

ため、再造林技術の低コスト化は極めて重要度が高い。

【困難度：高】：労働安全性の向上には、機械開発とともに、作業システムの見直し、労働条件やインフラの整備等多角的な研究が必要であり、困難度が高い。

#### イ 生物特性を活用した防除技術ときのこ等微生物利用技術の開発

森林に生息する様々な生物の環境に対する反応や相互関係の解明を進め、これらの知見をもとにニホンジカやカシノナガキクイムシ等病虫獣による森林・林業被害を効果的に軽減する技術を開発する【困難度：高】。また、きのこの等の病害虫を防除する技術を高度化する。さらに、菌根性食用きのこなどの安全な特用林産物の生産等の技術開発を行う。

【困難度：高】：ニホンジカの生息域や樹木害虫による被害地域が拡大する中で、人口減少等を考慮した効率の高い対策技術の開発は困難度が高い。

#### ウ 木材利用技術の高度化と需要拡大に向けた研究開発

大径材の加工・流通システムを開発するとともに、国産早生樹等の材質・加工特性を解明し利活用技術を開発する。また、非住宅・中高層建築物等への利用拡大に向けた、CLT（直交集成板）の利活用技術や超厚合板等の新たな木質材料を開発する【重要度：高】。これらの目標を中長期目標期間終了時まで達成する。さらに、木質材料や木質構造の耐久性、安全性、快適性、環境優位性等に関わる研究開発を推進する。

【重要度：高】：非住宅・中高層建築物等の新分野に向けた利活用技術と木質材料の開発は、木材需要の拡大にとって極めて重要度が高い。

#### エ 木質新素材と木質バイオマスエネルギーの社会実装拡大に向けた研究開発

木質資源を原料とした、セルロースナノファイバー及び改質リグニン等新素材の社会実装を進めるための開発を行う。また、汎用性の高い新たな生分解性素材等を開発し、開発した新素材を低コストで安定的に製造するための技術を開発する【困難度：高】。さらに、木質資源を原料として食や健康に関わる機能性素材等を開発するとともに、木質バイオマスエネルギーを活用するための小規模分散型システムの安定性、効率性及び経済性を高めるための技術開発を行う。

【困難度：高】：木質資源から必要とする成分を分離する際に、品質の安定性、高収率及び低コストを高いレベルで両立させる必要があるため、困難度が高い。

### (3) 多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種

森林資源の充実に伴い主伐が増加する中、森林の多面的機能の維持・増進を図りつつ、持続的な林業経営を確立するためには、優良な品種の開発及びその早期普及が必要となっている。

特に、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」（平成 20 年法律第 32 号）に規定する特定母樹は、二酸化炭素の吸収作用の保全・強化の観点からも大きく期待されている。

また、品種の開発から原種苗木（種穂を採取するために必要な母樹となる苗木）の生産及び都道府県等への配布までに長期間を要している現状から、品種開発や原種苗木生産の高速化、効率化を図る必要がある。

さらに、気候変動が生物多様性に及ぼす影響を考慮すると、全国ネットワークを活用した林木遺伝資源の収集・保存がますます重要となっている。

このため、以下の 2 つの戦略課題を設定し、優良品種の開発、育種基盤の充実、原種苗木の生産及び普及の加速化等を推進する。

【重要度：高】：下記ア、イ記載のとおり。

#### ア 林木育種基盤の充実による多様な優良品種の開発

再造林の低コスト化、花粉発生源対策、気候変動適応等の社会的、経済的ニーズに対応した優良品種を開発する【重要度：高】。これらの目標を中長期目標期間終了時まで達成する。また、品種開発に必要な育種素材等の収集及び保存、ゲノム育種に必要な遺伝子情報の整備等による林木育種基盤の充実を図る。

【重要度：高】：優良品種の開発は、主伐後の確実な再造林の実施、花粉発生源対策及び森林吸収源対策等のために極めて重要度が高い。

#### イ 林木育種技術の高度化・拡張と特定母樹等の普及強化

ゲノム編集による育種技術、効率的な形質評価技術、原種苗木の増産技術等を開発する。また、特定母樹を始めとする優良品種の原種苗木の生産体制を強化し、都道府県等に対して計画的に配布する【重要度：高】。これらの目標を中長期目標期間終了時まで達成する。さらに、優良品種の特性表の作成・公表、採種穂園の造成や林木育種等に関する技術指導及び海外の林木育種に対する技術協力を引き続き推進する。

【重要度：高】：優良品種の普及には、都道府県において当該品種の採種穂園を早期に造成する必要がある、そのためには、採種穂園を構成する原種苗木を安定的に供給することが極めて重要度が高い。

## 2 水源林造成業務

水源林造成業務については、自然災害が頻発・激甚化する中で、流域保全等における役割への期待が高まっていることから、森林所有者、造林者及び市町村等の関係者との連携強化を一層図りつつ、以下のことに取り組む。

### (1) 事業の重点化

流域保全の取組を強化する観点から、事業の新規実施に当たっては、流域治水との連携も図りながら、水源涵養機能等の強化を図る重要性が高い流域内で森林の整備を行い、既契約地周辺の森林と合わせて面的な整備にも取り組む。

また、新規の分収造林契約については、広葉樹等の現地植生を活かしつつ、長伐期かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散する施業方法に限定するとともに、既契約地については、育成複層林誘導伐とその後の植林を積極的に進めるなど、適切な森林整備及び保全管理に努めることにより、脱炭素社会の実現にも貢献する。

## (2) 事業の実施手法の高度化のための措置

地球温暖化防止や森林資源の循環利用、林業及び木材産業の成長産業化等に資するため、水源林造成業務の実施に当たっては、成長の早い苗木などの新しい技術の活用や低コスト化など森林整備技術の高度化に取り組むとともに、育成複層林誘導伐等により、地域の需給動向を踏まえた安定的かつ効果的な木材供給の推進に努める。

## (3) 地域との連携

自然災害発生時における被災森林の迅速な復旧を図るとともに、林業関係者等へ森林整備技術の普及及び水源林造成事業に対する理解の醸成を図るため、地域との連携強化や支援に取り組む。

# 3 森林保険業務

## (1) 被保険者へのサービス向上

森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について、①必要な人材の確保、②各種手続の効率化、③業務委託先を含めた業務実施体制の強化、④迅速な保険金の支払い、のための取組を推進し、被保険者へのサービスの向上を図る。なお、保険金の支払いの迅速化に向けた取組により、損害発生通知書を受理してから損害実地調査完了までに要する期間の短縮を図る。

## (2) 制度の普及と加入促進

災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定と森林の多面的機能の維持及び向上を図るため、森林保険の制度の普及と加入促進に係る以下の①から③の取組を推進する。

- ① ウェブサイト等の各種広報媒体の活用により、森林所有者等に森林保険の概要や最新の情報等を分かりやすく発信する。
- ② 関係諸機関との連携を図りつつ、森林所有者を始め森林・林業関係者に対して幅広く森林保険を普及する活動を実施する。また、新規加入の拡大及び継続加入の増加に向けた効果的な加入促進活動を実施する。
- ③ 森林保険業務の委託先であり森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、森林保険業務の更なる能力の向上を図る。

### (3) 引受条件

これまでの森林保険等における事故率や近年の自然災害の発生傾向のほか、森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、引受条件の適切な見直しを通じて保険運営の安定性の確保等に向け取り組む。

### (4) 内部ガバナンスの高度化

金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。

## 4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務

林道の開設又は改良事業及び特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務について、徴収及び償還業務を確実に行う。

## 5 研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携の強化

林業の持続的な発展、気候変動への対応及び国土強靱化等に向けて、各業務が有する技術・知見・蓄積したデータ、全国に展開するネットワークやフィールドを相互に活用するなど、森林研究・整備機構の強みである業務間の連携を強化し、先端技術の活用によるスマート林業の実証試験、林木育種で開発したエリートツリー等の植栽試験、森林災害に係るリスク評価等に取り組む。

## 第4 業務運営の効率化に関する事項

### 1 一般管理費等の節減

研究開発業務のうち運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標とする。

水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とをあわせた一般管理費（公租公課、事務所賃借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標とする。

森林保険業務の一般管理費（公租公課、事務所賃借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標とする。

### 2 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野における調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実

施する。

### 3 業務の電子化

国内外で新たなデジタル技術を活用した変革（デジタルトランスフォーメーション）が進む中、デジタル技術を活用した事務手続の効率化・迅速化を図るとともに利便性の向上に努める。また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図り、併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保する。さらに、情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応する。

このほか、多様で柔軟な労働環境を整備するため、業務の形態に応じたテレワークの導入を図る。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

「第4 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。

### 1 研究開発業務

独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和2年3月26日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示する。

また、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の獲得の拡大等により自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中長期目標の方向に即して、特許実施料の獲得など積極的かつ適切な対応を行う。

### 2 水源林造成業務

適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間（令和3年4月1日から令和8年3月31日）中に長期借入金について448億円を確実に償還する。また、事業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表する。

### 3 森林保険業務

#### （1）積立金の規模の妥当性の検証

外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会において、積

立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。

その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年ごとのバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり、長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえる。

## (2) 保険料収入の安定確保に向けた取組

森林保険業務の安定的な運営に資する保険料収入の安定確保に向けて、効果的な加入促進等に取り組む。

## 4 特定中山間保全整備事業等

適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間（令和3年4月1日から令和8年3月31日）中に長期借入金について112億円を確実に償還する。

## 5 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。

特に、職員宿舍第1号（杉並区和田）、職員宿舍第16号（豊島区池袋）及び取手宿舍（取手市）については、国への返納措置又は売却に向け、関係機関と調整を行う。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### 1 施設及び設備に関する事項

地球温暖化対策推進本部において決定した「日本の約束草案」（平成27年7月17日）及び「日本のNDC（国が決定する貢献）」（令和2年3月30日）を踏まえ、維持・管理経費節減、温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネルギーの推進や維持に努めるとともに、可能な施設については使用電力の一部を再生可能エネルギー電気とする。また、必要性・緊急性を考慮しつつ、老朽化施設や研究開発業務の実施に必要な施設及び設備を計画的に整備する。その際、共同利用施設である農林水産研究情報総合センター等の活用を一層推進することとし、さらに、他省庁、他法人、地方公共団体等の施設の共同利用等の可能性を検討しつつ、効率的な施設の利活用と整備に努める。

施設の整備等に当たっては、新農林水産省木材利用推進計画（平成22年11月農林水産省策定）に基づき、木材利用を推進する。

## 2 広報活動の促進

新たな木材需要や森林の整備・保全に係る研究成果の社会実装の促進、優良品種の活用や水源林造成及び森林保険の重要性等に関する情報の発信を推進するとともに、国土の約3分の2を占める森林の多面的機能、林業・木材産業の振興及び木材利用の促進等に対する広報活動を推進し、幅広い世代の国民の理解の醸成を図り、人材の確保・育成にもつなげる。

このため、利用者が使いやすい形で、プレスリリース、ウェブサイト、SNS 及び広報誌等の最適なメディアを戦略的・効果的に活用する。また、シンポジウム及び展示会への出展等により積極的に広報活動を行う。

## 3 ガバナンスの強化

### (1) 内部統制の充実・強化

内部統制については、効果的かつ効率的に業務を運営していけるよう、内部統制システムの有効性を確認しながら、PDCAサイクルが有効に働くマネジメントを適切に行うことが重要である。

このため、関係通知や業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、研究開発業務・水源林造成業務・森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制の更なる充実・強化及び着実な運用を図る。また、法人の目標や各業務の位置付け等について役職員の理解を促進し、役職員のモチベーションの一層の向上が図られるよう取り組む。

新たな感染症の流行を含めた各種リスクへの適切な対応のためのリスク管理の強化を図るとともに、職員に対し適切な業務執行を図るためのルールの周知徹底を行う。また、監査従事職員の資質の向上を図ることにより、内部監査を効率的・効果的に実施する。

### (2) コンプライアンスの推進

森林研究・整備機構に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識の向上を図る。

特に、研究活動における不適正行為については、政府が示したガイドライン等を踏まえた対策を推進する。

また、コンプライアンス確保のためにPDCAサイクルの取組の徹底など必要な取組が十分に機能するよう、外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催する。

## 4 人材の確保・育成

### (1) 人材の確保・育成

業務を効率的かつ効果的に推進するため、「人材確保・育成方針」を策定し、職員の適切な配置等を図る。

研究開発業務においては、国籍や性別を問わず、若手や異業種・異分野などの多



様な研究者や技術者、知的財産や情報セキュリティ等に関する高度な専門性を有する人材の確保に努める。このほか、研究成果の社会実装化を推進するため、新たなニーズに対応する異分野との連携の必要性が拡大したこと等を踏まえ、他組織との人的連携の一層の強化を図る。

水源林造成業務においては、新卒者の採用に加え必要に応じて即戦力となる社会人経験者の採用も図るなど、必要な人材を確保する。

森林保険業務においては、新卒者の採用に加え、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。

また、個人の資質や経歴、年齢に応じた人材育成を行うこととし、研修等の実施を通じて、職員を様々なキャリアパスに誘導するよう努める。特に研究職員については、産学官を結集したプロジェクトをマネジメント可能な人材の育成を図るとともに、研究者の流動化や人材交流等によりスキルアップを図る。

## (2) 人事評価システムの適切な運用

職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。その際、研究職員の評価は、研究業績のみならず、研究開発成果の行政施策・措置の検討・判断への貢献、技術移転活動への貢献等を十分に勘案したものとする。また、一般職員等の評価は、国が実施する評価制度に準じたものとする。

人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。

## (3) 役職員の給与水準等

役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とし、透明性の向上や説明責任の確保のため、役職員の報酬・給与水準を公表する。

## 5 ダイバーシティの推進

テレワーク等を活用して、ワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備するとともに、多様な人材がそれぞれの能力を存分に発揮できる多様な働き方が可能な職場環境の充実を図る。

また、男女ともに働きやすい職場づくりを目指し、男女共同参画を推進する。さらに、ダイバーシティを尊重し合う意識を啓発するため、イベント等を通じて地域社会や関係機関とも連携協力して、ダイバーシティの実現に向けて取り組む。

## 6 情報公開の推進

公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、適切に情報公開を行う。

また、森林保険業務に関する情報公開に当たっては、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考と

する。

## 7 情報セキュリティ対策の強化

政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえ、また、業務の電子化の推進にも対応できるよう、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報通信技術の高度化等の新たな変化に対応できるよう、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組み、法人の情報セキュリティ対策を強化する。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報保護を推進する。

## 8 環境対策・安全管理の推進

森林研究・整備機構環境配慮基本方針に沿って環境目標及び実施計画を作成し、化学物質、生物材料等の適正管理等により、研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、環境負荷低減のため、エネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。また、事故等の未然防止に努めるとともに、災害等による緊急時の対応を的確に行う。

水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生の確保に努める。

4 水推第 5 2 9 号  
令和 4 年 6 月 2 7 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

国立研究開発法人水産研究・教育機構の達成すべき業務運営に関する目標  
(中長期目標) の変更について (諮問)

このことについて、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の4第3項の規定に基づき、別添につき貴委員会の意見を求める。

第5期中長期目標（変更案）	第5期中長期目標（現行）
<p>第1～5（略）</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 情報セキュリティ対策の強化、<u>情報システムの整備及び管理</u></p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策の統一基準群とその改定の方向性を踏まえて、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直して情報セキュリティ対策を講ずることとする。そしてサイバー攻撃に対する防御力や組織的対応能力の強化に取り組み情報漏洩を防止する体制を確立するとともに、実践的なセキュリティモデルの導入を推進する。</p> <p>また、対策実施の達成状況を評価し、それに基づいて情報セキュリティ対策の改善を図るという PDCA サイクルを実行する。また、保有する個人情報の管理を適切に行う。</p> <p><u>情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を行う。</u></p> <p>5（略）</p>	<p>第1～5（略）</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 情報セキュリティ対策の強化</p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策の統一基準群とその改定の方向性を踏まえて、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直して情報セキュリティ対策を講ずることとする。そしてサイバー攻撃に対する防御力や組織的対応能力の強化に取り組み情報漏洩を防止する体制を確立するとともに、実践的なセキュリティモデルの導入を推進する。</p> <p>また、対策実施の達成状況を評価し、それに基づいて情報セキュリティ対策の改善を図るという PDCA サイクルを実行する。また、保有する個人情報の管理を適切に行う。</p> <p>5（略）</p>

# 国立研究開発法人水産研究・教育機構 中長期目標（案）

令和3年2月26日

令和 年 月 日変更  
農 林 水 産 省

## 第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

### 1 政策体系における水産研究・教育機構の位置付け及び同機構を取り巻く状況

#### (1) 法人の位置付け

国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下、「水産機構」という。）は、水産に関する技術の向上に寄与するための試験及び研究等を行うとともに、さけ類及びます類のふ化及び放流（個体群維持のためのものに限る。）を行うほか、水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授を行うことを目的とする（国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成11年法律第199号）第3条第1項）。また、これに加え、海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第3条第1項に規定する海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等を行うことを目的としている（同法同条第2項）。

国においては、現下の水産業を取り巻く状況の変化等に対応して、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就労構造の確立を目指すため、水産政策の改革を進めることとしている。

これらを実現するため、同機構は、水産業に関する調査、研究、技術開発・移転、教育等を専門的に実施する日本で唯一の研究開発法人として、我が国の水産研究をリードし、水産業のもつ潜在力を引き出すことにより、食料自給率等の維持向上を図り、国民に水産物を安定的に供給する使命に貢献するとともに、研究成果を積み重ねることにより、漁業者の信頼の構築と国民の負託に応え、水産界にイノベーションを起こして、水産政策の改革の一翼を担うことが期待されている。

#### (2) 法人のこれまでの取組

水産機構は、水産庁付属の9つの研究所により発足した水産総合研究センターを母体として、平成15年度に海洋水産資源開発センター、日本栽培漁業協会の業務等を、平成18年度にさけます資源管理センターの業務等を承継した。また、平成28年度には水産大学校と統合して現在の水産機構となり、それぞれの組織の統合効果を最大限に発揮するとともに、研究開発成果の最大化及び教育内容の高度化を図ってきた。

同機構は、全国に先進的な分析機器を装備した研究拠点、高等教育機関でもある水産大学校、複数隻の漁業調査船/漁業練習船を有するとともに、資源生態、

海洋環境、繁殖・育種、利用加工、経済分析等を専門とする水産及び関連分野の研究者、教員を擁し、規模のみならず研究対象とする分野の広がりにおいて、我が国最大の水産研究機関である。組織の中に研究開発、教育、現場実証試験等、多様な性格を持つ拠点を複数有しているため、新たな資源管理システムの構築、国際資源管理への積極的な対応、漁船漁業の先進的な漁法等の企業化、また水産業界のニーズに応える人材育成を行うなど、研究開発、現場実装及び教育に亘る問題解決のための一貫した取組が可能となっている。

他方、漁業情報等を活用した情報収集、そのための「スマート水産業の推進」、AI等の最先端技術に関する多様な人材の育成・確保等が課題となっている。

このような状況の中で、今後必要とされる調査・研究等を将来にわたり着実に、かつ、効果的・効率的に推進し、水産政策の改革の目指す水産資源の適切な管理を実現するための資源評価対象種の拡大と評価手法の高度化、水産業の成長産業化の柱となる養殖業の成長産業化等に適切に対応できるよう、従来、海区割りを基本に9研究所で構成していた研究開発部門を、水産資源研究所と水産技術研究所の2研究所に再編する組織・業務の見直しを行い、令和2年7月に新たな組織体制を発足させた。

### (3) 法人を取り巻く環境

近年、我が国においては、漁船の高船齢化、漁業者の減少・高齢化の進行など水産物の生産体制が脆弱化するとともに、水産資源の減少等により生産量が減少傾向にある。このような状況の中で、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指すこととして「農林水産業・地域の活力創造プラン」が平成30年6月に改訂された。

これを受けて、国は、平成30年12月に漁業法を改正し、新たな資源管理の導入、許可漁業の見直しや漁業権等の海面利用に関する制度の見直しを行った（令和2年12月施行）。令和元年12月には「水産新技術の現場実装推進プログラム」を策定し、水産業の生産性の向上や労働負担の軽減に向けて、ICT、AI等を活用したスマート技術の現場導入を加速化することとしている。

さらに、令和2年7月には、養殖業の振興に本格的に取り組むため、「養殖業成長産業化総合戦略」を策定し、戦略的養殖品目を定めるとともに持続的な養殖生産の推進、研究開発の推進などといった、成長産業化を実現するための対策を示した。

このほか、SDGsや環境を重視する国内外の動きや、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を契機とした生産・消費の変化などの政策課題に対応するため、我が国の食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための新たな戦略として、「みどりの食料システム戦略」を策定することとしている。

水産機構においても、これらの行政の動きに呼応して、新たな漁業法において同機構が行う業務とされた水産資源調査・評価の高度化、輸出拡大にも寄与する

漁業・養殖業の発展のための研究開発、気候変動、不漁問題への対応、漁業就業者の減少を見据えた生産性の向上、人材育成など、一層優れた研究開発成果等を生み出し、それを現場に速やかに提供することを通じて、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化等の施策実現と「みどりの食料システム戦略」への貢献に結びつけることが重要である。

## 2 本中長期目標期間における水産機構の重点事項

こうした現下の状況や「水産政策の改革」等が目指す政策の方向を踏まえ、我が国の水産研究の中核的実施機関として、水産に関する国の政策で求められている役割を果たすため、令和3年度から始まる新たな中長期目標期間における水産機構の重点事項を以下のとおりとする。また、実施した業務について、評価と改善を行う。

- (1) 水産資源の評価・管理についてはMSYベースの評価を加速させ、対象魚種の拡大を図るとともに、国際的に見て遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法を開発し、社会実装することにより、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化等の施策実現に寄与するものとする。また、国際水域等の水産資源管理のため、国際的な資源評価に参加するなど科学的な視点から積極的に対応する。
- (2) 養殖業成長産業化総合戦略に定める戦略的養殖品目を中心として、マーケット・イン型養殖業を、産官学の連携や異分野融合などを通じて推進するとともに、養殖業の成長産業化に必要な研究開発・市場開発を推進することにより、施策実現に寄与するものとする。
- (3) ICT、AI及びロボット技術等の活用による漁労省力化や新たな魚種の養殖手法等の技術開発成果を用い、生産から流通・販売までを含めた一体的な実証調査を行うなど社会実装への取組を推進することにより、漁業経営の安定等に係る施策実現に寄与するものとする。
- (4) 水産に関する学理・技術の教授及びこれらに関連する研究を行い、水産業が直面する諸課題に的確かつ効果的に対処する中核的な人材を育成する教育を実施することにより、施策実現に寄与するものとする。

## 第2 中長期目標の期間

水産機構の中長期目標の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

## 第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

本中長期目標期間においては、「水産資源の適切な管理と水産資源の成長産業化の両立」と「漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造の確立」を目指した水産政策の改革等を踏まえ、我が国の水産研究をリードして、水産業の持つ

潜在力を引き出すことにより、食料自給率等の維持向上を図り、国民に水産物を安定的に供給する使命に貢献するとともに、研究成果を積み重ねることにより、漁業者の信頼の構築と国民の負託に応えるものとする。

水産資源研究所、水産技術研究所、開発調査センター及び水産大学校の4部門においては、それぞれを所掌する理事によるトップマネジメントの下で研究開発等を推進するとともに、各部門をまたぐ横断的な課題等に対しては、プロジェクト化して臨機応変に対応する体制を構築して取り組む。

また、水産業の成長産業化に貢献する研究並びにその周辺を支える多様な人材の育成及び確保・活用、外国等の研究機関及び研究者との連携強化、一定の事業等のまとまりごとの適切な資金配分、研究者の能力を最大限に引き出す研究開発環境の整備、目標達成への達成水準及び達成時期を明確にした年次計画策定に基づく進捗管理による効率的な研究の運営に努める。

さらに、マーケット・インの考え方に基づいた、新たな研究シーズの発掘にも取り組むほか、研究開発業務と人材育成業務の連携に立脚したイノベーションを推進し、民間企業、他の研究機関及び大学との連携による異分野融合を通じた成果の最大化・普及促進を図るとともに、国際問題への積極的な対応、知的財産の活用促進と研究成果等の社会還元強化、広報活動の推進等に取り組む。

なお、以下の1に示す研究開発業務の各重点研究課題、2に示す人材育成業務及び3に示す研究開発マネジメントをそれぞれ一定の事業等のまとまりとして、別添1及び別添2に掲げる評価軸等に基づいて評価を実施する。

## 1 研究開発業務

水産機構が取り組む研究開発業務は、次の3つの課題に重点化し、効率的かつ効果的に推進する。

水産業の持続可能な発展のための水産資源に関する研究開発（別紙「重点研究課題1」）については、水産資源研究所が主となり取り組む。資源評価の高度化及び評価種の拡大への対応、それを支えるICT等の基盤研究、水産資源と気候変動による海洋環境変動に関する研究を行うとともに、さけます資源の回復・管理に係る研究を行う。

水産業の持続可能な発展のための生産技術に関する研究開発（別紙「重点研究課題2」）については、水産技術研究所が主となり取り組む。養殖業の成長産業化に向けた技術開発研究や、水産業を支える工学、沿岸・内水面環境、安全・安心な水産物の供給に係る研究開発を行う。

漁業・養殖業の安定的な生産確保のための開発調査（別紙「重点研究課題3」）については、開発調査センターが主となり取り組む。これまでに得られた研究開発成果を踏まえた実証実験を行う等により、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を進め、研究成果の最大化と社会実装を進める。

さらに、養殖技術開発、漁獲物の利用・保存技術開発、不漁と気候変動による海洋環境変動の関係解明といった、多くの分野間の連携が必要となる課題については、総合的対応を可能とするプロジェクトチームを臨機応変に設定して取り組み、問題



の着実な解決を図る。また、民間企業等と共同で再生可能エネルギーの水産業への導入を図る地域活性化プロジェクト研究をはじめ、水産機構外の異分野と融合した研究開発を推進し、社会実装を目指す。

## 2 人材育成業務

水産機構が取り組む人材育成業務については、意欲ある学生の確保対策を強化するとともに、研究成果の教育への活用、水産業界との共同の取組等による自己収入の拡大を推進し、水産に関する学理及び技術の教授を通じて、水産業を担う中核的な人材育成を推進する。

水産業が直面する諸課題に的確かつ効果的に対処すべく、水産業及びその関連分野で活躍できる人材を育成するため、必須である水産に関する学理・技術の教授及びこれらに関連する研究を行う。

### (1) 水産に関する学理及び技術の教育

水産資源の持続的な利用、水産業の担い手の確保、安全な水産物の安定供給など水産業の課題や水産政策の新たな方向性を踏まえ、裨益する水産業界との取組、インターンシップや見学・実習等の充実、研究所の研究者による講義も含め新しい研究成果等の教育への積極的な反映など、水産の現場における科学的知見の集積ポイントとして機能するよう、教育内容の高度化等を図る。これらにより、水産業、水産政策の重要課題に的確に対応する幅広い見識と技術、実社会での実力を発揮するための社会人基礎力（職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力）を有する、創造性豊かで水産の現場における問題解決能力を備えた人材を育成する。

また、資源管理の高度化等の国の方針及びその科学的背景を効果的に教授して水産試験場職員等の育成に資する取組を強化することなどにより、社会人を含めた人材の育成を推進する。

#### ア 本科

本科では、水産全般に関する基本的な知識の上に、各学科の専門分野の教育・研究を体系的に行い、水産の専門家として活躍できる人材を育成する。

諸分野が総合的・有機的に関連する水産業・水産学の特徴に鑑み、低学年での動機付け教育から高度の専門教育までを体系的かつ総合的に実施する。漁業練習船、実験実習場等を活用した実地体験型教育の充実を図りつつ、水産に関する最新の行政・産業ニーズ等の動向を的確に反映した教育を実施する。その際、問題解決に向けた企画から実施、解決までに至る一連の取組を主導できる能力を育む教育を実施する。

#### イ 専攻科

水産の現場で不可欠な水産系海技士の育成を図るため、船舶運航、漁業生産管理、船用機関、水産機械等に係る知識と技術を備えるための専門教育と、水

産に係る広範な知識と技術を取得させるための教育を、本科関連学科の段階から一貫教育で実施する。これにより、上級海技士資格を有する水産系海技士として活躍できる人材を育成する。その際、三級海技士資格取得を前提に、二級海技士筆記試験受験者の合格率 80%を目指す。(前中長期目標期間(令和元年度まで)の実績:85.9%)

#### ウ 水産学研究科

水産学研究科では、本科又は他大学で身に付けた水産に関する専門知識と技術を基盤に、水産業及び水産政策の重要課題解決に向け、さらに専門性の高い知識と研究手法に関する教育・研究を行い、水産学の進歩に貢献する。これにより、水産業、水産行政、調査研究等において、高度な技術指導や企画・開発業務で活躍できる人材を育成する。

#### (2) 教育機関としての認定等の維持

水産の専門家として活躍できる人材を育成するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による教育課程の認定及び一般社団法人日本技術者教育認定機構(JABEE)による技術者教育プログラムの認定並びに国土交通大臣による船舶職員養成施設としての登録を維持する。

#### (3) 大規模災害や広域感染症流行下での教育の継続

大規模災害や広域感染症流行に備えて、平時から ICT 等を活用したカリキュラムを積極的かつ適切に導入するとともに、対面とオンラインの併用など、緊急時においても柔軟な受講を可能とすることにより、教育を継続できる仕組みを構築する。さらに、遠隔ツールを活用し、学生に確実かつ迅速な情報伝達を行うことにより、適切に支援できる体制を整える。

#### (4) 水産に関する学理及び技術の教授に係る研究

研究は、教育と一体かつ双方向で実施すべき業務であり、かつ、水産政策の改革等の国の方針に則して、水産業を担う中核的な人材を育成する教育を行うことが求められていることを踏まえ、高等教育機関として、その基盤となる研究を行う。

また、その研究は、水産業が抱える課題への対応を十分意識したものとし、それに携わった学生の水産の現場における問題解決能力の向上が図られるものとする。

#### (5) 就職対策の充実

水産大学校で学んだ水産に関する知識や技術を就職先で活かせるよう、就職対策の実施に当たり、水産関連企業、地方自治体等との連携・取組を充実させ、水産業及び国、地方自治体等を含むその関連分野への就職割合が 80%以上確保されるよう努める。(前中長期目標期間(令和元年度まで)の実績:84.3%)

(6) 学生生活支援等

ア 学生生活支援

経済面やメンタル面を含めて学生生活全般にわたる助言、指導等の学生支援を進める。

イ 成績優秀者等の表彰

成績優秀者等の表彰により、学生のモチベーションの向上を図る。

(7) 自己収入の拡大と教育内容の高度化及び学生確保の強化

ア 裨益する水産業界との取組

裨益する水産業界等との取組により、事業者等の要請に的確に応えつつ、質の高い教育が行われるよう、教育内容の高度化を図るとともに、企業等からの寄附、研究費受入れ等の推進を通じて、自己収入の拡大に向けた適切な措置を講ずる。

イ 学生確保の強化

少子化の影響から大学進学者数が減少する中、水産業を担う中核的な人材を育成するための教育が持続的に行えるよう、意欲ある学生の確保対策を強化する。

ウ 教育内容の充実

輸出促進等を進めることで水産業の成長産業化を実現し、水産日本の復活を目指す政策が推進されている状況に鑑み、現在のカリキュラムの内容が学生や企業等の変化し続けるニーズや水産政策に即しているかを不断に検証し、水産業の現場への貢献を意識したカリキュラムの再編等を通じて、教育内容の充実に向けた取組を行う。

**【重要度：高】**

水産業を担う中核的な人材を育成する教育プログラムを持続的に行い、水産業及びその関連分野を担う有為な人材を輩出することは、水産政策の改革等を踏まえたものであり、施策実現に寄与する重要な業務であるため。

**【困難度：高】**

海技士国家試験の合格や水産業及びその関連分野への就職は、教育等を通じて学生自らが成果をあげるものであり、かつ、雇用情勢の変化等の影響を受けることから、これまで以上にセミナー等の開催や学生の意識向上のための取組など最大限の努力が必要となる。また、国土交通省運輸局が公表する海技士国家試験の合格率や水産庁調べによる水産系他大学の水産業及びその関連分野への就職率の実績を踏まえると、相当の努力を必要とする高い数値目標を掲げており、達成が困難な目標と位置付けられるため。

### 3 研究開発マネジメント

#### (1) イノベーションの推進及び他機関との連携

水産業の成長産業化に結び付く今後必要となる調査・研究等を、着実かつ効果的・効率的に推進するため、産官学、特に民間との連携を積極的に行い、異分野融合を通じた取組を実施する。また、研究成果の実装によるイノベーションの推進に向け、国・地方行政や漁業現場等の声に耳を傾け、成長産業化に係るニーズを把握するとともに、都道府県や民間企業等との連携による研究施設等の共同利用等を推進する。

研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用する。

また、漁業現場の技術的ノウハウを積極的に取り入れ、漁業・養殖業の現場に広く技術の普及、共有を図るハブ機能としての役割も果たせるよう連携して取り組む。

連携に当たっては、海洋に関する幅広い情報の収集による水産資源評価等への活用や研究成果の社会実装の推進を図ることを念頭に、連携の枠組みに合わせた適切な知的財産の管理や研究分担の明確化、包括的連携協定の締結など、効率的かつ効果的な連携を可能とするよう配慮する。

#### (2) 国際的な研究協力の推進

水産業の持つ潜在力を引き出すことにより、食料自給率等の維持向上を図り、国民に水産物を安定的に供給に貢献するという使命等を踏まえ、国際機関等との共同研究等を通じて水産に関する科学の国際的な発展を図る等の国際的な視点に基づいた研究開発を推進する。

また、人材育成における国際貢献に向け、発展途上国の人材の受入研修及び国際機関等への人材の派遣等に積極的に対応する。

#### (3) 知的財産の活用促進

研究開発によって得られた成果を我が国の水産業の競争力強化に結び付けていくには、特許等の知的財産を国内の企業や漁業経営体に円滑に活用してもらう必要がある。このため、農林水産研究における知的財産に関する方針（平成 28 年 2 月農林水産技術会議）等を踏まえ、知的財産の取得を進め、当該取得した権利を保護しつつ普及を図ることとする。

#### (4) 漁業者等の信頼関係の構築

都道府県水産研究機関に対して、最新かつ実践的な水産資源の調査、評価、管理等のための手法等を教授するとともに、漁業の現場を担う人々に対しては、水産資源の調査や管理における科学的根拠、手法等への理解を得ることに努め、関係者の知見を広げつつ知識の底上げを図ることにより、民間も含めた資源評価の

理解増進に貢献する。

#### (5) 広報活動の推進

水産分野における唯一の国立研究開発法人として、水産物の安定供給と水産業の健全な発展に資する研究開発情報や成果、人材育成の状況を、ウェブサイトなどの多様なメディア等を活用して分かりやすく国民に広く周知し、水産機構の活動を認知してもらうとともに成果の活用の促進を図る。

#### (6) 研究開発業務と人材育成業務の相乗効果の発揮

水産機構は、水産に関する研究開発、現場実証及び教育にわたる分野を有し、問題解決のための一貫した取組が可能な法人の特色を最大限に活かし、研究開発業務と人材育成業務の相乗効果の発揮による研究ニーズの発掘、教育の高度化等を図り、中長期目標達成に向けミッションを遂行する。

#### (7) PDCA サイクルの徹底

水産機構の業務については、適切かつ厳正な評価を行い、それに基づき不断の業務改善を行う。評価に当たっては、外部専門家や有識者の活用などにより適切な体制を構築する。また、評価結果をその後の業務推進にフィードバックするなど、PDCA サイクルを徹底する。

#### (8) その他の行政対応、社会貢献

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）第 32 条の規定に基づき、同条第 2 項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を実施する。

また、各種委員会等への職員の派遣、検討会等への参画等のほか、国の施策に対しても積極的な対応を行うとともに、新たな課題や災害等への緊急事態に対しても、迅速に対応する。

さらに、気候変動、水産物の安全、輸出促進への対応など、それ以外の国の施策に対しても積極的な対応を行う。

### 第 4 業務運営の効率化に関する事項

#### 1 業務運営の効率化と経費の削減

##### (1) 一般管理費等の削減

運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、中長期目標期間中、令和 2 年度予算額を基準として、一般管理費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比 3 % の抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比 1 % の抑制を行うことを目標とする。

##### (2) 調達合理化

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25

日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現するため、毎年度策定する調達等合理化計画の中で、定量的な目標及び具体的な指標を設定し、着実に実施する。

特に短期間での納入が必要な研究開発用品については、公正性を確保しつつ、迅速な調達方法の一層の推進を図る。

### (3) 組織・業務の効率化

組織再編を踏まえ、効率的な業務の実施を図るため各研究所、水産大学校の管理部門及び本部の役割分担を更に明確化し、組織の合理化に取り組む。

また、国の行政の業務改革に関する取組方針(平成28年8月2日総務大臣決定)等を踏まえ、業務改革や働き方改革に資する取組として、無線LANの活用、フリーアドレス化、ペーパーレス化等のオフィス改革に取り組む。

### (4) 施設・設備等の適正化と効率的運用

組織再編を踏まえ、研究開発に必要な研究・教育環境の維持及び向上を目的として、効率性を重視した施設・設備等の計画的な整備を行う。整備に当たっては、国公立研究機関、大学等との相互利用を含め、効率的な運用を図る。

漁業練習船「天鷹丸」については、人材育成及び研究開発の双方の業務に従事する運航体制を保持し、効率的に運用する。

また、資源評価の高度化や評価対象種の拡大に対応するために資源調査を行う漁業調査船の効率的かつ効果的な運用を図るとともに、漁業から得られるデータや民間用船等による調査の充実等も踏まえ、水産機構における調査体制の検討を進め、必要な代船建造等漁業調査船の更新・整備を図る。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

### 1 収支の均衡

適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。繰越欠損金が発生した場合には、速やかに欠損金解消計画を定め、予算に関する計画を見直すこと等により、確実な解消に取り組む。

### 2 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守

「第4 業務運営の効率化に関する事項」及び「第1 政策体系における法人の位置付け及び役割に定める事項」を踏まえた中長期目標期間中の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理単位として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、引き続き収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を維持する。

一定の事業等のまとまりごとにセグメントを設定し、研究分野別セグメント情報などの開示に努める。

また、開発調査センターが担う社会実装・企業化分野の推進においては、勘定区分経理の適切な運用の下、資源調査・評価等に資する知見の取得にも積極的に取り組みつつ、海洋水産資源開発勘定の収支均衡の確保に努める。

### 3 自己収入の確保

受託研究や民間企業との共同事業により開発技術やノウハウを提供することを推進する等による外部資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。特に独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中長期目標に即して、適切に対応する。

### 4 保有資産の処分

独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行う。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### 1 ガバナンスの強化

#### (1) 内部統制システムの充実・強化

国立研究開発法人に課された研究開発成果の最大化、独立行政法人の基本的な方針である業務の効率的な実施、あらゆる組織に求められる健全な組織運営等の要請に応えるためには、業務全般にわたる適正性が担保されるよう、適切なガバナンスを実施していく必要がある。

このため、「独立行政法人の業務の適性を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項を適正に実行するほか、組織として研究不正を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化するなど内部統制システムの更なる充実・強化を図る。その際、理事長のリーダーシップと十分な情報共有の下、業務全般にわたり適切な運営を推進する。

研究開発活動等における研究の不正行為、研究費の不正使用及び不適切な行為については、政府が示したそれぞれの当該行為に係るガイドライン等を踏まえて整備した関係規程及びその具体的な運用により、公正な研究開発業務の推進を図る。

#### (2) コンプライアンスの推進

コンプライアンスは、社会的信頼性の維持・向上、研究開発業務、人材育成業

務等の円滑な実施の観点から継続的に確保されていくことが不可欠である。また、コンプライアンスは組織内で完結するものではなく、共同研究のパートナー、物品購入等を含む契約の相手先等、全てのステークホルダーとの間でも推進されるべきものであることに留意する必要がある。これらの点を踏まえ、役職員等全員がその重要性を理解し、業務のあらゆる場面で、コンプライアンスの推進を図る。

## 2 人材の確保・育成

### (1) 人事に関する計画

#### ア 人事計画等

中長期目標期間中の人事に関する計画を定め、業務に支障を来すことなく、その実現を図る。

その際には、職種にとらわれず適材適所の人員配置を行うとともに、公募方式等の多様な採用形態の活用を図る。イノベーションの創造や社会連携の推進、研究成果の社会実装の促進及び水産業の成長産業化を支える多様な人材の育成や確保のため、民間企業、他の研究機関、他の大学等との人材交流を行う。

#### イ 人材の確保

研究開発職員及び教育職員の採用に当たっては、試験採用及び選考採用並びに任期付研究員を組み合わせ、優秀な人材の発掘に努め、中長期目標達成に必要な多様な人材を確保する。

また、再雇用者の活用を図る。

研究・教育業務に最大の効果を発揮して水産機構に求められる役割を果たすために、研究・教育から社会実装、ICT 分野等の専門家、組織運営等各部門における多様な人材が必要であり、これら人材の確保と育成を進める。

#### ウ 効果的な人材育成の実施

研究開発職や教育職のみならず、技術職や事務職を含め、社会連携、知的財産戦略推進及びスマート水産業推進など多様化する業務に対応可能な人材を育成するため、人材育成プログラムに基づき、適切なキャリアパスを構築し、長期的な視点で人材育成に取り組む。また、行政部局等との人的交流を促進し、組織の活性化を図るとともに、職員の資質向上につなげる。

#### エ 男女共同参画

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）等を踏まえ、全ての職種において男女共同参画の推進を図る。

### (2) 人事評価システムの適切な運用

職員の業績及び能力の評価については、研究開発業務及び人材育成業務を併せて行う研究開発法人として、研究成果の最大化及び教育内容の高度化に資するような公平かつ透明性の高い人事評価システムの適切な運用に努める。その際、研



研究開発職員の評価は、研究開発業績のみならず、研究開発成果の行政施策、推進の検討・判断への貢献、技術移転活動への貢献、漁業者への研究開発成果等の周知・紹介による信頼性確保への貢献等を十分に勘案したものとする。

また、人事評価結果については、組織の活性化と実績の向上を図る観点から、適切に処遇等に反映する。

### (3) 役職員の給与水準等

役職員の給与については、職務の特性や国家公務員、民間企業の給与等を十分勘案した支給水準とする。

また、研究開発業務の特性に応じて柔軟な報酬・給与制度の導入に取り組むとともに、透明性の向上や説明責任の確保のため、給与水準を公表するものとする。

## 3 情報公開の推進等

公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき適切に情報公開を行う。

## 4 情報セキュリティ対策の強化、情報システムの整備及び管理

政府機関の情報セキュリティ対策の統一基準群とその改定の方向性を踏まえて、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直して情報セキュリティ対策を講ずることとする。そしてサイバー攻撃に対する防御力や組織的対応能力の強化に取り組み、情報漏洩を防止する体制を確立するとともに、実践的なセキュリティーモデルの導入を推進する。

また、対策実施の達成状況を評価し、それに基づいて情報セキュリティ対策の改善を図るというPDCAサイクルを実行する。また、保有する個人情報の管理を適切に行う。

情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を行う。

## 5 環境対策・安全管理の推進

化学物質、生物材料等の適正管理などによる研究開発活動等に伴う環境への影響に十分配慮するとともに、安全衛生面に関わる事故を未然に防止する管理体制の整備を行う。また、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用やリサイクルの促進に積極的に取り組む。

また、新型コロナウイルス感染症によって生じた社会変化に対応し、テレワークやオンラインを用いて容易に業務ができるネットワークの構築、船舶職員への簡易検査受診体制の整備等、広域感染症流行下での業務運営体制の構築等を進める。

4 畜産第 7 0 5 号  
令和 4 年 6 月 2 7 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

独立行政法人農畜産業振興機構の達成すべき業務運営に関する  
目標（中期目標）の変更について（諮問）

このことについて、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条  
第 3 項の規定に基づき、別添につき貴委員会の意見を求める。

独立行政法人農畜産業振興機構中期目標新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項 1～7 (略)</p> <p><u>8 情報システムの適切な整備及び管理</u> <u>情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を検討する。</u></p> <p>第5・第6 (略)</p>	<p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項 1～7 (略) [新設]</p> <p>第5・第6 (略)</p>

## 独立行政法人農畜産業振興機構中期目標

平成 30 年 3 月 1 日制定  
平成 31 年 2 月 27 日改正  
令和 4 年 月 日改正  
農 林 水 産 省

### 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割

我が国は、超高齢化社会や人口減少社会の到来といった国内の社会情勢の変化だけでなく、グローバル化の進展といった世界的な環境の変化に直面している。農業分野においても、食料の安定供給を確保するとともに、農業を発展させるためのスピード感のある取組が求められている。このため国は、食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定。以下「基本計画」という。）を決定し、農業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じて農業や食品産業の成長産業化を促進することとしている。

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、基本計画における農畜産業及び関連産業の持続的な発展に関する施策について、国民生活上重要な畜産物、野菜、砂糖及びでん粉（以下「農畜産物」という。）を対象に、農畜産物生産者の経営安定や農畜産物の安定供給を図るための対策等を実施している。

機構は、平成 15 年 10 月 1 日の設立以降、第 1 期から第 3 期中期目標期間において、経営安定対策、需給調整・価格安定対策、家畜疾病や自然災害等に係る緊急対策、情報収集提供業務等の的確な実施を通じて、農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与するという使命を果たしてきた。

こうした中、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴い決定された総合的な T P P 関連政策大綱（平成 27 年 11 月 25 日 T P P 総合対策本部決定）において、牛肉、豚肉、乳製品及び甘味資源作物について経営安定対策の充実等の措置を講ずることとされ、また、農業の競争力強化を実現するため、農業競争力強化プログラム（平成 28 年 11 月 29 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）が決定され、肉用牛・酪農の生産基盤の強化及び牛乳・乳製品の流通等の改革を推進することとされた。さらに、平成 29 年 7 月に日 E U 経済連携協定が大枠合意に至り、新たな国際環境に入ることを踏まえ、平成 29 年 11 月 24 日に改定された総合的な T P P 等関連政策大綱（以下「T P P 等政策大綱」という。）では、経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、経営安定対策の充実等の措置を講ずることとしている。

このように、機構の実施する経営安定対策や需給調整・価格安定対策等の業務は、国の施策の推進にとって一層重要となっていることから、機構は引き続き、国との連携強化を図りつつ、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、機動的かつ効率的に業務を実施することにより、国民の期待と信頼に応え、本中期目標の達成を図るものとする。

## 第2 中期目標の期間

機構の中期目標の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。

## 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

経営安定対策、需給調整・価格安定対策及び緊急対策の各業務については、基本計画等において示された国の政策目標等を踏まえつつ、農畜産業を巡る諸情勢の変化に的確に対応し、その効率的かつ効果的な実施を図る。

なお、独立行政法人の目標の策定に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定）における「一定の事業等のまとめり」は、1から5までの各業務とする。

### 1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務

#### （1）経営安定対策

国の政策目標である基本計画等を踏まえ、生産者が希望を持って畜産に従事できるよう、畜産経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等、肉畜・食肉等に係る補助事業等を以下のとおり実施する。

#### ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等

肉用牛・肉豚生産者の経営安定及び国産の牛肉・豚肉の安定供給を図るため、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「畜産経営安定法」という。）に基づき、肉用牛又は肉豚1頭当たりの粗収益が生産コストを下回った場合の交付対象生産者への交付金の交付等を行う。

（ア）肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から35業務日以内に交付する。

（第3期中期目標期間実績：－業務日）

（イ）肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。

（第3期中期目標期間実績：－業務日）

（ウ）肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から30業務日以内に交付する。

（第3期中期目標期間実績：－業務日）

（エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。

（第3期中期目標期間実績：－業務日）

#### イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等

肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づき、肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合に、肉用

子牛生産者補給交付金の交付等を行う。

(ア) 肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。

(第3期中期目標期間実績：11業務日)

(イ) 肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。

(第3期中期目標期間実績：5業務日)

#### ウ 畜産業振興事業

肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号。以下「機構法」という。）に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。

(第3期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%)

#### <目標水準の考え方>（第3の1の（1）のア及びイ）

アの（ア）及び（ウ）については、これまでの制度での交付金交付に係る対象者、申請件数、申請書類、審査内容等を考慮し、法制化後の交付手続の変更を勘案した水準の目標を、イの（ア）については、第3期中期目標期間の実績は乳用種だけの交付であったことから、乳用種に加え肉専用種及び交雑種にも交付する場合を考慮し、第3期中期目標期間と同水準の目標を設定した。

また、イの（イ）については、業務実績の取りまとめ、公表内容の確認等の事務手続きを考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第3期中期目標期間の実績と同水準の目標を、アの（イ）及び（エ）については、イの（イ）と業務内容が類似しているためイの（イ）と同水準の目標を設定した。

#### 【重要度：高】（第3の1の（1）のアの（ア）、（ウ）及びイの（ア））

基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。

#### （2）緊急対策

畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的

に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。

(第3期中期目標期間実績：18業務日)

#### <目標水準の考え方> (第3の1の(2))

緊急対策として行う事業の補助金等を申請する事業実施主体、事業内容等の具体化に要する期間を考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第3期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

#### 【難易度：高】 (第3の1の(2))

災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため。

## 2 畜産（酪農・乳業）関係業務

### (1) 経営安定対策

国の政策目標である基本計画等を踏まえ、生産者が希望を持って酪農業に従事できるよう、酪農経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、酪農・乳業に係る補助事業等を以下のとおり実施する。

#### ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等

生乳等の需給の安定及び酪農経営の安定を図るため、畜産経営安定法に基づき、対象事業者に加工原料乳生産者補給交付金の交付等を行う。

(ア) 加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する（対象事業者及び指定事業者から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。）。

(第3期中期目標期間実績：18業務日)

(イ) 加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に、ホームページで公表する。

(第3期中期目標期間実績：8業務日)

#### イ 畜産業振興事業

酪農・乳業に係る補助事業は、酪農・乳業の生産・流通の合理化を図るための事業その他の酪農・乳業に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。

#### (ア) 酪農対策

酪農経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行う。

このため、補填金の交付状況等に応じて所要の基金造成を行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から14業務日以内に行う。

(第3期中期目標期間実績：実績なし)

#### (イ) 補完対策

酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。

(第3期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%)

#### <目標水準の考え方> (第3の2の(1)のA及びイの(A))

Aについては、平成30年度に施行される制度改正に伴い、交付対象者は拡大するものの、交付申請等に係る手続きの流れに変更はないこと、電算システムの活用等を踏まえ、第3期中期目標期間の実績と同水準の目標を、イの(A)については、交付金等を申請する対象者、申請件数、申請書類、審査内容等を考慮し、他の基金造成事業と同水準の目標を設定した。

#### 【重要度：高】 (第3の2の(1)のAの(A)及びイの(A))

Aの(A)及びイの(A)については、基本計画に基づく経営安定対策として、加えて、Aの(A)については、TPP等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。

#### (2) 需給調整・価格安定対策

##### A 指定乳製品等の輸入・売買

指定乳製品等の需給の安定を図るため、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、畜産経営安定法に基づき、指定乳製品等の買入れ、売渡し等を以下のとおり実施する。

(ア) 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、その全量を輸入のための入札に付するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。

(第3期中期目標期間実績：輸入及び売渡しのための入札に付した数量の割合：100%)

(イ) 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められ



る場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。

ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。

(第 3 期中期目標期間実績：20 業務日)

(ウ) 上記 (ア) 又は (イ) により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。

(第 3 期中期目標期間実績：四半期終了月の翌月末)

(エ) 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 19 日までに、ホームページで公表する。

(第 3 期中期目標期間実績：翌月の 19 日)

#### イ 乳製品需給等情報交換会議の開催

脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。

(参考：第 3 期中期目標期間実績：6 回 (平成 29 年度実績))

#### <目標水準の考え方> (第 3 の 2 の (2) のアの (イ) ~ (エ))

アの (イ) については、輸入業者からの現品受領後の需要者への売渡し等の事務手続きを考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第 3 期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

また、アの (ウ) については、流通計画等の取りまとめを、アの (エ) については、業務実績の取りまとめを考慮し、公表内容の確認等の事務手続きを踏まえて、効率的な事務処理が行われたと考えられる第 3 期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

#### (3) 緊急対策

酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した酪農生産者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。

(第 3 期中期目標期間実績：18 業務日)

#### <目標水準の考え方> (第 3 の 2 の (3))

緊急対策として行う事業の補助金等を申請する事業実施主体、事業内容等の具体化に要する期間を考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第3期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

【難易度：高】（第3の2の（3））

災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため。

### 3 野菜関係業務

#### （1）経営安定対策

野菜については、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）等に基づき、生産者の経営安定と野菜の安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等を以下のとおり実施する。

その際、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）が農業保険法に改められ、収入保険が平成31年産から開始されることから、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう適切に対応する。

##### ア 指定野菜価格安定対策事業

指定野菜の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象野菜（野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。）の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。

生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。

（第3期中期目標期間実績：11業務日）

##### イ 契約指定野菜安定供給事業

あらかじめ締結した指定野菜の供給に係る契約につき指定野菜の価格の著しい低落があった場合及びあらかじめ締結した契約に基づき契約数量の確保を要する場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。

生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から21業務日以内に交付する。

（第3期中期目標期間実績：21業務日）

##### ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金を交付する。

助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日

から 11 業務日以内に交付する。

(第 3 期中期目標期間実績：11 業務日)

#### エ 業務内容等の公表

ア、イ又はウの事業の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。

(第 3 期中期目標期間実績：毎月)

#### オ 野菜農業振興事業

野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。

(第 3 期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%)

#### <目標水準の考え方> (第 3 の 3 の (1) のア～ウ)

交付金等を申請する対象者、申請件数、申請書類、審査内容等を考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第 3 期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

#### 【重要度：高】 (第 3 の 3 の (1) ア～ウ)

基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。

#### (2) 需給調整・価格安定対策

野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業については、野菜の需給の調整その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。

(第 3 期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%)

## 4 特産(砂糖・でん粉)関係業務

### (1) 経営安定対策

砂糖及びでん粉については、基本計画を踏まえ、地域経済におけるその重要性に鑑み、実需者ニーズに対応した生産や生産性の向上に向けた取組を推進し、価格調整制度による国内生産の安定を図るため、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和 40 年法律第 109 号。以下「糖価調整法」という。)に基づき、交付金の交付等を以下のとおり実施する。

#### ア 砂糖関係業務

甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に対する交付金の交付等を以下のとおり実施する。

(ア) 甘味資源作物交付金の交付

甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

(第3期中期目標期間実績：8業務日)

(イ) 国内産糖交付金の交付

国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

(第3期中期目標期間実績：18業務日)

(ウ) 業務内容等の公表

ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。

(第3期中期目標期間実績：翌月の15日)

イ でん粉関係業務

でん粉原料用いも生産者及び国内産いもでん粉製造事業者に対する交付金の交付等を以下のとおり実施する。

(ア) でん粉原料用いも交付金の交付

でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

(第3期中期目標期間実績：8業務日)

(イ) 国内産いもでん粉交付金の交付

国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

(第3期中期目標期間実績：18業務日)

(ウ) 業務内容等の公表

ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。

(第3期中期目標期間実績：翌月の15日)

<目標水準の考え方> (第3の4の(1)のア及びイ)

アの（ア）、（イ）及びイの（ア）、（イ）については、交付金等を申請する対象者、申請件数、申請書類、審査内容等を、また、アの（ウ）及びイの（ウ）については、業務実績の取りまとめ、公表内容の確認等の事務手続きを考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第3期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

【重要度：高】（第3の4の（1）アの（ア）、（イ）及びイの（ア）、（イ））

基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。

（2）需給調整・価格安定対策

砂糖及びでん粉の内外価格差の調整を図るため、糖価調整法に基づき、調整金の徴収を以下のとおり実施する。

ア 砂糖関係業務

機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。

（第3期中期目標期間実績：翌月の15日）

イ でん粉関係業務

機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。

（第3期中期目標期間実績：翌月の15日）

<目標水準の考え方>（第3の4の（2）のア及びイ）

業務実績の取りまとめ、公表内容の確認等の事務手続きを考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第3期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

## 5 情報収集提供業務

農畜産物の生産・流通関係者や需要者等に対して、需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）を適時適切に提供すること等を通じて、生産者の経営安定並びに農畜産物の需給及び価格の安定に寄与するよう、機構法に基づき、情報収集提供業務を以下のとおり実施する。

（1）調査テーマの重点化

需給等関連情報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、計画段階で情報利用者等の参画を得

て開催する委員会において検討する。

**【指標】**

情報利用者等の参画を得て開催する委員会が出された意見等を踏まえた、調査テーマの重点化。

(参考：第3期中期目標期間実績：委員会を年3回開催)

(2) 需給等関連情報の提供

需給等関連情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行うこととし、需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。

(第3期中期目標期間実績：需給関連統計情報は10業務日、需給動向情報は翌月)

(3) 情報提供の効果測定等

情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。

(第3期中期目標期間実績：4.1)

また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。

さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。

<目標水準の考え方> (第3の5の(2)及び(3))

(2)については、第3期中期目標期間の実績を踏まえつつ、事務処理に要する日数を勘案して設定した。

(3)については、第3期中期目標期間の実績を踏まえつつ、第3期中期目標期間の目標と同水準の目標を設定した。

**6 TPP等政策大綱への対応**

TPP等政策大綱では、TPP又は日EU経済連携協定の発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずることとしているため、国との緊密な連携(国からの通知を含む)の下、経営安定対策の充実等の措置が協定発効の日から円滑に実施できるよう準備を行うとともに、協定発効後は、当該業務を適切に実施する。

**第4 業務運営の効率化に関する事項**

**1 業務運営の効率化による経費の削減**

(1) 業務経費の削減

業務の見直し及び効率化を進め、業務経費(附帯事務費(特殊要因により増減する経費を除く。))については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。

## (2) 一般管理費の削減

業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。

## 2 役職員の給与水準

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。

## 3 調達等合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものを除き行わないこととするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。

また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を受ける。

### 【指標】

入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会における点検結果及びその反映状況。

（参考：第3期中期目標期間実績：委員会を年1回開催）

## 4 業務執行の改善

機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価及び補助事業についての審査・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。

## 5 機能的で効率的な組織体制の整備

業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。

## 6 補助事業の効率化等

### (1) 透明性の確保

透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、事業内容等の事業に関する各種情報を公表することとし、事業の採択の概要については、四半期終了

月の翌月末までに公表する。

また、事業の適切かつ円滑な実施の観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。

## (2) 効率的な事業の実施

効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、受理した要領、実施計画及び交付申請について、10 業務日以内に承認等を行うとともに、施設整備事業について費用対効果分析等の評価手法を踏まえた採択及び費用対効果分析を実施した施設整備事業についての事後評価を実施し、事後評価により効用が費用以下となる場合は、すべて改善指導を実施する。

また、畜産業振興事業等について、補助金の効率的な交付の観点から、国における事業の改廃にも資するよう、決算上の不用理由の分析を行うとともに、事業実施主体における基金について毎年度見直しを行う。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。

(第3期中期目標期間実績：要領等の受理から10業務日以内の承認等：99%)

### <目標水準の考え方> (第4の6の(2))

受理した要領、実施計画及び交付申請に係る承認等については、審査内容等を考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第3期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

## 7 ICTの活用による業務の効率化

T P P等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。

## 8 情報システムの適切な整備及び管理

情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を検討する。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

### 1 財務運営の適正化

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執行する。

独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。

また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区



分に基づくセグメント情報を開示する。

## 2 資金の管理及び運用

資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。

## 3 砂糖勘定の短期借入れに係るコストの抑制

砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」（平成 22 年 9 月農林水産省公表）に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。

## 第 6 その他業務運営に関する重要事項

### 1 内部統制の充実・強化

法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。

また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。

### 2 職員の人事に関する計画

機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握するとともに、研修等による人材の育成及び適切な配置を行う。

### 3 情報公開の推進

#### (1) 情報開示及び照会事項への対応

公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。

#### (2) 資金の流れ等についての情報公開の推進

機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を

受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。

特産関係（砂糖・でん粉）の交付金交付業務の運営状況等については、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。

また、畜産業振興事業により事業実施主体において造成された基金については、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。

このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを公表するとともに、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等、積極的に説明責任を果たすものとする。

#### 4 消費者等への広報

消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに、機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信する。

また、ホームページによる情報提供については、機構の最新の動向を正確かつ迅速に提供するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。

#### 5 情報セキュリティ対策の向上

サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第 1 項に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

#### 6 長期借入れを行う場合の留意事項

機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。

厚生労働省発年 0627 第 1 号  
4 経 営 第 9 2 2 号  
令 和 4 年 6 月 27 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤 田 道 隆 殿

厚生労働大臣 後 藤 茂 之  
( 公 印 省 略 )

農林水産大臣 金 子 原 二 郎  
( 公 印 省 略 )

独立行政法人農業者年金基金の達成すべき業務運営に関する  
目標（第 4 期中期目標）の変更について（諮問）

このことについて、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第  
29 条第 3 項の規定に基づき、別添につき貴委員会の意見を求める。

独立行政法人農業者年金基金中期目標新旧対照表（平成30年3月1日厚生労働省・農林水産省）

改正後	改正前
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 農業者年金事業            (1)・(2) (略)            (3) 情報システム管理業務            農業者年金記録管理システムの開発・改修等について、必要性及び緊要度の高いものから、計画的に開発・改修等を行い、インターネット等の電子情報ネットワークの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組む。  <u>情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。)に則り適切に対応する。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 (略)            2 電子化の推進  <u>「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)等を踏まえ、ICTの活用など業務の電子化による業務改善について検討し、その効果が見込まれ、かつ、実施可能なものから、工程表に基づき、順次、業務の電子化を推進する。</u>            特に、農業者年金記録管理システムについて、利用可能な受託機関の全てが利用することを目指し、その更なる利用の促進に取り組むとともに、マイナンバーによる情報連携の業務については、円滑かつ着実に実施する。<u>この場合において、情報システム整備方針に則り適切に対応する。</u></p> <p>3・4 (略)            5 組織体制の整備等            (1)・(2) (略)  <u>(3) 情報システムの整備及び管理</u>  <u>情報システム整備方針に則りPMOの設置等の体制整備を検討する。</u></p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 農業者年金事業            (1)・(2) (略)            (3) 情報システム管理業務            農業者年金記録管理システムの開発・改修等について、必要性及び緊要度の高いものから、計画的に開発・改修等を行い、インターネット等の電子情報ネットワークの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組む。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 (略)            2 電子化の推進  <u>「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成29年5月30日閣議決定)等を踏まえ、ICTの活用など業務の電子化による業務改善について検討し、その効果が見込まれ、かつ、実施可能なものから、工程表に基づき、順次、業務の電子化を推進する。</u>            特に、農業者年金記録管理システムについて、利用可能な受託機関の全てが利用することを目指し、その更なる利用の促進に取り組むとともに、マイナンバーによる情報連携の業務については、円滑かつ着実に実施する。</p> <p>3・4 (略)            5 組織体制の整備等            (1)・(2) (略)            (新設)</p>

## 独立行政法人農業者年金基金中期目標

平成 30 年 3 月 1 日  
変更：令和 4 年〇月〇日  
厚生労働省  
農林水産省

### 第 1 政策体系における法人の位置づけ及び役割

#### 1 国の政策等の背景となる国民生活

我が国の農業・農村は、都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進み、高齢者のリタイア等による農地の荒廃や、担い手の不足等による生産基盤の脆弱化が進行するなど、農業・農村を取り巻く環境は極めて厳しい状況であり、このままでは、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）の基本理念である食料の安定供給の確保と多面的機能の発揮に支障が生じるおそれがある。

また、我が国の農業構造は、土地利用型農業を中心に農業の将来を支える若い担い手の確保が十分に進んでおらず、農業就業者の高齢化が進み、60 歳以上が約 7 割、50 歳未満が約 1 割という著しくアンバランスな年齢構成となっており、高齢者のリタイアにより農業就業者が著しく減少していくことが見込まれている。

このため、今後、農地等の農業資源や農業経営が次世代に継承できなくなることが懸念されており、農業の内外からやる気のある若者を呼び込み、将来の農業を支える担い手として育成・確保することが喫緊の課題となっている。

#### 2 国の政策体系における法人の位置づけ

上記の課題に対応するため、国は、食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月 31 日に閣議決定。以下「基本計画」という。）を定め、産業政策と地域政策とを車の両輪として農政改革を推進し、強い農業と美しく活力のある農村の実現を目指して施策を展開することとしており、担い手の育成・確保については、「農業の内外からやる気のある若者を呼び込むための取組を推進するとともに、担い手が、将来展望をしっかりと持ちつつ、意欲的に経営発展に取り組むことができる環境を整備する」（基本計画第 1 の 2 の（4））ことを基本的な視点として、施策を推進するとされている。

独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）の目的は、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することとされている（独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）第 3 条）。

このように基金の目的は、農業者の老後保障に加え、農業者の確保という政策目的を有するものとされており、基本計画に基づく農林水産省の政策体系上は、農業の持続的な発展を目標とする「力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・

確保」に関する分野に位置付けられるものである。

### 3 基金の活動状況

農業者年金制度は、当初、農地保有の合理化等を図る目的で、世代間扶養の考えに基づく年金として昭和46年に発足したが、平成13年の制度改正により、農業者の確保を目的とするとともに、被保険者が自ら納付した保険料とその運用益を原資として、将来、年金として受け取る仕組みに変更するなど、抜本的な見直しが行われ、平成14年1月から全く新たな制度として発足したところである。

新制度発足以降、本制度に加入した者は、累計で117,515人（平成28年度末現在）に達し、そのうち、既に受給権を有している者が37,383人、現に被保険者資格を有している者が47,615人、60歳到達により被保険者資格を喪失したが受給権を取得するには至っていない者（受給待期者）などが32,315人となっている。

新制度への加入については、20歳から39歳までの基幹的農業従事者のうち被保険者の割合を20%まで拡大することとする第三期中期目標の達成に向けて、基金としての目標を設定し、関係機関等との連携・協力の下、加入推進活動に取り組んできたところであり、高齢化が進む状況にもかかわらず、毎年、相当数の新規加入者が確保されている。その結果、20歳から39歳までの基幹的農業従事者に占める被保険者の割合は、14%（平成24年度末現在）から19%（平成28年度末）に上昇している。引き続き、新制度の一層の浸透を目指して、更なる制度の普及推進に取り組むことが求められる。

年金資産の運用業務については、平成29年9月末現在で総額約3,000億円の資産の管理・運用を行っている。その大半を占める被保険者ポートフォリオの運用利回りは、平成14年度から平成28年度までの平均で2.77%となっている。

年金等の給付については、平成13年度改正前の旧制度下の受給権者（平成28年度末現在で約37万人）に対するものも含め、毎年度、1,000億円を超える額が支給されている。このうち、後継者等に経営を移譲して農業を廃止等した者に支給される経営移譲年金については、前中期目標期間に実施された会計実地検査により、農業を再開した者などへの不適正支給が判明し、既に基金が再発防止策等を講じたところであるが、今後とも、同様の事態が生じることのないよう、引き続き業務の適正な実施が求められる。

### 4 法人の役割（ミッション）

力強く持続可能な農業構造の実現に向けて、農業の担い手の育成・確保を図っていくためには、他産業と遜色ない生涯所得を展望し得る環境を整備することが必要であり、その際、経営に対する支援により現役時の所得の増大・安定を図ることに加え、引退後の老後生活への不安を払拭するため、公的な老後保障を整備することも重要である。

農業者年金制度は、こうした老後保障の面から担い手を支えることのできる唯一の農業施策であり、その実施主体である基金にあっては、本制度の特色を活かしつつ、農業者の確保に資する政策年金としての効果を十分に発揮し、喫緊の課題である担い手の確保に最大限資することが求められる。

本中期目標については、このような認識の下、基金が、理事長の適切なリーダーシップの下、効果的かつ効率的な業務運営を図りつつ、本制度が農業・農村の現場により広く浸透し、政策年金としての機能が一層発揮されることとなることを期待して策定したものである。

## 第2 中期目標の期間

基金の中期目標の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。

## 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

農業者年金制度が、基本計画に基づき、農業の将来を支える若い担い手の確保等に貢献するためには、本制度が、農業・農村の現場に広く認識され、かつ、老後の安心を支える年金制度として高い信頼性を確保することが極めて重要であることを踏まえ、以下の目標の達成に向けて、業務の質の向上に取り組むものとする。

なお、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）における「一定の事業等のまとめり」は、農業者年金事業、年金資産の運用及び制度の普及推進等の3つとする。

### 1 農業者年金事業

#### (1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務

##### ア 手続の迅速化

被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、標準処理期間内に処理を行うとともに、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。

#### 【指標】

- 加入申出及び保険料の額の変更申出に係る事務処理の標準処理期間内の処理割合を97%以上とする。

(前中期目標期間実績：97.2%)

##### イ 被保険者資格の適切な管理

国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年金給付を行うため、全ての加入者及び待期者を対象に、毎年度、国民年金資格記録の確認を定期的に行い、不整合が確認された者に対し、必要な手続を遅滞なく行うよう働きかける。

#### 【指標】

- 国民年金の被保険者記録との突合を年2回以上実施する。

(前中期目標期間実績：年2回)

- 不整合者の占める割合を0.7%以下とする。

(前中期目標期間の平均値：0.7%)

【重要度：高】国民年金の上乗せ年金である農業者年金においては、その被保険者資格の管理を行う上で、そのベースとなる国民年金の被保険者資格記録との整合性を確保することが重要であり、仮に長期間経過後に、遡って資格喪失等が発覚した場合には、被保険者資格の取消し等による不利益が農業者等に生じることとなるため。

#### ウ 保険料収納業務の円滑な実施

保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替が不能となった者について、該当者を業務受託機関に提示し、被保険者に対する指導等その原因に応じた適切な対応がとられるよう働きかけを行う。

また、一定期間継続して口座振替が不能となっている者について、被保険者が意図しない口座振替の防止を図るとともに、業務受託機関を通じ被保険者に対する働きかけを行う。

#### エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付

保険料納付後に、資格の変更や保険料額の変更等により発生した過大納付の保険料について、被保険者等からの請求に基づき、迅速かつ確実に被保険者等に対し、還付処理を行う。

#### 【指標】

- 還付金の請求から還付処理までの平均処理日数（1週間以内）

### (2) 年金等の給付業務

#### ア 手続の迅速化

年金及び死亡一時金の給付に係る裁定について、基金が定める標準処理期間内に処理を行うとともに、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。

#### 【指標】

- 標準処理期間内の処理割合を98%以上とする。

(前中期目標期間実績：98%)

#### イ 年金の受給漏れの防止

受給権があるにもかかわらず、年金を受給するためには請求が必要であることを知らないために年金給付を受けられないといった事態が生じないように、65歳到達目前の者に裁定請求の勧奨等の通知を行い、遅滞なく請求を行うよう働きかけを行う。

さらに、66歳を超えた長期未請求者に対しても裁定請求の勧奨等の通知を行



う。

【重要度：高】受給権を有する者に年金を適切に給付することは、本事業の目的である農業者の老後生活の安定に直結する最も基本となる業務であり、支給の漏れ等の発生は、本制度及び基金に対する信用を著しく失墜させる原因となるため。

#### ウ 受給資格のある者への適切な年金給付

毎年度、支給停止該当の有無や生存の確認を定期的に行うとともに、支給停止及び失権に係る事務を適確に処理し、年金の支給停止に該当している者や失権者に対し、長期にわたって年金が給付されることを防止する取組を行う。

【重要度：高】受給権を有する者に年金を適切に給付することは、本事業の目的である農業者の老後生活の安定に直結する最も基本となる業務であり、年金給付に係る過誤払いの発生は、本制度及び基金に対する信用を著しく失墜させる原因となるため。

### (3) 情報システム管理業務

農業者年金記録管理システムの開発・改修等について、必要性及び緊要度の高いものから、計画的に開発・改修等を行い、インターネット等の電子情報ネットワークの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組む。

情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。）に則り適切に対応する。

## 2 年金資産の安全かつ効率的な運用

年金資産は、将来にわたって安定的に年金及び一時金を給付していくための大切な財源であり、その運用の成果が、個々の年金額や年金財政に直接影響を及ぼすものであることに留意し、年金資産を安全かつ効率的に運用することとし、以下の取組を行う。

### (1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用

年金資産の管理・運用については、年金給付等準備金の運用に関する基本方針に定める政策アセットミクスによる分散投資を行うとともに、当該基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。

#### 【指標】

○ 被保険者ポートフォリオの各資産がベンチマーク並みの収益率を上げたとして得られる収益率(複合ベンチマーク)に相当する収益率の確保

【重要度：高】年金資産の安全かつ効率的な運用は個々の年金額や年金財政に直接影響を及ぼすものであるため。

(2) 資金運用委員会等によるモニタリング

外部の有識者で構成された資金運用委員会において、毎年度、運用環境の変化等も踏まえて運用状況等の評価・分析等を行う。

また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行う。

(3) 政策アセットミックスの検証・見直し

政策アセットミックスについて、毎年度、資金運用委員会において、運用環境の変化に照らした妥当性の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

(4) 運用の透明性の確保

年金資産の運用状況等については、四半期ごとに公表するとともに、各年度末時点における被保険者等に係る運用結果について、当該被保険者等に対し、翌年度6月末日までに通知する。

また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称を公表する等、情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図る。

(5) スチュワードシップ活動の実施

被保険者等の中長期的な投資リターンの拡大に資するよう、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その活動状況について、毎年度、公表する。

### 3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実

農業者年金制度の普及に当たっては、今後の農業を支える青年層や女性等に本制度の特色が広く理解されることにより、本制度への加入が進み、その就農や農業への定着等が期待されることから、青年層の農業就業者の増加や女性農業者が活躍できる環境の整備といった、基本計画の施策の方向性に沿って推進することとし、以下の目標の達成に向けて取り組むこととする。

(1) 政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大

我が国の経済社会や農業・農村の構造変化が進み、次世代の農業を担っていこうとする者を確保することが農政上の喫緊の課題となっているため、新規就農者など農業の将来を支える若い担い手の育成及び確保に資するよう、政策支援の対象となり得る若い農業者に重点を置いた普及推進を図り、その加入の拡大を目指す。

【指標】

○ ①又は②を達成すること。

① 中期目標期間終了時まで、20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者数に対す

る被保険者数の割合を 25%に拡大する。

(前中期目標期間実績：平成 24 年度末 14.0%、平成 28 年度末 19.0%)

(前中期目標値：20% (平成 29 年度末) )

- ② 20 歳以上 39 歳以下の基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合を毎年度 1 ポイント以上増加させる。

【重要度：高】次世代の農業を担っていこうとする若い者をどれだけ加入者として制度に取り込んでいくことができるかは、農業の担い手の確保に資することを目的とする農業者年金制度が、政策年金として若い農業の担い手の確保という国の施策に貢献する上で必要不可欠な要素であるとともに、加入者の拡大は、制度の普及度を端的に示す指標であると考えられるため。

<目標水準の考え方>

前中期目標の 20 歳以上 39 歳以下の基幹的農業従事者に対する被保険者の割合 20%の達成を前提として、その更なる拡大を目指すため、年平均で 1 ポイントずつ増加させ、最終年度である平成 34 年度末において、25%に達することを目標とした。

なお、被保険者の割合の母数となる基幹的農業従事者については、農業を主たる職業としていると考えられる基幹的農業従事者を用いた。

【難易度：高】農業従事者の高齢化と減少が進行する中、39 歳以下の基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合を毎年拡大していくためには、毎年確保すべき新規加入者数を、前中期目標期間中の 1.25 倍程度増加させる必要があるため。

## (2) 女性農業者の加入の拡大

女性農業者は農業就業者の 4 割を占め、女性が参画している農業経営体ほど販売金額が大きく、経営の多角化に取り組む傾向が強いなど、地域農業の振興や農業経営の発展等に重要な役割を担っている。

他方、農村社会ではいまだ指導的地位や経営主の多数を男性が占めるような状況にあることから、男女ともに意識改革を図りながら、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進めることが必要である。

このため、女性農業者が、老後生活への不安を払拭しつつ、農業経営に積極的に関与できることとなるよう、女性農業者に対する制度の普及啓発の取組を強化し、その加入の拡大を目指す。

【指標】

○ ①又は②を達成すること。

- ① 中期目標期間終了時まで、女性の基幹的農業従事者数に対する女性の被保険者数の割合を 17%に拡大する。

(前中期目標期間実績：平成 24 年度末 4.9%、平成 28 年度末 8.0%、

平成 29 年度 8.8% (推計値)、5 年間で 3.9 ポイント増)

- ② 女性の基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合を毎年度 1.6 ポイント

以上増加させる。

#### <目標水準の考え方>

前中期目標期間中の2倍のペースで、女性の基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合が増加することを目標とした。(8.8%+3.9ポイント×2≒17%、毎年度1.6ポイントの増加)

### (3) 加入推進活動の実施

(1) 及び(2)に掲げた目標を達成するには、基金及び業務受託機関が認識を共有し、一丸となって、戦略的に加入推進活動に取り組む必要がある。

このため、基金は、加入促進の取組に関する方針を定め、その内容を業務受託機関に周知徹底するとともに、都道府県毎に新規加入者に関する目標を設定し、当該目標の達成を目指して加入推進活動を行う。

#### 【指標】

- 都道府県別新規加入者に関する目標の達成状況
- 加入実績が低調な地域の活動の活性化による地域間の活動格差の縮小(新規加入実績の前年度比が他の地域の平均以上となっているか)

### (4) ホームページ等による情報の提供

ホームページやメールマガジン等を活用し、農業者年金制度の内容、基金の運営状況、事業の実施状況等に関する分かりやすい資料を掲載し、制度や基金の活動等について広範な情報提供を行い、国民の理解の増進を図る。

なお、ホームページは、制度の内容や基金の活動状況を広く周知する有効な手法の一つであることから、国民が必要な情報に速やかにアクセスできるよう、その構成・閲覧環境等の改善に取り組む。

また、新規就農者や女性農業者等に対する支援を行う機関・団体等との連携を図り、これらの者が参集する研修会や各種イベント等において、制度のPRを行う機会を増やす。

## 第4 業務運営の効率化に関する事項

### 1 業務改善の推進

事務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要する経費の抑制を図る観点から、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行うなど、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進する。

### 2 電子化の推進

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)等を踏まえ、ICTの活用など業務の電子化による業務改善について検討し、その効果が見込まれ、かつ、実施可能なものから、工程表に基づき、順次、業務の電子化を推進する。

特に、農業者年金記録管理システムについて、利用可能な受託機関の全てが利用することを目指し、その更なる利用の促進に取り組むとともに、マイナンバーによる情報連携の業務については、円滑かつ着実に実施する。

この場合において、情報システム整備方針に則り適切に対応する。

### 3 運営経費の抑制

(1) 業務の効率化を進め、一般管理費及び事業費（業務委託費）の削減を行う。

総人件費については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。

#### 【指標】

○ 一般管理費（注）について対前年度比で平均3%の削減をする。

○ 事業費について対前年度比で平均1%の削減をする。

(注) 人件費、農業者年金記録管理システム保守経費、資金運用管理システム経費、事務所借料経費、情報セキュリティ対策経費及び特殊要因により増減する経費は除く。

(2) 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規定等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を公表する。

また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。

### 4 調達合理化

公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定する「調達等合理化計画」について着実に実施する。

#### 【指標】

○ 一者応札・応募件数の割合を前中期計画期間の平均以下とする。

○ 随意契約件数の割合を前中期計画期間の平均以下とする。

### 5 組織体制の整備等

(1) 組織体制の整備

各部署の業務量の動向等に対応して、業務全体を効率的かつ効果的に運営できる体制を確保する観点から、組織の体制及び運営について継続的に点検し、必要に応じ、適切な組織体制や人員配置への見直しを行う。

(2) 働き方改革の推進

「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を踏ま

え、業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得など職員のワークライフバランスの改善に取り組むとともに、独立行政法人として専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、専門研修や資格取得支援、若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組み、働き方改革を積極的に推進する。

### (3) 情報システムの整備及び管理

情報システム整備方針に則り PMO の設置等の体制整備を検討する。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

### 1 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守

「第4 業務の効率化に関する事項」に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

### 2 決算情報・セグメント情報の開示

財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。

### 3 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施

独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理し、次年度の予算の配分に反映する。

### 4 貸付金債権等の適切な管理等

旧制度に基づく農地等取得資金貸付金債権及び農地等割賦売渡債権の管理を適切に行い、これらの債権の円滑かつ確実な回収に努める。

### 5 長期借入金の適切な実施

独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定による長期借入金をするに当たっては、市中の金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### 1 内部統制の充実・強化

内部統制は、理事長による適切なマネジメントの下、基金が効果的かつ効率的に業務を運営していくための重要なツールであり、適切なモニタリングを通じ継続的に改善しつつ、PDCAサイクルが有効に働くマネジメントが行われることが重要である。

このため、業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとともに、内部統制システムの有効性について、不断に点検・見直しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組む。

【重要度：高】基金は、マイナンバーを含む加入者・受給者等多くの個人情報を保有している法人であり、これらの情報の漏えいによる影響は極めて大きく、情報セキュリティ対策や個人情報の漏えいに対するリスクマネジメントを適確に行うことが求められ、そのためには、内部統制の充実・強化を図ることが重要であるため。

## 2 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底

個人情報を狙ったサイバー攻撃が高度化・巧妙化する中、基金は加入者・受給者等多くの個人情報を保有し、また、マイナンバーを活用した情報連携を導入することから、個人情報の漏えい防止に必要な措置など情報セキュリティ対策及び個人情報保護（以下「情報セキュリティ対策等」という。）を強化・徹底する。

### 【指標】

- 情報セキュリティ対策等に迅速かつ適正に対応できる組織体制の整備状況
- 情報セキュリティ・ポリシーの見直し及びサイバー攻撃に対する組織的対応能力の強化への取組状況
- 情報セキュリティ対策等の実行状況に係る担当幹部職員及び担当役員への定期的な報告の徹底及びP D C Aサイクルによる改善の取組状況
- 職員を対象とした情報セキュリティ対策等に関する研修・訓練等の実施状況及び情報セキュリティ対策等に関する法令・規定等の遵守の徹底等のための取組状況

【重要度：高】情報システムの停止による損失や、個人情報の漏えいによる信用失墜などのリスクは非常に高く、その被害や影響は加入者・受給者にも波及することとなるため、情報セキュリティ対策、個人情報の漏えいに対するリスクマネジメントは重要な課題である。

## 3 情報公開の推進

公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、適切に情報公開を行う。

## 4 業務運営能力の向上等

### （1）研修の充実

農業者年金制度の適切な実施を図るためには、基金の職員のみならず、業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図る必要がある。

このため、基金及び業務受託機関において農業者年金に携わる職員等を対象とした研修を実施するとともに、運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員に

については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。

(2) 委託業務の質の向上

業務受託機関を対象とした考査指導は、委託業務の運営の効率性などを把握する上で有用であり、委託業務が適正に行われるよう引き続き実施することとする。

考査指導に当たっては、加入者・受給者が多く、指導の必要性や効果が高い地域に重点化するなど、効率的かつ計画的に実施するとともに、把握した事例や注意すべき課題等について、研修会等を通じて周知徹底するなど、その効果の浸透に努める。



# (独) 農業者年金基金の政策体系図

## 食料・農業・農村基本法

### (農業の持続的な発展)

第4条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び**農業の担い手**が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わされた**望ましい農業構造が確立**されるとともに、農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。)が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

## 食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)

### 食料・農業・農村をめぐる情勢

#### <高齢化や人口減少の進行>

農業就業者が高齢化・減少し、高齢者のリタイア等による農地の荒廃や担い手の不足等により生産基盤の脆弱化が進行。

#### <担い手など農業・農村の構造の変化>

農業の将来を支える若い担い手の確保が十分に進んでおらず、60歳以上が約7割、50歳未満が約1割というアンバランスな年齢構成。

### 施策推進の基本的な視点

- 基本法の理念の実現に向けた施策の安定性の確保
- 食料の安定供給の確保に向けた国民的議論の深化
- **農業の担い手が活躍できる環境の整備**

農業の内外からやる気のある若者呼び込むための取組を推進するとともに、担い手が、将来展望をしっかりと持ちつつ、意欲的に経営発展に取り組むことができる環境を整備

- 持続可能な農業・農村の実現に向けた施策展開等

### 講ずべき施策【農業の持続的な発展】

#### 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

- 効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、認定農業者・認定就農者等に対し、重点的に支援を実施
- 世代間のバランスのとれた就業構造を実現するため、青年層の新規就農を促進等

## 農林水産省の政策評価体系

### 大目標(使命)

食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。

### 中目標

2. 農業の持続的な発展

### 政策分野

⑥ 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

## (独) 農業者年金基金

### 目的

農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって**農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資すること**を目的とする。

### 業務(農業者年金事業の実施)

農業者年金基金は、加入した農業者が積み立てた保険料を安全かつ効率的に運用し、これを原資として、その老齢時に年金等として給付する事業を実施。

給付の種類：①農業者老齢年金 ②特例付加年金 ③死亡一時金

財政第246号  
4 経営第776号  
令和4年6月27日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一

農 林 水 産 大 臣 金 子 原 二 郎

独立行政法人農林漁業信用基金の達成すべき業務運営に関する目標  
(中期目標)の変更について(諮問)

このことについて、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条  
第3項の規定に基づき、別添につき貴委員会の意見を求める。

独立行政法人農林漁業信用基金中期目標(第4期、平成30年度～令和4年度)一部変更 新旧対照表

(傍線部分は変更部分)

改正後	改正前
<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 事業の効率化 (略)</p> <p>2 経費支出の抑制 (略)</p> <p>3 調達方式の適正化 (略)</p> <p>4 電子化の推進</p> <p>業務の効率化及び簡素化を図る観点から、情報システムの改善に努めるとともに、ICTの活用等による電子決裁や情報デジタル化(ペーパーレス化)の取組など業務の電子化を推進する。</p> <p><u>情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を検討する。</u></p>	<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 事業の効率化 (略)</p> <p>2 経費支出の抑制 (略)</p> <p>3 調達方式の適正化 (略)</p> <p>4 電子化の推進</p> <p>業務の効率化及び簡素化を図る観点から情報システムの改善に努めるとともに、ICTの活用等による電子決裁や情報デジタル化(ペーパーレス化)の取組など業務の電子化を推進する。</p>

## 独立行政法人農林漁業信用基金中期目標

制定 平成 30 年 3 月 1 日  
変更 令和 4 年 月 日  
財 務 省  
農 林 水 産 省

### 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割

我が国においては、農林水産業を取り巻く厳しい環境の変化に対応し、農林水産業の競争力強化を加速させていくことが必要になっている。

農業については、人口減少や農業者の高齢化など経済社会や農業・農村の構造変化が進んでおり、その持続的な発展を図るためには、担い手の育成・確保が重要な課題となっている。このため、「食料・農業・農村基本計画」（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）において、「担い手が主体性と創意工夫を発揮して経営発展できるよう、出資や融資、税制など、経営発展の段階や経営の態様に応じた支援を行う」とした。

林業については、我が国の森林資源の本格的な利用期を迎える中で、林業や木材産業について、山村等における就業機会の創出と所得水準の向上をもたらす産業へと転換する、林業・木材産業の成長産業化を早期に実現することが課題となっている。このため、「森林・林業基本計画」（平成 28 年 5 月 24 日閣議決定）において、林業の生産性の向上、原木の安定供給体制の構築、木材産業の競争力の強化、新たな需要創出等のための施策を講じることとなった。

水産業については、漁船の高船齢化、漁業者の減少・高齢化など水産物の生産体制が脆弱化していることから、産業としての生産性の向上と所得の増大を図るため、「浜」単位での所得向上の取組や沖合・遠洋漁業の国際競争力の強化を総合的かつ計画的に実施することとなった。このためには制度資金による融資及び漁業信用保証保険制度による経営支援の的確な実施が必要であり、「水産基本計画」（平成 29 年 4 月 28 日閣議決定）において、「漁業関係制度資金や漁業信用保証保険制度は、資金の円滑な融通を通じて漁業者等の経営にとって極めて重要な役割を果たしていることから、引き続き、漁業者等の資金の借入や信用保証に係る負担軽減等を推進する」とした。

これらの各基本計画に基づいて、農林水産業の競争力を強化するためには、農林漁業者等が必要とする資金が円滑に融通される必要がある。近年、融資機関が担保・保証に過度に依存する姿勢を改め、事業性評価による融資への取組が進められる中においても、農林漁業経営は、自然条件に左右されるなどの農林漁業の特性から、信用力が低く経営に必要な資金の借入が難しい場合があることから、農林漁業経営に必要な資金が円滑に融通されるよう、融資機関による事業性評価による融資への取組を踏まえつつ、公的な信用補完制度である農林漁業の信用保証保険制度が適切に役割を果たしていくことが重要である。

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、独立行政法人

農林漁業信用基金法（平成 14 年法律第 128 号。以下「基金法」という。）に基づき、農林漁業の信用保証保険制度を運営する組織として、農業・漁業の信用基金協会が行う債務保証等の保険の業務、林業者等の融資機関からの借入に係る債務保証の業務等を行うことにより、農林漁業者等の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的としており、農林漁業者等の資金調達に重要な役割を果たしている。

信用基金は、こうした役割を適切に発揮し、農林漁業者等の民間融資機関からの資金調達の円滑化を図り、農林水産業の競争力の強化を支援していく必要がある。

また、農業・漁業経営のセーフティネットとして、農漁業者が災害等によって受ける損失を補てんする農業共済制度や漁業災害補償制度があるが、近年、災害が頻発する傾向にある中で、その重要性を増している。さらに、平成 31 年 1 月から、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る農業経営収入保険事業を実施することとした。

こうした中、保険金等の支払のための共済団体等における資金繰りの確保はこれまで以上に重要なものとなっており、共済団体等の資金繰りに必要な資金の円滑な供給を行う信用基金の農業保険関係業務・漁業災害補償関係業務は、ますます重要性を増している。

こうしたことを踏まえ、信用基金は、国の政策実施機関として業務の質の向上及び業務運営の効率性を図るものとする。

（別添）政策体系図

## 第 2 中期目標の期間

信用基金の中期目標の期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

## 第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

信用基金は、基金法に基づいた業務を行うことにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的としていることから、農林漁業経営等に必要な資金が円滑に融通されるよう、農業・漁業の信用基金協会や融資機関等関係機関と連携し、農林漁業者等に対する質の高いサービスの提供及び業務の質の向上に取り組むものとする。

なお、独立行政法人の目標の策定に関する指針における「一定の事業等のまとめり」は、農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務、漁業災害補償関係業務の 5 つとする。

### 1 農業信用保険業務

#### （1）融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組

信用基金及び農業信用基金協会の信用補完機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等

が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。

取組に際しては、銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きかけを実施し、銀行、信用金庫、信用組合等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。

**【指標】**

- 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数（平成 28 年度末までの実績：のべ 234 機関）
- 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況（意見交換回数等）

＜想定される外部要因＞

- ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との保証契約は、信用基金が直接契約を締結するものではなく、農業信用基金協会が締結するものであることや融資機関の経営方針及び農業融資への取組方針によっては契約に至らない融資機関も存在することから、評価において考慮するものとする。

**【重要度：高】**

- ・ 法人経営体の増加や他産業からの参入などにより、農業者等の資金調達について、多様な融資機関が利用されるようになってきていることから、農業者等が選択した融資機関の業態に関わらず同等・同質の保証を円滑かつ適切に提供することが必要となっている。信用基金・農業信用基金協会がそれぞれの役割を踏まえつつ、農業信用保証保険制度の保険業務を行う全国組織である信用基金が、農業信用基金協会と一体となって、銀行、信用金庫、信用組合等に対する農業信用保証保険制度の普及推進・利用促進の取組を行い、上記の保証契約の拡大等を図ることが重要であるため。

(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定

ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。

その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。

＜目標水準の考え方＞

- ・ 保険料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保険料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。

**【重要度：高】**

- ・ 保険料は、保険事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。

イ 信用リスクに応じた保証・保険料率について、農業の事業の特性を踏まえつ

つ、借入者の信用リスク評価の精緻化（デフォルト率の算定）による保証・保険料率の導入に向けて検討を進める。

検討に当たっては、蓄積した借入者の与信データを分析して、農業信用基金協会と連携を図りつつ、中期目標期間の最終年度までに、システム構築を計画的に行う。

<目標水準の考え方>

- ・ デフォルト率の算定に当たっては、一定のデータ（財務データ、デフォルトデータ等）の蓄積が必要であり、取組を開始した平成 27 年度から蓄積されたデータを基に、計画的なシステム構築及び精緻化モデルの試行期間を踏まえると、最終年度までの導入が適当。

<想定される外部要因>

- ・ 借入者のデフォルトは、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、借入者の信用リスク評価の精緻化を行うために必要なデフォルトデータの蓄積が進まないことも想定されるため、評価において考慮するものとする。

【重要度：高】

- ・ 信用リスク評価の精緻化による保証・保険料率の設定の取組は、農業者等の経営努力を保証・保険料に反映するためのものであり、農業者等の自主性と創意工夫を活かした経営改善の取組を支援する重要なものであるため。

ウ 農業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。

(3) 保険事故率の低減に向けた取組

中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。

ア 農業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、農業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。

イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、農業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティ方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、必要に応じて方策を拡充する。

ウ 農業信用基金協会及び融資機関と連携を強化し、大口保険引受先を中心に現地協議の実施や期中管理を通じて、必要に応じ農業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。

【指標】

- 中期目標期間中の保険事故率（直近 5 年の平均実績：0.15%）

<想定される外部要因>

- ・ 保険事故については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。

(4) 求償権の管理・回収の取組

農業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や農業信用基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。

【指標】

- 回収向上に向けた取組の実施状況（回収実績の進捗管理状況、現地協議実施状況、会議・研修等開催状況等）

(5) 利用者のニーズの反映等

農業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や農業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、農業信用基金協会等と連携して対応する。

【指標】

- 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）

(6) 事務処理の適正化及び迅速化

利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。

ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。

【指標】

- 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況

イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を行う。

<目標水準の考え方>

- ・ 前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めるため、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。

なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除くことが適当。



ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。

また、貸付金については、確実に回収する。

**【指標】**

- 担当部署及び会計部署における点検実施状況

## 2 林業信用保証業務

### (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組

信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、融資機関や林業関係団体等への訪問等により積極的な林業信用保証制度の普及推進及び利用促進に向けた取組を実施する。特に、政策効果の高度発揮の観点から、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。）に基づき都道府県知事の認定を受けた計画の実施に必要な資金（制度資金）に係る保証利用を促進する。

**【指標】**

- 保証引受件数（直近5年の平均実績：1,260件）
- 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率（直近5年の平均実績：50%）
- 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況（制度説明回数等）

<想定される外部要因>

- ・ 保証引受件数は、木材の需給動向等による林業・木材産業の設備投資や運転資金の借入額の変動のほか、融資機関によるプロパー融資の動向等に影響を受けるものであることから、評価において考慮するものとする。

### (2) 適切な保証料率の設定

保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。

その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保証料率の見直しを行う。

<目標水準の考え方>

- ・ 保証料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保証料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。

**【重要度：高】**

- ・ 保証料は、保証事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。

### (3) 代位弁済率の低減に向けた取組

中期目標期間中に保証契約を締結した案件の代位弁済率が抑制されるよう、以下の取組を行う。

ア 財務状況の的確な判断等による適正な審査を目的とする保証審査協議会への付議、期中管理のための融資機関との情報共有の取組を進める。

イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、林業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。

#### 【指標】

○ 中期目標期間中の代位弁済率（直近5年の平均実績：2.03%）

<想定される外部要因>

- ・ 代位弁済については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。

### (4) 求償権の管理・回収の取組

求償権の回収については、求償債務者の特質に応じた回収方策を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービサー）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。

#### 【指標】

○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収方策の検討状況、催告頻度、債権回収業者の活用状況等）

### (5) 利用者のニーズの反映等

都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し等を行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。

#### 【指標】

○ 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）

### (6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証

債務保証の審査に当たっては、財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっていることから、林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証に取り組み、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入するとともに、職員の審査能力向上の取組を実施する。

<目標水準の考え方>

- ・ 林業者等の将来性の評価については、これまで体系的な方法が十分確立されていなかったことを踏まえ、マニュアルの整備に当たっては、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定、検証といった試行を平成 30 年度から実施することとし、最終年度までに本格的に導入することが適当。

(7) 事務処理の適正化及び迅速化

利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。

- ア 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。

【指標】

- 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況

- イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を行う。

<目標水準の考え方>

- ・ 前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めるため、目標を 15 ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。

なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除くことが適当。

- ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。

また、貸付金については、確実に回収する。

【指標】

- 担当部署及び会計部署における点検実施状況

### 3 漁業信用保険業務

(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定

- ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。

その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必

要に応じて、保険料率の見直しを行う。

<目標水準の考え方>

- ・ 保険料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保険料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。

【重要度：高】

- ・ 保険料は、保険事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。

イ 漁業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。

(2) 保険事故率の低減に向けた取組

中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。

ア 漁業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、漁業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。

イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、漁業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、必要に応じて方策を拡充する。

ウ 漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保証者及び貸付先の財務状況等を踏まえ、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有及び意見調整を着実にを行う。また、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。

【指標】

- 中期目標期間中の保険事故率（直近10年の平均実績：0.95%）

<想定される外部要因>

- ・ 保険事故については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。

(3) 求償権の管理・回収の取組

漁業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。

【指標】

- 回収向上に向けた取組の実施状況（回収見込調査実施状況、個別協議実施状況）

等)

(4) 利用者のニーズの反映等

漁業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や漁業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、漁業信用基金協会等と連携して対応する。

【指標】

- 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）

(5) 事務処理の適正化及び迅速化

利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。

ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。

【指標】

- 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況

イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を行う。

<目標水準の考え方>

- ・ 前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めるため、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。

なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除くことが適当。

ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。

また、貸付金については、確実に回収する。

【指標】

- 担当部署及び会計部署における点検実施状況

## 4 農業保険関係業務

(1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映

信用基金の農業保険関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。

【指標】

- 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知状況

(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施

ア 共済団体等に対する貸付業務は、農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。

その上で、共済団体等に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に全ての案件を処理する。

イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。

ウ 貸付金及び貸付利息については、定められた期日に確実に回収する。

## 5 漁業災害補償関係業務

(1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映

信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。

【指標】

- 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知状況

(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施

ア 共済団体に対する貸付業務は、漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。

その上で、共済団体に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に全ての案件を処理する。

イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。

ウ 貸付金及び貸付利息については、定められた期日に確実に回収する。

## 第4 業務運営の効率化に関する事項

### 1 事業の効率化

事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標の期間中に、平成 29 年度比で 5 %以上削減する。

<想定される外部要因>

- ・ 保険金及び代位弁済費については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。

### 2 経費支出の抑制

- (1) 業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課、事務所賃料、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費、特殊要因により増減する経費及び中期目標期間中に新たに実施する取組（第3の1の（1）及び（2）のイの取組に限る。）に要する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成 29 年度比で 20 %以上抑制する。

ア 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。

イ 業務実施方法を見直す。

ウ 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。

- (2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。

また、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が中期目標期間中は、毎年度 100 を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。

### 3 調達方式の適正化

調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知））等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。

- (1) 調達等合理化計画

ア 信用基金が毎年度策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。

イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。

## (2) 調達に係る推進体制の整備

ア 契約監視委員会において、毎年度、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。

イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。

ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。

エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。

## 4 電子化の推進

業務の効率化及び簡素化を図る観点から情報システムの改善に努めるとともに、ICTの活用等による電子決裁や情報デジタル化（ペーパーレス化）の取組など、業務の電子化を推進する。

情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を検討する。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

### 1 財務運営の適正化

我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、信用基金の業務が安定的かつ継続的に実施されることが重要であり、このため、信用基金の健全な財務内容を確保することが必要不可欠となる。

このような観点から、信用基金は、長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、第3の1から5までに掲げる制度の普及推進や利用促進、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的、自律的な業務運営を行うものとする。

特に、林業信用保証業務については、前中期目標に掲げられた保証料の増加が未達成であったことを踏まえ、業務収支の黒字化に資するよう、第3の2（1）の普及推進・利用促進に向けた取組を着実に実施することにより、林業・木材産業の成長産業化に向けた林業信用保証制度の利用拡大と保証料収入の確保を行うものとする。



<想定される外部要因>

- ・ 業務収支は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。

## 2 決算情報・セグメント情報の開示

信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。

## 3 長期借入金の条件

基金法第17条（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は暫定措置法第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### 1 職員の人事

#### (1) 人員

業務の質や量に対応した組織体制・人事配置の見直しを通じて、業務運営の効率化を行うことにより、人員の抑制を図る。

#### (2) 人事評価

役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を着実に実施し、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより、業務遂行へのインセンティブを向上させる。

#### (3) 人材の確保、人材の養成

##### ア 人材の確保

金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。

##### イ 人材の養成

個々の職員の専門性の向上に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させるなど、専門性の高い人材の早期育成を図る。

## 2 ガバナンスの高度化

### (1) 運営委員会

政府以外の出資者や外部有識者を委員とする運営委員会を適時に開催して、これらの委員から示された意見等を信用基金の業務運営に的確に反映させる。

## (2) 内部統制機能の強化

### ア 役員会

理事長の意思決定を補佐するため、役員会を定期的を開催して、業務に関する重要事項について意見交換を行う。

### イ 内部統制委員会

理事長をトップとする内部統制委員会を開催して、各種委員会における取組状況をモニタリングするなど、内部統制を推進する。

### ウ リスク管理委員会

外部有識者を委員として含むリスク管理委員会を開催して、金融業務に固有のリスクについて統合的なリスク管理を実施する。

### エ コンプライアンス

業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部有識者の知見を活用するなど、コンプライアンス（法令等遵守）に着実に取り組む。

### オ 事務リスク自主点検

事務リスクの顕在化を防止するため、事務リスク自主点検を実施するとともに、その結果を踏まえて改善策を検討する。

### カ 監査

各部署から独立した内部監査担当部署による内部監査を通じて、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等に則った適切かつ健全な業務運営が確保されるようにする。

## 3 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（平成27年9月4日閣議決定）、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等の政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、情報セキュリティに関する知識や経験を有する専門家の活用を通じて体制を整備し、個人情報保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。

経 済 産 業 省

20220623経第2号  
令和4年6月24日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

経済産業大臣 萩生田 光一

独立行政法人経済産業研究所が達成すべき業務運営に関する目標  
(中期目標)の変更について(意見聴取)

上記の件について、別添のとおり指示することとしたいので、独立行政法人通  
則法第29条第3項の規定に基づき、意見を聴取します。

## 独立行政法人経済産業研究所 中期目標 新旧対照表 (案)

(主務府省：経済産業省)

第5期中期目標 (変更案)	第5期中期目標 (現行)
<p>1. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (略)</p> <p>2. 中期目標の期間 (略)</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項 (略)</p> <p>4. 業務運営の効率化に関する事項 (1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 業務の電子化 <u>情報システムについて、クラウドサービスの一層の活用を行うこと等により、情報システム利用者の利便性向上や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。情報システムの整備については、投資対効果を精査した上で行う。</u> <u>また、研究所の情報発信力を強化し、利用者の裾野の拡大を目指すとともに、一層の効率的な実施に資するため、シンポジウムやセミナー、BBL セミナー等のオンライン化を必要に応じ最大限活用する。</u> <u>更に、在宅勤務（テレワーク）を導入し、政府が推進する「働き方改革」実現に向けて、事務手続きの簡素化等、電子化の促進を図るとともに、主要会議</u></p>	<p>1. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (略)</p> <p>2. 中期目標の期間 (略)</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項 (略)</p> <p>4. 業務運営の効率化に関する事項 (1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 業務の電子化 在宅勤務（テレワーク）を導入し、政府が推進する「働き方改革」実現に向けて、事務手続きの簡素化等、電子化の促進を図るとともに、主要会議のペーパーレス化を徹底する。</p>

第5期中期目標（変更案）	第5期中期目標（現行）
<p>のペーパーレス化を徹底する。</p> <p><u>（6）情報システムの整備及び管理</u>  <u>デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行う PJMO（Project Management Office）を支援するため、PMO（Portfolio Management Office）の設置等の体制整備を行う。</u></p> <p>○評価指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>PMO の設置及び支援実績。</u></li> <li>・ <u>情報システム経費。</u></li> <li>・ <u>シンポジウム、セミナー等の申込みにおけるオンライン利用率。</u></li> </ul> <p>5. 財務内容の改善に関する事項 （略）</p> <p>6. その他業務運営に関する重要事項 （1） （略）</p> <p>（2）情報管理 適正な業務運営及び国民からの信頼を確保する観点から、「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律（平成13年法律第140号）」及び「<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>」に基づき、適切な対応をとるとともに、職員への周知徹底を行う。</p>	<p>5. 財務内容の改善に関する事項 （略）</p> <p>6. その他業務運営に関する重要事項 （1） （略）</p> <p>（2）情報管理 適正な業務運営及び国民からの信頼を確保する観点から、「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律（平成13年法律第140号）」及び「<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）</u>」に基づき、適切な対応をとるとともに、職員への周知徹底を行う。</p>

(別添)

第5期中期目標 (変更案)	第5期中期目標 (現行)
(略)	(略)

# 経済産業省

20220610特第1号  
令和4年6月24日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

経済産業大臣 萩生田 光一

独立行政法人工業所有権情報・研修館が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）の変更について（意見聴取）

上記の件について、別添のとおり指示することとしたいので、独立行政法人通則法第29条第3項の規定に基づき、意見を聴取します。

独立行政法人工業所有権情報・研修館 中期目標 新旧対照表 (案)

(主務府省：経済産業省)

第5期中期目標 (変更案)	第5期中期目標 (現行)
<p><b>独立行政法人工業所有権情報・研修館 第五期中期目標 目次</b></p> <p>I～III (略)</p> <p>IV 業務運営の効率化に関する事項…15</p> <p>1. 業務の効果的な実施…15 (略)</p> <p>2. 業務運営の合理化…15</p> <p>3. 業務の適正化…16 (略)</p> <p>4. 給与水準の適正化…16</p> <p><b>5. 情報システムの整備及び管理業務…16</b></p> <p>V、VI (略)</p> <p>I～III (略)</p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1～4 (略)</p> <p><b>5. 情報システムの整備及び管理業務</b></p> <p>デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理について投資対効果を精査した上で行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMO(Project Management Office)</p>	<p><b>独立行政法人工業所有権情報・研修館 第五期中期目標 目次</b></p> <p>I～III (略)</p> <p>IV 業務運営の効率化に関する事項…15</p> <p>1. 業務の効果的な実施…15 (略)</p> <p>2. 業務運営の合理化…15</p> <p>3. 業務の適正化…16 (略)</p> <p>4. 給与水準の適正化…16 <u>(新設)</u></p> <p>V、VI (略)</p> <p>I～III (略)</p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>



第5期中期目標（変更案）	第5期中期目標（現行）
<p>ce) を支援するため、PMO (Portfolio Management Office) の設置等の体制整備を行う。</p> <p>また、クラウドサービスを利用できる場合、クラウドサービスを効果的に活用することを盛り込んだ仕様書により情報システムの調達を進める。</p> <p>加えて、情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。</p> <p>上記取組の実施に際しては、以下の指標により対応する。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度内のPJMOを支援するPMOの設置、及び、PMO設置後の支援実績</li> <li>・情報システムの調達時における、理事長を長とする組織横断的な枠組による投資対効果に係る精査実績</li> <li>・情報システム整備時における、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針（2021年（令和3年）9月10日 デジタル社会推進会議幹事会決定）」に則って検討した仕様の策定実績</li> </ul>	

※1：改正する箇所は赤字で表記してください。

※2：必要に応じて、改正箇所にコメントで改正理由を付してください（単純な数値変更のみの箇所は説明不要）。

経済産業省

官 印 省 略  
20220621 産第 1 号  
令和 4 年 6 月 24 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

経済産業大臣 萩生田 光一

国立研究開発法人産業技術総合研究所第 5 期中長期目標の  
変更について

上記について、別紙のとおり変更することとしたいので、独立行政法人通則法第 35 条の 4 第 3 項の規定に基づき意見を求めます。

国立研究開発法人産業技術総合研究所 中長期目標 新旧対照表 (案)

(主務府省：経済産業省)

第5期中長期目標 (変更案)	第5期中長期目標 (現行)
<p><b>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (ミッション)</b></p> <p><b>1. 政策体系における産業技術総合研究所の位置付け及び同所を取り巻く状況</b></p> <p>(略)</p> <p>また、産総研は、「特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法 (平成 28 年法律第 43 号) (以下「特措法」という。)」により、世界最高水準の研究開発の成果の創出が相当程度見込まれる組織として「特定国立研究開発法人 (以下「特定法人」という。)」に指定されており、世界最高水準の研究開発の成果を創出するとともに、その普及及び活用の促進を図ることで国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することが強く期待されている。</p> <p>(略)</p> <p>この極めて挑戦的な目標を達成するため、産総研は、理事長によるトップマネジメントの下、その「橋渡し」の機能を抜本的に強化すべく、冠ラボやオープンイノベーションラボラトリ (以下「OIL」という。)、技術コンサルティング制度の創設等、新たに様々な取組を行い、組織全体では約 100 億円超の民間資金を獲得する成果を上げた。</p> <p>(略)</p> <p><b>III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1. 産総研の総合力を活かした社会課題の解決</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (ミッション)</b></p> <p><b>1. 政策体系における産業技術総合研究所の位置付け及び同所を取り巻く状況</b></p> <p>(略)</p> <p>また、産総研は、「特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法」(平成 28 年法律第 43 号) (以下「特措法」という。)」により、世界最高水準の研究開発の成果の創出が相当程度見込まれる組織として「特定国立研究開発法人 (以下「特定法人」という。)」に指定されており、世界最高水準の研究開発の成果を創出するとともに、その普及及び活用の促進を図ることで国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することが強く期待されている。</p> <p>(略)</p> <p>この極めて挑戦的な目標を達成するため、産総研は、理事長によるトップマネジメントの下、その「橋渡し」の機能を抜本的に強化すべく、冠ラボやオープンイノベーションラボラトリ (OIL)、技術コンサルティング制度の創設等、新たに様々な取組を行い、組織全体では約 100 億円超の民間資金を獲得する成果を上げた。</p> <p>(略)</p> <p><b>III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1. 産総研の総合力を活かした社会課題の解決</b></p> <p>(略)</p>

第5期中長期目標（変更案）	第5期中長期目標（現行）
<p><b>2. 経済成長・産業競争力の強化に向けた橋渡しの拡充</b>  (略)</p> <p><b>(2) 冠ラボやOIL等をハブにした複数研究機関・企業の連携・融合</b>  オープンイノベーションを進めるため、第4期に強化した冠ラボやOILなどをハブとし、これに異なる研究機関・企業の参加を得るよう積極的に働きかけ、複数組織間の連携・融合研究を進め、産学官連携・融合プラットフォームとしての機能を強化・展開する。また、経済産業省とともに、CIP（技術研究組合）の設立に向けた議論に積極的に参加して産総研の持つ研究や運営に関する知見を提供し、関係企業間の調整等の働きかけを行う。</p> <p><u>（削除（4.（4）に移動））</u></p> <p><b>(3) 地域イノベーションの推進</b>  地域における経済活動の活発化に向けたイノベーションを推進するため、地域の中堅・中小企業のニーズを把握し、<u>経済産業局、公設試験研究機関、中小企業支援機関及び大学・高等専門学校等</u>との密な連携を行う。産総研の技術シーズと企業ニーズ等を把握しマーケティング活動を行うイノベーションコーディネータ（IC）が関係機関と一層の連携・協働に向けた活動を更に充実するため、マニュアルの整備、顕著な成果をあげたICへのインセンティブの付与等を行う。</p> <p>また、地域センターは、地域イノベーションの核としての役割を果たすため、</p>	<p><b>2. 経済成長・産業競争力の強化に向けた橋渡しの拡充</b>  (略)</p> <p><b>(2) 冠ラボやOIL等をハブにした複数研究機関・企業の連携・融合</b>  オープンイノベーションを進めるため、第4期に強化した冠ラボやOILなどをハブとし、これに異なる研究機関・企業の参加を得るよう積極的に働きかけ、複数組織間の連携・融合研究を進め、産学官連携・融合プラットフォームとしての機能を強化・展開する。また、経済産業省とともに、CIP（技術研究組合）の設立に向けた議論に積極的に参加して産総研の持つ研究や運営に関する知見を提供し、関係企業間の調整等の働きかけを行う。</p> <p><u>さらに、多様な研究ニーズに対応するオープンイノベーションの場を充実するため、TIA推進センター、臨海副都心センター、柏センター等における研究設備・機器の戦略的な整備及び共用を進めるとともに、研究設備・機器を効果的に運営するための高度支援人材の確保に取り組む。また、「産業競争力強化法」（平成25年法律第98号）に基づき、産総研が保有する研究開発施設等の企業等による利用を着実に推進する。</u></p> <p><b>(3) 地域イノベーションの推進</b>  地域における経済活動の活発化に向けたイノベーションを推進するため、地域の中堅・中小企業のニーズを把握し、<u>経済産業局や公設試験研究機関及び大学</u>との密な連携を行う。産総研の技術シーズと企業ニーズ等を把握しマーケティング活動を行うイノベーションコーディネータ（IC）が関係機関と一層の連携・協働に向けた活動を更に充実するため、マニュアルの整備、顕著な成果をあげたICへのインセンティブの付与等を行う。</p> <p>また、地域センターは、地域イノベーションの核としての役割を果たすため、「研究所」として「世界レベルの研究成果を創出」する役割とのバランスを保</p>

第5期中長期目標（変更案）	第5期中長期目標（現行）
<p>「研究所」として「世界レベルの研究成果を創出」する役割とのバランスを保ちながら、地域のニーズに応じて「看板研究テーマ」を機動的に見直すとともに、<u>地域の中堅・中小企業等に対して共同研究や試作・評価・コンサルティング等のサービスを提供する。さらには、産業技術の研究開発・橋渡し機能に重点を置いた産総研の新たな拠点「ブリッジ・イノベーション・ラボラトリ(BIL)」（仮称）を地域の中核大学等に整備して新産業創出や地域経済活性化等に向けた共創活動を実施するなど、地域の企業・大学・公設試験研究機関等の人材や設備等のリソースを活用したプロジェクトを拡大すること等に取り組む。</u></p> <p>（略）</p> <p><b>3. イノベーション・エコシステムを支える基盤整備</b></p> <p>（略）</p> <p><u>（削除（4.（5）に移動））</u></p> <p><b>4. 研究開発成果を最大化する中核的・先駆的な研究所運営</b></p> <p>（略）</p> <p><u>（2）産総研からの出資による外部法人を活用した外部連携機能の強化と民間資金獲得の推進</u></p> <p><u>企業等との外部連携機能を強化し、研究開発成果の創出と社会実装への橋渡しを推進するとともに民間資金獲得の拡大を図るため、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成20年法律第63号）に基づく成果活用等支援法人を設立し、マーケティング等の高度専門人材を確保して企業との共同研究等の企画・提案・交渉・契約、実施等を行う。</u></p>	<p>ちながら、地域のニーズに応じて「看板研究テーマ」を機動的に見直すとともに、地域の企業・大学・公設試験研究機関等の人材や設備等のリソースを活用したプロジェクトを拡大すること等に取り組む。</p> <p>（略）</p> <p><b>3. イノベーション・エコシステムを支える基盤整備</b></p> <p>（略）</p> <p><b>（4）技術経営力の強化に資する人材の養成</b></p> <p>技術経営力の強化に寄与する人材の養成・資質向上・活用促進は、産総研が担うべき重要な業務であり、イノベーションスクールやデザインスクール等の人材育成事業の充実・発展を図り、制度利用の促進を進める。</p> <p><b>4. 研究開発成果を最大化する中核的・先駆的な研究所運営</b></p> <p>（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

第5期中長期目標（変更案）	第5期中長期目標（現行）
<p><u>なお、共同研究において適正な資金を獲得できるよう、企業との共同研究の契約を行うに当たっては、従来の「コスト積上方式」から、「産学官連携による共同研究強化のガイドライン」（追補版）（令和2年6月 文部科学省・経済産業省）等に基づき、産総研の「知」の価値を考慮した「価値ベース契約」への転換を図る。</u></p> <p><u>【重要度：高】</u>  <u>産総研が社会課題の解決と経済成長・産業競争力の強化に貢献するイノベーションを創出していくためには、民間企業等との共同研究を獲得するなどし、自力で研究資金を獲得することが非常に重要な取組であるため。</u></p> <p><u>（3）外部との研究活動に従事する研究者グループ及び個々に対するインセンティブの付与</u>  <u>研究者個々レベルにおいても積極的に外部との連携活動、民間研究資金の獲得に協力・参画することを強く促すため、外部との研究活動に従事するグループ及び研究者に対し、人事評価において適切に評価することに加え、給与・賞与等による処遇上の還元や、研究の促進に機動的に使える研究費の分配を行うなど研究者等にとって納得感のえられるような仕組みを構築し運用する。</u></p> <p><u>【重要度：高】</u>  <u>民間資金の獲得を増やしていくためには、上記の外部法人を活用した機能強化と表裏一体で、研究者個々レベルでの民間企業との研究活動への参加の促進等を通じて人的・資金的リソースを適切に確保することが非常に重要な取組であるため。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

第5期中長期目標（変更案）	第5期中長期目標（現行）
<p><b>（4）オープンイノベーションのプラットフォームとしての機能強化</b>  <u>地域の中堅・中小企業やベンチャー企業等の研究開発の取組を支援し、新産業の創出につなげていくため、先端技術を利用した試作や評価解析等ができる支援拠点を整備する。</u></p> <p><u>また、多様な研究ニーズに対応するオープンイノベーションの場を充実するため、TIA 推進センター、臨海副都心センター、柏センター等における研究設備・機器の戦略的な整備及び共用を進めるとともに、研究設備・機器を効果的に運営するための高度支援人材の確保に取り組む。加えて、「産業競争力強化法」（平成 25 年法律第 98 号）に基づき、産総研が保有する研究開発施設等の企業等による利用を着実に推進する。</u></p> <p><u>さらに、産総研技術移転ベンチャー創出に係る支援ルール等の見直しを行うとともに、研究者個人によるボトムアップ型で創業する産総研単独のベンチャーだけでなく、産総研と企業との共同事業化等、組織としてベンチャーの創出を促進するための体制整備を行う。</u></p> <p><b>【重要度：高】</b>  <u>国の政策上も重要な課題である中堅・中小企業の付加価値・生産性の向上等に関し、産総研には更なる貢献の余地があり、そのための対策が非常に重要な取組であるため。</u></p> <p><b>（5）技術経営力の強化に資する人材の養成</b>  <u>技術経営力の強化に寄与する人材の養成・資質向上・活用促進は、産総研が担うべき重要な業務であり、イノベーションスクールやデザインスクール等の人材育成事業の充実・発展を図り、制度利用の促進を進める。また、産総研職員に対するアントレプレナーシップ教育や人事評価等を通じて、産総研発ベンチャーの創出拡大を促す意識改革を図る。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

第5期中長期目標（変更案）	第5期中長期目標（現行）
<p><b><u>(6) イノベーションの創出に必要な研究力の強化</u></b>  <u>新たな技術シーズを継続的に創出し国研としての競争力向上を図るため、スター研究者及び若手研究者の意識的な育成、国際的に卓越した能力を有する研究者の獲得、優秀な研究者を受け入れやすい研究環境・勤務環境の整備等の取組を強化する。</u></p> <p><b><u>(7) 技術インテリジェンスの強化・蓄積及び国家戦略等への貢献</u></b>  産業競争力の強化に向けて我が国が重点的に獲得すべき優れた技術シーズやエマージングテクノロジーを探索・特定し、これらに対して限られたリソースを戦略的に配分するためには、国自らが世界の産業や技術の動向・競争力を俯瞰し、国家戦略を描くための技術インテリジェンスの強化や蓄積が必要となる。</p> <p>産総研は、国立研究開発法人として我が国最大級の技術インテリジェンス機能を有することから、最先端の技術動向の把握、ゲームチェンジをもたらさうる次なる革新的技術シーズの探索や発掘など、自らのインテリジェンス機能の更なる向上を図るとともに、経済産業省や国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の技術戦略研究センター（TSC）に対して技術インテリジェンスを提供し、産業技術に係る知見の蓄積、共有、関係機関の能力向上に貢献できる組織体制を構築する。</p> <p>また、技術インテリジェンスや人的ネットワークを活かし、国が策定する研究開発の方針等の国家戦略等の策定において、経済産業省やNEDOに対して企画立案段階から積極的に貢献する。</p> <p><b><u>(8) 国の研究開発プロジェクトの推進</u></b>  世界最高水準の技術インテリジェンスを蓄積する特定法人として、経済産業</p>	<p><b><u>(新設)</u></b></p> <p><b><u>(2) 技術インテリジェンスの強化・蓄積及び国家戦略等への貢献</u></b>  産業競争力の強化に向けて我が国が重点的に獲得すべき優れた技術シーズやエマージングテクノロジーを探索・特定し、これらに対して限られたリソースを戦略的に配分するためには、国自らが世界の産業や技術の動向・競争力を俯瞰し、国家戦略を描くための技術インテリジェンスの強化や蓄積が必要となる。</p> <p>産総研は、国立研究開発法人として我が国最大級の技術インテリジェンス機能を有することから、最先端の技術動向の把握、ゲームチェンジをもたらさうる次なる革新的技術シーズの探索や発掘など、自らのインテリジェンス機能の更なる向上を図るとともに、経済産業省や国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の技術戦略研究センター（TSC）に対して技術インテリジェンスを提供し、産業技術に係る知見の蓄積、共有、関係機関の能力向上に貢献できる組織体制を構築する。</p> <p>また、技術インテリジェンスや人的ネットワークを活かし、国が策定する研究開発の方針等の国家戦略等の策定において、経済産業省やNEDOに対して企画立案段階から積極的に貢献する。</p> <p><b><u>(3) 国の研究開発プロジェクトの推進</u></b>  世界最高水準の技術インテリジェンスを蓄積する特定法人として、経済産業</p>



第5期中長期目標（変更案）	第5期中長期目標（現行）
<p>省及びNEDO、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）等の関係機関と連携しつつ、引き続き、国の研究開発プロジェクトにおける主導的役割を担う。</p> <p>また、福島再生可能エネルギー研究所やAI研究拠点、ゼロエミッション国際共同研究センター、量子デバイスを含む次世代コンピューティング拠点、マテリアル・プロセスイノベーションプラットフォーム等、国の施策を推進する上での重要拠点の機動的な設置や効果的な運営を経済産業省等との連携により、着実に推進する。</p> <p><b>（9）国際的な共同研究開発の推進</b></p> <p>主要国（G20）のクリーンエネルギー技術分野の研究機関のリーダーを集めた国際会議「RD20 (Research and Development 20 for clean energy technologies)」を開催することをはじめ、研究機関間の国際的なアライアンス強化や人的交流を図る。さらに、機微技術の着実な管理に留意しつつ、ゼロエミッション国際共同研究センターを中心とするゼロエミッションと我が国の産業競争力の強化に貢献する国際的な共同研究等を行うことをはじめ、国内のみならずグローバルな視点からの社会課題解決を推進する。</p> <p><b>IV. 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p><b>1. 柔軟で効率的な業務推進体制</b></p> <p>（略）</p> <p><b>4. 業務の電子化に関する事項</b></p> <p>電子化の促進等により事務手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努める。また、幅広いICT需要に対応できる産総研内情報システムの充実を図る。</p> <p><b>具体的には、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本</b></p>	<p>省及びNEDO、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）等の関係機関と連携しつつ、引き続き、国の研究開発プロジェクトにおける主導的役割を担う。</p> <p>また、福島再生可能エネルギー研究所やAI研究拠点、ゼロエミッション国際共同研究センター、量子デバイスを含む次世代コンピューティング拠点、マテリアル・プロセスイノベーションプラットフォーム等、国の施策を推進する上での重要拠点の機動的な設置や効果的な運営を経済産業省等との連携により、着実に推進する。</p> <p><b>（4）国際的な共同研究開発の推進</b></p> <p>主要国（G20）のクリーンエネルギー技術分野の研究機関のリーダーを集めた国際会議「RD20 (Research and Development 20 for clean energy technologies)」を開催することをはじめ、研究機関間の国際的なアライアンス強化や人的交流を図る。さらに、機微技術の着実な管理に留意しつつ、ゼロエミッション国際共同研究センターを中心とするゼロエミッションと我が国の産業競争力の強化に貢献する国際的な共同研究等を行うことをはじめ、国内のみならずグローバルな視点からの社会課題解決を推進する。</p> <p><b>IV. 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p><b>1. 柔軟で効率的な業務推進体制</b></p> <p>（略）</p> <p><b>4. 業務の電子化に関する事項</b></p> <p>電子化の促進等により事務手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努める。また、幅広いICT需要に対応できる産総研内情報システムの充実を図る。</p>

第5期中長期目標（変更案）	第5期中長期目標（現行）
<p data-bbox="174 209 1108 379"><u>的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理について投資対効果を精査した上で行うとともに、情報システムの整備及び管理を行う PJMO（Project Management Office）を支援するため、PMO（Portfolio Management Office）の設置等の体制整備を行う。</u></p> <p data-bbox="174 392 1108 517"><u>また、クラウドサービスを効果的に活用する等、情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。指標としては以下のとおり。</u></p> <ul data-bbox="215 529 806 654" style="list-style-type: none"> <li>・ <u>PMOの設置及び支援実績</u></li> <li>・ <u>クラウドサービスの活用実績</u></li> <li>・ <u>データのBI ツールを活用した分析システム数</u></li> </ul> <p data-bbox="197 667 246 699">（略）</p> <p data-bbox="174 734 649 766"><b>V. 財務内容の改善に関する事項</b>（略）</p> <p data-bbox="174 778 640 810"><b>VI. その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p data-bbox="197 823 246 855">（略）</p> <p data-bbox="174 868 452 900"><b>4. 情報公開の推進等</b></p> <p data-bbox="174 912 1108 1181">適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報 of 適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）及び「<u>個人情報の保護に関する法律</u>」（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。</p> <p data-bbox="197 1193 246 1225">（略）</p> <p data-bbox="174 1283 1108 1366">（別紙1）第5期中長期目標期間において重点的に推進すべき研究開発の方針</p> <p data-bbox="174 1378 842 1410"><b>I. 社会課題の解決に向けて全所的に取り組む研究開発</b></p>	<p data-bbox="1142 667 1191 699">（略）</p> <p data-bbox="1120 734 1594 766"><b>V. 財務内容の改善に関する事項</b>（略）</p> <p data-bbox="1120 778 1585 810"><b>VI. その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p data-bbox="1142 823 1191 855">（略）</p> <p data-bbox="1120 868 1397 900"><b>4. 情報公開の推進等</b></p> <p data-bbox="1120 912 2054 1181">適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）及び「<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律</u>」（平成15年5月30日法律第59号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。</p> <p data-bbox="1142 1193 1191 1225">（略）</p> <p data-bbox="1120 1283 2054 1366">（別紙1）第5期中長期目標期間において重点的に推進すべき研究開発の方針</p> <p data-bbox="1120 1378 1787 1410"><b>I. 社会課題の解決に向けて全所的に取り組む研究開発</b></p>

第5期中長期目標（変更案）

第5期中長期目標（現行）

3. 強靱な国土・防災への貢献

○強靱な国土と社会の構築に資する地質情報の整備と地質の評価

地質災害に対する強靱な国土と社会の構築に資するため、最新知見に基づく活断層・津波・火山・土砂災害等に関する地質情報の整備を行うとともに、地震・火山活動および長期的な地質変動の評価・予測手法の開発を行う。

3. 強靱な国土・防災への貢献

○強靱な国土と社会の構築に資する地質情報の整備と地質の評価

地質災害に対する強靱な国土と社会の構築に資するため、最新知見に基づく活断層・津波・火山に関する地質情報の整備を行うとともに、地震・火山活動および長期的な地質変動の評価・予測手法の開発を行う。

（別紙2）国立研究開発法人産業技術総合研究所における評価軸

（別紙2）国立研究開発法人産業技術総合研究所における評価軸

評価単位	大項目名	評価軸	関連する評価指標
1. 産総研の総合力を活かした社会課題の解決	<u>エネルギー・環境制約への対応</u> <u>少子高齢化の対策</u> <u>強靱な国土・防災への貢献</u> <u>新型コロナウイルス感染症の対策</u>	(略)	(略) ・研究開発を通じて提供した付加価値に関する指標（市場規模、民間からの資金獲得額、民間との「価値ベース契約」に基づく大型の連携契約の金額及び件数等） (略)

評価単位	領域等	評価軸	関連する評価指標
1. 産総研の総合力を活かした社会課題の解決	<u>エネルギー・環境領域</u> <u>生命工学領域</u> <u>情報・人間工学領域</u> <u>材料・化学領域</u> <u>エレクトロニクス・製造領域</u> <u>地質調査総合センター</u> <u>計量標準総合センター</u>	(略)	(略) <u>(新設)</u>          (略)

第5期中長期目標（変更案）				第5期中長期目標（現行）			
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
2. 経済成長・産業競争力の強化に向けた橋渡しの拡充	(略)	(略)	(略) <u>(削除)</u>  ・ <u>研究開発を通じて提供した付加価値に関する指標（市場規模、民間からの資金獲得額、民間との「価値ベース契約」に基づく大型の連携契約の金額及び件数等）</u>	2. 経済成長・産業競争力の強化に向けた橋渡しの拡充	(略)	(略)	(略) ・ <u>民間からの資金獲得額（モニタリング指標）</u> <u>(新設)</u>
	(略)	○複数組織の連携・融合によるオープンイノベーションの場の創出に取り組んでいるか ○公設試験研究機関等との連携による地域イノベーションの推進に取り組んでいるか ○産総研技術移転ベンチャーの創出や支援の強化に取り組んでいるか	・複数組織の連携・融合によるオープンイノベーションの取組状況 ・地域イノベーション推進の取組状況 ・産総研技術移転ベンチャーの創出・支援の強化の取組状況 ・ <u>マーケティング力の強化に向けた取組状況</u> ・ <u>戦略的な知財マネジメントの取組状況</u> ・ 広報活動の充実に向けた取組状況		(略)	○複数組織の連携・融合によるオープンイノベーションの場の創出に取り組んでいるか ○公設試験研究機関等との連携による地域イノベーションの推進に取り組んでいるか ○産総研技術移転ベンチャーの創出や支援の強化に取り組んでいるか	・複数組織の連携・融合によるオープンイノベーションの取組状況 ・地域イノベーション推進の取組状況 ・産総研技術移転ベンチャーの創出・支援の強化の取組状況 <u>(新設)</u>  <u>(新設)</u> ・ 広報活動の充実に向けた取組状況

第5期中長期目標（変更案）				第5期中長期目標（現行）			
		<u>○マーケティング力の強化に取り組んでいるか</u> <u>○戦略的な知財マネジメントに取り組んでいるか</u> ○広報活動の充実が図られているか				<u>(新設)</u>  <u>(新設)</u>  ○広報活動の充実が図られているか	
3. イノベーション・エコシステムを支える基盤整備	<u>基盤的技術の開発</u> <u>標準化の推進</u> <u>知的基盤の整備</u>	○長期的な視点により、技術シーズの更なる創出につながる研究開発を実施できているか ○世界最高水準、社会的インパクトの大きさ、新規性といった観点から、レベルの高い研究成果を創出できているか <u>○国の知的基盤整備計画に基づいて着実に知的基盤の整備に取り組んでいるか</u>	(略) <u>・知的基盤整備の取組状況</u>	3. イノベーション・エコシステムを支える基盤整備	<u>エネルギー・環境領域</u> <u>生命工学領域</u> <u>情報・人間工学領域</u> <u>材料・化学領域</u> <u>エレクトロニクス・製造領域</u>	○長期的な視点により、技術シーズの更なる創出につながる研究開発を実施できているか ○世界最高水準、社会的インパクトの大きさ、新規性といった観点から、レベルの高い研究成果を創出できているか <u>(新設)</u>	(略) <u>(新設)</u>
	研究マネジ	○標準化活動の一	・標準化活動の取組状況		研究マネジ	○標準化活動の一	・標準化活動の取組状況

第5期中長期目標（変更案）				第5期中長期目標（現行）			
	メント	層の強化に取り組んでいるか <u>(4. に移動)</u>	<u>(4. に移動)</u>  等		メント	層の強化に取り組んでいるか <u>○技術経営力の強化に寄与する人材の養成に取り組んでいるか</u>	<u>・技術経営力の強化に寄与する人材育成状況</u>  等
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>地質調査総合センター計量標準総合センター</u>	<u>○長期的な視点により、技術シーズの更なる創出につながる研究開発を実施できているか</u> <u>○世界最高水準、社会的インパクトの大きさ、新規性といった観点から、レベルの高い研究成果を創出できているか</u> <u>○国の知的基盤整備計画に基づいて着実に知的基盤の整備に取り組んで</u>	<u>・テーマ設定の適切性（モニタリング指標）</u> <u>・具体的な研究開発成果</u> <u>・論文数（モニタリング指標）</u> <u>・知的基盤整備の取組状況</u>  等

第5期中長期目標（変更案）				第5期中長期目標（現行）				
4. 研究開発成果を最大化する中核的・先駆的な研究所運営	研究マネジメント	<p>○特定研究開発法人として求められている取組を推進できているか</p> <p><u>○外部法人を活用して外部連携機能を強化できているか</u></p> <p><u>○研究者グループ及び個々に対するインセンティブ付与に取り組んでいるか</u></p> <p><u>○オープンイノベーションのプラットフォームとしての機能を強化できているか</u></p> <p><u>○技術経営力の強化に寄与する人材の養成に取り組んでいるか</u></p> <p><u>○イノベーションの創出に必要な研究力を強化できて</u></p>	<p>・特定研究開発法人としての取組状況</p> <p><u>・外部法人を活用した外部連携活動の状況</u></p> <p><u>・研究者グループ及び個々に対するインセンティブ付与の状況</u></p> <p><u>・研究開発・試作・評価等拠点の整備状況</u></p> <p><u>・研究開発施設等の企業等による利用状況</u></p> <p><u>・技術経営力の強化に寄与する人材育成状況</u></p> <p><u>・研究者の育成・獲得、研究環境・勤務環境の整備等の状況</u></p> <p>・国の研究プロジェクト等への取組状況</p> <p>等</p>	4. 研究開発成果を最大化する中核的・先駆的な研究所運営	研究マネジメント	いるか	<p>○特定研究開発法人として求められている取組を推進できているか</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3. から移動)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3. から移動)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>・特定研究開発法人としての取組状況</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3. から移動)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>・国の研究プロジェクト等への取組状況</p> <p>等</p>

第5期中長期目標（変更案）				第5期中長期目標（現行）			
		<p style="color: red;">いるか</p> <p>○国の施策等への 貢献に取り組んで いるか</p>				<p>○国の施策等への 貢献に取り組んで いるか</p>	
<p>（別添） 政策体系図（略） 国立研究開発法人産業技術総合研究所の使命等と目標との関係 （略）</p>				<p>（別添） 政策体系図（略） 国立研究開発法人産業技術総合研究所の使命等と目標との関係 （略）</p>			



20220624 産第1号  
令和4年6月27日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

経済産業大臣 萩生田 光一

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が達成すべき業務運営に関する目標（第4期中長期目標）の変更について

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の中長期目標を別添のとおり変更したいので、独立行政法人通則法第35条の4第3項の規定に基づき、諮問します。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 中長期目標 新旧対照表 (案)

(主務府省：経済産業省)

第4期中長期目標 (変更案)	第4期中長期目標 (現行)
<p>I. ~ III. (略)</p> <p><b>IV. 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p><b>1. 柔軟で効率的な業務推進体制</b></p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) <b>情報システムの整備及び管理</b>  <u>デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、投資対効果を精査した上で情報システムの適切な整備及び管理を行うこととし、Portfolio Management Office (PMO) は、Project Management Office (PJMO) が行う情報システムの整備及び管理の実務を支援する。</u>  <u>デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進等により事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図るとともに、情報システムの利用者に対する利便性向上(操作性、機能性等の改善を含む。)やデータの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。また、クラウドサービスを引き続き、効果的に活用する。</u>  「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策(平成17年6月29日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づきNEDOが作成した業務・システム最適化計画を実施するものとする。  <u>上記の取組に関連した指標は、PMOの支援実績、クラウドサービスの活用実績、業務プロセスのデジタル化の実績とする。</u></p>	<p>I. ~ III. (略)</p> <p><b>IV. 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p><b>1. 柔軟で効率的な業務推進体制</b></p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) <b>業務の電子化の推進</b></p> <p><u>電子化の促進等により事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図るとともに、NEDOの制度利用者の利便性の向上に努めるものとする。また、幅広いネットワーク需要に対応できるNEDO内情報ネットワークの充実を図るものとする。</u>  「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策(平成17年6月29日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づきNEDOが作成した業務・システム最適化計画を実施するものとする。</p>

第4期中長期目標（変更案）	第4期中長期目標（現行）
<p><b>2. 公正な業務執行とアカウントビリティの向上</b></p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(略)</p> <p><b>V.</b></p> <p>(略)</p> <p><b>VI. その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p><b>5. 情報公開・個人情報保護の推進</b></p> <p>適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進するものとする。具体的には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）及び「<b>個人情報の保護に関する法律</b>」（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行うものとする。</p> <p>6.</p> <p>(略)</p>	<p><b>2. 公正な業務執行とアカウントビリティの向上</b></p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(略)</p> <p><b>V.</b></p> <p>(略)</p> <p><b>VI. その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p><b>5. 情報公開・個人情報保護の推進</b></p> <p>適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進するものとする。具体的には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第59号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行うものとする。</p> <p>6.</p> <p>(略)</p>

※1：改正する箇所は赤字で表記してください。

※2：必要に応じて、改正箇所にコメントで改正理由を付してください（単純な数値変更のみの箇所は説明不要）。

# 経済産業省

官 印 省 略  
20220622 通第 1 号  
令和 4 年 6 月 27 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

経済産業大臣 萩生田 光一

独立行政法人日本貿易振興機構第五期中期目標の変更につ  
いて

上記について、別紙により独立行政法人評価制度委員会の意見を求め  
る。

独立行政法人日本貿易振興機構 中期目標 新旧対照表 (案)

(主務府省：経済産業省)

第五期中期目標 (変更案)	第五期中期目標 (現行)
<p>(目次) (略)</p> <p>1. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (ミッション) (略)</p> <p>2. 中期目標の期間 (略)</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項 (略)</p> <p>4. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1) 業務改善の取組 (略)</p> <p>(2) 業務の電子化</p> <p>日本貿易振興機構内及び関係機関、支援企業等との迅速かつ効率的な情報共有、意思疎通、さらには、適切な意思決定等の業務効率化を可能とするべく、「国の行政の改革に関する取組方針～行政の ICT 化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」を踏まえ、引き続き IT を活用した業務改革及びペーパーレスの推進を含めた執務環境の整備を図る。</p> <p>デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を投資対効果を精査した上で行うとともに、情報システムの整備及び管理を行う PJMO (Project Management Office) を支援するため、PMO (Portfolio Management Office) の設置等の体制整備を行う。また、情報システムについて、クラウドサービスを効果的</p>	<p>(目次) (略)</p> <p>1. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (ミッション) (略)</p> <p>2. 中期目標の期間 (略)</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項 (略)</p> <p>4. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1) 業務改善の取組 (略)</p> <p>(2) 業務の電子化</p> <p>日本貿易振興機構内及び関係機関、支援企業等との迅速かつ効率的な情報共有、意思疎通、さらには、適切な意思決定等の業務効率化を可能とするべく、「国の行政の改革に関する取組方針～行政の ICT 化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」を踏まえ、引き続き IT を活用した業務改革及びペーパーレスの推進を含めた執務環境の整備を図る。</p>

第五期中期目標（変更案）	第五期中期目標（現行）
<p>に活用する。</p> <p>上記取組の実施に際しては、以下の指標例を参考にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PMOの設置及び支援実績</li> <li>・ 情報システム整備に係る投資対効果の精査結果</li> <li>・ 情報システム経費</li> <li>・ クラウドサービスの活用実績</li> <li>・ オンライン手続（申請等）の利用率</li> <li>・ 新たに公開したデータ種類数</li> <li>・ 他機関を含む情報システム間のデータ連携の整備実績</li> <li>・ 政府が整備する共通機能等の活用実績</li> </ul> <p>5. 財務内容の改善に関する事項（略）</p> <p>6. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>（1）内部統制（略）</p> <p>（2）デジタル化への対応</p> <p>（ア）データ利活用の一層の推進（略）</p> <p>（イ）情報管理及び情報セキュリティの確保  「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律（平成13年度法律第140号）」及び「<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>」に基づき、適切な対応を行う。</p> <p>個人情報の取り扱いについては、引き続き、全職員に対する</p>	<p>5. 財務内容の改善に関する事項（略）</p> <p>6. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>（1）内部統制（略）</p> <p>（2）デジタル化への対応</p> <p>（ア）データ利活用の一層の推進（略）</p> <p>（イ）情報管理及び情報セキュリティの確保  「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律（平成13年度法律第140号）」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に基づき、適切な対応を行う。</p> <p>個人情報の取り扱いについては、引き続き、全職員に対する</p>

第五期中期目標（変更案）	第五期中期目標（現行）
<p>研修や点検を毎年度実施するとともに、サイバーセキュリティの観点からも適切に保全し、組織内全体での適切な管理の徹底を図る。</p> <p>情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略」（平成30年7月27日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、サイバーセキュリティ戦略本部において作成された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき定めたポリシーに従って情報セキュリティ対策を講じる。政府、関係機関等と脅威情報を共有し、不正アクセス等が発生した場合は、迅速かつ適切に対応する。</p> <p>（3）～（6）（略）</p>	<p>研修や点検を毎年度実施するとともに、サイバーセキュリティの観点からも適切に保全し、組織内全体での適切な管理の徹底を図る。</p> <p>情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略」（平成30年7月27日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、サイバーセキュリティ戦略本部において作成された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき定めたポリシーに従って情報セキュリティ対策を講じる。政府、関係機関等と脅威情報を共有し、不正アクセス等が発生した場合は、迅速かつ適切に対応する。</p> <p>（3）～（6）（略）</p>

※1：改正する箇所は赤字で表記してください。

※2：必要に応じて、改正箇所にコメントで改正理由を付してください（単純な数値変更のみの箇所は説明不要）。

# 経済産業省

官 印 省 略  
20220607情第2号  
令和4年6月23日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

経済産業大臣 萩生田 光一

独立行政法人情報処理推進機構の第四期中期目標の変更について（諮問）

上記の件について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第3項の規定に基づき、別紙につき独立行政法人評価制度委員会の意見を求めます。



独立行政法人情報処理推進機構 第四期中期目標 新旧対照表 (案)

(主務府省：経済産業省)

第四期中期目標 (変更案)	第四期中期目標 (現行)
<p><b>IV 業務運営の効率化等に関する事項</b></p> <p>1. 機動的・効率的な組織及び人材育成の強化等</p> <p>(1) 政策課題・社会経済情勢に合わせた柔軟かつ機動的な対応が可能となるよう、各部門が有機的に連携し、事業の改廃や事業間のシナジーなど組織全体としての最適効率を目指す組織体制を構築する。</p> <p>(2) 組織横断的に将来ビジョンや中長期的施策を共有・議論し、各事業や業務運営の継続的かつ不断の見直しを実施する恒常的な体制の整備により、業務改革・組織改革を機動的かつ柔軟に行う。</p> <p>(3) IPAに期待される役割の拡大に対応するため、事業や組織の見直しに合わせて、人員体制の増強を図るとともに、今後の組織の中核を担うプロパー職員（特に新卒採用者）への知見や経験の蓄積が重要との観点から、中長期的な人材育成を見通した人事制度・人員体制への見直しを行う。</p> <p>(4) 専門性、特殊性の高い業務に対応するため、職員の能力開発制度の整備・充実、職員の能力や実績に見合った適正な処遇の実現（給与体系及び給与水準の適正化等）を図るとともに、官公庁や民間企業等との人材交流を促進し、多様かつ時宜を得た外部人材の確保・育成を図る。</p> <p>2. 業務経費等の効率化</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務については、新規に追加されるもの、拡充分及び特別事業費を除き、一般管理費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について毎年度平均で前年度比3%以上、業務経費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について毎年度平均で前年度比1%以上の効率化を行う。</p>	<p><b>IV 業務運営の効率化等に関する事項</b></p> <p>1. 機動的・効率的な組織及び人材育成の強化等</p> <p>(1) 政策課題・社会経済情勢に合わせた柔軟かつ機動的な対応が可能となるよう、各部門が有機的に連携し、事業の改廃や事業間のシナジーなど組織全体としての最適効率を目指す組織体制を構築する。</p> <p>(2) 組織横断的に将来ビジョンや中長期的施策を共有・議論し、各事業や業務運営の継続的かつ不断の見直しを実施する恒常的な体制の整備により、業務改革・組織改革を機動的かつ柔軟に行う。</p> <p>(3) IPAに期待される役割の拡大に対応するため、事業や組織の見直しに合わせて、人員体制の増強を図るとともに、今後の組織の中核を担うプロパー職員（特に新卒採用者）への知見や経験の蓄積が重要との観点から、中長期的な人材育成を見通した人事制度・人員体制への見直しを行う。</p> <p>(4) 専門性、特殊性の高い業務に対応するため、職員の能力開発制度の整備・充実、職員の能力や実績に見合った適正な処遇の実現（給与体系及び給与水準の適正化等）を図るとともに、官公庁や民間企業等との人材交流を促進し、多様かつ時宜を得た外部人材の確保・育成を図る。</p> <p>2. 業務経費等の効率化</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務については、新規に追加されるもの、拡充分及び特別事業費を除き、一般管理費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について毎年度平均で前年度比3%以上、業務経費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について毎年度平均で前年度比1%以上の効率化を行う。</p>

第四期中期目標（変更案）	第四期中期目標（現行）
<p>3. 調達の効率化・合理化</p> <p>(1) 公正かつ透明な調達手続きによる適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、引き続き、毎年度、適切に「調達等合理化計画」を策定し、これに則って、一般競争入札の導入・範囲拡大や随意契約等、適切な契約形態を通じ、業務運営の効率化・合理化を図る。随意契約については、やむを得ない案件を除き、原則として一般競争入札等によることとし、その取組状況を公表する。</p> <p>(2) 企画競争、公募を通じた調達を行う場合には、競争性及び透明性が確保される方法により実施する。さらに、入札・契約の適正な実施について監事等による監査を受けるものとする。</p> <p>4. 業務の電子化等による業務運営の効率化</p> <p><u>(1) デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの整備及び管理を行うため、これまでの取組を加速させるとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMO（Project Management Office）を支援するためのPMO（Portfolio Management Office）の設置等の体制整備を行う。また、情報システムについて、投資対効果を精査した上で整備する。</u></p> <p><u>上記取組の実施に際しては、以下の指標例を参考にする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PMOの設置及び支援実績</li> <li>・ 情報システム整備に係る投資対効果の精査結果</li> <li>・ 情報システム経費</li> </ul> <p>(2) IPAの事務手続きの簡素化・効率化を図るため、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向</p>	<p>3. 調達の効率化・合理化</p> <p>(1) 公正かつ透明な調達手続きによる適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、引き続き、毎年度、適切に「調達等合理化計画」を策定し、これに則って、一般競争入札の導入・範囲拡大や随意契約等、適切な契約形態を通じ、業務運営の効率化・合理化を図る。随意契約については、やむを得ない案件を除き、原則として一般競争入札等によることとし、その取組状況を公表する。</p> <p>(2) 企画競争、公募を通じた調達を行う場合には、競争性及び透明性が確保される方法により実施する。さらに、入札・契約の適正な実施について監事等による監査を受けるものとする。</p> <p>4. 業務の電子化等による業務運営の効率化</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(1) IPAの事務手続きの簡素化・効率化を図るため、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向</p>

第四期中期目標（変更案）	第四期中期目標（現行）
<p>けて～」（平成26年7月25日総務大臣決定）に基づき、引き続き、業務の電子化の促進やシステムの最適化等の検討を行い、順次改善を進める。  <u>また、政府の「クラウド・バイ・デフォルト原則」に沿って、クラウドへのシフトを進める。さらに、機構業務のデジタルトランスフォーメーション（IPA-DX）について、内部の業務改革推進の観点、国民へのサービス向上の観点及び日本政府の政策立案機能強化の観点から、情報システムの利用者に対する利便性の向上（操作性、機能性等の改善を含む。）や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む等、デジタル技術を活用した取組を行う。加えて、これらを円滑に行うことを可能とするため、事業運営基盤の見直し、IT ガバナンスの構築に取り組む。</u>  <u>上記取組の実施に際しては、以下の指標例を参考にする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>クラウドサービスの活用実績</u></li> <li>・ <u>オンライン手続（申請等）の利用率</u></li> <li>・ <u>新たに公開したデータ種類数</u></li> <li>・ <u>他機関を含む情報システム間のデータ連携の整備実績</u></li> <li>・ <u>政府が整備する共通機能等の活用実績</u></li> <li>・ <u>RPA やチャットボット等の導入</u></li> <li>・ <u>WEB データに基づく企業のDX 活動の自動分析・評価の導入</u></li> </ul> <p>(3) 生産性向上の観点から「働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）」を推進しつつ、ICTも活用した業務効率化に向けて、先進的な取組や制度の積極的な導入を図り、効果的・効率的な業務運営を実現する。</p> <p><b>V 財務内容の改善</b>  (略)</p>	<p>けて～」（平成26年7月25日総務大臣決定）に基づき、引き続き、業務の電子化の促進やシステムの最適化等の検討を行い、順次改善を進める。</p> <p>(2) <u>また、</u>生産性向上の観点から「働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）」を推進しつつ、ICTも活用した業務効率化に向けて、先進的な取組や制度の積極的な導入を図り、効果的・効率的な業務運営を実現する。</p> <p><b>V 財務内容の改善</b>  (略)</p>

第四期中期目標（変更案）	第四期中期目標（現行）
<p data-bbox="181 209 636 240">VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p data-bbox="181 256 421 288">1. 内部統制の強化</p> <p data-bbox="181 304 1108 520">(1) 引き続き、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成26年法律第66号）による改正後の独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付総管査第322号総務省行政管理局長通知）において定められた内部統制の推進及び充実を図る。</p> <p data-bbox="181 536 1108 887">(2) 第三期中期目標期間中に、内部統制委員会、監事室、コンプライアンス統括室を設置し、内部統制の推進及び充実を図ってきたところ、これに加えて、理事長の指示の下、役員（理事長及び理事）及び各部門の長で構成される「業務運営方針検討会」を設置し、各部門の施策、将来ビジョンや業務の必要性、連携の可能性などについて議論する等の取組を実施した。第四期中期目標期間においても、理事長のリーダーシップにより継続してこのような取組を推進し、組織のPlan・Do・Check・Action（PDCA）機能の充実を図る。</p> <p data-bbox="181 935 689 967">2. 情報管理及び情報セキュリティの確保</p> <p data-bbox="181 975 1108 1118">(1) 適正な業務運営及び国民からの信頼を確保する観点から、「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律」（平成13年法律第140号）、「<b>個人情報保護に関する法律</b>」（平成15年法律第57号）に基づき、引き続き、適切な対応をとるとともに、職員への周知徹底を行う。</p> <p data-bbox="181 1174 315 1206">(2) (略)</p> <p data-bbox="181 1214 367 1246">3. ～4. (略)</p>	<p data-bbox="1135 209 1590 240">VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p data-bbox="1135 256 1375 288">1. 内部統制の強化</p> <p data-bbox="1135 304 2063 520">(1) 引き続き、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成26年法律第66号）による改正後の独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付総管査第322号総務省行政管理局長通知）において定められた内部統制の推進及び充実を図る。</p> <p data-bbox="1135 536 2063 887">(2) 第三期中期目標期間中に、内部統制委員会、監事室、コンプライアンス統括室を設置し、内部統制の推進及び充実を図ってきたところ、これに加えて、理事長の指示の下、役員（理事長及び理事）及び各部門の長で構成される「業務運営方針検討会」を設置し、各部門の施策、将来ビジョンや業務の必要性、連携の可能性などについて議論する等の取組を実施した。第四期中期目標期間においても、理事長のリーダーシップにより継続してこのような取組を推進し、組織のPlan・Do・Check・Action（PDCA）機能の充実を図る。</p> <p data-bbox="1135 935 1644 967">2. 情報管理及び情報セキュリティの確保</p> <p data-bbox="1135 975 2063 1158">(1) 適正な業務運営及び国民からの信頼を確保する観点から、「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律」（平成13年法律第140号）、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）に基づき、引き続き、適切な対応をとるとともに、職員への周知徹底を行う。</p> <p data-bbox="1135 1174 1270 1206">(2) (略)</p> <p data-bbox="1135 1214 1321 1246">3. ～4. (略)</p>

※1：改正する箇所は赤字で表記してください。

※2：必要に応じて、改正箇所にコメントで改正理由を付してください（単純な数値変更のみの箇所は説明不要）。

財 政 第 2 4 7 号

20220621中第11号

令和4年6月24日

独立行政法人評価制度委員会

委員長 澤田 道隆 殿

財 務 大 臣 鈴木 俊一

経済産業大臣 萩生田 光一

独立行政法人中小企業基盤整備機構が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）の変更について（諮問）

上記の件について、独立行政法人通則法第29条第3項の規定に基づき、別紙につき独立行政法人評価制度委員会の意見を求めます。

独立行政法人中小企業基盤整備機構 中期目標 新旧対照表（案）

（主務府省：経済産業省）

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>目次</p> <p>I～III（略）</p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項…17</p> <p>1. 顧客重視…17 （略）</p> <p>2. 組織のパフォーマンス、組織力の向上…18 （略）</p> <p>3. 業務改革と新たなニーズへの対応…18 （略）</p> <p>4. 業務経費等の効率化…18 （略）</p> <p>5. 業務の電子化の推進…19 （略）</p> <p>6. 情報システムの整備管理…19</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項…19 （略）</p> <p>I～III（略）</p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6. 情報システムの整備管理 ・デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的</p>	<p>目次</p> <p>I～III（略）</p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項…17</p> <p>1. 顧客重視…17 （略）</p> <p>2. 組織のパフォーマンス、組織力の向上…18 （略）</p> <p>3. 業務改革と新たなニーズへの対応…18 （略）</p> <p>4. 業務経費等の効率化…18 （略）</p> <p>5. 業務の電子化の推進…19 （略）</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項…19 （略）</p> <p>I～III（略）</p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1～5 （略）</p> <p>[新設]</p>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システムの整備及び管理を行う PJMO (Project Management Office (プロジェクト推進組織)) を支援するため PMO (Portfolio Management Office (全体管理組織)) の設置等の体制整備を行う。</li> <li>・情報システムについては、投資対効果を精査した上で整備する。</li> <li>・機構の情報システムについて、クラウドサービスを効果的に活用する。</li> <li>・機構の情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。</li> </ul> <p>上記の取組の実施に際して、以下を指標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システムにおけるクラウドサービスの利用率について</li> <li>・オンライン手続（申請等）の利用実績について</li> </ul> <p>以 上</p>	<p>以 上</p>

※1：改正する箇所は赤字で表記してください。

※2：必要に応じて、改正箇所にコメントで改正理由を付してください（単純な数値変更のみの箇所は説明不要）。

国官総第 41 号  
令和 4 年 6 月 27 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫  
( 公 印 省 略 )

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の  
第 1 期中長期目標の変更について ( 諮問 )

標記について、独立行政法人通則法 ( 平成 11 年法律第 103 号 ) 第 35 条  
の 4 第 3 項に基づき、別紙につき独立行政法人評価制度委員会の意見を  
求める。



## 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所第1期中長期目標（第2回変更）新旧対照表

※下線は記載ぶりに変更のある部分

第1期中期目標（変更後）	第1期中期目標（変更前）
平成28年4月1日 平成31年3月6日変更 <u>令和4年〇月〇日変更</u> 国土交通大臣	平成28年4月1日 平成31年3月6日変更  国土交通大臣
<b>国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 第1期中長期目標</b>	<b>国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 第1期中長期目標</b>
独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。） 第35条の4の規定に基づき、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定める。	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。） 第35条の4の規定に基づき、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定める。
<b>第1～第2</b> （略）	<b>第1・第2</b> （略）
<b>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</b>	<b>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</b>
研究所は研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上を図るため、以下の取組を実施するものとする。なお、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」( <u>令和4年3月2日改定</u> )における「一定の事業等のまとめり」は、本章中の2. 船舶に係る技術及びこれを活用した海洋の利用等に係る技術に関する研究開発等、3. 港湾、航路、海岸及び飛行場等に係る技術に関する研究開発等、4. 電子航法に関する研究開発等とする。また、これら	研究所は研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上を図るため、以下の取組を実施するものとする。なお、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成27年5月25日改定）における「一定の事業等のまとめり」は、本章中の2. 船舶に係る技術及びこれを活用した海洋の利用等に係る技術に関する研究開発等、3. 港湾、航路、海岸及び飛行場等に係る技術に関する研究開発等、4. 電子航法に関する研究開発等とする。また、こ

第1期中期目標（変更後）	第1期中期目標（変更前）
<p>の取組と連携し、又は各分野共通して実施するものとして1. 分野横断的な研究の推進等、5. 研究開発成果の社会への還元、6. 戦略的な国際活動の推進を実施する。</p> <p>1. ～6. （略）</p> <p>第4 （略）</p> <p><b>第6 その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p>（1）内部統制に関する事項</p> <p>内部統制については、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日行政管理局長通知）に基づく事項の運用を確実に図り、研究における不正等が起きないように、研究員を含む役職員に対しコンプライアンスに係る研修を行うなどの取組を強化するとともに、内部統制機能が確実に発揮されるよう、法人のミッションや理事長の指示が組織内に徹底される仕組みなどの内部統制システムを整備する。</p> <p>また、研究所が国立研究開発法人として発展していくため、研究所の組織全体としても、個々の研究者としても、研究活動における不正行為の防止、不正行為への対応、倫理の保持、法令遵守等について徹底した対応をとるとともに、研究所としての機能を確実に果たしていく。</p> <p>さらに、昨今の社会情勢を鑑みれば、個人情報等の保護についても徹底を図っていくことは重要であり、事務室等のセキュリティを確保するとともに、「サイバーセキュリティ戦略」（平成27年9月4</p>	<p>これらの取組と連携し、又は各分野共通して実施するものとして1. 分野横断的な研究の推進等、5. 研究開発成果の社会への還元、6. 戦略的な国際活動の推進を実施する。</p> <p>1. ～6. （略）</p> <p>第4 （略）</p> <p><b>第6 その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p>（1）内部統制に関する事項</p> <p>内部統制については、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日行政管理局長通知）に基づく事項の運用を確実に図り、研究における不正等が起きないように、研究員を含む役職員に対しコンプライアンスに係る研修を行うなどの取組を強化するとともに、内部統制機能が確実に発揮されるよう、法人のミッションや理事長の指示が組織内に徹底される仕組みなどの内部統制システムを整備する。</p> <p>また、研究所が国立研究開発法人として発展していくため、研究所の組織全体としても、個々の研究者としても、研究活動における不正行為の防止、不正行為への対応、倫理の保持、法令遵守等について徹底した対応をとるとともに、研究所としての機能を確実に果たしていく。</p> <p>さらに、昨今の社会情勢を鑑みれば、個人情報等の保護についても徹底を図っていくことは重要であり、事務室等のセキュリティを</p>

第1期中期目標（変更後）	第1期中期目標（変更前）
<p data-bbox="237 212 1088 387">日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。<u>情報システムの整備及び管理については「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するものとする。</u></p> <p data-bbox="199 453 474 483">（2）～（5） （略）</p>	<p data-bbox="1196 212 2047 339">確保するとともに、「サイバーセキュリティ戦略」（平成27年9月4日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p data-bbox="1158 501 1433 531">（2）～（5） （略）</p>

国官総第 41 号  
令和 4 年 6 月 27 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫  
( 公 印 省 略 )

独立行政法人海技教育機構の第 4 期中期目標の変更について (諮問)

標記について、独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 29 条第 3 項に基づき、別紙につき独立行政法人評価制度委員会の意見を求める。

独立行政法人海技教育機構の第4期中期目標・新旧対照表（案）

（主務府省：国土交通省）

第4期中期目標（新）	第4期中期目標（旧）
<p><b>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p>「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（令和4年3月2日改定）における「一定の事業等のまとめり」は、本章中の1. 海技教育の実施、2. 研究の実施、3. 成果の普及・活用促進の3つとする。各業務については、関係機関と十分な連携を図りながら、以下のとおり各業務を遂行する。</p> <p><b>第4 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p><b>1. 業務改善の取組</b> （略）</p> <p><b>2. 業務運営の情報化・電子化の取組</b> 法人内の効率的な情報共有及び適切な意思決定等業務運営の電子化（ICTの利活用により事務手続の簡素化・迅速化、クラウド化）に取り組み、業務運営の効率化の向上を図る。 災害時等に業務を継続できるようにするため、リモートワーク体制の確立を図る。 情報システムの整備・管理については、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMOの設置等を通じて適切に対応するものとする。</p>	<p><b>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p>「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成31年3月12日改定）における「一定の事業等のまとめり」は、本章中の1. 海技教育の実施、2. 研究の実施、3. 成果の普及・活用促進の3つとする。各業務については、関係機関と十分な連携を図りながら、以下のとおり各業務を遂行する。</p> <p><b>第4 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p><b>1. 業務改善の取組</b> （略）</p> <p><b>2. 業務運営の情報化・電子化の取組</b> 法人内の効率的な情報共有及び適切な意思決定等業務運営の電子化（ICTの利活用により事務手続の簡素化・迅速化、クラウド化）に取り組み、業務運営の効率化の向上を図る。 災害時等に業務を継続できるようにするため、リモートワーク体制の確立を図る。</p>

国官総第 41 号  
令和 4 年 6 月 27 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫  
( 公 印 省 略 )

独立行政法人航空大学校の第 5 期中期目標の変更について (諮問)

標記について、独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 29 条  
第 3 項に基づき、別紙につき独立行政法人評価制度委員会の意見を求め  
る。

独立行政法人航空大学校第5期中期目標 新旧対照表

(主務府省：国土交通省)

第5期中期目標 (新)	第5期中期目標 (旧)
<p style="text-align: center;">独立行政法人航空大学校第5期中期目標</p> <p>1. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (略)</p> <p>2. 中期目標の期間 (略)</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 独立行政法人航空大学校法(平成11年法律第215号)に基づき、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成する業務等を実施する。我が国航空会社の基幹的要員となる質の高い操縦士を安定的に輩出するため、年間108名を入学定員として養成等を実施する。 なお、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(令和4年3月2日改定)における「一定の事業等のまとめり」は、航空機操縦士養成事業とし、本章(1)から(3)により業務を実施する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p style="text-align: right;">令和3年2月25日 国空航第3169号 国土交通省</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人航空大学校第5期中期目標</p> <p>1. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (略)</p> <p>2. 中期目標の期間 (略)</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 独立行政法人航空大学校法(平成11年法律第215号)に基づき、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成する業務等を実施する。我が国航空会社の基幹的要員となる質の高い操縦士を安定的に輩出するため、年間108名を入学定員として養成等を実施する。 なお、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成31年3月12日改定)における「一定の事業等のまとめり」は、航空機操縦士養成事業とし、本章(1)から(3)により業務を実施する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

第5期中期目標（新）	第5期中期目標（旧）
<p>4. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1) 業務改善の取組</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p><u>⑧情報システムの整備・管理</u></p> <p><u>大学校の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行うこと。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>5. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>6. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(略)</p>	<p>4. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1) 業務改善の取組</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>6. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(略)</p>



国官総第 41 号  
令和 4 年 6 月 27 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫  
( 公 印 省 略 )

独立行政法人自動車技術総合機構の  
第 2 期中期目標の変更について ( 諮問 )

標記について、独立行政法人通則法 ( 平成 11 年法律第 103 号 ) 第 29 条  
第 3 項に基づき、別紙につき独立行政法人評価制度委員会の意見を求め  
る。

独立行政法人自動車技術総合機構の第2期中期目標 新旧対照表

新	旧
<p><b>Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p>「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(<a href="#">令和4年3月2日改定</a>)における「一定の事業等のまとめり」は、道路運送車両法に基づき的確で厳正かつ公正な実施が求められる執行業務、及び、自動車等の基準策定に係る研究の中核をなし、併せて自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援等を行う研究業務等の2つとし、それぞれに対応する本章中の具体的な項は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路運送車両法に基づく執行業務等(保安基準適合性の審査、登録に係る確認調査、リコールに係る技術的検証等) (1. (1)～(3)、2. (2)～(3)、4.)</li> <li>・自動車及び鉄道等の研究業務等(2. (1)、3.)</li> </ul> <p><b>Ⅳ. 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p><b>1. 業務運営</b></p> <p>(3) 業務運営の情報化・電子化の取組</p>	<p><b>Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p>「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(<a href="#">平成31年3月12日改定</a>)における「一定の事業等のまとめり」は、道路運送車両法に基づき的確で厳正かつ公正な実施が求められる執行業務、及び、自動車等の基準策定に係る研究の中核をなし、併せて自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援等を行う研究業務等の2つとし、それぞれに対応する本章中の具体的な項は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路運送車両法に基づく執行業務等(保安基準適合性の審査、登録に係る確認調査、リコールに係る技術的検証等) (1. (1)～(3)、2. (2)～(3)、4.)</li> <li>・自動車及び鉄道等の研究業務等(2. (1)、3.)</li> </ul> <p><b>Ⅳ. 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p><b>1. 業務運営</b></p> <p>(3) 業務運営の情報化・電子化の取組</p>

自動車機構内の効率的な情報共有を図り、円滑かつ迅速な意思決定プロセスを推進するため、情報システム基盤の整備及びセキュリティ対策等を進めるとともに、各業務システムについても、自動車機構が保有するシステム全体としての最適化の観点から見直しを検討するなど、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うことにより、業務運営の合理化及び効率化を図ること。

自動車機構内の効率的な情報共有を図り、円滑かつ迅速な意思決定プロセスを推進するため、情報システム基盤の整備及びセキュリティ対策等を進めるとともに、各業務システムについても、自動車機構が保有するシステム全体としての最適化の観点から見直しを検討するなど、業務運営の合理化及び効率化を図ること。

国官総第 41 号  
令和 4 年 6 月 27 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫  
( 公 印 省 略 )

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の  
第 4 期中期目標の変更について ( 諮問 )

標記について、独立行政法人通則法 ( 平成 11 年法律第 103 号 ) 第 29 条  
第 3 項に基づき、別紙につき独立行政法人評価制度委員会の意見を求め  
る。

## 第4期中期目標 新旧対照表

第4期中期目標（改正）	第4期中期目標（現行）
<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（令和4年3月2日改定）における「一定の事業等のまとめり」は、本章中の(1)鉄道建設等業務、(2)鉄道助成業務等、(3)船舶共有建造等業務、(4)地域公共交通出資業務等、(5)特例業務（国鉄清算業務）とする。各業務については、関係機関と十分な連携を図りながら、以下の通り各業務を遂行する。</p>	<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成27年5月25日改定）における「一定の事業等のまとめり」は、本章中の(1)鉄道建設等業務、(2)鉄道助成業務等、(3)船舶共有建造等業務、(4)地域公共交通出資業務等、(5)特例業務（国鉄清算業務）とする。各業務については、関係機関と十分な連携を図りながら、以下の通り各業務を遂行する。</p>
<p>4. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(2) 電子化の推進 業務運営の簡素化及び効率化を図るため、ITの活用等により、業務の電子化及びシステム等の最適化を推進する。 また、デジタル庁が策定した、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</p> <p>&lt;指標&gt; ・Web会議開催回数 ・電子決裁率</p>	<p>4. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(2) 電子化の推進 業務運営の簡素化及び効率化を図るため、ITの活用等により、業務の電子化及びシステム等の最適化を推進する。</p> <p>&lt;指標&gt; ・Web会議開催回数 ・電子決裁率</p>

国官総第 41 号  
令和 4 年 6 月 27 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫  
( 公 印 省 略 )

独立行政法人国際観光振興機構の  
第 4 期中期目標の変更について ( 諮問 )

標記について、独立行政法人通則法 ( 平成 11 年法律第 103 号 ) 第 29 条  
第 3 項に基づき、別紙につき独立行政法人評価制度委員会の意見を求め  
る。

## 独立行政法人国際観光振興機構の中期目標 新旧対照表

(主務府省：国土交通省)

第4期中期目標 (変更案)	第4期中期目標 (現行)
<p>1. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (ミッション)</p> <p>外国人旅行者の来訪を促進することは、我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化のために重要な課題であるとともに、我が国に対する理解を増進し、国際交流の拡大に資するものである。</p> <p>平成28年3月30日には、安倍内閣総理大臣を議長とする「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において、訪日外国人旅行者数を2020年4,000万人、2030年6,000万人、訪日外国人旅行消費額を2020年8兆円、2030年15兆円とするなど、従来の政府目標を大幅に前倒しし、かつ、質の高い観光交流を加速させるべく、以下のような新たな目標を設定するとともに、これらの目標の実現のため、3つの視点を柱とする10の改革を掲げた「明日の日本を支える観光ビジョン」が取りまとめられた。</p> <p>さらに、これを踏まえ、世界が訪れたいくなる「観光先進国・日本」への飛躍を図ることを目的として、「観光立国推進基本計画」も改定されたところである(平成29年3月28日閣議決定)。</p> <p>「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げられた目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪日外国人旅行者数 (2020年：4,000万人、2030年：6,000万人)</li> <li>・ 訪日外国人旅行消費額 (2020年：8兆円、2030年：15兆円)</li> <li>・ 訪日外国人リピーター数 (2020年：2,400万人、2030年：3,600万人)</li> <li>・ 訪日外国人旅行者の地方部における延べ宿泊者数 (2020年：7,000万人泊、2030年：1億3,000万人泊)</li> </ul>	<p>1. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (ミッション)</p> <p>外国人旅行者の来訪を促進することは、我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化のために重要な課題であるとともに、我が国に対する理解を増進し、国際交流の拡大に資するものである。</p> <p>平成28年3月30日には、安倍内閣総理大臣を議長とする「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において、訪日外国人旅行者数を2020年4,000万人、2030年6,000万人、訪日外国人旅行消費額を2020年8兆円、2030年15兆円とするなど、従来の政府目標を大幅に前倒しし、かつ、質の高い観光交流を加速させるべく、以下のような新たな目標を設定するとともに、これらの目標の実現のため、3つの視点を柱とする10の改革を掲げた「明日の日本を支える観光ビジョン」が取りまとめられた。</p> <p>さらに、これを踏まえ、世界が訪れたいくなる「観光先進国・日本」への飛躍を図ることを目的として、「観光立国推進基本計画」も改定されたところである(平成29年3月28日閣議決定)。</p> <p>「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げられた目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪日外国人旅行者数 (2020年：4,000万人、2030年：6,000万人)</li> <li>・ 訪日外国人旅行消費額 (2020年：8兆円、2030年：15兆円)</li> <li>・ 訪日外国人リピーター数 (2020年：2,400万人、2030年：3,600万人)</li> <li>・ 訪日外国人旅行者の地方部における延べ宿泊者数 (2020年：7,000万人泊、2030年：1億3,000万人泊)</li> </ul>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>観光先進国の実現は、地方創生の切り札、成長戦略の柱として、これまで以上の大きな期待が寄せられており、訪日外国人旅行者数 2020 年 4,000 万人、その先の 2030 年 6,000 万人等の政府目標達成のためには、今後更に増加する観光需要に対し、より高次元な観光施策を展開し、特定の地域に集中している旅行者の全国各地への来訪、滞在の更なる拡大、旅行ニーズの多様化へ対応するなど、新たなチャレンジに踏み切る覚悟が必要である。</p> <p>機構については、訪日プロモーション事業の実施主体として、インバウンド拡大における中核的な役割を果たし、観光先進国の実現に向けて、政府が掲げる目標の達成に貢献することが期待されており、適時適切な組織や体制の強化を図りつつ、以下を柱とする大胆な改革を進めていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国別戦略に基づく訪日プロモーションの徹底</li> <li>・ デジタルマーケティングの本格導入</li> <li>・ 訪日外国人旅行者の戦略的誘客の実現</li> </ul> <p>また、国際会議等の誘致・開催支援や国内の受入環境整備支援においても、これまで以上に業務を的確に遂行していくことが求められているところである。</p> <p>特に、戦略的誘客の実現のためには、訪日外国人旅行者のトラベルライフサイクルにおける段階（認知・関心向上「知る」→ 比較・検討「選ぶ」→ 予約・購入「訪日する」→ 体験・消費「滞在する」→ 帰国・再来日）ごとに、様々なツールを駆使して、トレンドやニーズに対応した効果的な情報発信を行うことが重要である。また、地方への誘客や消費拡大の観点から、地方自治体をはじめインバウンドに取り組む関係団体・民間企業等とより一層緊密な連携を図る体制を構築しなければならない。あわせて、機構の持つノウハウ・情報を提供するなど、地方が行うプロモーションの質の向上のための支援を強化することも必要である。</p>	<p>観光先進国の実現は、地方創生の切り札、成長戦略の柱として、これまで以上の大きな期待が寄せられており、訪日外国人旅行者数 2020 年 4,000 万人、その先の 2030 年 6,000 万人等の政府目標達成のためには、今後更に増加する観光需要に対し、より高次元な観光施策を展開し、特定の地域に集中している旅行者の全国各地への来訪、滞在の更なる拡大、旅行ニーズの多様化へ対応するなど、新たなチャレンジに踏み切る覚悟が必要である。</p> <p>機構については、訪日プロモーション事業の実施主体として、インバウンド拡大における中核的な役割を果たし、観光先進国の実現に向けて、政府が掲げる目標の達成に貢献することが期待されており、適時適切な組織や体制の強化を図りつつ、以下を柱とする大胆な改革を進めていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国別戦略に基づく訪日プロモーションの徹底</li> <li>・ デジタルマーケティングの本格導入</li> <li>・ 訪日外国人旅行者の戦略的誘客の実現</li> </ul> <p>また、国際会議等の誘致・開催支援や国内の受入環境整備支援においても、これまで以上に業務を的確に遂行していくことが求められているところである。</p> <p>特に、戦略的誘客の実現のためには、訪日外国人旅行者のトラベルライフサイクルにおける段階（認知・関心向上「知る」→ 比較・検討「選ぶ」→ 予約・購入「訪日する」→ 体験・消費「滞在する」→ 帰国・再来日）ごとに、様々なツールを駆使して、トレンドやニーズに対応した効果的な情報発信を行うことが重要である。また、地方への誘客や消費拡大の観点から、地方自治体をはじめインバウンドに取り組む関係団体・民間企業等とより一層緊密な連携を図る体制を構築しなければならない。あわせて、機構の持つノウハウ・情報を提供するなど、地方が行うプロモーションの質の向上のための支援を強化することも必要である。</p>



第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>機構は訪日プロモーションに係るそれぞれの取組の目的や必要性、その成果について、ホームページ等を通じて国民にわかりやすく説明するとともに、政府が掲げる目標の達成のために、どのような貢献をしているのかが明確となるような指標の設定に向けた取組に努めなければならない。</p> <p>また、アジア・欧米豪に展開している海外事務所においては、現地目線での情報の発信・最新の訪日ニーズの入手等により訪日プロモーションのノウハウの蓄積をさらに進めるとともに、例えば、個々の事業計画段階において事業類型ごとの費用対効果を海外事務所間で比較するなど、目標と結果を適切に評価し、今後活かすための仕組みづくりを検討すべきである。その上で、海外事務所においては、成果指標に基づき毎年度厳格に評価を実施し、国のインバウンド政策及び市場の動向も踏まえつつ、予算や人員等の経営資源の配分等について不断の見直しを行うことが必要である。</p> <p>この点において、理事長のリーダーシップが十分発揮され、また、職員の創意工夫により、機構の政策実施機能が最大化され、より高みを目指す好循環が生じることを期待するものである。</p> <p>以上の基本的考え方を踏まえ、機構は、自らの役割と使命をしっかりと自覚し、本中期目標に従って、戦略的、効率的かつ効果的に業務を行うものとする。</p> <p>（別添）政策体系図</p>	<p>機構は訪日プロモーションに係るそれぞれの取組の目的や必要性、その成果について、ホームページ等を通じて国民にわかりやすく説明するとともに、政府が掲げる目標の達成のために、どのような貢献をしているのかが明確となるような指標の設定に向けた取組に努めなければならない。</p> <p>また、アジア・欧米豪に展開している海外事務所においては、現地目線での情報の発信・最新の訪日ニーズの入手等により訪日プロモーションのノウハウの蓄積をさらに進めるとともに、例えば、個々の事業計画段階において事業類型ごとの費用対効果を海外事務所間で比較するなど、目標と結果を適切に評価し、今後活かすための仕組みづくりを検討すべきである。その上で、海外事務所においては、成果指標に基づき毎年度厳格に評価を実施し、国のインバウンド政策及び市場の動向も踏まえつつ、予算や人員等の経営資源の配分等について不断の見直しを行うことが必要である。</p> <p>この点において、理事長のリーダーシップが十分発揮され、また、職員の創意工夫により、機構の政策実施機能が最大化され、より高みを目指す好循環が生じることを期待するものである。</p> <p>以上の基本的考え方を踏まえ、機構は、自らの役割と使命をしっかりと自覚し、本中期目標に従って、戦略的、効率的かつ効果的に業務を行うものとする。</p> <p>（別添）政策体系図</p>
<p>2. 中期目標の期間</p> <p>中期目標の期間は平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間とする。</p>	<p>2. 中期目標の期間</p> <p>中期目標の期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。</p>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項  「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日策定、令和4年3月2日改定）における「一定の事業等のまとめり」は、訪日プロモーション等業務（本章中の（1）及び（2））及び国内受入環境整備支援業務（本章中の（3））の2つとする。</p> <p>政策評価の事前分析表（国土交通省29 - ㊹）  政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化  施策目標 20 観光立国を推進する</p>	<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項  「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日策定、平成27年5月25日改定）における「一定の事業等のまとめり」は、訪日プロモーション等業務（本章中の（1）及び（2））及び国内受入環境整備支援業務（本章中の（3））の2つとする。</p> <p>政策評価の事前分析表（国土交通省29 - ㊹）  政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化  施策目標 20 観光立国を推進する</p>
<p>(1) 訪日プロモーション業務  「明日の日本を支える観光ビジョン」や「観光立国推進基本計画」において掲げられた政府目標を達成するため、機構はウェブサイトやソーシャルネットワークを活用して日本の認知度を高め、訪日旅行商品の造成支援を通じ、実際の訪日につなげるとともに、コンサルティングやセミナーの開催により、地方への誘客を図る等、訪日プロモーション事業の実施主体として以下の取組を進める。</p> <p>なお、取組を進める上では、政府目標に係る指標等の動向（月別・市場別の訪日外国人旅行者数の増減等）を踏まえ、プロモーション業務における個別事業の効果の検証を行い、必要な見直しに努めるものとする。</p> <p>また、訪日プロモーションの成果等について、ホームページ等を通じて国民にわかりやすく説明する。</p> <p>① 国別戦略に基づくプロモーションの徹底  現地目線のきめ細かなプロモーションを推進するため、訪日プロモーション重点市場毎に、最新旅行トレンドを把握し、ターゲット層等を明確にした国別戦略を策定するとともに、個々の事業ごとに目標（KPI）を設定し、事業成果の厳格な管理・PDCAサイクル化を更に徹底する。また、各国の状況に精通している外国人有識者の</p>	<p>(1) 訪日プロモーション業務  「明日の日本を支える観光ビジョン」や「観光立国推進基本計画」において掲げられた政府目標を達成するため、機構はウェブサイトやソーシャルネットワークを活用して日本の認知度を高め、訪日旅行商品の造成支援を通じ、実際の訪日につなげるとともに、コンサルティングやセミナーの開催により、地方への誘客を図る等、訪日プロモーション事業の実施主体として以下の取組を進める。</p> <p>なお、取組を進める上では、政府目標に係る指標等の動向（月別・市場別の訪日外国人旅行者数の増減等）を踏まえ、プロモーション業務における個別事業の効果の検証を行い、必要な見直しに努めるものとする。</p> <p>また、訪日プロモーションの成果等について、ホームページ等を通じて国民にわかりやすく説明する。</p> <p>① 国別戦略に基づくプロモーションの徹底  現地目線のきめ細かなプロモーションを推進するため、訪日プロモーション重点市場毎に、最新旅行トレンドを把握し、ターゲット層等を明確にした国別戦略を策定するとともに、個々の事業ごとに目標（KPI）を設定し、事業成果の厳格な管理・PDCAサイクル化を更に徹底する。また、各国の状況に精通している外国人有識者の</p>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>知見を活用する。</p> <p>さらに、滞在期間が長く、旅行消費額も多い欧米豪旅行者の旅行意欲をかき立てる魅力的なコンテンツを発掘し、インターネットなどの様々なツールを駆使して発信することにより、日本を旅行先として認知・意識していない層を取り込むプロモーションを実施する。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構のソーシャルネットワークページのファン数（平成28年度実績値：555万人）</li> <li>・機構が作成するウェブサイト等のユーザー数</li> <li>・機構の訪日旅行商品の販売、造成のための商談件数（平成28年度実績値：28,170件）</li> <li>・商談参加者の評価（平成28年度実績値：4段階評価で上位2つの評価を得る割合95.0%）</li> <li>・機構が招請したメディアが作成した番組・記事の接触者数</li> </ul> <p>② デジタルマーケティングの本格導入</p> <p>訪日外国人旅行者の旅行に関する主要な情報収集の手段がウェブサイトやSNS等に移行していることを踏まえ、デジタルマーケティングの専任部署の体制を強化するとともにICT専門人材を配置し、訪日外国人旅行者の移動履歴等ビッグデータの解析により旅行トレンドを把握する等データ分析に基づくマーケティングの実施や、外国人視点によるウェブサイト等のコンテンツの充実を進める。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構のソーシャルネットワークページのファン数（平成28年度実績値：555万人）（再掲）</li> <li>・機構が作成するウェブサイト等のユーザー数（再掲）</li> </ul>	<p>知見を活用する。</p> <p>さらに、滞在期間が長く、旅行消費額も多い欧米豪旅行者の旅行意欲をかき立てる魅力的なコンテンツを発掘し、インターネットなどの様々なツールを駆使して発信することにより、日本を旅行先として認知・意識していない層を取り込むプロモーションを実施する。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構のソーシャルネットワークページのファン数（平成28年度実績値：555万人）</li> <li>・機構が作成するウェブサイト等のユーザー数</li> <li>・機構の訪日旅行商品の販売、造成のための商談件数（平成28年度実績値：28,170件）</li> <li>・商談参加者の評価（平成28年度実績値：4段階評価で上位2つの評価を得る割合95.0%）</li> <li>・機構が招請したメディアが作成した番組・記事の接触者数</li> </ul> <p>② デジタルマーケティングの本格導入</p> <p>訪日外国人旅行者の旅行に関する主要な情報収集の手段がウェブサイトやSNS等に移行していることを踏まえ、デジタルマーケティングの専任部署の体制を強化するとともにICT専門人材を配置し、訪日外国人旅行者の移動履歴等ビッグデータの解析により旅行トレンドを把握する等データ分析に基づくマーケティングの実施や、外国人視点によるウェブサイト等のコンテンツの充実を進める。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構のソーシャルネットワークページのファン数（平成28年度実績値：555万人）（再掲）</li> <li>・機構が作成するウェブサイト等のユーザー数（再掲）</li> </ul>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>③ 訪日外国人旅行者の戦略的誘客の実現</p> <p>海外現地目線の訪日プロモーションを推進するため、本部・海外事務所においてマーケティングなどの専門人材を配置し、より効果的な訪日外国人旅行者の誘客を行う。</p> <p>また、海外における現地関係者や民間企業との連携を強化することにより、イベントやセミナーの開催、情報発信等オールジャパン体制での誘客を図る。</p> <p>さらに、地方への訪日外国人旅行者の誘客のために、地方自治体・DMO等との連携の促進や地方支援を専任とする部署の体制強化により、地域への誘客・消費につながる外国人目線のニーズ等の的確かつ迅速な情報提供や地域の観光資源を掘り起こしプロモーションしていくためのノウハウの提供などを通じて、地方が行うプロモーションの質の向上を支援する。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構の個別コンサルティング件数（平成28年度実績値：3,605件）</li> <li>・ 機構からの情報提供に対する事業パートナー（地方公共団体、民間企業等）の評価（平成28年度実績値：4段階評価で上位2つの評価を得る割合99.5%）</li> <li>・ 機構が地方自治体・DMO等を支援するために実施したワークショップ、セミナー件数</li> </ul> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>「明日の日本を支える観光ビジョン」や「観光立国推進基本計画」において掲げられた政府目標を達成するための取組であるため、重要度は高い。</p> <p><b>【想定される外部要因】</b></p> <p>急激な為替変動、自然災害、テロや伝染病等様々な外部要因がないことを前提と</p>	<p>③ 訪日外国人旅行者の戦略的誘客の実現</p> <p>海外現地目線の訪日プロモーションを推進するため、本部・海外事務所においてマーケティングなどの専門人材を配置し、より効果的な訪日外国人旅行者の誘客を行う。</p> <p>また、海外における現地関係者や民間企業との連携を強化することにより、イベントやセミナーの開催、情報発信等オールジャパン体制での誘客を図る。</p> <p>さらに、地方への訪日外国人旅行者の誘客のために、地方自治体・DMO等との連携の促進や地方支援を専任とする部署の体制強化により、地域への誘客・消費につながる外国人目線のニーズ等の的確かつ迅速な情報提供や地域の観光資源を掘り起こしプロモーションしていくためのノウハウの提供などを通じて、地方が行うプロモーションの質の向上を支援する。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構の個別コンサルティング件数（平成28年度実績値：3,605件）</li> <li>・ 機構からの情報提供に対する事業パートナー（地方公共団体、民間企業等）の評価（平成28年度実績値：4段階評価で上位2つの評価を得る割合99.5%）</li> <li>・ 機構が地方自治体・DMO等を支援するために実施したワークショップ、セミナー件数</li> </ul> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>「明日の日本を支える観光ビジョン」や「観光立国推進基本計画」において掲げられた政府目標を達成するための取組であるため、重要度は高い。</p> <p><b>【想定される外部要因】</b></p> <p>急激な為替変動、自然災害、テロや伝染病等様々な外部要因がないことを前提と</p>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
し、これらの要因に変化があった場合には評価において考慮するものとする。	し、これらの要因に変化があった場合には評価において考慮するものとする。
<p>(2) 国際会議等の誘致・開催支援業務</p> <p>我が国のMICE（Meeting, Incentive Travel, Convention, Exhibition/Eventの総称）推進においては、「観光立国推進基本計画」に位置づけられている「アジア主要国における国際会議の開催件数に占める割合3割以上・アジア最大の開催国」を達成するため、引き続き国際会議誘致に関する取組を強化する。また、今後これまで以上にインバウンドを伸ばしていくためには、国際会議のみならず、MICE全体に対する誘致策を促進する必要があることから、国際会議以外の分野についても取組を強化する。これらの取組に際しては、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、2021年のワールドマスターズという大型スポーツイベントが集中的に日本で開催され、日本への注目が集まる機会を捉え、効果的なプロモーション活動を行い、大型スポーツイベント開催後も見据えたMICEの誘致につなげる必要がある。</p> <p>上記を踏まえ、具体的な活動としては、海外においては各種MICE関連団体等との国際ネットワークを活用し、世界のMICE市場の動向及び競合する都市や団体による誘致活動に関する情報の収集力・分析力を強化し、今後の市場トレンドの把握や課題の整理・解決を図るとともに、デスティネーションとしての日本への関心を喚起するコンテンツの作成や、デジタルマーケティングを活用したプロモーションを展開するなどの取組を実施する。</p> <p>また、国際会議の誘致に関しては、大学・産業界等国内主催者との一層の関係強化・支援強化に取り組む。これらの活動に際し、地域のコンベンションビューローとの役割分担を明確にして効率化を図る一方、我が国のナショナルコンベンションビューローとしての機能を強化する。</p> <p>更に、ミーティング、インセンティブについては、プロモーションに際し、デスティネーションとしての日本の認知度向上に訴求力のあるイベントや媒体との連携</p>	<p>(2) 国際会議等の誘致・開催支援業務</p> <p>我が国のMICE（Meeting, Incentive Travel, Convention, Exhibition/Eventの総称）推進においては、「観光立国推進基本計画」に位置づけられている「アジア主要国における国際会議の開催件数に占める割合3割以上・アジア最大の開催国」を達成するため、引き続き国際会議誘致に関する取組を強化する。また、今後これまで以上にインバウンドを伸ばしていくためには、国際会議のみならず、MICE全体に対する誘致策を促進する必要があることから、国際会議以外の分野についても取組を強化する。これらの取組に際しては、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、2021年のワールドマスターズという大型スポーツイベントが集中的に日本で開催され、日本への注目が集まる機会を捉え、効果的なプロモーション活動を行い、大型スポーツイベント開催後も見据えたMICEの誘致につなげる必要がある。</p> <p>上記を踏まえ、具体的な活動としては、海外においては各種MICE関連団体等との国際ネットワークを活用し、世界のMICE市場の動向及び競合する都市や団体による誘致活動に関する情報の収集力・分析力を強化し、今後の市場トレンドの把握や課題の整理・解決を図るとともに、デスティネーションとしての日本への関心を喚起するコンテンツの作成や、デジタルマーケティングを活用したプロモーションを展開するなどの取組を実施する。</p> <p>また、国際会議の誘致に関しては、大学・産業界等国内主催者との一層の関係強化・支援強化に取り組む。これらの活動に際し、地域のコンベンションビューローとの役割分担を明確にして効率化を図る一方、我が国のナショナルコンベンションビューローとしての機能を強化する。</p> <p>更に、ミーティング、インセンティブについては、プロモーションに際し、デスティネーションとしての日本の認知度向上に訴求力のあるイベントや媒体との連携</p>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>により、露出効果の最大化を図る。加えて産業界と連携し、海外に対する訴求を強化する。</p> <p>なお、これらの各種取組に当たっては、成果の最大化の観点から、支援対象等の選択と集中の徹底及び効率的な実施に留意することとする。</p>	<p>により、露出効果の最大化を図る。加えて産業界と連携し、海外に対する訴求を強化する。</p> <p>なお、これらの各種取組に当たっては、成果の最大化の観点から、支援対象等の選択と集中の徹底及び効率的な実施に留意することとする。</p>
<p>(3) 国内受入環境整備支援業務</p> <p>訪日外国人旅行者の利便性・満足度を向上させるため、国内における受入環境整備として、外国人観光案内所の認定・支援を行う。特に、地方部においては、多言語で案内が行える観光案内所を増やすとともに、都市部の観光案内所を含む観光案内所間における密接な情報共有が可能な仕組みの構築・ネットワークの拡充により、案内機能の質の向上を図る。また、認定・更新については簡略化・円滑化に向けた改善を積極的に行う。上記の取組に当たっては、認定案内所からの評価を踏まえ、課題の改善に取り組むこととする。機構が運営するツーリスト・インフォメーション・センター（TIC）については、機構のネットワークや民間のノウハウを取り入れた効果的な運営により、対面による質の高い情報提供を行うとともに、案内所支援業務の中核として全国の案内所との連携を強化する。さらに、ウェブ、モバイル等のICTを活用した訪日外国人旅行者にとって利便性の高い観光情報提供機能の拡充を図る。</p> <p>通訳案内士制度については、訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、通訳案内士法（昭和24年法律第210号）を改正し、通訳案内士の業務独占規制を廃止するとともに、全国通訳案内士試験においては、試験科目に通訳案内の実務を加える等の試験科目・内容の見直しを行うこととしている。そのため、機構は、受験者の数の増加や試験業務の効率化に努めてきたが、新たな制度の元で安定的に実施していくため、更なる事務の効率化等を図りながら、試験業務等を実施することとする。</p>	<p>(3) 国内受入環境整備支援業務</p> <p>訪日外国人旅行者の利便性・満足度を向上させるため、国内における受入環境整備として、外国人観光案内所の認定・支援を行う。特に、地方部においては、多言語で案内が行える観光案内所を増やすとともに、都市部の観光案内所を含む観光案内所間における密接な情報共有が可能な仕組みの構築・ネットワークの拡充により、案内機能の質の向上を図る。また、認定・更新については簡略化・円滑化に向けた改善を積極的に行う。上記の取組に当たっては、認定案内所からの評価を踏まえ、課題の改善に取り組むこととする。機構が運営するツーリスト・インフォメーション・センター（TIC）については、機構のネットワークや民間のノウハウを取り入れた効果的な運営により、対面による質の高い情報提供を行うとともに、案内所支援業務の中核として全国の案内所との連携を強化する。さらに、ウェブ、モバイル等のICTを活用した訪日外国人旅行者にとって利便性の高い観光情報提供機能の拡充を図る。</p> <p>通訳案内士制度については、訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、通訳案内士法（昭和24年法律第210号）を改正し、通訳案内士の業務独占規制を廃止するとともに、全国通訳案内士試験においては、試験科目に通訳案内の実務を加える等の試験科目・内容の見直しを行うこととしている。そのため、機構は、受験者の数の増加や試験業務の効率化に努めてきたが、新たな制度の元で安定的に実施していくため、更なる事務の効率化等を図りながら、試験業務等を実施することとする。</p>
4. 業務運営の効率化に関する事項	4. 業務運営の効率化に関する事項

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>(1) 組織運営の効率化</p> <p>「明日の日本を支える観光ビジョン」及び「観光立国推進基本計画」を踏まえ、欧米豪を中心とした組織の強化を図るとともに、平成28年度以降に新設した事務所については体制整備をさらに進めるほか、市場の動向を見極めつつ、プロモーション効果の最大化を図る観点から、本部の組織強化や海外事務所新設の必要性についても、随時検討を行う。</p> <p>また、市場のニーズに即応し、現地目線のきめ細かな訪日プロモーションを推進していくため、海外事務所に一定の権限を与え、迅速な意思決定を可能にするとともに、海外事業者のより一層の活用（海外契約）に努める。</p> <p>職員の意欲向上を図り、組織を活性化させるため、能力と実績に基づく人事評価を行い、これに応じた処遇を行うとともに、能力の啓発に努める。</p> <p>なお、中途採用職員の増加に伴い、その能力が十分発揮されるよう、適材適所の人事配置を行うとともに、プロパー職員との相乗効果により、組織の力が最大化するよう、適切な措置を講ずる。</p> <p>あわせて、地方自治体・民間事業者等からの専門人材を活用するとともに、現地採用職員についても、有能な人材の登用や処遇改善を進める。</p> <p>海外事務所については、成果指標に基づき毎年度厳格に評価を実施し、国のインバウンド政策及び市場の動向も踏まえつつ、予算や人員等の経営資源の配分等について不断の見直しを行う。</p>	<p>(1) 組織運営の効率化</p> <p>「明日の日本を支える観光ビジョン」及び「観光立国推進基本計画」を踏まえ、欧米豪を中心とした組織の強化を図るとともに、平成28年度以降に新設した事務所については体制整備をさらに進めるほか、市場の動向を見極めつつ、プロモーション効果の最大化を図る観点から、本部の組織強化や海外事務所新設の必要性についても、随時検討を行う。</p> <p>また、市場のニーズに即応し、現地目線のきめ細かな訪日プロモーションを推進していくため、海外事務所に一定の権限を与え、迅速な意思決定を可能にするとともに、海外事業者のより一層の活用（海外契約）に努める。</p> <p>職員の意欲向上を図り、組織を活性化させるため、能力と実績に基づく人事評価を行い、これに応じた処遇を行うとともに、能力の啓発に努める。</p> <p>なお、中途採用職員の増加に伴い、その能力が十分発揮されるよう、適材適所の人事配置を行うとともに、プロパー職員との相乗効果により、組織の力が最大化するよう、適切な措置を講ずる。</p> <p>あわせて、地方自治体・民間事業者等からの専門人材を活用するとともに、現地採用職員についても、有能な人材の登用や処遇改善を進める。</p> <p>海外事務所については、成果指標に基づき毎年度厳格に評価を実施し、国のインバウンド政策及び市場の動向も踏まえつつ、予算や人員等の経営資源の配分等について不断の見直しを行う。</p>
<p>(2) 業務運営の効率化</p> <p>① 効率化目標の設定等</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務については、今中期目標期間中、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）及び業務経費（公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）の合計について、毎年度平均で前年度比1.25%以上の効率化を行うものとする（ただし、新規に追加される業務、拡充業務は対象外）。</p>	<p>(2) 業務運営の効率化</p> <p>① 効率化目標の設定等</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務については、今中期目標期間中、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）及び業務経費（公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）の合計について、毎年度平均で前年度比1.25%以上の効率化を行うものとする（ただし、新規に追加される業務、拡充業務は対象外）。</p>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。</p> <p>② 調達等合理化の取組</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、外部有識者及び監事から構成される契約監視委員会を活用するとともに、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、一者応札の改善等の取組を着実に実施する。</p>	<p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。</p> <p>② 調達等合理化の取組</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、外部有識者及び監事から構成される契約監視委員会を活用するとともに、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、一者応札の改善等の取組を着実に実施する。</p>
<p>(3) 業務の電子化及びシステムの最適化</p> <p>業務運営の簡素化及び効率化を図るため、ICTの活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進する。</p> <p>デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMOを設置し、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</p>	<p>(3) 業務の電子化及びシステムの最適化</p> <p>業務運営の簡素化及び効率化を図るため、ICTの活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進する。</p>
<p>5. 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>5. 財務内容の改善に関する事項</p>
<p>(1) 財務運営の適正化</p> <p>中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。</p> <p>「独立行政法人会計基準」（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位としての業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p>また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。</p> <p>なお、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状</p>	<p>(1) 財務運営の適正化</p> <p>中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。</p> <p>「独立行政法人会計基準」（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位としての業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p>また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。</p> <p>なお、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状</p>



第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
況にも留意した上で、厳格に行う。	況にも留意した上で、厳格に行う。
<p>(2) 自己収入等の拡大</p> <p>賛助団体・会員制度について、日本を代表する幅広い業種とのパートナーシップを構築するとともに、デジタルマーケティングをはじめとした新たに取り組む事業等を通じて、自己収入の拡大に努める。</p>	<p>(2) 自己収入等の拡大</p> <p>賛助団体・会員制度について、日本を代表する幅広い業種とのパートナーシップを構築するとともに、デジタルマーケティングをはじめとした新たに取り組む事業等を通じて、自己収入の拡大に努める。</p>
6. その他業務運営に関する重要事項	6. その他業務運営に関する重要事項
<p>(1) 内部統制の充実</p> <p>内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部規程の整備、業務運営方針や組織・業務目標の明確化を行い、役職員による共有を図るとともに、定期的に業務実績や課題を整理し、改善を行うなど、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保する。</p> <p>法令等について、職員等に対する周知を行い、機構全体の職員のコンプライアンスの更なる徹底を図る。また、内部監査を行い、監査結果に基づくフォローアップを適切に行う。</p>	<p>(1) 内部統制の充実</p> <p>内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部規程の整備、業務運営方針や組織・業務目標の明確化を行い、役職員による共有を図るとともに、定期的に業務実績や課題を整理し、改善を行うなど、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保する。</p> <p>法令等について、職員等に対する周知を行い、機構全体の職員のコンプライアンスの更なる徹底を図る。また、内部監査を行い、監査結果に基づくフォローアップを適切に行う。</p>
<p>(2) 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」（平成27年9月4日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、関連する規程類の策定・見直しを行うとともに、情報セキュリティインシデント対応の訓練や保有個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策に関する教育などの対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>また、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>(2) 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」（平成27年9月4日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、関連する規程類の策定・見直しを行うとともに、情報セキュリティインシデント対応の訓練や保有個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策に関する教育などの対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>また、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>
<p>(3) 活動成果等の発信</p> <p>訪日プロモーションに係る取組の目的や必要性、その成果について、ホームページ等を通じて国民にわかりやすく説明するとともに、政府が掲げる目標の達成のた</p>	<p>(3) 活動成果等の発信</p> <p>訪日プロモーションに係る取組の目的や必要性、その成果について、ホームページ等を通じて国民にわかりやすく説明するとともに、政府が掲げる目標の達成のた</p>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
めに、どのような貢献をしているのかが明確となるような情報発信に努める。	めに、どのような貢献をしているのかが明確となるような情報発信に努める。
<p data-bbox="165 272 472 300">(4) 関係機関との連携強化</p> <p data-bbox="165 320 1111 574">在外公館をはじめとする関係省庁、事務所の共用化・近接化を進めている独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人日本貿易振興機構等の政府関係法人、地方自治体やインバウンドに取り組む関係団体・民間企業等とより一層緊密な連携を図る体制を構築し、在外公館等連携事業を活用した海外におけるイベントやセミナーの開催、官民連携事業を活用した情報発信等、オールジャパンで、戦略的、効率的かつ効果的な訪日プロモーションを実施する。</p>	<p data-bbox="1137 272 1444 300">(4) 関係機関との連携強化</p> <p data-bbox="1137 320 2089 574">在外公館をはじめとする関係省庁、事務所の共用化・近接化を進めている独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人日本貿易振興機構等の政府関係法人、地方自治体やインバウンドに取り組む関係団体・民間企業等とより一層緊密な連携を図る体制を構築し、在外公館等連携事業を活用した海外におけるイベントやセミナーの開催、官民連携事業を活用した情報発信等、オールジャパンで、戦略的、効率的かつ効果的な訪日プロモーションを実施する。</p>

国官総第 41 号  
令和 4 年 6 月 27 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫  
( 公 印 省 略 )

独立行政法人空港周辺整備機構の  
第 4 期中期目標の変更について ( 諮問 )

標記について、独立行政法人通則法 ( 平成 11 年法律第 103 号 ) 第 29 条  
第 3 項に基づき、別紙につき独立行政法人評価制度委員会の意見を求め  
る。

独立行政法人空港周辺整備機構の第4期中期目標・新旧対照表

(主務府省：国土交通省)

第4期中期目標（新）	第4期中期目標（旧）
<p style="text-align: center;">独立行政法人空港周辺整備機構 第4期中期目標</p> <p>1. 政策体系における法人の位置づけ及び役割 (略)</p> <p>2. 中期目標の期間 (略)</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 独立行政法人の目標の策定に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定、令和4年3月2日改定）における「一定の事業等のまとめ」は、再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業及び緑地造成事業の4つとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1)～(4) (略)</p> <p>4. 業務運営の効率化に関する事項 国の行政の業務改革に関する取組方針（平成26年7月25日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図ること。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) (略)</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人空港周辺整備機構 第4期中期目標</p> <p>1. 政策体系における法人の位置づけ及び役割 (略)</p> <p>2. 中期目標の期間 (略)</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 独立行政法人の目標の策定に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定、平成27年5月25日改定）における「一定の事業等のまとめ」は、再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業及び緑地造成事業の4つとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1)～(4) (略)</p> <p>4. 業務運営の効率化に関する事項 国の行政の業務改革に関する取組方針（平成26年7月25日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図ること。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) (略)</p>

第4期中期目標（新）	第4期中期目標（旧）
<p>(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化</p> <p><u>機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行うこと。</u></p> <p>業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など、ICTの活用等により、業務の<u>デジタル化</u>及びシステムの最適化を推進すること。</p> <p>5. 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p>6. その他業務運営に関する重要事項 (略)</p>	<p>(2) 業務の電子化及びシステムの最適化</p> <p>業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など、ICTの活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進すること。</p> <p>5. 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p>6. その他業務運営に関する重要事項 (略)</p>

国住民支第16号  
令和4年6月27日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫  
(公印省略)

独立行政法人都市再生機構の第四期中期目標の変更について（諮問）

標記について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第3項に基づき、別紙につき独立行政法人評価制度委員会の意見を求める。

独立行政法人都市再生機構 第4期中期目標変更（案）

変更後	変更前
<p>I～II (略)</p> <p>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 東日本大震災からの復興に係る業務の実施 (略)</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3町（大熊町、双葉町、浪江町）から委託を受けた復興拠点整備事業等3地区約117haについて、各地方公共団体が定める事業計画等に基づき着実に実施し、宅地等の引渡しを令和2年度までに完了。<u>令和3年度以降は、上記地区に加えて3町から委託を受けた4地区約91haを合計した7地区約208haについて、令和5年度までに約133haの宅地等の引渡しを完了。</u></li> <li>・ 岩手県、宮城県、福島県の12地方公共団体から委託を受けた復興市街地整備事業22地区約1,314haについて、各地方公共団体が定める事業計画に基づき着実に実施し、宅地等の引渡しを令和2年度までに完了。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針（平成28年3月11日閣議決定）において、平成28年度から令和2年度までの「復興・創生期間」では、災害に強く、かつ、被災地の経</p>	<p>I～II (略)</p> <p>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 東日本大震災からの復興に係る業務の実施 (略)</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3町（大熊町、双葉町、浪江町）から委託を受けた復興拠点整備事業等3地区約117haについて、各地方公共団体が定める事業計画等に基づき着実に実施し、宅地等の引渡しを令和2年度までに完了。</li> <li>・ 岩手県、宮城県、福島県の12地方公共団体から委託を受けた復興市街地整備事業22地区約1,314haについて、各地方公共団体が定める事業計画に基づき着実に実施し、宅地等の引渡しを令和2年度までに完了。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針（平成28年3月11日閣議決定）において、平成28年度から令和2年度までの「復興・創生期間」では、災害に強く、かつ、被災地の経</p>

済発展の基盤となる交通・物流網の構築等に向け、現在計画中の復旧・復興工事を着実に進め、完了させることに重点的に取り組むこととされており、「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」(令和3年3月9日閣議決定)においても、令和3年度から令和7年度までの「第2期復興・創生期間」では、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととされていることから、機構においても被災地方公共団体から受託した事業等を計画通りに進める必要があるため。

【難易度：高】

(略)

IV 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 (略)

2 業務の電子化

政策実施機能の最大化に資するIT基盤の整備、職員のワーク・ライフ・バランス推進、業務の効率化・生産性向上、テレワーク等の新たな勤務形態の実現等に資する新たなシステム導入を図ること。システムの整備及び管理にあたっては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、システムの適切な整備及び管理を行うとともに、システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行うこと。

3～5 (略)

V (略)

VI その他業務運営に関する重要な事項

1 (略)

済発展の基盤となる交通・物流網の構築等に向け、現在計画中の復旧・復興工事を着実に進め、完了させることに重点的に取り組むこととされており、機構においても被災地方公共団体から受託した事業等を計画通りに進める必要があるため。

【難易度：高】

(略)

IV 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 (略)

2 業務の電子化

政策実施機能の最大化に資するIT基盤の整備、職員のワーク・ライフ・バランス推進、業務の効率化・生産性向上、テレワーク等の新たな勤務形態の実現等に資する新たなシステム導入を図ること。

3～5 (略)

V (略)

VI その他業務運営に関する重要な事項

1 (略)



## 2 業務運営の透明性の確保

業務運営に関する透明性の確保を図るため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、財務情報、業務の実施状況等について積極的に情報公開を行うこと。

また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施すること。また、役職員の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図ること。

さらに、機構が保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な対応を行うこと。

3～6 （略）

## 2 業務運営の透明性の確保

業務運営に関する透明性の確保を図るため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、財務情報、業務の実施状況等について積極的に情報公開を行うこと。

また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施すること。また、役職員の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図ること。

さらに、機構が保有する個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、適切な対応を行うこと。

3～6 （略）

## 独立行政法人都市再生機構 第四期中期目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

### I 政策体系における法人の位置づけ及び役割

機構は、機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、賃貸住宅の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的としている。

機構は、昭和 30 年の日本住宅公団の設立以来、数次の統合を経て、平成 16 年 7 月に設立され、これまで、政策的意義の高い都市再生等の推進、超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成及び団地毎の特性に応じたストックの再生・再編等の推進、東日本大震災からの復興に係る業務を実施するほか、大規模災害が発生した場合における復旧・復興支援に取り組んできたところであり、これらの業務に関する専門性、人材面の強みを有している。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等を踏まえ、5 年、10 年、20 年を区切った経営改善計画を策定し、最初の 5 年間に当たる第三期中期目標期間（平成 26 年度～平成 30 年度）を通じて、賃貸住宅、都市再生等の各部門の業務効率化等により収支構造の改善を図り、繰越欠損金の解消が見込まれるなど、財務体質の強化に取り組んできたところである。

昨今の経済社会情勢に目を向けると、我が国は世界的に見ても高齢化が進行しており、特に地方圏における人口減少・少子高齢化が進展しているほか、東京一極集中の傾向が継続するなど経済社会構造上の大きな課題に直面しており、これらに対応するための施策を講ずることが急務となっている。また、大規模災害が相次ぐ中、切迫する巨大地震等や気候変動の影響により頻発・激甚化が懸念される気象災害から国民の生命と財産を守るため、国土強靱化に向けた防災・減災、老朽化対策等は喫緊の課題である。

このような状況において、機構の政策上の位置付けとして、「都市再生基本方針」（平成 14 年 7 月 19 日閣議決定）では、公共公益施設や医療・福祉施設等の適正な立地の促進等による都市のコンパクト化、再開発等による低未利用地の土地利用転換等を実施することにより国際競争力の強化のための環境整備などを進めることとされており、機構によるこれらの実現に向けた政策の実施・貢献が期待されている。

また、「住生活基本計画（全国計画）」（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）では、機構については、既存の賃貸住宅ストックの活用を前提として、少子高齢化に対応した高齢者世帯や子育て世帯の住宅の確保やその技術力、住宅・まちづくりのノウハウを活用した住宅地の再生などの役割が求められている。

加えて、「国土強靱化基本計画」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）では、密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策、津波に強いまちづくり等を進めることとされており、機構によるこれらの実現に向けた政策の実施・貢献が期待されることとされている。

さらに、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（平成 30 年国土交通省告示第 1066 号）に従い、機構は、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行うことにより、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進することが求められている。

このため、機構は、上記政府方針等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、自主的かつ自律的な経営のもと、機構の専門性、人材面での強みを活かし、国の政策実施機関としての機能の最大化を図るものとする。

## II 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成 31 年 4 月 1 日（2019 年 4 月 1 日）から令和 6 年 3 月 31 日（2024 年 3 月 31 日）までの 5 年間とする。

## III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、1.（1）～（3）、2.（1）～（3）及び3.の各項目を、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）に基づき「一定の事業等のまとまり」として扱う。

### 1. 政策的意義の高い都市再生等の推進

#### （1）都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進

人口減少・少子高齢化、グローバルな都市間競争の激化、東京一極集中、都市のスポンジ化の進展、施設・インフラの老朽化、ICT等技術革新の進展、空き家・空き地の増加等の経済社会情勢が変化しており、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することが必要である。

都市再生に当たっては、民間の資金やノウハウを最大限引き出し、それを都市に振り向け、新たな需要を喚起することが求められている一方で、多数の関係者間の意見調整等が難しいことや、権利関係が複雑で調整が難しいこと等の課題があり、地方公共団体や民間事業者のみでは都市再生を進めることに困難な状況が見られる。

このため、機構は、こうした状況を踏まえ、都市再生を的確に推進するため、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かしたコーディネートを実施するとともに、民間事業者、地方公共団体等とのパートナーシップの下、民間事業者との共同出資による開発型SPCの組成等多様な民間連携手法を活用し、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の先導的な役割を果たすこと。

### ①都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生

グローバルな都市間競争が激化するなか、資金、人材、技術等が集積し、我が国の経済活動等の中核としての役割を果たす大都市等においては、我が国経済を牽引することが期待される産業を育成し、また、グローバルな業務を展開する企業の拠点等の立地を促進するため、都市の国際競争力の強化及び都市の魅力を高める都市再生を進めることが必要である。

このため、機構は、大都市等において、都市の国際競争力の強化に必要な経済基盤の確立等に必要不可欠な国家的プロジェクトや都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、これらの実現に向けたコーディネート及び都市再生事業を実施すること。

### ②地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生

周辺地域を含む地域全体の活力の源泉である地方都市等においては、地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現を図る都市再生を進めることが必要である。

このため、機構は、地方都市等における現状を踏まえ、取組を一層強化・推進することとし、地方公共団体等と連携しつつ、各地域の持つ資源や特性を踏まえ、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る政策立案・施策の具体化段階におけるまちづくりの構想や計画づくり、施策の具体化等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施すること。

### ③防災性向上による安全・安心なまちづくり

自然災害の頻発化・甚大化、密集市街地の存在、南海トラフ地震、首都直下地震等の発生の危険性の高まり等災害に係る課題が存在しており、大規模な自然災害等が発生した場合における都市の人的被害・経済的被害の最小化や都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、必要な措置があらかじめ講じられた防災性向上による安全・安心なまちづくりを進めることが必要である。

このため、機構は、都市災害に対する脆弱性の克服のため、密集市街地等の

防災対策の推進が必要な区域において、地方公共団体等と連携し、都市の防災性の向上と減災対策を推進するとともに、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績を活かし、南海トラフ地震対策等の事前防災に向けた取組を推進すること。

また、マンションの管理者等からの委託を受けた場合において、老朽化等により除却する必要がある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施すること。

#### 【定量目標】

- ・ コーディネート及び事業の実施地区数 330 地区（前中期目標期間実績（見込み）：316 地区）
- ・ 都市再生事業等に係る民間建築投資誘発額 1 兆 8,000 億円規模、経済波及効果 3 兆 6,000 億円規模（前中期目標期間実績（見込み）：民間建築投資誘発額 2 兆 8,900 億円規模、経済波及効果 5 兆 6,900 億円規模）

#### 【指標】

- ・ 地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む）
- ・ 防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む）

#### <目標水準の考え方>

- ・ 機構による都市再生をより積極的に推進するため、地方公共団体等のまちづくりの事業化を支援するためのコーディネートの実施地区数と都市再生事業の実施地区数の合計地区数について、前中期目標期間の実績（見込み）（316 地区）を上回ることを水準とした目標を設定した。
- ・ 機構が実施する都市再生事業等は、民間事業者による建築投資及びその経済波及効果を生じさせ、経済の活性化へ寄与するため、民間建築投資誘発額及び経済波及効果（第四期中期期間中に発現する効果に、当該期間中に事業実施中の地区が将来的に誘発するであろう効果を加えた数値）を目標とし、機構が、今後、地方都市等の再生や密集市街地における防災性向上といった難易度が高く誘発額は必ずしも大きくないが政策的意義の高い取組にも一層注力していくことを踏まえ、前中期目標期間の計画値（民間建築投資誘発額 1 兆 8,000 億円規模、経済波及効果 3 兆 6,000 億円規模）と同額を目標値として設定した。

#### 【重要度：高】

都市再生基本方針において、より快適に生活できる場の提供等により都市の

魅力を高めるとともに、資本や人材等呼び込み、立地する産業の国際競争力を向上させる都市再生を的確に推進することにより、国民生活の向上や経済の活性化等を図り、併せて大規模災害に備え、都市の防災に関する機能を確保することが重要であるとされているため。

#### 【難易度：高】

地域の住民、民間事業者、地方公共団体等の多様な関係者間の意見調整、複雑な権利関係の調整等を必要とするため難易度が高い。

### (2) 災害からの復旧・復興支援

南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、大規模な自然災害等が発生した場合における被災地域の復旧・復興を円滑に実施することが必要である。

このため、機構は、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績や保有する専門性、ノウハウを活かし、次の取組を行うこと。

- ・災害が発生した場合において、復旧・復興を促進するため、国等からの要請・依頼に応じ、発災後の初動対応、復興に係るコーディネート等に積極的に取り組むこと。
- ・災害発生時の迅速な対応が可能となるよう、人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を行うとともに、復旧・復興支援に取り組むことができる機構の組織体制を構築すること。
- ・地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、事前防災、復旧支援及び復興支援に係る研修や啓発活動、復旧・復興に資する機構と地方公共団体等との関係構築を行うこと。

#### 【定量目標】

- ・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 50回（平成30年度実績（見込み）：9回）
- ・復旧・復興に資する機構との関係構築（関係部局間における連絡体制の構築等）を行った地方公共団体等の数 50団体（平成30年度実績（見込み）：4団体）

#### 【指標】

- ・被災地方公共団体への被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、応急仮設住宅建設支援要員その他職員派遣数
- ・被災地方公共団体との間で締結した発災後支援に係る協定等の件数

- ・災害発生に伴い被災地方公共団体から要請を受けた災害復興等のコーディネート及び事業（災害発生に伴い被災地方公共団体からの要請に基づく市街地整備、災害公営住宅の建設等）の実施地区数等
- ・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数

#### <目標水準の考え方>

- ・ 第四期中期目標期間の各年度において、平成30年度実績（見込み）（9回）を上回る水準で啓発活動を実施することを想定して目標として設定した。
- ・ 機構が復旧・復興に資する関係構築を図る対象団体が機構の復旧・復興支援業務を新たに理解した上で、対象団体の意向や対象団体における関係構築のための調整手続を考慮し、目標を設定した。なお、対象団体は、機構の復旧・復興支援を受ける被災地の広域窓口となる都道府県を中心に、市区町村や他の公的機関等も含める。

#### 【重要度：高】

国土強靱化基本計画において、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であること、また、いかなる災害等が発生しようとも、迅速な復旧復興等を基本目標として、国土強靱化を推進することとされているため。

### （3）都市開発の海外展開支援

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針において、海外における都市開発事業について、機構に対して、公的機関としての中立性や交渉力、国内業務を通じて蓄積された技術やノウハウを活用し、案件形成の川上段階から積極的に関与することが求められている。

このため、機構は、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタープラン策定等のコーディネートを行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行うこと。

#### 【定量目標】

- ・海外の都市開発事業等に関して、機構が相手国、海外公的機関及び民間企業等との間で締結した協定・覚書の件数 10件（前中期目標期間実績（見込み）：5件）

#### 【指標】

- ・ 機構の海外展開支援に関する研修・視察の受入れ件数

#### <目標水準の考え方>

海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するには、機構が国内での都市開発事業等の経験等を活かし、対象国で都市開発事業を企画・立案する政府機関や公的機関等と協力関係を構築することが重要である。協力関係の構築を一層強化するため、機構が相手国、海外公的機関及び民間企業等との間で技術協力等の協定・覚書を締結し、協力関係を構築した件数について、前中期目標期間の実績（見込み）（5件）を倍増することを水準として目標を設定した。

#### 【難易度：高】

我が国事業者、関係府省、関係公的機関、外国政府等の多様な関係者間の意見調整等を必要とすることに加えて、海外における政治的要因、急激な為替変動や、景気悪化等による経済的要因等に由来する都市開発事業の遅延・延期・中止等が生じる可能性があるため難易度が高い。

## 2. 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現

UR賃貸住宅においては、居住者の高齢化、建物の高経年化等の課題が存在するとともに、ライフスタイルの変化や、医療福祉機能、コミュニティ機能といった団地に求められる機能が多様化している状況にある。

これまで、独立行政法人改革等に関する基本的な方針等を踏まえ、ストック量の適正化を図るとともに、住宅管理コストの効率化に努め、繰越欠損金の解消が見込まれるなど、財務体質の強化に取り組んできたところである。こうした状況を踏まえ、将来の家賃収入を確保するため、これまで抑制してきたストックへの投資を促進することが必要である。

また、UR賃貸住宅は、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に適切に対応するため、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットとしての役割の充実に図るとともに、国民共有の貴重な地域資源として、今後も政策的役割を果たすため、「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち」の実現を目指すことが重要である。

このため、機構は、持続可能な経営基盤の確立に向け、ストック量の適正化の取組を着実に進めつつ、UR賃貸住宅ストックの多様な活用を図るため、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現の3つの視点で取り組むこと。



## (1) 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備

少子高齢化の進展、単身世帯等の増加等に伴い、住民同士のコミュニティが希薄化するといった事態に直面しており、UR賃貸住宅団地及びその周辺地域も含めた住民が安心して健やかに住み続けられるよう、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携し、高齢者、子育て等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境を整備することが求められている。

このため、機構は、次の取組を行うこと。

- ・UR賃貸住宅団地を活用し、地域の医療福祉拠点化の形成を一層推進すること。
- ・UR賃貸住宅団地を含む地域一体で、幅広い世代や多様な世帯が互いに交流し、支え合い、生き生きと暮らし続けられるミクストコミュニティの形成に向けた取組を実施すること。また、コミュニティを維持し、活性化させる取組や、高齢者の健康寿命の延伸や生きがい創出に寄与する取組を充実すること。
- ・高齢者が団地に住み続けられる住環境を整備するため、高齢者向けの住宅を適切に供給するとともに、見守りサービス等を推進すること。併せて、高齢化や健康寿命の延伸の状況を踏まえ、UR賃貸住宅における高齢者向けの住宅供給のあり方について検証すること。
- ・子育て世帯が安心して子育てしやすい環境を整備すること。
- ・民間事業者等との連携により、多様なライフスタイルや柔軟な働き方の実現に向けた取組を充実すること。

### 【定量目標】

- ・令和5年度末時点のUR賃貸住宅団地（大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地約200団地が対象）における地域の医療福祉拠点化団地の形成数 累計120団地程度（平成30年度末実績（見込み）：累計42団地）

### 【指標】

- ・見守りサービス提供数
- ・健康寿命サポート住宅等の高齢者向け住宅の供給戸数
- ・子育て世帯を支援する住宅の供給戸数
- ・大学等との間で締結した連携協定等の件数

### <目標水準の考え方>

住生活基本計画（全国計画）において、令和7年度までに、UR賃貸住宅団地の地域の医療福祉拠点化団地数を150団地程度とすることが成果指標とし

て掲げられており、当該成果指標の達成に向け、地域の医療福祉拠点化の形成数について、第四期中期目標期間に120団地程度を形成することを水準として目標を設定した。

**【重要度：高】**

住生活基本計画（全国計画）において、UR賃貸住宅団地の地域の医療福祉拠点化団地数を令和7年度に150団地とすることが成果指標として掲げられており、当該成果指標を着実に達成することで、高齢者世帯、子育て世帯等が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、福祉・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現することが重要であるため。

**【難易度：高】**

地域医療福祉拠点化に当たっては、居住者の居住の安定を確保しつつ、地方公共団体、地域包括支援センター、社会福祉協議会、大学、民間事業者等の多様な地域関係者の協力や理解を得ながら、連携体制を構築して対応する必要があるため、難易度が高い。

**（2）持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進**

国民共有の貴重な地域資源であるUR賃貸住宅団地は、地域や団地の特性、住宅需要の動向を踏まえつつ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携・協力し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力あるまちづくりを進め、地域の価値と魅力を高めることが求められている。

このため、機構は、次の取組を行うこと。

- ・地域の魅力を高める地域・まちづくりを推進するため、教育、業務、防災、交流、賑わい等の地域の多機能拠点の形成、安全・安心で快適なオープンスペース等を備えた居住環境の創出、良好な景観の形成等を進めるとともに、建替え、集約、改善等を複合的・選択的に実施し、計画的にストック再生を進めること。
- ・持続可能な地域・まちづくりに貢献するため、地方公共団体等と連携し、地域の課題解決に資する連携・協力体制を構築するとともに、団地再生を通じて、地域の防災機能の強化、コンパクトシティの実現に向けたまちづくり、団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援、公共公益施設の再編・再整備を推進すること。

**【定量目標】**

- ・団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入又は既存の機能の強化を目的として供給した割合 概ね過半（前中期目標期間実績

(見込み) : 約 50%)

**【指標】**

- ・ストック削減戸数
- ・地方公共団体との間で締結した連携協定等の件数

＜目標水準の考え方＞

住生活基本計画（全国計画）において、コンパクトシティなどのまちづくりと連携しつつ、買い物、医療、教育等に関して居住者の利便性等を向上させるなど、どの世代も安心して暮らすことができる居住環境や住宅地の魅力の維持・向上を図るものとされている。

そのため、中期目標期間中に予定されている団地再生事業により供給される整備敷地等について、地域の状況を鑑みながら、1団地あたり少なくとも1以上の整備敷地等において、新たな機能（※）を導入又は機能強化することを水準として目標を設定した。

（※） 少子高齢化対応施設（高齢者福祉施設、子育て支援施設等）、医療施設（病院等）、防災性向上に寄与する施設（防災公園等）等

**【重要度：高】**

住生活基本計画（全国計画）において、コンパクトシティ等のまちづくりと連携しつつ、買い物、医療、教育等に関して居住者の利便性等を向上させるなど、どの世代も安心して暮らすことができる居住環境や住宅地の魅力の維持・向上を図るものとされているため。

**【難易度：高】**

UR賃貸住宅の居住者に占める高齢者の割合が増えるなか、居住者の居住の安定を確保しつつ、居住者の理解・協力を得た上で、団地再生事業を進める必要があるため、難易度が高い。

**(3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現**

UR賃貸住宅の高経年化が進むなか、居住者のライフスタイルの変化やニーズの多様化に適切に対応し、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしを実現するためには、UR賃貸住宅ストックの質や価値の向上を図ることが求められる。

このため、機構は、次の取組を行うこと。

- ・多様化するニーズに対応した快適で魅力ある賃貸住宅の供給を図るため、建替えやリノベーション、バリアフリー化等の改修の実施を推進すること。

- ・安全で安心な賃貸住宅の供給を図るため、適時・適切な計画的修繕や耐震改修等を推進すること。
- ・高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、住宅セーフティネットの役割を果たすこと。
- ・ミクストコミュニティの形成を図るため、近居促進制度など様々な制度を活用したサービスの提供を推進すること。
- ・低所得の高齢者世帯、団地再生事業等の実施に伴い移転が必要となる居住者等の居住の安定の確保を図るため、国からの財政支援を得つつ、適切に家賃減額措置を講じること。

#### 【定量目標】

- ・令和5年度末時点のUR賃貸住宅ストック全体に占めるバリアフリー化を図った住宅の割合 60%以上（平成30年度末実績（見込み）：約55%）
- ・令和5年度末時点のUR賃貸住宅ストックの耐震化率（住棟ベース） 95%以上（第四期中期目標期間中に200棟以上の住宅棟で耐震改修等を実施）（平成30年度末実績（見込み）：約94%）

#### 【指標】

- ・リノベーション住宅、建替住宅の供給戸数

#### <目標水準の考え方>

- ・UR賃貸住宅においては、建物の高経年化、居住者の高齢化が進展しており、居住者の安全な暮らしに一層配慮するため、これまでのバリアフリー化の実績を踏まえ、UR賃貸住宅におけるバリアフリー化率（※）について第四期中期目標期間中に60%以上に引き上げる目標を設定した。  
（※） i）2箇所以上の手すりの設置、ii）屋内の段差解消、iii）車椅子で通行可能な広い廊下幅の確保の全部又は一部がなされた住宅の割合
- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の趣旨に従い、UR賃貸住宅における居住者等の一層の安全性確保を図るため、これまでの耐震化の実績や今後耐震改修等を実施する必要のある住棟の改修難易度を踏まえ、UR賃貸住宅における耐震化率（住棟ベース）について第四期中期目標期間中に95%以上に引き上げる目標を設定した。

#### <想定される外部要因>

既存賃貸住宅のリノベーション、バリアフリー化、耐震改修等に当たっては、対象住宅の空き家発生状況等に大きな影響を受ける場合がある。

**【難易度：高】**

今後耐震改修等を実施する必要のある住宅棟については、居住性等に配慮した計画・工法検討を要する等、改修難易度が高い高層建築物等や区分所有者との合意が必要となる建物が多いことや、耐震改修等の内容によっては、店舗及び住宅の賃借人との合意も必要となるなど、多くの居住者の方々の理解を得て耐震改修を進めることが必要不可欠であることから、難易度が高い。

**3. 東日本大震災からの復興に係る業務の実施**

東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での事業が終盤を迎えているものの、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する状況にあり、これらに取り組むことが必要である。

このため、機構は、復興支援を引き続き機構の最優先事項として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業を着実に実施すること。また、事業進捗に合わせた体制整備や機動的な組織運営を行うこと。

**【指標】**

- ・ 3町（大熊町、双葉町、浪江町）から委託を受けた復興拠点整備事業等3地区約117haについて、各地方公共団体が定める事業計画等に基づき着実に実施し、宅地等の引渡しを令和2年度までに完了。令和3年度以降は、上記地区に加えて3町から委託を受けた4地区約91haを合計した7地区約208haについて、令和5年度までに約133haの宅地等の引渡しを完了。
- ・ 岩手県、宮城県、福島県の12地方公共団体から委託を受けた復興市街地整備事業22地区約1,314haについて、各地方公共団体が定める事業計画に基づき着実に実施し、宅地等の引渡しを令和2年度までに完了

**【重要度：高】**

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針（平成28年3月11日閣議決定）において、平成28年度から令和2年度までの「復興・創生期間」では、災害に強く、かつ、被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等に向け、現在計画中の復旧・復興工事を着実に進め、完了させることに重点的に取り組むこととされており、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）においても、令和3年度から令和7年度までの「第2期復興・創生期間」では、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととされていることから、機構においても被災地方公共団体から受託した事業等を計画通りに進める必要があるため。

**【難易度：高】**

復興まちづくり事業は、早期の復興を実現し、遅延することなく計画通りに確実に進める必要がある一方で、まち全体が事業区域となるなど、一般的な事業と比べ、事業規模が大規模なことに加え、特に福島県における復興まちづくり事業は、未だ多くの住民が避難中であることや事業区域への立ち入り規制があること等の事業実施に当たっての制約が多いことから、難易度が高い。

#### **IV 業務運営の効率化に関する事項**

##### **1. 効率的な運営が行われる組織体制の整備**

効率的な業務運営が行われるよう組織を整備するとともに、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施し、各事業の成果を最大化するために必要な、メリハリの効いた組織体制の整備を図ること。

##### **2. 業務の電子化**

政策実施機能の最大化に資する IT 基盤の整備、職員のワーク・ライフ・バランス推進、業務の効率化・生産性向上、テレワーク等の新たな勤務形態の実現等に資する新たなシステム導入を図ること。システムの整備及び管理にあたっては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、システムの適切な整備及び管理を行うとともに、システムの整備及び管理を行う PJMO を支援するため、PMO の設置等の体制整備を行うこと。

##### **3. 適切な事業リスクの管理等**

###### **(1) 事業リスクの管理**

機構が、地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を進めるに当たっては、事業リスクの把握・管理及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行うこと。

###### **(2) 事業評価の実施**

事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施すること。

##### **4. 一般管理費、事業費の効率化**

一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努め、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を

経営合理化により吸収した上で、第三期中期目標期間の最終年度（平成 30 年度）と中期目標期間の最終年度（令和 5 年度）を比較して 3%以上に相当する額を削減すること。

事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、新たな制度の導入、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進し、コスト削減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進すること。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分すること。

## 5. 入札及び契約の適正化の推進

機構は国の財政支出や財政投融资を用いて多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、機構に対する信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施すること。

また、引き続き入札談合等関与行為の防止対策を徹底するとともに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について監査を受けること。

## V 財務内容の改善に関する事項

### 1. 財務体質の強化

将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、キャッシュフローの最大化を図り、稼得したキャッシュフローにより、令和 5 年度末有利子負債残高を平成 25 年度末比で 2 兆円削減するとともに、戦略的な投資を行い、持続的な経営基盤の確立を図ること。

<想定される外部要因>

急激な金利上昇に伴う資金調達コストの増加や不動産市況など社会・経済状況の激変により、大きな影響を受ける場合がある。

**【重要度：高】**

独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえて策定された経営改善計画に基づき、機構が持続的な経営をしていく上で、有利子負債の削減が不可欠であるため。

## VI その他業務運営に関する重要な事項

### 1. 内部統制の適切な運用

コンプライアンスの徹底や内部監査の質の向上を図るとともに、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制の一層の充実・強化を図ること。

## 2. 業務運営の透明性の確保等

業務運営に関する透明性の確保を図るため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、財務情報、業務の実施状況等について積極的に情報公開を行うこと。

また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施すること。また、役職員の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図ること。

さらに、機構が保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な対応を行うこと。

## 3. 人事に関する計画

人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努めること。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行うこと。

また、社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させることや、都市再生、賃貸住宅に係る業務、東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継することに加え、新たな政策課題等に対応するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、高度な専門性を有する人材の育成及び国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流等による人材育成を実施すること。

人件費管理について、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、業務の特性等を踏まえた給与水準に留意するとともに、機構の業務実績等の給与への適切な反映など、給与体系の適切な運用を行う。

多様化する社会ニーズに対応するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上に取り組むとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備するなど働き方改革に取り組むこと。



#### 4. 保有資産の適切な管理・運用

機構が保有する賃貸宅地等の資産について、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応や持続的な経営の確保の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行うこと。

#### 5. 環境及び都市景観への配慮

事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、自然環境の保全、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品等の調達による環境負荷の低減に配慮すること。また、機構が関与するまちづくりにおいては、質の高い景観形成を推進すること。

#### 6. 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元

国の施策等への対応、機構が実施する事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据えた研究開発を機構が実施する事業のフィールドで行い、得られた成果について積極的に社会還元するよう努めること。

**I 政策体系における法人の位置づけ及び役割**

- URの法律上の位置づけ、閣議決定、これまでの取組（経営改善、行革）
- 閣議決定（都市再生基本方針、住生活基本計画、国土強靱化基本計画）、海外展開インフラ方針に係るURに求められる役割

**II 中期目標の期間**

5年間  
（平成31年4月1日  
～令和6年3月31日）

**III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項**

**都市再生事業**

～ノウハウを活かしたコーディネートや復旧・復興支援、民間等との連携により事業を先導～

**(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進**

- URの公共性、中立性、ノウハウを活かした**コーディネートを実施**
- 地方公共団体等とのパートナーシップの下、多様な民間連携手法を活用し、**政策的意義の高い事業を実施**
  - ① 都市の国際競争力と魅力を高める**都市の再生**
  - ② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る**地方都市等の再生**
  - ③ 防災性向上による**安全・安心なまちづくり**

【定量目標】 ・ コーディネート及び事業の実施地区数  
・ 民間建築投資誘発額及び経済波及効果

【指標】 ・ 地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む）  
・ 防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む）

**(2) 災害からの復旧・復興支援**

- **発災後の初動対応、復興に係るコーディネート等**を積極的に実施
- 事前防災、復旧支援及び復興支援に係る**啓発活動等**を実施

【定量目標】 ・ 機構の働きかけによる啓発活動の実施回数  
・ 復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体等の数

【指標】 ・ 被災建築物応急危険度判定士等派遣人数  
・ 発災後支援に係る地方公共団体との協定締結数  
・ 災害復興等のコーディネート及び事業の実施地区数等  
・ 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための内部研修等実施回数

**(3) 都市開発の海外展開支援**

- **海外での大規模な都市開発の事業等**に係る**コーディネート**（地区開発マスタープラン策定等）を実施

【定量目標】 ・ 相手国、海外公的機関及び民間企業等との間で締結した協定・覚書件数

【指標】 ・ 海外展開支援に関する研修等の受入件数

**賃貸住宅事業**

～多様な世代のための住まい・まちの実現、ストックへの投資促進・ストック価値向上～

**(1) 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備**

- **地域の医療福祉拠点化の形成**を一層推進
- **ミクストコミュニティ形成**に向けた取組を実施

【定量目標】 ・ 地域医療福祉拠点化の形成数  
【指標】 ・ 見守りサービス提供数  
・ 健康寿命サポート住宅等の高齢者向け住宅の供給戸数  
・ 子育て世帯を支援する住宅の供給戸数  
・ 大学等との間で締結した連携協定等件数

**(2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進**

- **多機能拠点の形成、居住環境の創出、良好な景観の形成等**を進めるとともに、**計画的なストック再生**を実施

【定量目標】 ・ 団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入又は既存の機能の強化を目的として供給した割合

【指標】 ・ ストック削減戸数  
・ 地方公共団体との間で締結した連携協定等件数

**(3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現**

- **建替えやリノベーション、バリアフリー化等**を推進
- **適時・適切な計画的修繕や耐震改修等**を推進

【定量目標】 ・ バリアフリー化率 ・ 耐震化率  
【指標】 ・ リノベーション住宅、建替住宅の供給戸数

**東日本大震災からの復興業務**

～復興・創生期間（平成28～令和2年度）・第2期復興・創生期間（令和3～7年度）を踏まえた復興事業の着実な実施～

- **原子力災害被災地域における復興支援**
- **津波被災地域における復興市街地整備事業の推進**

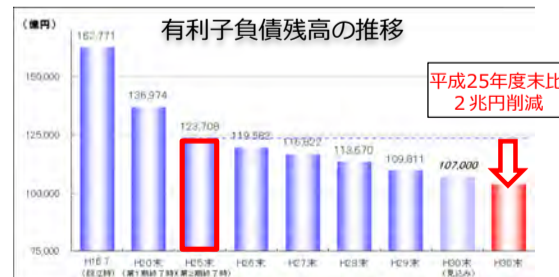
【指標】 ・ 復興拠点整備事業について、宅地等引渡しを令和5年度までに完了  
・ 復興市街地整備事業について、宅地等引渡しを令和2年度までに完了

**IV 業務運営の効率化に関する事項 ～業務効率化等を引き続き推進～**

- **一般管理費**（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努め、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、**第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）と中期目標期間の最終年度（令和5年度）を比較して3%以上に相当する額を削減する。**
- 職員のワークライフバランス推進、業務の効率化・生産性の向上等を行う。 等

**V 財務内容の改善に関する事項 ～持続的な経営基盤の確立～**

- 将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、**キャッシュフローの最大化**を図り、稼得したキャッシュフローにより、有利子負債の削減を進めるとともに、**戦略的な投資**を行い、**持続可能な経営基盤の確立**を図る。
- **令和5年度末有利子負債残高を平成25年度末比で2兆円削減**する。



**VI その他業務運営に関する重要事項 ～人員の確保、内部統制の一層の充実～**

- 人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、**業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努める。**また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行う。
- 機構が保有する賃貸宅地等の資産について、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応や持続的な経営の確保の観点から踏まえ、適正に管理・運営を行う。
- **コンプライアンスの徹底**、内部監査の質の向上など**内部統制の一層の充実・強化。**

**I 政策体系における法人の位置づけ及び役割**

- URの法律上の位置づけ、閣議決定、これまでの取組（経営改善、行革）
- 閣議決定（都市再生基本方針、住生活基本計画、国土強靱化基本計画）、海外展開インフラ方針に係るURに求められる役割

**II 中期目標の期間**

5年間  
（平成31年4月1日  
～平成36年3月31日）

**III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項**

**都市再生事業**

～ノウハウを活かしたコーディネートや復旧・復興支援、民間等との連携により事業を先導～

**(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進**

- URの公共性、中立性、ノウハウを活かした**コーディネートを実施**
- 地方公共団体等とのパートナーシップの下、多様な民間連携手法を活用し、**政策的意義の高い事業を実施**
  - ① 都市の国際競争力と魅力を高める**都市の再生**
  - ② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る**地方都市等の再生**
  - ③ 防災性向上による**安全・安心なまちづくり**

【定量目標】 ・ コーディネート及び事業の実施地区数  
・ 民間建築投資誘発額及び経済波及効果

【指標】 ・ 地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む）  
・ 防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む）

**(2) 災害からの復旧・復興支援**

- **発災後の初動対応、復興に係るコーディネート等を積極的に実施**
- 事前防災、復旧支援及び復興支援に係る**啓発活動等を実施**

【定量目標】 ・ 機構の働きかけによる啓発活動の実施回数  
・ 復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体等の数

【指標】 ・ 被災建築物応急危険度判定士等派遣人数  
・ 発災後支援に係る地方公共団体との協定締結数  
・ 災害復興等のコーディネート及び事業の実施地区数等  
・ 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための内部研修等実施回数

**(3) 都市開発の海外展開支援**

- **海外での大規模な都市開発の事業等に係るコーディネート（地区開発マスタープラン策定等）を実施**

【定量目標】 ・ 相手国、海外公的機関及び民間企業等との間で締結した協定・覚書件数  
【指標】 ・ 海外展開支援に関係する研修等の受入件数

**賃貸住宅事業**

～多様な世代のための住まい・まちの実現、ストックへの投資促進・ストック価値向上～

**(1) 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備**

- **地域の医療福祉拠点化の形成を一層推進**
- **ミクストコミュニティ形成に向けた取組を実施**

【定量目標】 ・ 地域医療福祉拠点化の形成数  
【指標】 ・ 見守りサービス提供数  
・ 健康寿命サポート住宅等の高齢者向け住宅の供給戸数  
・ 子育て世帯を支援する住宅の供給戸数  
・ 大学等との間で締結した連携協定等件数

**(2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進**

- **多機能拠点の形成、居住環境の創出、良好な景観の形成等を進めるとともに、計画的なストック再生を実施**

【定量目標】 ・ 団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入又は既存の機能の強化を目的として供給した割合  
【指標】 ・ ストック削減戸数  
・ 地方公共団体との間で締結した連携協定等件数

**(3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現**

- **建替えやリノベーション、バリアフリー化等を推進**
- **適時・適切な計画的修繕や耐震改修等を推進**

【定量目標】 ・ バリアフリー化率 ・ 耐震化率  
【指標】 ・ リノベーション住宅、建替住宅の供給戸数

**東日本大震災からの復興業務**

～復興・創生期間（平成28～32年度）を踏まえた復興事業の着実な実施～

- **原子力災害被災地域における復興支援**
- **津波被災地域における復興市街地整備事業の推進**

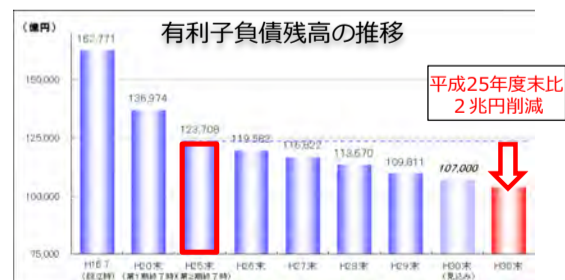
【指標】 ・ 復興拠点整備事業について、宅地等引渡しを平成32年度までに完了  
・ 復興市街地整備事業について、宅地等引渡しを平成32年度までに完了

**IV 業務運営の効率化に関する事項 ～業務効率化等を引き続き推進～**

- **一般管理費**（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努め、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、**第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）と中期目標期間の最終年度（平成35年度）を比較して3%以上に相当する額を削減する。**
- 職員のワークライフバランス推進、業務の効率化・生産性の向上等を行う。 等

**V 財務内容の改善に関する事項 ～持続的な経営基盤の確立～**

- 将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、**キャッシュフローの最大化**を図り、稼得したキャッシュフローにより、有利子負債の削減を進めるとともに、**戦略的な投資を行い、持続可能な経営基盤の確立**を図る。
- **平成35年度末有利子負債残高を平成25年度末比で2兆円削減**する。



**VI その他業務運営に関する重要事項 ～人員の確保、内部統制の一層の充実～**

- 人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、**業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努める。**また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行う。
- 機構が保有する賃貸宅地等の資産について、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応や持続的な経営の確保の観点から、踏まえ、適正に管理・運営を行う。
- **コンプライアンスの徹底、内部監査の質の向上など内部統制の一層の充実・強化。**

財 政 第 248 号  
国 官 総 第 41 号  
令 和 4 年 6 月 27 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

財 務 大 臣 鈴木 俊一  
( 公 印 省 略 )

国土交通大臣 齊藤 鉄夫  
( 公 印 省 略 )

独立行政法人奄美群島振興開発基金の  
第 4 期中期目標の変更について (諮問)

標記について、独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 29 条  
第 3 項に基づき、別紙につき独立行政法人評価制度委員会の意見を求め  
る。

独立行政法人奄美群島振興開発基金 第四期中期目標新旧対照表

改正案	現 行
<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「奄美基金」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>第1 政策体系における法人の位置づけ及び役割</p> <p>奄美群島については、これまで、その特殊事情に鑑み、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づき、総合的な奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）の策定及びこれに基づく事業の推進等特別の措置が講じられ、相応の成果があげられてきた。</p> <p>奄美基金も、同法に基づく特別の措置として設立され、奄美群島の基礎条件の改善及び振興開発に寄与してきた。</p> <p>奄美基金は、なお奄美群島に存在する本土との諸格差の克服や地域の自立的発展の促進を図るため、振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、または奨励することを目的としている。</p> <p>この目的を達成するため、奄美基金は、第一次産業から第三次産業まで、奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者等が金融機関に対して負担する債務の保証を行うとともに、振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの等に対する事業資金の貸付けを行うものである。</p> <p>この5年間の奄美群島を巡る状況は、世界自然遺産登録に向けた動き、LCCの就航などの好影響で入込客数の伸びが見られ、このような「追い風」のもと、民間の経済活動も活発になっている一方、宿泊施設の不足などの課題も指摘されている。</p> <p>そのような中、奄美基金においては、奄美群島の振興開発を金融面から支える唯一の専門機関として、保証業務や融資業務の実施に加え、産業振</p>	<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「奄美基金」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>第1 政策体系における法人の位置づけ及び役割</p> <p>奄美群島については、これまで、その特殊事情に鑑み、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づき、総合的な奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）の策定及びこれに基づく事業の推進等特別の措置が講じられ、相応の成果があげられてきた。</p> <p>奄美基金も、同法に基づく特別の措置として設立され、奄美群島の基礎条件の改善及び振興開発に寄与してきた。</p> <p>奄美基金は、なお奄美群島に存在する本土との諸格差の克服や地域の自立的発展の促進を図るため、振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、または奨励することを目的としている。</p> <p>この目的を達成するため、奄美基金は、第一次産業から第三次産業まで、奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者等が金融機関に対して負担する債務の保証を行うとともに、振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの等に対する事業資金の貸付けを行うものである。</p> <p>この5年間の奄美群島を巡る状況は、世界自然遺産登録に向けた動き、LCCの就航などの好影響で入込客数の伸びが見られ、このような「追い風」のもと、民間の経済活動も活発になっている一方、宿泊施設の不足などの課題も指摘されている。</p> <p>そのような中、奄美基金においては、奄美群島の振興開発を金融面から支える唯一の専門機関として、保証業務や融資業務の実施に加え、産業振</p>

改正案	現 行
<p>興に資するべく事業者の支援体制の強化に努め、起業・経営改善に関するセミナーの開催や、経営・再生支援先に対する財務面・運用面のアドバイス等を行うなどコンサルティング機能を充実してきている。</p> <p>その結果、利用者及び地元自治体からも一定の評価はされているが、今後とも奄美基金が責任をもって経営課題である繰越欠損金の解消を軌道に乗せ加速するための経営管理態勢の強化も必要である。</p> <p>また、国の政策実施において大きな役割を担う奄美基金が、その専門性の強みを最大限発揮して、地元自治体、事業者、他金融機関等との分担と協働により政策課題等の解決に資することが、これまでもまして重要となってきた。</p> <p>例えば、平成26年度に創設された奄美群島振興交付金と奄美基金の業務を連動させ、施策の効果が更に高まる提案を行うことが期待されるほか、奄美群島内の事業者のみならず地元自治体に取り組む各種施策に関連する事業への金融支援や情報提供等を積極的に行っていくこと等も重要であり、この点については、平成30年5月に奄美群島の重要事項を調査審議する奄美群島振興開発審議会に設置された奄美基金の役割の検証に関するワーキンググループの報告（以下、「WG報告」という。）でも提案されている。</p> <p>奄美基金は、これらを踏まえ、独立行政法人として、経営の透明性、自主性を確保しつつ、効果的な業務運営を推進することを通じて、奄美群島における基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発に寄与し、もって、奄美群島の自立的発展等に資することを旨として、業務に取り組むことが求められる。</p> <p>第2 中期目標の期間  中期目標の期間は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間とする。</p> <p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>興に資するべく事業者の支援体制の強化に努め、起業・経営改善に関するセミナーの開催や、経営・再生支援先に対する財務面・運用面のアドバイス等を行うなどコンサルティング機能を充実してきている。</p> <p>その結果、利用者及び地元自治体からも一定の評価はされているが、今後とも奄美基金が責任をもって経営課題である繰越欠損金の解消を軌道に乗せ加速するための経営管理態勢の強化も必要である。</p> <p>また、国の政策実施において大きな役割を担う奄美基金が、その専門性の強みを最大限発揮して、地元自治体、事業者、他金融機関等との分担と協働により政策課題等の解決に資することが、これまでもまして重要となってきた。</p> <p>例えば、平成26年度に創設された奄美群島振興交付金と奄美基金の業務を連動させ、施策の効果が更に高まる提案を行うことが期待されるほか、奄美群島内の事業者のみならず地元自治体に取り組む各種施策に関連する事業への金融支援や情報提供等を積極的に行っていくこと等も重要であり、この点については、平成30年5月に奄美群島の重要事項を調査審議する奄美群島振興開発審議会に設置された奄美基金の役割の検証に関するワーキンググループの報告（以下、「WG報告」という。）でも提案されている。</p> <p>奄美基金は、これらを踏まえ、独立行政法人として、経営の透明性、自主性を確保しつつ、効果的な業務運営を推進することを通じて、奄美群島における基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発に寄与し、もって、奄美群島の自立的発展等に資することを旨として、業務に取り組むことが求められる。</p> <p>第2 中期目標の期間  中期目標の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とする。</p> <p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>

改正案	現 行
<p>独立行政法人の目標の策定に関する指針(平成26年9月2日総務大臣決定、<u>令和4年3月2日</u>改定)における「一定の事業等のまとめり」は、保証業務、融資業務の2つとする。</p> <p>1. 保証業務</p> <p>奄美群島内の事業者のニーズに的確に対応した質の高いサービスを提供するため、以下の点を踏まえて保証業務を行うものとする。</p> <p>(1) 事務処理の迅速化及び適正化</p> <p>① 利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、審査の質を落とすことなく業務の効率化等により、その期間内に全ての案件を処理する。</p> <p>&lt;目標水準の考え方&gt;</p> <p>第三期中期目標期間において、目標(8割以上の処理)の達成が見込まれるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めることから、全ての案件を標準処理期間内に処理する。</p> <p>なお、金融機関からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、奄美基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除く。</p> <p>② 業務の質的向上や利用者の手続面での負担軽減等を図り、適正な事務処理を行うため、必要に応じて見直しを行う。</p> <p><b>【指標】</b></p> <p>○ 審査事務等についての点検及び見直しの実施状況</p> <p>(2) 適切な保証条件の設定</p> <p>保証料率をはじめとする保証条件については、適正な業務運営の確保を前提として、奄美基金の政策金融としての役割、保証リスク、資金需要等を勘案した条件設定を行う。</p> <p>また、保証需要の多様化に対応するとともに事業者の負担軽減に資する地方公共団体の制度保証について、地方公共団体と連携を取りなが</p>	<p>独立行政法人の目標の策定に関する指針(平成26年9月2日総務大臣決定、<u>平成27年5月25日</u>改定)における「一定の事業等のまとめり」は、保証業務、融資業務の2つとする。</p> <p>1. 保証業務</p> <p>奄美群島内の事業者のニーズに的確に対応した質の高いサービスを提供するため、以下の点を踏まえて保証業務を行うものとする。</p> <p>(1) 事務処理の迅速化及び適正化</p> <p>① 利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、審査の質を落とすことなく業務の効率化等により、その期間内に全ての案件を処理する。</p> <p>&lt;目標水準の考え方&gt;</p> <p>第三期中期目標期間において、目標(8割以上の処理)の達成が見込まれるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めることから、全ての案件を標準処理期間内に処理する。</p> <p>なお、金融機関からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、奄美基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除く。</p> <p>② 業務の質的向上や利用者の手続面での負担軽減等を図り、適正な事務処理を行うため、必要に応じて見直しを行う。</p> <p><b>【指標】</b></p> <p>○ 審査事務等についての点検及び見直しの実施状況</p> <p>(2) 適切な保証条件の設定</p> <p>保証料率をはじめとする保証条件については、適正な業務運営の確保を前提として、奄美基金の政策金融としての役割、保証リスク、資金需要等を勘案した条件設定を行う。</p> <p>また、保証需要の多様化に対応するとともに事業者の負担軽減に資する地方公共団体の制度保証について、地方公共団体と連携を取りなが</p>

改正案	現 行
<p>ら、適切な条件が設定されるよう努める。</p> <p>(3) 利用者に対する情報提供  奄美基金の業務に対する利用者の理解を深めるため、ホームページ、窓口等を活用した情報提供を行う。情報提供に当たっては、充実した情報を利用者に分かりやすく、迅速に提供することに努める。</p> <p>(4) 利用者ニーズの把握及び業務への反映  資金需要、経営改善、事業承継等に関する利用者ニーズの把握に努め、その結果を業務に反映させる。  利用者のニーズを踏まえ、事業セミナーや経営サポートを実施する。  <b>【指標】</b>  ○ 事業者の収益向上や事業セミナーの実施状況  <b>【重要度：高】</b>  国の政策実施において大きな役割を担う奄美基金が、奄美群島内の中小零細事業者の経営改善等のニーズに応え、地域産業の育成・振興を図るためには、今後、事業者に対して創業や高付加価値化へのアドバイスなど事業活動に対する更なるサポート機能の充実が必要であるため。なお、平成30年5月のWG報告でも同様の提言がなされている。</p> <p>(5) 関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実  地域の事業者を支援するため、地方公共団体、金融機関等との連携の強化を図るとともに、コンサルティング機能の充実に努める。  <b>【指標】</b>  ○ 地方公共団体、金融機関等との連携の在り方についての検討及び意見交換の実施状況  ○ 奄美群島の経済・金融の調査等の実施状況  <b>【重要度：高】</b>  国の政策実施において大きな役割を担う奄美基金が、地方公共団体の施策と連携した事業(立地協定企業など)等を支援し、地域産業の育成・</p>	<p>ら、適切な条件が設定されるよう努める。</p> <p>(3) 利用者に対する情報提供  奄美基金の業務に対する利用者の理解を深めるため、ホームページ、窓口等を活用した情報提供を行う。情報提供に当たっては、充実した情報を利用者に分かりやすく、迅速に提供することに努める。</p> <p>(4) 利用者ニーズの把握及び業務への反映  資金需要、経営改善、事業承継等に関する利用者ニーズの把握に努め、その結果を業務に反映させる。  利用者のニーズを踏まえ、事業セミナーや経営サポートを実施する。  <b>【指標】</b>  ○ 事業者の収益向上や事業セミナーの実施状況  <b>【重要度：高】</b>  国の政策実施において大きな役割を担う奄美基金が、奄美群島内の中小零細事業者の経営改善等のニーズに応え、地域産業の育成・振興を図るためには、今後、事業者に対して創業や高付加価値化へのアドバイスなど事業活動に対する更なるサポート機能の充実が必要であるため。なお、平成30年5月のWG報告でも同様の提言がなされている。</p> <p>(5) 関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実  地域の事業者を支援するため、地方公共団体、金融機関等との連携の強化を図るとともに、コンサルティング機能の充実に努める。  <b>【指標】</b>  ○ 地方公共団体、金融機関等との連携の在り方についての検討及び意見交換の実施状況  ○ 奄美群島の経済・金融の調査等の実施状況  <b>【重要度：高】</b>  国の政策実施において大きな役割を担う奄美基金が、地方公共団体の施策と連携した事業(立地協定企業など)等を支援し、地域産業の育成・</p>



改正案	現行
<p>振興を図るためには、今後、地方公共団体等の「知恵袋」的な役割を果たすこと、また、奄美群島振興交付金等の取組成果の評価や奄美群島経済等の分析及び群島内外へ発信することが効果的であるため。なお、平成30年5月のWG報告でも同様の提言がなされている。</p> <p>(6) 期中管理体制の強化 貸付実行からその後の経営安定までの支援及び経営・再生支援を含む期中管理体制を強化する。 <b>【指標】</b> ○ 事業者が必要としている支援についての検討及び実施状況</p> <p>(7) 奄美群島振興施策との連携・協調 鹿児島県及び奄美群島の地方公共団体と連携し、奄美群島振興開発計画及び奄美群島振興交付金に基づく民間団体等による事業及びそれらと一体となって振興に取り組む事業に対して、積極的な金融支援を実施する。 <b>【重要度：高】</b> 国の政策実施において大きな役割を担う奄美基金が、今後、地方公共団体等に対し、奄美群島振興交付金の活用等について、奄美基金の業務と連動させ、施策の効果が高まる提案を実施することが重要であるため。なお、平成30年5月のWG報告でも同様の提案がなされている。</p> <p>(8) リスク管理体制の充実・強化 ① 審査委員会及び債権管理委員会の活用 審査及び債権管理の厳格化を図る観点からは、理事長以下を構成員とする審査委員会及び債権管理委員会の活用を引き続き図る。 ② 債権管理の徹底 延滞債権等、特に管理を行うことが必要な債権管理の徹底を図る。</p>	<p>振興を図るためには、今後、地方公共団体等の「知恵袋」的な役割を果たすこと、また、奄美群島振興交付金等の取組成果の評価や奄美群島経済等の分析及び群島内外へ発信することが効果的であるため。なお、平成30年5月のWG報告でも同様の提言がなされている。</p> <p>(6) 期中管理体制の強化 貸付実行からその後の経営安定までの支援及び経営・再生支援を含む期中管理体制を強化する。 <b>【指標】</b> ○ 事業者が必要としている支援についての検討及び実施状況</p> <p>(7) 奄美群島振興施策との連携・協調 鹿児島県及び奄美群島の地方公共団体と連携し、奄美群島振興開発計画及び奄美群島振興交付金に基づく民間団体等による事業及びそれらと一体となって振興に取り組む事業に対して、積極的な金融支援を実施する。 <b>【重要度：高】</b> 国の政策実施において大きな役割を担う奄美基金が、今後、地方公共団体等に対し、奄美群島振興交付金の活用等について、奄美基金の業務と連動させ、施策の効果が高まる提案を実施することが重要であるため。なお、平成30年5月のWG報告でも同様の提案がなされている。</p> <p>(8) リスク管理体制の充実・強化 ① 審査委員会及び債権管理委員会の活用 審査及び債権管理の厳格化を図る観点からは、理事長以下を構成員とする審査委員会及び債権管理委員会の活用を引き続き図る。 ② 債権管理の徹底 延滞債権等、特に管理を行うことが必要な債権管理の徹底を図る。</p>

改正案	現 行
<p>③ 区分に応じた債務者管理の徹底 利用者に対するモニタリング及び信用状況の検証・分析を徹底するとともに実態を踏まえた債務者区分別の管理方策を実施し、債権管理回収の徹底に努める。 また、経営・再生支援等を通じ、債務者区分の維持・向上を進めて資産の良質化を図る。</p> <p>④ 民間金融機関との連携・協調 一般の金融機関との連携強化に努め、保証業務における責任共有制度を引き続き措置するとともに、金融機関の単独融資との併用促進等によるリスク分散を図る。 <b>【指標】</b> ○ 民間金融機関との連携・協調の在り方の検討、実施状況</p> <p>⑤ 新規の債権に対する管理強化 中期目標期間において、新たに保証を行う案件について、審査及び期中管理において、より厳格な管理を行う。 &lt;定量目標&gt; ア リスク管理債権割合15.0% (第四期中期目標期間末の保証残高に対する割合) イ 延滞債権割合4.0% (同上) &lt;目標水準の考え方&gt; ア 法人として引き続き縮減に努めるものとするため、第三期中期目標期間の最終年度の目標値を維持する。 イ 平成26年度以降に保証した債権に係る平成29年度末(直近)の延滞債権割合4.0%を維持する。 <b>【難易度：高】</b> 当初経営状態に問題ないと判断し支援した事業者もその後業況が厳しくなることもあり、その際には単独若しくは民間金融機関等と協調するなどして当該事業者に対する貸出条件の緩和について柔軟に</p>	<p>③ 区分に応じた債務者管理の徹底 利用者に対するモニタリング及び信用状況の検証・分析を徹底するとともに実態を踏まえた債務者区分別の管理方策を実施し、債権管理回収の徹底に努める。 また、経営・再生支援等を通じ、債務者区分の維持・向上を進めて資産の良質化を図る。</p> <p>④ 民間金融機関との連携・協調 一般の金融機関との連携強化に努め、保証業務における責任共有制度を引き続き措置するとともに、金融機関の単独融資との併用促進等によるリスク分散を図る。 <b>【指標】</b> ○ 民間金融機関との連携・協調の在り方の検討、実施状況</p> <p>⑤ 新規の債権に対する管理強化 中期目標期間において、新たに保証を行う案件について、審査及び期中管理において、より厳格な管理を行う。 &lt;定量目標&gt; ア リスク管理債権割合15.0% (第四期中期目標期間末の保証残高に対する割合) イ 延滞債権割合4.0% (同上) &lt;目標水準の考え方&gt; ア 法人として引き続き縮減に努めるものとするため、第三期中期目標期間の最終年度の目標値を維持する。 イ 平成26年度以降に保証した債権に係る平成29年度末(直近)の延滞債権割合4.0%を維持する。 <b>【難易度：高】</b> 当初経営状態に問題ないと判断し支援した事業者もその後業況が厳しくなることもあり、その際には単独若しくは民間金融機関等と協調するなどして当該事業者に対する貸出条件の緩和について柔軟に</p>

改 正 案	現 行
<p>対応することも必要なため。</p> <p>2. 融資業務 奄美群島内の事業者のニーズに的確に対応した質の高いサービスを提供するため、以下の点を踏まえて融資業務を行うものとする。</p> <p>(1) 事務処理の迅速化及び適正化</p> <p>① 利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、審査の質を落とすことなく業務の効率化等により、その期間内に全ての案件を処理する。</p> <p>＜目標水準の考え方＞ 第三期中期目標期間において、目標（8割以上の処理）の達成が見込まれるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めることから、全ての案件を標準処理期間内に処理する。</p> <p>なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、奄美基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除く。</p> <p>② 業務の質的向上や利用者の手続面での負担軽減等を図り、適正な事務処理を行うため、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 審査事務等についての点検及び見直しの実施状況</p> <p>(2) 適切な貸付条件の設定</p> <p>貸付金利をはじめとする貸付条件については、適正な業務運営の確保を前提として、奄美基金の政策金融としての役割、貸付リスク、資金需要等を勘案した条件設定を行う。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>現在、LCCの就航による入込客の増加など奄美群島を巡る状況が好転しており、今後の資金需要を捉え、優良資産の確保により安定した経</p>	<p>対応することも必要なため。</p> <p>2. 融資業務 奄美群島内の事業者のニーズに的確に対応した質の高いサービスを提供するため、以下の点を踏まえて融資業務を行うものとする。</p> <p>(1) 事務処理の迅速化及び適正化</p> <p>① 利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、審査の質を落とすことなく業務の効率化等により、その期間内に全ての案件を処理する。</p> <p>＜目標水準の考え方＞ 第三期中期目標期間において、目標（8割以上の処理）の達成が見込まれるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めることから、全ての案件を標準処理期間内に処理する。</p> <p>なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、奄美基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除く。</p> <p>② 業務の質的向上や利用者の手続面での負担軽減等を図り、適正な事務処理を行うため、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 審査事務等についての点検及び見直しの実施状況</p> <p>(2) 適切な貸付条件の設定</p> <p>貸付金利をはじめとする貸付条件については、適正な業務運営の確保を前提として、奄美基金の政策金融としての役割、貸付リスク、資金需要等を勘案した条件設定を行う。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>現在、LCCの就航による入込客の増加など奄美群島を巡る状況が好転しており、今後の資金需要を捉え、優良資産の確保により安定した経</p>

改正案	現行
<p>営基盤の確立と繰越欠損金の削減にも繋がるとの考えにより、本中期目標期間内においては各種データの検証、関係機関の意向等を確認の上、財務に与える影響も含め検討し、出資者である関係機関の合意を得る程度を目標とすることが必要であるため。なお、平成30年5月のWG報告でも同様の提言がなされている。</p> <p>(3) 利用者に対する情報提供  奄美基金の業務に対する利用者の理解を深めるため、ホームページ、窓口等を活用した情報提供を行う。情報提供に当たっては、充実した情報を利用者に分かりやすく、迅速に提供することに努める。</p> <p>(4) 利用者ニーズの把握及び業務への反映  資金需要、経営改善、事業承継等に関する利用者ニーズの把握に努め、その結果を業務に反映させる。  利用者のニーズを踏まえ、事業セミナーや経営サポートを実施する。</p> <p><b>【指標】</b>  ○ 事業者の収益向上や事業セミナーの実施状況</p> <p><b>【重要度：高】</b>  国の政策実施において大きな役割を担う奄美基金が、奄美群島の中小零細事業者の経営改善等のニーズに応え、地域産業の育成・振興を図るためには、今後、事業者に対して創業や高付加価値化へのアドバイスなど事業活動に対する更なるサポート機能の充実が必要であるため。なお、平成30年5月のWG報告でも同様の提言がなされている。</p> <p>(5) 関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実  地域の事業者を支援等するため、地方公共団体、金融機関等との連携の強化、コンサルティング機能の充実等に努める。</p> <p><b>【指標】</b>  ○ 地方公共団体、金融機関等との連携の在り方についての検討及び意見交換の実施状況</p>	<p>営基盤の確立と繰越欠損金の削減にも繋がるとの考えにより、本中期目標期間内においては各種データの検証、関係機関の意向等を確認の上、財務に与える影響も含め検討し、出資者である関係機関の合意を得る程度を目標とすることが必要であるため。なお、平成30年5月のWG報告でも同様の提言がなされている。</p> <p>(3) 利用者に対する情報提供  奄美基金の業務に対する利用者の理解を深めるため、ホームページ、窓口等を活用した情報提供を行う。情報提供に当たっては、充実した情報を利用者に分かりやすく、迅速に提供することに努める。</p> <p>(4) 利用者ニーズの把握及び業務への反映  資金需要、経営改善、事業承継等に関する利用者ニーズの把握に努め、その結果を業務に反映させる。  利用者のニーズを踏まえ、事業セミナーや経営サポートを実施する。</p> <p><b>【指標】</b>  ○ 事業者の収益向上や事業セミナーの実施状況</p> <p><b>【重要度：高】</b>  国の政策実施において大きな役割を担う奄美基金が、奄美群島の中小零細事業者の経営改善等のニーズに応え、地域産業の育成・振興を図るためには、今後、事業者に対して創業や高付加価値化へのアドバイスなど事業活動に対する更なるサポート機能の充実が必要であるため。なお、平成30年5月のWG報告でも同様の提言がなされている。</p> <p>(5) 関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実  地域の事業者を支援等するため、地方公共団体、金融機関等との連携の強化、コンサルティング機能の充実等に努める。</p> <p><b>【指標】</b>  ○ 地方公共団体、金融機関等との連携の在り方についての検討及び意見交換の実施状況</p>

改正案	現行
<p>○ 奄美群島の経済・金融の調査等の実施状況</p> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>国の政策実施において大きな役割を担う奄美基金が、地方公共団体の施策と連携した事業（立地協定企業など）等を支援し、地域産業の育成・振興を図るためには、今後、地方公共団体等の「知恵袋」的な役割を果たすこと、また、奄美群島振興交付金等の取組成果の評価や奄美群島経済等の分析及び群島内外へ発信することが効果的であるため。なお、平成30年5月のWG報告でも同様の提言がなされている。</p> <p>(6) 期中管理体制の強化</p> <p>貸付実行からその後の経営安定までの支援及び経営・再生支援を含む期中管理体制を強化する。</p> <p><b>【指標】</b></p> <p>○ 事業者が必要としている支援についての検討及び実施状況</p> <p>(7) 奄美群島振興施策との連携・協調</p> <p>鹿児島県及び奄美群島の地方公共団体と連携し、奄美群島振興開発計画及び奄美群島振興交付金に基づく民間団体等による事業及びそれらと一体となって振興に取り組む事業に対して、積極的な金融支援を実施する。</p> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>国の政策実施において大きな役割を担う奄美基金が、今後、地方公共団体等に対し、奄美群島振興交付金の活用等について、奄美基金の業務と連動させ、施策の効果が高まる提案を実施することが重要であるため。なお、平成30年5月のWG報告でも同様の提案がなされている。</p> <p>(8) リスク管理体制の充実・強化</p> <p>① 審査委員会及び債権管理委員会の活用</p> <p>審査及び債権管理の厳格化を図る観点からは、理事長以下を構成員とする審査委員会及び債権管理委員会の活用を引き続き図る。</p>	<p>○ 奄美群島の経済・金融の調査等の実施状況</p> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>国の政策実施において大きな役割を担う奄美基金が、地方公共団体の施策と連携した事業（立地協定企業など）等を支援し、地域産業の育成・振興を図るためには、今後、地方公共団体等の「知恵袋」的な役割を果たすこと、また、奄美群島振興交付金等の取組成果の評価や奄美群島経済等の分析及び群島内外へ発信することが効果的であるため。なお、平成30年5月のWG報告でも同様の提言がなされている。</p> <p>(6) 期中管理体制の強化</p> <p>貸付実行からその後の経営安定までの支援及び経営・再生支援を含む期中管理体制を強化する。</p> <p><b>【指標】</b></p> <p>○ 事業者が必要としている支援についての検討及び実施状況</p> <p>(7) 奄美群島振興施策との連携・協調</p> <p>鹿児島県及び奄美群島の地方公共団体と連携し、奄美群島振興開発計画及び奄美群島振興交付金に基づく民間団体等による事業及びそれらと一体となって振興に取り組む事業に対して、積極的な金融支援を実施する。</p> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>国の政策実施において大きな役割を担う奄美基金が、今後、地方公共団体等に対し、奄美群島振興交付金の活用等について、奄美基金の業務と連動させ、施策の効果が高まる提案を実施することが重要であるため。なお、平成30年5月のWG報告でも同様の提案がなされている。</p> <p>(8) リスク管理体制の充実・強化</p> <p>① 審査委員会及び債権管理委員会の活用</p> <p>審査及び債権管理の厳格化を図る観点からは、理事長以下を構成員とする審査委員会及び債権管理委員会の活用を引き続き図る。</p>

改 正 案	現 行
<p>② 債権管理の徹底 延滞債権等、特に管理を行うことが必要な債権管理の徹底を図る。</p> <p>③ 区分に応じた債務者管理の徹底 利用者に対するモニタリング及び信用状況の検証・分析を徹底するとともに実態を踏まえた債務者区分別の管理方策を実施し、債権管理回収の徹底に努める。 また、経営・再生支援等を通じ、債務者区分の維持・向上を進めて資産の良質化を図る。</p> <p>④ 民間金融機関との連携・協調 一般の金融機関との連携強化に努め、金融機関の単独融資との併用促進等によるリスク分散を図る。 【指標】 ○ 民間金融機関との連携・協調の在り方の検討、実施状況</p> <p>⑤ 新規の債権に対する管理強化 中期目標期間において、新たに融資を行う案件について、審査及び期中管理において、より厳格な管理を行う。 ＜定量目標＞ ア リスク管理債権割合15.0%（第四期中期目標期間末の融資残高に対する割合） イ 延滞債権割合2.4%（同上） ＜目標水準の考え方＞ ア 法人として引き続き縮減に努めるものとするため、第三期中期目標期間の最終年度の目標値を維持する。 イ 平成26年度以降に融資した債権に係る平成29年度末（直近）の延滞債権割合2.4%を維持する。 【難易度：高】</p>	<p>② 債権管理の徹底 延滞債権等、特に管理を行うことが必要な債権管理の徹底を図る。</p> <p>③ 区分に応じた債務者管理の徹底 利用者に対するモニタリング及び信用状況の検証・分析を徹底するとともに実態を踏まえた債務者区分別の管理方策を実施し、債権管理回収の徹底に努める。 また、経営・再生支援等を通じ、債務者区分の維持・向上を進めて資産の良質化を図る。</p> <p>④ 民間金融機関との連携・協調 一般の金融機関との連携強化に努め、金融機関の単独融資との併用促進等によるリスク分散を図る。 【指標】 ○ 民間金融機関との連携・協調の在り方の検討、実施状況</p> <p>⑤ 新規の債権に対する管理強化 中期目標期間において、新たに融資を行う案件について、審査及び期中管理において、より厳格な管理を行う。 ＜定量目標＞ ア リスク管理債権割合15.0%（第四期中期目標期間末の融資残高に対する割合） イ 延滞債権割合2.4%（同上） ＜目標水準の考え方＞ ア 法人として引き続き縮減に努めるものとするため、第三期中期目標期間の最終年度の目標値を維持する。 イ 平成26年度以降に融資した債権に係る平成29年度末（直近）の延滞債権割合2.4%を維持する。 【難易度：高】</p>

改正案	現 行
<p>当初経営状態に問題ないと判断し支援した事業者もその後業況が厳しくなることもあり、その際には単独若しくは民間金融機関等と協調するなどして当該事業者に対する貸出条件の緩和について柔軟に対応することも必要なため。</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 業務運営体制の効率化</p> <p>(1) 組織体制・人員配置の見直し</p> <p>審査、債権管理、回収等の一連の業務が効率的かつ効果的に遂行されるよう、組織体制・人員配置の見直しを行う。</p> <p>(2) データベースの活用等</p> <p>業務の電子化、データベースの活用等により業務の効率化を図る。</p> <p><u>(3) 情報システムの整備及び管理</u></p> <p><u>デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、PMOの設置等を通じて情報システムの適切な整備及び管理を行う。</u></p> <p>2. 一般管理費の削減</p> <p>(1) 一般管理費の削減</p> <p>一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)について、中期目標期間の最後の事業年度において、第三期中期目標期間の最終年度(平成30年度)比で7%以上に相当する額を削減する。</p> <p>(2) 人件費の抑制</p> <p>人件費については、奄美基金の財政状況を鑑み、可能な範囲で抑制することとする。</p>	<p>当初経営状態に問題ないと判断し支援した事業者もその後業況が厳しくなることもあり、その際には単独若しくは民間金融機関等と協調するなどして当該事業者に対する貸出条件の緩和について柔軟に対応することも必要なため。</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 業務運営体制の効率化</p> <p>(1) 組織体制・人員配置の見直し</p> <p>審査、債権管理、回収等の一連の業務が効率的かつ効果的に遂行されるよう、組織体制・人員配置の見直しを行う。</p> <p>(2) データベースの活用等</p> <p>業務の電子化、データベースの活用等により業務の効率化を図る。</p> <p>(新規)</p> <p>2. 一般管理費の削減</p> <p>(1) 一般管理費の削減</p> <p>一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)について、中期目標期間の最後の事業年度において、第三期中期目標期間の最終年度(平成30年度)比で7%以上に相当する額を削減する。</p> <p>(2) 人件費の抑制</p> <p>人件費については、奄美基金の財政状況を鑑み、可能な範囲で抑制することとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>(3) 給与水準の適正化 給与水準の適正性について検証し、その検証結果や適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。</p> <p>3. 人材育成 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、以下のとおり人材育成に取り組む。</p> <p>(1) 職員研修・資格取得の推進 奄美基金における職員研修を充実させ、かつ、金融機関としての質的向上を図るため、小規模な事業者に対する支援や農業分野で専門的な研修を実施している株式会社日本政策金融公庫の研修プログラム等を活用した職員の研修と金融業務に資する資格取得を推進する。</p> <p>【指標】 ○ 組織の課題及び受講内容の検討、研修計画の策定、実施状況</p> <p>(2) 人事交流・業務連携の強化 地域連携による人材育成の観点から、地元自治体との人事交流を検討するとともに、審査体制やコンサルティング機能の強化を図るため、株式会社日本政策金融公庫等外部の金融機関等との人事交流、業務連携の実施を図る。</p> <p>4. 入札及び契約手続きの適正化・透明化 入札及び契約手続きの透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為、反社会的勢力の排除の徹底等を推進するとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を着実に実施する。 また、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人等による監査によりチェックを受ける。</p>	<p>(3) 給与水準の適正化 給与水準の適正性について検証し、その検証結果や適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。</p> <p>3. 人材育成 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、以下のとおり人材育成に取り組む。</p> <p>(1) 職員研修・資格取得の推進 奄美基金における職員研修を充実させ、かつ、金融機関としての質的向上を図るため、小規模な事業者に対する支援や農業分野で専門的な研修を実施している株式会社日本政策金融公庫の研修プログラム等を活用した職員の研修と金融業務に資する資格取得を推進する。</p> <p>【指標】 ○ 組織の課題及び受講内容の検討、研修計画の策定、実施状況</p> <p>(2) 人事交流・業務連携の強化 地域連携による人材育成の観点から、地元自治体との人事交流を検討するとともに、審査体制やコンサルティング機能の強化を図るため、株式会社日本政策金融公庫等外部の金融機関等との人事交流、業務連携の実施を図る。</p> <p>4. 入札及び契約手続きの適正化・透明化 入札及び契約手続きの透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為、反社会的勢力の排除の徹底等を推進するとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を着実に実施する。 また、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人等による監査によりチェックを受ける。</p>
第5 財務内容の改善に関する事項	第5 財務内容の改善に関する事項



改正案	現 行
<p>1. 保証・融資業務の着実な実施</p> <p>財務の健全化を図るため、保証・融資業務について適切に実施する。</p> <p>&lt;定量目標（令和5年度末）&gt;</p> <p>ア 保証業務のリスク管理債権割合 35.0%</p> <p>イ うち平成16年10月以降保証した債権に係るリスク管理債権割合 25.5%</p> <p>ウ 融資業務のリスク管理債権割合 31.0%</p> <p>エ うち平成16年10月以降融資した債権に係るリスク管理債権割合 24.8%</p> <p>&lt;目標水準の考え方&gt;</p> <p>ア 法人として引き続き縮減に努めるものとするため、第三期中期目標期間の最終年度の目標値を維持する。</p> <p>イ 上記アを踏まえ試算した目標値。</p> <p>ウ 法人として引き続き縮減に努めるものとするため、第三期中期目標期間の最終年度の目標値を維持する。</p> <p>エ 上記ウを踏まえ試算した目標値。</p> <p>2. 繰越欠損金の削減</p> <p>財務の健全化を図り、繰越欠損金の解消及びリスク管理債権の一層の圧縮を行うため、保証業務・融資業務における収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定・公表し、着実に実行する。また、中期目標期間中において、同計画の実行を通じて、繰越欠損金を第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）比で約4.1%の削減を図る。</p> <p>&lt;目標水準の考え方&gt;</p> <p>両業務における収益改善・経費削減等の観点から以下の前提で経営改善計画を新たに策定し、本中期目標期間中に約2.5億円の削減（5,943百万円（H30末）→5,698百万円（R5末））を目標とした。</p> <p>（保証業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業規模：10億円（H31）→15億円（R3以降）</li> <li>○ 保証料率：1.19%（H26～H29の平均）</li> </ul>	<p>1. 保証・融資業務の着実な実施</p> <p>財務の健全化を図るため、保証・融資業務について適切に実施する。</p> <p>&lt;定量目標（平成35年度末）&gt;</p> <p>ア 保証業務のリスク管理債権割合 35.0%</p> <p>イ うち平成16年10月以降保証した債権に係るリスク管理債権割合 25.5%</p> <p>ウ 融資業務のリスク管理債権割合 31.0%</p> <p>エ うち平成16年10月以降融資した債権に係るリスク管理債権割合 24.8%</p> <p>&lt;目標水準の考え方&gt;</p> <p>ア 法人として引き続き縮減に努めるものとするため、第三期中期目標期間の最終年度の目標値を維持する。</p> <p>イ 上記アを踏まえ試算した目標値。</p> <p>ウ 法人として引き続き縮減に努めるものとするため、第三期中期目標期間の最終年度の目標値を維持する。</p> <p>エ 上記ウを踏まえ試算した目標値。</p> <p>2. 繰越欠損金の削減</p> <p>財務の健全化を図り、繰越欠損金の解消及びリスク管理債権の一層の圧縮を行うため、保証業務・融資業務における収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定・公表し、着実に実行する。また、中期目標期間中において、同計画の実行を通じて、繰越欠損金を第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）比で約4.1%の削減を図る。</p> <p>&lt;目標水準の考え方&gt;</p> <p>両業務における収益改善・経費削減等の観点から以下の前提で経営改善計画を新たに策定し、本中期目標期間中に約2.5億円の削減（5,943百万円（H30末）→5,698百万円（H35末））を目標とした。</p> <p>（保証業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業規模：10億円（H31）→15億円（H33以降）</li> <li>○ 保証料率：1.19%（H26～H29の平均）</li> </ul>

改正案	現行
<p>○ 代位弁済率：1.70% (H26～H29の最低率)</p> <p>○ 求償権回収率：6.96% (H26～H29の平均)</p> <p>(融資業務)</p> <p>○ 事業規模：17億円 (H31) →20億円 (R3以降)</p> <p>○ 貸付金利：内閣府が作成した「中長期の経済財政に関する試算（平成30年7月9日経済財政諮問会議提出）」の経済成長試算（ベースラインケース）の名目長期金利（2.1%）を参考</p> <p>3. 余裕金の適切な運用</p> <p>余裕金については、適切な運用益の確保が図られるよう、運用方針の検討、策定を行う。また、必要に応じて運用体制の見直しを行う。</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 人事に関する事項</p> <p>職員の能力と実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置を行う。</p> <p>2. 内部統制の充実・強化</p> <p>(1) 目標管理の徹底</p> <p>業務の有効性及び効率性の向上に資するため、中期計画のほか数値目標等について取組状況の報告、意見交換の実施を通じて目標管理の徹底を図る。</p> <p>(2) 自己評価の実施</p> <p>保証業務及び融資業務に係る自己評価を実施し、業務運営に反映させる。</p> <p>(3) リスク管理体制の強化</p> <p>内部統制の確立に向け、単に法令遵守にとどまらず、広くステークホルダーとの関係において社会的要請に応えるコンプライアンスの徹底</p>	<p>○ 代位弁済率：1.70% (H26～H29の最低率)</p> <p>○ 求償権回収率：6.96% (H26～H29の平均)</p> <p>(融資業務)</p> <p>○ 事業規模：17億円 (H31) →20億円 (H33以降)</p> <p>○ 貸付金利：内閣府が作成した「中長期の経済財政に関する試算（平成30年7月9日経済財政諮問会議提出）」の経済成長試算（ベースラインケース）の名目長期金利（2.1%）を参考</p> <p>3. 余裕金の適切な運用</p> <p>余裕金については、適切な運用益の確保が図られるよう、運用方針の検討、策定を行う。また、必要に応じて運用体制の見直しを行う。</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 人事に関する事項</p> <p>職員の能力と実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置を行う。</p> <p>2. 内部統制の充実・強化</p> <p>(1) 目標管理の徹底</p> <p>業務の有効性及び効率性の向上に資するため、中期計画のほか数値目標等について取組状況の報告、意見交換の実施を通じて目標管理の徹底を図る。</p> <p>(2) 自己評価の実施</p> <p>保証業務及び融資業務に係る自己評価を実施し、業務運営に反映させる。</p> <p>(3) リスク管理体制の強化</p> <p>内部統制の確立に向け、単に法令遵守にとどまらず、広くステークホルダーとの関係において社会的要請に応えるコンプライアンスの徹底</p>

改正案	現行
<p>を図り、リスク管理体制、内部規程等の整備、情報開示の充実等に努め、実効ある業務実施体制を構築する。</p> <p>(4) 情報セキュリティ対策の推進 「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)等の政府の方針を踏まえ、奄美基金の情報セキュリティポリシーに基づき、適切な対策を行う。</p>	<p>を図り、リスク管理体制、内部規程等の整備、情報開示の充実等に努め、実効ある業務実施体制を構築する。</p> <p>(4) 情報セキュリティ対策の推進 「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)等の政府の方針を踏まえ、奄美基金の情報セキュリティポリシーに基づき、適切な対策を行う。</p>

財 政 第 249 号  
国 住 金 第 33 号  
令 和 4 年 6 月 23 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

財 務 大 臣 鈴木 俊一  
( 公 印 省 略 )

国土交通大臣 齊藤 鉄夫  
( 公 印 省 略 )

独立行政法人住宅金融支援機構の  
第四期中期目標の変更について (諮問)

標記について、独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 29 条  
第 3 項に基づき、別紙につき独立行政法人評価制度委員会の意見を求め  
る。

独立行政法人住宅金融支援機構 第四期中期目標変更（案）

変更後	変更前
<p>1～2 （略）</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 住宅資金融通等事業</p> <p>① （略）</p> <p>② 大規模な自然災害への予防を支援するため、地すべり等関連住宅融資等を実施するとともに、地方公共団体、地域金融機関等に対し、自然災害発生に備えた体制整備についての的確に支援すること。</p> <p>安全な住宅・住宅地の形成等の施策の実現に資するよう耐震改修工事等に対するリフォーム融資を行うこと。<u>また、住宅のエネルギー消費性能の向上に資するよう省エネ改修工事に対するリフォーム融資を行うこと。</u></p> <p>4. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) デジタル化の推進</p> <p>機構、委託機関等の業務運営の合理化及び効率化に資するIT基盤の整備を引き続き図るとともに、国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を目指した取組として、デジタル化を計画的に推進すること。また、金融機関として十分なセキュリティ対策を講じた上で、保有データを活用したサービス提供等に努めること。</p> <p>なお、IT基盤の整備に当たっては、IT技術の高度化に対応し、金融市場で業務を行う機関として必要な水準の確保に努めること。</p> <p><u>デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。</u></p> <p>5 （略）</p> <p>6. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 情報管理</p> <p><u>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適切な対応を行うこと。</u></p> <p>(6)～(8) （略）</p>	<p>1～2 （略）</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 住宅資金融通等事業</p> <p>① （略）</p> <p>② 大規模な自然災害への予防を支援するため、地すべり等関連住宅融資等を実施するとともに、地方公共団体、地域金融機関等に対し、自然災害発生に備えた体制整備についての的確に支援すること。</p> <p>安全な住宅・住宅地の形成等の施策の実現に資するよう耐震改修工事等に対するリフォーム融資を行うこと。</p> <p>4. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) デジタル化の推進</p> <p>機構、委託機関等の業務運営の合理化及び効率化に資するIT基盤の整備を引き続き図るとともに、国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を目指した取組として、デジタル化を計画的に推進すること。また、金融機関として十分なセキュリティ対策を講じた上で、保有データを活用したサービス提供等に努めること。</p> <p>なお、IT基盤の整備に当たっては、IT技術の高度化に対応し、金融市場で業務を行う機関として必要な水準の確保に努めること。</p> <p>5 （略）</p> <p>6. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 情報管理</p> <p><u>独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律(平成13年法律第140号)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)に基づき、適切な対応を行うこと。</u></p> <p>(6)～(8) （略）</p>

## 独立行政法人住宅金融支援機構第四期中期目標

### 1. 政策体系における法人の位置付け及び役割

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）は、一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務等を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

機構は、これまで、住宅金融市場の育成、住宅の質の向上、民間金融機関の支援・補完といった我が国の住宅政策に資する事業を総合的に実施してきており、機構の強みである多様な金融サービス機能と、地方公共団体、民間金融機関等のステークホルダーとのネットワークを活かし、民間金融機関による長期固定金利型住宅ローンの安定供給やリバースモーゲージ型住宅ローンの供給等を支援するとともに、災害復興をはじめとした地域における政策課題の解決に向けてステークホルダーと協働して取り組む等、政策実施機能の最大化を図ってきているところである。

（政策目標 1 施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る（表番号「国土交通省 2-①」）等）

一方、我が国の住生活を取り巻く現状に目を向けると、少子高齢化や地方圏の人口減少がより一層深刻化するとともに、災害の激甚化・多頻度化や高経年マンションの増加等の環境や社会ストックの変化に直面しており、それらに対応することが急務となっている。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大等に応じて生ずる経済社会活動の変化にも迅速に対応することが求められる。

こうした中、機構は、住生活基本計画（全国計画）（以下「住生活基本計画」という。）等の政府方針を踏まえ、社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、引き続き、多様な金融サービス機能を活かし、公的機関として住宅金融市場において先導的・模範的な役割を果たすとともに、ステークホルダーと協働して地域における政策課題の解決に向けて取り組むことが求められており、これらを的確に実施するためには、効率的かつ効果的な業務実施体制を引き続き確保するとともに課題解決のために人材を確保することが必要となる。

このため、機構は、業務運営の効率化を図りつつ、自主的かつ自律的な経営のもと、業務実施体制の整備及び人材の確保・育成に取り組むとともに、これまでの取組により蓄積したノウハウ等を活かし、国の政策実施機関としての機能の最大化を図るものとする。

（別添 1）政策体系図

（別添 2）法人の使命等と目標の関係

## 2. 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間とする。

## 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、住生活基本計画等に基づく施策の実現に向けて、我が国の住生活の向上を金融面から支援するため、地方公共団体、民間金融機関等との対話を継続的に行い、ニーズや要望を踏まえつつ、「一定の事業等のまとめり」として設定する証券化支援事業をはじめとする次の各事業を行うこと。

なお、各事業の実施に当たっては、民間金融機関等との適切な役割分担に留意しつつ、住宅金融市場における先導的・模範的な取組や地域と連携する取組等を特に重点的に取り組むべき業務とした上で、機構が業務を委託している機関（以下「委託機関」という。）等を含む効率的かつ効果的な業務実施体制を確保し、政策実施機能の最大化を図ること。

### （1）証券化支援事業

長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに、住宅循環システムの構築、良質な住宅ストックの形成等に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する次の取組を行うこと。

- ① 民間金融機関の円滑な資金調達を実現できるフラット35（買取型）を的確に実施するとともに、住宅金融証券化市場の整備・育成のため、安定的な資産担保証券（以下「MBS」という。）の発行やMBSのベンチマーク性の向上に向けた取組を継続して行うこと。

債券発行等に当たっては、グリーンボンドの発行等により、ESG投資ニーズのある投資家の参入を図ること。

民間金融機関による証券化を支援するフラット35（保証型）が有する課題を解決するための取組を行うとともに、取り扱う民間金融機関等のニーズに対応して、適宜適切な業務の見直しに努めること。

（指標）

- ・ フラット35（買取型）の申請件数
- ・ MBSの毎月の発行額
- ・ MBS発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド
- ・ フラット35（保証型）の取扱金融機関数
- ・ フラット35（保証型）の申請件数

- ② 災害リスクを踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い住宅・長期優良住宅等の良質な住宅の取得を支援するとともに、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化に配慮し、安心R住宅等の基礎的な情報が提供される等の既存住宅の取得を支援すること。

(定量目標)

イ 中期目標期間の最終年度までに、フラット35の申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るもののストックを30万戸以上とする。(令和2年度までの累計実績(見込み):21.9万戸)

ロ 中期目標期間の最終年度までに、フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合を25%以上(可能な限り28%)とする。(令和2年度実績(見込み):22.5%)

<目標水準の考え方>

イ フラット35の申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るもののストックに関する定量目標について、住生活基本計画の認定長期優良住宅のストック数に係る成果指標の達成に寄与するため、当該成果指標の水準等を踏まえ、フラット35における長期優良住宅の技術基準を満たす住宅のストック(申請件数の累計)を中期目標期間の最終年度までに30万戸以上とする。

ロ フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合に関する定量目標について、住生活基本計画の既存住宅流通の市場規模に係る成果指標の達成に寄与するため、当該成果指標の水準等を踏まえ、フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合を中期目標期間の最終年度までに25%以上(可能な限り28%)とする。

(指標)

- ・ フラット35リノベの申請件数

- ③ 二地域居住・移住・子育て等の地域における政策課題の解決に向けた取組について、地方公共団体とより連携を深めるとともに、他府省、政府関係機関、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力を強化すること。

(定量目標)

- ・ 中期目標期間中におけるフラット35地域連携型に新たに連携して取り組む地方公共団体数を100団体以上とする。(令和2年度までの累計実績(見込み):507団体)

<目標水準の考え方>

- ・ 前中期目標期間に引き続き、地域における政策課題の解決に向けて地方公共団体との連携を強化する必要があるため、フラット35地域連携型の活用に関心を示している地方公共団体数等を踏まえ、中期目標期間中におけるフラット35地域連携型の活用について新たに連携する地方公共団体数を100団体以上



とする。

(指標)

- ・ フラット35地域連携型のうち子育て支援に資するものの件数

- ④ 信用リスクを的確に管理した上で、国民に対して提供するサービスの質を向上させるため審査の迅速化及び高度化に努めるとともに、フラット35の不適正利用事案を踏まえ、適切に対応すること。

社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行うこと。

自然災害、新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動に対応し、返済方法の変更等により、住宅ローン利用者の継続的な返済を支援すること。

- ⑤ 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図り、住宅ローン制度の構築・支援に関する協力や相手国の人材育成支援等のコンサルティング業務等を行うとともに、証券化支援事業等を通じて得た知見を活用し、国内外の機関との情報交換や支援に努めること。

(指標)

- ・ 国内外の機関との情報交換や支援の回数

<想定される外部要因>

新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済社会活動への影響がないことを前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において考慮するものとする。

【重要度：高】

住生活基本計画等の政府方針において、機構に対して長期固定金利の住宅ローンの安定的な供給支援や長期優良住宅をはじめとする良質な住宅の供給促進、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化等が求められており、これらの施策の実現に向けて証券化支援事業は主要な役割を果たすことから、重要度は高い。

(2) 住宅融資保険等事業

民間金融機関が住宅の建設等に必要な資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受という形でリスクを分担して支援する次の取組を行うこと。

- ① 証券化支援事業等と連動して必要となる資金の供給を支援すること。

(指標)

- ・ フラット35に係るつなぎ融資への付保申請件数
- ・ パッケージ融資への付保申請件数

- ② リバースモーゲージ型住宅ローンによる高齢者の住生活関連資金の供給を支援するとともに、リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及のため、啓発活動を行うこと。

(定量目標)

- イ 中期目標期間中におけるリバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動の実施回数を400回以上とする。(前中期目標期間実績(見込み): 346回)
- ロ 中期目標期間中における住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入を20機関以上とする。(令和2年度実績(見込み): 5機関)

<目標水準の考え方>

- イ リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動に関する定量目標について、リバースモーゲージ型住宅ローンの認知度・理解度の向上、ひいては利用促進を図るため、前中期目標期間の啓発活動の実施回数を踏まえ、中期目標期間中における住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローン制度の啓発活動を400回以上実施する。
- ロ 住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入に関する定量目標について、前中期目標期間において、おおむね全国の都道府県においてリバースモーゲージ型住宅ローンの活用が可能となる環境を整備したが、顧客利便性の向上のためには取扱金融機関の更なる増加が望ましいことから、令和2年度における取扱金融機関の増加数を踏まえ、中期目標期間中における新規取扱金融機関数を20機関以上とする。

【困難度：高】

- ロ 住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの新規参入取扱金融機関数に関する定量目標については、前中期目標期間に難易度が高い目標水準として設定した定量目標(70機関)から更なる上積みを図るものであり、前中期目標期間における各金融機関への取組内容や各年度の取扱金融機関増加数の推移に鑑みても、達成は容易でないため、困難度が高い。

(指標)

- ・ リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数
- ・ リ・バース60の認知度

- ③ 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化等を図るために、買取再販事業者向け融資等による住宅政策上必要な資金の供給を支援すること。

(指標)

- ・ 買取再販事業者向け融資への付保申請件数

④ 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、信用リスクの管理等を適切に行いつつ、家賃債務保証保険業務を的確に行うこと。

⑤ 保険金の支払審査を的確に行うとともに、保険金を支払った債権については民間金融機関と連携しながら的確な回収に努めること。

地域における政策課題の解決に向けた取組について、地方公共団体とより連携を深めるとともに、他府省、政府関係機関、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力を強化すること。

社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行うこと。

#### <想定される外部要因>

新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済社会活動への影響がないことを前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において考慮するものとする。

#### (3) 住宅資金融通等事業

住宅政策上重要でありながら、民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完するため、丁寧な審査を行いつつ、各地域において地方公共団体、民間金融機関等のステークホルダーとのネットワークを活かし、協働して次の取組を行うこと。

なお、取組に当たっては、民間金融機関等との適切な役割分担に留意すること。

① 東日本大震災をはじめとして全国各地で頻発する自然災害からの復興を支援するため、発災時には災害復興住宅融資等を実施するとともに、返済方法の変更等により、被災者の継続的な返済を支援すること。

(指標)

- ・ 国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数

② 大規模な自然災害への予防を支援するため、地すべり等関連住宅融資等を実施するとともに、地方公共団体、地域金融機関等に対し、自然災害発生に備えた体制整備についての的確に支援すること。

安全な住宅・住宅地の形成等の施策の実現に資するよう、耐震改修工事等に対するリフォーム融資を行うこと。また、住宅のエネルギー消費性能の向上に資するよう省エネ改修工事に対するリフォーム融資を行うこと。

③ マンションの適切な維持管理や建替え・改修の促進のため、機構がこれまで培ってきたノウハウを活かし、地方公共団体、民間金融機関、マンション管理業界団体等と連携した取組を行うとともに、マンション管理組合向け債券であるマンションすまい・る債の発行を通じて修繕積立金の計画的な積立てを支援するほか、マンション共

用部分リフォーム融資、まちづくり融資等による建替え等の支援を行うこと。

(定量目標)

- ・ 中期目標期間中におけるマンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数を7,200組合以上とする。(前中期目標期間実績：6,966組合)

<目標水準の考え方>

- ・ 住生活基本計画においてマンションの長寿命化に向けた適切な維持管理を促進するとされていることを踏まえ、マンションすまい・る債の発行を通じてマンション管理組合の計画的な修繕積立金の積立てを支援することとし、前中期目標期間の実績を踏まえ、中期目標期間中における活用組合数を7,200組合以上とする。

【困難度：高】

- ・ マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数に関する定量目標については、マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数が低減傾向にあるなかで前中期目標期間の実績を大きく上回る水準として設定しており、かつ、前中期目標期間においてもマンション管理業界団体や地方公共団体等と連携してマンションすまい・る債の推進に取り組んできたこと、足下においては新型コロナウイルス感染症拡大に伴いマンション管理組合の合意形成が困難となっていることに鑑みても、達成は容易でないため、困難度が高い。

- ④ 子どもを産み育てやすく良質な住宅や高齢者が健康で安心して暮らせる住宅の整備等の施策の実現に資するよう、災害リスク等を踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い子育て世帯向け賃貸住宅融資を行うとともにサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を踏まえて行うこと。

(指標)

- ・ サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の融資承認件数

- ⑤ 証券化支援事業及び住宅資金融通等事業の対象となる住宅ローンの利用者が死亡した場合等に相続人に弁済の負担をさせることのないよう、団体信用生命保険業務を的確に行うこと。

- ⑥ 既往債権管理業務においては、返済困難者に対する返済条件の変更等のきめ細やかな対応により新規の延滞発生を抑制を図るなど、債権管理・回収を的確かつ効率的に行うこと。

廃止前の住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）等に基づく賃貸住宅融資については、借受者等に賃貸条件の制限を遵守させるための取組を継続的に実施すること。

- ⑦ 勤労者の計画的な財産形成を促進するため、財形住宅融資を的確に行うこと。

- ⑧ 地域における政策課題の解決に向けた取組について、地方公共団体とより連携を深めるとともに、他府省、政府関係機関、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力を強化すること。

社会経済情勢に対応した調査研究を行い、地方公共団体等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行うこと。

新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動に対応し、返済方法の変更等により、住宅ローン利用者の継続的な返済を支援すること。

#### <想定される外部要因>

新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済社会活動への影響がないことを前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において考慮するものとする。

### 4. 業務運営の効率化に関する事項

#### (1) 業務改善の取組

「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に示した目標を達成するに当たり、独立行政法人会計基準（令和2年3月26日改訂）を踏まえ、PDCAサイクルによる取組等を通じて、業務実績・活動の把握や成果の向上に向けた業務の改善及び業務の効率化に取り組むこと。

- ① 一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、令和2年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに2.5%以上削減すること。
- ② 証券化支援業務に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均を0.15%以下とするように努めること。
- ③ 直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の融資した住宅ローンの年間平均貸出債権残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均を0.52%以下とするように努めること。

#### (2) 適切な経営資源の配分

「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に示した目標の達成に向けて事業を実施するため、より効果的な組織体制の整備が行われるよう、適切な経営資源の配分に努めること。

### (3) 調達方法の見直し

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施するとともに、その趣旨を踏まえ、契約等の公正性・透明性を確保するよう努めること。

### (4) 人件費管理の適正化

専門的な金融技術等、多様な金融サービスを適切に提供するために必要な能力を有する人材を確保し、定着させ、その能力を十分に発揮させることが必要であることに鑑み、国家公務員、民間企業、他の政策金融機関の給与水準等を考慮しつつ独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）に示された信賞必罰の考え方の下、法人の業務実績や役職員の勤務成績を給与等に反映することにより、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげること。

また、国民の理解と納得が得られるよう給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表することにより、透明性の向上に努めること。

### (5) デジタル化の推進

機構、委託機関等の業務運営の合理化及び効率化に資するIT基盤の整備を引き続き図るとともに、国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を目指した取組として、デジタル化を計画的に推進すること。また、金融機関として十分なセキュリティ対策を講じた上で、保有データを活用したサービス提供等に努めること。

なお、IT基盤の整備に当たっては、IT技術の高度化に対応し、金融市場で業務を行う機関として必要な水準の確保に努めること。

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

## 5. 財務内容の改善に関する事項

健全な財務内容の維持に努めるとともに、住生活基本計画等で示された機構への政策的な期待・要請に応えるため、必要な経営資源を機動的に投入すること。

リスク管理を徹底し、財務上の必要な措置を講じつつ国庫納付を適切に行うよう努めるとともに、各業務を効果的かつ効率的に行い、その結果として利益が生ずる場合は、その利益を活用して社会経済情勢の変化に対応した業務を試行的に実施するなど、政策実施機関として求められる業務に有効に活用すること。

### (1) 安定的かつ効率的な資金調達

投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら、安定的かつ効率的な市場からの資金調達に努めるものとし、緊急性の高い災害復興住宅融資等の災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存しないこと。

## (2) リスク管理の徹底

- ① 信用リスク、ALMリスク等を的確に管理することにより、民間金融機関並みのリスク管理の徹底を図ること。また、金融検査マニュアルの廃止を踏まえ将来を見据えたリスク管理に取り組むとともに、外部の知見も活用し、リスク管理の高度化に努めること。

なお、既往債権管理勘定においては、財政融資資金の償還を着実にを行うため、必要な措置を講ずること。

- ② 的確な債権管理業務を行うことにより、とりわけ機構における財務上の影響が大きい証券化支援事業及び既往債権管理業務においては、その管理を徹底すること。

なお、債権管理業務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動やこれらに関する政府方針等に十分留意し、柔軟に条件変更を行うなど債務者に寄り添って丁寧に対応すること。また、新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動が収束し、政府方針等の要請による柔軟な条件変更等を行う必要がないと認められる場合は、年度計画においてリスク管理債権に関する定量目標を設定し、リスク管理債権の抑制に努めること。

(指標)

- ・ 証券化支援事業における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率
- ・ 既往債権管理業務におけるリスク管理債権の残高

## (3) 決算情報・セグメント情報の公表

財務内容等の透明性を確保し、機構の活動内容を国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、一定の事業等のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を公表すること。

## (4) 保有資産の見直し

保有資産については、保有の必要性について不断の見直しを行うこと。

## 6. その他業務運営に関する重要事項

### (1) 内部統制

内部統制の体制は、住宅・金融の両市場で業務を行うためには不可欠なものであることから、理事長のリーダーシップに基づく適切なガバナンスを行うとともに、内部統制システムの的確な整備及び監事機能の実効性の向上に努めること。

また、過去の不適正事案を踏まえたコンプライアンスの取組を徹底すること。

## (2) リスク管理

『独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備』について（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施すること。

また、災害の激甚化・多頻度化や新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ緊急時における業務実施体制やシステム基盤等の整備を図ること。

## (3) 広報・情報公開の推進

機構の業務に対する国民の理解を深めるため、情報発信や広報活動の一層の充実に取り組むとともに、その効果の検証に努めること。また、業務の透明性を確保するため、情報公開を積極的に推進すること。

## (4) 顧客保護

顧客からの相談、苦情等に適切に対応し、制度・運用の見直しにつなげるとともに、高齢化等社会経済情勢の変化を踏まえ、適切に顧客説明を行うことにより、顧客保護を徹底すること。

## (5) 情報管理

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第 140号）及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な対応を行うこと。

## (6) 情報セキュリティ

内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）策定の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に基づき、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施すること。

また、役職員の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図ること。

## (7) 業務実施体制の整備

委託機関等が融資審査、債権管理、顧客保護、情報管理・情報セキュリティ対策、コンプライアンス等の取組を適切に行うための措置を講ずること。

併せて、将来を見据えた委託機関等を含む効率的かつ効果的な業務実施体制の確保に向けた検討を進めること。

## (8) 人事管理

金融機関として求められる内部統制やリスク管理を行う必要があり、証券化支援事業をはじめとする多様な金融サービスを適切に実施するため、専門的な金融技術や金融業務に係る能力を有する人材のほか、民間金融機関とのネットワーク基盤等のIT技術、



住宅の質向上に資する技術を有する人材等を確保・育成するための「人材の確保・育成に関する方針」を策定すること。

人材の確保・育成に当たっては、外部組織との人材交流、外部人材の活用等に努めるとともに、機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるための研修等を行うこと。

併せて、多様な人材を確保するため、女性活躍や働き方改革の推進に取り組むとともに、ライフスタイルの変化等に対応した役職員一人ひとりが働きやすい職場づくりを目指し、テレワーク等を含めた勤務環境・体制の整備、育児・介護等との両立のための支援等を行うこと。

# (新) 独立行政法人住宅金融支援機構に係る政策体系図 (案) 別添1

## 主な政府方針

住生活基本法に基づく住生活基本計画（全国計画） 等

## 機構が果たすべき役割

- 民間金融機関等との適切な役割分担に留意しつつ、強みである多様な金融サービス機能を活かし、
- 公的機関として先導的な役割を果たす
  - ステークホルダーと協働して地域における政策課題の解決に向けて取り組む

## 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 証券化支援事業

○ 長期固定金利の住宅資金を全国でまわす

- R4年3月の独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令改正を受けて、「災害予防への融資」を明記
- 「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」を踏まえ『脱炭素社会の実現に向けた住宅の省エネ改修への融資』を追加し、『災害リスク、地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を踏まえた、サービス付き高齢者向け賃貸住宅への融資』を割愛

等

### 住宅融資保険等事業

○ リバースモーゲジ型融

等

### 住宅資金融通等事業

- 被災住宅再建への融資、住宅ローン返済中の被災者への支援、災害予防への融資
- 脱炭素社会の実現に向けた住宅の省エネ改修への融資
- 老朽化マンションの建替え・改修への融資
- 災害リスク等を踏まえた省エネ性の高い子育て世帯向け賃貸住宅への融資

等

## 業務運営の効率化・財務内容の改善に関する事項等

- 人件費、公租公課、デジタル関連経費等を除く一般管理費を、令和6年度までに2.5%削減
- 国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等のためのデジタル化の推進、保有データを活用したサービス提供等

# (旧) 独立行政法人住宅金融支援機構に係る政策体系図

別添1

## 主な政府方針

住生活基本法に基づく住生活基本計画（全国計画）等

## 機構が果たすべき役割

- 民間金融機関等との適切な役割分担に留意しつつ、強みである多様な金融サービス機能を活かし、
- 公的機関として先導的な役割を果たす
  - ステークホルダーと協働して地域における政策課題の解決に向けて取り組む

## 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 証券化支援事業

- 長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給（フラット35の着実な実施）
- 安心R住宅等の既存住宅の取得支援
- 災害リスクを踏まえた長期優良住宅等の取得支援
- 二地域居住・移住、子育て等の地域政策について地方公共団体等との連携強化
- 新型コロナウイルス感染症の拡大等により住宅ローンの支払が困難となった者への支援

等

### 住宅融資保険等事業

- リバースモーゲージ型融資等の資金供給支援
- 家賃債務保証保険の実施

等

### 住宅資金融通等事業

- 被災住宅再建への融資、住宅ローン返済中の被災者への支援
- 老朽化マンションの建替え・改修への融資
- 災害リスク等を踏まえた省エネ性の高い子育て世帯向け賃貸住宅への融資
- 災害リスク、地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を踏まえた、サービス付き高齢者向け賃貸住宅への融資

等

## 業務運営の効率化・財務内容の改善に関する事項等

- 人件費、公租公課、デジタル関連経費等を除く一般管理費を、令和6年度までに2.5%削減
- 国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等のためのデジタル化の推進、保有データを活用したサービス提供等

等 731

環政総発第 2206272 号  
令和 4 年 6 月 27 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

環 境 大 臣  
山 口 壯  
(公 印 省 略)

環境大臣が所管する国立研究開発法人国立環境研究所の中長期目標の変更について（諮問）

標記について、別紙の通り定めることとしたいので、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 第 3 項の規定に基づき、独立行政法人評価制度委員会の意見を求めます。

担当者連絡先

部 署 名： 大臣官房総合政策課環境研究技術室

担当者名： 五反田豊、小田哲也

T E L： 03-5521-8238

E - m a i l： YUTAKA\_GOTANDA@env. go. jp

TETSUYA\_ODA@env. go. jp

国立研究開発法人国立環境研究所の中長期目標の新旧対照表

(主務府省：環境省 )

改正後	改正前
<p>&lt;中長期目標&gt;                      国立研究開発法人国立環境研究所の達成すべき業務運営に関する目標<b>案</b></p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所の達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）を次のとおり定める。</p> <p>令和 3 年 3 月 2 日  <b>変更</b> 令和 年 月 日</p> <p>(略)</p> <p><b>第 4 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p>通則法第 35 条の 4 第 2 項第 3 号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>2. 業務の電子化に関する事項</b></p> <p>「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）や「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」<b>(令和 3 年</b></p>	<p>&lt;中長期目標&gt;                      国立研究開発法人国立環境研究所の達成すべき業務運営に関する目標</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所の達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）を次のとおり定める。</p> <p>令和 3 年 3 月 2 日</p> <p>(略)</p> <p><b>第 4 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p>通則法第 35 条の 4 第 2 項第 3 号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>2. 業務の電子化に関する事項</b></p> <p>「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）や「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」<b>(平成 30 年</b></p>

改正後	改正前
<p data-bbox="174 225 1115 395"><u>9月10日、デジタル社会推進会議幹事会決定</u>等を踏まえ、<u>デジタル技術等を活用した業務の効率化のため以下の取組を行う。その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</u></p> <p data-bbox="192 456 1115 807"> (1) 国環研の「基幹情報システム」について、適切な管理・運用を行うとともに、見直しが必要な場合には横断的な連携による情報の利活用を推進しつつ、クラウド利用を含めた検討を行う。  (2) 業務の効率化に資するため、研究関連情報データベースや情報共有ツールについて、必要な見直しを行いつつ、適切に運用する。  (3) デジタル技術を活用した電子決裁やペーパーレス会議、Web会議を推進し、業務の効率化をはじめ、経費の節減、テレワークによる働き方改革及び感染症影響下等における業務継続に資する環境を提供する。 </p> <p data-bbox="192 871 241 903">(略)</p>	<p data-bbox="1133 225 2074 304"><u>6月7日、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定</u>等を踏まえ、<u>情報技術等</u>を活用した業務の効率化のため以下の取組を行う。</p> <p data-bbox="1151 456 2074 807"> (1) 国環研の「基幹情報システム」について、適切な管理・運用を行うとともに、見直しが必要な場合には横断的な連携による情報の利活用を推進しつつ、クラウド利用を含めた検討を行う。  (2) 業務の効率化に資するため、研究関連情報データベースや情報共有ツールについて、必要な見直しを行いつつ、適切に運用する。  (3) デジタル技術を活用した電子決裁やペーパーレス会議、Web会議を推進し、業務の効率化をはじめ、経費の節減、テレワークによる働き方改革及び感染症影響下等における業務継続に資する環境を提供する。 </p> <p data-bbox="1151 871 1200 903">(略)</p>

国立研究開発法人国立環境研究所の達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）のうち国立研究開発法人国立環境研究所に係る評価軸及び評価指標等 新旧対照表

改正後			改正前		
	評価軸	指標		評価軸	指標
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<b>第4 業務運営の効率化に関する事項</b>			<b>第4 業務運営の効率化に関する事項</b>		
1. 業務改善の取組に関する事項			1. 業務改善の取組に関する事項		
(略)			(略)		
2. 業務の電子化に関する事項	<p>○PMOの設置及び支援は適切に実施されているか</p> <p>○デジタル技術等を活用した各種業務（研究業務除く）の効率化は適切に実施されているか</p> <p>○デジタル技術等を活用した研究業務の効率化は適切に実施されているか</p> <p>○WEB会議システム等の導入により業務の効率化は図れたか</p>	<p>・PMOの設置状況</p> <p>・PMOによる支援実績</p> <p>・イントラネット等、所内ネットワークシステムの管理・運用状況</p> <p>・人事・給与システム、会計システム等の業務システムの管理・運用状況 等</p> <p>・研究関連データベースの運用状況</p> <p>・電子ジャーナルシステムの利用促進状況等</p> <p>・電子決裁の導入・管理・運用状況</p> <p>・WEB会議システムの導入・運用状況 等</p>	2. 業務の電子化に関する事項	<p>○情報技術等を活用した各種業務（研究業務除く）の効率化は適切に実施されているか</p> <p>○情報技術等を活用した研究業務の効率化は適切に実施されているか</p> <p>○WEB会議システム導入により業務の効率化は図れたか</p>	<p>・イントラネット等、所内ネットワークシステムの管理・運用状況</p> <p>・人事・給与システム、会計システム等の業務システムの管理・運用状況 等</p> <p>・研究関連データベースの運用状況</p> <p>・電子ジャーナルシステムの利用促進状況等</p> <p>・電子決裁の導入・管理・運用状況</p> <p>・WEB会議システムの導入・運用状況 等</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

## 国立研究開発法人 国立環境研究所の達成すべき 業務運営に関する目標案

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所の達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）を次のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 日

変更 令和 年 月 日

### 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

#### 1. 国の政策体系上の国立環境研究所の位置付け

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「国環研」という。）は、我が国の環境科学における中核的研究機関であり、その活動は、国の環境政策への科学的、技術的基盤を提供するとともに、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 30 条において国が環境の保全に関する科学技術の振興のために講ずべきとされる「研究開発の推進及び成果の普及、研究者の養成」等について、環境研究・技術開発の面から、大きく貢献してきた。

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）により平成 27 年 4 月より国立研究開発法人となった国環研は、前述の役割を踏まえつつ、今後も、活動の成果が環境政策への貢献や社会実装を通じ、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、研究開発等を推進してゆく。

#### 2. 国立環境研究所の役割（ミッション）

国環研は、通則法第 2 条第 3 項に基づき、国立研究開発法人として、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することとされている。

また、国環研は、国立研究開発法人国立環境研究所法（平成 11 年法律第 216 号。以下「国環研法」という。）第 3 条に基づき、「地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下「環境の保全」という。）に関する調査及び研究を行うことにより、環境の保全に関する科学的知見を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図ること」を目的として、国環研法第 11 条に基づく次の業務を行うこととされている。

① 環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研



究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究（国環研法第 11 条第 1 項第 1 号。以下「環境研究に関する業務」という。）。

② 環境の保全に関する国内及び国外の情報の収集、整理及び提供（国環研法第 11 条第 1 項第 2 号。以下「環境情報の収集、整理及び提供に関する業務」という。）。

③ 気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号。以下「適応法」という。）第 11 条第 1 項に関する業務（国環研法第 11 条第 2 項。以下「気候変動適応に関する業務」という。）。

### **3. 国の政策・施策・事務事業との関係**

中長期的に目指すべき社会像の実現に向けて、今後 5 年間で重点的に取り組むべき環境分野の研究・技術開発の課題等についてとりまとめた「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和元年 5 月 21 日環境大臣決定。以下「推進戦略」という。）において、国環研は、我が国の環境科学分野において牽引的な役割を担い続けるとともに、環境政策の決定において有効な科学的知見を提示し、政策の具体化、実施の場面においても科学的側面からリーダーシップを発揮することが期待されている。

具体的には、環境研究の中核的研究機関として、環境・経済・社会の総合的向上をも見据えた統合的な研究の先導、社会実装につながる研究開発の推進、外部機関との連携・協働、研究開発成果のアウトリーチ、国際的な連携の推進に取り組むべきとされている。

### **4. 国の政策等の背景となる国民生活・社会経済の状況**

現在、世界では途上国を中心に急速な人口増加、温室効果ガスの排出増加が続き、環境の状況も悪化し、持続可能性が低下している。我が国は、人口減少の局面を迎え、少子高齢化、働き手不足、財政赤字、経済の停滞・産業の空洞化等社会的状況は厳しさを増している。また、日本を含む世界各地で多くの異常気象や気象災害が報告されており、気候変動の影響が指摘されているものもある。気候変動の影響は、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然災害・沿岸域、自然生態系、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活と広範な分野で深刻化することが予測されている。

国連持続可能な開発サミットで持続可能な開発目標（SDGs）が提示され、気候変動枠組条約締約国会議でパリ協定が採択されたことも踏まえて、第五次環境基本計画、環境研究・環境技術開発の推進戦略が策定され、地域での SDGs の実

現を目指す地域循環共生圏と第5期科学技術基本計画の掲げる Society 5.0 の一体的実現を目指すことが求められる。特に、今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、感染拡大が経済・社会・環境に与えた影響を総合的・定量的に把握し、これらを踏まえ、多様なリスクに対応する持続可能性と強靱性を併せ持つ社会やライフスタイルのあり方を提示することが喫緊の課題となっている。

これらの課題に対応するには、従来の取組の延長ではない大胆なイノベーションにより、経済社会システムを大きく変革していくことが求められるため、環境大臣直属の『選択と集中』実行本部を設置し議論してきたところ、令和2年8月に公表した報告で、気候危機への対応を見据えたウイズコロナ・ポストコロナ社会において、環境省は「経済社会のリデザイン（再設計）」に向け、脱炭素社会への移行、循環経済への移行、分散型社会への移行という3つの移行を統合的に進めることとした。

また、令和2年10月、菅内閣総理大臣は、所信表明演説において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラルを目指すことを宣言した。「グリーン社会の実現」が、「デジタル社会の実現」と並び、政権の中心課題に位置付けられるとともに、「もはや、温暖化への対応は経済成長への制約ではなく、積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらす、大きな成長につながるという発想の転換が必要」であることがうたわれた。また、小泉環境大臣は、同年11月の所信表明演説において、環境省として、グリーン社会の実現に積極的に取り組むことを改めて表明した。

個別分野については、適応法に基づく気候変動適応に関する業務として、従前からの緩和策だけでなく、適応策の取組の推進を図るための科学的知見の創出や情報基盤の充実、取組手法の開発等が期待されている。資源循環関係では、第四次循環型社会形成推進基本計画の中で、災害廃棄物の再資源化や利活用等を支える研究・技術開発、災害廃棄物処理体制を構築する地方公共団体等に技術的知見を提供し、人材育成等の支援を行うことが期待されている。令和元年6月のG20首脳宣言として「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、この実現に向けて、海洋プラスチックの科学的知見の充実・強化が求められている。また、生物多様性関連では愛知目標に続く次期目標（ポスト愛知目標）について、化学物質関係では国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）に続く次期国際枠組みについて、それぞれ令和2年以降の取組についての議論が進められている。

また、今般の新型コロナウイルスを始め、人獣共通の新興感染症の7割以上が野生生物由来とされ、今後、野生生物における新興感染症の監視やリスク評価が

重要となってくるものと思われる。野生生物を対象としたサーベイランスにおける国環研への期待・役割はこれまで以上に高まることが考えられる。

国環研においては、こうした環境、経済、社会の状況を踏まえ、環境問題の現状を把握し、未来の社会の姿を予見するため、観測・計測、現象解明等に関する研究から、影響の評価、問題の同定・解決・緩和・適応のための具体的方策の提示及び最先端の環境技術の社会実装まで、環境科学研究分野全体を俯瞰した総合的な取組を実施する必要がある。

## **5. 過去からの法人の活動状況**

国環研は、昭和49年（国立公害研究所として発足。）の設立以来、幅広い環境研究に学際的、総合的に取り組む研究所として広範な研究を推進し、環境問題の解決に資する情報の発信や環境政策への科学的知見の提供を通じ、行政や社会に貢献してきた。時代の経過とともに、公害研究から、地球温暖化、資源循環、生態系の保全を視野に入れた自然環境保全等の多様な環境問題への対応を、社会や行政から強く求められる中、国環研の研究体制は、環境研究の柱となる基盤的研究を行う部門と社会のニーズに対応した課題に取り組むための重点的研究部門とで構成され、研究が進められてきた。また、平成23年3月の東日本大震災の発生直後から、長年にわたり培ってきた環境研究の蓄積をもとに、国や地方自治体と連携・協働して、原発事故後の環境回復や様々な被災地支援の災害環境研究に取り組んできた。

第4期中長期目標期間においては、5つの課題解決型研究プログラムと3つの災害環境研究プログラムを設定し、重点的に取り組むべき課題へ統合的に取り組んできた。さらに、平成30年12月に気候変動適応センターを設立し、適応法により位置付けられた国環研の新たな業務を実施してきた。また、大型の研究事業や基盤的調査・研究や基盤整備を着実に行ってきた。それらの成果は、例えば、農薬取締法改正につながる農薬生態リスク評価や、地方公共団体や地域気候変動適応センターのニーズに添った技術支援等を実施する等の我が国の環境政策に大いに貢献するとともに、「アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）」の公開、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書へ研究成果が引用される等、国際的な貢献も大きい。

また、平成28年度に福島支部を、平成29年度に琵琶湖分室を開設し地域協働型の研究も進めており、地域の環境回復・創生にも貢献している。

今後も、環境に関する様々な課題の解決のため、国環研の特長である、自然科学から人文社会科学までの環境科学分野全体を俯瞰した広範囲な研究、基礎か

ら政策貢献・社会実装を目指した応用までの総合的研究を推進し、設立以来培ってきた国内外の信頼に基づく密な研究ネットワークを更に発展・充実させることが重要である。

一方で、将来的な研究活動の持続性の観点から、「局所型」環境汚染から現在の「地球型」環境問題へと扱う課題は複雑化・多様化し、さらに環境・経済・社会の統合的解決という学際性がより強く求められ、対応すべき範囲の広がりとともに、成果のアウトリーチの充実、環境に関する意識啓発を含めた社会への発信、政策貢献・社会貢献を通じた社会実装等、社会とより近い接点を持ったところでの研究展開も求められており、これに応える体制強化が必要である。

## **(別添 1) 国立研究開発法人国立環境研究所に係る政策体系図等**

### **第 2 中長期目標の期間**

通則法第 35 条の 4 第 2 項第 1 号の中長期目標の期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とする。

### **第 3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項**

通則法第 35 条の 4 第 2 項第 2 号の研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

第 5 期中長期目標期間においては、国環研法第 11 条に基づく国環研の主要な業務である「環境研究に関する業務」、「環境情報の収集、整理及び提供に関する業務（研究成果の普及を含む）」及び「気候変動適応に関する業務」を一定の事業等のまとまりと捉え、目標を設定し、1. (2) 及び 3. を重要度「高」と設定して集中して取り組むこととする。

なお、評価にあたっては、別添 2 の評価軸及び評価指標等に基づき、総合的な判断により、評価・評定を実施するものとする。

#### **1. 環境研究に関する業務**

環境研究に関する業務については、第 5 期中長期目標期間においては、以下の事項に取り組むものとする。

- (1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進
- (2) 環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進

- (3) 国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進
- (4) 国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進

また、環境研究に関する業務を実施するために、環境省の政策体系との対応を踏まえつつ、環境研究の柱となる6つの分野(①～⑥)と長期的に体系化を目指す2つの分野(⑦、⑧)を設定する。環境研究の基盤として不可欠な環境計測は、各分野での研究と一体的・分野横断的に推進する。

なお、分野を超えた連携により取り組むべき課題への対応は、後述する戦略的研究プログラムで行う。

#### ① 地球システム分野

地球表層を構成する大気・海洋・陸域における物理・化学プロセスと生物地球化学循環の解明、人間活動の影響を受けた地球環境変動とそのリスクの将来予測、その基礎となる現象や気候変動関連物質の観測とデータ利活用、これらに必要となる計測技術の開発やモデリング手法の開発等、地球表層システムの理解と地球環境保全のための調査研究。

#### ② 資源循環分野

社会経済活動に伴って利用される物質を資源性・有害性の両面からとらえ、資源から廃棄物に至るライフサイクル全体を通じた物質のフロー、ストック、循環の実態把握・影響評価、将来予測環境負荷の低減や資源効率の向上に資する管理方策の提案等を行うための調査研究。物質の循環的利用、廃棄物の適正な処理・処分、環境の修復・再生のための技術・システムの開発と発展途上国等への適合化のための調査研究。

#### ③ 環境リスク・健康分野

化学物質等の環境中の有害因子に関し、将来世代を含むヒトの健康及び生態系への影響の解明、有害因子の同定、影響機序の解明、環境中動態の解明、曝露経路の解明、試験法・測定法・予測手法の開発、環境リスクの評価及び管理手法等の人の健康の確保と生態系の保全のための調査研究。

#### ④ 地域環境保全分野

都市からアジアまでの多様な空間スケールを対象として、大気・水・土壌等の環境の構成要素における物質の動態と影響の解明、基礎となる計測・分析手法の開発、負荷低減や環境修復・再生・保全技術の開発、地域環境の管理や将来計画のための評価手法開発等、地域環境の総合的な保全や課題解決

のための調査・研究・技術開発。

⑤ 生物多様性分野

多様な生物とそれを取り巻く環境からなる生態系の構造、機能、これらの関係の解明、人が生態系から受ける恩恵と人間活動が生物多様性・生態系に及ぼす影響・リスクの解明・評価等、様々な空間及び時間スケールにおける生物多様性の保全と持続可能な利用のための調査研究。

⑥ 社会システム分野

社会・経済活動と様々な分野の環境問題との関わりを統合的に解明する理論と数理モデルや社会調査等の手法の開発、環境と経済の調和した持続可能な社会のビジョンとその実現のためのシナリオ・ロードマップ、関係者との協働を交えた具体的な対策・施策の提案等、持続可能な社会システムへの転換のための調査研究。

⑦ 災害環境分野

福島第一原子力発電所事故を含む東日本大震災等の災害から得た経験知を踏まえた、被災地での中長期的な環境影響の実態把握・評価、地域との協働を交えた被災後の環境回復・環境創生のための実践的研究、将来の大規模災害に備えた強靱で持続可能な地域社会構築のための研究等、災害環境学の確立を目指した調査研究。

⑧ 気候変動適応分野

諸分野における過去から現在に至る観測値の変化等に基づく気候変動の影響の検出、気候変動の寄与度の推定、気候変動影響予測手法の開発・高度化、気候・社会経済シナリオに基づく影響予測の実施、適応策の戦略的推進のための施策の提案等、気候変動の適応推進に係る業務を科学的に支援するための調査研究。

**(1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進**

推進戦略で提示されている重点的に取り組むべき課題に対応するため、8つの戦略的研究プログラム（気候変動・大気質、物質フロー革新、包括環境リスク、自然共生、脱炭素・持続社会、持続可能地域共創、災害環境、気候変動適応）を設定し、環境研究の中核機関として、従来の個別分野を超えた連携により、統合的に研究を推進するものとする。

## ○各戦略的研究プログラム

推進戦略で提示されている中長期的に目指すべき社会像の実現に向け、「統合領域」、「気候変動領域」、「資源循環領域」、「自然共生領域」及び「安全確保領域」の各領域において、今後5年間で重点的に取り組むべき研究・技術開発課題（重点課題）が設定されているところ、これに対して、実行可能・有効な課題解決に繋がる8つの戦略的研究プログラムを実施する。各研究プログラムの実施にあたってはSDGsとパリ協定を踏まえた地球規模の持続可能性と、地域における環境・社会・経済の統合的向上の同時実現を図るため、複数の研究分野の連携・協力により統合的・分野横断的なアプローチで実施するとともに、国内外の関連機関・研究者・ステークホルダー等との連携体制のもと取り組むものとする。特に気候危機問題に関しては、複数の関係プログラムで構成する「気候危機対応研究イニシアティブ」を設定して連携の下で一体的に推進する。なお、⑧気候変動適応研究プログラムについては、3. 気候変動適応に関する業務の中で実施し、評価する。

また、福島県の環境の回復・創造と将来の災害に備えるための災害環境研究プログラムについては、福島県三春町の「環境創造センター」に設置した地方拠点を中心に、福島県及び日本原子力研究開発機構（JAEA）等と連携しつつ、更に継続・発展させる。

なお、各戦略的研究プログラムにおける具体的な研究課題については、推進戦略の重点課題を考慮しつつ中長期計画に、課題ごとの達成目標、時期及びマイルストーンを明記するものとする。

### ① 気候変動・大気質研究プログラム

推進戦略に基づき、気候・大気質変動に関する現象と要因の解明、統合的な観測及び監視、モデルによる再現及び予測並びに緩和策の効果検証に取り組む。

具体的には、地球観測データの複合利用により、全球規模における温室効果ガス吸収・排出量の推計システムを構築するとともに、地域・国・都市規模における人為起源の温室効果ガス及び短寿命気候強制因子の排出量の評価の方法論を確立し、定量的評価を行って、気候や大気質の変動の再現や将来予測を高精度に行う。

これらの取組により、パリ協定の目標達成度を測るグローバル・ストッ

クテイクや温室効果ガス・短寿命気候強制因子の国別排出量の推計及び検証等、世界の気候変動に関する政策決定に必要な科学的基盤を提供し、地球の気候と大気質を安定化させる 2°C (1.5°C) 目標の実現に貢献する。

#### ② 物質フロー革新研究プログラム

推進戦略に基づき、資源の持続的利用に向けたライフサイクル全体を通じた評価と改善に係る研究に取り組む。

具体的には、多様な経済主体間の連鎖的な物質利用を経済社会の物質フローとして観察し、資源採掘から再生・廃棄に至る物質のライフサイクル全体を通じた社会蓄積と環境排出に着目し、地球環境と人類社会の健全化の実現に向けた物質フローの重要な変革要素を解明し、その対策評価を行う。

これらの取組により、物質フローの転換経路を解明する科学的知見を総合的に集積し、資源生産性の向上に貢献するとともに、物質ライフサイクルに関わる多様な経済主体が物質フローの長期革新戦略を講じる潮流を社会に築くことを支援する。

#### ③ 包括環境リスク研究プログラム

推進戦略に基づき、化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進に係る研究に取り組む。

具体的には、人間活動に起因する化学物質の大部分を評価・管理するため、対象物質を製造・使用されている全懸念化学物質に広げることを目指すとともに、脆弱な集団や生活史の考慮、包括的計測・数理モデル群の高度化等により、これまで定量化が困難であった影響・リスクの評価を行う。

これらの取組により、包括的な健康リスク指標及び生態リスク指標の構築に貢献するとともに、リスク評価に関する事業等を通じて環境省等が実施する化学物質等の汚染要因の管理方策の策定・改正に貢献する。

#### ④ 自然共生研究プログラム

推進戦略に基づき、生物多様性の保全に資する対策及び生態系サービスの持続的な利用に関する研究・技術開発に取り組む。

具体的には、自然共生社会構築に不可欠な、生物多様性の保全とその持続的利用に関する研究を行う。

これらの取組により、生物多様性の主流化及び行動変容等の社会変革をうながし、生物多様性の保全と利用の相乗効果による自然資本の向上を目指す。生物多様性条約のポスト 2020 年目標及び次期生物多様性国家戦略



への貢献とともに、利用に関して地域資源の持続的利用の観点で地域循環共生圏への貢献を行う。

#### ⑤ 脱炭素・持続社会研究プログラム

推進戦略に基づき、持続可能な社会の実現に向けたビジョン・理念の提示、ビジョン・理念の実現に向けた研究、気候変動の緩和策に係る研究に取り組む。

具体的には、世界からアジアを中心とした国レベルを対象に、脱炭素で持続可能な社会を実現する中長期的なロードマップの開発を行う。

これらの取組により、脱炭素で持続可能な社会を実現するための長期的な要件を地球規模で明らかにするとともに、それを実現するためにアジアを中心とした国レベルで必要となる取り組みや制度を、現状の多様な発展段階や世代間衡平性も踏まえて定量的、叙述的に明らかにし、脱炭素で持続可能な社会の実現に向けた取り組みの支援に貢献する。

#### ⑥ 持続可能地域共創研究プログラム

推進戦略に基づき、持続可能な社会の実現にむけて、地域の評価手法・評価指標、シナリオづくり、価値観やライフスタイルの変革に関する研究に取り組む。

具体的には、持続可能な社会を実現する実施主体としての地方自治体、地域住民等地域のステークホルダーと協働して、地域課題を特定し、人文、社会、自然科学的知見に基づき、共創的で持続可能な地域社会実現のための方策の構築と、その実施に向けた支援のあり方の検討を行う。

これらの取組により、国内の地域社会を対象として、自治体等ステークホルダーと協働し、持続可能な地域社会実現のための課題解決の方策を科学的知見に基づき共創的に構築し、地域社会において実現可能な制度として定着することを目指した支援のあり方を明らかにする。その結果として地域における持続可能社会実現を促進させることを目指す。

#### ⑦ 災害環境研究プログラム

推進戦略に基づき、災害・事故に伴う環境問題への対応に貢献する研究・技術開発に取り組む。

具体的には、これまでの取組による成果に基づき、地域ステークホルダーとの協働の下、福島県内における地域環境の再生・管理と地域資源を活かした環境創生に資する地域協働型研究を推進する。また、東日本大震災をはじめとする過去の災害から得られた経験と知見の集積・活用・体系化

により、国内における大規模災害時における廃棄物処理システムの強靱化と化学物質リスク管理に係る非常時対応システムの構築に取り組む。

これらの取組を通じて、福島県内の避難指示解除区域等における社会的ニーズに応じた持続可能な地域環境構築を支援するとともに、その成果も活用しつつ、国内の広域・巨大災害に備えた地域社会が有する災害環境レジリエンスの向上に貢献する。

#### ⑧ 気候変動適応研究プログラム

推進戦略に基づき、気候変動への適応に係る研究・技術開発に取り組む。

具体的には、生態系、大気水環境、熱中症等の健康分野をはじめとする様々な分野・項目を対象として、気候変動による影響の検出・予測，適応策実施による影響低減効果の評価，及びそれらの知見に基づく適応策の策定・実施に必要な手法開発や政策研究等を行う。

これらの取組により、政府による気候変動影響評価及び気候変動適応計画の更新や適応政策の推進、並びに地方公共団体や民間事業者等による適応策の策定・実践に必要な科学的知見を提供するとともに、関連する研究分野の融合を図り、気候変動適応に関する研究拠点として国内外の適応の取組に貢献する（本プログラムは3. 気候変動適応に関する業務の中で実施し、評価する）。

## （2）環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進

環境問題の解決に資する源泉となるべき環境研究の基礎・基盤的取組について、環境省の政策体系との対応を踏まえて8つの研究分野（地球システム分野、資源循環分野、環境リスク・健康分野、地域環境保全分野、生物多様性分野、社会環境システム分野、災害環境分野及び気候変動適応分野）を前述のとおり設定したが、これらの分野の研究は、推進戦略の重点課題を考慮しつつ以下の（ア）～（ウ）の方針に基づき着実に実施することとする。また、環境計測、観測手法の高度化等の先端的な計測研究は各分野での研究と一体的に推進し、環境計測の精度管理等に関する共通・基盤的な計測業務は分野横断的に推進するものとする。

なお、気候変動適応分野については、3. 気候変動適応に関する業務の中で実施し、評価する。

### 【重要度：高】

環境研究の各分野における基礎的調査・研究及び基盤整備等の取組は、推進

戦略に提示されている各領域における重点課題に対応し、我が国の環境政策の意思決定の科学的根拠となるものであるため。

(ア) 先見的・先端的な基礎研究

今後起こりうる環境問題に対応するための先見的・先端的な学術基礎研究と、研究所の研究能力の維持向上を図るための創発的・独創的な萌芽的研究を推進する。その際、推進戦略の重点課題である「環境問題の解決に資する新たな技術シーズの発掘・活用」がなされるよう配慮する。

(イ) 政策対応研究

随時生じる環境政策上の必要性の高い課題に対応する政策対応研究を着実に推進するとともに、研究成果に基づき、組織的に国内外の機関と連携しながら、支援業務・普及啓発等を行い、政策貢献及び社会実装を図る事業的取組を推進する。

(ウ) 知的研究基盤整備

国環研の強みを生かした組織的・長期的な取組が必要である地球環境の戦略的モニタリング、環境に関わる各種データの取得及びデータベース構築、環境試料・生物の保存・提供、レファレンスラボ業務等の知的研究基盤の整備を推進する。

本中長期目標期間の中で達成すべき主な目標については以下のとおり。なお、各分野における具体的な調査研究については、中長期計画に達成目標、時期及びマイルストーンを可能な限り明記するものとする。

① 地球システム分野

気候変動の現状把握と将来予測に不可欠な地球表層における物理・化学プロセスと生物地球化学循環の解明に取り組み、得られた最新のデータと知見を世界の政策決定者へ科学的基盤として提供する。

気候安定化を含む複数の持続可能な開発目標を達成する社会の実現を目指し、人間活動の影響を受けた気候および地球環境変動の影響評価、リスクの将来予測等を可能にする研究開発を行う。

温室効果ガスや短寿命気候強制因子汚染物質を中心にした地球環境の戦略的モニタリング、及び海洋や高山帯への温暖化影響のモニタリングを実

施し、これらの観測データをはじめとする地球環境変動に関わるデータを整備するとともに、適切なポリシーの下でのデータ利活用を推進する。

## ② 資源循環分野

プラスチック資源循環戦略や POPs に係る国際条約等に貢献するため、新たな分析・計測評価手法等を確立し、資源循環・廃棄物処理過程等での挙動の明確化と影響評価に関する知見を提供する。

資源循環技術の中核とした地域循環共生圏の形成に貢献するため、地域特性に応じたバイオマス等の様々な循環資源を有効活用するための要素技術やグリーンインフラ技術、およびシステム評価手法を開発する。

わが国における環境インフラ海外展開基本戦略の推進に資するために、アジア途上国等における地域レベルでの社会受容性の高い資源循環の技術の開発や制度・施策の設計を行うとともに、研究成果の社会実装に向けた国際標準化を支援する。

## ③ 環境リスク・健康分野

有害大気汚染物質や化学物質等の環境への排出、輸送、曝露から人および生態系への多様な影響の統合的理解を可能とするとともにリスク管理の基礎となる影響機構と因果関係、試験法、予測手法などの科学的知見を提供し、UNEP 等の国際機関や水俣条約、POPs 条約等の国際的な枠組みにおける化学物質管理や環境保健施策に貢献する。

環境基本法、大気汚染防止法、化審法はじめ国内制度下での科学的リスク評価の支援や OECD 等の国際的試験法への支援を通じて、有害大気汚染物質、化学物質管理施策に資するレギュラトリーサイエンスの確立に貢献する。

## ④ 地域環境保全分野

PM2.5 やオゾンなど大気汚染物質の環境基準達成のため、大気モデルの改良、排出インベントリの精緻化、大気化学反応の理解、大気観測による動態把握を推進し、大気質改善のための知見を提供する。

湖沼・河川・内湾の良好な環境を再生・創出するため、底層の貧酸素化の理解、生態系機能評価、モデル等を駆使した水質・生態系の変動と要因解析、全層循環不全等の解析を行い、水環境政策に貢献する。

国内外の排水に起因する水質汚染や衛生リスクの評価手法や管理手法としての排水処理技術の開発と、性能評価を通じて、地域特性に応じた水質

管理目標の設定や、実装に適した水質管理技術に関する知見を提供し、水質保全に貢献する。

#### ⑤ 生物多様性分野

所内外との連携を促進して、生物分布をはじめとする生物多様性に関する情報の集積を行って生物多様性の評価を行い、国内外の動向を踏まえて、生物多様性の保全や持続的利用に関する目標の策定や目標の達成度の把握に貢献する。

生物資源の収集・保存とゲノム情報解析を行い、絶滅危惧種の域外保全とともに生物資源の持続的利用を推進し、生物多様性の保全と持続的利用に貢献する。

#### ⑥ 社会システム分野

地球規模及び地域規模での持続可能な人間社会システム構築に貢献するため、現状把握及び将来推計に必要な人口、エネルギー、土地利用等のデータを整備し、持続可能性の観点からの評価手法、政策分析ツール、技術イノベーションのビジョン等を提示する。

日本やアジアの国や地方における気候安定化目標に向けたロードマップを開発するために、AIMモデルの改良や対策技術の収集を行い、これらのツールやデータを用いた定量的な分析とアジア各国での人材育成に貢献する。

#### ⑦ 災害環境分野

福島県内の避難指示解除区域を中心とした被災地の環境回復を支えるため、資源循環・廃棄物処理過程における放射性物質のフロー・ストック評価や、放射性セシウムの環境動態や生物相のモニタリングを行い、得られた成果の情報提供を通じて、生活圏における環境リスクの軽減に貢献する。

福島第一原子力発電所事故後初期の多媒体環境における放射性物質動態の詳細把握や環境指標生物の遺伝分析、被災地域における環境モニタリング、データの解析等による原子力災害時の緊急環境調査方法の検討、地域の災害廃棄物処理方針策定に向けた技術課題の検討などを実施することで将来の災害に対する環境面からのレジリエンスの強化に貢献する。

#### ⑧ 気候変動適応分野

多様な適応分野におけるリスクを把握するため、観測手法の開発や調査研究、リスク評価モデル開発を行うとともに、適応策評価・現状把握を行う。また分野を超えた複合的影響と適応の関係等の観点も含め、将来の新たな適応の在り方について体系化を進める。

各種モニタリング、地域センターその他国内外の研究機関との連携・共同研究に積極的に取り組み、気候変動適応の促進を図るためのデータベースを開発する。

以上を、適応法第 11 条に基づく業務と一体的に行い、適応策の社会実装に貢献する。

- ・ 基盤計測業務（各分野共通）

環境測定の精度管理に関する社会的要請に応えるため、環境標準物質を新規に複数種開発するとともに、既存を含めた環境標準物質に対する新たな情報付けを推進する。

### （3）国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進

国環研の研究と密接な関係を有し、組織的・継続的に実施することが必要・有効な業務のうち、特に、国の計画に沿って中核的な役割を担うこととされている、衛星観測に関する事業及び子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）に関する事業については着実に推進する。

#### ①衛星観測に関する事業

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）及び「宇宙基本計画」（令和 2 年 6 月 30 日閣議決定）に基づき、GOSAT シリーズによる温室効果ガス等のモニタリングを実施する。令和 5 年度打ち上げ予定である 3 号機については、パリ協定の実施に資する観測データを国際社会に提供すべく、そのデータ処理システムの開発と運用に取り組む。

#### ②子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）に関する事業

「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）基本計画」（平成 22 年 3 月 30 日環境省）や「研究計画書」（平成 22 年 8 月 10 日国環研）等に基づき、平成 22 年度に開始された全国 10 万組の親子を対象とした出生コホート調査について、全数を対象とした質問票調査及び対面式で行う学童期検査並びに約 5000 名を対象とした医学的検査や精神神経発達検査を行う

詳細調査等を着実に実施する。

#### **(4) 国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進**

推進戦略において、国環研は、国立研究開発法人として環境省や関係省庁との連携強化と社会への貢献、研究・技術開発の充実に向けた大学・他の国立研究開発法人・地域の環境研究拠点との連携強化、更には地球規模での課題への貢献に向けた国際的な連携の推進に取り組むことが求められている。

国環研は、国内外の大学、他の研究機関、民間企業等様々な主体との連携を通して研究開発成果の国全体での最大化を図るとともに、第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）や統合イノベーション戦略2020（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、研究開発成果の社会実装・社会貢献を推進するため、連携支援機能の強化を行う。

##### **① 中核的研究機関としての連携の組織的推進**

研究から成果活用、社会実装までの一体的な実施に向け、RA（リサーチアドミニストレーター）を含む連携推進機能の組織化を行い、対外的な連携・ネットワークの形成・維持・強化に取り組む。

##### **② 国内外機関及び関係主体との連携・協働**

SDGsの達成や災害復興等の地域における課題解決に貢献するため、国環研の地方拠点等を活用しながら、多様な関係主体との協働を推進するとともに、関係主体及び市民との対話型コミュニケーションを推進する。また、国際標準的な試験評価手法の確立等に向けた国際機関の活動に積極的に参画し、研究所の能力を活かした貢献を果たす。

##### **③ 成果の社会実装**

- ・個別の研究成果については、誌上発表及び口頭発表を推進するとともに、学会における委員会への参画や研究会・シンポジウム等の開催を積極的に行う。
- ・関係審議会等への参画をはじめ、環境政策の決定や現場の課題解決に必要な科学的な事項の検討に参加する。
- ・データベースや保存試料等の外部研究機関への提供に努める。
- ・知的財産については、財務の効率化及び権利化後の実施の可能性を重視して、研究所が保有する特許権等を精選し活用を図る。

- ・科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号。）第 34 条の 6 第 1 項の規定による出資等の活用も図りつつ、民間の知見等を生かした研究開発成果の普及・活用を推進する。

これらの取組により、国内外の研究機関や行政機関、関連ステークホルダーとの連携を促進し、研究の成果の最大化とともにリソースの確保を図る。

## **2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務**

環境情報の収集、整理及び提供に加え、研究成果の普及についても一体として取り組むことで情報発信の強化に取り組む。

### ①環境情報の収集、整理及び提供

国民の環境問題や環境保全に対する理解を深め、国、地方公共団体、企業、国民等の環境保全の取組への参画等を促進するため、様々な環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する基盤的な情報について収集・整理し、それらを、環境情報を発信する総合的なウェブサイトである「環境展望台」においてわかりやすく提供する。

- ・環境情報の理解を促進できるようにするため、他機関が保有する情報を含め、利用者が幅広い環境情報（1次情報）に容易に辿り着ける形式とした環境情報に関するメタデータについて、さらなる情報の充実を図る。また、スマートフォン対応を進め、利用者が求める環境情報を容易に入手できるよう情報提供の環境を整備する。
- ・国内各地の環境の状況に関する情報や大気汚染の予測情報等を地理情報システム（GIS）等の情報技術を活用しながら、利用者のニーズに応じて活用しやすい形で、ストーリーの要素も取り入れつつ、分かりやすく提供する。また、市民からの環境情報の提供等双方向の環境情報の収集・提供を進めることも検討する。
- ・収集・整理した環境情報が活用され、環境に関する研究・技術開発が促進されるよう、各種環境データのオープンデータ化に取り組む。
- ・情報の訴求力を向上させるため、解説記事等において、分かりやすい図表、写真等を活用する。

### ②研究成果の普及



国環研で実施した環境研究の成果について、幅広い層の国民の理解を増進し、社会との相互信頼関係の向上を図るため、以下の取組を通じて積極的な研究成果の普及を行う。

- ・研究活動や研究成果に関する情報を、プレスリリース、ホームページ、刊行物、SNS等様々な媒体を組み合わせたクロスメディアの手法も用いて積極的に発信する。情報を発信する際には、国民の各層へのアプローチと幅広い理解の増進を図るため、最新の情報発信ツールの特性を踏まえ、平易な用語や写真・動画等を用いて、国民にわかりやすい形で発信するよう努める。
- ・研究所の最新の動向を正確かつ迅速に発信するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、スマートフォンページの改善等ホームページの機能強化に努める。
- ・オープンサイエンスを推進するため、機関リポジトリ等を活用し、研究成果を蓄積し、利用しやすい形で提供するとともに、研究データのオープン化を促進する。
- ・研究成果を発表するシンポジウムや施設の一般公開等のイベントにおいて、インパクトのある研究成果を直接国民に発信する。また、視察や見学、感染症等の影響にかかわらず実施可能なオンラインでの発信を通じて国環研及び研究活動への理解を深めることに努める。さらに各種イベントや講演会、研究者の講師派遣等のアウトリーチ活動を積極的に実施し、国民への環境研究等の成果の普及・還元を努める。これらの取組において双方向的な対話の機会を設けることにより、社会の声を研究活動にフィードバックするとともに、社会との相互信頼関係の向上にも努める。

### **3. 気候変動適応に関する業務**

適応法に基づいて、国を始め地方公共団体、事業者、個人の適応推進のための技術的援助及び気候変動適応研究に総合的に取り組む。国の気候変動適応推進会議による関係行政機関相互の緊密な連携協力体制の下、具体的には①及び②に掲げる活動を行う。

#### **① 気候変動適応推進に関する技術的援助**

適応法第11条に基づき気候変動影響及び適応に関する情報の収集、整理、分析、提供及び各種技術的援助を行う。そのため気候変動、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然災害・沿岸域、自然生態系、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活（以下「気候変動と影響七分野」）等に関する調査研究又は技術開発を行う研究機関や地域気候変動適応センター（以下「地域センター」という）

等と連携して、気候変動影響及び気候変動適応に関する内外の情報を収集し、②に掲げる調査研究の成果とともに、気候変動の影響・脆弱性・適応策の効果並びに戦略等の整理を行う。行政機関情報や社会情勢さらに国民一人一人が取得する気候変動影響情報の有用性にも着目して、上記の科学的情報と合わせて統合的に気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）を通じて情報提供する。提供に当たり幅広い関係主体のニーズと現状の科学的知見とのギャップを把握しながら、提供情報の質の向上や更新に努める。また一般にもわかりやすい情報の発信を行う。

都道府県及び市町村並びに地域センターに積極的な働きかけを行い、各地方公共団体による地域気候変動適応計画の策定及び適応策推進に係る技術的助言その他の技術的援助、地域センターに対する技術的助言・援助、並びに気候変動適応広域協議会からの求めに応じた資料や解説の提供、また意見の表明等を行う。これらを通じて、気候変動適応に関する情報及び調査研究・技術開発の成果の活用を図りつつ適応策の推進に貢献する。

加えて、主にアジア太平洋地域の途上国に対する気候変動影響及び適応に関する情報を提供するために構築したアジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）を活用し、情報を発信及び適応策推進を支援し適応に関する国際的連携・国際協力に努める。

## ② 気候変動適応に関する調査研究・技術開発業務

気候変動適応計画の立案や適応策の実装を科学的に援助するために、1（1）⑧に掲げる気候変動適応研究プログラム及び1（2）⑧に掲げるところにより、気候変動と影響七分野等に関わる気候変動影響・適応に対する調査研究及び技術開発を行う。また、熱中症については喫緊の課題であることから、気候指標等を含む影響予測手法等の開発を行う。

以上①及び②に掲げる取組を通じて、適応法及び同法の規定により策定される気候変動適応計画に基づく気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進に貢献する。

### 【重要度：高】【困難度：高】

喫緊の課題として法制化された気候変動適応に関する取組であり重要度は高い。また、気候変動適応は、幅広い事象を対象とし、気候変動の不確実性や、その地域差、適応策実装可能性等の様々な条件を考慮しながら段階的に展開していく必要があるため困難度が高い。

## **第4 業務運営の効率化に関する事項**

通則法第35条の4第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。

### **1. 業務改善の取組に関する事項**

#### **(1) 経費の合理化・効率化**

国環研の環境研究の取組の強化への要請に応えつつ、業務の効率化を進め、運営費交付金に係る人件費を除く業務費（特殊要因を除く。）のうち、毎年度業務経費については1%以上、一般管理費については3%以上の削減を目指す。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

#### **(2) 人件費管理の適正化**

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、厳しく検証を行った上で、給与の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、必要な措置を講じる。

#### **(3) 調達等の合理化**

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、国環研が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。原則として調達は、一般競争入札によるものとしつつ、研究開発業務の特殊性を考慮した随意契約を併せた合理的な方式による契約手続きを行う等、公正性・透明性を確保しつつ契約の合理化を推進するとともに、内部監査や契約監視委員会等により取組内容の点検・見直しを行う。

また、更なる合理化を図るため、調達手続き等の電子化を進める。

### **2. 業務の電子化に関する事項**

「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）や「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（令和3年9月10日、デジタル社会推進会議幹事会決定）等を踏まえ、デジタル技術等を活用した業務の効率化のため以下の取組を行う。その際、「情報システムの

整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

- (1) 国環研の「基幹情報システム」について、適切な管理・運用を行うとともに、見直しが必要な場合には横断的な連携による情報の利活用を推進しつつ、クラウド利用を含めた検討を行う。
- (2) 業務の効率化に資するため、研究関連情報データベースや情報共有ツールについて、必要な見直しを行いつつ、適切に運用する。
- (3) デジタル技術を活用した電子決裁やペーパーレス会議、Web会議を推進し、業務の効率化をはじめ、経費の節減、テレワークによる働き方改革及び感染症影響下等における業務継続に資する環境を提供する。

## **第5 財務内容の改善に関する事項**

通則法第35条の4第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は次のとおりとする。

第4の1「業務改善の取組に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

なお、独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理するとともに、一定の事業等のまとまりごとに設定しているセグメント情報を引き続き開示する。

### **(1) バランスのとれた収入の確保**

健全な財務運営と業務の充実の両立を可能とするよう、交付金の効率的・効果的な使用に努めるとともに、第3の1.(4)や第3の2.の成果を活用しつつ、競争的な外部研究資金、受託収入、寄附金等運営費交付金以外の収入についても引き続き質も考慮したバランスの取れた確保に一層努める。競争的な外部資金の獲得については、環境研究に関する競争的な外部資金の動向を踏まえつつ、国環研のミッションに照らして、申請内容や当該資金の妥当性について審査・確認する。

### **(2) 保有財産の処分等**

研究施設の現状や利用状況を把握し、施設の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、保有資産の保有の必要性について、継続的に自主的な見直しを行う。

## **第6 その他の業務運営に関する重要事項**

通則法第35条の4第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

### **1. 内部統制の推進**

#### **(1) 内部統制に係る体制の整備**

理事長のリーダーシップの下、幹部クラスで構成する会議をはじめ階層的な所内会議を定期的で開催し、中長期的視点を含めた組織運営のあり方や課題への対応方策について検討するとともに、研究所のミッションの浸透、モチベーション・使命感の向上を図る。

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成26年11月28日総管査第322号。総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実にを行うとともに、「国立研究開発法人国立環境研究所における業務の適正を確保するための基本規程」（平成27年4月1日、平27規程第1号）及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制委員会の設置、モニタリング体制等内部統制システムの整備・運用を推進する。また、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施する等、職員の教育及び意識向上を積極的に進める。

#### **(2) コンプライアンスの推進**

「国立研究開発法人国立環境研究所コンプライアンス基本方針」（平成22年9月8日 国環研決定）に基づく取組を推進し、コンプライアンスの徹底を図る。特に、コンプライアンス委員会の体制強化、取組状況のフォローアップを着実にを行い、業務全般の一層の適正な執行を確保する。

研究不正・研究費不正使用については、「国立研究開発法人国立環境研究所における研究上の不正行為の防止等に関する規程」（平成18年9月11日 平18規程第22号）及び「国立研究開発法人国立環境研究所における会計業務に係る不正防止に関する規程」（平成19年9月12日 平19規程第17号）等に基づき、管理責任の明確化、教育研修等事前に防止する取組を推進するとともに、万一不正行為が認定された場合は厳正な対応を図る。

### (3) PDCAサイクルの徹底

業務の実施に当たっては、組織横断的な研究プログラムを含め、年度計画に基づき各階層における進行管理や評価、フォローアップ等を適切に実施し、PDCA サイクルを徹底するものとする。研究業務については、妥当性を精査しつつ毎年度研究計画を作成するとともに、外部の専門家・有識者を活用する等して適切な評価体制を構築し、評価結果をその後の研究計画にフィードバックする。

### (4) リスク対応のための体制整備

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして、識別、分析及び評価し、リスク管理委員会での議論等を踏まえ体制等を整備する。

## 2. 人事の最適化

### (1) 優れた人材の確保

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 15 条等を踏まえ、クロスアポイントメント制度や年俸制を積極的に活用し、国立研究開発法人及び大学等との連携強化や RA も含めた優れた人材の確保に努め、研究の活性化を促進する。

### (2) 若手研究者等の能力の活用

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 24 条に基づく「人材活用等に関する方針」（平成 23 年 2 月 3 日国環研決定）等に基づき、若手研究者、女性研究者、外国人研究者及び障害をもつ研究者の能力活用のための取組を一層推進する。

また、人的資源の最適配置を行うほか、優れた研究者の登用、既存の人材の活性化・有効活用により人事管理を行い、人材の効率的活用を図る。

さらに各研究部門において、専門的、技術的能力を維持・承継できる体制を保持する。

### (3) 管理部門の能力向上

「事務系職員採用・育成に関する基本方針」（平成 31 年 4 月 1 日国環研決定）に基づき、主体性、協調性及び専門性を備えた人材を育成するために、長期的な研修体系や支援態勢を整備し、能力及び士気の向上を図る。

また、個人の資質、能力及び適性を考慮した配置を行い、多様な業務経験を通じて研究者の研究活動を支援するとともに、組織の適正な運営に努める。

さらに、深刻化する施設の老朽化等に対応するため、施設整備、施設保守・管理を担当する技術系職員を確保し体制の整備を図る。

#### **(4) 適切な職務業績評価の実施**

職務業績評価については、本人の職務能力の向上や発揮に資するよう、また、国環研の的確な業務遂行に資するよう適宜評価方法の見直しを行う。

また、必ずしも学術論文の形になりにくい事業、環境政策対応等の研究活動の実績を適切に評価する。

### **3. 情報セキュリティ対策等の推進**

「サイバーセキュリティ戦略」（平成 30 年 7 月 27 日閣議決定）を踏まえ、以下の取組を行う。

#### **(1) 情報セキュリティ対策の推進**

複雑化・巧妙化しているサイバー攻撃に対して、情報システムにおけるゼロトラストの適用に取り組む。従来からの通信ログ監視を継続しつつ、出張や自宅就業等の所外からの利用等、多様な利用形態に対応するセキュリティ対策として、クラウドを活用した監視やエンドポイントセキュリティの強化により、所内外を問わず被害の未然防止及び拡大防止に取り組む。また教育や訓練の徹底による所員の情報リテラシー向上を継続的に図るとともに、IT 資産管理の徹底を図る。さらに、震災等の非常時対策を確実に行うことにより、業務の安全性、継続性を確保する。

#### **(2) 個人情報等の管理体制の整備**

個人番号及び特定個人情報含む保有個人情報等については、関係規程等に基づき、関係職員の指定や組織体制の整備等を行うことにより、安全で適切な管理を確保する。

### **4. 施設・設備の整備及び管理運用**

良好な研究環境を維持・向上するため、施設及び設備の老朽化対策をはじめ、

業務の実施に必要な施設及び設備の計画的な整備・改修・保守管理に努める。

また、研究体制の規模や研究内容に見合った研究施設のスペースの再配分を見直す等の他、平成30年度に策定したつくば本構キャンパスマスタープランの、全体に効率的・効果的な運営を図るという理念を元に、外部施設の利用可能性も考慮しつつ、整備のあり方について検討を進め、研究施設の効率的な利用の一層の推進を図る。

## **5. 安全衛生管理の充実**

勤務する者の安全と心身の健康の保持増進を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、以下の取組を行う。

- (1) 定期健康診断の他特殊な業務に応じた各種健康診断を確実に実施するとともに、保健指導、カウンセリングを随時行う。また、メンタルヘルスセミナーやストレスチェックの実施等メンタルヘルス対策等を推進し、職員の健康を確保する。
- (2) 人為的な事故を未然に防止し、災害等が発生した場合にも継続的に研究業務等に取り組むことができるよう、放射線や有機溶剤等に係る作業環境測定等職場における危険防止・健康障害防止措置の徹底、救急救命講習会や労働安全衛生セミナーの開催、地震・火災総合訓練等各種安全・衛生教育訓練の推進等危機管理体制の一層の充実を図る。

## **6. 業務における環境配慮等**

我が国における環境研究の中核的機関として、「環境配慮に関する基本方針」(平成19年4月1日国環研決定)や「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」(平成31年2月8日変更閣議決定)等に基づき、省エネルギー、省資源、廃棄物の削減及び適正処理、化学物質の適正管理に努める等自主的な環境管理に積極的に取り組み、自らの業務における環境配慮についてより一層の徹底を図る。

また、業務における環境配慮の成果を毎年度取りまとめ、環境報告書として公表する。



別添 1 : 国立研究開発法人国立環境研究所に係る政策体系図

別添 2 : 国立研究開発法人国立環境研究所に係る評価軸及び評価指標等

## 国立研究開発法人国立環境研究所に係る評価軸及び評価指標等

	評価軸(案)	指標(案)
<p>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 環境研究に関する業務</p> <p>(1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進</p> <p>戦略的研究プログラム</p>	<p>○課題に対して十分な取り組みが行われ、成果が得られているか</p>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な研究開発成果</li> <li>・課題に対する取組の進捗・貢献状況</li> <li>・外部研究評価委員会からの主要意見</li> <li>・外部研究評価における評点 等</li> </ul>
<p>(2) 環境研究の各分野における科学的知見の創出等の環境研究の各分野における推進</p> <p>(ア) 先見的・先端的な基礎研究</p> <p>(イ) 政策対応研究</p> <p>(ウ) 知的研究基盤の整備</p>	<p>○環境問題の解明・解決に資する科学的、学術的な貢献が大きいのか</p> <p>○環境政策への貢献、またはその源泉となる成果が得られているか</p> <p>○事業的取組は計画に沿って主導的に実施されているか</p> <p>○知的基盤整備における実施事項は十分な独自性を有し、高い水準で実施されたといえるか</p> <p>○事業的取組は計画に沿って主導的に実施されているか</p>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な研究開発成果</li> <li>・外部研究評価委員会からの主要意見</li> <li>・外部研究評価における評点 等</li> </ul> <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境政策への貢献状況</li> <li>・事業的取組の実施状況</li> <li>・外部研究評価委員会からの主要意見</li> <li>・外部研究評価における評点 等</li> </ul> <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業的取組の実施状況</li> <li>・外部研究評価委員会からの主要意見</li> <li>・外部研究評価における評点</li> <li>・実施内容の学術的水準・規模</li> <li>・実施内容の希少性 等</li> </ul>
<p>(3) 国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実</p>	<p>○計画に沿って主導的に実施されているか</p>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施の状況</li> <li>・外部研究評価委員会からの主要意見</li> </ul>

	評価軸(案)	指標(案)
施する事業の着実な推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部研究評価における評点 等</li> <li><b>【モニタリング指標】</b></li> <li>・プロダクト配布システム登録ユーザー数</li> <li>・プロダクト等の配布件数</li> <li>・追跡率（現参加者／出生数） 等</li> </ul>
(4) 国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中核的研究機関としての役割を發揮しているか</li> <li>○様々な主体との連携・協働は適切に実施されているか</li> <li>○環境政策への貢献、成果の外部機関への提供、知的財産の精選・活用など、研究成果の活用促進等に適切に取り組んでいるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>【評価指標】</b></li> <li>・大学、企業、他研究機関との共同研究の実施状況</li> <li>・外部機関との共著率（国内・国際）</li> <li>・国際機関等の活動への参加・協力</li> <li>・学術的な会議の主催・共催の状況（国内・国外）</li> <li>・学会等における活動状況（国内・国際）</li> <li>・国内外機関と人材・施設・情報・データ・知見等の連携状況</li> <li>・キャパシティビルディングの場の提供状況</li> <li>・成果の集積、情報基盤の構築状況</li> <li>・環境政策への主な貢献事例の状況</li> <li>・データベース・保存試料等の提供状況</li> <li>・特許取得を含む知的財産の活用等の取組状況 等</li> <li><b>【モニタリング指標】</b></li> <li>・（一人あたり）誌上・口頭発表件数</li> <li>・共同研究契約数</li> <li>・共同研究の機関数</li> <li>・協力協定数（国内・国際）</li> <li>・地方環境研究所等との共同研究数</li> <li>・大学との交流協定数</li> <li>・大学の非常勤講師等委嘱数</li> <li>・客員研究員等の受入数</li> <li>・二国間協定等の枠組みの下での共同研究数</li> <li>・海外からの研究者・研修生の受入数</li> <li>・招待講演数</li> <li>・一般向け講演・ワークショップ等の数</li> <li>・誌上・口頭発表に対する受賞数</li> </ul>

	評価軸(案)	指標(案)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究業績に対する受賞数</li> <li>・環境政策や総合的な地域政策についての国内外のガイドライン・指針・要領策定等や地方自治体による条例・計画・指針・手法策定等への研究成果の貢献状況</li> <li>・各種審議会等の委員数</li> <li>・環境標準物質等の外部研究機関等への提供件数</li> <li>・職務発明の認定件数</li> <li>・知的財産の保有状況</li> <li>・成果の活用状況 等</li> </ul>
<p>2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務</p> <p>①環境情報の収集、整理及び提供</p> <p>②研究成果の普及</p>	<p>○環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する情報は、適切に収集、整理され、わかりやすく提供されているか</p> <p>○研究成果を適切に発信しているか</p> <p>○公開シンポジウム、見学受入れ、講師派遣等に適切に取り組んでいるか</p>	<p><b>【評価指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地理情報システム (GIS) 等を活用するなどした、わかりやすい方法での提供状況</li> <li>・新たに収集した、整理及び提供を行った情報源情報 等</li> <li>・情報発信の取組状況</li> <li>・イベント等への取組状況（オンラインを含む） 等</li> </ul> <p><b>【モニタリング指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレスリリース件数</li> <li>・HP のアクセス数</li> <li>・HP から新たに提供したコンテンツの件数</li> <li>・マスメディア等への当研究所関連の掲載・放映数</li> <li>・研究所の施設公開など主催イベントの開催状況・参加者数</li> <li>・公式 SNS アカウントの登録者数</li> <li>・その他イベントへの参画状況・参画件数</li> <li>・講師派遣等の状況</li> <li>・研究所視察・見学受け入れ数 等</li> </ul>

	評価軸(案)	指標(案)
<p>3. 気候変動適応に関する業務</p>	<p>○気候変動適応法及び気候変動適応計画に基づく気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進に貢献しているか。</p> <p>○地方自治体等への適応に関する技術的援助が適切になされているか。</p> <p>○適応に関する情報基盤として科学的情報についてニーズを踏まえた収集・整理・分析・提供がされているか</p>	<p><b>【評価指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体による気候変動適応計画の策定及び推進や地域気候変動適応センター等に対する技術的援助の状況</li> <li>・収集、整理及び分析した気候変動適応情報の分かりやすい方法での提供状況</li> <li>・国民の気候適応変動に関する理解の増進の状況</li> <li>・アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)等の構築状況</li> <li>・具体的な研究開発成果</li> <li>・外部研究評価委員会からの主要意見</li> <li>・外部研究評価の評点</li> <li>・地域気候変動適応センターや地域におけるその他の研究機関との共同研究や、研修等の人材育成に関する取組の状況 等</li> </ul> <p><b>【モニタリング指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体や地域気候変動適応センターへの技術的援助（研修等の開催、講師派遣、各種審議会等への委員としての参画、質問に対する情報・教材等の提供、計画等への助言、共同研究の実施等）の件数</li> <li>・提供される科学的情報に対するニーズを踏まえた満足度</li> <li>・主催したイベント、講師派遣した講演会等の参加人数</li> <li>・新たに収集・整理し、気候変動適応情報 プラットフォーム等に掲載した情報の発信件数（Web 更新回数、SNS 発信数等）</li> <li>・気候変動適応情報プラットフォーム等へのアクセス数</li> <li>・誌上・口頭発表件数、研究データの報告 件数 等</li> </ul>

	評価軸(案)	指標(案)
<b>第4 業務運営の効率化に関する事項</b> 1. 業務改善の取組に関する事項 (1) 経費の合理化・効率化  (2) 人件費管理の適正化  (3) 調達等の合理化	○経費節減に適切に取り組んでいるか  ○給与水準の適正化等は適切に実施されているか  ○調達等の合理化は適切に実施されているか	・業務経費及び一般管理費の削減状況等  ・給与水準の適正化のための取組状況 ・国家公務員と比べた給与水準の状況(ラスパイレス指数) 等  ・内部監査・契約監視委員会等の点検・見直しの状況 ・関連公益法人等との契約状況(件数・金額) 等
2. 業務の電子化に関する事項	○PMO の設置及び支援は適切に実施されているか  ○デジタル技術等を活用した各種業務(研究業務除く)の効率化は適切に実施されているか  ○デジタル技術等を活用した研究業務の効率化は適切に実施されているか  ○WEB 会議システム等の導入により業務の効率化は図れたか	・PMO の設置状況 ・PMO による支援実績  ・イントラネット等、所内ネットワークシステムの管理・運用状況 ・人事・給与システム、会計システム等の業務システムの管理・運用状況等  ・研究関連データベースの運用状況 ・電子ジャーナルシステムの利用促進状況 等  ・電子決裁の導入・管理・運用状況 ・WEB 会議システムの導入・運用状況等
<b>第5 財務内容の改善に関する事項</b> (1) バランスの取れた収入の確保	○自己収入は質も考慮した適切なバランスで確保されているか	・競争的外部資金、受託収入の獲得状況 等 ・自己収入全体の獲得額、競争的外部資金等の獲得額及び受託収入の獲得額(外的要因による変動を考慮した)の状況 ・競争的外部資金、受託収入の獲得額

	評価軸(案)	指標(案)
(2) 保有財産の処分等	○保有資産について継続的に自主的な見直しを行っているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>の所属研究者数に対する割合</li> <li>・競争的外部資金、受託収入の獲得件数の所属研究者数に対する割合 等</li> <li>・研究所における大型研究施設や高額な研究機器に係る現状把握及び見直し等の状況 等</li> </ul>
<b>第6 その他の業務運営に関する重要事項</b> 1. 内部統制の推進 (1) 内部統制に係る体制の整備	○内部統制システムは適切に整備・運用されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の長のトップマネジメントによる法人の改善状況</li> <li>・内部統制委員会の設置等内部統制システムの整備・運用状況</li> <li>・内部統制に関する研修等の実施状況(受講率) 等</li> </ul>
(2) コンプライアンスの推進	○コンプライアンスは確実に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス委員会の取組状況</li> <li>・研究不正・研究費不正使用防止のための取組状況(研修受講率) 等</li> </ul>
(3) PDCAサイクルの徹底	○PDCAサイクルを徹底し、業務の進行管理を適切に実施しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階層的な所内会議等を活用した進行管理や評価、フォローアップ等の実施状況</li> <li>・研究業務に対する研究責任者の研究内容の調整・進行管理の実施状況</li> <li>・研究評価や助言会合の実施状況</li> <li>・外部の専門家による研究評価・助言を受けた対応状況 等</li> </ul>
(4) リスク対応の為の体制整備	○業務実施の障害となる要因の把握と対応体制等の整備は適切に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク管理体制の整備・運用状況 等</li> </ul>
2. 人事の最適化 (1) 優れた人材の確保	○クロスアポイントメント制度や年俸制の導入への取組が適切に実施されているか  ○研究実施部門における人材の採用・活用は適切に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クロスアポイントメント制度の導入・運用状況</li> <li>・年俸制の導入・運用状況 等</li> <li>・研究系常勤職員の採用・活用状況</li> <li>・研究系契約職員の採用・活用状況</li> <li>・客員研究員等、外部の研究者の活用</li> </ul>

	評価軸(案)	指標(案)
(2) 若手研究者等の能力の活用	○所内人材の職場環境整備は適切に実施されているか	状況 等 ・外国人研究者に係る職場環境整備の状況 ・男女共同参画等に係る職場環境整備の状況 等
(3) 管理部門の能力向上	○所内人材の研究能力開発は適切に実施されているか ○管理部門における事務処理能力の向上等は適切に実施されているか	・人材活用方針に基づく取組の実施状況 等 ・研修等の実施状況（受講率） ・管理部門における高度技能専門員等の活用状況（人数） 等
(4) 適切な職務業績評価の実施	○職務業績評価等能力向上のための取組は適切に実施されているか	・職務業績評価の実施状況 等
3. 情報セキュリティ対策等の推進		
(1) 情報セキュリティ対策の推進	○情報セキュリティ対策は適切に実施されているのか	・情報システム脆弱性診断及び情報セキュリティ監査実施状況 ・情報セキュリティ研修、自己点検の実施状況 等
(2) 個人情報等の管理体制の整備	○個人番号及び特定個人情報を含む保有個人情報等を安全で適切に管理しているか	・個人番号及び特定個人情報を含む保有個人情報等管理の取組状況 等
4. 施設・設備の整備及び管理運用	○施設・設備の整備及び維持管理は適切に実施されているのか ○研究施設の効率的な利用の推進等は適切に実施されているか	・施設・設備の維持管理の状況 ・施設・設備に関する計画的な整備・改修・保守管理状況 ・中長期計画の施設・設備に関する計画とおりに進捗しているか 等 ・スペースの効率的な利用に向けた取組状況 等



	評価軸(案)	指標(案)
5. 安全衛生管理の充実	<p>○健康管理は適切に実施されているのか</p> <p>○作業環境は適切に確保されているか</p> <p>○所内教育は適切に実施されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセリングの実施状況</li> <li>・保健指導の実施状況</li> <li>・健康診断の実施状況（受診率）</li> <li>・メンタルヘルス対策等の実施状況等</li> <li>・労働安全衛生法に基づく作業環境測定の実施状況</li> <li>・作業環境における放射線量の測定状況 等</li> <li>・実験に伴う事故・災害の発生を予防する教育訓練等の実施状況（参加率）</li> <li>・労働安全衛生に関するセミナー等の実施状況 等</li> </ul>
6. 業務における環境配慮等	<p>○業務における環境配慮の徹底・環境負荷の低減は適切に実施されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境配慮の徹底による環境負荷の低減等の状況（環境報告書の作成・公表、環境マネジメントシステムの運用状況、環境負荷の低減状況） 等</li> </ul>

環政総発第 2206282 号  
令和 4 年 6 月 28 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

環境大臣  
山口 壯  
( 公 印 省 略 )

環境大臣が所管する独立行政法人環境再生保全機構の中期目標の  
変更について（協議）

標記について、別添のとおり変更することとしたいので、独立行政  
法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 3 号の規定に基  
づき、独立行政法人評価制度委員会の意見を求めます。

担当者連絡先

部 署 名 : 大臣官房総合政策課  
担当者名 : 仁科英俊、玉置真也  
T E L : 03-5521-8228  
E - m a i l : HIDEIOSHI\_NIASHINA@env. go. jp  
SHINYA\_TAMAOKI@env. go. jp

改正後	現行
<p><b>第4 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p>(1) 経費の効率化</p> <p>① 一般管理費                      一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125%以上の削減を行うこと。</p> <p>② 業務経費                      公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連経費、競争的資金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 5%以上の削減を各勘定</p>	<p><b>第4 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p>(1) 経費の効率化</p> <p>① 一般管理費                      一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125%以上の削減を行うこと。</p> <p>② 業務経費                      公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連経費、競争的資金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 5%以上の削減を各勘定</p>

で行うこと。

<定量的な目標水準の考え方>

これまでも経費の効率化に着実に取り組み、目標を達成してきたこと等を踏まえ、引き続き前中期目標の水準を堅持する設定とした。

## (2) 給与水準等の適正化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日 閣議決定)等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。

<関連した指標>

役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢分析等。

## (3) 調達の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進に

で行うこと。

<定量的な目標水準の考え方>

これまでも経費の効率化に着実に取り組み、目標を達成してきたこと等を踏まえ、引き続き前中期目標の水準を堅持する設定とした。

## (2) 給与水準等の適正化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日 閣議決定)等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。

<関連した指標>

役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢分析等。

## (3) 調達の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進に

ついて」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、機構が策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、監事による監査や外部有識者等から構成された契約監視委員会の点検等により、公正性・透明性を確保しつつ調達等の合理化を推進する。

<関連した指標>

競争性のある契約実績(件数・金額)が全体に占める割合や一者応札・応募実績の対前年度比、機構に設置された契約手続審査委員会や外部有識者を含む

契約監視委員会における審議回数及び評価等。

(4) 情報システムの整備・管理

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定)に則り、PMO の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

<関連した指標>

PMO の設置及び支援実績

(注)「業務の電子化に関する目標」については、上記「第 3」の各業務に係る目標において必要に応じて記載。

ついて」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、機構が策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、監事による監査や外部有識者等から構成された契約監視委員会の点検等により、公正性・透明性を確保しつつ調達等の合理化を推進する。

<関連した指標>

競争性のある契約実績(件数・金額)が全体に占める割合や一者応札・応募実績の対前年度比、機構に設置された契約手続審査委員会や外部有識者を含む

契約監視委員会における審議回数及び評価等。

(新設)

(注)「業務の電子化に関する目標」については、上記「第 3」の各業務に係る目標において必要に応じて記載。

平成31年3月  
（変更）令和4年 月

## 第1 政策体系における法人の位置づけ及び役割

### （法人の使命）

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、機構法に基づき、公害、石綿健康被害、廃棄物処理等、社会問題化した環境に係る諸課題に対して国民の健康で文化的な生活を確保する役割を担うとともに、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援や環境政策に資する研究・技術開発の推進等による、持続可能な循環共生型の社会の実現を目指す役割も一体的に担うことにより、我が国が直面する環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題の解決に寄与する法人である。

機構には、公害等により健康被害を被った方々に対する補償や救済等の業務において被害者に対して迅速かつ公正な保護及び健康の確保等を推進することや、それぞれの制度の目的に従い各業務において取り組む資金管理等において、法令に基づき適正に業務を実施すること等が求められている。さらに、機構が実施する環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務や、民間環境保全活動の助成及び振興という、民間等による活動・研究等の原資となる資金の分配等の業務は、政府の各種施策の基盤となる重要な施策に位置づけられる。我が国を取り巻く危機や課題は、その多くが時間的、空間的、政策分野的に大きく広がるものとなり、かつ、相互に密接に関連し、その解決の難しさが増している状況において、各種施策の基盤となるこれらの施策を担う機構の役割は重要であり、関係する政府方針等を踏まえ、適時、それらを制度運営に反映し、機構として、その業務成果により環境・経済・社会の統合的向上に寄与していく必要がある。

### （政策を取り巻く環境の変化）

社会は大きな転換期を迎えている。IoTやAIなどの技術進歩も相まって、社会システム、経済、価値観が変化しつつある一方、かつてない人口減少・少子高齢社会に直面している我が国は、環境問題、経済成長、地方創生といった諸課題に同時に取り組まなければならない。また、平成30年7月豪雨に象徴される自然災害の激甚化・頻発化や平成30年の夏の記録的な酷暑及びそれに伴う熱中症の増加など、気候変動の影響の拡大が懸念される中で、緩和策・適応策の更なる加速、着実な災害対応、防災・減災、国土強靱化などが求められている。

我が国が環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題に直面していること、そして、「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択やパリ協定の発効を受け、脱炭素社会に向けた時代の転換点が到来していることを踏まえると、新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換（パラダイムシフト）していく時に来ていると考えられる。

平成30年4月に閣議決定された第五次環境基本計画では、目指すべき社会の姿として、都市も農山漁村も含めた各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と共生・対流することで新たなバリューチェーンを生み出す「地域循環共生圏」を掲げている。これは、複数の課題を統合的に解決することを目指すSDGsの具現化に他ならず、これによって、持続可能な循環共生型の社会（環境・生命文明社会）の実現を目指している。「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28年12月22日 SDGs推

進本部決定)においては、政府は、NPO・NGOをSDGs実施の重要なパートナーと位置づけ、効果的な連携を一層推進していくこととしており、研究・技術開発については、「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)、「統合イノベーション戦略」(平成30年6月15日閣議決定)等において、研究成果の社会実装の推進、若手研究者の活躍促進、研究力及び研究成果の最大化や、技術開発の基礎となる環境研究を着実に進め、基礎から要素技術開発、社会実装を円滑に進めるとともに、人材育成にも取り組む必要があるとしている。

#### (法人の現状と課題)

機構は、その前身となる機関も含めれば昭和40年代から環境政策の実施機関として、多岐に渡る事務事業に取り組んできたことにより、豊富な経験やノウハウ、評価分析データ等を蓄積している。そしてそれらの業務を適正かつ着実に遂行することにより、様々なステークホルダーからの信頼を獲得し、機構への信頼を維持してきた「強み」を持つ。機構は、環境行政が置かれた状況の変化やニーズの高まりを念頭におきつつ、各業務の背景にある歴史的経緯や努力の方向性等を十分に認識し、これらの「強み」を最大限に活かしその役割を果たしていく必要がある。

一方で、これからの環境政策は、様々なイノベーションを引き起こし、それによって環境保全と経済・社会的課題との同時解決を図りつつ、新たなマーケットを創出していくこと—つまり環境政策がこれからの成長の「牽引役」となっていくこと—が重要である。このため、機構は、新たに平成28年から取り組んでいる環境の保全に関する研究及び技術開発等の分野ではこれからの成長の牽引役となるような環境政策を実現する機関を目指していくことが、今後の課題であると考えられる。

以上の位置付け及び役割のもと、第3期中期目標期間における業務の実績についての評価等を踏まえ、機構の第4期中期目標を以下のとおりとする。

## 第2 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とする。

(補記1) 以下、「前中期目標期間実績」とは、第3期中期目標期間における、平成26～29年度の実績を表す。

(補記2) 各事業年度に係る業務の実績等に関する評価に当たっては、下記「第3」における中期目標の単位項目「1.」～「7.」をそれぞれ事業等のまとまりとして評価単位に設定する。

### 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1. 公害健康被害の補償に関する業務

我が国では、昭和30年代からの急速な経済発展に伴い大気汚染や水質汚濁といった産業公害により健康被害が生じ、重大な社会問題となった。この時期に相次いで提起されたいわゆる四大公害裁判のうち、四日市公害裁判において大気汚染による健康被害を認める判決が出されたことが契機となり、公害の影響による健康被害者の迅速かつ公正な保護等を目的とする「公害健康被害の補償等に関する法律」（昭和48年10月5日 法律第111号、以下「公健法」という。）が制定され、民事責任を踏まえた損害賠償保障制度としての性格を持つ公害健康被害補償制度が創設された。

機構は、その前身の公害健康被害補償予防協会の時代から本制度の運営主体として主に汚染負荷量賦課金等の賦課徴収及び徴収した資金の管理を行っており、長年にわたり蓄積した豊富な経験やノウハウ等を有している。これらを最大限に活かしながら、引き続き公健法に基づく公害健康被害者への補償給付支給費用等の一部を納付義務者から賦課徴収する業務及び指定地域の全部又は一部を管轄する地方公共団体（以下この業務において単に「地方公共団体」という。）が補償給付等を行うために必要な費用の納付等の業務を行う。

制度による健康被害者への補償給付等は、必要な費用をその年の賦課金及び交付金等で賄っていることから、賦課金等の財源を適切に確保することが求められる。申告納付方式を採る汚染負荷量賦課金の徴収で高い申告・徴収率を維持するため、機構はこれまでも制度の趣旨等を丁寧に説明し理解を得ることで納付義務者の自主的な協力を促してきた。引き続き、本制度を安定的に運用するために高い申告・収納率を確保することが重要であり、納付義務者の協力を促すとともに、手続に係る利便性の向上や業務の効率化等を進める。また、制度創設からの時間経過に伴う社会情勢の変化に柔軟に対応し制度運用の適正性及び公平性を確保していくことが求められる。

機構が徴収した補償給付支給費用等は、地方公共団体を通じて被認定者等に適正に支給される必要があるため、納付業務指導調査や納付業務システム研修等の業務支援にも積極的に取り組むことが求められる。

#### 【以下、評価指標等】

##### (1) 徴収業務

##### <評価指標>

- (A) 汚染負荷量賦課金に対する徴収率（申告率）：毎年度 99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）
- (B) 汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率：毎年度 99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）
- (C) 汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保
- (D) 汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る事務の効率化等の推進

##### <関連した指標>

- (c1) 汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数（前中期目標期間実績：平均 41 件/年）
- (c2) 未納納付義務者に対する納付督促件数（前中期目標期間実績：現事業年度分 平均 3 件/年、過年度分 平均 5 件/年）



- (c3) 汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数（前中期目標期間実績：実地調査件数 平均 105 件／年、指導件数 平均 161 件／年）
  - (c4) 申告書審査による修正・更正処理件数（前中期目標期間実績：平均 116 件／年）
  - (d1) 汚染負荷量賦課金に係る電子申告率（前中期目標期間実績：平均 70%）
  - (d2) オンライン申告セミナーの開催数（前中期目標期間実績：平均 16 件／年）
  - (d3) ペイジー<sup>(※)</sup>を利用した収納件数（前中期目標期間実績：平均 62 件／年）
- ※ペイジー（Pay-easy）：税金や公共料金、各種料金などの支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービス
- (d4) 申告納付説明・相談会の開催件数（前中期目標期間実績：平均 103 件／年）

<定量的な目標水準の考え方>

- (a) 汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率）については、高水準であった第3期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。
- (b) 申告額に対する収納率については、高水準であった第3期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。

<重要度：高>

公害健康被害補償制度を安定的に運用するためには、補償給付の財源を適切に確保することが重要であり、汚染負荷量賦課金の高い申告・収納率を確保することが必要不可欠であるため。

<難易度：高>

制度創設から長期間経過する中、引き続き事業者の自主的な協力の下、申告率及び収納率で99%以上を安定的に確保するためには、納付義務者の理解及び協力を得る取組を強力に進めることが必要なため。

(2) 納付業務

<評価指標>

- (A) 適正かつ効率的な制度運営を確保するため、地方公共団体に対して補償制度の仕組みや納付業務の手続等の理解が得られるよう積極的に支援

<関連した指標>

- (a1) 納付業務に係る指導調査件数（前中期目標期間実績：平均 15 件／年）
- (a2) 納付業務システム研修の参加者数（前中期目標期間実績：平均 27 人／年）

## 2. 公害健康被害の予防事業に関する業務

大気汚染の状況の改善を踏まえて昭和62年に公健法が改正され、全ての第一種指定地域の地域指定が解除された。その結果、新たな公害患者の認定は行われなくなり、個人に対する補償の代替措置として、地域住民の健康被害の予防に重点を置いた総合的な環境保健施策を推進する公害健康被害予防事業が創設された。

機構は、産業界等からの拠出及び国の出資で造成された公害健康被害予防基金の管理・運用を行い、その運用益等により、大気汚染の影響による健康被害に関する調査研究、知識の普及及び研修を実施するとともに、旧第一種指定地域及びそれに準ずる地域の地方公共団体が地域の実情に応じて実施する健康相談、健康診査及び機能訓練等の事業に対して助成を行う。

予防事業は、事業に必要な経費を基金の運用によって得ることとされているが、近年の市中金利の低下の影響を受け、第4期中期目標期間中の事業予算は第3期中期目標期間よりも縮減せざるを得ない状況にある。このような状況下にあっても、必要な財源を確保しつつ、事業の重点化、効率化を図ることにより予防事業を適切に進めていくことが求められる。また、第4期中期目標期間は、近年の高齢のぜん息又は慢性閉塞性肺疾患（COPD）の罹患者の増加に着目する。

機構が行う事業については、ぜん息及び慢性閉塞性肺疾患（COPD）の発症又は増悪の予防の観点から関連する調査研究を適正に進めるとともに、高齢のぜん息等の罹患者に着目した調査研究を行う。また、機構がこれまでに得た様々な知見等を活用して、地域住民、医療関係者及び地方公共団体の職員等に対し、研修、イベント及びWeb等の効果の高い手法を通じて、それぞれの立場や役割に応じて必要となる知見の提供に努める。

地方公共団体への助成事業については、ぜん息及び慢性閉塞性肺疾患（COPD）の発症又は増悪の予防に資する事業を重視し、地域のニーズに的確に対応するために必要に応じた見直しや、的確な事業支援を行うことによるソフト3事業（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）の充実等を随時行うなど、事業効果を高める努力を行い適正な助成を行う。

### 【以下、評価指標等】

#### (1) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修

##### <評価指標>

- (A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、（5段階中）3.5以上を獲得する（前中期目標期間実績：3.2）
- (B) 事業従事者のニーズを踏まえた効果的な研修の実施
- (C) 調査研究実施機関への指導等による適切な事務処理の確保
- (D) 知識の普及事業における効果的な情報提供の実施

##### <関連した指標>

- (b1) 事業従事者への研修の受講者数（平成29年度受講者：72人）
- (c1) 調査研究の実施機関に対する事務処理指導実施件数（前中期目標期間実績：平均4.25件/年）
- (d1) 情報提供数（前中期目標期間実績：平均150回/年）
- (d2) ぜん息等電話相談件数（前中期目標期間実績：平均1,255件/年）

<定量的な目標水準の考え方>

(a) 採択課題に係る外部有識者による評価結果については、調査研究の質の向上を目指して下限の水準を得点率で70%程度に設定する。

<難易度：高>

社会全体の高齢化が進展する中で、新たに高齢のぜん息又は慢性閉塞性肺疾患（COPD）の罹患者の増加に着目した調査研究に着手する等、重点化・効率化を推進する必要があるため。

## (2) 地方公共団体への助成事業

<評価指標>

- (A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施
- (B) 人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業への支援の実施

<関連した指標>

- (a1) ソフト3事業参加者数（前中期目標期間実績：152,223人／年）
- (a2) 事務指導実施件数（前中期目標期間実績：平均7.75件／年）
- (b1) 人材バンクを活用した支援実施状況

## (3) 公害健康被害予防基金の運用等

<評価指標>

- (A) 事業に必要な財源の確保と事業の重点化

<関連した指標>

- (a1) 安全で有利な運用等により確保した事業財源額（前中期目標期間実績：平均925百万円／年）

### 3. 民間環境保全活動の助成及び振興（地球環境基金事業）

「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28年12月22日 SDGs推進本部決定）においては、政府は、NPO・NGOをSDGs実施の重要なパートナーと位置づけ、効果的な連携を一層推進していくこととしている。また、「第五次環境基本計画」（平成30年4月17日閣議決定）においては、NPO・NGOを含む民間団体は、あらゆる主体が環境保全に関する行動に主体的に参加する社会を構築していく上で取組の結節点として重要な役割を果たすと考えられ、特に草の根の活動や民間国際協力などきめ細かな活動が期待されるとしている。

機構は、民間団体等への助成等を長年に渡り実施することで蓄積した、豊富な経験や評価分析データ等を今後の取組に最大限に活かしながら、地球環境基金の運用益等により、国内外の民間団体が国内及び開発途上地域で行う環境保全活動への助成業務や、人材育成等の振興業務を行う。

民間団体等への支援等においては、第4期中期目標期間から、SDGsが持つ、複数の課題を統合的に解決することを目指すという考え方を踏まえつつ、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入、海洋プラスチック対策を含むプラスチック循環利用の促進、地域の自然資源の活用等の、第五次環境基本計画が目指す「地域循環共生圏」の創造等による持続可能な社会の構築に向けた活動への支援を強化する。その他、国内の民間団体に対する市民や企業からの寄付等による支援を促す環境が十分に整っているとは言えない状況の下、機構から支援等を受けた活動が、その後、自立し持続的に継続するための取組を拡充・強化するとともに、他団体や他地域にどれだけ波及的に展開していくのかという視点も重視する。

また、機構のこれまでの知見や経験等を活かして地域のNPO・NGOを支援するという役割の下、寄り添い型の支援の拡充や他の民間助成機関との連携等により、助成案件の質の向上及び事業の効率的な実施に努めるとともに、自主的に環境活動に参画する人材を創り出すという取組や、地球環境基金の充実のため、国民・事業者等への理解を促進させる取組等も引き続き重要である。

#### 【以下、評価指標等】

##### （1）助成事業

##### <評価指標>

- (A) 助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に90%以上（前中期目標期間実績：最高値86.2%）
- (B) 助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：（10点満点中）平均7.5点以上（前中期目標期間実績：平均6.7点）
- (C) 助成対象分野の重点化、助成メニューの拡充等による助成効果の向上
- (D) 事務手続きの効率化や民間助成機関との連携などの工夫等による事業の安定的な運営と利用者の利便性の向上

##### <関連した指標>

- (c1) 外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標期間実績：平均88.0%）
- (c2) 人材育成と定着を図る助成件数の割合（複数年計画の新規採択案件の16.8%）
- (d1) 交付決定処理期間（前中期目標期間実績：平均26.8日）

(d2) 支払処理期間（前中期目標期間実績：平均 25.3 日）

<定量的な目標水準の考え方>

- (a) 本制度において活動継続率は重要な指標であるため、前中期目標期間では達成することができなかつた高水準を目指す設定とする。一方で、当中期目標期間の2年度目迄は、当中期目標期間で取り組む助成の仕組みの見直し等の効果が発現する前であり、前中期目標期間中に助成を終えた活動の把握となることに配慮する。
- (b) 各種取組により助成対象活動の質を高めることを目指し、外部有識者による事後評価結果については、前中期目標期間実績平均値以上に設定する。

<難易度：高>

活動継続率は、活動団体の資金状況等の外的要因による影響を受けやすく、また、対策効果の発現までに一定の期間を要する指標であるが、前中期目標期間の最高値 86.2%を更に上回るチャレンジングな水準の目標であるため。

## (2) 振興事業

<評価指標>

- (A) 長期間にわたり自主的に環境活動に参画する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化
- (B) カリキュラムの見直しや民間団体のニーズの反映による事業の質的向上及び効果的な実施

<関連した指標>

- (a1) ユース世代の活動団体の交流会実施回数（前中期目標期間実績：平均 2 回／年）
- (a2) ユース世代を対象とした研修実施回数（前中期目標期間実績：平均 4 回／年）
- (b1) 研修受講者アンケートによる肯定的評価（前中期目標期間実績：平均 95.4%）

## (3) 地球環境基金の運用等

<評価指標>

- (A) 基金の充実のための、助成対象活動の国民・事業者に対する理解促進
- (B) 安全かつ有利な資金運用

<関連した指標>

- (a1) SNS（ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数）
- (a2) 特定寄付金の受け入れ金額（前中期目標期間実績：平均 13,750 千円）
- (b1) 基金の運用益（前中期目標期間実績：平均 185 百万円）

#### 4. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年6月22日 法律第65号）においては、国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正に処理するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。また、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（平成28年7月26日 閣議決定）においては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置として、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金等により円滑に処理を推進していくこととしている。

このため、機構は、助成等を長年にわたり実施することで蓄積した豊富な経験等を今後の取組に最大限に活かしながら、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金により、中小企業者等の処理費用の負担軽減等を図るため、環境大臣が指定する者に対し、交付申請等の審査や支払等の助成業務を行う。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の活用においては、第4期中期目標の期間中に各地域において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に定める計画的処理完了期限が順次到来すること、特に行政代執行に係る支援の資金の関連手続について短期間の実施が求められること等に留意しつつ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を生じないように、透明性・公平性を確保しつつ、その事務手続を遅滞なくかつ着実に遂行する。

#### 【以下、評価指標等】

##### (1) 助成業務

##### <評価指標>

- (A) 審査基準、助成対象事業の状況等を公表するなど、透明性・公平性を確保した堅実な制度運営
- (B) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限を見据えた基金の適切な管理

##### <関連した指標>

- (a1) 審査基準、審査状況等の公表回数（前中期目標期間実績：4回／年）
- (b1) 基金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：1回／年）

## 5. 維持管理積立金の管理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日 法律第137号)においては、特定一般廃棄物最終処分場等の設置者(以下「設置者」という。)は、埋立処分の終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間、維持管理積立金を積み立てなければならないとされている。

機構は、基金管理等を長年にわたり実施することで蓄積した豊富な経験等を今後の取組に最大限に活かしながら、機構に積み立てられた維持管理積立金について、許可権者(都道府県等)と連携しつつ設置者の積立てや取戻し等に関する管理業務を行う。

なお、維持管理積立金の管理は、積立てから取戻しまで長期にわたることになるため、許可権者及び設置者等への定期的な情報提供等による情報交換を重視し、制度の透明性・公平性を担保する。

### 【以下、評価指標等】

#### (1) 管理業務

##### <評価指標>

- (A) 積立者に対する運用状況等の情報を提供するなど透明性・公平性の確保
- (B) 維持管理積立金の適正な管理

##### <関連した指標>

- (a1) 設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数  
(前中期目標期間実績：平均1,203回/年)
- (b1) 維持管理積立金の管理状況の公表回数(前中期目標期間実績：平均1回/年)

## 6. 石綿による健康被害の救済に関する業務

石綿による健康被害は長い潜伏期間を経て発症するため、原因者の特定が非常に難しいという特殊性から、「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成18年2月10日法律第4号、以下「石綿法」という。）が制定され、労災補償等の対象とならない方の救済を図っている。

機構は、健康被害者に関係する各種の業務を長年に渡り実施することで蓄積した豊富な経験やデータ等を最大限に活かしながら、石綿法及び平成28年に取りまとめられた制度見直しに係る中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会報告書に示されているとおり、国民への石綿による健康被害の救済に必要な情報の十分かつ速やかな提供に留意し、石綿による指定疾病であることの認定等に係る業務、被認定者等に対する救済給付の支給業務、給付財源の納付義務者からの徴収業務を行う。

石綿法に基づく救済の業務は、一般的な行政サービスの提供にとどまらず、被害者視点に立った最大限の配慮の下に、丁寧に、速やかに、かつ正確に実施することが求められる。このため、被認定者等のニーズを把握し、制度運営等に反映させるとともに、都道府県がん診療拠点病院や日本肺癌学会、日本呼吸器学会といった関係機関や地方公共団体等とも連携しながら、石綿健康被害者に対し積極的に救済制度の周知を図り、石綿健康被害者の不安の解消に努める。迅速かつ適切な認定及び救済給付の支給に当たっては、個人情報保護に十分留意しつつ、医療機関と診療情報の共有を図ること、厚生労働省（労災保険窓口）と労災保険制度の対象となり得る申請等について情報共有を図ることなど、関係機関との連携に努める。あわせて、石綿健康被害者の増加を想定して業務の効率化及び見直しを行うこと、取り扱う個人情報の管理に万全の対策を講じること、適切に石綿健康被害救済基金の管理を行うこと等により、制度の適正な運営を実現する過程での確かなマネジメントを行い、業務を堅実に遂行する。

さらに、指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への支援、地域住民の健康相談に対応している保健所等担当者に対する支援として、機構の専門的知見をいかし、石綿による健康被害に係る知識等の向上を図るための情報提供を積極的に実施する。

### 【以下、評価指標等】

#### （1）認定・支給に係る業務

##### <評価指標>

- (A) 医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績（平均122日）を維持、厚生労働省との定期的な情報共有
- (B) 救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援
- (C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知
- (D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表
- (E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供
- (F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営

##### <関連した指標>

- (a1) 労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数（前中期目標期間実績：平均12回/年）



- (b1) 療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）（前中期目標期間実績：平均 17 日）
- (b2) 請求期限のある救済給付の請求対象者への周知（前中期目標期間実績：100%）
- (b3) 認定更新対象者への状況確認等の案内送付（前中期目標期間実績：100%）
- (c1) 窓口相談、無料電話相談件数（前中期目標期間実績：平均 5,688 件/年）
- (c2) 施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数
- (d1) 保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数（前中期目標期間実績：平均 13 回/年）
- (d2) 制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表（前中期目標期間実績：各 1 回/年）
- (e1) 救済制度において診断実績のある医療機関数（平成 29 年度実績：1,778 病院）
- (e2) 医療従事者向けセミナーの実施回数（前中期目標期間実績：平均 14 回/年）
- (f1) 個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）（前中期目標期間実績：100%）

#### <定量的な目標水準の考え方>

- (a) 療養中の方からの認定申請から決定までの平均処理日数（※特殊な事情を有する案件を除く）は、前中期目標期間において約47日間 の短縮を達成しており、過剰な目標は確認作業の不徹底等を誘発する可能性も否めないこと等を踏まえ、前中期目標期間の実績を堅持する設定とした。

#### <重要度：高>

石綿健康被害救済制度において、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給に係る業務を適確かつ迅速に実施していくことは、制度の根幹となる重要なものであるため。

#### <難易度：高>

石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿健康被害者の迅速な救済が求められており、石綿健康被害救済制度への申請が増加もしくは現水準で推移することが予想される中、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給を速やかかつ正確に実施する必要があるため。

## (2) 納付義務者からの徴収業務

### <評価指標>

- (A) 納付義務者からの徴収率 100%（前中期目標期間実績：平均 100%）

#### <定量的な目標水準の考え方>

- (a) 納付義務者からの費用の徴収について、これまでの実績も勘案し、徴収すべき額を全て徴収する設定とした。

## 7. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務（環境研究総合推進費業務）

研究・技術開発については、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）、「統合イノベーション戦略」（平成30年6月15日閣議決定）や第五次環境基本計画等の政府方針に沿った取組を実施していくことが求められる。これらの政府方針等においては、研究成果の社会実装の推進、若手研究者の活躍促進、研究力及び研究成果の最大化や、技術開発の基礎となる環境研究を着実に進め、基礎から要素技術開発、社会実装を円滑に進めるとともに、人材育成にも取り組む必要があるとしている。

環境省は、持続可能な社会構築に資する研究成果の社会実装を見据えた研究・技術開発を推進することを目指し、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」に基づいて、行政ニーズの策定・提示及び環境政策への研究成果の活用推進等に取り組む。機構においても、蓄積した経験や評価分析データ等を最大限に活かしながら、気候変動、資源循環、自然共生等、推進戦略で示された分野について、環境政策への貢献、知的財産の活用推進等の研究成果の社会実装を推進する視点をもって、公募、審査・評価、配分業務及び研究管理を行う。

また、研究成果の最大化という成果を目指す過程での的確なマネジメントとして、研究者への行政ニーズの周知徹底を図ること等に加え、外部有識者による中間評価、事後評価を通じて研究者支援等を充実させるなど、的確かつ効果的な研究管理を行う。さらに、他の国立研究開発法人等の知見や環境省による追跡評価の結果を収集・分析の上、活用するなどして、機構において必要に応じた業務の見直しに取り組むなど、研究成果の社会実装を推進する上で必要な研究管理の土台づくりを進める。

加えて、効果的・効率的な資金の活用のため、研究費の利便性向上、研究成果の普及推進、国民への情報発信に取り組むとともに、研究費の不正使用防止の徹底に取り組む。

### 【以下、評価指標等】

#### （1）研究管理

##### <評価指標>

- (A) 研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価において5段階中上位2段階の評定を獲得する課題数の割合を70%以上（前中期目標期間中5年間の実績平均値：62%）
- (B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理
- (C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進
- (D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止

##### <関連した指標>

- (b1) 環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数（平成29年度実績：18件）
- (b2) 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数（平成29年度実績：2件）
- (b3) 他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）（平成29年度委員会出席実績：無し）
- (b4) プログラムオフィサー（PO）のキックオフ（KO）会合、アドバイザーボー

- ード (AD) 会合への参加課題数等 (平成 29 年度実績 : 全課題参加)
- (c1) 研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動 (平成 29 年度実績 : 1 回)
- (c2) 一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数 (平成 29 年度実績 : 無し)
- (d1) 研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数 (平成 29 年度実績 : 2 回)
- (d2) 実地検査 (中間検査及び確定検査) を実施した研究課題数 (平成 29 年度実績 : 50 課題)

<定量的な目標水準の考え方>

- (a) 第 4 期中期目標期間の当初においては、機構が本業務に本格的に取り組んで間もないことや、事後評価に係る課題は、機構が全期間にわたって研究管理を行ったものではないこと等を踏まえ、外部有識者による事後評価結果については、機構への業務移管前の水準をベースとした設定とする。なお、必要に応じて達成すべき目標水準を見直すなどの対応を適切に行うものとする。

<重要度 : 高>

研究成果の社会実装の推進は、政府方針等において求められており、そのための研究管理が重要である。また、成果の普及や研究公正の取組も引き続き重要であるため。

(2) 公募、審査・評価及び配分業務

<評価指標>

- (A) 高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中 5 年間の水準以上を確保 (前中期目標期間中 5 年間の実績平均値 : 261 件/年)
- (B) 革新型研究開発 (若手枠) の応募件数を 32 件以上/年 (業務移管前 2 年間の実績平均値 : 27 件/年)
- (C) 研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価の実施
- (D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上

<関連した指標>

- (c1) 外部有識者委員会の開催回数 (平成 29 年度実績 : 3 回/年)、(領域毎の研究部会の開催回数 : 各 2 回/年)
- (d1) 新規課題説明会の開催回数 (平成 30 年度採択案件に係る実績 : 1 回/年)
- (d2) 早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日 (平成 30 年度実績 : 平成 30 年 5 月 31 日)

<定量的な目標水準の考え方>

- (a) 応募件数の増加が目的ではなく、高い研究レベルを確保するためには一定の応募件数を確保する必要があるという視点での目標であることから、申請件数については、前中期目標期間中の水準以上を確保する設定とする。
- (b) 政府方針において若手研究者の育成、活躍推進が求められており、社会実装を見据えながらも独創力や発想力に優れた若手研究者の育成と活躍促進を図るため、全体では(a)のとおり高い研究レベルを確保するために一定の応募件数を確保する中で、特に、若手研究者からの応募件数について

は、2割程度増加させることが望ましい。

<難易度：高>

応募件数は外的要因により増減するうえに、機構の限られた体制の中で革  
新型研究開発（若手枠）の応募件数を2割程度増加させるためには、これ  
まで以上に、幅広い大学や研究機関等に対して工夫して周知を図らなけれ  
ば達成が困難であり、難易度が高い。

## 第4 業務運営の効率化に関する事項

### (1) 経費の効率化

#### ① 一般管理費

一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を行うこと。

#### ② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連経費、競争的資金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を各勘定で行うこと。

<定量的な目標水準の考え方>

これまでも経費の効率化に着実に取り組み、目標を達成してきたこと等を踏まえ、引き続き前中期目標の水準を堅持する設定とした。

### (2) 給与水準等の適正化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。

<関連した指標>

役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢分析等。

### (3) 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、機構が策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、監事による監査や外部有識者等から構成された契約監視委員会の点検等により、公正性・透明性を確保しつつ調達等の合理化を推進する。

<関連した指標>

競争性のある契約実績（件数・金額）が全体に占める割合や一者応札・応募実績の対前年度比、機構に設置された契約手続審査委員会や外部有識者を含む

契約監視委員会における審議回数及び評価等。

#### (4) 情報システムの整備・管理

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

<関連した指標>

PMOの設置及び支援実績

(注)「業務の電子化に関する目標」については、上記「第3」の各業務に係る目標において必要に応じて記載。

### 第5 財務内容の改善に関する事項

#### (1) 財務運営の適正化

自己収入・寄付金の確保に努めるほか、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

また、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な執行管理を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、引き続き適正な会計処理に努める。また、「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。

<関連した指標>

勘定別の総利益や利益剰余金、金融資産の普通預金以外での運用割合の対前年度比及びその要因分析等。

#### (2) 承継業務に係る適切な債権管理等

貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、約定弁済先の管理を強化し、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、法的処理を含めて回収強化と迅速な償却に計画的に取り組む。また、将来的な承継業務の整理に向け、債権状況の明確化に努める。

<関連した指標>

回収額等、債権残高、貸倒懸念債権・破産更生債権及びこれに準ずる債権の比率等。

### 第6 その他業務運営に関する重要事項

### (1) 内部統制の強化

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日 総務省行政管理局長通知）等の政府方針に基づく取組を着実に実施するとともに、理事長をトップとする「内部統制推進委員会」等を活用し、取組状況の共有・確認等を行う。また、内部統制の仕組みの有効性について随時、点検・検証を行い、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。

#### <関連した指標>

内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）、外部有識者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価等。

### (2) 情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等

「サイバーセキュリティ基本法」（平成 26 年 11 月 12 日 法律第 104 号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関連規程類を適時適切に見直し、対応する。また、これらに基づくセキュリティ対策に加え、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練等を適時に実施することにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。さらに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。また、文書管理、情報公開については、法令等に従い適切に対応する。

#### <関連した指標>

全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数・参加率等）。また、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率等）。

### (3) 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化

人事評価、研修制度、働き方改革、業務における環境配慮等の様々な観点から、法人内部の状況や社会状況を勘案しつつ、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な取組を創出し、重点化又は効果的に組み合わせる実施すること等により、業務運営に係る体制の強化・改善及び組織の活性化を図る。

また、業務運営を今後も的確に行うために社会環境の変化への対応が必要であること及び民間等による活動・研究等の原資となる資金の分配、公害等の健康被害者への対応など、ステークホルダーとの信頼関係構築が特に重要である業務を含め多様な業務を実施していることを踏まえ、法人のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材及び各部門における様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材を育成することを念頭に、多角的な研修計画を策定し、研修内容の見直しを不断に行うこと、人事評価制度の活用及び適時の見直しを行うこと、専門性を有する機関との人材交流を行うこと等を通じて、各部門の現場レベルでの効果的な人材登用を図る。

さらに、東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり、自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着

実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物対応に係る連携など災害対応の強化に取り組む。

<関連した指標>

職員の士気向上を図る新たな取組や、研修受講者アンケートを踏まえた研修制度・研修内容等の進捗状況や検証結果。また、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対前年度比等。

(以 上)